土木工事現場必携

※初めにお読みください。

① この土木工事現場必携は、平成26年3月に発行したものをベースに、土木工事施工管理基準のみを平成26年3月から平成27年5月の内容に更新し電子版としたものです。

② 上記①以外は更新していませんので、熊本県のHP等で最新の情報をご確認ください。

平成30年11月・電子版 ver. 1.1

(一財)熊本県建設技術センター

目　　次

【県土木関係文書】（熊本県土木技術管理室監修）

1. 土木工事共通仕様書

共　通　編（総則）…… 1-1

2. 土木工事施工管理基準

1　施工管理基準（総則）…… 2-1
2　施工管理基準〔工程管理〕…… 2-3
3　施工管理基準〔品質管理〕…… 2-4
4　施工管理基準〔出来形管理〕…… 2-155
5　施工管理基準〔写真管理〕…… 2-356

3. そ　の　他

1　テストハンマーによるコンクリート強度推定要領 …… 3-1
2　レディーミクストコンクリート
　　単位水量測定要領（案）…… 3-13
3　コンクリートの
　　耐久性確保に係る措置について …… 3-18
4　道路工事現場における
　　標識、標示施設の設置要項 …… 3-36
5　ブロック積（石積）設計基準について …… 3-58
6　鉄筋工 …… 3-86
7　提出書類の様式等 …… 3-88
8　土木工事における書類チェックリスト …… 3-93

【資　料　編】

1. 技術者制度と施工体制等について …… 資料-1
2. 工事現場に掲げる標識について …… 資料-11
3. 安全管理について …… 資料-14
4. 土木工事安全施工技術指針 …… 資料-15
5. 作業主任者（有資格者）の選任を
   必要とする業務一覧表（令６条）…… 資料-18
6. 危険有害業務に従事する労働者で資格(又は特別教育)
   を必要とする者の一覧表 …… 資料-20
7. 作業指揮者を選任すべき業務の一覧表 …… 資料-24
8. 監視人（誘導者）等の配置を
   必要とする業務の一覧表 …… 資料-26
9. 立入禁止の措置等一覧表 …… 資料-28
10. 表示の設定箇所一覧表 …… 資料-32
11. 特定自主検査（事業内検査）の資格一覧表 … 資料-35
12. 路側用ガードレール …… 資料-37
13. 法勾配及び角度対照表 …… 資料-38
14. カーブ表 …… 資料-39
15. 三角法公式 …… 資料-40
16. 法勾配と角度との関係（三角関数）…… 資料-41
17. 度量衡算表及び計算単位単化換算表 …… 資料-43
18. 棒　　鋼 …… 資料-44

【県土木関係文書】

1. 土木工事共通仕様書

共　通　編

第1章　総　則

1－1－1　適　用

1. 本共通仕様書は、熊本県が発注する土木部所管の土木工事（道路工事、河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、公園緑地工事、下水道工事、港湾工事その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る公共工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 受注者は、共通仕様書の適用にあたって、土木工事にあっては、「熊本県土木部等所管工事検査規程取扱要領」（平成25年4月1日改正）及び「熊本県土木部工事監督要領」（平成17年8月1日）に従った検査・監督体制のもとで、「建設業法」第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（「熊本県工事検査規程」（昭和43年訓令甲第20号、平成15年訓令甲第7号一部改正）（以下「検査規程」という。）の第2条に規定するしゅん工検査、一部しゅん工検査、中間検査、出来形部分検査をいう。）にあたっては、「熊本県会計規則」（昭和60年3月26日 規則第11号）（以下「会計規則」という。）第80条に基づくものであることを認識しなければならない。
3. 契約書に添付されている図面・特記仕様書及び工事数量総括表に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。
4. 特記仕様書、図面、工事数量総括表又は共通仕様書の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督職員

に確認して指示を受けなければならない。

5. 設計図書は、SI 単位を使用するものとする。SI 単位については、SI 単位と非 SI 単位が併記されている場合は（ ）内を非 SI 単位とする。

１－１－２ 用語の定義

1. 監督職員とは、熊本県公共工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第９条に規定する監督員を指し、主任監督員及び総括監督員を総称していう。
2. 総括監督員とは、監督総括業務を担当し、主任監督員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。
3. 主任監督員とは、契約約款第９条第２項に定める受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議、設計図書に基づく工事実施のための詳細図等の作成および交付又は受注者が作成した図面の承諾、又、契約図書に基づく工程の管理、立会、工事の施工状況の検査、工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）の実施を行い。監督業務を掌理する者をいう。
4. 契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。
5. 設計図書とは、仕様書、図面、工事数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
6. 仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。
7. 共通仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。
8. 特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督職員が承諾し

た書面は、特記仕様書に含まれる。

9. 現場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。

10. 質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する書面をいう。

11. 図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図、工事完成図等をいう。なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

12. 工事数量総括表とは、工事施工に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。

13. 指示とは、契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。

14. 承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員又は受注者が書面により同意することをいう。

15. 協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

16. 提出とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

17. 提示とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員または検査職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明すことをいう。

18. 報告とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況または結果について書面により知らせることをいう。

19. 通知とは、発注者又は監督職員と受注者又は現場代

理人の間で、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。

20. 納品とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。

21. 電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。

22. 電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となるデータをいう。

23. 工事完成図とは、設計図書に従って工事目的物の完成状態を図面として記録した工事完成図を電子成果品として作成したものをいい、主工種、主要構造物だけでなく付帯工種、付属施設など施設管理に必要なすべての図面、設計条件、測量情報等を含むものとし、工事完成図は設計寸法で表し、材料規格等はすべて実際に使用したもので表すものとする。

24. 情報交換共有システムとは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。

25. 書面とは、手書き、印刷物等による施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。ただし、情報交換共有システムを用いて作成及び提出を行ったものについては、署名又は押印がなくても有効とする。

26. 確認とは、契約図書に示された事項について、監督職員、検査職員又は受注者が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

27. 立会とは、契約図書に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適

合を確かめることをいう。

28. 工事検査とは、検査職員が契約約款第31条、第37条、第38条に基づいて給付の完了の確認のために行う、検査規定第2条に規定する検査をいう。

29. 検査職員とは、契約約款第31条第2項に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。

30. 同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質又は特記仕様書に指定がない場合、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質又は監督職員の承諾した品質をいう。

　なお、試験機関での品質の確認のために必要となる費用は、受注者の負担とする。

31. 工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。

32. 工事開始日とは、工期の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。

33. 工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。

34. 工事とは、本体工事及び仮設工事、又はそれらの一部をいう。

35. 本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。

36. 仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。

37. 工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地又は水面の区域をいう。

38. 現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。

39. SI とは、国際単位系をいう。
40. 現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。
41. JIS 規格とは、日本工業規格をいう。
42. 段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数量等を確認することをいう。

１－１－３　設計図書の照査等

1. 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書、土木工事施工管理基準（熊本県土木部　平成 25 年 6 月策定）等、市販・公開されているものについては、受注者が備えなけらばならない。
2. 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約約款第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。
3. 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、およびその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

１－１－４　請負代金内訳書

1. 受注者は、契約約款第 3 条に規定する「請負代金内訳書」(以下「内訳書」という。）を土木工事施工管理基準に定めた所定の様式に基づき作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。
2. 監督職員は、内訳書の内容に関し受注者の同意を得て、説明を受けることができる。ただし、内容に関す

る協議等は行わないものとする。

１－１－５　工程表

受注者は、契約約款第３条に規定する工程表を土木工事施工管理基準に定めた所定の様式に基づき作成し、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。

１－１－６　施工計画書

1. 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。

受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。

この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

⑴　工事概要
⑵　計画工程表
⑶　現場組織表
⑷　指定機械
⑸　主要船舶・機械
⑹　主要資材
⑺　施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
⑻　施工管理計画
⑼　安全管理
⑽　緊急時の体制及び対応
⑾　交通管理
⑿　環境対策
⒀　現場作業環境の整備
⒁　再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理

方法

⑮　その他

2.　受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。

3.　受注者は、施工計画書を提出した際、監督職員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

１－１－７　コリンズ（CORINS）への登録

受注者は、工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報システム（CORINS）に工事実績情報を登録しなければならない。登録にあたっては、事前に登録内容について監督職員の確認を受けなければならない。なお、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後（工事完成通知書（しゅん工届）の提出日をいう。）、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、すみやかに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

１－１－８　監督職員

1. 当該工事における監督職員の権限は、契約約款第９条第２項に規定した事項である。
2. 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督職員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

１－１－９　現場技術員

受注者は、設計図書で建設コンサルタント等に委託した現場技術員の配置が明示された場合には、次の各号によらなければならない。

⑴　受注者は、現場技術員が監督職員に代わり現場に臨場し、立会等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。又、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に際し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。

⑵　現場技術員は、契約約款第９条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。但し、監督職員から受注者に対する指示または、通知等を現場技術員を通じて行うことがある。また、受注者が監督職員に対して行う報告または通知は、現場技術員を通じて行うことができる。

１－１－10　工事用地等の使用

1. 受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持･管理するものとする。
2. 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合にお

いて、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舎、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。

3. 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。

4. 受注者は、第１項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定め又は監督職員の指示に従い復旧の上、直ちに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合もすみやかに発注者に返還しなければならない。

5. 発注者は、第１項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。

6. 受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

１－１－11　工事着手

受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事開始日以降30日以内に着手しなければならない。

１－１－12　工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、契約約款第６条の規定のほか、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

⑴　受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること

⑵　下請負者が熊本県の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。

⑶　下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

１－１－13　下請報告書並びに施工体制台帳

1. 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結する場合、契約約款第7条の規定に基づき下請負人に関して、「下請契約報告事務取扱要領」（平成15年3月5日付監第2127号改正）により、下請報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
2. 受注者は、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額（当該下請契約が2以上ある場合は、それらの請負代金の総額）が3,000万円以上になる場合、建設業法第24条の7の規定に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。
3. 第2項の受注者は、「下請契約報告事務取扱要領」に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に揚げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。
4. 第2項の受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。
5. 第2項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度すみやかに監督職員に提出しなければならない。

１－１－14　受注者相互の協力

受注者は、契約約款第2条の規定に基づき隣接工事

又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

１－１－15　調査・試験に対する協力

1. 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。
2. 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。又、工期経過後においても同様とする。
   ⑴　調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
   ⑵　調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
   ⑶　正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行なわなければならない。
   ⑷　対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
3. 受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。又、工期経過後においても同様とする。

4. 受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。又、工期経過後においても同様とする。

5. 受注者は、当該工事が「熊本県建設工事低入札価格調査実施要領」(平成 16 年 3 月 31 日告示第 331 号）の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合の措置として、「低入札価格調査制度」の調査対象工事となった場合は、次に掲げる措置を取らなければならない。

⑴ 受注者は、監督職員の求めに応じて、施行体制台帳を提出しなければならない。

また、書類の提出に際して、その内容のヒヤリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。

⑵ 施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。

⑶ 受注者は、間接工事費等諸経費動向調査票の作成を行い、工事完了後、速やかに監督職員に提出しなければならない。

⑷ 受注者は、間接工事費等諸経費動向調査票の内容について、監督職員が説明を求めた場合には、これに応じなければならない。

なお、監督職員からその内容の説明を下請負者へも行う場合があるので、受注者は了知するとともに、下請負者に対し周知しなければならない。

6. 受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督職員に説明し、承諾を得なければならない。

また、受注者は、調査・試験等の成果を公表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。

１－１－16　工事の一時中止

1.　発注者は、契約約款第 20 条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、１－１－47 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

⑴　埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当又は不可能となった場合

⑵　関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合

⑶　工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当又は不可能となった場合

2.　発注者は、受注者が契約図書に違反し又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止させることができる。

3.　前 1 項及び 2 項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

１－１－17　設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

１－１－18　工期変更

1. 契約約款第 15 条第 7 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 5 項、第 19 条、第 20 条第 3 項、第 21 条及び第 43 条第 2 項の規定に基づく工期の変更について、契約約款第 23 条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。
2. 受注者は、契約約款第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約約款第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。
3. 受注者は、契約約款第 20 条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約約款第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。
4. 受注者は、契約約款第 21 条に基づき工期の延長を求める場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約約款第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。
5. 受注者は、契約約款第 22 条第 1 項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約約款第 23 条

第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

１－１－19　支給材料及び貸与物件

1. 受注者は、支給材料及び貸与品を契約約款第 15 条第 8 項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
2. 受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。
3. 受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に、支給品精算書を監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。
4. 契約約款第 15 条第 1 項に規定する「引渡場所」は、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。
5. 受注者は、契約約款第 15 条第 9 項「不用となった支給材料又は貸与品の返還」の規定に基づき返還する場合、監督職員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。
6. 受注者は、支給材料及び貸与物件の修理等を行う場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない。
7. 受注者は、支給材料及び貸与物件を他の工事に流用してはならない。
8. 支給材料及び貸与物件の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

１－１－20　工事現場発生品

受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書又は監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

2. 受注者は、第 1 項以外のものが発生した場合、監督

職員に通知し、監督職員が引き渡しを指示したものについては、監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

１－１－21　建設副産物

1. 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事または設計図書に指定された仮設工事にあっては、監督職員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあたっては、監督職員の承諾を得なければならない。
2. 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニュフェスト）または電子マニュフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員に提示しなければならない。
3. 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成 14 年 5 月 30 日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成 3 年 10 月 25 日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成 18 年 6 月 12 日）を遵守して、「建設副産物の再生利用指針」及び「公共工事における建設副産物の再生利用実施要領」（土木技術管理室通知、平成 19 年 2 月 14 日改訂）により、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。
4. 受注者は、土砂、砕石又は加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、建設副産物情報交換システムの建設リサイクル統合データシステム（CREDAS）に速やかに入力し、再生資源利用計画を施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。

また、実施後は、同システムにより実績を入力し、再生資源利用実施書を工事完成時の技術管理報告書に含めて提出するとともに工事完了後１年間保存しなければならない。

5. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、建設副産物情報交換システムの建設リサイクル統合データシステム（CREDAS）に速やかに入力し、再生資源利用促進計画書を施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。

また、実施後は、同システムにより実績を入力し、再生資源利用促進実施書を作成し、工事完成時の技術管理報告書に含めて提出するとともに工事完了後１年間保存しなければならない。

１－１－22　監督職員による確認及び立会等

1. 受注者は設計図書に従って、監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ別に定める立会願を監督職員に提出しなければならない。
2. 監督職員は、必要に応じ、工事現場又は製作工場において立会し、又は資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。
3. 受注者は、監督職員による確認及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をしなければならない。

なお、監督職員が製作工場において確認を行なう場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。

4. 監督職員による確認及び立会の時間は、監督職員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合はこの限りではない。
5. 受注者は、契約約款第９条第２項第３号、第13条第

2 項又は第 14 条第 1 項もしくは同条第 2 項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料の確認を受けた場合にあっても、契約約款第 17 条及び第 31 条に規定する義務を免れないものとする。

6. 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。

⑴ 受注者は、表１－１段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。

⑵ 受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を所定の様式により監督職員に提出しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。

⑶ 受注者は段階確認に臨場するものとし、監督職員の確認を受けた書面を、工事完成までに監督職員へ提出しなければならない。

⑷ 受注者は、表１－１段階確認一覧表に示す以外に、完成時に不可視となる箇所等において監督員から指示があった箇所についても、段階確認を受けなければならない。受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会と情報を提供するものとする。

7. 監督職員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、監督職員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。

表１－１　段階確認一覧表

種　　別	細　　別	確　認　時　期
指定仮設工		設置完了時
河川･海岸･砂防土工(掘削工) 道路土工（掘削工）		土（岩）質の変化した時
道路土工（路床盛土工） 舗装工（下層路盤）		プルーフローリング実施時
表層安定処理工	表層混合処理・路床安定処理	処理完了時
	置換	掘削完了時
	サンドマット	処理完了時
バーチカルドレーン工	サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ペーパドレーン	施工時 施工完了時
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時 施工完了時
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時 施工完了時
	薬液注入	施工時
矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板 鋼管矢板	打込時 打込完了時
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H 鋼杭	打込時 打込完了時（打込杭） 掘削完了時（中堀杭） 施工完了時（中堀杭） 杭頭処理完了時
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時 鉄筋組立て完了時 施工完了時 杭頭処理完了時
深礎工		土（岩）質の変化した時 掘削完了時 鉄筋組立て完了時 施工完了時 グラウト注入時
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄沓据え付け完了時 本体設置前（オープンケーソン） 掘削完了時（ニューマチックケーソン） 土（岩）質の変化した時 鉄筋組立て完了時
鋼管井筒基礎工		打込時 打込完了時 杭頭処理完了時
置換工（重要構造物）		掘削完了時
築堤・護岸工		法線設置完了時

種　　別	細　　別	確　認　時　期
砂防ダム		法線設置完了時
護岸工	法覆工（覆土施工がある場合）	覆土前
	基礎工・根固工	設置完了時
重要構造物 函渠工(樋門･樋管含む) 躯体工（橋台） RC 躯体工（橋脚） 橋脚フーチング工 RC 擁壁 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土（岩）質の変化した時 床掘掘削完了時 鉄筋組立て完了時 埋戻し前
躯体工 RC 躯体工		沓座の位置決定時
床版工		鉄筋組立て完了時
鋼橋		仮組立て完了時（仮組立てが省略となる場合を除く）
ポストテンション T（I）桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 PC ホロースラブ製作工 PC 版桁製作工 PC 箱桁製作工 PC 片持箱桁製作工 PC 押出し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時 PC 鋼線・鉄筋組立完了時 （工場製作除く）
トンネル掘削工		土（岩）質の変化した時
トンネル支保工		支保工完了時 （支保工変化毎）
トンネル覆工		施工時（構造の変化時）
トンネルインバート工		鉄筋組立て完了時
鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿孔完了時
	鋼板取付け工、固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー完了時
	現場溶接工	溶接前
		溶接完了時
	現場塗装工	塗装前
		塗装完了時
ダム工	各工事ごと別途定める	

１－１－23　数量の算出及び工事完成図書

1.　数量の算出

⑴　受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。

⑵　受注者は、出来形測量の結果を基に、「土木工事数量算出要領」（平成14年9月18日付土技第761号）及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督職員に提出しなければならない。出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。

なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。

2.　工事完成図書

⑴　受注者は、工事完成図書として以下の書類を提出しなければならない。

①完成写真及び着工前写真
②実施工程表
③出来形管理資料
④品質管理資料
⑤安全管理資料
⑥工事写真
⑦工事打合せ簿
⑧工事完成図
⑨その他

⑵　受注者は、設計図書に従って工事完成図を作成し、監督職員に提出しなければならない。

⑶　受注者は、「熊本県電子納品運用ガイドライン（案）」に基づいて作成された電子データを、エラーが無いこと及びウイルス対策を実施した上で電子媒体で提出しなければならない。電子納品にあたって

は、監督職員と協議の上電子化の範囲等を決定しなければならない。

１－１－24　工事しゅん工検査（中間検査を含む）

1. 受注者は、契約約款第31条の規定に基づき、工事完成通知書（しゅん工届）を監督職員に提出しなければならない。
2. 受注者は、工事完成通知書（しゅん工届）を監督職員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。
   ⑴　設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。
   ⑵　契約約款第17条第1項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。
   ⑶　設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。
   ⑷　契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。
3. 発注者は、工事検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。
4. 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
   ⑴　工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
   ⑵　工事管理状況に関する書類、記録及び写真等
5. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができる。
6. 修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約約款第31条第2項に規定する期間に含めないものとする。

7. 受注者は、当該工事完成検査については、１－１－22 監督職員による確認及び立会等第 3 項の規定を準用する。

１－１－25　既済部分の出来形部分検査及び一部しゅん工検査

1. 受注者は、契約約款第 37 条第 2 項の部分払の確認の請求を行った場合、又は、契約約款第 38 条第 1 項の工事の完成に先立っての部分引渡しの通知を行った場合は、既済部分に係わる出来形検査及び一部しゅん工検査を受けなければならない。
2. 受注者は、契約約款第 37 条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。
3. 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
   ⑴　工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
   ⑵　工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
4. 受注者は、検査職員の指示による修補については、前条の第 5 項の規定に従うものとする。
5. 受注者は、当該既済部分の出来形部分検査及び一部しゅん工検査については、１－１－22 監督職員による確認及び立会等第 3 項の規定を準用する。
6. 発注者は、既済部分の出来形部分及び一部しゅん工検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。
7. 受注者は、契約約款第 34 条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

１－１－26　部分使用

1. 発注者は、受注者の同意を得て部分使用できるものとする。
2. 受注者は、発注者が契約約款第33条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、監督職員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。なお、土木工事にあっては、中間検査による検査（確認）でも良い。

１－１－27　施工管理

1. 受注者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。
2. 監督職員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができるものとする。この場合は、受注者は、監督職員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。
   ⑴　工事の初期で作業が定常的になっていない場合
   ⑵　管理試験結果が限界値に異常接近した場合
   ⑶　試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合
   ⑷　前各号に掲げるもののほか、監督職員が必要と判断した場合
3. 受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができるものとする。
4. 受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。
5. 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造

物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督職員へ通知し、その対応方法等に関して協議するものとする。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。

6. 受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。

7. 受注者は、工事中に物件を発見又は拾得した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに監督職員及び関係官公庁へ通知し、その指示を受けるものとする。

8. 受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、完成検査時に監督職員へ提出しなければならない。

ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は直ちに提示しなければならない。

なお、出来形管理基準及び品質管理基準が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

１－１－28　履行報告

受注者は、契約約款第 11 条の規定に基づき、工事履行報告書を所定の様式に基づき作成し、監督職員に提出しなければならない。

１－１－29　工事関係者に対する措置請求

1. 発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2. 発注者又は監督職員は、主任技術者（監理技術者)、

専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

１－１－30　工事中の安全確保

1. 受注者は、「土木工事安全施工技術指針」（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成 21 年 3 月 31 日）、「建設機械施工安全技術指針」（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成 17 年 3 月 31 日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運行指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、こられの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。
2. 受注者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。
3. 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。
4. 受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。
5. 受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、

立入禁止の標示板等を設けなければならない。なお、空港工事にあっては、監督職員の承諾を得るものとする。

6. 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。

7. 受注者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミニュケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。

8. 受注者は、「土木請負工事における安全・訓練等の実施について」（土木技術管理室通知 平成 7 年 4 月 18 日土技第 54 号）に基づき、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

⑴ 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
⑵ 当該工事内容等の周知徹底
⑶ 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
⑷ 当該工事における災害対策訓練
⑸ 当該工事現場で予想される事故対策
⑹ その他、安全・訓練等として必要な事項

9. 受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。

10. 受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。

11. 受注者は、所轄警察署、所管海上保安部、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、空港管理

者、海岸管理者、漁港管理者、海上保安部、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。

12. 受注者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。

13. 監督職員が、「労働安全衛生法」（平成 47 年法律第 57 号）第 30 条第 1 項に規定する措置を講じる者として、同条第 2 項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。

14. 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、「労働安全衛生法」等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。

15. 受注者は、災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督職員に通知しなければならない。

16. 受注者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告しなければならない。

17. 受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に報告し、その処置については占用者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない

18. 受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、補修しなければならない。

１－１－31　爆発及び火災の防止

1. 受注者は、火薬類の使用については、以下の規定によらなければならない。

⑴　受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。

　なお、監督職員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を提示しなければならない。

⑵　受注者は、火薬類を使用し工事を施工する場合は、使用に先立ち監督職員に使用計画書を提出しなければならない。

⑶　現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。

2. 受注者は、火気の使用については、以下の規定によらなければならない。

⑴　受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災防止のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。

⑵　受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

⑶　受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

⑷　受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。

１－１－32　後片付け

受注者は、工事の全部または一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。

ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督職員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

１－１－33　事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、監督職員が指示する様式（工事事故報告書）で指示する期日までに、提出しなければならない。

また、報告を受けた監督職員は、「建設工事にかかる事故報告について」（土木部長通知、平成 13 年 12 月 25 日土技第 1054 号）に基づき、事故報告書入力システムにより事業主管課を通じて土木部長に報告するものとする。

１－１－34　環境対策

1. 受注者は「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（建設大臣官房技術審議官通達、昭和 62 年 3 月 30 日）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
2. 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に報告し、監督職員の指示があればそれに従わなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等、内容を

明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告しなければならない。

3. 受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督職員に提出しなければならない。

4. 受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。

5. 受注者は、水中に工事用資材等が落下しないよう措置を講ずるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。

6. 受注者は、工事の施工に当たり表１－２に示す建設機械を使用する場合は、表１－２の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年法律第 51 号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付け建設省経機発第 249 号」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成 18 年 3 月 17 日付け国土交通省告示第 348 号)」若しくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 18 年 3 月 17 日付け国総施第 215 号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着すること

表１－２

機　　種	備　　考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクターショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。
・オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの ・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの。	

で、排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出しなければならない。

受注者はトンネル坑内作業において表１－３に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス2011年基準に適合するものとして、表１－３の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成18年3月28日経済産業省・国土交通省・環境省令第1号)」第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号のロに定める表示が付された特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）もしくは「第3次排

表１－３

機　　種	備　　考
トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 但し、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。
・オフロード法の2011年基準適合表示又は2011年基準同等表示が付されているもの ・トンネル工事用排出ガス対策建設機械として指定を受けたもの。	

出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。トンネル用排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着（黒煙浄化装置付）することで、トンネル工事用排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

7. 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。

また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるも

のとする。

8. 受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和 62 年 3 月 30 日）」によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付ける場合には、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（建設省告示、平成 13 年 4 月 9 日）」に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができるものとする。

9. 受注者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 15 年法律第 119 号「グリーン購入法」という。）」第 6 条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める特定調達品目を使用を積極的に推進するものとし、その調達実績の集計結果を監督職員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法や、特定調達品目を使用するに際して必要となる設計図書の変更については、監督職員と協議するものとする。

１－１－35　文化財の保護

1. 受注者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。

2. 受注者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

１－１－36　交通安全管理

1. 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約約款第28条によって処置するものとする。
2. 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。
3. 受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と協議のうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合、「土木部発注工事におけるダンプトラック等の過積載防止対策要領」（平成15年11月27日付け 土木部長通知）に従うものとする。
4. 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成26年2月27日内閣府・国土交通省令第1号)」、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)」、「道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知　平成18年3月31日　国道利37号・国道国防第205号)」、「道路

工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成 18 年 3 月 31 日　国道利 38 号・国道国防第 206 号）」及び「道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和 47 年 2 月）」に基づき、安全対策を講じなければならない。

5. 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。

6. 受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。

7. 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。

8. 工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、又は水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。

9. 受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行又はえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。

10. 受注者は、船舶の航行又は漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。なお、直ちに取り除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、

関係機関に通報及び監督職員に通知しなければならない。

11. 受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督職員に通知しなければならない。

12. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、「車両制限令」（平成 26 年 12 月 28 日政令第 424 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（平成 24 年 3 月 22 日政令第 54 号）第 22 条における制限を越えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成 24 年 8 月法律第 67 号）第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

表１－４　一般的制限値

車両の諸元	一　般　的　制　限　値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m（但し、指定道路については 4.1m）
重量　総重量	20.0t　（但し、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大 25.0t）
軸重	10.0t
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距 1.8m 未満の場合は 18t （隣り合う車軸に係る軸距が 1.3m 以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が 9.5t 以下の場合は 19t）、1.8m 以上の場合は 20t
輪荷重	5.0t
最小回転半径	12.0m

ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

１－１－37　施設管理

受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約約款第 33 条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずる恐れがある場合には、その処置について監督職員と協議できる。なお、当該協議事項は、契約約款第 9 条の規定に基づき処理されるものとする。

１－１－38　諸法令の遵守

1. 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。

⑴　会計法（平成 18 年 6 月改正 法律第 53 号）
⑵　建設業法（平成 24 年 8 月改正 法律第 53 号）
⑶　下請代金支払遅延等防止法（平成 21 年 6 月改正 法律第 51 号）
⑷　労働基準法（平成 24 年 6 月改正 法律第 42 号）
⑸　労働安全衛生法（平成 23 年 6 月改正 法律第 74 号）
⑹　作業環境測定法（平成 23 年 6 月改正 法律第 74 号）
⑺　じん肺法（平成 16 年 12 月改正 法律第 150 号）
⑻　雇用保険法（平成 24 年 3 月改正 法律第 9 号）
⑼　労働者災害補償保険法（平成 24 年 8 月改正法律第 63 号）
⑽　健康保険法（平成 24 年 8 月改正 法律第 67 号）
⑾　中小企業退職金共済法（平成 23 年 4 月改正 法律第 26 号）
⑿　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（平成 24 年 8 月改正 法律第 53 号）
⒀　出入国管理及び難民認定法（平成 24 年 4 月改正 法律第 27 号）
⒁　道路法（平成 23 年 12 月改正 法律第 122 号）

⑮　道路交通法（平成 24 年 8 月改正 法律第 67 号）
⑯　道路運送法（平成 23 年 6 月改正 法律第 74 号）
⑰　道路運送車両法（平成 23 年 6 月改正 法律第 74 号）
⑱　砂防法（平成 22 年 3 月改正 法律第 20 号）
⑲　地すべり等防止法（平成 24 年 6 月改正 法律第 42 号）
⑳　河川法（平成 23 年 12 月改正 法律第 122 号）
㉑　海岸法（平成 23 年 5 月改正 法律第 37 号）
㉒　港湾法（平成 24 年 3 月改正 法律第 15 号）
㉓　港則法（平成 21 年 7 月改正 法律第 69 号）
㉔　漁港漁場整備法（平成 23 年 8 月改正 法律第 105 号）
㉕　下水道法（平成 23 年 12 月改正 法律第 122 号）
㉖　航空法（平成 23 年 5 月改正 法律第 54 号）
㉗　公有水面埋立法（平成 16 年 6 月改正 法律第 84 号）
㉘　軌道法（平成 18 年 3 月改正 法律第 19 号）
㉙　森林法（平成 24 年 6 月改正 法律第 42 号）
㉚　環境基本法（平成 24 年 6 月改正 法律第 47 号）
㉛　火薬類取締法（平成 23 年 6 月改正 法律第 74 号）
㉜　大気汚染防止法（平成 23 年 8 月改正 法律第 105 号）
㉝　騒音規制法（平成 23 年 12 月改正 法律第 122 号）
㉞　水質汚濁防止法（平成 23 年 8 月改正 法律第 105 号）
㉟　湖沼水質保全特別措置法（平成 23 年 8 月改正 法律第 105 号）
㊱　振動規制法（平成 23 年 12 月改正 法律第 122 号）
㊲　廃棄物処理及び清掃に関する法律（平成 24 年 8 月改正 法律第 53 号）
㊳　文化財保護法（平成 23 年 5 月改正 法律第 37 号）
㊴　砂利採取法（平成 23 年 7 月改正 法律第 84 号）
㊵　電気事業法（平成 24 年 6 月改正 法律第 47 号）

⑷1　消防法（平成 24 年 6 月改正 法律第 38 号）
⑷2　測量法（平成 23 年 6 月改正 法律第 61 号）
⑷3　建築基準法（平成 24 年 8 月改正 法律第 67 号）
⑷4　都市公園法（平成 23 年 12 月改正 法律第 122 号）
⑷5　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 23 年 8 月改正法律第 105 号）
⑷6　土壌汚染対策法（平成 23 年 6 月改正 法律第 74 号）
⑷7　駐車場法（平成 23 年 12 月改正 法律第 122 号）
⑷8　海上交通安全法（平成 21 年 7 月改正 法律第 69 号）
⑷9　海上衝突予防法（平成 15 年 6 月改正 法律第 63 号）
⑸0　海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（平成 24 年 9 月改正 法律第 89 号）
⑸1　船員法（平成 24 年 9 月改正 法律第 87 号）
⑸2　船舶職員及び小型船舶操縦者法（平成 20 年 5 月改正 法律第 26 号）
⑸3　船舶安全法（平成 24 年 9 月改正 法律第 89 号）
⑸4　自然環境保全法（平成 23 年 8 月改正 法律第 105 号）
⑸5　自然公園法（平成 23 年 8 月改正 法律第 105 号）
⑸6　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 21 年 6 月改正 法律第 51 号）
⑸7　国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 15 年 7 月改正 法律第 119 号）
⑸8　河川法施行法（平成 11 年 12 月改正 法律第 160 号）
⑸9　技術士法（平成 23 年 6 月改正 法律第 74 号）
⑹0　漁業法（平成 23 年 5 月改正 法律第 35 号）
⑹1　空港法（平成 23 年 8 月改正 法律第 105 号）
⑹2　計量法（平成 23 年 8 月改正 法律第 105 号）
⑹3　厚生年金保険法（平成 24 年 8 月改正 法律第 63 号）
⑹4　航路標識法（平成 16 年 6 月改正 法律第 84 号）
⑹5　資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 14 年 2 月改正 法律第 1 号）

⑹⑹　最低賃金法（平成 24 年 4 月改正 法律第 27 号）
⑹⑺　職業安定法（平成 24 年 8 月改正 法律第 53 号）
⑹⑻　所得税法（平成 24 年 3 月改正 法律第 16 号）
⑹⑼　水産資源保護法（平成 22 年 6 月改正 法律第 41 号）
⑺⑽　船員保険法（平成 24 年 9 月改正 法律第 87 号）
⑺⑴　著作権法（平成 24 年 6 月改正 法律第 43 号）
⑺⑵　電波法（平成 23 年 6 月改正 法律第 74 号）
⑺⑶　土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（平成 24 年 4 月改正 法律第 27 号）
⑺⑷　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（平成 23 年 5 月改正 法律第 47 号）
⑺⑸　農薬取締法（平成 19 年 3 月改正 法律第 8 号）
⑺⑹　毒物及び劇物取締法（平成 23 年 12 月改正 法律第 122 号）
⑺⑺　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年 5 月 法律第 51 号）
⑺⑻　公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年 3 月 法律第 18 号）
⑺⑼　警備業法（平成 23 年 6 月改正 法律第 61 号）
⑻⑽　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 24 年 6 月改正 法律第 42 号）
⑻⑴　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 23 年 12 月改正 法律第 122 号）

2. 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。

3. 受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第 1 項の諸法令に照らし不適当であったり、矛盾していることが判明した場合には直ちに監督職員と協議しなければならない。

１－１－39　官公庁等への手続等

1. 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
2. 受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。
3. 受注者は、諸手続に係る許可、承諾等を得たときは、その書面を監督職員に提示しなければならない。なお、監督職員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。
4. 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議しなければならない。
5. 受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
6. 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。
7. 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に連絡の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。
8. 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等内容を明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

１－１－40　施工時期及び施工時間の変更

1. 受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。

2. 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前にその理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。

１－１－41　工事測量

1. 受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮 BM)、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。なお、測量標（仮 BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督職員に提出しなければならない。
2. 受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督職員に報告し、直ちに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。
3. 受注者は、用地幅杭、測量標（仮 BM)、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督職員と協議しなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。
4. 受注者は、工事の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭又は障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。
5. 水準測量及び水深測量は、設計図書に定められてい

る基準高あるいは工事用基準面を基準として行うものとする。

6. 受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。

１－１－42　提出書類

1. 受注者は、提出書類を工事請負契約関係の書式集等に基づいて、監督職員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。

2. 契約約款第 9 条第 5 項に規定する「設計図書に定めるもの」とは請負代金額に係わる請求書、代金代理受領諾申請書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係わる書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。

１－１－43　不可抗力による損害

1. 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約約款第 29 条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害通知書により監督職員を通じ発注者に通知しなければならない。

2. 契約約款第 29 条第 1 項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、次の各号に掲げるものをいう。

⑴　波浪、高潮に起因する場合

波浪、高潮が想定している設計条件以上又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合

⑵　降雨に起因する場合

次のいずれかに該当する場合とする。

①　24 時間雨量（任意の連続 24 時間における雨量をいう。）が 80mm 以上

②　1 時間雨量（任意の 60 分における雨量をいう。）が 20mm 以上

③　連続雨量（任意の 72 時間における雨量をいう。）が 150mm 以上

④　その他設計図書で定めた基準

⑶　強風に起因する場合

最大風速（10 分間の平均風速で最大のものをいう）が 15m ／秒以上あった場合

⑷　河川沿いの施設にあっては、河川のはん濫注意水位以上、又はそれに準ずる出水により発生した場合

⑸　地震、津波、豪雪に起因する場合周囲の状況により判断し、相当の範囲に渡って他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

3.　契約約款第 29 条第 2 項に規定する「乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約約款第 26 条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

１－１－44　特許権等

1.　受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関した費用負担を契約約款第 8 条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督職員と協議しなければならない。

2.　受注者は、業務の遂行により発明または考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。

3.　発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が「著作権法（平成 22 年 12 月 3 日法律第 65 号第 2 条第 1 項第 1 号)」に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。

なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

１－１－45　保険の付保及び事故の補償

1. 受注者は、残存爆発物があると予想される区域で工事に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に設計図書に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。
2. 受注者は、作業船、ケーソン等を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。
3. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
4. 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
5. 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則１ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。

１－１－46　臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督職員に通知しなければならない。
2. 監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象(以下「天災等」という。)に伴ない、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

１－１－47　創意工夫

受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完成時ま

でに所定の様式により、監督職員に提出する事ができる。

１－１－48　暴力団員等による不当介入を受けた場合における受注者の措置義務

暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

なお、遵守していないことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処する。

①　不当介入を受けた場合は、毅然としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに管轄警察署へ通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

②　警察に通報等を行った内容について書面により速やかに発注者に報告すること。

また、不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

2. 土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準は、土木工事共通仕様書〔H25.7〕第１編１－１－27「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

１．目　　的

この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

２．適　　用

この管理基準は、熊本県土木部が発注する土木工事について適用する。

ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この基準によりがたい場合は、または、基準が定められていない工種については監督職員と協議の上、施工管理を行う。

３．構　　成

施工管理（工事写真を含む）
- 工程管理
- 出来形管理
- 品質管理

４．管理の実施

⑴　受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない

⑵　施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。

⑶　受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。

⑷　受注者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し直ちに提示するとともに検査時に提出しなければならない。

５．管理項目及び方法

⑴　工程管理

管理項目及び管理の方法等については、［1］工程管理に定める。

⑵　品質管理

管理項目及び管理の方法等については、[2] 品質管理に定める。

⑶　出来形管理

管理項目及び管理の方法等については、[3] 出来形管理に定める。

⑷　写真管理

管理項目及び管理の方法等については、[4] 写真管理に定める。

6．規 格 値

受注者が、出来形管理基準及び品質管理基準に基づき測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

7．そ の 他

受注者が工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準（案）により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し直ちに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

［1］ 工 程 管 理

1．工程管理基準

この工程管理基準は、土木工事施工管理基準５の⑴に規定する工程管理の基準を定めたものである。

2．工程管理

⑴ 受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式など）を行うものとする。但し、応急処理又は維持工事等の当初工事計画立案が困難な工事内容については、省略できるものとする。

⑵ 受注者は、着工前に工事の実施工程計画表を監督職員に提出し承認を受けておかなければならない。

また、実施工程計画表を変更する場合も同様とする。

3．実施工程計画表作成の区分

⑴ 組み合わせ工種が多い工事については、ネットワークにより作成する。

ただし、監督職員が指示した場合は除く。

⑵ 単純な工事については、コスト・タイム・カーブを併用した横棒式工程表（バーチャート）により作成する。

ただし、監督職員が指示した場合は除く。

4．工程進捗状況の把握

工事の出来形は、毎月末日現在を実測し、その結果を速やかに実施行程計画表に記録しておくものとし、いつでも監督職員の請求に対して提示できるようにしておかなければならない。

5．工程計画表作成に当たっての留意事項

⑴ 先行工事や後続工事の関連からの当該工事の着工、完成時期、施工方法等を考慮する。

⑵ 現道工事等施工箇所の立地条件による施工時期、施工時間、施工方法等を考慮する。

⑶ 関係機関との協議、工事用地の確保、支障物件の撤去等の有無、公害防止対策のための施工時期、施工方法等を考慮する。

⑷ 施工順序、労務、機械の使用計画、環境（地形、地質、気象、水理等）を考慮する。

⑸ 作業能力、標準稼働時間、工事期間の作業可能日数等の決定を考慮する。

⑹ 工事期間の作業可能日数の算定

［2］ 品 質 管 理

1．品質管理基準

この品質管理基準は、土木工事施工管理基準 5 の⑶に規定する品質管理の基準を定めたものである。

2．品質管理

受注者は、品質管理基準により実施し、その管理内容に応じて、工程能力図又は、品質管理表（ヒストグラム、X － R、X － Rs － Rm 等）を作成し管理するものとする。

この品質管理基準の適用は、下記に揚げる工種㈠、㈡、の条件に該当する工事を除き、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

㈠ 路盤

維持工事等の小規模なもの（施工面積が 1,000㎡ 以下のもの）

㈡ アスファルト舗装

維持工事等の小規模なもの（同一配合の合材が 100 t 未満のもの）

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

3．品質管理の方法

⑴ 試験項目で試験（測定数）が 20 点を超えるものは、X － R 管理図により管理する。ただし、受注者側において予備データ又は作業管理データを有しない場合には、X － Rs － Rm 管理図により管理する。

ロットの区分については監督職員と協議する。

⑵ 試験（測定数）が 20 点以下の場合は、成果総括表（様式 10）に記入する。

⑶ 試験項目で試験（測点数）が 40 点以上の場合は、度数表（ヒストグラム）を作成しバラツキの状況を把握する。

4．品質管理上の留意事項

⑴ 工事着工に先立ち、土木工事施工管理基準の規定及び契約図書に基づき、試験又は測定項目、試験回数、規格値等を記入した管理計画表を作成すること。

⑵ 試験及び測定項目の決定に当たっては『必修』『その他』の区分に規定されているので留意のうえ計画すること。

⑶ 試験又は測定以外に、材料及び二次製品については、検査済証明書、品質証明書、カタログ、試験成績表の提出が

必要であるので、共通仕様書、特記仕様書を熟読のうえ対処すること。

⑷　道路土工の各種指針、コンクリート標準示方書、舗装の構造に関する技術基準等の関係規定を把握して計画、実施に反映すること。

⑸　レディーミクストコンクリートの受入れ検査について

㈠　購入者は、現場に荷卸しされたコンクリートの品質が、指定した条件を満足するものであるかを確かめるための検査（受入れ検査 JIS A 5308）を行うこと。

㈡　受入れ検査は荷卸し時点で行い、検査は圧縮強度、スランプ、空気量、水セメント比（B/C)、塩化物含有量について行い合否を判定する。

㈢　受入れ検査をやむを得ず生産者に検査のための試験を代行させる場合には、購入者がその試験に立会い、その試験結果を確認すること。

㈣　圧縮強度試験用の供試体は標準養生を基本とする。なお、圧縮強度試験の公的機関での試験回数については、「5 公的機関での試験の実施について」による。

⑹　施工段階における圧縮強度試験について

型枠及び支保工の取り外し時期の確認のために行う圧縮強度試験用供試体については受入れ検査とは別に作成することとし、その養生については原則として、現場空中（又は現場水中）養生とする。

5．公的機関での試験の実施について

試験（測定）基準のうち公的機関〔(一財）熊本県建設技術センター、国公立大学〕での試験回数（または試験個数）は下記のとおりとする。

なお、コンクリート試験については、(一財）熊本県建設技術センターと水俣地区、人吉球磨地区及び天草地区生コンクリート協同組合との委託契約に基づき、各協同組合が管理する共同試験場も公的機関とみなす。

⑴　コンクリートの圧縮強度試験について

①　無筋コンクリート（1 工事当り 50m³ 以上の場合に適用する。）

㈠　50m³ から 150m³ まで 1 回

㈡　150m³ から 450m³ まで 1 回

㈢　450m³ から 450m³ ごと 1 回

㈠　重力式橋台、橋脚及び高さ 2.5m 以上の擁壁については、50m³ 以下でも 1 回は実施する。

②　鉄筋コンクリート（1 工事当り 50m³ 以上の場合に適用する。）

㈠　150m³ 以下は 1 回

㈡　150m³ を超える毎に 1 回

㈢　PC 桁、RC 桁、床版、橋台及びボックスカルバートについては 50m³ 以下も適用する。

ただし、公的機関で試験実施が困難な場合※は監督職員と協議し、立会いのうえその他の試験場で実施することが出来る。

⑵　アスファルト舗装の現場密度試験、アスファルト抽出試験及び粒度試験について

1）現場密度試験（アスファルト抽出試験及び粒度試験も併せて実施）

㈠　3,000m² 以下（維持工事を除く）: 1 工事あたり 1 個。

㈡　3,001m² 以上: 品質管理基準に定める 1 ロットあたり 1 個。

ただし、公的機関で試験実施が困難な場合※は監督職員と協議し、立会いのうえその他の試験場で実施することが出来る。

⑶　⑴及び⑵の品質管理試験については、しゅん工検査までに試験機関の証明書（試験成績表等）を提出のこと

※）試験実施が困難な場合

1）遠距離の場合〔（一財）熊本県建設技術センターより 40km 以上〕

2）年度末等で試験が集中して、能力を超える場合

以上の場合は監督職員と打合せのうえ実施するものとする。

6. アスファルト混合物の事前審査について

1）（一財）熊本県建設技術センターの事前審査で認定されたアスファルト混合物については、同センターが発行する認定書及び総括表の写しを、工事施工前に提出することで品質証明に代えるものとする。

2）事前審査によらないアスファルト混合物を使用する場合は、土木工事共通仕様書「第 1 編 3-6-5 アスファルト舗装」及び「第 6 編第 2 章舗装」の規定により試験を実施しなけ

ればならないが、このうち特記仕様書または監督職員の指示により公的機関での試験を義務付けたものは公的機関で実施しなければならない。ただし、公的機関で試験実施が困難な場合※は監督職員と協議し、立会いのうえその他の試験場で実施することができる。

7. 共同検査規約対象製品の取扱いについて

⑴ 熊本県土木用ブロック共同検査規約の対象製品を使用する場合は、熊本県土木用ブロック工業組合が発行する検査済み証明書を品質証明資料とすることができる。

⑵ 熊本県コンクリート製品協同組合共同検査規約の対象製品を使用する場合は、熊本県コンクリート製品協同組合が発行する検査済み証明書を品質証明資料とすることができる。

8. 非破壊試験等によるコンクリートの品質管理について

コンクリート構造物の品質確保のため、以下のとおり非破壊試験等による管理を行うこと。

⑴ 「微破壊• 非破壊試験によるコンクリートの強度測定を用いた品質管理」

微破壊・非破壊試験を用いてコンクリート構造物の強度が適正に確保されていることを確認するために実施する。

対象とする工事は、新設のコンクリート構造物のうち、橋長 30m 以上の橋梁上部工事及び橋梁下部工事とする。

なお、試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」（国土交通省）に準拠して行うこと。

⑵ 「非破壊試験による配筋状態及びかぶり測定を用いた品質管理」

非破壊試験を用いてコンクリート構造物の鉄筋の配筋状態およびかぶりが適正に確保されていることを確認するために実施する。

対象とする工事は、新設のコンクリート構造物のうち、橋梁上部工事、橋梁下部工事及び重要構造物である内空断面積 25m^2 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）とする。

なお、試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」（国土交通省）に準拠して行うこと。

1．目　的

土木工事共通仕様書並びに設計図書及び特記仕様書等の契約図書、又は各種指針・要綱に、工事に使用する材料の形状寸法、品質、規格等が明示されており、受注者は、示された条件を十分満足し、且つ経済的に作り出すための管理を行う必要がある。

そこで本章は、それぞれの目的に合致した品質管理のための基本事項を示したものであり、基本的事項を十分理解して、最も効果的な品質管理を図ることを目的としてまとめたものである。

2. 品質管理基準及び規格値

目　　次

1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付コンクリートを除く）	2-9	21	道路土工	2-93
			22	捨石工	2-98
			23	コンクリートダム	2-99
			24	覆工コンクリート（NATM）	2-109
2	ガス圧接	2-19	25	吹付けコンクリート（NATM）	2-117
3	既製杭工	2-22	26	ロックボルト（NATM）	2-126
4	下層路盤	2-25	27	路上再生路盤工	2-127
5	上層路盤	2-30	28	路上表層再生工	2-130
6	アスファルト安定処理路盤	2-36	29	排水性舗装工・透水性舗装工	2-133
7	セメント安定処理路盤	2-37	30	プラント再生舗装工	2-139
8	アスファルト舗装	2-40	31	工場製作工	2-142
9	転圧コンクリート	2-48	32	ガス切断工	2-142
10	グースアスファルト舗装	2-56	33	溶接工	2-143
11	路床安定処理工	2-61	34	（港湾）地盤改良	2-151
12	表層安定処理工（表層混合処理）	2-63	35	（港湾）マット	2-151
13	固結工	2-65	36	（港湾）控工	2-152
14	アンカー工	2-66	37	（港湾）付属工	2-153
15	補強土壁工	2-67	38	（港湾）電気防食	2-153
16	吹付工	2-70	39	（港湾）汚濁防止膜工	2-154
17	現場吹付法枠工	2-77	40	基礎杭工	2-154
18	河川土工	2-85			
19	海岸土工	2-89			
20	砂防土工	2-91			

注）なお、各表の右欄の「試験成績等による確認」に「○」がついているものは、試験成績表書やミルシート等によって品質を確認できる項目であるが、必要に応じて現場検収を実施する。

空欄の項目については必ず現場検収を行う。

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認試験に
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	必須	アルカリ骨材反応抑制対策	アルカリ骨材反応抑制対策について（平成14年9月20日付け土技第785号の1）	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回／6か月以上および産地が変わった場合。		○
		その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011－1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回／月以上および産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011－1～4 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率 :3.5%以下 粗骨材の吸水率 :3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照）	工事開始前、工事中1回／月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ細骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ細骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等により確認
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	その他（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石　40%以下 砂利　35%以下 舗装コンクリートは35%以下 但し、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中１回／月以上および産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（但し、粒形判定実績率が58%以上の場合は、5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）1.0%以下 細骨材 砕砂　9.0%以下（但し、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） 砕砂（粘土、シルト等を含まない場合）7.0%（但し、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材　7.0%以下（但し、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）5.0%以下（但し、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中１回／月以上および産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中１回／週以上）		○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による試験確認
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回／年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回／月以上および産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上および産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上		○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	その他（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中１回／月以上。		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308 附属書Ｃ	懸濁物質の量：2g/l 以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l 以下 塩化物イオン量：200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発は 30 分以内、終結は 60 分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢７及び 28 日で 90％以上	工事開始前及び工事中１回／年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308 附属書Ｃ	塩化物イオン量：200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発は 30 分以内、終結は 60 分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢７及び 28 日で 90％以上	工事開始前及び工事中１回／年以上および水質が変わった場合。	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	製造（プラント）	その他（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は ±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回／６月以上。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603－1 JIS A 8603－2	コンクリートの練混ぜ量公称容量の場合： コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回／年以上。	・小規模工種※で１工種当りの総使用量が 50m³ 未満の場合は１工種１回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ 1m 以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅 2.0m 以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等により確認
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	製造（プラント）	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）		連続ミキサの場合： 土木学会基準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm 以下	工事開始前及び工事中 1 回／年以上。	・小規模工種※で 1 工種当りの総使用量が 50m³ 未満の場合は 1 工種 1 回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ 1m 以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅 2.0m 以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2 回／日以上。	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1 回／日以上。	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則 0.3kg/m³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に 1 回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の 1/2 以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1 試験の測定回数は 3 回とする）試験の判定は 3 回の測定値の平均値。	・小規模工種※で 1 工種当りの総使用量が 50m³ 未満の場合は 1 工種 1 回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1 工種当たりの総使用量が 50m³ 以上の場合は、50m³ ごとに 1 回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502,503）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ 1m 以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅 2.0m 以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	単位水量測定	「レディーミクストコンクリートの品質確保について」 「熊本県レディーミクストコンクリートの単位水量測定要領（案）」	1）測定した単位水量が、配合設計±15kg/m³の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2）測定した単位水量が、配合設計±15kg/m³を超え±20kg/m³の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m³以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3）配合設計±20kg/m³の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m³以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m³以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、管理値又は指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m³／日以上の場合；2回／日（午前中1回、午後1回）以上、重要構造物は、重要度に応じて100m³～150m³ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m³、40mmの場合は165kg/m³を基本とする。 【重要構造物】 ・擁壁（H=5m以上） ・ボックスカルバート（内空断面積25m²以上） （B活荷重A活荷重設計橋を対象とする） ・トンネル ・ダム（砂防堰堤を除く） ・用・排水機場 （下部工の床面積100m²以上を対象とする。建築を除く） ・堰・水門（H=3m以上） ・樋門・樋管（内空断面積10m²以上） ・洞門 ・その他測定が必要と認められる重要構造物	

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ 5cm 以上 8cm 未満：許容差 ±1.5cm スランプ 8cm 以上 18cm 以下：許容差 ±2.5cm （コンクリート舗装の場合） スランプ 2.5cm：許容値 ±1.0cm （道路橋床版の場合） スランプ 8cm を標準とする。	荷卸し時 1 回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて 20m³ ～ 150m³ ごとに 1 回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクスコンクリートを用いる場合は原則として全車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	・小規模工種※で 1 工種当りの総使用量が 50m³ 未満の場合は 1 工種 1 回以上。または、レディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1 工種当たりの総使用量が 50m³ 以上の場合は、50m³ ごとに 1 回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ 1m 以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅 2.0m 以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1 回の試験結果は指定した呼び強度の 85% 以上であること。 3 回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	荷卸し時 1 回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて 20 から 150m³ ごとに 1 回。なお、テストピースは荷卸場所で採取し、1 回につき 6 個（σ 7・・・3 本、σ 28・・・3 本）とする。（早強セメントを使用する場合には、必要に応じてσ 3・・・3 本を追加で採取する）	・小規模工種※で 1 工種当りの総使用量が 50m³ 未満の場合は 1 工種 1 回以上。または、レディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ 1m 以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅 2.0m 以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m³～150m³ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上。または、レディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			コンクリートの曲げ強度試験（コンクリート舗装の場合、必須）	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回（午前・午後）の割りで行う。なおテストピースは荷卸場所で採取し、1回につき原則として3個とする。		
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う		

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m 以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が 25m² 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工（ただし、いづれかの工種についてもプレキャスト製品及び PC は除く。）及び高さが 3m 以上の堰・水門・樋門を対象とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部分については竣工前に調査する。	
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類で行う。その他の構造物については、強度が同じブロックを 1 構造物の単位とし、各単位につき 3 箇所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1 回の試験結果が設計基準強度の 85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を 5 箇所実施。 材齢 28 日～ 91 日の間に試験を行う。	高さが、5m 以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が 25m² 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが 3m 以上の堰・水門・樋門を対象。（ただし、いづれの工種についてもプレキャスト製品およびプレストレストコンクリートは対象としない。） また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは 1 箇所の強度が設計強度の 85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査が行えない場合は監督職員と協議するものとする。	
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度が得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは 1 カ所の強度が設計強度の 85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。	
			配筋状態及びかぶり	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」による	同左	同左	同左	

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成等る験表よ認試績に確
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工後試験	その他	強度測定	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による	同左	同左	同左	
2 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	•目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 等 •ノギス等による計測 （詳細外観検査） 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれがD/4以下 ⑤折れ曲がりの角度が2°　以下 ⑥著しいたれ下がり、へこみ、焼き割れがない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があってはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。	•モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件•同一材料で行う。 (1) 直径19mm以上の鉄筋またはSD490以外の鉄筋を圧接する場合 • 手動ガス圧接及び熱間押抜圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 • 特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 • 自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)直径19mm未満の鉄筋またはSD490の鉄筋を圧接する場合 • 手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれかにおいても、施工前試験を行わなければならない。	

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成等る験表よ認試績に確
2 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	•目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 等 •ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2D以上 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があってはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があってはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。	•モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件•同一材料で行う。 (1) 直径19mm以上の鉄筋またはSD490以外の鉄筋を圧接する場合 •手動ガス圧接及び熱間押抜圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 •特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件•高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 •自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)直径19mm未満の鉄筋またはSD490の鉄筋を圧接する場合 •手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれかにおいても、施工前試験を行わなければならない。	

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等により確認
2 ガス圧接	施工後試験	必須	外観検査	•目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 等 •ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の 1/5 以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の 1.4 倍以上。ただし、SD490 の場合は 1.5 倍以上。 ③ふくらみの長さが 1.1D 以上。ただし、SD490 の場合は 1.2 倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが D/4 以下 ⑤折れ曲がり角度が 2°　以下 ⑥著しいたれ下がり、へこみ、焼き割れがない ⑦その他有害と認められる欠陥があってはならない。	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押抜法以外の場合 ・規格値を外れた場合は下記による。いずれの場合も監督職員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・⑤は、再加熱して修正する。 ・⑥は、圧接部を切り取って再圧接する。	
					熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが 1.1D 以上。ただし、SD490 の場合は 1.2D 以上 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があってはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があってはならない。	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押抜法の場合 ・規格値を外れた場合は下記による。いずれの場合も監督職員の承諾を得る。 ・①②③は、再加熱、再加圧、押抜きを行って修正し、修正後外観検査を行う。 ・④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。	

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成等る験表よ認試績に確
2 ガス圧接	施工後試験	必須	超音波探傷検査	JIS Z 3062	・各検査ロットごとに 30 箇所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が 1 箇所以下の時はロットを合格とし、2 箇所以上のときはロットを不合格とする。 ただし、合否判定レベルは基準レベルより－24db 感度を高めたレベルとする。	超音波探傷検査は技取検査を原則とする。抜取検査の場合は、各ロットの 30 箇所とし、1 ロットの大きさは 200 箇所程度を標準とする。ただし、1 作業班が 1 日に施工した箇所を 1 ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、下記による。 ・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督職員の承認を得て、圧接部を切り取って再圧接する。 ・圧接部を切り取って再圧接し、外観検査および超音波探傷検査を行う。	
3 既製杭工	材料	必須	外観検査（鋼管杭・コンクリート杭・H 鋼杭）	目視	目視により使用上有害な欠陥（鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など）がないこと。	設計図書による。		○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認
3 既製杭工	施工	必須	外観検査（鋼管杭）	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径 700mm 未満：許容値 2mm 以下 外　径 700mm 以　上 1016mm 以下：許容値 3mm 以下 外径 1016mm を超え 2000mm 以下：許容値 4mm 以下		・外径 700mm 未満：上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を 2mm×π以下とする。 ・外径 700mm 以上 1,016mm 以下：上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を 3mm×π以下とする。 ・外径 1,016mm を超え 2,000mm 以下：上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を 4mm×π以下とする。	
			鋼管杭・コンクリート杭・H 鋼杭の現場溶接浸透深傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験）	JIS Z 2343 －1,2,3,4,5,6	われ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。 但し、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。 なお、全溶接箇所の 10%以上は、JIS Z 2343 － 1,2,3,4,5,6 により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周とする。		
			鋼管杭・H 鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104 の 1 類から 3 類であること	原則として溶接 20 箇所毎に 1 箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。 なお、対象箇所では鋼管杭を 4 方向から透過し、その撮影長は 30cm/1 方向とする。 （20 箇所毎に 1 箇所とは、溶接を 20 箇所施工した毎にその 20 箇所から任意の 1 箇所を試験することである。）		

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成等る験表よ認試績に確
3 既製杭工	施工	その他	鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060 の 1 類から 3 類であること	原則として溶接 20 箇所毎に 1 箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を 4 方向から探傷し、その探傷長は 30cm/1 方向とする。（20 箇所毎に 1 箇所とは、溶接を 20 箇所施工した毎にその 20 箇所から任意の 1 箇所を試験することである。）	中堀工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。	
			鋼管杭・コンクリート杭（根固め）水セメント比	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 又、設計図書に記載されていない場合は 60%～ 70%（中堀り杭工法）、60%（プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法）とする。	試料の採取回数は一般に単杭では 30 本に 1 回、継杭では 20 本に 1 回とし、採取本数は 1 回につき 3 本とする		
			鋼管杭・コンクリート杭（根固め）セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では 30 本に 1 回、継杭では 20 本に 1 回とし、採取本数は 1 回につき 3 本とすることが多い。尚、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ 5×10cm の円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/mm^2	

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認
4 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	粒状路盤：修正CBR20%以上（クラッシャラン鉄鋼スラグはCBR30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシャランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が40cmより小さい場合は30%以上とする。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m³以上1,000m³未満） 但し、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの。	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認
4 下層路盤	材料	必須	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数 PI:6 以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 •小規模以下の工事:施工前	•鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 •小規模工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000m² 以上 10,000m² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m³ 以上 1,000m³ 未満） 但し、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が 100t 以上のもの。	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・CS：クラッシャラン鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、 管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000m² 以上 10,000m² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m³ 以上 1,000m³ 未満） 但し、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの。	○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認
4 下層路盤	材料	必須	道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000m² 以上 10,000m² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m³ 以上 1,000m³ 未満） 但し、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの。	○
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシャランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が 50%以下とする。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・再生クラッシャランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000m² 以上 10,000m² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m³ 以上 1,000m³ 未満） 但し、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの。	○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による試験確認
4 下層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の 93%以上 X10　95%以上 X6　96%以上 X3　97%以上 歩道箇所 : 設計図書による。	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の 93%以上を満足するものとし、かつ平均値については以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10 個の測定値の平均値 X10 が規格値を満足するものとする。また、10 個の測定値が得がたい場合は 3 個の測定値の平均値 X3 が規格値を満足するものとするが、X3 が規格値を外れた場合は、さらに 3 個のデータを加えた平均値 X6 が規格値を満足していればよい。 ・1 工事あたり 3,000m² を越える場合は、10,000m² 以下を 1 ロットとし、1 ロットあたり 10 個（10 孔）で測定する。 （例） 3,001 ～ 10,000m² : 10 個 10,001m² 以上の場合、10,000m² 毎に 10 個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば、12,000m² の場合 : 6,000m²/1 ロット毎に 10 個、合計 20 個 なお、1 工事あたり 3,000m² 以下の場合（維持工事を除く）は、1 工事あたり 3 個（3 孔）以上で測定する。		

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認
4 下層路盤	施工	必須	プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		全幅全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m2 につき 2 回の割合で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t 以上の場合が該当する。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数 PI:6 以下	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t 以上の場合が該当する。	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t 以上の場合が該当する。	

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成等る験表よ認試績に確
5 上層路盤	材料	必須	修　正 CBR 試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正 CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合 90%以上 40℃ 以上で行った場合 80%以上。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000m² 以上で 10,000m² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満(コンクリートでは 400m³ 以上 1,000m³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が 100t 以上のもの	○
			鉄鋼スラグの修正 CBR 試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正 CBR 80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及び HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000m² 以上で 10,000m² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満(コンクリートでは 400m³ 以上 1,000m³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が 100t 以上のもの	○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認
5 上層路盤	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表 2 参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000m² 以上で 10,000m² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満(コンクリートでは 400m³ 以上 1,000m³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が 100t 以上のもの	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数 PI:4 以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・但し、鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、 管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000m² 以上で 10,000m² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上3,000t 未満（コンクリートでは 400m³ 以上 1,000m³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が100t 以上のもの	○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認
5 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 [4]-10	呈色なし	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及び HMS: 水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000m² 以上で 10,000m² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m³ 以上 1,000m³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認
5 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-12	1.2Mpa 以上(14 日)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・HMS: 水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000 m² 以上で 10,000m² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m³ 以上 1,000m³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○
			鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-106	1.50kg/L 以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS: 粒度調整鉄鋼スラグ及び HMS: 水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m2 あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000m2 以上で 10,000m2 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満(コンクリートでは 400m3 以上 1,000m3 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が 100t 以上のもの	○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認試験に
5 上層路盤	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m²以上で10,000m²未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m³以上1,000m³未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m²以上で10,000m²未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m³以上1,000m³未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成等る験表よ認試績に確
5 上層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法(JIS　A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の 93%以上 X10　95%以上 X6　95.5%以上 X3　96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の 93%以上を満足するものとし、かつ平均値については以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10 個の測定値の平均値 X10 が規格値を満足するものとする。また、10 個の測定値が得がたい場合は 3 個の測定値の平均値 X3 が規格値を満足するものとするが、X3 が規格値を外れた場合は、さらに 3 個のデータを加えた平均値 X6 が規格値を満足していればよい。 ・1 工事あたり 3,000m² を越える場合は、10,000m² 以下を 1 ロットとし、1 ロットあたり 10 個(10 孔)で測定する。 (例) 3,001 ～ 10,000m²:10 個 10,001m² 以上の場合、10,000m² 毎に 10 個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 　例えば、12,000m² の場合：6,000m²/1 ロット毎に 10 個、合計 20 個 　なお、1 工事あたり 3,000m² 以下の場合(維持工事を除く)は、1 工事あたり 3 個 (3 孔)以上で測定する。		

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認
5 上層路盤	施工	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mm ふるい: ±15%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時 （1 回～ 2 回／日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。	
			粒度 (75 μ m フルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75 μ m ふるい：±6% 以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時 （1 回～ 2 回／日）	同上	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m² につき 2 回の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数 PI:4 以下	観察により異常が認められたとき。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		
6 アスファルト安定処理路盤			アスファルト舗装に準じる					

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認
7 セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-38	下層路盤：一軸圧縮強さ〔7 日間〕 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ〔7 日間〕 2.9Mpa（アスファルト舗装） 2.0Mpa（セメントコンクリート舗装）。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・安定処理剤に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000m² 以上で 10,000m² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m³ 以上 1,000m³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	
			骨材の修正 CBR 試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000 m² 以上で 10,000m² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m³ 以上 1,000m³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成等る験表よ認試績に確
7 セメント安定処理路盤	材料	必須	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 [4]-103	下層路盤 塑性指数 PI:9 以下 上層路盤 塑性指数 PI:9 以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000m² 以上で 10,000m² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m³ 以上 1,000m³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	
	施工	必須	粒　度 (2.36mmフルイ)	JIS A 1102	2.36mm ふるい: ±15%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時（1回～ 2 回／日）。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、 舗装施工面積が 10,000m² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。	
			粒度（75 μ m フルイ）	JIS A 1102	75 μ m ふるい: ±6%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたき。	同上	

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成等る験表よ認試績に確
7 セメント安定処理路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の 93%以上。 X10　95%以上 X6　95.5%以上 X3　96.5%以上 歩道箇所 : 設計図書による。	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の 93%以上を満足するものとし、かつ平均値については以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10 個の測定値の平均値 X10 が規格値を満足するものとする。また、10 個の測定値が得がたい場合は 3 個の測定値の平均値 X3 が規格値を満足するものとするが、X3 が規格値を外れた場合は、さらに 3 個のデータを加えた平均値 X6 が規格値を満足していればよい。 ・1 工事あたり 3,000m² を越える場合は、10,000m² 以下を 1 ロットとし、1 ロットあたり 10 個（10 孔）で測定する。 （例） 3,001 ～ 10,000m² : 10 個 10,001m² 以上の場合、10,000m² 毎に 10 個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば、12,000m² の場合 : 6,000m²/1 ロット毎に 10 個、合計 20 個 なお、1 工事あたり 3,000m² 以下の場合（維持工事を除く）は、1 工事あたり 3 個（3 孔）以上で測定する。		
		その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認
7 セメント安定処理路盤	施工	その他	セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4] － 213,218	±1.2%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき（1 ～ 2 回／日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、 舗装施工面積が 10,000m² 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。	
8 アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表 2 参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000m² 以上で 10,000m² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満(コンクリートでは 400m³ 以上 1,000m³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が 100t 以上のもの	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾比重： 2.45g/cm³ 以上 吸水率 ：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量: 0.25%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等により確認
8 アスファルト舗装	材料	必須	粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは偏平な石片:10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表 3.3.17 による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○
		その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4 以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000m² 以上で 10,000m² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上3,000t 未満（コンクリートでは 400m³ 以上 1,000m³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認
8 アスファルト舗装	材料	その他	フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○
			フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-59	3%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○
			フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-61	1／4 以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水侵膨張比：2.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m^2 あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000m^2 以上で 10,000m^2 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m^3 以上 1,000m^3 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等により確認
8 アスファルト舗装	材料	その他	製鋼スラグの比重及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾比重: 2.45g/cm^3 以上 吸水率 :3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石:30%以下 CSS :50%以下 SS :30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量:12%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量:5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○
			針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表 3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表 3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○
			軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表 3.3.3	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成等る験表よ認試績に確
8 アスファルト舗装	材料	その他	伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表 3.3.3	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表 3.3.1 ・セミブローンアスファルト:表 3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○
			引火点試験	JIS K 2265－1,2,3,4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト表 3.3.3 ・セミブローンアスファルト:表 3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○
			薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表 3.3.3 ・セミブローンアスファルト:表 3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表 3.3.1	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認
8 アスファルト舗装	材料	その他	密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表 3.3.3 ・セミブローンアスファルト:表 3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-180	舗装施工便覧参照 ・セミブローンアスファルト:表 3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○
			60℃ 粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-192	舗装施工便覧参照 ・セミブローンアスファルト:表 3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト:表 3.3.3	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○
	プラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mm ふるい: ±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出ふるい分け試験 1 ～ 2 回／日	同上	○
			粒度 (75 μ mフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75 μ m ふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出ふるい分け試験 1 ～ 2 回／日	同上	○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認
8 アスファルト舗装	プラント	必須	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-238	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出ふるい分け試験１～２回／日	同上	○
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による	配合設計で決定した混合温度	随時		○
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐磨耗性の確認	○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成等る験表よ認試績に確
8 アスファルト舗装	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の 94%以上。 X10　96%以上 X6　96%以上 X3　96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の 94%以上を満足するものとし、かつ平均値については以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10 個の測定値の平均値 X10 が規格値を満足するものとする。また、10 個の測定値が得がたい場合は 3 個の測定値の平均値 X3 が規格値を満足するものとするが、X3 が規格値を外れた場合は、さらに 3 個のデータを加えた平均値 X6 が規格値を満足していればよい。 ・1 工事あたり 3,000m² を越える場合は、10,000m² 以下を 1 ロットとし、1 ロットあたり 10 個(10 孔)で測定する。 (例) 3,001 ～ 10,000m²:10 個 10,001m² 以上の場合、10,000m² 毎に 10 個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば、12,000m² の場合：6,000m²/1 ロット毎に 10 個、合計 20 個 なお、1 工事あたり 3,000m² 以下の場合(維持工事を除く)は、1 工事あたり 3 個(3 孔)以上で測定する。	・橋面舗装はコア採取しないで As 合材量（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	
			温度測定(初転圧前)	温度計による	110℃ 以上	随時	測定値の記録は、1 日 4 回（午前・午後各 2 回)。	

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成等る験表よ認試績に確
8 アスファルト舗装	舗設現場	必須	外観検査 (混合物)	目視		随時		
		その他	すべり抵抗試験	装調査・試験法便覧[1]-84	設計図書による	舗設車線毎 200m 毎に 1 回		
9 転圧コンクリート	材料(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	必須	コンシステンシーVC試験		舗装施工便覧 8-3-3による。 目標値 修正 VC 値:50 秒	当初		
			マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針(案) ※いずれか1方法	舗装施工便覧 8-3-3による。 目標値 締固め率:96%	当初		
			ランマー突き固め試験		舗装施工便覧 8-3-3による。 目標値 締固め率:97%	当初		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初	含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむえず行えない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から付録 7 に示した直火法によるのが望ましい。	
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	2 回／日(午前•午後)で、3 本 1 組／回。		

工　種	種　別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成等る験表よ認試績に確
9 転圧コンクリート	材料（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表 3.3.20 粗骨材表 3.3.22	細骨材 300m³、粗骨材 500m³ ごとに 1 回、あるいは 1 回／日。		○
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。	細骨材 300m³、粗骨材 500m³ ごとに 1 回、あるいは 1 回／日。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	工事開始前、材料の変更時。		○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35％以下 積雪寒冷地 25％以下	工事開始前、材料の変更時。	ホワイトベースに使用する場合：40％以下	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A1103 JIS A5005 JIS A5308	粗骨材 砕石　3.0％以下（但し、粒形判定実績率が 58％以上の場合は 5.0％以下） スラグ粗骨材　5.0％以下 それ以外（砂利等）1.0％以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材、5.0％以下 それ以外（砂等）3.0％以下（但し、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は、5.0％以下）			○

工　種	種　別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による試験に確認
9 転圧コンクリート	材料（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量:5%以下	工事開始前、材料の変更時。	観察で問題なければ省略できる。	○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が 90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、材料の変更時。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の 90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、材料の変更時。	観察で問題なければ省略できる。	○
			骨材中に含まれる密度 1.95g/cm^3 の液体に浮く粒子の試験	JIS A 1141	0.5%以下	工事開始前、材料の変更時。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%未満 粗骨材:12%以下	工事開始前、材料の変更時。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○

工　種	種　別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成等る験表よ認試績に確
9 転圧コンクリート	材料（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中１回／月以上。		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中１回／月以上。		○

工　種	種　別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成等る験表よ認試績に確
9 転圧コンクリート	材料（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308 附属書Ｃ	懸濁物質の量：2g/l 以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l 以下 塩化物イオン量：200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発は 30 分以内、終結は 60 分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回／年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308 附属書Ｃ	塩化物イオン量：200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発は 30 分以内、終結は 60 分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中１回／年以上および水質が変わった場合。	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

工　種	種　別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認
9 転圧コンクリート	製造（プラント）（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材 ：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は ±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回／６ケ月以上。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603－1 JIS A 8603－2	コンクリートの練混ぜ量公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回／年以上。	・50m³未満の場合は1回以上の試験、またレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○

工　種	種　別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認
9 転圧コンクリート	製造(プラント)(ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを除く)	その他		連続ミキサの場合: 土木学会基準JSCE－Ｉ 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差 :5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3㎝以下	工事開始前及び工事中１回／年以上。	同上	○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	２回／日以上。	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	１回／日以上。	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。	○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成等る験表よ認試績に確
9 転圧コンクリート	施工	必須	コンシステンシー VC 試験		修正 VC 値の ±10 秒	1 日 2 回(午前・午後)以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
			マーシャル突き固め試験※	舗装調査・試験法便覧 [3]-290 ※いずれか 1 方法	目標値の ±1.5%	1 日 2 回(午前・午後)以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
			ランマー突き固め試験※	舗装調査・試験法便覧 [3]-290 ※いずれか 1 方法	目標値の ±1.5%	1 日 2 回(午前・午後)以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	・試験回数が 7 回以上(1 回は 3 個以上の供試体の平均値) の場合は、全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数が 7 回未満となる場合は、 ①1回の試験結果は配合基準強度の 85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	2 回／日 (午前・午後) で、3 本 1 組／回 (材令 28 日)。		

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による試験に確認
9 転圧コンクリート	施工	必須	温度測定(コンクリート)	温度計による		2回／日(午前・午後)以上。		
			現場密度の測定	RI水分密度計	基準密度の95.5%以上	40mに1回(横断方向に3箇所)		
			コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧[3]-300		1,000m²に1個の割合でコアーを採取して測定。		
10 グースアスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m²以上で10,000m²未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度: 2.45g/cm³以上 吸水率:3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による試験確認
10 グースアスファルト舗装	材料	必須	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量: 0.25%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは偏平な石片:10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表 3-3-17 による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量:12%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量:5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認
10 グースアスファルト舗装	材料	その他	針入度試験	JIS K 2207	15 ～ 30(1/10mm)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度 20 ～ 40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m^2 以上あるいは 使用する基層および表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000m^2 以上で 10,000m^2 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上3,000t 未満（コンクリートでは 400m^3 以上 1,000m^3 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○
			軟化点試験	JIS K 2207	58 ～ 68℃	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○
			伸度試験	JIS K 2207	10cm 以上(25℃)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86 ～ 91%	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認
10 グースアスファルト舗装	材料	その他	引火点試験	JIS K 2265 － 1,2,3,4	240℃ 以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○
			蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○
			密度試験	JIS K 2207	1.07 ～ 1.13g/cm^3	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○
	プラント	必須	貫入試験 40℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-315	貫入量(40℃)目標値 表層:1 ～ 4mm 基層:1 ～ 6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t 未満の場合も実施する。		○
			リュエル流動性試験 240℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-320	3 ～ 20 秒(目標値)	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t 未満の場合も実施する。		○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	300 以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t 未満の場合も実施する。		○
			曲げ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-69	破断ひずみ（－ 10℃、50mm/min）8.0×10 以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t 未満の場合も実施する。		○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認
10 グースアスファルト舗装	プラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mm ふるい: ±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出ふるい分け試験 1 ～ 2 回／日	・中規模以上の工事とは、 管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000m² 以上で 10,000m² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m³ 以上 1,000m³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○
			粒度 (75 μ m フルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14 3-4-3	75 μ m ふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出ふるい分け試験 1 ～ 2 回／日	同上	○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出ふるい分け試験 1 ～ 2 回／日	同上	○
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による	アスファルト：220℃ 以下 石 粉：常温～ 150℃	随時		○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成等る験表よ認試績に確
10 グースアスファルト舗装	舗設現場	必須	温度測定 （初転圧前）	温度計による		随時	測定値の記録は、1日4回 （午前・午後各2回）	
11 路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		
			CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-155 舗装調査・試験法便覧 [4]-158	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記載方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53mm：突砂法（舗装調査・試験法便覧 [4]-185）	設計図書による	500m³につき1回の割合で行う。 但し、1,500m³未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		

<table>
<tr><th>工　種</th><th>種別</th><th>試験区分</th><th>試験項目</th><th>試験方法</th><th>規格値</th><th>試験基準</th><th>摘　　要</th><th>成績表等により確認</th></tr>
<tr><td rowspan="3">11
路床安定処理工</td><td rowspan="3">施工</td><td rowspan="3">必須</td><td rowspan="2"></td><td>または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)</td><td>設計図書による</td><td>1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m²を標準とし、1日の施工面積が2,000m²以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。
<table><tr><td>面積(m²)</td><td>500未満</td><td>500以上1000未満</td><td>1000以上2000未満</td></tr><tr><td>測定点数</td><td>5</td><td>10</td><td>15</td></tr></table></td><td>・最大粒径 <100mm の場合に適用する。
・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。</td><td></td></tr>
<tr><td>または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による</td><td>施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。</td><td>1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。
2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m²を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m²以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。
3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。
4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>プルーフローリング</td><td>舗装調査・試験法便覧 [4]-210</td><td></td><td>路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。</td><td>荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。</td><td></td></tr>
</table>

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認
11 路床安定処理工	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		延長 40m につき 1 箇所の割で行う。	•セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A1222	設計図書による。	各車線ごとに延長 40m につき 1 回の割で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	500m³ につき 1 回の割合で行う。 但し、1,500m³ 未満の工事は 1 工事当り 3 回以上。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ﾍﾞﾝｹﾞﾙﾏﾝﾋﾞｰﾑ)	設計図書による。	プルーフローリングでの不良個所について実施。		
12 表層安定処理工(表層混合処理)	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記載方法（3 種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦ 53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径> 53mm: 突砂法（舗装調査・試験法便覧 [4]-185)	設計図書による。	500m³ につき 1 回の割合で行う。 ただし、1,500m³ 未満の工事は 1 工事当り 3 回以上。 1 回の試験につき 3 孔で測定し、3 孔の最低値で判定を行う。		

<table>
<tr><th>工　種</th><th>種別</th><th>試験区分</th><th>試験項目</th><th>試験方法</th><th>規格値</th><th>試験基準</th><th>摘　　要</th><th>成績表等により確認</th></tr>
<tr><td rowspan="3">12
表層安定処理工(表層混合処理)</td><td rowspan="3">施工</td><td rowspan="3">必須</td><td rowspan="2"></td><td>または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)</td><td>設計図書による</td><td>1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m²を標準とし、1日の施工面積が2,000m²以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。
<table><tr><td>面積(m²)</td><td>500未満</td><td>500以上1000未満</td><td>1000以上2000未満</td></tr><tr><td>測定点数</td><td>5</td><td>10</td><td>15</td></tr></table></td><td>・最大粒径 <100mm の場合に適用する。
・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。</td><td></td></tr>
<tr><td>または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による</td><td>施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。</td><td>1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。
2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m²を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m²以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。
3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。
4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>プルーフローリング</td><td>舗装調査・試験法便覧 [1]-210</td><td>沈下が認められた場合は、その箇所においてベンゲルマンビーム等によるたわみ量測定を行うものとする。</td><td>路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。</td><td>荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。</td><td></td></tr>
</table>

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成等る験表よ認試績に確
12 表層安定処理工(表層混合処理)	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長 40m につき 1 回の割で行う。		
			現場 CBR 試験	JIS A1222	設計図書による。	各車線ごとに延長 40m につき 1 回の割で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	500m³ につき 1 回の割合で行う。 但し、1500m³ 未満の工事は 1 工事あたり 3 回以上。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ﾍﾞﾝｹﾞﾙﾏﾝﾋﾞｰﾑ)	設計図書による。	プルーフローリングでの不良個所について実施。		
13 固結工	材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。 なお、1 回の試験とは 3 個の供試体の試験値の平均値で表したもの。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
			ゲルタイム試験			当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認
13 固結工	施工	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	ボーリング等により供試体を採取する。	
14 アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回(午前・午後)／日		
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	練りまぜ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。		
			適正試験(多サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	但し、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等により確認
14 アンカー工	施工	必須	確認試験 (1サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。	但し、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
		その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験 等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。	
15 補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
			外観検査 (ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。		
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。		○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認
15 補強土壁工	材料	その他	土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	設計図書による。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記載方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm：突砂法（舗装調査・試験法便覧 [4]-185）	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A1210)A・B法）もしくは、90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） 但し、JIS A 1210　C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上がり厚を薄くする場合）に適用する。 または、設計図書による。	500m³につき1回の割で行う。 ただし、1,500m³未満の工事は1工事当り3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 ・平均97%以上、かつ最小95%以上	

<table>
<tr><th>工　種</th><th>種別</th><th>試験区分</th><th>試験項目</th><th>試験方法</th><th>規格値</th><th>試験基準</th><th>摘　　要</th><th>成績表等による確認</th></tr>
<tr><td>15
補強土壁工</td><td>施工</td><td>必須</td><td></td><td>または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」</td><td>次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A1210）A・B法）もしくは、90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）
但し、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上がり厚を薄くする場合）に適用する。
または、設計図書による。</td><td>路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m²を標準とし、1日の施工面積が2,000m²以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。
<table><tr><td>面積（m²）</td><td>500未満</td><td>500以上
1000未満</td><td>1000以上
2000未満</td></tr><tr><td>測定点数</td><td>5</td><td>10</td><td>15</td></tr></table></td><td>・最大粒径＜100mmの場合に適用する。
・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。
・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）
【一般の橋台背面】
平均92%以上、かつ最小90%以上
【インテグラルアバット構造の橋台背面】
・平均97%以上、かつ最小95%以上</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による。</td><td>施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。</td><td>1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。
2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m²を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m²以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。
3.1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。
4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。</td><td></td><td></td></tr>
</table>

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認試験
16 吹付工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	アルカリ骨材反応抑制対策について（平成14年9月20日付け土　技785号）	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回／6か月以上および産地が変わった場合。		○
		その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011－1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回／月以上および産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011－1～4 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中1回／月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第1部:高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第2部:フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第3部:銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第4部:電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認試験に○
16 吹付工	材料	その他（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（但し、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）1.0%以下 細骨材 砕砂　9.0%以下（但し、すりへり作用を受ける場合は5%以下） スラグ細骨材　7.0%以下（但し、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）5.0%以下（但し、すりへり作用を受ける場合は、3.0%以下）	工事開始前、工事中１回/月以上および産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中１回/週以上）		○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等により確認
16 吹付工	材料	その他（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が 90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中１回／年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の 90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中１回／月以上および産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中１回/6カ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中１回／年以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中１回／月以上。		○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成等る験表よ認試績に確
16 吹付工	材料	その他（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中１回／月以上。		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308 附属書Ｃ	懸濁物質の量：2g/l 以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l 以下 塩化物イオン量： 200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発は 30 分以内、終結は 60 分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢７及び 28 日で 90％以上	工事開始前及び工事中１回／年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308 附属書Ｃ	塩化物イオン量： 200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発は 30 分以内、終結は 60 分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢７及び 28 日で 90％以上	工事開始前及び工事中１回／年以上および水質が変わった場合。	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認
16 吹付工	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上。	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回／日以上。	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は ±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ケ月以上。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・急結材は適用外。	

工　種	種　別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認
16 吹付工	製造（プラント）（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603－1 JIS A 8603－2	コンクリートの練混ぜ量公称容量の場合 　コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 　コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 　圧縮強度の偏差率：7.5%以下 　コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 　コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回／年以上。	・小規模工種※で１工種当りの総使用量が 50m³ 未満の場合は１工種１回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ 1m 以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅 2.0m 以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
				連続ミキサの場合： 土木学会基準 JSCE-I 502	コンクリートの練混ぜ量公称容量の場合： 　コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 　コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 　圧縮強度の偏差率：7.5%以下 　コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 　コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回／年以上。	・小規模工種※で１工種当りの総使用量が 50m³ 未満の場合は１工種１回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ 1m 以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅 2.0m 以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成等る験表よ認試績に確
16 吹付工	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則 0.3kg/m³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の 1/2 以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1 試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で 1 工種当りの総使用量が 50m³ 未満の場合は 1 工種 1 回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1 工種当たりの総使用量が 50m³ 以上の場合は、50m³ ごとに 1 回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502,503）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無菌構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ 1m 以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅 2.0m 以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			スランプ試験 (モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ 5cm 以上 8cm 未満： 許容差 ±1.5cm スランプ 8cm 以上 18cm 以下: 許容差 ±2.5cm	荷卸し時 1 回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて 20m³ ～ 150m³ ごとに 1 回及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。	・小規模工種※で 1 工種当りの総使用量が 50m³ 未満の場合は 1 工種 1 回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1 工種当たりの総使用量が 50m³ 以上の場合は、50m³ ごとに 1 回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ 1m 以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅 2.0m 以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成等る験表よ認績に確
16 吹付工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会基準 JSCE F561-2013	3 本の強度の平均値が材令 28 日で設計強度以上とする。	吹付 1 日につき 1 回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で 28 日養生し、直径 50mm のコアを切取りキャッピングを行う。原則として 1 回に 3 本とする。	・小規模工種※で 1 工種当りの総使用量が 50m³ 未満の場合は 1 工種 1 回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1 工種当たりの総使用量が 50m³ 以上の場合は、50m³ ごとに 1 回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ 1m 以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅 2.0m 以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	荷卸し時 1 回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて 20m³ ～ 150m³ ごとに 1 回及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。	・小規模工種※で 1 工種当りの総使用量が 50m³ 未満の場合は 1 工種 1 回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1 工種当たりの総使用量が 50m³ 以上の場合は、50m³ ごとに 1 回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ 1m 以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅 2.0m 以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
17 現場吹付法枠工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	アルカリ骨材反応抑制対策について（平成 14 年 9 月 20 日付け土技 785 号）	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中 1 回／ 6 か月以上および産地が変わった場合。		○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認
17 現場吹付法枠工	材料	その他（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011 －１～４ JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中１回／月以上および産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011 －１～４ JIS A 5021	絶乾密度:2.5 以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中１回／月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材ー第１部:高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材ー第２部:フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材ー第３部:銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材ー第４部:電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021(コンクリート用再生骨材 H)	○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による試験確認
17 現場吹付法枠工	材料	その他（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（但し、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）1.0%以下 細骨材 砕砂　9.0%以下（但し、すりへり作用を受ける場合は5%以下） スラグ細骨材　7.0%以下（但し、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）5.0%以下（但し、すりへり作用を受ける場合は、3.0%以下）	工事開始前、工事中１回／月以上および産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中１回／週以上）		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中１回／年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を細骨材のモルタル圧縮強度に試験方法」による。	○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認
17 現場吹付法枠工	材料	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回／月以上および産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回／6カ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回／年以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上		○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認試験に
17 現場吹付法枠工	材料	その他（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中１回／月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308 附属書Ｃ	懸濁物質の量：2g/l 以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l 以下 塩化物イオン量：200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発は 30 分以内、終結は 60 分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢７及び 28 日で 90％以上	工事開始前及び工事中１回／年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308 附属書Ｃ	塩化物イオン量：200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発は 30 分以内、終結は 60 分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢７及び 28 日で 90％以上	工事開始前及び工事中１回／年以上および水質が変わった場合。	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

工　種	種　別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認
17 現場吹付法枠工	製造（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上。	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回／日以上。	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は ±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回／６ケ月以上。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○

工　種	種　別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認
17 現場吹付法枠工	製造（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回／年以上。	・小規模工種※で１工種当りの総使用量が 50m³ 未満の場合は１工種１回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m 以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅 2.0m 以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
				連続ミキサの場合: 土木学会基準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm 以下	工事開始前及び工事中１回／年以上。	同上	○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による試験に確認
17 現場吹付法枠工	施工	必須	スランプ試験 （モルタル除く）	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差 ±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下： 許容差 ±2.5cm	荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m³～150m³ごとに1回及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			コンクリートの圧縮強度試験	IS1107 JIS A 1108 土木学会基準JSCE F561-2013	設計図書による	1回6本　吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間および28日間放置後、φ5cmコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（σ 7…3本、σ 28…3本、）とする。	・参考値：18N/mm²以上（材令28日） ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照。	
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則 0.3kg/m² 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m²未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502,503)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m³～150m³ごとに1回及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m²未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照。	

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成等る験表よ認試績に確
17 現場吹付法枠工	施工	その他	ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜試験」による	引抜き耐力の80%程度以上	設計図書による。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
18 河川土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。		

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認
18 河川土工	材料	その他	土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。		
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記載方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm：突砂法（舗装調査・試験法便覧[4]-185）	最大乾燥密度の90%以上。 但し、上記によりがたい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土（25%≦75 μm ふるい通貨分<50%）】空気間隙率 Va が Va ≦15% 【粘性土（50%≦75 μm ふるい通貨分）】 飽和度 Sr が 85% ≦Sr ≦95%または空気間隙率 Va が 2%≦Va ≦10%又は設計図書による	築堤は、1,000m³に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で測定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	

<table>
<tr><th>工　種</th><th>種別</th><th>試験区分</th><th>試験項目</th><th>試験方法</th><th>規格値</th><th>試験基準</th><th>摘　　要</th><th>成等る験表よ認試績に確</th></tr>
<tr><td>18
河川土工</td><td>施工</td><td>必須</td><td>現場密度の測定
※右記載方法（3種類）のいずれかを実施する。</td><td>または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。</td><td>最大乾燥密度の90%以上。
但し、上記によりがたい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。
【砂質土(25%≦75 μmふるい通貨分＜50%)】
空気間隙率Vaが Va≦15%
【粘性土(50%≦75 μmふるい通貨分)】
飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10%又は設計図書による。</td><td>築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m²を標準し、1日の施工面積が2,000m²以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。
<table><tr><td>面積(m²)</td><td>500未満</td><td>500以上1000未満</td><td>1000以上2000未満</td></tr><tr><td>測定点数</td><td>5</td><td>10</td><td>15</td></tr></table></td><td>・最大粒径＜100mmの場合に適用する。
・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。</td><td></td></tr>
</table>

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成等る験表よ認試績に確
18 河川土工	施工	必須		または「TS・GNSS を用いた盛土の締固め管理要領」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。但し、上記によりがたい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土(25%≦75 μmふるい通貨分＜50%)】 空気間隙率 Va が Va ≦ 15% 【粘性土(50%≦75 μmふるい通貨分)】 飽和度 Sr が 85%≦Sr ≦ 95%または空気間隙率 Va が 2% ≦ Va ≦ 10%又は設計図書による。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2.1 日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
		その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。		

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等により確認
19 海岸土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。		

<table>
<tr><th>工　種</th><th>種別</th><th>試験区分</th><th>試験項目</th><th>試験方法</th><th>規格値</th><th>試験基準</th><th>摘　　要</th><th>成等る験表よ認試績に確</th></tr>
<tr><td rowspan="3">19
海岸土工</td><td rowspan="2">材料</td><td rowspan="2">その他</td><td>土のせん断試験</td><td>地盤材料試験の方法と解説</td><td>設計図書による。</td><td>必要に応じて。</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>土の透水試験</td><td>JIS A 1218</td><td>設計図書による。</td><td>必要に応じて。</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>竣工</td><td>必須</td><td>現場密度の測定
※右記載方法（3種類）のいずれかを実施する。</td><td>最大粒径≦53㎜:
砂置換法（JIS A 1214）
最大粒径>53mm:
突砂法（舗装調査・試験法便覧[4]-185 ）</td><td>最大乾燥密度の85%以上。または、設計図書に示された値。</td><td>築堤は、1,000m²に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。
1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。</td><td>・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。</td><td>1管理単位の最大乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または設計図書による。</td><td>築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m²を標準とし、1日の施工面積が2,000m²以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。
<table><tr><td>面積（m²）</td><td>500未満</td><td>500以上1000未満</td><td>1000以上2000未満</td></tr><tr><td>測定点数</td><td>5</td><td>10</td><td>15</td></tr></table></td><td>・最大粒径< 100mmの場合に適用する。
・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。</td><td></td></tr>
</table>

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成等る験表よ認試績に確
19 海岸土工	施工	必須		または「TS・GNSS を用いた盛土の締固め管理要領」による。	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2.1 日の施工が複数層に及ぶ場合でも 1 管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
		その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。		
20 砂防土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		

<table>
<tr><th>工　種</th><th>種別</th><th>試験区分</th><th>試験項目</th><th>試験方法</th><th>規格値</th><th>試験基準</th><th>摘　　要</th><th>成績表等による確認</th></tr>
<tr><td rowspan="2">20
砂防土工</td><td rowspan="2">施工</td><td rowspan="2">必須</td><td rowspan="2">現場密度の測定
※右記載方法（3種類）のいずれかを実施する。</td><td>最大粒径≦53mm：砂置換法（JIS A 1214）
最大粒径>53mm：突砂法（舗装調査・試験法便覧 [4]-185）</td><td>最大乾燥密度の85%以上。
または設計図書に示された値。</td><td>1,000m²に1回の割合、または設計図書による。
1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。</td><td>・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。</td><td></td></tr>
<tr><td>または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。</td><td>1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。
または設計図書による。</td><td>1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m²を標準とし、1日の施工面積が2,000m²以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。
<table><tr><td>面積（m²）</td><td>500未満</td><td>500以上1000未満</td><td>1000以上2000未満</td></tr><tr><td>測定点数</td><td>5</td><td>10</td><td>15</td></tr></table></td><td>・最大粒径<100mmの場合に適用する。
・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。</td><td></td></tr>
</table>

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成等る験表よ認試績に確
20 砂防土工	施工	必須		ま　た　は、「TS･GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による。	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2.1 日の施工が複数層に及ぶ場合でも 1 管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
21 道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時（材料が岩砕の場合は除く）。 但し、法面、路肩部の土量は除く。		
			CBR 試験（路床）	JIS A 1211	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。 （材料が岩砕の場合は除く）		
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成等る験表よ認試績に確
21 道路土工	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成等る験表よ認試績に確
21 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記載方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm：突砂法（舗装調査・試験法便覧 [4]-185)	【砂質土】 ・路体：次の密度への締め固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上（締固め試験（JIS A 1210)A・B法） ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210) A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210) C・D・E法）ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締め固めエネルギーの大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上がりを薄くする場合）に適用する。 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦10%または飽和度Srが85%≦Sr≦95% ・路床及び構造物取付け部：トラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦8%。 ただし、締め固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m³につき1回の割合で行う。但し、5,000m³未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付けの場合、500m³につき1回の割合で行う。但し、1,500m³未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		

<table>
<tr><th>工　種</th><th>種別</th><th>試験区分</th><th>試験項目</th><th>試験方法</th><th>規格値</th><th>試験基準</th><th>摘　　要</th><th>成績表等により確認</th></tr>
<tr><td>21
道路土工</td><td>施工</td><td>必須</td><td></td><td>または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」</td><td>【砂質土】
・路体：次の密度への締め固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上（締固め試験（JIS A1210)A・B法）
・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210) A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A 1210) C・D・E法）ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締め固めエネルギーの大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上がりを薄くする場合）に適用する。
【粘性土】
・路床、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。
または、設計図書による。</td><td>路体・路床ともに、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m²を標準とし、1日の施工面積が2,000m²以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。
<table><tr><td>面積(m²)</td><td>500未満</td><td>500以上1000未満</td><td>1000以上2000未満</td></tr><tr><td>測定点数</td><td>5</td><td>10</td><td>15</td></tr></table></td><td>・最大粒径＜100mmの場合に適用する。
・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。</td><td></td></tr>
</table>

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等により確認
21 道路土工	施工	必須		または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による。	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。但し、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1箇所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	路体の場合、1,000m³につき1回の割合で行う。ただし、5,000m³未満の工事は1工事あたり3回以上。 路床の場合、500m³につき1回の割合で行う。ただし、1,500m³未満の工事は1工事あたり3回以上。		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216	設計図書による。	必要に応じて実施。 例）トラフィカビリティが悪いとき。		

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認
21 道路土工	施工	その他	たわみ量	舗装試験法便覧 [1]-227（ベンゲルマンビーム）	設計図書による。	プルーフローリングでの不良個所について実施		
22 捨石工	施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m³ 以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石　：約 2.7 ～ 2.5g/cm³ ・準硬石：約 2.5 ～ 2g/cm³ ・軟石　：約 2g/cm³ 未満	○
			岩石の吸水率	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m³ 以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石　：5%未満 ・準硬石：5%以上 15%未満 ・軟石　：15%以上	○
			岩石の圧縮強さ	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m³ 以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石　：4903N/cm² 以上 ・準硬石：980.66N/cm² 以上 4903N/cm² 未満 ・軟石　：980.66N/cm² 未満	○
		その他	岩石の形状	JIS A 5006	うすっぺらなもの、細長いものであってはならない。	5,000m³ につき 1 回の割で行う。 但し、5,000m³ 以下のものは 1 工事 2 回実施する。	500m³ 以下は監督職員承諾を得て省略できる。	○

工　種	種　別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認
23 コンクリートダム	材料（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	アルカリ骨材反応対策	アルカリ骨材反応抑制対策について（平成14年9月20日付け土技785号）	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中１回／６か月以上および産地が変わった場合。		○
		その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011－１～４ JIS A 5021	絶乾密度：2.5 以上 吸水率：2007 年制定コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中１回／月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第１部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第２部：フェロニッケルスラグ細骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第３部：銅スラグ細骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第４部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材 H）	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中１回／月以上および産地が変わった場合。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中１回／月以上		○

工　種	種　別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認に
23 コンクリートダム	材料（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中１回／月以上		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が 90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中１回／年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の 90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○

工　種	種　別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成等る験表よ認試績に確
23 コンクリートダム	材料（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材：1.0%以下。ただし、砕石の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉のときには3.01.5%以下 細骨材：7.0%以下。ただし、すりへり作用を受ける場合は3%以下。砕砂の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときには、9.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。	工事開始前、工事中１回／月以上および産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中１回／週以上）		○
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量:5%以下	工事開始前、工事中１回／月以上および産地が変わった場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中１回／月以上および産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中１回／６カ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石 工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中１回／年以上および産地が変わった場合。		○

工　種	種　別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認
23 コンクリートダム	材料（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308 附属書Ｃ	懸濁物質の量：2g/l 以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l 以下 塩化物イオン量：200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発は 30 分以内、終結は 60 分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢 7 及び 28 日で 90%以上	工事開始前、工事中 1 回／年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308 附属書Ｃ	塩化物イオン量：200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発は 30 分以内、終結は 60 分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢 7 及び 28 日で 90%以上	工事開始前及び工事中 1 回／年以上および水質が変わった場合。	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

工　種	種　別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認
23 コンクリートダム	製造（プラント）（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は ±1%以内） 混和剤：±3%以内	設計図書による。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率 ：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率差：15%以下	工事開始前及び工事中1回 / 年以上。		○

工　種	種　別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等により確認
23 コンクリートダム	製造（プラント）（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他		連続ミキサの場合： 土木学会基準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3㎝以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認
23 コンクリートダム	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則 0.3kg/m³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に 1 回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の 1/2 以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1 試験の測定回数は 3 回とする)試験の判定は 3 回の測定値の平均値。	・小規模工種※で 1 工種当りの総使用量が 50m³ 未満の場合は 1 工種 1 回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1 工事当たりの総使用量が 50m³ 以上の場合は、50m³ ごとに 1 回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502,503)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ 1m 以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅 2.0m 以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、 その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成等る験表よ認試績に確
23 コンクリートダム	施工	必須	単位水量測定	「レディーミクストコンクリートの品質確保について」	1）測定した単位水量が、配合設計±15kg/m³の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2）測定した単位水量が、配合設計±15kg/m³を超え±20kg/m³の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m³以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3）配合設計±20kg/m³の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m³以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m³以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、管理値又は指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m³／日以上の場合： 2回／日（午前中1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m³～150m³ごとに1回、及び荷卸し時に変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m³、40mmの場合は165kg/m³を基本とする。 【重要構造物】 ・擁壁（H=5m以上） ・ボックスカルバート（内空断面積25m²以上） （B活荷重A活荷重設計橋を対象とする） ・トンネル ・ダム（砂防堰堤を除く） ・用・排水機場 （下部工の床面積100m²以上を対象とする。建築を　　除く） ・堰・水門（H=3m以上） ・樋門・樋管（内空断面積10m²以上） ・洞門 ・その他測定が必要と認められる重要構造物	

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成等る験表よ認試績に確
23 コンクリートダム	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差 ±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差 ±2.5cm	荷卸し時 1回／日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m³ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたとき。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	荷卸し時 1回／日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m³ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたとき。	同上	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1.1ブロック1リフトのコンクリート量500m³未満の場合1ブロック1リフト当り1回の割で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m³以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 2.1ブロック1リフトコンクリート量500m³以上の場合1ブロック1リフト当り2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 3.ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3時間に1回の割合で行う。	同上	

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成等る験表よ認試績に確
23 コンクリートダム	施工	必須	温度測定(気温・コンクリート)	温度計による		1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。		
		その他	コンクリートの単位容積質	JIS A 1116	設計図書による	1回2ヶ　当初及び品質に異常が認められる場合に行う	参考値:2.3t/m^3以上	
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による	1回　当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートのブリージング試験	JIS A 1123	設計図書による	1回1ヶ　当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113	設計図書による	1回3ヶ　当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による	1回3ヶ　当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		

工　種	種　別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成等る験表よ認試績に確
24 覆工コンクリート (NATM)	材料(ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	必須	アルカリ骨材反応対策	アルカリ骨材反応抑制対策について(平成14年9月20日付け土技785号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回／6か月以上および産地が変わった場合。		○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011 －1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回／月以上および産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011 －1～4 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回／月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材－第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材－第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材－第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材－第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	○

工　種	種　別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成等る験表よ認試績に確
24 覆工コンクリート (NATM)	材料（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石　40%以下 砂利　35%以下	工事開始前、工事中１回／年以上および産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（但し、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下それ以外（砂利等）1.0%以下 細骨材 砕砂　9.0%以下（但し、すりへり作用を受ける場合は5%以下） スラグ細骨材　7.0%以下（但し、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）5.0%以下（但し、すりへり作用を受ける場合は、3.0%以下）	工事開始前、工事中１回／年以上および産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中１回／週以上）		○

工　種	種　別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による試験確認
24 覆工コンクリート (NATM)	材料（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が 90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中１回／年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の 90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中１回／月以上および産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中１回／６ヶ月以上および産地が変わった場合。 砕砂、砕石 工事開始前、工事中１回／年以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中１回／月以上		○

工　種	種　別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認
24 覆工コンクリート (NATM)	材料（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中１回 / 月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308 附属書Ｃ	懸濁物質の量：2g/l 以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l 以下 塩化物イオン量：200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発は 30 分以内、終結は 60 分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢 7 及び 28 日で 90%以上	工事開始前及び工事中１回／年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308 附属書Ｃ	塩化物イオン量：200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発は 30 分以内、終結は 60 分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢 7 及び 28 日で 90%以上	工事開始前及び工事中１回／年以上および水質が変わった場合。	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

工　種	種　別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成等る験表よ認試績に確
24 覆工コンクリート (NATM)	製造(プラント)(ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	計量設備の計量精度		水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材　:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は ±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中１回／６ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603－1,2	コンクリートの練混ぜ量公称容量の場合 　コンクリート内のモルタル量の偏差率:0.8%以下 　コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 　圧縮強度の偏差率：7.5%以下 　コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 　コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回／年以上。		○

工　種	種　別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認
24 覆工コンクリート (NATM)	製造(プラント)(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他		連続ミキサの場合: 土木学会基準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下	工事開始前及び工事中1回／年以上。		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	計図書による	2回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	計図書による	1回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による試験に確認
24 覆工コンクリート (NATM)	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ 5cm 以上 8cm 未満 :許容差 ±1.5cm スランプ 8cm 以上 18cm 以下:許容差 ±2.5cm	荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて 20 ～ 150m³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたとき。		
			単位水量測定	「レディーミクストコンクリートの品質確保について」	1)測定した単位水量が、配合設計 ±15kg/m³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計 ±15kg/m³ を超え ±20kg/m³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計 ±15kg/m³ 以内で安定するまで、運搬車の 3 台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計 ±20kg/m³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計 ±20kg/m³ 以内になることを確認する。更に、配合設計 ±15kg/m³ 以内で安定するまで、運搬車の 3 台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、管理値又は指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。 再試験を実施したい場合は 2 回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m³/ 日以上の場合 : 2 回 / 日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて 100m³ ～ 150m³ ごとに 1 回、および荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が 20mm ～ 25mm の場合は 175kg/m³、40mm の場合は 165kg/m³ を基本とする。	

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成等る験表よ認試績に確
24 覆工コンクリート (NATM)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m³ごとに1回、荷卸時に品質変化が認められたとき。 なお、テストピースは荷卸場所で採取し、1回につき6個(σ 7･･･3本、σ 28･･･3本)とする。		
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則 0.3kg/m³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502,503)または設計図書の規定により行う。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m³ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたとき。		
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	1回　品質に異常が認められた場合に行う。		

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認
24 覆工コンクリート (NATM)	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数、総延長、最大ひび割れ幅等		
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	強度が同じブロックを 1 構造物の単位とし、各単位につき 3 ケ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1 回の試験結果が設計基準強度の 85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を 5 箇所実施。 材齢 28 日～ 91 日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは 1 箇所の強度が設計強度の 85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査が行えない場合は監督職員と協議するものとする。	
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度が得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは 1 カ所の強度が設計強度の 85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。	
25 吹付けコンクリート (NATM)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	アルカリ骨材反応抑制対策について（平成 14 年 9 月 20 日付け 土　技 785 号）	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中 1 回／ 6 か月以上および産地が変わった場合		○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成等る試験表に確認
25 吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	同左	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認試験
25 吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他(ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（但し、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外(砂利等)1.0%以下 細骨材 砕砂　9.0%以下（但し、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材　7.0%以下(但し、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外（砂等）5.0%以下（但し、すりへり作用を受ける場合は、3.0%以下）	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による試験に確認
25 吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成等る験表よ認試績に確
25 吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに１回。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中１回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中１回／月以上		○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認試験
25 吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308 附属書C	懸濁物質の量:2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/l以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回／年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合: JIS A 5308 附属書C	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回／年以上および水質が変わった場合。	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

工　種	種　別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成等る験表よ認試績に確
25 吹付けコンクリート (NATM)	製造(プラント)(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は ±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回／６ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603－1,2	コンクリートの練混ぜ量公称容量の場合 　コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 　コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 　圧縮強度の偏差率：7.5%以下 　コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 　コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回／年以上。		○

工　種	種　別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成等る験表よ認試績に確
25 吹付けコンクリート (NATM)	製造(プラント)(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他		連続ミキサの場合: 土木学会基準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm 以下	工事開始前及び工事中 1 回／年以上。		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2 回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1 回／日以上。	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認
25 吹付けコンクリート (NATM)	施行	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則 0.3kg/m³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の 1/2 以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1 試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502,503)または設計図書の規定により行う。	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会基準 JSCE F561-2005	1回の試験結果は指定した呼び強度の 85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1 回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長 40m 毎に1回 材命 7 日、28 日 (2×3=6 供試体) なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間および 28 日間放置後、φ 5cm のコアーを切り取りキャッピングを行う。 1回に6本(σ 7…3 本、σ 28…3 本、)とする。		
		その他	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ 5cm 以上 8cm 未満 :許容差 ±1.5cm スランプ 8cm 以上 18cm 以下 : 許容差 ±2.5cm	荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて 20 ～ 150m³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたとき。		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて 20 ～ 150m³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたとき。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等により確認
26 ロックボルト (NATM)	材料	その他	外観検査 (ロックボルト)	•目視 •寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。		○
	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1) 施工開始前に1回 2) 施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回		
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	1) 施工開始前に1回 2) 施工中または必要の都度 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回		
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜試験」による	設計図書による。	掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う(ただし、坑口部では両側壁各1本)。		

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成等る験表よ認試績に確
27 路上再生路盤工	材料	必須	修　正 CBR 試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正 CBR20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000m² 以上で 10,000m² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500ｔ以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m³ 以上 1,000m³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が 100t 以上のものが該当する。	
			土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照 表 3.2.8 路上再生路盤用骨材の望ましい粒度範囲による。	当初及び材料の変化時		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び材料の変化時		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数 PI:9 以下	当初及び材料の変化時		

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認試験に
27 路上再生路盤工	材料	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中１回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中１回／月以上		○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成等る験表よ認試績に確
27 路上再生路盤工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法(JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	基準密度の93%以上。 X10　95%以上 X6　95.5%以上 X3　96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値については以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値を外れた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m²を越える場合は、10,000m²以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001 ～ 10,000m²:10個 10,001m²以上の場合、10,000m²毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば、12,000m²の場合：6,000m²/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m²以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。		
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	設計図書による。	当初及び材料の変化時。		

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成等る験表よ認試績に確
27 路上再生路盤工	施工	必須	CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-69	設計図書による。	当初及び材料の変化時。	CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	1～2回／日		
28 路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			旧アスファルトの軟化点	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-91		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-229		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認
28 路上表層再生工	材料	必須	既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-14		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	「アスファルト舗装」に準じる。	当初及び材料の変化時		○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の 96%以上 X10　98%以上 X6　98%以上 X3　98.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の 96%以上を満足するものとし、かつ平均値については以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10 個の測定値の平均値 X10 が規格値を満足するものとする。また、10 個の測定値が得がたい場合は 3 個の測定値の平均値 X3 が規格値を満足するものとするが、X3 が規格値を外れた場合は、さらに 3 個のデータを加えた平均値 X6 が規格値を満足していればよい。 ・1 工事あたり 3,000m² を越える場合は、10,000m² 以下を 1 ロットとし、1 ロットあたり 10 個(10 孔)で測定する。 (例) 3,001 ～ 10,000m²:10 個 10,001m² 以上の場合、10,000m² 毎に 10 個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば、12,000m² の場合：6,000m²/1 ロット毎に 10 個、合計 20 個 なお、1 工事あたり 3,000m² 以下の場合(維持工事を除く)は、1 工事あたり 3 個(3 孔)以上で測定する。	空隙率による管理でもよい。	

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等により確認
28 路上表層再生工	施工	必須	温度測定	温度計による	110℃ 以上	随時	測定値の記録は、1 日 4 回（午前・午後各 2 回）	
			かきほぐし深さ	「舗装再生便覧」付録－8に準じる。	－ 0.7cm 以内	1,000m² 毎		
		その他	粒度 （2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mm ふるい：±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
			粒度 （75 μ mフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75 μ m ふるい：±5%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
			アスファルト量抽出粒度析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認
29 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000m² 以上で 10,000m² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満(コンクリートでは 400m³ 以上 1,000m³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が 100t 以上のものが該当する。	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	砕石・玉砕、製鋼スラグ(SS) 表乾比重:2.45 以上 吸水率　:3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量:0.25%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは偏平な石片:10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認
29 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○
		その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4 以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比：2.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	砕石・玉砕、製鋼スラグ(SS):30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量:12%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量:5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○
			針入度試験	JIS K 2207	40(1/10mm)以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認試験に
29 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃ 以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○
			伸度試験	JIS K 2207	50cm 以上(15℃)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○
			引火点試験	JIS K 2265－1,2,3,4	260℃ 以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○
			薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○
			薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	タフネス:20N・m	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○
			密度試験	JIS K 2207		・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認
29 排水性舗装工・透水性舗装工	プラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mm ふるい：±12%以内基準粒度	•中規模以上の工事:定期的又は随時。 •小規模以下の工事:異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1 ～ 2 回／日	同上	○
			粒度 (75 μm フルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75 μm ふるい：±5%以内基準粒度	•中規模以上の工事:定期的又は随時。 •小規模以下の工事:異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1 ～ 2 回／日	同上	○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量:±0.9%以内	•中規模以上の工事:定期的又は随時。 •小規模以下の工事:異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1 ～ 2 回／日	同上	○
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	JIS Z 8710	配合設計で決定した混合温度。	随時	同上	○
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認
29 排水性舗装工・透水性舗装工	プラント	その他	ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17	計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐磨耗性の確認	○
			カンタブロ試験	舗装調査・試験法便覧別冊 [3]-111	計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○
	舗装現場	必須	温度測定（初転圧前）	温度計による		随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
			現場透水試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-122	X10　1000mL/15sec以上 X10　300mL/15sec以上（歩道箇所）	1,000m^{2}ごと。		

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認
29 排水性舗装工・透水性舗装工	舗装現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-97	基準密度の 94%以上 X10　96%以上 X6　96%以上 X3　96.5%以上 歩道箇所：設計図書による。	締固め度は、個々の測定値が基準密度の 94%以上を満足するものとし、かつ平均値については以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10 個の測定値の平均値 X10 が規格値を満足するものとする。また、10 個の測定値が得がたい場合は 3 個の測定値の平均値 X3 が規格値を満足するものとするが、X3 が規格値を外れた場合は、さらに 3 個のデータを加えた平均値 X6 が規格値を満足していればよい。 ・1 工事あたり 3,000m² を越える場合は、10,000m² 以下を 1 ロットとし、1 ロットあたり 10 個（10 孔）で測定する。 （例） 3,001 ～ 10,000m²：10 個 10,001m² 以上の場合、10,000m² 毎に 10 個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば、12,000m² の場合：6,000m²/1 ロット毎に 10 個、合計 20 個 なお、1 工事あたり 3,000m² 以下の場合（維持工事を除く）は、1 工事あたり 3 個（3 孔）以上で測定する。		
			外観検査（混合物）	目視		随時		

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認
30 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法便覧 [2]-14		再生骨材使用量 500t ごとに 1 回。		○
			再生骨材旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	3.8%以上	再生骨材使用量 500t ごとに 1 回。		○
			再生骨材旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20(1/10mm) 以上（25℃）	再生混合物製造日ごとに 1 回。 1 日の再生骨材使用量が 500t を超える場合は 2 回。 1 日の再生骨材使用量が 100t 未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて 2 日に 1 回とする。		○
			再生骨材洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量 500t ごとに 1 回。	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の 75 μm ふるいにとどまるものと、水洗後の 75 μm ふるいにとどまるものを気乾もしくは 60℃以下の炉乾燥し、その質量の差からもとめる。	○
			再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207 石油アスファルト規格	2 回以上及び材料の変化		○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認
30 プラント再生舗装工	プラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mm ふるい:±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧.表-2.9.5 による。	抽出ふるい分け試験の場合:1～2回/日 •中規模以上の工事:定期的または随時。 •小規模以下の工事:異常が認められるとき。 印字記録の場合:全数		○
			粒度(75 μm フルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75 μm ふるい:±5%以内 再アス処理の場合､75 μm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧.表-2.9.5 による。	抽出ふるい分け試験の場合:1～2回/日 •中規模以上の工事:定期的または随時。 •小規模以下の工事:異常が認められるとき。 印字記録の場合:全数		○
			再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量:±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧.表-2.9.5 による。	抽出ふるい分け試験の場合:1～2回/日 •中規模以上の工事:定期的または随時。 •小規模以下の工事:異常が認められるとき。 印字記録の場合:全数		○
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	設計図書による。	耐水性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	設計図書による。	設計図書による。	耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17	設計図書による。	設計図書による。	耐磨耗性の確認	○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成等る験表よ認試績に確
30 プラント再生舗装工	舗設現場	必須	外観検査 (混合物)	目視		随時		
			温度測定 (初転圧前)	温度計による		随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 X10　96%以上 X6　96%以上 X3　96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10　95%以上 X6　95.5%以上 X3　96.5%以上	締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上(再アス処理の場合は基準密度の93%以上)を満足するものとし、かつ平均値については以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値を外れた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m²を越える場合は、10,000m²以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001 ～ 10,000m²：10個 10,000m²以上の場合、、10,000m²毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば、12,000m²の場合：6,000m²/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m²以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。		

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成等る験表よ認試績に確
31 工場製作工	材料	必須	外観・規格(主部材)	現物照合・帳票確認		現物とミルシートの整合性が確認できること。 企画、品質がミルシートで確認できること		○
			機械試験(JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材)	JISによる。	JISによる。	JISによる。	試験対象とする材料は監督職員と協議のうえ選定する。	
			外観検査(付属部材)	目視及び計測	JISによる。	JISによる。		
32 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ:50 μ mRy以下 二次部材の最大表面粗さ:100 μ mRy以下 (但し、切削による場合は50 μ m以下)		表面あらさとは、JIS B 0601(2001)に規定する最大高さ粗さRZとする。	
			ノッチ深さ	•目視 •計測	主要部材:ノッチがあってはならない 二次部材:1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。	
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、こん跡を残さず容易にはく離するもの。			

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等により確認
32 ガス切断工	施工	必須	上縁の溶け	目視	わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。			
		その他	平面度	目視	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）			
			ベベル精度	計測器による計測	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）			
			真直度	計測器による計測	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）			
33 溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121　1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 18.4.4 溶接施工法　図-18.4.1 開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成等る験表よ認試績に確
33 溶接工	施工	必須	型曲げ試験(19mm 未満裏曲げ)(19mm 以上側曲げ):開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がブローホールあるいはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm 以下の場合は許容するものとする。	試験片の形状:JIS Z 3122 試験片の個数:2	同上	○
			衝撃試験:開先溶接	JIS Z 2242	溶着金属および溶接熱影響部で母材の要求値以上（それぞれ3個の平均値)。	試験片の形状:JIS Z 2242 V ノッチ 試験片の採取位置:「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 18.4.4 溶接施工法 図-18.4.2　衝撃試験片 試験片の個数:各部位につき3	同上	○
			マクロ試験:開先溶接	JIS G 0553 に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の個数:1	同上	○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認
33 溶接工	施工	必須	非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 18.4.6 外部きず検査 18.4.7 内部きず検査の規定による。	同左	試験片の個数：試験片継手全長	・溶接方法は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 18.4.4 溶接施工法図-18.4.4 開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 （非破壊試験を行う者の資格） ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応した JIS Z 2305（非破壊試験ー技術者の資格及び認証）に規定するレベル以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル 2 以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル 3 の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル 2 以上の資格とする。	○
			マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553 に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 18.4.4 溶接施工法図-18.4.3 すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法および試験片の形状 試験片の個数：1	・溶接方法は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 18.4.4 溶接施工法図-18.4.3 すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認
33 溶接工	施工	必須	引張試験： スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は235N/mm^{2}以上、引張強さは400～550N/mm^2、伸びは20%以上とする。但し、溶接で切れてはいけない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			曲げ試験： スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等により確認に
33 溶接工	施工	必須	突合せ継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が 25mm 以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104 付属書 4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す 2 種以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104 付属書 4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す 3 種類以上とする。	放射線透過試験の場合は JIS Z 3104 による。 超音波探瑕試験（手探瑕）の場合は JIS Z 3060 による。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 表ー解 18.4.5 に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、、表ー解 18.4.5 に示されていない継手の内部きず寸法の許容値は、「鋼道路橋の疲労設計指針 H14.3」が参考にできる。 （非破壊試験を行う者の資格） ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル 2 以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル 3 の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル 2 以上の資格とする。	○
			外観検査（割れ）	•目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にしたうえで目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、疑わしい場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる。	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応した JIS Z 2305（非破壊試験ー技術者の資格及び認証）に規定するレベル 2 以上の資格を有していなければならない。	

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成等る験表よ認試績に確
33 溶接工	施工	必須	外観形状検査(ビード表面のピット)	・目視及びノギス等による計測	主要部材突合せ継手及び断面を構成するT継手、角継手には、ビード表面にピットがあってはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶け込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合は、3個を1個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にしたうえで目視検査により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査(ビード表面の凹凸)	・目視及びノギス等による計測	ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。	検査体制、検査方法を明確にしたうえで目視検査により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査（アンダーカット）	・目視及びノギス等による計測	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 18.4.6 外部きず検査の規定による。	検査体制、検査方法を明確にしたうえで目視検査により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編　表ー解 18.4.4 に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表ー解 18.4.4 に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「鋼道路橋の疲労設計指針 H14.3」が参考にできる。	
			外観検査（オーバーラップ）	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にしたうえで目視検査する。		

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成等る験表よ認試績に確
33 溶接工	施工	必須	外観形状検査（すみ肉溶接サイズ）	・目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズおよびのど厚は、指定すみ肉サイズおよびのど厚を下回ってはならない。 だだし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズおよびのど厚ともに－1.0mmの誤差を認め。	検査体制、検査方法を明確にしたうえで目視検査により疑わしい箇所を測定する。 目視は全延長実施する。		
			外観形状検査（余盛高さ）	・目視及びノギス等による計測	設計図書による。 設計図書に特に仕上げ指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。余盛り高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビード幅（B[mm]）余盛り高さ(h[mm]) B<15：h ≦3 15 ≦ B<25 ：h ≦4 25 ≦ B：h ≦ (4/25)•B	検査体制、検査方法を明確にしたうえで目視検査により疑わしい箇所を測定する。 目視は全延長実施する。		

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成等る験表よ認試績に確
33 溶接工	施工	必須	外観形状検査（アークスタッド）	・目視及びノギス等による計測	・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・クラックおよびスラグ巻込み：あってはならない。 ・アンダーカット：するどい切欠状のアンダーカットがあってはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：（設計値±2mm）をこえてはならない。	検査体制、検査方法を明確にしたうえで目視検査により疑わしい箇所を測定する。 目視は全延長実施する。		
		その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	われなどの欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛が包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°　の角度まで曲げるものとする。 ・15°　曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。	

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等による確認
34 (港湾) 地盤改良	材料	その他	(砂)骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		当初及び土質の変化時		○
			(砂)土の粒度試験	JIS A 1204		当初及び土質の変化時		○
			(砕石)骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		当初及び土質の変化時		○
			(砕石)土の粒度試験	JIS A 1204		当初及び土質の変化時		○
			(砕石)粗骨材の比重及び吸水率試験	JIS A 1110		当初及び土質の変化時		○
35 (港湾) マット	材料	その他	アスファルトマットの材質			1,000m²に1回の割で行う。製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認。		○
			(繊維系マット)引張試験	JIS L 1098	図面及び特記仕様書による	搬入前適宜　製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認。		○
			(繊維系マット)伸び率	JIS L 1096	図面及び特記仕様書による	搬入前適宜　製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認。		○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成績表等により確認
35 (港湾) マット	材料	その他	(合成樹脂系マット)引張試験	JIS K 6723	図面及び特記仕様書による	搬入前適宜　製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認。		○
			(合成樹脂系マット)引裂試験	JIS K 6252	図面及び特記仕様書による	搬入前適宜　製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認。		○
			(合成樹脂系マット)比重試験	JIS K 7112	図面及び特記仕様書による	搬入前適宜　製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認。		○
			(合成樹脂系マット)耐海水試験	JIS K 6773	図面及び特記仕様書による	搬入前適宜　製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認。		○
			(ゴムマットの材質)引張試験	JIS K 6251	図面及び特記仕様書による	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認。		○
			(ゴムマットの材質)引裂試験	JIS K 6252	図面及び特記仕様書による	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認。		○
36 (港湾) 控工	材料	その他	タイロッドの品質	JIS G 3101		製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認。ロット毎		○
			タイワイヤーの品質	JIS G 3502 JIS G 3536 JIS G 3506 JIS G 3521		製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認。ロット毎		○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成等る験表よ認試績に確
37 （港湾） 付属工	材料	その他	係船柱の品質			製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認。 1溶解毎		○
			ゴムの物理試験（防舷材）	JIS K 6250 JIS K 6251 JIS K 6253 JIS K 6257 JIS K 6262	表13－3 ゴムの物理的性質参照	製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認。 耐久性については、ゴム防舷材耐久性証明事業を実施する機関の証明書により確認。		○
			車止めの品質			製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認。		○
38 （港湾） 電気防食	材料	その他	陽極の重量	計量器により測定	各陽極の質量の許容範囲は2%以内とし取付総重量は陽極1個の標準質量の和を下回ってはならない。ただし、陽極1個の標準質量が30kg未満の陽極質量の許容範囲は±4%の範囲とする。	製造工場の測定結果表により確認計量器により測定。 搬入前:全数、 搬入時:適宜		○
			陽極板の電流効果率等（陽極電位、発生電流）		90%以上	製造工場の試験成績表により確認。		○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	成等る験表よ認試績に確
39 (港湾) 汚濁防止膜工	材料	その他	汚濁防止膜の品質		図面及び特記仕様書による	図面及び特記仕様書による		○
40 基礎杭工	杭材		(1) 木材の寸法		単位 mm	(1) 木材については、全数測定する。 (2) 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ杭、鋼杭等の規格品については、10 本につき 2 本の割合で抽出測定する。	記録 各寸法測定結果一覧表を作成する。	
			イ. 末口		末口に対し － 5% +20%			
			ロ. 長さ		－ 30 + は規定しない			
			ハ. 杭の曲がり		杭中径の 1/3 以内			

［3］ 出 来 形 管 理

1．出来形管理基準

この出来形管理基準は、土木工事施工管理基準５の⑵に規定する出来形管理の基準を定めたもので、施工された工事目的物が設計図及び仕様書に示された形状、寸法の規格基準をどの程度の精度で施工しているかを確認するためのものである。

2．出来形管理測定表の作成

1） 出来形管理測定表による管理

受注者は、出来形管理基準に明示する管理項目、測定基準に基づき出来形図、設計値と測定値及びその差を表示した出来形管理測定表を作成する。（様式 4）

但し、この様式によりがたい場合は、監督職員と協議のうえ様式⑵工程能力図、⑶測定結果一覧表によることができる。

2） 出来形図による管理

寸法について、設計図面を利用して設計値と測定値を対比した図を作成する。

3．管理測定（図）表の作成要領

1） 出来形管理測定表

①管理種別、管理特性を記入する。
②標準断面図を記入する。
③管理位置、規格値を記入する。
④測点、設計値、実測値、設計値との差の値をそれぞれ記入する。
⑤設計値との差を工程能力図に記入し、規格値の線を朱書で記入する。

2） 出来形管理図（展開図）

①縦、横の縮尺を適宜選定して設計値により作図する。
②測点番号を記入する。
③設計値を記入し、設計値に対する実測値及び差を朱書で記入する。
④断面構造があるものについては、標準断面図を記入する。
⑤展開図の上段付近に、測定項目に対する規格値を記入する。

４．出来形管理上の留意事項

① 測定位置

現地の測定位置は、ペイント、釘、杭等で明確にしておく。

② 測　量

測量の方法は直接測量を原則とする。直接測量が困難な場合は間接測量とし、対象値の算出根拠を明確にしておく。

基準高測量については、測量野帳が散逸しないよう保管には十分留意する。

③ マーキング

測量する場合、計測点にペンキ等で明確に又丁寧に記入しておく。また、取り上げ寸法もペイントで明瞭に記入する。

④ 管　理

測定基準において測定箇所数「○○箇所につき１箇所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

測定項目は全て規格値を満足していなければならない。規格値が（－）で示されているから、全て（－）で施工して良いというものではなく、個々の測定値の平均値は設計値以上でなければならない。

⑤ 基礎杭等の偏心

礎杭及び井筒の偏心については、測定の結果を偏心の状態が明確に判断できるよう適切な方法で図示する。又規格値内であっても、その偏心量が大きく、構造に影響を与えるおそれがある場合には、構造計算を行い安全性の確認を行う。

⑥ 道路等の幅員の管理

道路等の幅員（全幅）の出来形管理基準値については別添 [2] 出来形管理によるが、設計図書に中心線等を示してある場合は、これに加えて中心線からの幅員（片側）についても管理することとし、その管理基準値は全幅に対する幅員比に応じて定めるものとする。

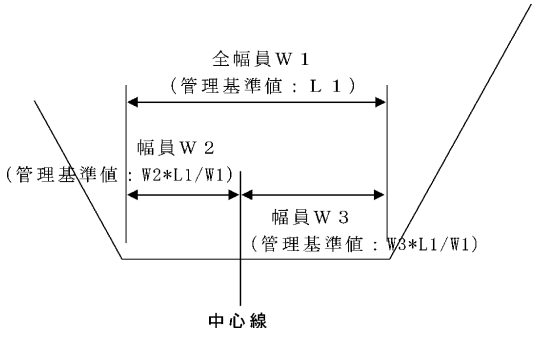

〔2〕出 来 形 管 理

1．目　的

出来形管理は、施工された構造物が発注者の意図する規格基準に対して、どの程度の精度で施工されたか、その施工技術の度合を管理することである。

そこで本章は、それぞれの目的に合致した出来形管理の為の基本事項を示したものであり、基本事項を十分理解して、最も効果的な出来形管理を図ることを目的としてまとめたものである。

2．出来形管理基準及び規格値

（次頁より）

出来形管理基準及び規格値

【第１編　共通編】

章・節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第３章　一般施工				
第３節 共通的工種	3-3-4　矢板工	鋼矢板、軽量鋼矢板		2-175
		コンクリート矢板		
		幅広鋼矢板		
		可とう矢板		
	3-3-5　法枠工	現場打法枠工		
		現場吹付法枠工		
		プレキャスト法枠工		
	3-3-6　吹付工	コンクリート　モルタル		2-176
	3-3-7　植生工	種子吹付工		
		張芝工		
		筋芝工		
		市松芝工		
		植生シート工		
		植生マット工		
		植生筋工		
		人工張芝工		
		植生穴工		
		植生基材吹付工		2-177
		客土吹付工		
	3-3-8　縁石工	縁石・アスカーブ		
	3-3-9　小型標識工			
	3-3-10　防止柵工	立入防止柵		2-178
		転落（横断）防止柵		
		車止めポスト		
	3-3-11　路側防護柵工	ガードレール		
		ガードケーブル		
	3-3-12　区画線工			2-179
	3-3-13　道路付属物工	視線誘導標		
		距離標		
	3-3-14　桁製作工	仮組立による検査を実施する場合		2-180 ～ 2-184
		シミュレーション仮組立検査を行う場合		
		仮組立による検査を実施しない場合		
		鋼製堰堤製作工（仮組立時）		

【第１編　共通編】

章・節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第３節 共通的工種	3-3-15　工場塗装工			2-184
	3-3-16　コンクリート面塗装工			2-185
第４節 基礎工	3-4-1　一般事項	切込砂利		
		砕石基礎工		
		割ぐり石基礎工		
		均しコンクリート		
	3-4-3　基礎工（護岸）	現場打		
		プレキャスト		2-186
	3-4-4　既製杭工	既製コンクリート杭		
		鋼管杭		
		H 鋼杭		
	3-4-5　場所打杭工			
	3-4-6　深礎工			2-187
	3-4-7 オープンケーソン基礎工			
	3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工			2-188
	3-4-9 鋼管矢板基礎工			
第５節 石・ブロック積（張）工	3-5-3 コンクリートブロック工	コンクリートブロック積み		2-189
		コンクリートブロック張り		
		連節ブロック張り		
		天端保護ブロック		2-190
	3-5-4　緑化ブロック工			
	3-5-5　石積（張）工			2-191
第６節 一般舗装工	3-6-5 アスファルト舗装工	下層路盤工		2-192
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		2-193
		加熱アスファルト安定処理工		
		基層工		2-194
		表層工		
	3-6-6 コンクリート舗装工	下層路盤工		2-195
		粒度調整路盤工		

【第１編　共通編】

章・節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第６節 一般舗装工	3-6-6 コンクリート舗装工	セメント(石灰・瀝青)安定処理工		2-195
		アスファルト中間層		2-196
		コンクリート舗装版工		2-197
		転圧コンクリート版工（下層路盤工）		
		転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）		
		転圧コンクリート版工（セメント(石灰・瀝青)安定処理工）		2-198
		転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）		
		転圧コンクリート版工		
	3-6-7 薄層カラー舗装工	下層路盤工		2-199
		上層路盤工(粒度調整路盤工)		
		上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		2-200
		加熱アスファルト安定処理工		
		基層工		
	3-6-8 ブロック舗装工	下層路盤工		2-201
		上層路盤工(粒度調整路盤工)		
		上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		2-202
		加熱アスファルト安定処理工		
		基層工		
第７節 地盤改良工	3-7-2　路床安定処理工			2-203
	3-7-3　置換工			
	3-7-4 表層安定処理工	サンドマット海上		
	3-7-5　パイルネット工			2-204
	3-7-6　サンドマット工			
	3-7-7 バーチカルドレーン工	サンドドレーン工		
		ペーパードレーン工		
		袋詰式サンドドレーン工		
	3-7-8　締固め改良工	サンドコンパクションパイル工		

【第１編　共通編】

章・節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第７節 地盤改良工	3-7-9　固結工	粉体噴射撹拌工		2-205
		高圧粉体撹拌工		
		スラリー撹拌工		
		生石灰パイル工		
第10節　仮設工	3-10-5　土留・仮締切工	日鋼杭		
		鋼矢板		
		アンカー工		
		連節ブロック張り工		2-206
		締切盛土		
		中詰盛土		
	3-10-9　地中連続壁工(壁式)			
	3-10-10　地中連続壁工(柱列式)			2-207
	3-10-21　法面吹付工			
第４章　土工				
第３節 河川・海岸・砂防土工	4-3-2　掘削工			2-208
	4-3-3　盛土工			
	4-3-4　盛土補強工	補強土(テールアルメ)壁工法		
		多数アンカー式補強土工法		
		ジオテキスタイルを用いた補強土工法		
	4-3-5　法面整形工(盛土部)			2-209
	4-3-6　堤防天端工			
第４節　道路土工	4-4-2　掘削工			2-210
	4-4-3　路体盛土工			
	4-4-4　路床盛土工			
	4-4-5　法面整形工(盛土工)			
第５章　無筋・鉄筋コンクリート				
第７節　鉄筋工	5-7-4　組立て			2-210

【第２編　河川編】

章・節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第１章　築堤・護岸				
第３節 護岸基礎工	1-3-3　基礎工		第1編3-4-3基礎工（護岸）	2-211
	1-3-4　矢板工		第１編 3-3-4 矢板工	
第４節 矢板護岸工	1-4-3　笠コンクリート工		第1編3-4-3基礎工（護岸）	
	1-4-4　矢板工		第１編 3-3-4 矢板工	
第５節 法覆護岸工	1-5-3　コンクリートブロック工		第１編3-5-3コンクリートブロック工	
	1-5-4　護岸付属物工			2-212
	1-5-5　緑化ブロック工		第１編3-5-4緑化ブロック工	
	1-5-6　環境護岸ブロック工		第１編3-5-3コンクリートブロック工	
	1-5-7　石積(張)工		第1編3-5-5石積（張）工	
	1-5-8　法枠工		第１編 3-3-5 法枠工	
	1-5-9　多自然型護岸工	巨石張り		
		巨石積み		
		かごマット		
	1-5-10　吹付工		第１編 3-3-6 吹付工	2-213
	1-5-11　植生工		第１編 3-3-7 植生工	
	1-5-12　覆土工		第1編4-3-5法面整形工	
	1-5-13　羽口工	じゃかご		
		ふとんかご		
		かご枠		
		連節ブロック張り	第１編3-5-3コンクリートブロック工	
第６節 擁壁護岸工	1-6-3　場所打擁壁工			2-214
	1-6-4　プレキャスト擁壁工			
第７節　根固め工	1-7-3　根固めブロック工			2-215
	1-7-5　沈床工			
	1-7-6　捨石工			2-216
	1-7-7　かご工	じゃかご	第２編 1-5-13 羽口工	
		ふとんかご		
第８節　水制工	1-8-3　沈床工		第２編 1-7-5 沈床工	
	1-8-4　捨石工		第２編 1-7-6 捨石工	
	1-8-5　かご工	じゃかご	第２編 1-5-13 羽口工	
		ふとんかご		

【第２編　河川編】

章・節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第８節　水制工	1-8-8　杭出し水制工			2-216
第９節 付帯道路工	1-9-3　路側防護柵工		第1編3-3-11路側防護柵工	
	1-9-5　アスファルト舗装工		第1編3-6-5アスファルト舗装工	2-217
	1-9-6　コンクリート舗装工		第1編3-6-6コンクリート舗装工	
	1-9-7　薄層カラー舗装工		第1編3-6-7薄層カラー舗装工	
	1-9-8　ブロック舗装工	下層路盤工	第１編3-6-8ブロック舗装工	2-218
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		
		上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		
		加熱アスファルト安定処理工		
		基層工		
	1-9-9　側溝工	プレキャストＵ型側溝		
		Ｌ型側溝		
		自由勾配側溝		
		管渠		
	1-9-10　集水桝工			
	1-9-11　縁石工		第１編 3-3-8 縁石工	
	1-9-12　区画線工		第１編3-3-12区画線工	
第10節 付帯道路施設工	1-10-3　道路付属物工		第1編3-3-13道路付属物工	
	1-10-4　標識工		第１編3-3-9小型標識工	
第２章　浚渫（河川）				
第２節　浚渫工	2-2-2　浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		2-219
第３節　浚渫工	2-3-2　浚渫船運転工	グラブ浚渫船 バックホウ浚渫船		
第３章　樋門・樋管				
第３節 樋門・樋管本体工	3-3-3　既製杭工		第１編 3-4-4 既製杭工	2-220
	3-3-4　場所打杭工		第１編3-4-5場所打杭工	
	3-3-5　矢板工		第１編 3-3-4 矢板工	
	3-3-6　函渠工	本体工		
		ヒューム管		2-221
		PC 管		
		コルゲートパイプ		
		ダクタイル鋳鉄管		

【第２編　河川編】

章・節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第３節 樋門・樋管本体工	3-3-6　函渠工	プレキャスト函渠		2-221
	3-3-7　翼壁工			
	3-3-8　水叩工			
第４節　護床工	3-4-3　根固めブロック工			2-222
	3-4-5　沈床工		第２編 1-7-5 沈床工	
	3-4-6　捨石工		第２編 1-7-6 捨石工	
	3-4-7　かご工	じゃかご	第２編 1-5-13 羽口工	
		ふとんかご		
第５節　水路工	3-5-3　側溝工	場所打水路工		2-223
	3-5-4　集水桝工		第２編 1-9-10 集水桝工	
	3-5-5　暗渠工			
	3-5-7　樋門接続暗渠工		第２編 3-3-6 函渠工	
第６節 付帯物設置工	3-6-3　防止柵工		第１編 3-3-10 防止柵工	
	3-6-7　階段工			2-224
第４章　水門				
第３節 工場製作工	4-3-3　桁製作工		第６編 4-3 工場製作工	2-224
	4-3-4　鋼製伸縮継手製作工			
	4-3-5　落橋防止装置製作工			
	4-3-6　鋼製排水管製作工			
	4-3-7　橋梁用防護柵製作工			
	4-3-8　鋳造費	金属支承		
		大型ゴム支承工		
	4-3-9　ｱﾝｶｰﾌﾚｰﾑ製作工			
	4-3-10　工場塗装工		第１編 3-3-15 工場塗装工	
第４節 水門本体工	4-4-4　既製杭工		第１編 3-4-4 既製杭工	
	4-4-5　場所打杭工		第１編 3-4-5 場所打杭工	
	4-4-6　矢板工(遮水矢板)		第１編 3-3-4 矢板工	
	4-4-7　床版工			2-225
	4-4-8　堰柱工			
	4-4-9　門柱工			
	4-4-10　ゲート操作台工			
	4-4-11　胸壁工			
	4-4-12　翼壁工		第２編 3-3-7 翼壁工	

【第２編　河川編】

章・節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第４節　水門本体工	4-4-13　水叩工		第２編 3-3-8 水叩工	2-225
第５節　護床工	4-5-5　沈床工		第２編 1-7-5 沈床工	
	4-5-6　捨石工		第２編 1-7-6 捨石工	
	4-5-7　かご工	じゃかご	第２編 1-5-13 羽口工	
		ふとんかご		
第６節 付属物設置工	4-6-3　防止柵工		第１編 3-3-10 防止柵工	
	4-6-8　階段工		第２編 3-6-7 階段工	
第７節 鋼管理橋上部工	4-7　架設工	クレーン架設	第６編 4-4-4～9 架設工	2-226
		ケーブルクレーン架設		
		ケーブルエレクション架設		
		架設桁架設		
		送出し架設		
		トラベラークレーン架設		
	4-7-10　支承工		第６編 4-4-10 支承工	
	4-7-11　現場継手工		第６編 4-4-11 現場継手工	
第8節 橋梁現場塗装工	4-8　橋梁現場塗装工		第６編 4-5-3 現場塗装工	
第９節　床版工	4-9　床版工		第６編 4-6-2 床版工	
第 10 節 橋梁付属物工 (鋼管理橋)	4-10　伸縮装置工		第６編 4-7-2 伸縮装置工	
	4-10　地覆工		第６編 4-7-5 地覆工	
	4-10　橋梁用防護柵工		第６編 4-7-6 橋梁用防護柵工	
	4-10　橋梁用高欄工		第６編 4-7-7 橋梁用高欄工	
	4-10　検査路工		第６編 4-7-8 検査路工	
第 12 節 ｺﾝｸﾘｰﾄ管理橋上部工 (PC 橋)	4-12　プレテンション桁製作工(購入工)		第６編 5-4-2 プレテンション桁製作工(購入工)	
	4-12　ポストテンション桁製作工		第６編 5-4-3 ポストテンション桁製作工	
	4-12　プレキャストセグメント製作工(購入工)		第６編 5-4-4 プレキャストセグメント製作工(購入工)	
	4-12-5　プレキャストセグメント主桁組立工		第６編 5-4-5 プレキャストセグメント主桁組立工	
	4-12-6　支承工		第６編 5-4-6 支承工	
	4-12-7　架設工(ｸﾚｰﾝ架設)		第６編 4-4 鋼橋架設工	
	4-12-8　架設工(架設桁架設)		第６編 4-4 鋼橋架設工	
	4-12-9　床版・横組工		第６編 5-4-9 床版・横組工	
	4-12-10　落橋防止装置工		第６編 5-4-10 落橋防止装置工	

【第２編　河川編】

章・節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第 13 節 コンクリート管理橋上部工（PC ホロースラブ橋）	4-13-2　架設工支保工		第６編 5-6-2 架設工支保工	
	4-13-3　支承工		第６編 5-4-6 支承工	
	4-13-4　落橋防止装置工		第６編5-4-10 落橋防止装置工	
	4-13-5　PC ホロースラブ製作工		第６編 5-6-4PC ホロースラブ製作工	
第 14 節 橋梁付属物工 （コンクリート管理橋）	4-14-2　伸縮装置工		第６編 4-7-2 伸縮装置工	
	4-14-4　地覆工		第６編 4-7-5 地覆工	
	4-14-5　橋梁用防護柵工		第６編4-7-6 橋梁用防護柵工	
	4-14-6　橋梁用高欄工		第６編4-7-7 橋梁用高欄工	
	4-14-7　検査路工		第６編 4-7-8 検査路工	
第 16 節　舗装工	4-16-5　アスファルト舗装工		第１編 3-6-5 アスファルト舗装工	2-226
	4-16-6　半たわみ性舗装工		第６編2-3-6 半たわみ性舗装工	
	4-16-7　排水性舗装工		第６編 2-3-7 排水性舗装工	
	4-16-8　透水性舗装工		第６編 2-3-9 透水性舗装工	
	4-16-9　グースアスファルト舗装工		第６編 2-3-8 グースアスファルト舗装工	
	4-16-10　コンクリート舗装工		第１編 3-6-6 コンクリート舗装工	
	4-16-11　薄層カラー舗装工		第１編 3-6-7 薄層カラー舗装工	
	4-16-12　ブロック舗装工		第1編3-6-8 ブロック舗装工	
第５章　堰				
第３節 工場製作工	5-3-3　刃口金物製作工			
	5-3-4　桁製作工		第１編 3-3-14 桁製作工	
	5-3-5　検査路製作工		第６編 4-3-4 検査路製作工	
	5-3-6　鋼製伸縮継手製作工		第６編 4-3-5 鋼製伸縮継手製作工	
	5-3-7　落橋防止装置製作工		第６編 4-3-6 落橋防止装置製作工	2-227
	5-3-8　鋼製排水管製作工		第６編4-3-7 鋼製排水管製作工	
	5-3-9　プレビーム用桁製作工		第６編 5-3-2 プレビーム用桁製作工	
	5-3-10　橋梁用防護柵製作工		第６編 4-3-8 橋梁用防護柵製作工	
	5-3-11　鋳造費		第６編 4-3-11 鋳造費	

【第２編　河川編】

章・節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第３節 工場製作工	5-3-12　アンカーフレーム製作工		第６編 4-3-12 アンカーフレーム製作工	
	5-3-13　仮設材製作工		第２編 4-3-9 仮設材製作工	
	5-3-14　工場塗装工		第１編 3-3-15 工場塗装工	
第４節 可動堰本体工	5-4-3　既製杭工		第１編 3-4-4 既製杭工	
	5-4-4　場所打杭工		第１編 3-4-5 場所打杭工	2-227
	5-4-5　オープンケーソン基礎工		第１編 3-4-7 オープンケーソン基礎工	
	5-4-6　ニューマチックケーソン基礎工		第１編 3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	
	5-4-7　矢板工		第１編 3-3-4 矢板工	
	5-4-8　床版工			
	5-4-9　堰柱工			
	5-4-10　門柱工			
	5-4-11　ゲート操作台工			
	5-4-12　水叩工			
	5-4-13　開門工			
	5-4-14　土砂吐工			
	5-4-15　取付擁壁工		第２編 1-6-3 場所打擁壁工	2-228
第５節 固定堰本体工	5-5-3　既製杭工		第１編 3-4-4 既製杭工	
	5-5-4　場所打杭工		第１編 3-4-5 場所打杭工	
	5-5-5　オープンケーソン基礎工		第１編 3-4-7 オープンケーソン基礎工	
	5-5-6　ニューマチックケーソン基礎工		第１編 3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	
	5-5-7　矢板工		第１編 3-3-4 矢板工	
	5-5-8　堰本体工			
	5-5-9　水叩工			
	5-5-10　土砂吐工			2-229
	5-5-11　取付擁壁工		第２編 1-6-3 場所打擁壁工	
第６節　魚道工	5-6-3　魚道本体工			
第７節　管理橋下部工	5-7-2　管理橋橋台工			2-230
第８節 鋼管理橋上部工	5-8　架設工	クレーン架設	第６編 4-4 鋼橋架設工	
		ケーブルクレーン架設		
		ケーブルエレクション架設		

【第２編　河川編】

章・節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第８節 鋼管理橋上部工	5-8 架設工	架設桁架設	第６編 4-4 鋼橋架設工	
		送出し架設		
		トラベラークレーン架設		
	5-8-10　支承工		第６編 4-4-10 支承工	
	5-8-11　現場継手工		第６編 4-4-11 現場継手工	
第９節 橋梁現場塗装工	5-9-2　現場塗装工		第６編 4-5-3 現場塗装工	
第 10 節　床版工	5-10-2　床版工		第６編 4-6-2 床版工	
第 11 節 橋梁付属物工 （鋼管理橋）	5-11-2　伸縮装置工		第６編 4-7-2 伸縮装置工	
	5-11-4　地覆工		第６編 4-7-5 地覆工	
	5-11-5　橋梁用防護柵工		第６編 4-7-6 橋梁用防護柵工	
	5-11-6　橋梁用高欄工		第６編 4-7-7 橋梁用高欄工	
	5-11-7　検査路工		第６編 4-7-8 検査路工	
第 13 節 コンクリート管理橋上部工（PC 橋）			第２編 4-12 コンクリート管理橋上部工(PC 橋)を参照	
第 14 節 コンクリート管理橋上部工(PC ホロースラブ橋)			第２編 4-13 コンクリート管理橋上部工（PC ホロースラブ橋)を参照	
第 15 節 コンクリート管理橋上部工(PC 箱桁橋)	5-15-2 架設工支保工(固定)		第６編 5-6-2 架設工支保工	
	5-15-3　支承工		第６編 5-4-6 支承工	
	5-15-5 PC 箱桁製作工		第６編 5-9-4PC 箱桁製作工	
	5-15-4　落橋防止装置工		第6編5-4-10落橋防止装置工	
第 16 節 橋梁付属物工 （コンクリート管理橋）	5-16-2　伸縮装置工		第６編 4-7-2 伸縮装置工	
	5-16-4　地覆工		第６編 4-7-5 地覆工	
	5-16-5　橋梁用防護柵工		第6編4-7-6橋梁用防護柵工	
	5-16-6　橋梁用高欄工		第６編 4-7-7 橋梁用高欄工	
	5-16-7　検査路工		第６編 4-7-8 検査路工	
第６章　排水機場				
第３節 機場本体工	6-3-3　既製杭工		第１編 3-4-4 既製杭工	
	6-3-4　場所打杭工		第１編 3-4-5 場所打杭工	
	6-3-5　矢板工		第１編 3-3-4 矢板工	
	6-3-6　本体工			2-231

【第２編　河川編】

章・節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第３節　機場本体工	6-3-7　燃料貯油槽工			2-231
第４節　沈砂池工	6-4-3　既製杭工		第１編 3-4-4 既製杭工	2-232
	6-4-4　場所打杭工		第１編 3-4-5 場所打杭工	
	6-4-5　矢板工		第１編 3-3-4 矢板工	
	6-4-6　場所打擁壁工		2 編 1-6-3 場所打擁壁工	
	6-4-7　コンクリート床版工			
	6-4-8　ブロック床版工		第２編 1-7-3 根固めブロック工	
	6-4-9　現場打水路工		第２編 3-5-3 側溝工	
第５節　吐出水槽工	6-5-3　既製杭工		第１編 3-4-4 既製杭工	2-233
	6-5-4　場所打杭工		第１編 3-4-5 場所打杭工	
	6-5-5　矢板工		第１編 3-3-4 矢板工	
	6-5-6　本体工		第２編 6-3-6 本体工	
第７章　床止め・床固め				
第３節　床止め工	7-3-4　既製杭工		第１編 3-4-4 既製杭工	2-233
	7-3-5　矢板工		第１編 3-3-4 矢板工	
	7-3-6　本体工	床固め本体工		2-234
		植石張り	第１編 3-5-5 石積(張)工	
		根固めブロック	第２編 1-7-3 根固めブロック	
	7-3-7　取付擁壁工		第２編 1-6-3 場所打擁壁工	
	7-3-8　水叩工	水叩工		
		巨石張り	第２編 1-5-9 多自然型護岸工(巨石張り)	
		根固めブロック	第２編 1-7-3 根固めブロック	
第４節　床固め工	7-4-4　本堤工		第２編 7-3-6 本体工	2-235
	7-4-5　垂直壁工		第２編 7-3-6 本体工	
	7-4-6　側壁工			
	7-4-7　水叩工		第２編 7-3-8-1 水叩工	
第５節　山留擁壁工	7-5-3　コンクリート擁壁工		第２編 1-6-3 場所打擁壁工	
	7-5-4　ブロック積擁壁工		第１編 3-5-3 コンクリートブロック工	
	7-5-5　石積み擁壁工		第１編 3-5-5 石積（張）工	
	7-5-6　山留擁壁基礎工		第１編 3-4-3 基礎工	

【第２編　河川編】

章・節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第８章　河川維持				
第７節 路面補修工	8-7-3　不陸整正工		第１編 4-3-6 堤防天端工	2-236
	8-7-4　コンクリート舗装補修工		第１編 3-6-6 コンクリート舗装工	
	8-7-5　アスファルト舗装補修工		第１編 3-6-5 アスファルト舗装工	
第９節 付属物設置工	8-9-3　防護柵工		第１編 3-3-11 路側防護柵工	
	8-9-5　付属物設置工		第１編 3-3-13 付属物設置工	
第 11 節 植栽維持工	8-11-3　樹木・芝生管理工		第１編 3-3-7 植生工	
第９章　河川修繕				
第３節　腹付工	9-3-2　覆土工		第１編 4-3-5 法面整形工	2-236
	9-3-3　植生工		第１編 3-3-7 植生工	
第４節　側帯工	9-4-2　縁切工	じゃかご工	第２編 1-5-11 刃口工	
		連節ブロック張り	第１編 3-5-3 コンクリートブロック工	
		コンクリートブロック張り	第１編 3-5-3 コンクリートブロック工	2-237
		石張工	第１編 3-5-5 石積（張）工	
	9-4-3　植生工		第１編 3-3-7 植生工	
第５節 堤脚保護工	9-5-3　石積み工		第１編 3-5-5 石積（張）工	
	9-5-4　コンクリートブロック工		第１編 3-5-3 コンクリートブロック工	
第６節 管理用通路工	9-6-2　防護柵工		第１編 3-3-11 路側防護柵工	
	9-6-4　路面切削工		第６編 15-4-3 路面切削工	2-237
	9-6-5　舗装打換え工		第６編 15-4-3 舗装打換え工	
	9-6-6　オーバーレイ工		第６編 15-4-3 オーバーレイ工	
	9-6-7　排水構造物工	プレキャスト U 型側溝管（函）渠	第２編 1-9-9 側溝工	
		集水桝工	第２編 1-9-10 集水桝工	
	9-6-8　道路付属物工		第１編 3-3-8 縁石工	
第７節 現場塗装工	9-7-3　付属物塗装工			
	9-7-4　コンクリート面塗装工		第１編 3-3-16 コンクリート面塗装工	

【第３編　海岸編】

章・節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第１章　堤防・護岸				
第３節 護岸基礎工	1-3-4　捨石工			2-238
	1-3-5　場所打コンクリート工			
	1-3-6　海岸コンクリートブロック工			2-239
	1-3-7　笠コンクリート工	笠コンクリート	第１編 3-4-3 基礎工	
		プレキャスト笠コンクリート		
	1-3-4　基礎工	基礎工	第１編 3-4-3 基礎工	
		プレキャスト法留基礎工		
	1-3-　矢板工		第１編 3-3-4 矢板工	2-240
第４節　護岸工	1-4-3　石積(張)工		第１編 3-5-5 石積（張）工	
	1-4-4　海岸コンクリートブロック工			
	1-4-5　コンクリート被覆工			2-241
第５節　擁壁工	1-5-3　現場打擁壁工		第2編1-6-3コンクリート擁壁工	
第６節　天端被覆工	1-6-2　コンクリート被覆工			
第７節　波返工	1-7-3　波返工			2-242
第８節　裏法被覆工	1-8-2　石積(張)工		第１編 3-5-5 石積（張）工	
	1-8-3　コンクリートブロック工		第１編 3-5-3 コンクリートブロック工	
	1-8-4　コンクリート被覆工		第３編 1-4-5 コンクリート被覆工	
	1-8-5　法枠工		第１編 3-3-5 法枠工	
第９節 カルバート工	1-9-3　プレキャストカルバート工	プレキャストパイプ		2-243
		プレキャストボックス		
第 10 節 排水構造物工	1-10-3　側溝工	プレキャスト U 型側溝		
		自由勾配側溝		
	1-10-4　集水桝工		第２編 3-5-4 集水桝工	
	1-10-5　管渠工		第２編 3-5-5 暗渠工	
	1-10-6　場所打水路工		第２編 6-4-9 現場打水路工	
第 11 節 付属物設置工	1-11-3　防止柵工		第１編 3-3-10 防止柵工	2-244
	1-11-6　階段工		第２編 3-6-7 階段工	
第 12 節 付帯道路工	1-12-3　路側防護柵工		第１編 3-3-11 路側防護柵工	

【第３編　海岸編】

章・節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第 12 節 付帯道路工	1-12-5　アスファルト舗装工		第１編 3-6-5 アスファルト舗装工	2-244
	1-12-6 コンクリート舗装工		第１編 3-6-6ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工	
	1-12-7 薄層カラー舗装工		第１編 3-6-7 薄層カラー舗装工	
	1-12-8　側溝工			2-245
	1-12-9　集水桝工		第２編 3-5-4 集水桝工	
	1-12-10　縁石工		第１編 3-3-8 縁石工	
	1-12-11　区画線工		第１編 3-3-12 区画線工	
第 13 節　付帯道路施設工	1-13-3　道路付属物工		第１編 3-3-13 道路附属物工	
	1-13-4　小型標識工		第１編 3-3-9 小型標識工	
第２章　突堤・人工岬				
第３節 突堤基礎工	2-3-4　捨石工		第１編 1-3-4 捨石工	2-246
	2-3-5　吸出し防止工			
第４節 突堤本体工	2-4-2　捨石工			
	2-4-5　海岸コンクリートブロック工			2-247
	2-4-6　既製杭工		第１編 3-4-4 既製杭工	
	2-4-7　詰杭工（既製コンクリート杭）		第１編 3-4-4 既製杭工	
	2-4-8　矢板工		第１編 3-3-4 矢板工	
	2-4-9　石枠工			2-248
	2-4-10　場所打コンクリート工			
	2-4-11　ケーソン工	ケーソン工製作		2-249
		ケーソン工据付		
		突堤上部工 （場所打コンクリート）（海岸コンクリートブロック）		2-250
	2-4-12　セルラー工	セルラー工製作		
		セルラー工据付		
		突堤上部工 （場所打コンクリート）（海岸コンクリートブロック）		2-251

【第３編　海岸編】

章・節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第５節　根固め工	2-5-2　捨石工			2-251
	2-5-3　根固めブロック工			
第６節　消波工	2-6-2　捨石工			
	2-6-3　消波ブロック工			2-252
第３章　海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）				
第３節 海域堤基礎工	3-3-3　捨石工			2-252
	3-3-4　吸出し防止工		第３編 2-3-5 吸出し防止工	
第４節 海域堤本体工	3-4-2　捨石工		第３編 1-3-4 捨石工	2-253
	3-4-3　海岸コンクリートブロック工		第３編 2-4-5 海岸コンクリートブロック工	
	3-4-4　ケーソン工		第３編 2-4-11 ケーソン工	
	3-4-5　セルラー工		第３編 2-4-12 セルラー工	
	3-4-6　場所打コンクリート工		第３編 2-4-10 場所打コンクリート工	
第４章　浚渫（海岸）				
第２節　浚渫工 （ポンプ浚渫船）	4-2-2　浚渫船運転工		第２編 2-2-2 浚渫船運転工	2-253
第３節　浚渫工 （グラブ浚渫船）	4-3-2　浚渫船運転工		第２編 2-3-2 浚渫船運転工	2-254
第５章　養　浜				
第２節　砂止工	5-2-1 根固めブロック工		第２編 1-7-3 根固めブロック工	2-254

【第４編　砂防編】

章・節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第１章　砂防ダム				
第３節 工場製作工	1-3-3　鋼製堰堤製作工（仮組立時）		第１編 3-3-14-3 桁制作工	2-255
	1-3-4　鋼製堰堤仮設材製作工			
	1-3-5　工場塗装工		第１編 3-3-15 工場塗装工	
第４節　法面工	1-4-2　植生工		第１編 3-3-7 植生工	
	1-4-3　法面吹付工		第１編 3-3-6 吹付工	
	1-4-4　法枠工		第１編 3-3-5 法枠工	
	1-4-6　アンカー工		第６編 1-4-6 ｱﾝｶｰ工	
	1-4-7　かご工	じゃかご	第２編 1-5-13 羽口工	

【第４編　砂防編】

章・節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第４節　法面工	1-4-7　かご工	ふとんかご	第２編 1-5-13 羽口工	
第６節 コンクリート堰堤工	1-6-4　コンクリート堰堤本体工			2-255
	1-6-5　コンクリート副堰堤工			
	1-6-6　コンクリート側壁工			
	1-6-8　水叩工			2-256
第７節 鋼製堰堤工	1-7-5　鋼製堰堤本体工	不透過型		
		透過型		2-257
	1-7-6　鋼製側壁工			
	1-7-7　コンクリート側壁工		第４編 1-6-6 コンクリート側壁工	
	1-7-8　水叩工		第４編 1-6-8 コンクリート水叩工	
	1-7-10　現場塗装工			2-258
第８節 護床工・根固め工	1-8-4　根固めブロック工		第２編 1-7-3 根固めブロック工	
	1-8-6　沈床工		第２編 1-7-4 沈床工	2-259
	1-8-7　かご工	じゃかご工	第２編 1-7-5 かご工	
		ふとんかご工		
第９節　砂防堰堤付属物設置工	1-9-3　防止柵工		第１編 3-3-10 防止柵工	
第 10 節 付帯道路工	1-10-3　路側防護柵工		第１編 3-3-11 路側防護柵工	
	1-10-5　アスファルト舗装工		第１編 3-6-5 アスファルト舗装工	2-259
	1-10-6　コンクリート舗装工		第１編 3-6-6 コンクリート舗装工	
	1-10-7　薄層カラー舗装工		第１編 3-6-7 薄層カラー舗装工	
	1-10-8　側溝工		第２編 3-5-3 側溝工	2-260
	1-10-9　集水桝工		第２編 1-9-9 集水桝工	
	1-10-10　縁石工		第１編 3-3-8 縁石工	
	1-10-11　区画線工		第１編 3-3-12 区画線工	
第 11 節 付帯道路施設工	1-11-3　道路付属物工		第１編 3-3-13 道路付属物工	
	1-11-4　小型標識工		第１編 3-3-9 小型標識工	

【第４編　砂防編】

章・節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	
第２章　流　路				
第３節　流路護岸工	2-3-4　基礎工(護岸)		第１編 3-4-3 基礎工(護岸)	2-260
	2-3-5　コンクリート擁壁工		第４編 1-6-4 コンクリート堰堤本体工	
	2-3-6　ブロック積擁壁工		第１編 3-5-3 コンクリートブロック工	2-261
	2-3-7　石積擁壁工		第１編 3-5-5 石積（張）工	
	2-3-8　護岸付属物工		第１編 3-3-5 法枠工	
	2-3-9　植生工		第１編 3-3-7 植生工	
第４節　床固め工	2-4-4　床固め本体工		第４編 1-6-4 コンクリート堰堤本体工	
	2-4-5　垂直壁工		第４編 1-6-4 コンクリート堰堤本体工	
	2-4-6　側壁工		第４編 1-6-6 コンクリート側壁工	
	2-4-7　水叩工		第４編 1-6-6 水叩工	
	2-4-8　魚道工		第４編 1-6-4 コンクリート堰堤本体工	
第５節 根固め・水制工	2-5-4　根固めブロック工		第２編 1-7-3 根固めブロック工	2-262
	2-5-6　捨石工		第２編 1-7-6 捨石工	
	2-5-7　かご工	じゃかご工	第２編 1-5-13 羽口工	
		ふとんかご工		
		かごマット工	第２編 1-5-9-2 多自然型護岸工（かごマット）	
第５節 流路付属物設置工	2-5-2　階段工		第２編 3-6-7 階段工	
	2-5-3　防止柵工		第１編 3-3-10 防止柵工	
第３章　斜面対策				
第３節　法面工	3-3-2　植生工		第１編 3-3-7 植生工	2-262
	3-3-3　吹付工		第１編 3-3-6 吹付工	
	3-3-4　法枠工		第１編 3-3-5 法枠工	
	3-3-5　かご工	じゃかご工	第２編 1-5-13 羽口工	
		ふとんかご工		2-263
	3-3-6　アンカー工（プレキャストコンクリート板）		第６編 1-4-6 アンカー工	
	3-3-6　抑止アンカー工		第６編 1-4-6 アンカー工	

【第４編　砂防編】

章・節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第４節　擁壁工	3-4-3　既製杭工		第１編 3-4-4 既製杭工	2-263
	3-4-4　場所打擁壁工		第２編 1-6-3 場所打擁壁工	
	3-4-5　プレキャスト擁壁工		第２編 1-6-4 プレキャスト擁壁工	
	3-4-6　補強土壁工			
	3-4-7　井桁ブロック工			2-264
	3-4-8　落石防護工			
第５節 山腹水路工	3-5-3　山腹集水路・排水路工		第４編 1-10-8 側溝工	
	3-5-4　山腹明暗渠工			2-265
	3-5-5　山腹暗渠工		第２編 3-5-5 暗渠工	
	3-5-6　現場打水路工		第２編 3-5-3 側溝工	
	3-5-7　集水桝工		第２編 1-9-10 集水桝工	
第６節 地下水排除工	3-6-4　集排水ボーリング工			
	3-6-5　集水井工			2-266
第７節 地下水遮断工	現場打擁壁工		第２編 1-6-3 場所打擁壁工	
	固結工		第１編 3-7-9 固結工	
	矢板工		第１編 3-3-4 矢板工	
第８節　抑止杭工	既製杭工		第１編 3-4-4 既製杭工	
	場所打杭工		第１編 3-4-5 場所打杭工	
	シャフト工（深礎工）		第１編 3-4-6 深礎工	
	合成杭工			

【第５編　ダム編】

章・節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第１章　コンクリートダム				
第４節 ダムコンクリート工	1-4　コンクリートダム工（本体）			2-267
	1-4　コンクリートダム工（水叩）			
	1-4　コンクリートダム工（副ダム）			2-268
	1-4　コンクリートダム工（導流壁）			2-269

【第５編　ダム編】

章・節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第２章　フィルダム				
第３節　盛立工	2-3-5　コアの盛立			2-270
	2-3-6　フィルターの盛立			
	2-3-7　ロックの盛立			
	２フィルダム（洪水吐）			2-271
第３章　基礎グラウチング				
第３節　ボーリング工	3-3　ボーリング工			2-271

【第６編　道路編】

章・節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第１章　道路改良				
第３節 工場製作工	1-3-2　遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		2-272
		工場塗装工	第１編 3-3-15 工場塗装工	
第４節　法面工	1-4-2　植生工		第１編 3-3-7 植生工	
	1-4-3　法面吹付工		第１編 3-3-6 吹付工	
	1-4-4　法枠工		第１編 3-3-5 法枠工	
	1-4-6　アンカー工			
	1-4-7　かご工	じゃかご工	第２編 1-5-13 羽口工	2-273
		ふとんかご工		
第５節　擁壁工	1-5-3　既製杭工		第１編 3-4-4 既製杭工	
	1-5-4　場所打杭工		第１編 3-4-5 場所打杭工	
	1-5-5　場所打擁壁工		第２編 1-6-3 場所打擁壁工	
	1-5-6　プレキャスト擁壁工		第２編 1-6-4 プレキャスト擁壁工	
	1-5-7　補強土壁工		第４編 3-4-6 補強土壁工	
	1-5-8　井桁ブロック工		第４編 3-4-7 井桁ブロック工	
第６節 石・ブロック積（張）工	1-6-3　コンクリートブロック工		第１編 3-5-3 コンクリートブロック工	2-274
	1-6-4　石積（張）工		第１編 3-5-5 石積（張）工	
第７節 カルバート工	1-7-4　既製杭工		第１編 3-4-4 既製杭工	
	1-7-5　場所打杭工		第１編 3-4-5 場所打杭工	
	1-7-6　場所打函渠工			2-274
	1-7-7　プレキャストカルバート工		第２編 3-3-6 函渠工	

【第６編　道路編】

章・節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第８節 排水構造物工 （小型水路工）	1-8-3　側溝工		第２編 1-9-9 側溝工	2-275
	1-8-4　管渠工		第２編 1-9-9 側溝工	
	1-8-5　集水桝・マンホール工		第２編 1-9-10 集水桝工	
	1-8-6　地下排水工		第２編 3-5-5 暗渠工	
	1-8-7　場所打水路工		第２編 3-5-3 側溝工	
	1-8-8　排水工（小段排水・縦排水）		第２編 1-9-9 側溝工	
第９節 落石雪害防止工	1-9-4　落石防止網工			2-275
	1-9-5　落石防護柵工			
	1-9-6　防雪柵工			2-276
	1-9-7　雪崩予防柵工			
第 10 節 遮音壁工	1-10-4　遮音壁基礎工			2-277
	1-10-5　遮音壁本体工			
第２章　舗　装				
第３節　舗装工	2-3-5　アスファルト舗装工	（歩道路盤工、歩道舗装工）	第１編 3-6-6 アスファルト舗装工	2-278
	2-3-6　半たわみ性舗装工	下層路盤工		2-279
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		
		加熱アスファルト安定処理工		
		基層工		2-280
		表層工		
	2-3-7　排水性舗装工	下層路盤工		2-281
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		
		加熱アスファルト安定処理工		
		基層工		2-282
		表層工		
	2-3-8　グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		2-283
		基層工		
		表層工		
	2-3-9　透水性舗装工	路盤工		2-284
		表層工		

【第６編　道路編】

章・節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第３節　舗装工	2-3-10　コンクリート舗装工		第１編 3-6-6 コンクリート舗装工	2-284
	2-3-11　薄層カラー舗装工		第１編 3-6-7 薄層カラー舗装工	
	2-3-12　ブロック舗装工		第１編 3-6-8 ブロック舗装工	
第４節 排水構造物工 （路面排水工）	2-4-3　側溝工		第２編 1-9-9 側溝工	2-285
	2-4-4　管渠工		第２編 1-9-9 側溝工	
	2-4-5　集水桝（街渠桝）・マンホール工		第２編 1-9-10 集水桝工	
	2-4-6　地下排水工		第２編 3-5-5 暗渠工	
	2-4-7　現場打水路工		第２編 3-5-3 側溝工	
	2-4-8　排水工（小段排水・縦排水）		第２編 1-9-9 側溝工	
	2-4-9　排水性舗装用路肩排水工			
第５節 縁石工	2-5-3　縁石工		第１編 3-3-8 縁石工	
第６節 踏掛版工	2-6-4　踏掛版工	コンクリート工		2-286
		ラバーシュー		
		アンカーボルト		
第７節 防護柵工	2-7-3　路側防護柵工		第１編 3-3-11 路側防護柵工	
	2-7-4　防止柵工		第１編 3-3-10 防止柵工	
	2-7-5　ボックスビーム工		第１編 3-3-11 路側防護柵工	
	2-7-6　車止めポスト工		第１編 3-3-10 防止柵工	
第８節 標識工	2-8-3　小型標識工		第１編 3-3-9 小型標識工	2-287
	2-8-4　大型標識工	標識基礎工		2-287
		標識柱工		
第９節 区画線工	2-9-2　区画線工		第１編 3-3-12 区画線工	
第 11 節 道路付属施設工	2-11-4　道路付属物工		第１編 3-3-13 道路付属物工	
	2-11-5　ケーブル配管工			
		ハンドホール		2-288
	2-11-6　照明工	照明柱基礎工		
第３章　橋梁下部				
第３節 工場製作工	3-3-2　刃口金物製作工		第２編 5-3-3 刃口金物製作工	2-288 ～ 2-289
	3-3-3　鋼製橋脚製作工			

【第６編　道路編】

章・節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第３節 工場製作工	3-3-4　アンカーフレーム製作工			2-290
	3-3-5　工場塗装工		第１編 3-3-15 工場塗装工	
第４節 橋台工	3-4-3　既製杭工		第１編 3-4-4 既製杭工	
	3-4-4　場所打杭工		第１編 3-4-5 場所打杭工	
	3-4-5　深礎工		第１編 3-4-6 深礎工	
	3-4-6　オープンケーソン基礎工		第１編 3-4-7 オープンケーソン基礎工	
	3-4-7　ニューマチックケーソン基礎工		第１編 3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	
	3-4-8　橋台躯体工			2-291
第５節 RC 橋脚工	3-5-3　既製杭工		第１編 3-4-4 既製杭工	2-292
	3-5-4　場所打杭工		第１編 3-4-5 場所打杭工	
	3-5-5　深礎工		第１編 3-4-6 深礎工	
	3-5-6　オープンケーソン基礎工		第１編 3-4-7 オープンケーソン基礎工	
	3-5-7　ニューマチックケーソン基礎工		第１編 3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	
	3-5-8　鋼管矢板基礎工		第１編 3-4-9 鋼管矢板基礎工	
	3-5-9　橋脚躯体工	張出式		2-293
		重力式	第６編 3-5-9 橋脚躯体工	
		半重力式	第６編 3-5-9 橋脚躯体工	
		ラーメン式		2-294
第６節 鋼製橋脚工	3-6-3　既製杭工		第１編 3-4-4 既製杭工	2-295
	3-6-4　場所打杭工		第１編 3-4-5 場所打杭工	
	3-6-5　深礎工		第１編 3-4-6 深礎工	
	3-6-6　オープンケーソン基礎工		第１編 3-4-7 オープンケーソン基礎工	
	3-6-7　ニューマチックケーソン基礎工		第１編 3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	
	3-6-8　鋼管矢板基礎工		第１編 3-4-9 鋼管矢板基礎工	
	3-6-9　橋脚フーチング工	Ｉ型・Ｔ型		2-296
		門型		
	3-6-10　橋脚架設工	Ｉ型・Ｔ型		
		門型		

【第６編　道路編】

章・節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第６節 鋼製橋脚工	3-6-11　現場継手工			2-296
	3-6-12　現場塗装工			2-297
第７節 護岸基礎工	3-7-3　基礎工		第１編 3-4-3 基礎工(護岸)	
	3-7-4　矢板工		第１編 3-3-4 矢板工	
第８節 矢板護岸工	3-8-3　笠コンクリート工		第１編 3-4-3 基礎工(護岸)	2-298
	3-8-4　矢板工		第１編 3-3-4 矢板工	
第９節 法覆護岸工	3-9-2　コンクリートブロック工		第１編 3-5-3 コンクリートブロック工	
	3-9-3　護岸付属物工		第２編 1-5-4 護岸付属物工	
	3-9-4　緑化ブロック工		第１編 3-5-4 緑化ブロック工	
	3-9-5　環境護岸ブロック工		第１編 3-5-3 コンクリートブロック工	
	3-9-6　石積(張)工		第１編 3-5-5 石積（張）工	
	3-9-7　法枠工		第１編 3-3-5 法枠工	
	3-9-8　多自然型護岸工		第２編 1-5-9 多自然型護岸工	
	3-9-9　吹付工		第１編 3-3-6 吹付工	
	3-9-10　植生工		第１編 3-3-7 植生工	
	3-9-11　覆土工		第１編 4-3-5 整形仕上げ工	2-299
	3-9-12　羽口工		第２編 1-5-13 羽口工	
第10節 擁壁護岸工	3-10-3　場所打擁壁工		第２編 1-6-3 場所打擁壁工	
	3-10-4　プレキャスト擁壁工		第２編 1-6-4 プレキャスト擁壁工	
第４章　鋼橋上部				
第３節 工場製作工	4-3-3　桁製作工		第１編 3-3-14-1 桁製作工	2-299
	4-3-4　検査路製作工			
	4-3-5　鋼製伸縮継手製作工			
	4-3-6　落橋防止装置製作工			2-300
	4-3-7　鋼製排水管製作工			
	4-3-8　橋梁用防護柵製作工			
	4-3-9　橋梁用高欄製作工			

【第６編　道路編】

章・節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第３節 工場製作工	4-3-10　横断歩道橋製作工		第３編3-3-14桁製作工	2-300
	4-3-11　鋳造費			2-301～303
	4-3-12　アンカーフレーム製作工			2-303
	4-3-13　工場塗装工		第１編3-3-15工場塗装工	
第４節 鋼橋架設工	4-4-4　架設工（クレーン架設）			2-304
	4-4-5　架設工（ケーブルクレーン架設）			
	4-4-6　架設工（ケーブルエレクション架設）			
	4-4-7　架設工（架設桁架設）			
	4-4-8　架設工（送出し架設）			
	4-4-9　架設工（トラベラークレーン架設）			
	4-4-10　支承工	鋼製支承		
		ゴム支承		2-305
	4-4-11　現場継手工			
第５節　橋梁現場塗装工	4-5-3　現場塗装工			
第６節　床版工	4-6-2　床版工			2-306
第７節 橋梁付属物工	4-7-2　伸縮装置工	ゴムジョイント		
		鋼フィンガージョイント		2-307
	4-7-5　地覆工			
	4-7-6　橋梁用防護柵工			
	4-7-7　橋梁用高欄工			
	4-7-8　検査路工			
第８節 歩道橋本体工	4-8-3　既製杭工		第１編3-4-4既製杭工	2-308
	4-8-4　場所打杭工		第１編3-4-5場所打杭工	
	4-8-5　橋脚フーチング工		第６編3-6-9橋脚フーチング工	
	4-8-6　歩道橋（側道橋）架設工		第６編第４章第４節鋼橋架設工	
	4-8-7　現場塗装工（歩道橋）		第６編4-5-3現場塗装工	

【第６編　道路編】

章・節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第５章　コンクリート橋上部工				
第３節 工場製作工	5-3-2　プレビーム用桁製作工		第１編3-3-14-1桁製作工	2-308
	5-3-3　橋梁用防護柵製作工		第６編4-3-8橋梁用防護柵製作工	
	5-3-4　鋼製伸縮継手製作工		第６編4-3-5鋼製伸縮継手製作工	
	5-3-5　検査路製作工		第６編4-3-4検査路製作工	
	5-3-6　工場塗装工		第１編3-3-15工場塗装工	
第４節　PC橋工	5-4-2　プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋		2-309
		スラブ橋		
	5-4-3　ポストテンションT(I)桁製作工			2-310
	5-4-4　プレキャストセグメント製作工（購入工）			
	5-4-5　プレキャストセグメント主桁組立工			
	5-4-6　支承工			2-311
	5-4-7　架設工（クレーン架設）			
	5-4-8　架設工（架設桁架設）			
	5-4-9　床版・横組工			2-312
	5-4-10　落橋防止装置製作工			
第５節 プレビーム桁橋工	5-5-2　プレビーム桁製作工（現場）			
	5-5-3　支承工	ゴム支承	第６編5-4-6支承工	
	5-5-4　架設工（クレーン架設）			
	5-5-5　架設工（架設桁架設）			
	5-5-6　床版・横組工		第６編5-4-9床版・横組工	
	5-5-7　落橋防止装置製作工		第６編5-4-10落橋防止装置製作工	

【第６編　道路編】

章・節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第６節 PCホロースラブ橋工	5-6-2　架設工支保工（固定）			
	5-6-3　支承工		第６編 5-4-6 支承工	
	5-6-4　PCホロースラブ製作工			2-313
	5-6-5　落橋防止装置製作工		第６編 5-4-10 落橋防止装置製作工	
第７節 RCホロースラブ橋工	5-7-2　架設工支保工（固定）			
	5-7-3　支承工		第６編 5-4-6 支承工	
	5-7-4　RC場所打ホロースラブ製作工			2-313
	5-7-5　落橋防止装置製作工		第６編 5-4-10 落橋防止装置製作工	
第８節　PC版桁橋工	5-8-2　PC版桁製作工			2-313
第９節 PC箱桁橋工	5-9-2　架設工支保工（固定）			
	5-9-3　支承工		第６編 5-4-6 支承工	
	5-9-4　PC箱桁製作工			2-313
	5-9-5　落橋防止装置製作工		第６編 5-4-10 落橋防止装置製作工	
第 10 節 PC片持箱桁橋工	5-10-2　PC片持箱桁製作工			2-313
	5-10-3　支承工		第６編 5-4-6 支承工	
	5-10-4　架設工（片持架設）			
第 11 節 PC押出し箱桁橋工	5-11-2　PC押出し箱桁製作工			2-314
	5-11-3　架設工（押出し架設）			
第 12 節 橋梁付属物工	5-12-2　伸縮装置工		第６編 4-7-2 伸縮装置工	
	5-12-4　地覆工		第６編 4-7-5 地覆工	
	5-12-5　橋梁用防護柵工		第6編4-7-6橋梁用防護柵工	
	5-12-6　橋梁用高欄工		第6編4-7-7 橋梁用高欄工	
第６章　トンネル（NATM）				
第４節　支保工	6-4-3　吹付工			2-315
	6-4-4　ロックボルト工			

【第６編　道路編】

章・節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第５節　覆工	6-5-3　覆工コンクリート工			2-316
	6-5-4　側壁コンクリート工			
	6-5-5　床版コンクリート工			
第６節　インバート工	6-6-4　インバート本体工			2-317
第７節　坑内付帯工	6-7-5　地下排水工			
第８節　坑門工	6-8-4　坑門本体工			2-318
	6-8-5　明り巻工			
第７章　トンネル（矢板）				
第５節　覆工	7-5-3　覆工コンクリート工			2-319
	7-5-4　床版コンクリート工		第６編 6-5-5 床版コンクリート工	
第６節　インバート工	7-6-4　インバート本体工			2-320
第７節　坑内付帯工	7-7-5　地下排水工		第６編 6-7-5 地下排水工	
第 12 章　共同溝				
第３節　工場製作工	12-3-3　工場塗装工		第１編 3-3-15 工場塗装工	2-321
第５節 現場打構築工	12-5-2　現場打躯体工			
	12-5-4　カラー継手工			
	12-5-5　防水工	防水		
		防水保護工		2-322
		防水壁工		
第６節 プレキャスト構築工	12-6-2　プレキャスト躯体工			
第 13 章　電線共同溝				
第５節 電線共同溝工	13-5-2　管路工（管路部）			2-323
	13-5-3　プレキャストボックス工（特殊部）			
	13-5-4　現場打ちボックス工（特殊部）		第６編 12-5-2 現場打躯体工	
第６節　付帯設備工	13-6-2　ハンドホール工			
第 14 章　情報ボックス工				
第３節 情報ボックス工	14-3-3　管路工（管路部）		第６編 113-5-2 管路工（管路部）	
第４節 付帯設備工	14-4-2　ハンドホール工		第6編113-6-2ハンドホール工	

【第６編　道路編】

章・節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第 15 章　道路維持				
第４節　舗装工	15-4-3　路面切削工			2-324
	15-4-4　舗装打換え工			
	15-4-5　切削オーバーレイ工			2-325
	15-4-6　オーバーレイ工			
	15-4-7　路上再生工			
	15-4-8　薄層カラー舗装工		第1編3-6-7薄層カラー舗装工	
第５節　排水構造物工	15-5-3　側溝工		第２編 1-9-9 側溝工	
	15-5-4　管渠工		第２編 1-9-9 側溝工	
	15-5-5　集水桝・マンホール工		第2編1-9-10集水桝工	
	15-5-6　地下排水工		第２編 3-5-5 暗渠工	
	15-5-7　現場打水路工		第２編 3-5-3 側溝工	
	15-5-8　排水工		第２編 1-9-9 側溝工	
第６節　防護柵工	15-6-3　路側防護柵工		第1編3-3-11路側防護柵工	
	15-6-4　防止柵工		第1編3-3-10防止柵工	
	15-6-5　ボックスビーム工		第1編3-3-11路側防護柵工	
	15-6-6　車止めポスト工		第1編3-3-10防止柵工	
第７節　標識工	15-7-3　小型標識工		第１編 3-3-9 小型標識工	
	15-7-4　大型標識工		第６編 2-8-4 大型標識工	
第８節　道路付属施設工	15-8-4　道路付属物工		第1編3-3-13道路付属物工	
	15-8-5　ケーブル配管工		第6編2-11-5ケーブル配管工	
	15-8-6　照明工		第６編 2-11-6 照明工	
第９節　擁壁工	15-9-3　場所打擁壁工		第２編 1-6-3 場所打擁壁工	
	15-9-4　プレキャスト擁壁工		第２編 1-6-4 プレキャスト擁壁工	
第 10 節　石・ブロック積(張)工	15-10-3　コンクリートブロック工		第1編3-5-3コンクリートブロック工	
	15-10-4　石積(張)工		第１編 3-5-5 石積（張）工	
第 11 節　カルバート工	15-11-4　場所打函渠工		第6編1-7-6場所打函渠工	
	15-11-5　プレキャストカルバート工		第２編 3-3-6 函渠工	

【第６編　道路編】

章・節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第 12 節　法面工	15-12-2　植生工		第１編 3-3-7 植生工	
	15-12-3　法面吹付工		第１編 3-3-6 吹付工	
	15-12-4　法枠工		第１編 3-3-5 法枠工	
	15-12-6　アンカー工		第6編1-4-6アンカー工	
	15-12-7　かご工	じゃかご工	第２編 1-5-13 羽口工	
		ふとんかご工		
第 14 節　橋梁付属物工	15-14-2　伸縮継手工		第6編4-7-2伸縮装置工	
	15-14-4　地覆工		第６編 4-7-5 地覆工	
	15-14-5　橋梁用防護柵工		第6編4-7-6橋梁用防護柵工	
	15-14-6　橋梁用高欄工		第6編4-7-7橋梁用高欄工	
	15-14-7　検査路工		第６編 4-7-8 検査路工	
第 16 節　橋梁現場塗装工	15-16-6　コンクリート面塗装工		第1編3-3-16コンクリート面塗装工	
第 17 章　道路修繕				
第３節　工場製作工	17-3-4　桁補強強材製作工			2-326
	17-3-5　落橋防止装置製作工		第６編 4-3-6 落橋防止装置製作工	
第４節　舗装工	17-4-3　路面切削工		第6編15-4-3路面切削工	
	17-4-4　舗装打換え工		第6編15-4-4舗装打換え工	
	17-4-5　切削オーバーレイ工		第6編15-4-5切削オーバーレイ工	
	17-4-6　オーバーレイ工		第6編15-4-6オーバーレイ工	
	17-4-7　路上再生工		第6編15-4-7路上再生工	
	17-4-8　薄層カラー舗装工		第６編 15-4-8 薄 層 カラー舗装工	
	17-4　歩道舗装修繕工		第６編 2-3 舗装工（歩道路盤工、歩道舗装工）	
第５節　排水構造物工	17-5-3　側溝工		第２編 1-9-9 側溝工	
	17-5-4　管渠工		第２編 1-9-9 側溝工	
	17-5-5　集水桝・マンホール工		第2編1-9-10集水桝工	
	17-5-6　地下排水工		第２編 3-5-5 暗渠工	
	17-5-7　現場打水路工		第２編 3-5-3 側溝工	
	17-5-8　排水工		第２編 1-9-9 側溝工	

【第６編　道路編】

章・節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第６節　縁石工	17-6-3　縁石工		第１編 3-3-8 縁石工	
第７節　防護柵工	17-7-3　路側防護柵工		第1編3-3-11路側防護柵工	
	17-7-4　防止柵工		第1編3-3-10防止柵工	
	17-7-5　ボックスビーム工		第1編3-3-11路側防護柵工	
	17-7-6　車止めポスト工		第1編3-3-10防止柵工	
第８節　標識工	17-8-3　小型標識工		第１編 3-3-9 小型標識工	
	17-8-4　大型標識工		第６編 2-8-4 大型標識工	
第９節　区画線工	17-9-2　区画線工		第1編3-3-12区画線工	
第 11 節 道路付属施設工	17-11-4　道路付属物工		第1編3-3-13道路付属物工	
	17-11-5　ケーブル配管工		第6編2-11-5ケーブル配管工	
	17-11-6　照明工		第６編 2-11-6 照明工	
第 12 節　擁壁工	17-12-3　場所打擁壁工		第2編1-6-3場所打擁壁工	
	17-12-4　プレキャスト擁壁工		第２編 1-6-4 プレキャスト擁壁工	
第 13 節 石・ブロック積(張)工	17-13-3　コンクリートブロック工		第１編 3-5-3 コンクリートブロック工	
	17-13-4　石積(張)工		第1編3-5-5石積（張）工	
第 14 節 カルバート工	17-14-4　場所打函渠工		第6編1-7-6場所打函渠工	
	17-14-5　プレキャストカルバート工		第２編 3-3-6 函渠工	
第 15 節　法面工	17-15-2　植生工		第１編 3-3-7 植生工	
	17-15-3　法面吹付工		第１編 3-3-6 吹付工	
	17-15-4　法枠工		第１編 3-3-5 法枠工	
	17-15-6　アンカー工			
	17-15-7　かご工	じゃかご工	第２編 1-5-13 羽口工	
		ふとんかご工		
第 16 節 落石雪害防止工	17-16-4　落石防止網工		第6編1-9-4落石防止網工	
	17-16-5　落石防護柵工		第6編1-9-5落石防護柵工	
	17-16-6　防雪柵工		第６編 1-9-6 防雪柵工	
	17-16-7　雪崩予防柵工		第6編1-9-7雪崩予防柵工	
第 18 節　鋼桁工	17-18-3　鋼桁補強工		第6編17-3-4桁補強強材製作工	
第 19 節 鋼橋支承工	17-19-3　鋼橋支承工		第６編 4-4-10 支承工	
	17-19-3　PC 橋支承工		第６編 5-4-6 支承工	

【第６編　道路編】

章・節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第 20 節 橋梁付属物工	17-20-3　伸縮継手工		第６編 4-7-2 伸縮装置工	
	17-20-4　落橋防止装置製作工		第６編5-4-10落橋防止装置製作工	
	17-20-6　地覆工		第６編 4-7-5 地覆工	
	17-20-7　橋梁用防護柵工		第6編4-7-6橋梁用防護柵工	
	17-20-8　橋梁用高欄工		第6編4-7-7橋梁用高欄工	
	17-20-9　検査路工		第６編 4-7-8 検査路工	
第 21 節 橋梁現場塗装工	17-23-3　橋梁現場塗装工		第６編 4-5-3 現場塗装工	
	17-23-6　コンクリート面塗装工		第１編 3-3-16 コンクリート面塗装工	

【第７編　港湾編】

章・節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
港　湾	浚渫			2-328
	床堀			
	埋立裏埋			
	置換え			
	敷砂、砕石マット			2-329
	サンドドレーン			
	砕石ドレーン、ペーパードレーン			
	載荷			2-330
	サンドコンパクション			
	ロッドコンパクション			2-331
	深層混合処理			
	アスファルトマット、繊維系マット合成樹脂系マット、ゴムマット			2-332
	摩擦増大用マット（アスファルトマットの場合）			
	（アスファルトマット以外の場合）			
	（ケーソン製作時に施工する場合）			
	捨　石（均しをしない面）			2-333
	捨　石（本ならし）			
	捨　石（荒ならし）			2-334
	被覆石及び根固			2-335
	岸壁裏込め			2-336
	鋼杭			2-337

【第７編　港湾編】

章・節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
港　湾	コンクリート杭			2-337
	鋼矢板			2-337 ～ 2-338
	鋼管矢板			2-338
	コンクリート矢板			2-339
	腹起し			2-339
	タイロッド材（タイロッド取り付け）			2-340
	ケーソン製作			2-341
	ケーソン据付			2-342 ～ 2-343
	コンクリートブロック製作	L 型ブロック、セルラーブロック、直立消波ブロック及び方塊		
	コンクリートブロック据え付け	同上		2-343
	異形ブロック製作			
	中詰			
	蓋コンクリート（現場打ち）			
	蓋コンクリート（プレキャスト）			
	防波堤			2-344
	岸壁			
	桟橋上部コンクリート			
	路床			2-345
	路盤（下層）			
	路盤（上層・粒調）			2-346
	路盤（上層 AS 安定処理）			
	路盤（上層セメント安定処理）			2-347
	コンクリート版			2-348
	アスファルトコンクリート（基層）			2-349
	アスファルトコンクリート（表層）			
	縁石			2-350
	区画線			
	道路標識			
	防護柵			
	土工			

【第７編　港湾編】

章・節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
港　湾	係船柱			2-351
	防舷材			
	車止め			
	防食（電防陽極）			2-352
	被覆防食			
	アーク溶接			
	水中溶接			
	ガス切断			2-353
	水中切断			
	張芝工			
	筋芝工			
	播種工			
	種子吹付工			
	植栽工			

【第８編　下水道編】

章・節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
下水道	開削工			2-354
	推進工			
	シールド工			
	人孔工			2-355
	ポンプ場・終末処理場の躯体工			
	池・槽の主要部			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (幅広鋼矢板) (可とう矢板)	基準高 ▽		± 50	基準高は施工延長 20m につき 1 箇所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 変位は、施工延長 20m につき 1 箇所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。	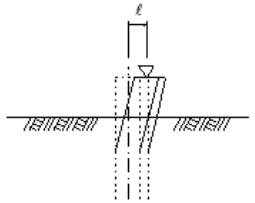	
						根入長		設計値以上			
						変位 ℓ		100			
			5	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 ℓ	ℓ < 10m	− 100	施工延長 20m につき 1 箇所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。	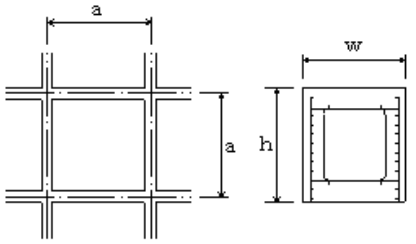	曲線部は設計図書による
							ℓ ≧ 10m	− 200			
						幅 w		− 30	枠延延長 40m につき 1 箇所、枠延延長 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
						高さ h		− 30			
						吹付枠中心間隔 a		± 100			
						延長 L		− 200	1 施工箇所毎		
			5	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法長 ℓ	ℓ < 10m	− 100	施工延長 20m につき 1 箇所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
							ℓ ≧ 10m	− 200			
						延長 L		− 200	1 施工箇所毎		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	6		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 ℓ	ℓ ＜ 3m	－ 50	施工延長 20m につき 1 箇所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。	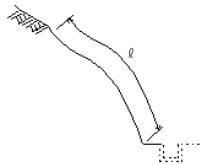	
							ℓ ≧ 3m	－ 100			
						厚さ t	t ＜ 5cm	－ 10	200m² につき 1 箇所以上、200m² 以下は 2 箇所をせん孔により測定。		
							t ≧ 5cm	－ 20			
							但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上				
						延長 L		－ 200	1 施工箇所毎		
			7	1	植生工 (種子吹付工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法長 ℓ	ℓ ＜ 5m	－ 200	施工延長 20m につき 1 箇所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
							ℓ ≧ 5m	法長の－ 4%			
						盛土法長 ℓ	ℓ ＜ 5m	－ 100			
							ℓ ≧ 5m	法長の－ 2%			
						延長 L		－ 200	1 施工箇所毎		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	7	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 ℓ	ℓ ＜ 5m	－ 200	施工延長 20m につき 1 箇所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
							ℓ ≧ 5m	法長の－ 4%			
						厚さ t	t ＜ 5cm	－ 10	施工面積 200m² につき 1 箇所、面積 200m² 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所。検査孔により測定。		
							t ≧ 5cm	－ 20			
							但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上。				
						延　長　L		－ 200	1 施工箇所毎		
			8		縁石工 (縁石・アスカーブ)	延　長　L		－ 200	1 箇所／ 1 施工箇所		
			9		小型標識工	設置高さ H		設計値以上	1 箇所／ 1 基	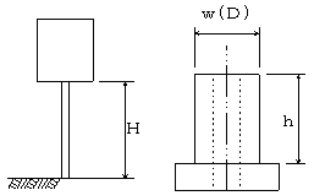	
						基礎	幅 w (D)	－ 30	基礎 1 基毎		
							高 さ h	－ 30			
							根入れ長	設計値以上			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	10		防止柵工 （立入防止柵） （転落（横断）防止柵） （車止めポスト）	基礎	幅 w	－30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1箇所測定。	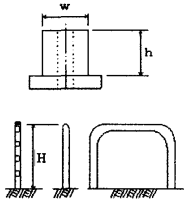	
						基礎	高さ h	－30			
						パイプ取付高 H		＋30 －20	1箇所／1施工箇所		
			11	1	路側防護柵工 （ガードレール）	基礎	幅 w	－30	1箇所／施工延長40m 40m以下のものは、2箇所／1施工箇所。	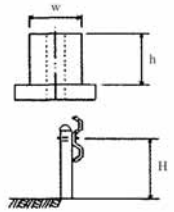	
						基礎	高さ h	－30			
						ビーム取付高 H		＋30 －20	1箇所／1施工箇所		
			11	2	路側防護柵工 （ガードケーブル）	基礎	幅 w	－30	1箇所／1基礎毎	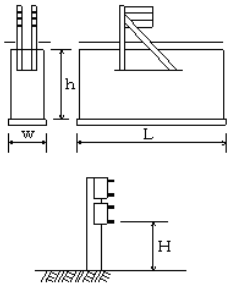	
						基礎	高さ h	－30			
						基礎	延長 L	－100			
						ケーブル取付高 H		＋30 －20	1箇所／1施工箇所		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	12		区画線工	厚さ t （溶融式のみ）	設計値以上	各線種毎に、1 箇所テストピースにより測定。		
						幅 w	設計値以上			
			13		道路附属物工 （視線誘導標） （距離標）	高さ h	± 30	1 箇所／ 10 本 10 本以下の場合は、2 箇所測定。	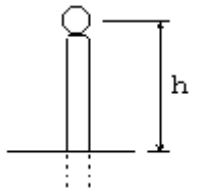	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準		測定箇所	摘要
									鋼げた等	トラス・アーチ等		
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	14	1	桁製作工 （仮組立による検査を実施する場合） （シミュレーション仮組立検査を行う場合）	部材精度	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	±2…　w≦0.5 ±3…　0.5＜w≦1.0 ±4…　1.0＜w≦2.0 ±(3＋w/2)…　2.0＜w	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5 部材につき 1 個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。		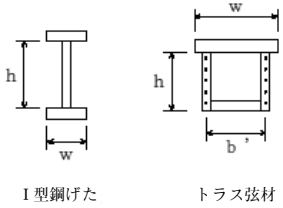 I 型鋼げた　トラス弦材	
							板の平面度 δ (mm) 鋼げた及びトラス等の部材の腹板	h ／ 250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h：腹板高（mm） b：腹板又はリブの間隔（mm） w：フランジ幅（mm）		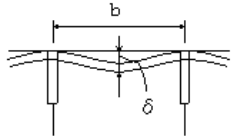	
							板の平面度 δ (mm) 箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b ／ 150				
							フランジの直角度 δ (mm)	w ／ 200			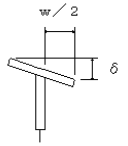	

※規格値の w に代入する数値は m 単位の数値である。
※ただし、「板の平面度 δ、フランジの直角度 δ、圧縮材の曲り δ」の規格値の h、b、w、ℓ に代入する数値は mm 単位の数値である。

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準		測定箇所	摘要
										鋼げた等	トラス・アーチ等		
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	14	1	桁製作工 （仮組立による検査を実施する場合） （シミュレーション仮組立検査を行う場合）	部材精度	部材長 ℓ (m)	鋼げた	±3…　ℓ≦10 ±4…　ℓ＞10	原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。		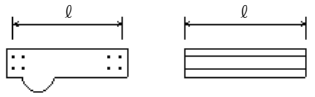	
								トラス、アーチなど	±2 …　ℓ≦10 ±3 …　ℓ＞10				
							圧縮材の曲がり δ (mm)		ℓ／1000		主要部材全数を測定。 ℓ：部材長	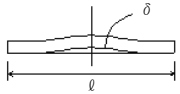	
						仮組立精度	全長 L (m) 支間長 Ln (m)		±(10+L/10) ±(10+Ln/10)	各桁ごとに全数測定。			
							主桁、主構の中心間距離 B (m)		±4…　B≦2 ±(3+B/2)…　B＞2	各支点及び各支間中央付近を測定。		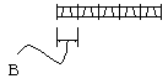	
							主構の組立高さ h (m)		±5…　h≦5 ±(2.5+h/2)…　h＞5	—	両端部及び中心部を測定。		

※規格値の L、B、h に代入する数値は m 単位の数値である。
ただし、「主げた、主溝の鉛直度 δ」の規格値の h に代入する数値は mm 単位の数値とする。

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準		測定箇所	摘要
									鋼げた等	トラス・アーチ等		
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	14	1	桁製作工 （仮組立による検査を実施する場合） （シミュレーション仮組立検査を行う場合）	仮組立精度	主桁、主構の通り δ（mm）	5＋L/5…　L≦100 25…　L＞100	最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L: 測線上 (m)		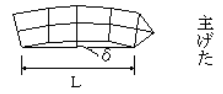	
							主桁、主構のそり δ（mm）	−5～＋5…　L≦20 −5～+10…　20＜L≦40 −5～＋15…　40＜L≦80 −5～＋25…　80＜L≦200	各主桁について10～12m間隔を測定。 L: 主げたの支間長 (m)	各主構の各格点を測定。 L: 主溝の支間長 (m)	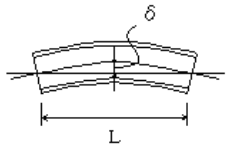	
							主桁、主構の橋端における出入差 δ（mm）	設計値 ±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。		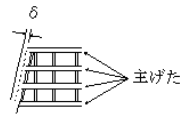	
							主桁、主構の鉛直度 δ（mm）	3+h/1,000	各主桁の両端部を測定。 h: 主げたの高さ (mm)	支点及び支間中央付近を測定。 h: 主溝の高さ (mm)	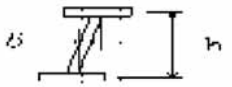	
							現場継手部のすき間 δ_1, δ_2（mm）	設計値 ±5	主桁、主構の全継手数の1／2を測定。 δ_1, δ_2のうち大きもの 設計値が5mm以下の場合は、マイナス側については設計値以上とする		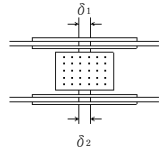	

※規格値のL、B、hに代入する数値はm単位の数値である。
ただし、「主げた、主溝の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準		測定箇所	摘要
										鋼げた等	トラス・アーチ等		
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	14	2	桁製作工（仮組立による検査を実施しない場合）	部材精度	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)		±2… w≦0.5 ±3… 0.5＜w≦1.0 ±4… 1.0＜w≦2.0 ±(3+w/2)… 2.0＜w	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5 部材につき 1 個抜き取った部材の中央付近を測定。		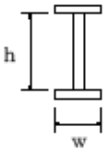 I 型鋼げた	
							板の平面度 δ (mm)	鋼げた等の部材の腹板	h ／ 250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h ：腹板高（mm） b ：腹板又はリブの間隔（mm） w：フランジ幅（mm）		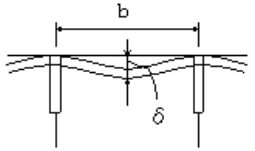	
								箱桁等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b ／ 150				
							フランジの直角度 δ (mm)		w ／ 200			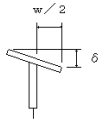	
							部材長 ℓ (m)	鋼げた	± 3… ℓ ≦ 10 ± 4… ℓ ＞ 10	主要部材全数を測定。		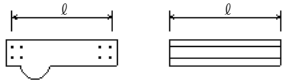	

※規格値の w に代入する数値は m 単位の数値である。
ただし、「板の平面度 δ、フランジの直角度 δ」の規格値の h,b,w に代入する数値は mm 単位の数値とする。

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	14	3	桁製作工（鋼製堰堤製作工（仮組立時））	部材の水平度	10	全数を測定。	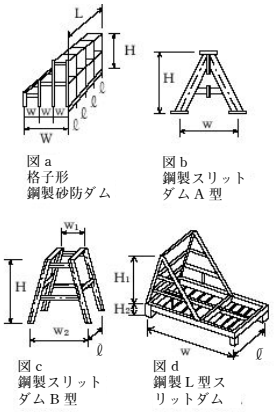	
						堤長 L	± 30			
						堤長 ℓ	± 10			
						堤幅 W	± 30			
						堤幅 w	± 10			
						高さ H	± 10			
						ベースプレートの高さ	± 10			
						本体の傾き	± H/500			
			15		工場塗装工	塗膜厚	a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の 90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の 70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の 20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗布後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では、内面塗装終了時に測定。 1 ロットの大きさは、500m² とする。 1 ロット当たり測定数は 25 点とし、各点の測定は 5 回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1 ロットの面積が 200m² に満たない場合は、10m² ごとに 1 点とする。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	16		コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋防食便覧Ⅱ-82「表-Ⅱ.5.5 各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗布作業の開始前に搬入量（充缶数）と、塗装終了時に使用量（空缶数）を確認し、各々必要量以上であることを確認する。1ロットの大きさは500m²とする。		
		4 基礎工	1		一般事項 （切込砂利） （砕石基礎工） （割ぐり石基礎工） （均しコンクリート）	幅 w	設計値以上	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	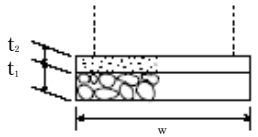	
						厚さ t_1、t_2	－30			
						延長 L	各構造物の規格値による。			
			3	1	基礎工（護岸） （現場打）	基準高 ▽	±30	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	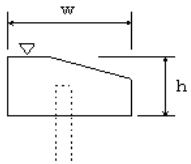	
						幅 w	－30			
						高さ h	－30			
						延長 L	－200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	3	2	基礎工（護岸）（プレキャスト）	基準高 ▽	± 30	施工延長 20m につき 1 箇所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。	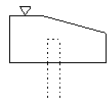	
						延長 L	－ 200			
			4		既製杭工（既製コンクリート杭）（鋼管杭）（H 鋼杭）※鋼管ソイルセメント杭についても本工種を適用する。但し、杭径は設計値以上、偏心量は 100 以内とする。	基準高 ▽	± 50	全数について杭中心で測定。	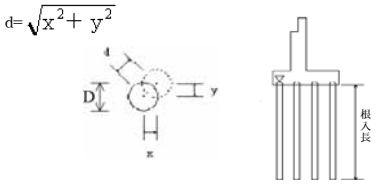	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/4 以内かつ 100 以内			
						傾斜	1/100 以内			
			5		場所打杭工	基準高 ▽	± 50	全数について杭中心で測定。	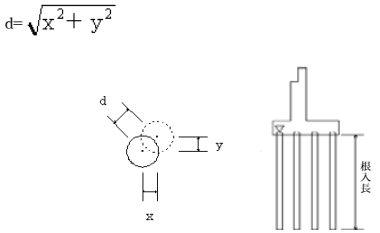	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	100 以内			
						傾斜	1/100 以内			
						杭径 D	設計径（公称径）－ 30 以上			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	基準高 ▽	± 50	全数について杭中心で測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 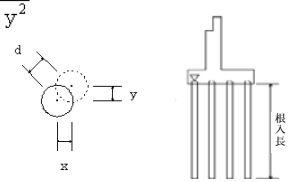	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	150 以内			
						傾斜	1 ／ 50 以内			
			7		オープンケーソン基礎工	基準高 ▽	± 100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 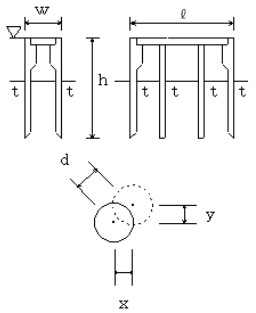	
						ケーソンの長さ ℓ	－ 50			
						ケーソンの幅 w	－ 50			
						ケーソンの高さ h	－ 100			
						ケーソンの壁厚 t	－ 20			
						偏心量 d	300 以内			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基準高 ▽	± 100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 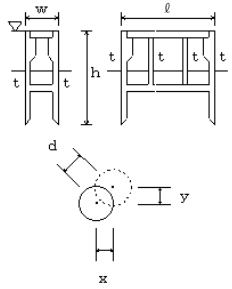	
						ケーソンの長さ ℓ	− 50			
						ケーソンの幅 w	− 50			
						ケーソンの高さ h	− 100			
						ケーソンの壁厚 t	− 20			
						偏心量 d	300 以内			
			9		鋼管矢板基礎工	基準高 ▽	± 100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1 基ごとに測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 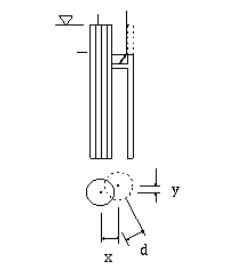	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	300 以内			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	1	コンクリートブロック工（コンクリートブロック積み）（コンクリートブロック張り）	基準高 ▽		± 50	施工延長 20m につき 1 箇所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。厚さは上端部及び下端部の 2 箇所を測定。	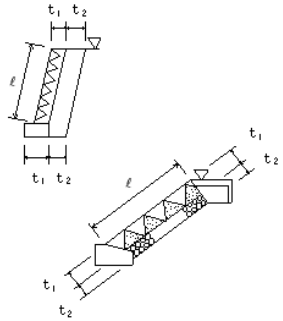	
						法長 ℓ	ℓ < 3m	− 50			
							ℓ ≧ 3m	− 100			
						厚さ(ブロック積張)t_1		− 50			
						厚さ（裏込）t_2		− 50			
						延　長　L		− 200			
			3	2	コンクリートブロック工（連節ブロック張り）	基準高 ▽		± 50	施工延長 20m につき 1 箇所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。	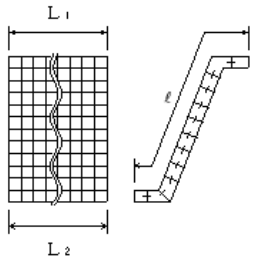	
						法　長　ℓ		− 100			
						延長 L_1，L_2		− 200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	3	コンクリートブロック工（天端保護ブロック）	基準高 ▽		± 50	施工延長 20m につき 1 箇所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。	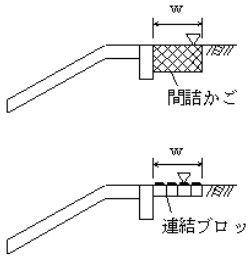	
						幅	w	− 100			
						延長	L	− 200			
			3		緑化ブロック工	基準高 ▽		± 50	施工延長 20m につき 1 箇所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。厚さは上端部及び下端部の 2 箇所を測定。	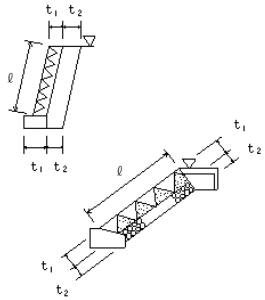	
						法長 ℓ	ℓ < 3m	− 50			
							ℓ ≧ 3m	− 100			
						厚さ（ブロック）t_1		− 50			
						厚さ（裏込）t_2		− 50			
						延長	L	− 200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	5		石積（張）工	基準高 ▽		± 50	施工延長 20m につき 1 箇所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 厚さは上端部及び下端部の 2 箇所を測定。	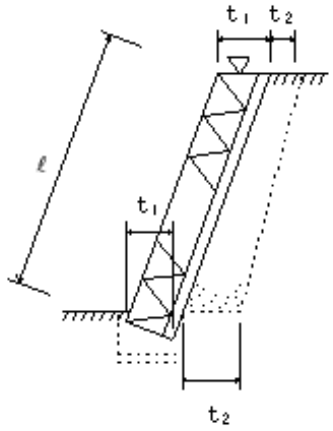	
						法長 ℓ	ℓ < 3m	− 50			
							ℓ ≧ 3m	− 100			
						厚さ（石積・張）t_1		− 50			
						厚さ（裏込）t_2		− 50			
						延　長　L		− 200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X_{10})				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	1	アスファルト舗装工（下層路盤工）	基準高 ▽	± 40	± 50	—	—	基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 100m 毎に 1 箇所を掘り起こして測定。幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で、2,000m² 以上 10,000m² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚さ	− 45	− 45	− 15	− 15			
						幅	− 50	− 50	—	—			
			5	2	アスファルト舗装工（上層路盤工）粒度調整路盤工	基準高 ▽	± 30	± 30	—	—	基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは各車線 100m 毎に 1 箇所を掘り起こして測定。		
						厚さ	− 25	− 30	− 8	− 10			
						幅	− 50	− 50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X_{10})				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント（石灰）安定処理工	基準高 ▽	± 30	± 30	—	—	基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000m² に 1 個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ③ 施工面積で、2,000m² 以上 10,000²2 未満 ④ 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚さ	− 25	− 30	− 8	− 10			
						幅	− 50	− 50	—	—			
			5	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	基準高 ▽	± 30	± 30	—	—	基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000m² に 1 個の割でコアーを採取して測定。		
						厚さ	− 15	− 20	− 5	− 7			
						幅	− 50		—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X_{10})				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	5	アスファルト舗装工（基層工）	基準高 ▽	± 30	± 30	—	—	基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000m² に 1 個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ⑤ 施工面積で、2,000m² 以上 10,000m² 未満 ⑥使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚さ	− 9	− 12	− 3	− 4			
						幅	− 25	− 25	—	—			
			5	6	アスファルト舗装工（表層工）	基準高 ▽	± 30	± 30	—	—	基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000m² に 1 個の割でコアーを採取して測定。 ただし、橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						厚さ	− 7	− 9	− 2	− 3			
						幅	− 25	− 25	—	—			
						平坦性	3m プロフィルメーター(σ) 2.4mm 以下 直読式(足付き)(σ) 1.75mm 以下						

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X_{10})				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	1	コンクリート舗装工（下層路盤工）	基準高 ▽	± 40	± 50	—	—	基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 100m 毎に 1 箇所を掘り起こして測定。幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500t 未満あるいは施工面積が 2,000m² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚さ	− 45	− 45	− 15	—			
						幅	− 50	− 50	—	—			
			6	2	コンクリート舗装工（粒度調整路盤工）	基準高▽	± 30	± 30	—	—	基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、各車線 100m 毎に 1 箇所を掘り起こして測定。		
						厚さ	− 25	− 30	− 8				
						幅	− 50	− 50	—	—			
			6	3	コンクリート舗装工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）	基準高▽	± 30	± 30	—	—	基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000m² に 1 個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。		
						厚さ	− 25	− 30	− 8	—			
						幅	− 50	− 50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X_{10})			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	4	コンクリート舗装工（アスファルト中間層）	基準高▽	± 30		—	基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000m² に 1 個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500t 未満あるいは施工面積が 2,000m² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚さ	− 9	− 12	− 3			
						幅	− 25		—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X_{10})			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	5	コンクリート舗装工（コンクリート舗装版工）	基準高▽	± 30		—	基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線 100m 毎に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3 箇所以上測定、幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から 1m の線上、全延長とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500t 未満あるいは施工面積が 2,000m² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X_{10}) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						厚さ	− 10		− 3.5			
						幅	− 25		—			
						平坦性	コンクリートの硬化後、3m プロフィルメーターにより 機械舗設の場合（σ）2.4mm 以下 人力舗設の場合（σ）3mm 以下					
						目地段差	± 2					
			6	6	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）下層路盤工	基準高▽	± 40	± 50	—	基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは、各車線 100m 毎に 1 箇所を掘り起こして測定。幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割に測定。		
						厚さ	− 45		− 15			
						幅	− 50		—			
			6	7	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）粒度調整路盤工	基準高▽	± 30		—	基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、各車線 100m 毎に 1 箇所を掘り起こして測定。		
						厚さ	− 25	− 30	− 8			
						幅	− 50		—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X_{10})			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	8	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）セメント（石灰・瀝青）安定処理工	基準高 ▽	± 30		—	基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000m² に 1 個の割でコアーを採取もしくは、掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500t 未満あるいは施工面積が 2,000m² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						厚さ	− 25	− 30	− 8			
						幅	− 50		—			
			6	9	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）アスファルト中間層	基準高 ▽	± 30		—	基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000m² に 1 個の割でコアーを採取して測定。		
						厚さ	− 9	− 12	− 3			
						幅	− 25		—			
			6	10	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）	基準高 ▽	± 30		—	基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線 100m 毎に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3 箇所以上測定、幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から 1m の線上、全延長とする。		
						厚さ	− 15		− 4.5			
						幅	− 35		—			
						平坦性	転圧コンクリートの硬化後、3m プロフィルメーターにより（σ）2.4mm 以下。					
						目地段差	± 2			隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X_{10})			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	7	1	薄層カラー舗装工（下層路盤工）	基準高 ▽	± 40	± 50	—	基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは、各車線 100m 毎に 1 箇所を掘り起こして測定。幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500t 未満あるいは施工面積が 2,000m² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚さ	− 45		− 15			
						幅	− 50		—			
			7	2	薄層カラー舗装工（上層路盤工） 粒度調整路盤工	基準高 ▽	± 30		—	基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、各車線 100m 毎に 1 箇所を掘り起こして測定。		
						厚さ	− 25	− 30	− 8			
						幅	− 50		—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X_{10})			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	7	3	薄層カラー舗装工（上層路盤工）セメント（石灰）安定処理工	基準高▽	± 30		—	基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000m² に 1 個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500t 未満あるいは施工面積が 2,000m² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚さ	− 25	− 30	− 8			
						幅	− 50		—			
			7	4	薄層カラー舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	基準高▽	± 30		—	基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000m² に 1 個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。		
						厚さ	− 15	− 20	− 5			
						幅	− 50		—			
			7	5	薄層カラー舗装工（基層工）	基準高▽	± 30		—	基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000m² に 1 個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。		
						厚さ	− 9	− 12	− 3			
						幅	− 25		—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X_{10})			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	8	1	ブロック舗装工（下層路盤工）	基準高▽	± 40	± 50	—	基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは、各車線 100m 毎に 1 箇所を掘り起こして測定。幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000m² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚さ	− 45		− 15			
						幅	− 50		—			
			8	2	ブロック舗装工（上層路盤工） 粒度調整路盤工	基準高▽	± 30		—	基準高は延長 40 m毎に 1 箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。幅は、延長 40 m毎に 1 箇所の割とし、厚さは、各車線 100 m毎に 1 箇所を掘り起こして測定。		
						厚さ	− 25	− 30	− 8			
						幅	− 50		—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X_{10})			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	8	3	ブロック舗装工（上層路盤工）セメント（石灰）安定処理工	基準高▽	± 30		—	基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000m² に 1 個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500t 未満あるいは施工面積が 2,000m² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚さ	− 25	− 30	− 8			
						幅	− 50		—			
			8	4	ブロック舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	基準高▽	± 30		—	基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000m² に 1 個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。		
						厚さ	− 15	− 20	− 5			
						幅	− 50		—			
			8	5	ブロック舗装工（基層工）	基準高▽	± 30		—	基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000m² に 1 個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。		
						厚さ	− 9	− 12	− 3			
						幅	− 25		—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	2		路床安定処理工	基準高 ▽	± 50	延長 20m 毎に 1 箇所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。	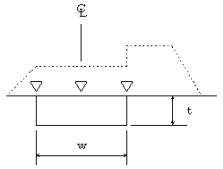	
						施工厚さ t	− 50			
						幅 w	− 100			
						延長 L	− 200			
			3		置換工	基準高 ▽	± 50	施工延長 20m につき 1 箇所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 厚さは中心線及び端部で測定。	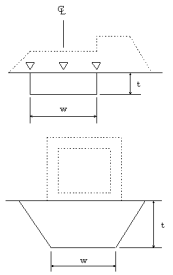	
						置換厚さ t	− 50			
						幅 w	− 100			
						延長 L	− 200			
			4		表層安定処理工（サンドマット海上）	基準高 ▽	特記仕様書に明示	施工延長 10m につき、1 測点当たり 5 点以上測定。	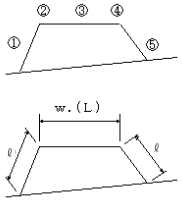	
						法長 ℓ	− 500			
						天端幅 w	− 300	w.（L）は施工延長 40m につき 1 箇所、80m 以下のものは 1 施工箇所につき 3 箇所。（L）はセンターライン及び表裏法肩で行う。		
						天端延長 L	− 500			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	5		パイルネット工	基準高 ▽	± 50	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所。厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。杭については、当該杭の項目に準ずる。	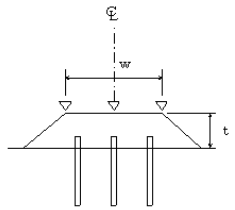	
						厚さ t	－ 50			
						幅 w	－ 100			
						延長 L	－ 200			
			6		サンドマット工	施工厚さ t	－ 50	施工延長 20m につき 1 箇所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。厚さは中心線及び端部で測定。	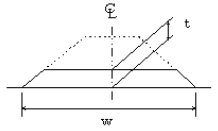	
						幅 w	－ 100			
						延長 L	－ 200			
			7		バーチカルドレーン工（サンドドレーン工）（ペーパードレーン工）（袋詰式サンドドレーン工）	位置・間隔 w	± 100	100 本に 1 箇所。100 本以下は 2 箇所測定。1 箇所に 4 本測定。ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。	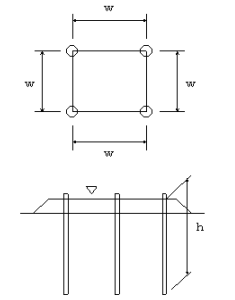 ※余長は適用除外	
						杭径 D	設計値以上			
						打込長さ h	設計値以上	全本数		
			8		締固め改良工（サンドコンパクションパイル工）	サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションパイルの砂投入量	—	全本数 計器管理にかえることができる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	9		固結工 (粉体噴射撹拌工) (高圧噴射撹拌工) (スラリー撹拌工) (生石灰パイル工)	基準高 ▽	－50	100本に1箇所。 100本以下は2箇所測定。 1箇所に4本測定。	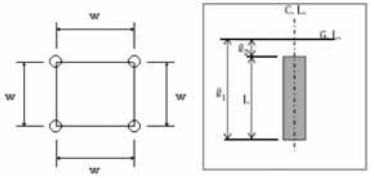	
						位置・間隔 w	D/4 以内			
						杭径 D	設計値以上			
						深度 L	設計値以上	全本数 L= ℓ1 － ℓ2 ℓ1 は、改良体先端深度 ℓ2 は、改良体天端深度		
		10 仮設工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基準高 ▽	±100	基準高は施工延長20mにつき1所。延長20m以下のものは、1施工箇所につき2箇所。	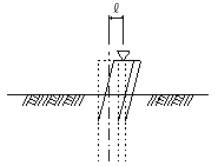	
						根入長	設計値以上			
			5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さℓ	設計深さ以上	全数	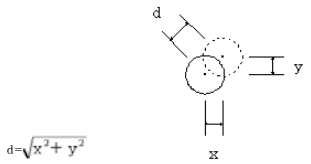	
						配置誤差 d	100			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	3 一般施工	10 仮設工	5	3	土留・仮締切工（連節ブロック張り工）	法長 ℓ	－100	施工延長20mにつき1箇所。延長20m以下のものは、1施工箇所につき2箇所。	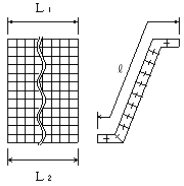	
						延長 L_1 L_2	－200	1施工箇所毎		
			5	4	土留・仮締切工（締切盛土）	基準高 ▽	－50	施工延長20mにつき1箇所。延長20m以下のものは、1施工箇所につき2箇所。	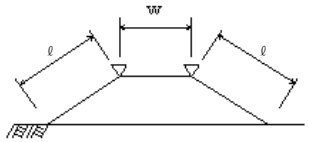	
						天端幅 w	－100			
						法長 ℓ	－100			
			5	5	土留・仮締切工（中詰盛土）	基準高 ▽	－50	基準高は施工延長20mにつき1箇所。延長20m以下のものは、1施工箇所につき2箇所。（任意仮設は除く）		
			9		地中連続壁工（壁式）	基準高 ▽	±50	基準高は施工延長40mにつき1箇所。延長40m以下のものについては1施工箇所につき2箇所。 変位は施工延長20mにつき1箇所。延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	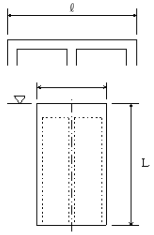	
						連壁の長さ ℓ	－50			
						変位	300			
						壁体長 L	－200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	3 一般施工	10 仮設工	10		地中連続壁工（柱列式）	基準高 ▽		± 50	基準高は施工延長 40m につき 1 箇所。延長 40m 以下のものについては 1 施工箇所につき 2 箇所。 変位は施工延長 20m につき 1 箇所。延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。	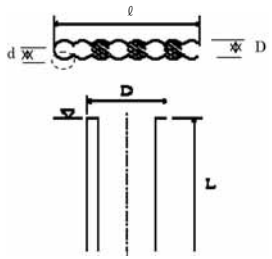	D: 杭径
						連壁の長さ ℓ		－ 50			
						変位 d		D/4 以内			
						壁体長 L		－ 200			
			21		法面吹付工	法長 ℓ	ℓ ＜ 3m	－ 50	施工延長 20m につき 1 箇所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。	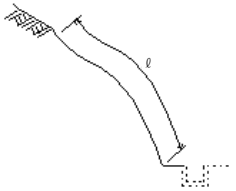	
							ℓ ≧ 3m	－ 100			
						厚さ t	t ＜ 5cm	－ 10	200m² につき 1 箇所以上、200m² 以下は 2 箇所をせん孔により測定。		
							t ≧ 5 cm	－ 20			
							但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上				
						延長 L		－ 200	1 施工箇所毎		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	4 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2		掘削工	基準高 ▽		± 50	施工延長 20m につき 1 箇所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。基準高は掘削部の両端で測定。	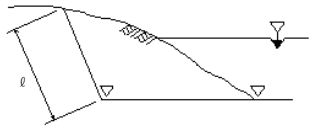	
						法長 ℓ	ℓ < 5m	− 200			
							ℓ ≧ 5m	法長 − 4%			
			3		盛土工	基準高 ▽		− 50	施工延長 20m につき 1 箇所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。基準高は各法肩で測定。	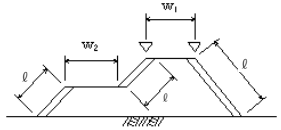	
						法長 ℓ	ℓ < 5m	− 100			
							ℓ ≧ 5m	法長 − 2%			
						幅 w_1, w_2		− 100			
			4		盛土補強工（補強土（テールアルメ）壁工法）（多数アンカー式補強土工法）（ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	基準高 ▽		− 50	施工延長 20m につき 1 箇所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。	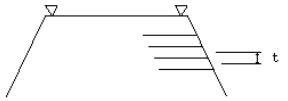	
						厚さ t		− 50			
						控え長さ		設計値以上			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	4 土工	3 河川・海岸・砂防土工	5		法面整形工（盛土部）	厚さ t		※－30	施工延長 20m につき 1 箇所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		
			6		堤防天端工	厚さ t	t＜15cm	－25	幅は、施工延長 20m につき 1 箇所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 厚さは、施工延長 100m につき 1 箇所、100m 以下は 2 箇所、中央で測定。	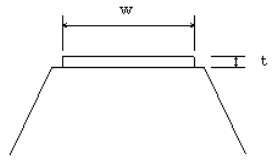	
							t≧15cm	－50			
						幅 w		－100			
		4 道路土工	2		掘削工	基準高 ▽		±50	施工延長 20m につき 1 箇所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。	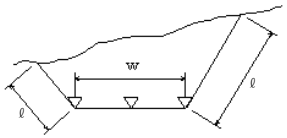	
						法長 ℓ	ℓ＜5m	－200			
							ℓ≧5m	法長－4%			
						幅 w		－100			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	4 土工	4 道路土工	34		路体盛土工 路床盛土工	基準高 ▽		± 50	施工延長 20m につき 1 箇所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。	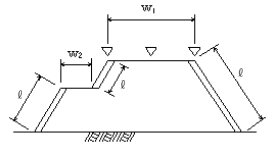	
						法長 ℓ	ℓ < 5m	− 100			
							ℓ ≧ 5m	法長 − 2%			
						幅 w_1,w_2		− 100			
			5		法面整形工（盛土部）	厚さ t		※− 30	施工延長 20m につき 1 箇所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。	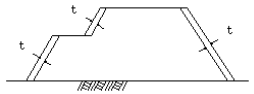	
	5 無筋・鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4 鉄筋の組立		組立て	平均間隔 d		±φ	d = D ／ n-1 D：n 本間の長さ n：10 本程度とする φ：鉄筋径 工事規模に応じて、1 リフト、1 ロットあたりに対して各面で 1 箇所以上測定する。コンクリート標準示方書（設計編：標準 7 編 2 章 2.1）参照。但し、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲ コンクリート橋編 6.6）による。 注 1）重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注 2）橋梁コンクリート床版桁（PC 橋含む）の鉄筋については、第 3 編 2-18-2 床版工を適用する。 注 3）新設のコンクリート構造物（橋梁上部工・下部工）及び重要構造物である内空断面積 25m² 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の鉄筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。	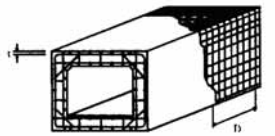	
						か ぶ り t		±φかつ最小かぶり以上			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
2 河川編	1 築堤・護岸	3 護岸基礎工	3		基礎工			第1編3－4－3基礎工（護岸）に準ずる。		
			4		矢板工			第1編3－3－4矢板工に準ずる。		
		4 矢板護岸工	3		笠コンクリート工			第1編3－4－3基礎工（護岸）に準ずる。		
			4		矢板工			第1編3－3－4矢板工に準ずる。		
		5 法覆護岸工	3		コンクリートブロック工			第1編3－5－3コンクリートブロック工に準ずる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
2 河川編	1 築堤・護岸	5 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅 w	－30	各格子間の中央部1箇所を測定。	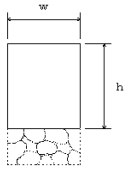	
						高さ h	－30			
			5		緑化ブロック工			第1編3－5－4緑化ブロック工に準ずる。		
			6		環境護岸ブロック工			第1編3－5－3コンクリートブロック工に準ずる。		
			7		石積（張）工			第1編3－5－5石積（張）工に準ずる。		
			8		法枠工			第1編3－3－5法枠工に準ずる。		
			9	1	多自然型護岸工（巨石張り）（巨石積み）	基準高 ▽	±500	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	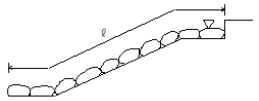	
						法長 ℓ	－200			
						延長 L	－200			
			9	2	多自然型護岸工（かごマット）	法長 ℓ	－100	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	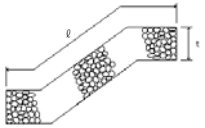	
						厚さ t	－0.2t			
						延長 L	－200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
2 河川編	1 築堤・護岸	5 法覆護岸工	10		吹付工			第1編3－3－6吹付工に準ずる。		
			11		植生工			第1編3－3－7植生工に準ずる。		
			12		覆土工			第1編4－3－5法面整形工（盛土部）に準ずる。		
			13	1	羽口工（じゃかご）	法長 ℓ ＜ 3m	－ 50	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	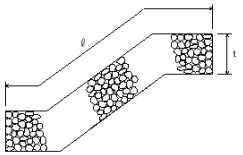	
						法長 ℓ ≧ 3m	－ 100			
						厚　さ　t	－ 50			
			13	2	羽口工（ふとんかご）（かご枠）	高　さ　h	－ 100	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	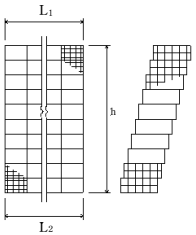	
						延長 L_1，L_2	－ 200			
			13	3	羽口工（連節ブロック張り）			第1編3－5－3コンクリートブロック工に準ずる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
2 河川編	1 築堤・護岸	6 擁壁護岸工	3		場所打擁壁工	基準高 ▽		± 50	施工延長 20m につき 1 箇所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。	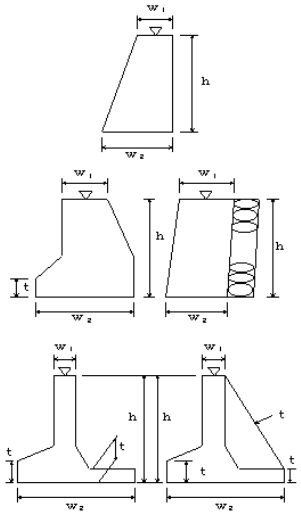	
						厚さ t		− 20			
						裏込厚さ		− 50			
						幅 w_1, w_2		− 30			
						高さ	h ＜ 3m	− 50			
							h ≧ 3m	− 100			
						延長 L		− 200	1 施工箇所毎。		
			4		プレキャスト擁壁工	基準高 ▽		± 50	施工延長 20m につき 1 箇所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。	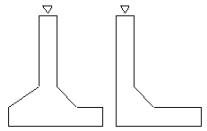	
						延長 L		− 200	1 施工箇所毎。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘要
2 河川編	1 築堤・護岸	7 根固め工	3		根固めブロック工	層積	基準高 ▽	±100	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m)につき 1 ヶ所、延長 40m(又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所	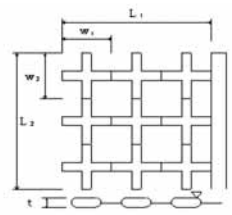	
							厚　さ　t	－ 20	幅、厚さは 40 個につき 1 ヶ所測定。		
							幅 W1、W2	－ 20			
							延長 L1、L2	－ 200	1 施工箇所毎	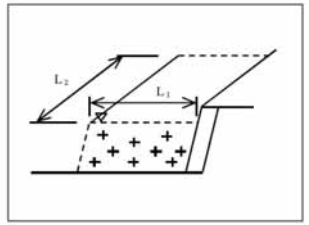 t は根固めブロックの高さ	
						乱積	基準高 ▽	±t／2	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所		
							延長 L1、L2	－t／2	1 施工箇所毎		
			5		沈床工	基準高 ▽		± 150	1 組毎	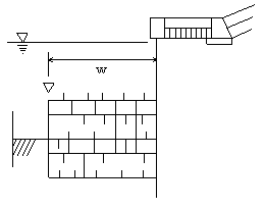	
						幅　w		± 300			
						延　長　L		－ 200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
2 河川編	1 築堤・護岸	7 根固め工	6		捨石工	基準高 ▽	－ 100	施工延長 20m につき 1 箇所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。	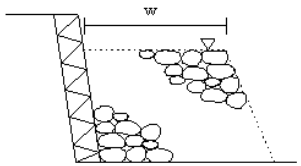	
						幅 w	－ 100			
						延長 L	－ 200			
			7		かご工			第 2 編 1 － 5 － 13 羽口工に準ずる。		
		8 水制工	3		沈床工			第 2 編 1 － 7 － 5 沈床工に準ずる。		
			4		捨石工			第 2 編 1 － 7 － 6 捨石工に準ずる。		
			5		かご工			第 2 編 1 － 5 － 13 羽口工に準ずる。		
			8		杭出し水制工	基準高 ▽	± 50	1 組毎	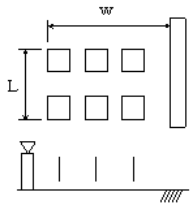	
						幅 w	± 300			
						方向	± 7°			
						延長 L	－ 200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
2 河川編	1 築堤・護岸	9 付帯道路工	5		アスファルト舗装工			第1編3－6－5アスファルト舗装工に準ずる。		
			6		コンクリート舗装工			第1編3－6－6コンクリート舗装工に準ずる。		
			7		薄層カラー舗装工			第1編3－6－7薄層カラー舗装工に準ずる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X_{10})			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
2 河川編	1 築堤・護岸	9 付帯道路工	8		ブロック舗装工					第1編3－6－8ブロック舗装工に準ずる。		
			9		側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高 ▽	± 30			施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	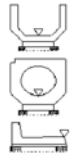	
						延長 L	－ 200			1施工箇所毎		
			10		集水桝工	基準高 ▽	± 30			1箇所毎 ※は、現場打部分のある場合	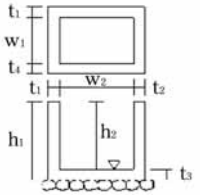	
						※厚さ t_1 ～ t_5	－ 20					
						※幅 w_1，w_2	－ 30					
						※高さ h_1，h_2	－ 30					
			11		縁石工					第1編3－3－8縁石工に準ずる。		
			12		区画線工					第1編3－3－12区画線工に準ずる。		
		10 付帯道路施設工	3		道路付属物工					第1編3－3－13道路付属物工に準ずる。		
			4		標識工					第1編3－3－9小型標識工に準ずる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
2 河川編	2 浚渫（河川）	2 浚渫工	2		浚渫船運転工（ポンプ浚渫船）	基準高▽	電気船	200ps	－800～＋200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。	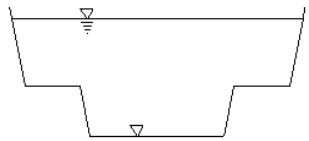	
								500ps	－1000～＋200			
								1000ps	－1200～＋200			
							ディーゼル船	250ps	－800～＋200			
								420ps 600ps	－1000～＋200			
								1350ps	－1200～＋200			
						幅 w			－200			
						延長 L			－200			
		3 浚渫工	2		浚渫船運転工（グラブ浚渫船） （バックホウ浚渫船）	基準高▽			上限＋200以下	延長方向は、設計図書により指定された側点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の設計基準高以下であること。	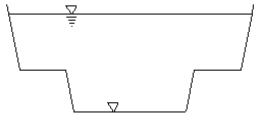	
						幅 w			－200			
						延長 L			－200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
2 河川編	3 樋門・樋管	3 樋門・樋管本体工	3		既製杭工			第1編3－4－4既製杭工に準ずる。		
			4		場所打杭工			第1編3－4－5場所打杭工に準ずる。		
			5		矢板工			第1編3－3－4矢板工に準ずる。		
			6	1	函渠工（本体工）	基準高 ▽	± 30	柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。	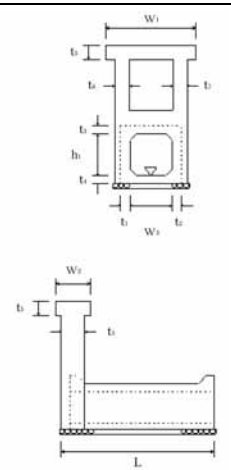	
						厚さ t_1 ～ t_8	－ 20	函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所で測定。プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		
						幅 w_1，w_2	－ 30			
						内空幅 w_3	－ 30			
						内空高 h_1	± 30			
						延　長　L	－ 200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
2 河川編	3 樋門・樋管	3 樋門・樋管本体工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基準高 ▽	± 30	施工延長 20m につき 1 箇所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。	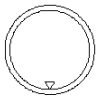	
						延長 L	− 200	1 施工箇所毎		
			6	3	函渠工 (プレキャスト函渠)	基準高 ▽	± 30	施工延長 20m につき 1 箇所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 ※印は、現場打部分のある場合	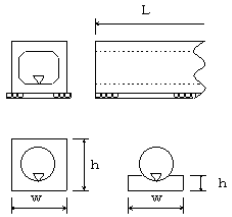	
						※ 幅 w	− 50			
						※ 高さ h	− 30			
						延長 L	− 200	1 施工箇所毎		
			7 8		翼壁工 水叩工	基準高 ▽	± 30	図面の寸法表示箇所で測定。	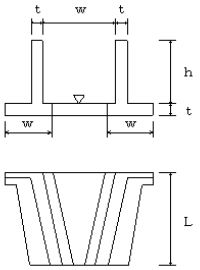	
						厚さ t	− 20			
						幅 w	− 30			
						高さ h	± 30			
						延長 L	− 50			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
2 河川編	3 樋門・樋管	4 護床工	3		根固めブロック工	基準高▽	層積	± 100	施工延長 20m につき 1 箇所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。	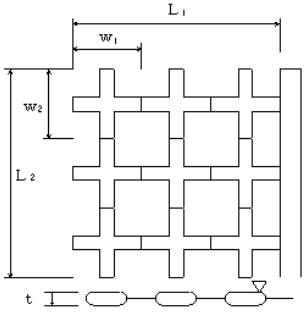	
							乱積	± t／2			
						厚さ t		－ 20	幅、厚さは 40 個につき 1 箇所測定。		
						幅 w1 w2	層積	－ 20			
							乱積	－ t／2			
						延長 L1 L2	層積	－ 200	1 施工箇所毎		
							乱積	－ t／2			
			5		沈床工				第 2 編 1 － 7 － 5 沈床工に準ずる。		
			6		捨石工				第 2 編 1 － 7 － 6 捨石工に準ずる。		
			7		かご工				第 2 編 1 － 5 － 13 羽口工に準ずる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
2 河川編	3 樋門・樋管	5 水路工	3		側溝工（場所打水路工）	基準高 ▽	± 30	施工延長 20m につき 1 箇所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。	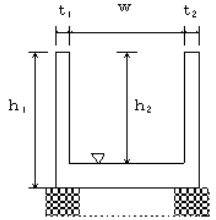	
						厚さ t_1，t_2	− 20			
						幅 w	− 30			
						高さ h_1，h_2	− 30			
						延長 L	− 200	1 施工箇所毎		
			4		集水桝工			第 2 編 1 − 9 − 10 集水桝工に準ずる。		
			5		暗渠工	基準高 ▽	± 30	施工延長 20m につき 1 箇所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。	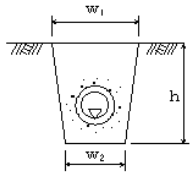	
						幅 w_1 ，w_2	− 50			
						深さ L	− 30			
						延長 L	− 200	1 施工箇所毎		
			7		樋門接続暗渠工			第 2 編 3 − 3 − 6 函渠工に準ずる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
2 河川編	3 樋門・樋管	6 付属物設置工	7		階段工	幅 w	－30	1箇所／1施工箇所	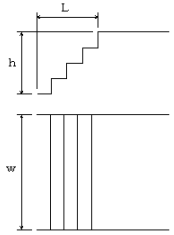	
						高さ h	－30			
						長さ L	－30			
						段数	±0段			
	4 水門	3 工場製作工	工場製作工					第6編4－3節工場製作工に準ずる。		
			9		仮設材製作工	部材 部材長ℓ（m）	±3…… ℓ≦10 ±4…… ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		
			10		工場塗装工			第1編3－3－15工場塗装工に準ずる。		
		4 水門本体工	4		既製杭工			第1編3－4－4既製杭工に準ずる。		
			5		場所打杭工			第1編3－4－5場所打杭工に準ずる。		
			6		矢板工（遮水矢板）			第1編3－3－4矢板工に準ずる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
2 河川編	4 水門	4 水門本体工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基準高 ▽	± 30	図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚さ t	－ 20			
						幅 w	－ 30			
						高さ h	± 30			
						延長 L	－ 50			
			12 13		翼壁工 水叩工			第2編3－3－7翼壁工 及び第2編3－3－8水叩工に準ずる。		
		5 護床工	5		沈床工			第2編1－7－5沈床工に準ずる。		
			6		捨石工			第2編1－7－6捨石工に準ずる。		
			7		かご工			第2編1－5－13羽口工に準ずる。		
		6 付属物設置工	3		防止柵工			第1編3－3－10防止柵工に準ずる。		
			8		階段工			第2編3－6－7階段工に準ずる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
2 河川編	4 水門	7	鋼管理橋上部工					第6編第4章第4節鋼橋架設工に準ずる。		
		8	橋梁現場塗装工					第6編第4章第5節橋梁現場塗装工に準ずる。		
		9	床版工					第6編第4章第6節床版工に準ずる。		
		10	橋梁付属物工（鋼管理橋）					第6編第4章第7節橋梁付属物工に準ずる。		
		12	コンクリート管理橋上部工（PC橋）					第6編第5章第4節PC橋工に準ずる。		
		13	コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）					第6編第5章第6節PCホロースラブ橋工に準ずる。		
		14	橋梁付属物工（コンクリート管理橋）					第6編第5章第12節橋梁付属物工に準ずる。		
		16	舗装工					第1編第3章第6節一般舗装工 及び第6編第2章第3節舗装工に準ずる。		
	5 堰	3 工場製作工	工場製作工					第6編4章第3節工場製作工に準ずる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
2 河川編	5 堰	3 工場製作工	3		刃口金物製作工	刃口高さ h（m）	±2…… {h ≦ 0.5} ±3…… {0.5 < h ≦ 1.0} ±4…… {1.0 < h ≦ 2.0}		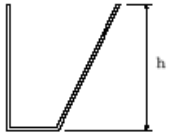	
						外周長 L（m）	±（10+h/10）			
			9		プレビーム用桁製作工			第6編5－3－2プレビーム用桁製作工に準ずる。		
			13		仮設材製作工			第2編4－3－9仮設材製作工に準ずる。		
		4 可動堰本体工	3		既製杭工			第1編3－4－4既製杭工に準ずる。		
			4		場所打杭工			第1編3－4－5場所打杭工に準ずる。		
			5		オープンケーソン基礎工			第1編3－4－7オープンケーソン基礎工に準ずる。		
			6		ニューマチックケーソン基礎工			第1編3－4－8ニューマチックケーソン基礎工に準ずる。		
			7		矢板工			第1編3－3－4矢板工に準ずる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
2 河川編	5 堰	4 可動堰本体工	8 9 10 11 12 13 14		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 水叩工 閘門工 土砂吐工	基準高 ▽	± 30	図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚さ t	－ 20			
						幅 w	－ 30			
						高さ h	± 30			
						延長 L	－ 50			
			15		取付擁壁工			第2編1－6－3場所打擁壁工に準ずる。		
		5 固定堰本体工	3		既製杭工			第1編3－4－4既製杭工に準ずる。		
			4		場所打杭工			第1編3－4－5場所打杭工に準ずる。		
			5		オープンケーソン基礎工			第1編3－4－7オープンケーソン基礎工に準ずる。		
			6		ニューマチックケーソン基礎工			第1編3－4－8ニューマチックケーソン基礎工に準ずる。		
			7		矢板工			第1編3－3－4矢板工に準ずる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
2 河川編	5 堰	5 固定堰本体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	基準高 ▽		± 30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所で測定。	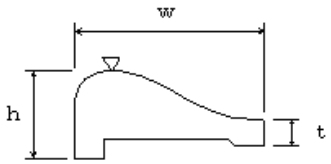	
						厚さ t		− 20			
						幅 w		− 30			
						高さ h		± 30			
						堰長	L < 20m	− 50			
							L ≧ 20m	− 100			
			11		取付擁壁工				第 2 編 1 − 6 − 3 場所打擁壁工に準ずる。		
		6 魚道工	3		魚道本体工	基準高 ▽		± 30	施工延長 20m につき 1 箇所、20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。	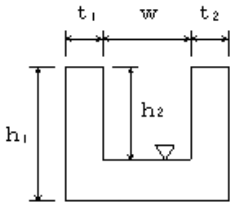	
						厚さ t_1 , t_2		− 20			
						幅 w		− 30			
						高さ h_1 , h_2		− 30			
						延長 L		− 200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
2 河川編	5 堰	7 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	基準高 ▽	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定。	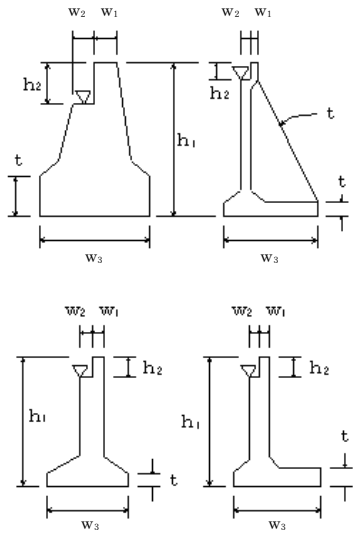	
						厚さ t	－ 20			
						天端幅 w_1（橋軸方向）	－ 10			
						天端幅 w_2（橋軸方向）	－ 10			
						敷幅 w_3（橋軸方向）	－ 50			
						高さ h_1	－ 50			
						胸壁の高さ h_2	－ 30			
						天端長 ℓ_1	－ 50			
						敷長 ℓ_2	－ 50			
						胸壁間距離 ℓ	± 30			
						支点長及び中心線の変化	± 50			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
2 河川編	6 排水機場	3 機場本体工	6		本体工	基準高 ▽	± 30	図面の表示箇所で測定。	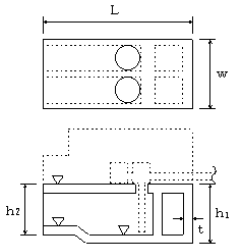	
						厚さ t	− 20			
						幅 w	− 30			
						高さ h_1，h_2	± 30			
						延長 L	− 50			
			7		燃料貯油槽工	基準高 ▽	± 30	図面の表示箇所で測定。	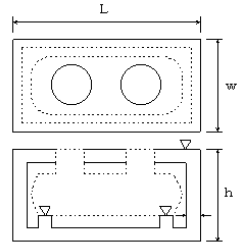	
						厚さ t	− 20			
						幅 w	− 30			
						高さ h	± 30			
						延長 L	− 50			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
2 河川編	6 排水機場	4 沈砂池工	3		既製杭工			第1編3－4－4既製杭工に準ずる。		
			4		場所打杭工			第1編3－4－5場所打杭工に準ずる。		
			5		矢板工			第1編3－3－4矢板工に準ずる。		
			6		場所打擁壁工			第2編1－6－3場所打擁壁工に準ずる。		
			7		コンクリート床版工	基準高 ▽	± 30	図面の表示箇所で測定。	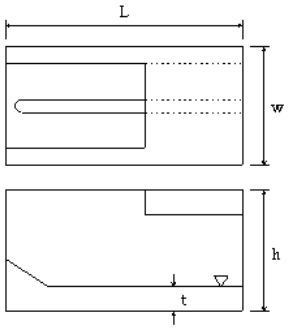	
						厚さ t	－ 20			
						幅 w	－ 30			
						高さ h	± 30			
						延長 L	－ 50			
			8		ブロック床版工			第2編1－7－3根固めブロック工に準ずる。		
			9		現場打水路工			第2編3－5－3側溝工に準ずる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
2 河川編	6 排水機場	5 吐出水槽工	3		既製杭工			第1編3－4－4既製杭工に準ずる。		
			4		場所打杭工			第1編3－4－5場所打杭工に準ずる。		
			5		矢板工			第1編3－3－4矢板工に準ずる。		
			6		本体工			第2編6－3－6本体工に準ずる。		
	7 床止め・床固め	3 床止め工	4		既製杭工			第1編3－4－4既製杭工に準ずる。		
			5		矢板工			第1編3－3－4矢板工に準ずる。		
			6	1	本体工 （床固め本体工）	基準高 ▽	±30	図面に表示してある箇所で測定。 w_1：水通路 w_3：天端幅	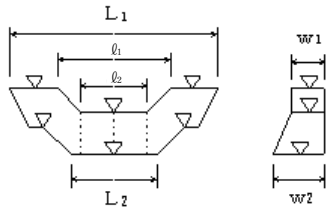	
						天端幅 w_1 w_3	－30			
						堤幅 w_2	－30			
						堤長 L_1，L_2	－100			
						水通し幅 ℓ_1，ℓ_2	±50			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
2 河川編	7 床止め・床固め	3 床止め工	6	2	本体工（植石張り）			第1編3－5－5石積（張）工に準ずる。		
			6	3	本体工（根固めブロック）			第2編1－7－3根固めブロックに準ずる。		
			7		取付擁壁工			第2編1－6－3場所打擁壁工に準ずる		
			8	1	水叩工	基準高 ▽	± 30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。	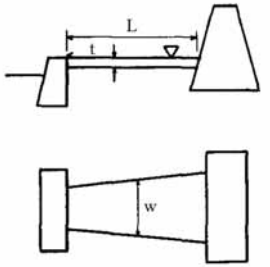	
						厚さ t	－ 30			
						幅 w	－ 100			
						延長 L	－ 100			
				2	水叩工（巨石張り）			第2編1－5－9多自然型護岸工（巨石張り）に準ずる。		
				3	水叩工（根固めブロック）			第2編1－7－3根固めブロックに準ずる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
2 河川編	7 床止め・床固め	4 床固め工	4 5		本堤工垂直壁工			第2編7－3－6本体工に準ずる。		
			6		側壁工	基準高 ▽	± 30	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。	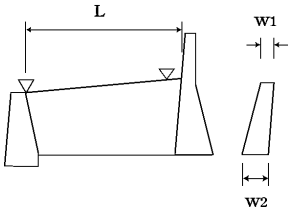	
						天端幅 w_1	－ 30			
						堤幅 w_2	－ 30			
						長さ L	－ 100			
			7		水叩工			第2編7－3－8－1水叩工に準ずる。		
		5 山留擁壁工	3		コンクリート擁壁工			第2編1－6－3場所打擁壁工に準ずる。		
			4		ブロック積擁壁工			第1編3－5－3コンクリートブロック工に準ずる。		
			5		石積擁壁工			第1編3－5－5石積（張）工に準ずる。		
			6		山留擁壁基礎工			第1編3－4－3基礎工に準ずる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
2 河川編	9 河川修繕	7 路面補修工	3		不陸整正工			第1編4－3－6堤防天端工に準ずる。		
			4		コンクリート舗装補修工			第1編3－6－6コンクリート舗装工に準ずる。		
			5		アスファルト舗装補修工			第1編3－6－5アスファルト舗装工に準ずる。		
		9 付属物設置工			防護柵工			第1編3－3－11路側防護柵工に準ずる。		
		11 植栽維持工	3		樹木・芝生管理工			第1編3－3－7植生工に準ずる。		
		3 腹付工	2		覆土工			第1編4－3－5法面整形工に準ずる。		
			3		植生工			第1編3－3－7植生工に準ずる。		
		4 側帯工	2	1	縁切工 (じゃかご工)			第2編1－5－11刃口工に準ずる。		
			2	2	縁切工 (連節ブロック張り)			第1編3－5－3コンクリートブロック工に準ずる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
2 河川編	9 河川修繕	4 側帯工	2	3	縁切工 (ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ張り)			第1編3－5－3コンクリートブロック工に準ずる。		
			2	4	縁切工 （石張工）			第1編3－5－5石積（張）工に準ずる。		
		6 管理用通路工	4		路面切削工			第6編15－4－3路面切削工に準ずる。		
			5		舗装打換え工			第6編15－4－3舗装打換え工に準ずる。		
			6		オーバーレイ工			第6編15－4－3オーバーレイ工に準ずる。		
			7		排水構造物工			第2編1－9－9側溝工及び第2編1－9－10集水桝工に準ずる。		
			8		道路付属施設工 (歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ)			第1編3－3－8縁石工に準ずる。		
		7 現場塗装工	3		付属物塗装工	塗膜厚	a.ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b.測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c.測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500㎡とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。		
			4		コンクリート面塗装工			第1編3－3－16コンクリート面塗装工に準ずる		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 海岸編	1 堤防・護岸	3 護岸基礎工	4		捨石工	本均し高さ▽		± 50	施工延長 10m につき、1 測点当たり 5 点以上測定。	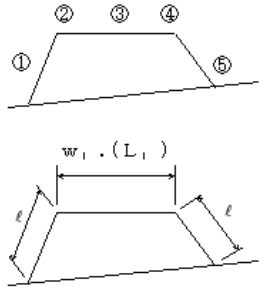	
						表面均し高さ▽		± 100			
						荒均し	異形ブロック据付面(乱積)の高さ▽	± 500			
							異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ▽	± 300			
						被覆均し	異形ブロック据付面(乱積)の高さ▽	± 500			
							異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ▽	± 300			
						法長 ℓ		− 100	幅は施工延長 20m につき 1 箇所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 3 箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
						天端幅 w_1		− 100			
						天端延長 L_1		− 200			
			5		場所打コンクリート工	基準高 ▽		± 30	施工延長 20m につき 1 箇所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。	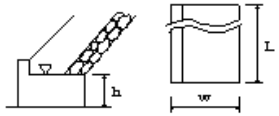	
						幅 w		− 30			
						高さ h		− 30			
						延長 L		− 200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 海岸編	1 堤防・護岸	3 護岸基礎工	6		海岸コンクリートブロック工	基準高 ▽	± 50	ブロック個数40個につき1箇所の割で測定。 基準高、延長は施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	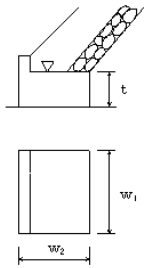	
						ブロック厚 t	− 20			
						ブロック縦幅 w_1 ブロック横幅 w_2	− 20 − 20			
						延長 L	− 200			
			7	1	笠コンクリート工			第1編3 − 4 − 3基礎工に準ずる。		
			7	2	笠コンクリート工（プレキャスト笠コンクリート）			第1編3 − 4 − 3基礎工に準ずる。		
			8	1	基礎工			第1編3 − 4 − 3基礎工に準ずる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 海岸編	1 堤防・護岸	3 護岸基礎工	8	2	基礎工（プレキャスト法留基礎工）				第1編3－4－3基礎工に準ずる。		
			9		矢板工				第1編3－3－4矢板工に準ずる。		
		4 護岸工	3		石積（張）工				第1編3－5－5石積（張）工に準ずる。		
			4		海岸コンクリートブロック工	基準高 ▽		± 50	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	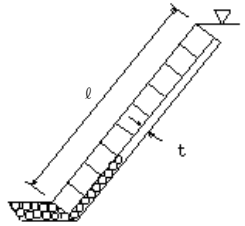	
						法長ℓ	ℓ＜5m	－100			
							ℓ≧5m	×（－2%）			
						厚さ t		－50			
						延長 L		－200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 海岸編	1 堤防・護岸	4 護岸工	5		コンクリート被覆工	基準高 ▽		± 50	施工延長 20m につき 1 箇所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。	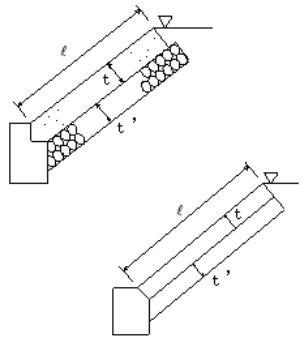	
						法長 ℓ	ℓ < 3m	− 50			
							ℓ ≧ 3m	− 100			
						厚さ t	t < 100	− 20			
							t ≧ 100	− 30			
						裏込材厚 t'		− 50			
						延長 L		− 200			
		5 擁壁工	3		現場打擁壁工				第 2 編 1 − 6 − 3 コンクリート擁壁工に準ずる		
		6 天端被覆工	2		コンクリート被覆工	基準高 ▽		± 50	施工延長 20m につき 1 箇所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。	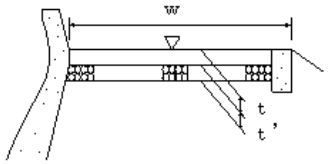	
						幅 w		− 50			
						厚さ t		− 10			
						基礎厚 t '		− 45			
						延長 L		− 200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 海岸編	1 堤防・護岸	7 波返工	3		波返工	基準高 ▽	± 50	施工延長 20m につき 1 箇所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。	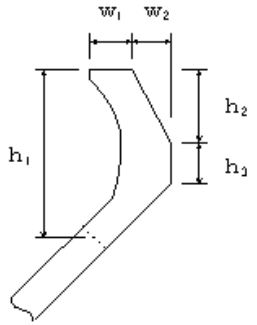	
						幅 w_1, w_2	− 30			
						高さ h < 3m h_1, h_2, h_3	− 50			
						高さ h ≧ 3m h_1, h_2, h_3	− 100			
						延長 L	− 200			
						打継目角度	表法に対し 90 ± 10° 以内			
		8 裏法被覆工	2		石積（張）工			第 1 編 3 − 5 − 5 石積（張）工に準ずる。		
			3		コンクリートブロック工			第 1 編 3 − 5 − 3 コンクリートブロック工に準ずる。		
			4		コンクリート被覆工			第 3 編 1 − 4 − 5 コンクリート被覆工に準ずる。		
			5		法枠工 （現場打法枠工） （プレキャスト法枠工） （現場吹付法枠工）			第 1 編 3 − 3 − 5 法枠工に準ずる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 海岸編	1 堤防・護岸	9 カルバート工	3		プレキャストカルバート工 (プレキャストパイプ) (プレキャストボックス)	基準高 ▽	± 30	施工延長 20m につき 1 箇所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 ※印は現場打部分のある場合	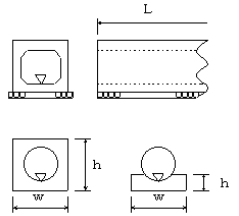	
						※幅 w	− 50			
						※高さ h	− 30			
						延長 L	− 200	1 施工箇所毎		
		10 排水構造物工	3		側溝工 (プレキャストU型側溝) (自由勾配側溝)	基準高 ▽	± 30	施工延長 20m につき 1 箇所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
						延長 L	− 200	1 施工箇所毎		
			4		集水桝工			第 2 編 3 − 5 − 4 集水桝工に準ずる。		
			5		管渠工			第 2 編 3 − 5 − 5 暗渠工に準ずる。		
			6		場所打水路工			第 2 編 6 − 4 − 9 現場打水路工に準ずる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 海岸編	1 堤防・護岸	11 付属物設置工	3		防止柵工			第1編3－3－10防止柵工に準ずる。		
			6		階段工			第2編3－6－7階段工に準ずる。		
		12 付帯道路工	3		路側防護柵工			第1編3－3－11路側防護柵工に準ずる。		
			5	1	アスファルト舗装工（下層路盤）			第1編3－6－5－1下層路盤工に準ずる。		
			5	2	アスファルト舗装工（上層路盤）			第1編3－6－5－2上層路盤工に準ずる。		
			5	3	アスファルト舗装工（基層）			第1編3－6－5－5基層工に準ずる。		
			5	4	アスファルト舗装工（表層）			第1編3－6－5－6表層工に準ずる。		
			6	1	コンクリート舗装工（下層路盤）			第1編3－6－6－1下層路盤工に準ずる。		
			6	2	コンクリート舗装工（上層路盤）			第1編3－6－6－2粒度調整路盤工に準ずる。		
			6	3	コンクリート舗装工（コンクリート舗装）			第1編3－6－6－5コンクリート舗装版工に準ずる。		
			7		薄層カラー舗装工			第1編3－6－7薄層カラー舗装工に準ずる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 海岸編	1 堤防・護岸	12 付帯道路工	8	1	側溝工（プレキャストU型側溝）（自由勾配側溝）			第3編1－10－3側溝工に準ずる。		
			8	2	側溝工（L型側溝）	基準高 ▽	± 30	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	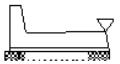	
						延長 L	－ 200	1施工箇所毎		
			8	3	側溝工（管渠）	基準高 ▽	± 30	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	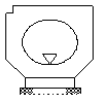	
						延長 L	－ 200	1施工箇所毎		
			9		集水桝工			第2編3－5－4集水桝工に準ずる。		
			10		縁石工			第1編3－3－8縁石工に準ずる。		
			11		区画線工			第1編3－3－12区画線工に準ずる。		
		13 付帯道路施設工	3		道路附属物工（視線誘導標）（距離標）			第1編3－3－13道路附属物工に準ずる。		
			4		小型標識工			第1編3－3－9小型標識工に準ずる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 海岸編	2 突堤・人工岬	3 突堤基礎工	4		捨石工			第1編1－3－4捨石工に準ずる。		
			5		吸出し防止工	幅 w	－300	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	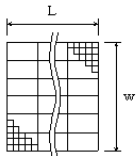	
						延長 L	－500			
		4 突堤本体工	2		捨石工	異形ブロック据付面(乱積)の高さ▽	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。	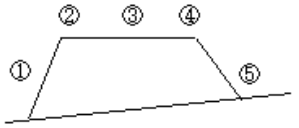	
						異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ▽	±300			
						法長 ℓ	－100	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。延長はセンターライン及び表裏法肩。	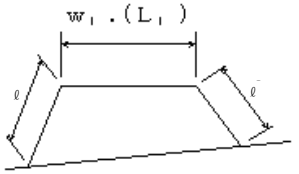	
						天端幅 w_1	－100			
						天端延長 L_1	－200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤本体工	5		海岸コンクリートブロック工	基準高▽	(層積)ブロック規格 26t 未満	± 300	施工延長 20m につき 1 箇所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。延長は、センターラインで行う。	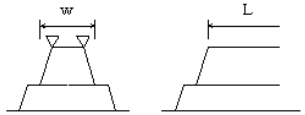	
							(層積)ブロック規格 26t 以上	± 500			
							(乱積)	±ブロックの高さの1／2			
						天端幅 w		−ブロックの高さの1／2			
						天端延長 L		−ブロックの高さの1／2			
			6		既製杭工				第 1 編 3 － 4 － 4 既製杭工に準ずる。		
			7		詰杭工（既製コンクリート杭）				第 1 編 3 － 4 － 4 既製杭工に準ずる。		
			8		矢板工				第 1 編 3 － 3 － 4 矢板工に準ずる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤本体工	9		石砕工	基準高 ▽	± 50	施工延長 20m につき 1 箇所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。	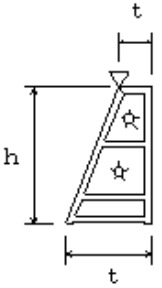	
						厚さ t	－ 50			
						高さ h ＜ 3m	－ 50			
						高さ h ≧ 3m	－ 100			
						延長 L	－ 200	1 施工箇所毎		
			10		場所打コンクリート工	基準高 ▽	± 30	施工延長 20m につき 1 箇所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。	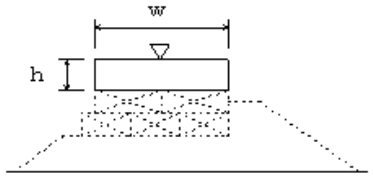	
						幅 w	－ 30			
						高さ h	－ 30			
						延長 L	－ 200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤本体工	11	1	ケーソン工（ケーソン工製作）	バラストの基準高 砕石、砂▽	± 100	各室中央部1箇所	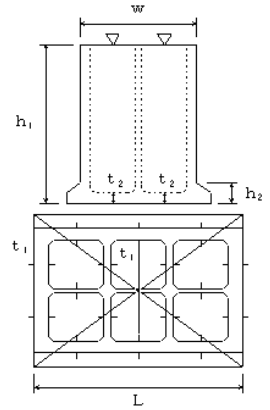	
						バラストの基準高 コンクリート▽	± 50			
						壁厚 t_1	± 10	底版完成時、各壁1箇所		
						幅 w	＋30，－10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
						高さ h_1	＋30，－10	完成時、四隅		
						長さ L	＋30，－10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
						底版厚さ t_2	＋30，－10	底版完成時、各室中央部1箇所		
						フーチング高さ h_2	＋30，－10	底版完成時、四隅		
			11	2	ケーソン工（ケーソン工据付）	法線に対する出入 1、2	ケーソン重量2000t未満 ± 100	据付完了後、両端2箇所	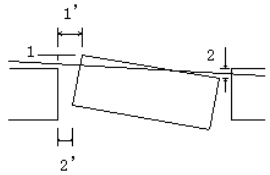	
							ケーソン重量2000t以上 ± 150			
						据付目地間隔 1'、2'	ケーソン重量2000t未満 100以下	据付完了後、天端2箇所		
							ケーソン重量2000t以上 200以下			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤本体工	11	3	ケーソン工（突堤上部工） 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	基準高 陸上▽	±30	1室につき1箇所（中心）	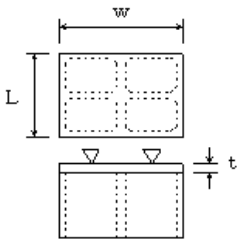	
						基準高 水中▽	±50			
						厚さ t	±30			
						幅 w	±30			
						長さ L	±30			
			12	1	セルラー工 （セルラー工製作）	壁厚 t	±10	型枠取外し後全数	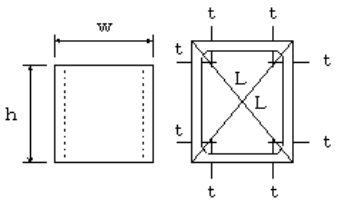	
						幅 w	＋20，－10			
						高さ h	＋20，－10			
						長さ L	＋20，－10			
			12	2	セルラー工 （セルラー工据付）	法線に対する出入 1、2	±50	据付後ブロック1個に2箇所（各段毎）	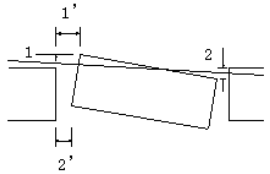	
						隣接ブロックとの間隔 1'、2'	50以下			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤本体工	12	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック			第3編2－4－11－3セルラー工に準ずる。		
		5 根固め工	2		捨石工	異形ブロック据付面(乱積)の高さ▽	± 500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。	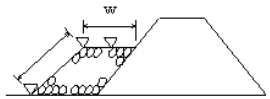	
						異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ▽	± 300			
						法　長　ℓ	－ 100	幅は施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
						天端幅 w	－ 100			
						天端延長 L	－ 200			
			3		根固めブロック			第2編1－7－3根固めブロック工に準ずる。		
		6 消浪工	2		捨石工			第3編2－5－2捨石工に準ずる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 海岸編	2 突堤・人工岬	6 消浪工	3		消波ブロック工	基準高▽	層積	± 300	幅は施工延長 20m につき 1 箇所 延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。延長はセンターライン及び表裏法肩。	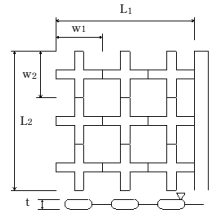	
							乱積	± t ／ 2			
						厚さ t		− 20	幅、厚さは 40 個につき 1 箇所測定。		
						幅 w_1 , w_2		− 20			
						延長 L_1, L_2		− 200			
	3 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）	3 海域堤基礎工	3		捨石工	基準高 ▽			施工延長 10m につき、1 測点当たり 5 点以上測定。	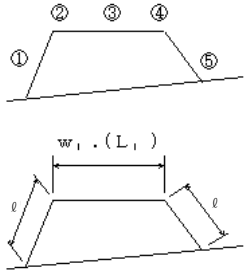	
						本均し		± 50			
						荒均し	異形ブロック据付面(乱積)の高さ▽	± 500			
							異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ ▽	± 300			
						被覆均し	異形ブロック据付面(乱積)の高さ▽	± 500			
							異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ▽	± 300			
						法長 ℓ		− 100	幅は施工延長 20m につき 1 箇所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
						天端幅 w_1		− 100			
						天端延長 L_1		− 200			
			4		吸出し防止工				第 3 編 2 − 3―5 吸出し防止工に準ずる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 海岸編	3 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）	3 海域堤本体工	2		捨石工			第3編1－3－4捨石工に準ずる。		
			3		海岸コンクリートブロック工			第3編2－4－5海岸コンクリートブロック工に準ずる。		
			4		ケーソン工			第3編2－4－11ケーソン工に準ずる。		
			5		セルラー工			第3編2－4－12セルラー工に準ずる。		
			6		場所打コンクリート工			第3編2－4－10場所打コンクリート工に準ずる。		
	4 浚渫（海岸）	2 浚渫工（ポンプ浚渫船）	2		浚渫船運転工			第2編2－2－2浚渫船運転工に準ずる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 海岸編	4 浚渫（海岸）	3 浚渫工（グラブ船）	2		浚渫船運転工			第2編2－3－2浚渫船運転工に準ずる。		
	5 養浜	2 砂止工	2		根固めブロック工			第2編1－7－3根固めブロック工に準ずる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
4 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	3		鋼製堰堤製作工（仮組立時）				第1編3－3－14－3桁製作工に準ずる。		
			4		鋼製堰堤仮設材製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3 {ℓ≦10} ±4 {ℓ＞10}	図面の寸法表示箇所で測定。		
			5		工場塗装工				第1編3－3－15工場塗装工に準ずる。		
		6 コンクリート堰堤工	4 5		コンクリート堰堤本体工 コンクリート副堰堤工	基準高 ▽		±30	図面の表示箇所で測定。	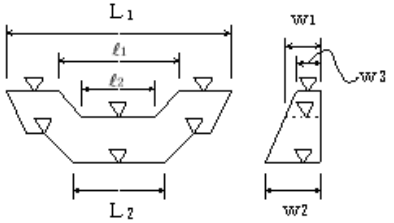	
						天端部 w_1，w_3 堤幅 w_2		－30			
						水通しの幅 ℓ_1 ℓ_2		±50			
						堤長 L_1，L_2		－100			
			6		コンクリート側壁工	基準高 ▽		±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。	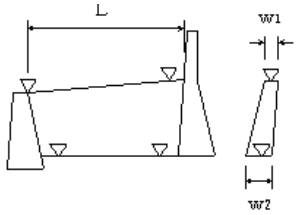	
						幅 w_1，w_2		－30			
						長さ L		－100			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
4 砂防編	1 砂防堰堤	6 コンクリート堰堤工	8		水叩工	基準高 ▽		± 30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。	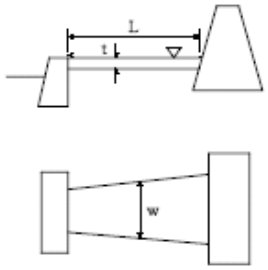	
						幅 w		− 100			
						厚さ t		− 30			
						延長 L		− 100			
		7 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本体工（不透過型）	水通し部	堤高 ▽	± 50	1. 図面の表示箇所で測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は＋の規格値は適用しない。	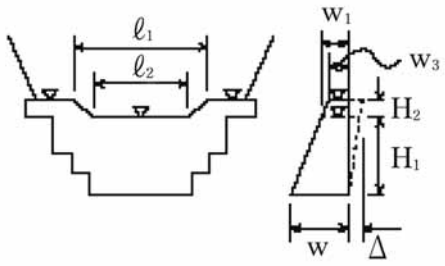	
							長さ ℓ_1 ℓ_2	± 100			
							幅 w_1, w_3	± 50			
							下流側倒れ △	± $0.02H_1$			
						袖部	袖高 ▽	± 50			
							幅 w_2	± 50			
							下流側倒れ △	± $0.02H_2$			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測 定 項 目		規 格 値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘要
4 砂防編	1 砂防堰堤	7 鋼製堰堤工	5	2	鋼製堰堤本体工（透過型）	堤長 L（m）格		± 50		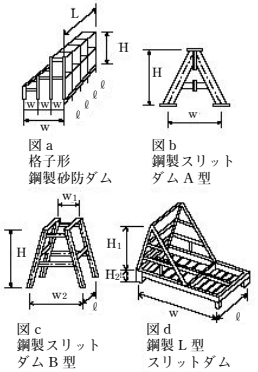	
						堤長 ℓ（m）格・B・L		± 10			
						堤幅 W（m）格		± 30			
						堤幅 w（m）格・B・L		± 10			
						堤幅 w（m）A		± 10			
						高さ H（m）格・B・L		± 10			
						高さ H（m）A		± 10			
			6		鋼製側壁工	堤　高　▽		± 50	1. 図面に表示してある箇所で測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は＋の規格値は適用しない。	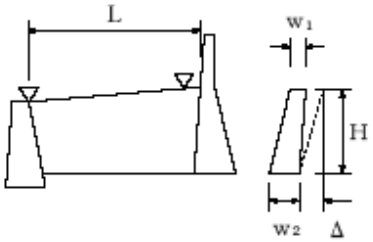	
						長　さ　L		± 100			
						幅 w_1, w_2		± 50			
						下流側倒れ △		± 0.02H			
						高さ	h ＜ 3m	− 50			
							h ≧ 3m	− 100			
			7		コンクリート側壁工				第 4 編 1 − 6 − 6 コンクリート側壁工に準ずる。		
			8		水叩工				第 4 編 1 − 6 − 8 コンクリート水叩工に準ずる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
4 砂防編	1 砂防堰堤	7 鋼製堰堤工	10		現場塗装工	塗膜厚	a. ロットの塗膜厚平均値は目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない。ただし、測定値の平均値が厚目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500m^{2}とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。		
		8 護床工・根固め工	4		根固めブロック工			第2編1－7－3根固めブロック工に準ずる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
4 砂防編	1 砂防堰堤	8 護床工・根固め工	6		沈床工			第2編1－7－4沈床工に準ずる。		
			7	1	かご工（じゃかご工）			第2編1－5－13羽口工に準ずる。		
			7	2	かご工（ふとんかご工）			第2編1－5－13羽口工に準ずる。		
		9 砂防堰堤付属物設置工	3		防止柵工			第1編3－3－10防止柵工の規定に準ずる。		
		10 付帯道路工	5		アスファルト舗装工			第1編3－6－5アスファルト舗装工の規定に準ずる。		
			6		コンクリート舗装工			第1編3－6－6コンクリート舗装工に準ずる。		
			7		薄層カラー舗装工			第1編3－6－7薄層カラー舗装工に準ずる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
4 砂防編	1 砂防堰堤	10 付帯道路工	8		側溝工	基準高 ▽	± 30	施工延長 20m につき 1 箇所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。	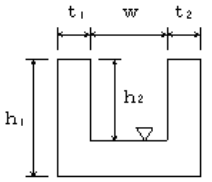	
						幅 w	− 30			
						高さ h_1，h_2	− 30			
						厚さ t_1，t_2	− 20			
						延長 L	− 200	1 施工箇所毎		
			9		集水桝工			第 2 編 1 − 9 − 10 集水桝工に準ずる。		
			10		縁石工			第 1 編 3 − 3 − 8 縁石工に準ずる。		
			11		区画線工			第 1 編 3 − 3 − 12 区画線工に準ずる。		
		11 付帯道路施設工	3		道路付属物工			第 1 編 3 − 3 − 13 道路付属物工に準ずる。		
			4		小型標識工			第 1 編 3 − 3 − 9 小型標識工に準ずる。		
	2 流路	3 流路護岸工	4		基礎工（護岸）			第 1 編 3 − 4 − 3 基礎工（護岸）に準ずる。		
			5		コンクリート擁壁工			第 4 編 1 − 6 − 4 コンクリート堰堤本体工に準ずる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
4 砂防編	2 流路	3 流路護岸工	6		ブロック積擁壁工			第1編3－5－3コンクリートブロック工に準ずる。		
			7		石積擁壁工			第1編3－5－5石積（張）工に準ずる。		
			8		護岸付属物工	幅 w	－30	各格子間の中央部1箇所を測定。	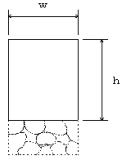	
						高さ h	－30			
			9		植生工			第1編3－3－7植生工に準ずる。		
		4 床固め工	45		床固め本体工 垂直壁工			第4編1－6－4コンクリート堰堤本体工に準ずる。		
			6		側壁工			第4編1－6－6コンクリート側壁工に準ずる。		
			7		水叩工			第4編1－6－6水叩工に準ずる。		
			8		魚道工			第4編1－10－8側溝工に準ずる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
4 砂防編	2 流路	5 根固め・水制工	4		根固めブロック工			第2編1－7－3根固めブロック工に準ずる。		
			6		捨石工			第2編1－7－6捨石工に準ずる。		
			7	1	かご工（じゃかご工）			第2編1－5－13羽口工に準ずる。		
			7	2	かご工（ふとんかご工）			第2編1－5－13羽口工に準ずる。		
		6 流路付属物設置工	2		階段工			第2編3－6－7階段工に準ずる。		
			3		防止柵工			第1編3－3－10防止柵工の規定に準ずる。		
	3 斜面対策	3 法面工	2		植生工			第1編3－3－7植生工に準ずる。		
			3		吹付工			第1編3－3－6吹付工に準ずる。		
			4		法枠工			第1編3－3－5法枠工に準ずる。		
			5	1	かご工（じゃかご工）			第2編1－5－13羽口工に準ずる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
4 砂防編	3 斜面対策	3 法面工	5	2	かご工（ふとんかご工）			第2編1－5－13羽口工に準ずる。		
		4 擁壁工	3		既製杭工			第1編3－4－4既製杭工に準ずる。		
			4		場所打擁壁工			第2編1－6－3場所打擁壁工に準ずる。		
			5		プレキャスト擁壁工			第2編1－6－4プレキャスト擁壁工に準ずる。		
			6		補強土壁工 ・補強土（テールアルメ）壁工法 ・多数アンカー式補強土工法 ・ジオテキスタイルを用いた補強土工法	基準高 ▽	± 50	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	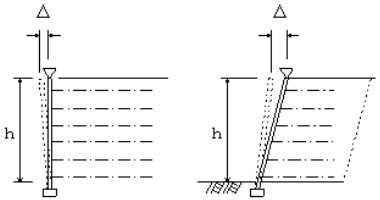	
						高さ h ＜ 3m	－ 50			
						高さ h ≧ 3m	－ 100			
						鉛直度 △	± 0.03h かつ ± 300 以内			
						控え長さ	設計値以上			
						延長 L	－ 200	1施工箇所毎		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
4 砂防編	3 斜面対策	4 擁壁工	7		井桁ブロック工	基準高 ▽		± 50	施工延長 20m につき 1 箇所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。	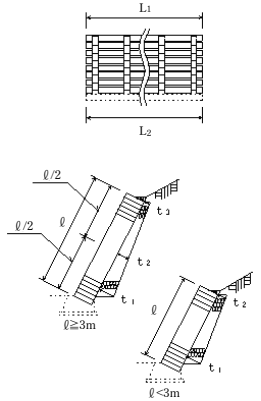	
						法長 ℓ	高さ h ＜ 3m	－ 50			
							高さ h ≧ 3m	－ 100			
						厚さ t_1，t_2，t_3		－ 50			
						延長 L_1，L_2		－ 200	1 施工箇所毎		
			8		落石防護工	高　さ　h		± 30	施工延長 20m につき 1 箇所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。	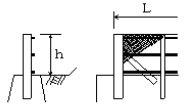	
						延　長　L		－ 200	1 施工箇所毎		
		5 山腹水路工	3		山腹集水路・排水路工				第 4 編 1 － 10 － 8 側溝工に準ずる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
4 砂防編	3 斜面対策	5 山腹水路工	4	1	山腹明暗渠工	基準高 ▽	± 30	施工延長 20m につき 1 箇所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。	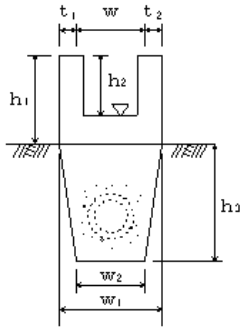	
						厚さ t_1, t_2	− 20			
						幅 w	− 30			
						幅 w_1, w_2	− 50			
						高さ h_1, h_2	− 30			
						深さ h_3	− 30			
						延長 L	− 200			
			4	2	山腹暗渠工			第 2 編 3 − 5 − 5 暗渠工に準ずる。		
			5		集水桝工			第 2 編 1 − 9 − 10 集水桝工に準ずる。		
		6 地下水排除工	4		集排水ボーリング工	削孔深さ ℓ	設計値以上	全数	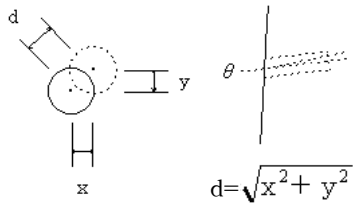	
						配置誤差 d	100			
						せん孔方向 θ	± 2.5 度			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
4 砂防編	3 斜面対策	6 地下水排除工	5		集水井工	基準高 ▽	± 50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	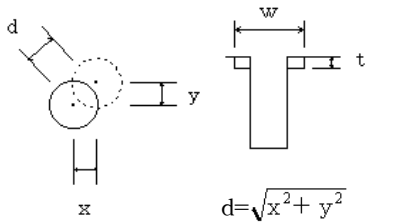	
						偏心量 d	150			
						長さ L	− 100			
						巻立て幅 w	− 50			
						巻立て厚さ t	− 30			
		7 地下水遮断工	3		現場打擁壁工			第2編1－6－3場所打擁壁工に準ずる。		
			4		固結工			第1編3－7－9固結工に準ずる。		
			5		矢板工			第1編3－3－4矢板工に準ずる。		
		8 抑止杭工	2		既製杭工			第1編3－4－4既製杭工に準ずる。		
			3		場所打杭工			第1編3－4－5場所打杭工に準ずる。		
			4		シャフト工（深礎工）			第1編3－4－6深礎工に準ずる。		
			5		合成杭工	基準高 ▽	± 50	全数測定。		
						偏心量 d	D/4 以内かつ 100 以内			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
5 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工（本体）	天端高 ▽	± 20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。	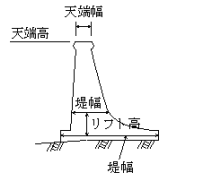 (注)1. j：ジョイント	
						天端幅	± 20			
						ジョイント間隔	± 30			
						リフト高	± 50			
						堤幅	− 30, ± 50			
						堤長	− 100			
					コンクリートダム工（水叩）	天端高 ▽	± 20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（敷高）、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交点部を測定。 ②長さは、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3. 水叩の平坦性の測定は監督職員の指示による。	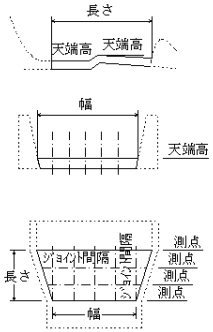	
						ジョイント間隔	± 30			
						幅	± 40			
						長さ	− 100, ＋ 60			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
5 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工（副ダム）	天端高 ▽	± 20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて 3 リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔は、3 リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。	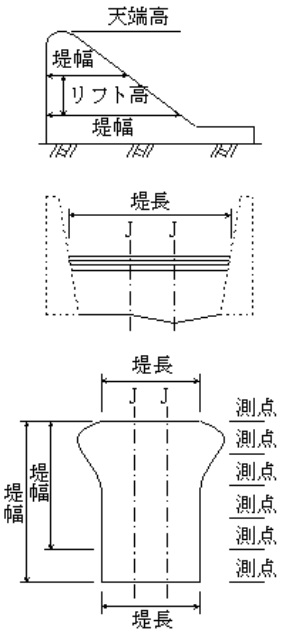	
						ジョイント間隔	± 30			
						リフト高	± 50			
						堤幅	− 30, ± 50			
						堤長	± 40			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
5 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工 （導流壁）	天端高 ▽	± 30	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて 3 リフトごとに測定。 （注）リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長又は、測点に直角な水平延長を測定。	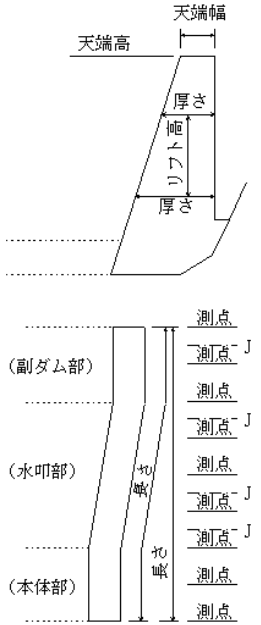	
						ジョイント間隔	± 20			
						リフト高	± 50			
						長さ	± 100			
						厚さ	± 20			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
5 ダム編	2 フィルダム	3 盛立工	5		コアの盛立	基準高 ▽	－0	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種（タンピングローラ）の場合		
						外側境界線	－0，＋500			
			6		フィルターの盛立	基準高 ▽	－0	各測点について5層毎に測定。	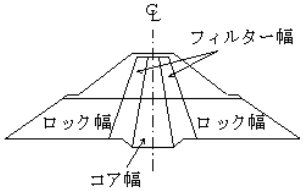	
						外側境界線	－0，＋1000			
						盛立幅	－0，＋1000			
			7		ロックの盛立	基準高 ▽	－100	各測点について盛立5m毎に測定。		
						外側境界線	－0，＋2000			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
5 ダム編	2 フィルダム	3 盛立工			フィルダム（洪水吐）	基準高 ▽	± 20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 1回／1施工箇所	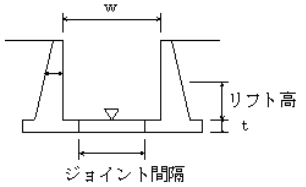	
						ジョイント間隔	± 30			
						厚さ t	± 20			
						幅 w	± 40			
						リフト高さ	± 20			
						長さ L	± 100			
	3 基礎グラウチング	3 ボーリング工			ボーリング工	深度 L	設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で行うカーテングラウトに適用する。		
						配置誤差	100			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	1 道路改良	3 工場製作工	2	1	遮音壁支柱製作工	部材	部材長 ℓ（m）	± 3 {ℓ ≦ 10} ± 4 {ℓ ＞ 10}	図面の寸法表示箇所で測定。		
			2	2	遮音壁支柱製作工（工場塗装工）				第1編3－3－15 工場塗装工に準ずる。		
		4 法面工	2		植生工				第1編3－3－7 植生工に準ずる。		
			3		法面吹付工（コンクリート）（モルタル）				第1編3－3－6 吹付工に準ずる。		
			4		法枠工				第1編3－3－5 法枠工に準ずる。		
			6		アンカー工	削孔深さ L		設計値以上	全数	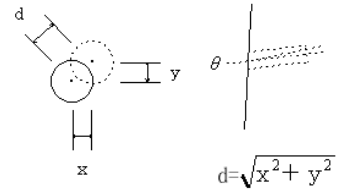	
						配置誤差 d		100			
						せん孔方向 θ		± 2.5 度			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	1 道路改良	4 法面工	7	1	かご工（じゃかご）			第2編1－7－5かご工に準ずる。		
			7	2	かご工（ふとんかご）			第2編1－7－5かご工に準ずる。		
		5 擁壁工	3		既製杭工			第1編3－4－4既製杭工に準ずる。		
			4		場所打杭工			第1編3－4－5場所打杭工に準ずる。		
			5		現場打擁壁工			第2編1－6－3場所打擁壁工に準ずる。		
			6		プレキャスト擁壁工			第2編1－6－4プレキャスト擁壁工に準ずる。		
			7		補強土壁工（補強土（テールアルメ）壁工法）（多数アンカー式補強土工法）（ジオテキスタイルを用いた補強土工法）			第4編3－4－6補強土壁工に準ずる。		
			8		井桁ブロック工			第4編3－4－7井桁ブロック工に準ずる		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	1 道路改良	6 石・ブロック積（張）工	3		コンクリートブロック工				第1編3－5－3コンクリートブロック工に準ずる。		
			4		石積（張）工				第1編3－5－5石積（張）工に準ずる。		
		7 カルバート工	6		場所打函渠工	基準高 ▽		± 30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所で測定。	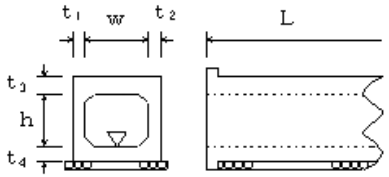	
						厚さ t_1 ～ t_4		－ 20			
						幅（内法） w		－ 30			
						高さ h		± 30			
						延長	L＜20m	－ 50			
							L≧20m	－ 100			
			7		プレキャストカルバート工（プレキャストボックス工）（プレキャストパイプ工）				第2編3－3－6函渠工に準ずる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	1 道路改良	8 排水構造物工（小型水路工）	3 4		側溝工 （プレキャストU型側溝） （コルゲートフリューム） （自由勾配側溝） 管渠工			第2編1－9－9側溝工に準ずる。		
			5		集水桝・マンホール工			第2編1－9－10集水桝工に準ずる。		
			6		地下排水工			第2編3－5－5暗渠工に準ずる。		
			7		場所打水路工			第2編3－5－3側溝工に準ずる。		
		9 落石雪害防止工	4		落石防止網工	幅　w	－200	施工延長20mにつき1箇所、更に変化点も測定。 施工延長20m以下のものは、1施工箇所につき2箇所、更に変化点も測定。	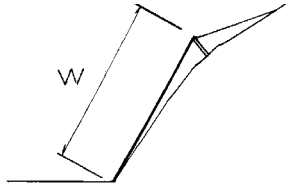	
						延　長　L	－200			
			5		落石防護柵工	高　さ　h	±30	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	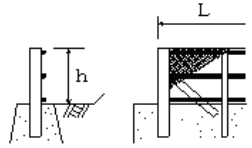	
						延　長　L	－200	1施工箇所毎		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	1 道路改良	9 落石雪害防止工	6		防雪柵工	高さ h		± 30	施工延長 20m につき 1 箇所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。	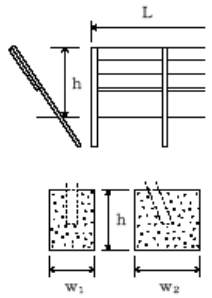	
						延長 L		－ 200	1 施工箇所毎		
						基礎	幅 w_1 , w_2	－ 30	基礎 1 基毎		
						基礎	高さ h	－ 30			
			7		雪崩予防柵工	高さ h		＋ 30	施工延長 20m につき 1 箇所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。	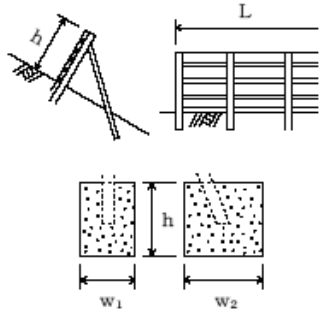	
						延長 L		－ 200	1 施工箇所毎		
						基礎	幅 w_1 , w_2	－ 30	基礎 1 基毎		
						基礎	高さ h	－ 30			
						アンカー長 ℓ	打込み ℓ	－ 10%	全数		
						アンカー長 ℓ	埋込み ℓ	－ 5%			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	1 道路改良	10 遮音壁工	4		遮音壁基礎工	幅 w		－30	施工延長 20m につき 1 箇所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。	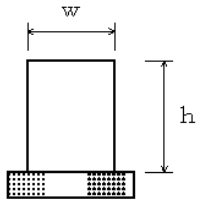	
						高さ h		－30			
						延長 L		－200	1 施工箇所毎		
			5		遮音壁本体工	支柱	間隔 w_1、w_2	±15	5 スパンにつき 1 箇所	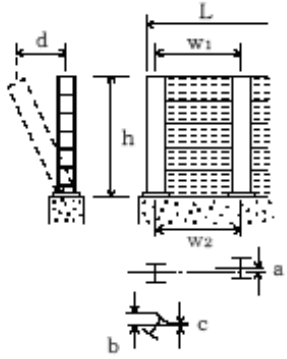	
							ずれ a	10			
							ねじれ b－c	5			
							倒れ d	h×0.5%			
						高さ h		＋30, －20			
						延長 L		－200	1 施工箇所毎		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値 個々の測定値(X) 中規模以上	規格値 個々の測定値(X) 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) 中規模以上	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	2 舗装	3 舗装工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高 ▽		± 50		－	基準高は片側延長 40m 毎に 1 箇所の割で測定。 厚さは各車線 100m 毎に 1 箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割に測定。 ※両端部 2 点で測定する。	・工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2000m² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2000m² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚さ	t ＜ 15cm	－ 30		－ 10			
						厚さ	t ≧ 15cm	－ 45		－ 15			
						幅		－ 100		－			
					歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ		－ 9		－ 3	幅は、片側延長 40m 毎に 1 箇所の割に測定。 厚さは、片側延長 100m 毎に 1 箇所コアーを採取して測定。		
						幅		－ 25		－			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X_{10})				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
6 道路編	2 舗装	3 舗装工	6	1	半たわみ性舗装工（下層路盤工）	基準高 ▽	± 40	± 50	—	—	基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 100m 毎に 1 箇所を掘り起こして測定。幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割に測定。	・工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						厚さ	− 45	− 45	− 15	− 15			
						幅	− 50	− 50	−	−			
			6	2	半たわみ性舗装工（上層路盤工）粒度調整路盤工	基準高 ▽	± 30	± 30	—	—	基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、各車線 100m 毎に 1 箇所を掘り起こして測定。		
						厚さ	− 25	− 30	− 8	− 10			
						幅	− 50	− 50	−	−			
			6	3	半たわみ性舗装工（上層路盤工）セメント(石灰)安定処理工	基準高 ▽	± 30	± 30	−	−	基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1000m² に 1 個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。		
						厚さ	− 25	− 30	− 8	− 10			
						幅	− 50	− 50	−	−			
			6	4	半たわみ性舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	基準高 ▽	± 30	± 30	−	−	基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1000m² に 1 個の割でコアーを採取して測定。		
						厚さ	− 15	− 20	− 5	− 7			
						幅	− 50	− 50	−	−			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均($\bar{X}_{10}$)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
6 道路編	2 舗装	3 舗装工	6	5	半たわみ性舗装工（基層工）	基準高 ▽	± 30	± 30	－	－	基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1000m² に 1 個の割でコアーを採取して測定。	・工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						厚さ	－ 9	－ 12	－ 3	－ 4			
						幅	－ 25	－ 25	－	－			
			6	6	半たわみ性舗装工（表層工）	基準高 ▽	± 30	± 30	—	—	幅基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1000m² 毎に 1 個の割でコアーを採取して測定。		
						厚さ	－ 7	－ 9	－ 2	－ 3			
						幅	－ 25	－ 25	－	－			
						平坦性	3mプロフィルメーター（σ） 2.4mm 以下 直読式（足付き）（σ） 1.75mm 以下						
			7	1	排水性舗装工（下層路盤工）	基準高 ▽	± 40	± 50	—	—	基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは各車線 100m 毎に 1 箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割に測定。		
						厚さ	－ 45	－ 45	－ 15	－ 15			
						幅	－ 50	－ 50	－	－			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均($\bar{X}_{10}$)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
6 道路編	2 舗装	3 舗装工	7	2	排水性舗装工（上層路盤工）粒度調整路盤工	基準高 ▽	± 30	± 30	—	—	基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、各車線 100m 毎に 1 箇所を掘り起こして測定。	・工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						厚さ	− 25	− 30	− 8	− 10			
						幅	− 50	− 50	−	−			
			7	3	排水性舗装工（上層路盤工）セメント（石灰）安定処理工	基準高 ▽	± 30	± 30	−	−	基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1000m² 毎に 1 個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。		
						厚さ	− 25	− 30	− 8	− 10			
						幅	− 50	− 50	−	−			
			7	4	排水性舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	基準高 ▽	± 30	± 30	−	−	基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1000m² に 1 個の割でコアーを採取して測定。		
						厚さ	− 15	− 20	− 5	− 7			
						幅	− 50	− 50	−	−			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均($\bar{X}_{10}$)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
6 道路編	2 舗装	3 舗装工	7	5	排水性舗装工（基層工）	基準高 ▽	± 30	± 30	－	－	基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1000m² に 1 個の割でコアーを採取して測定。	・工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						厚さ	－ 9	－ 12	－ 3	－ 4			
						幅	－ 25	－ 25	－	－			
			7	6	排水性舗装工（表層工）	基準高 ▽	± 30	± 30	－	－	基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1000m² 毎に 1 個の割でコアーを採取して測定。		
						厚さ	－ 7	－ 9	－ 2	－ 3			
						幅	－ 25	－ 25	－	－			
						平坦性	3mプロフィルメーター（σ） 2.4mm 以下 直読式（足付き）（σ） 1.75mm 以下						
			8	1	グースアスファルト舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	基準高 ▽	± 30	± 30	－	－	基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1000m² に 1 個の割でコアーを採取して測定。		
						厚さ	－ 15	－ 20	－ 5	－ 7			
						幅	－ 50	－ 50	－	－			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均($\bar{X}_{10}$)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
6 道路編	2 舗装	3 舗装工	8	2	グースアスファルト舗装工（基層工）	基準高 ▽	± 30	± 30	—	—	基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1000m² に 1 個の割でコアーを採取して測定。	・工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						厚さ	− 9	− 12	− 3	− 4			
						幅	− 25	− 25	−	−			
			8	3	グースアスファルト舗装工（表層工）	基準高 ▽	± 30	± 30	—	—	基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1000m² 毎に 1 個の割でコアーを採取して測定。		
						厚さ	− 7	− 9	− 2	− 3			
						幅	− 25	− 25	—	—			
						平坦性	3mプロフィルメーター（σ） 2.4mm 以下 直読式（足付き）（σ） 1.75mm 以下						

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値 個々の測定値(X) 中規模以上	規格値 個々の測定値(X) 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均($\bar{X}_{10}$) 中規模以上	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	2 舗装	3 舗装工	9	1	透水性舗装工（路盤工）	基準高 ▽		± 50		—	基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割で測定。 厚さは、片側延長 100m 毎に 1 箇所を掘り起こして測定。 幅は、片側延長 40m 毎に 1 箇所測定。 ※歩道舗装に適用する。		
						厚さ	t＜15cm	− 30		− 10			
							t≧15cm	− 45		− 15			
						幅		− 100		−			
			9	2	透水性舗装工（表層工）	基準高 ▽		± 30		—	基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割で測定。 厚さは、片側延長 100m 毎に 1 箇所コアーを採取して測定。 幅は、片側延長 40m 毎に 1 箇所測定。 ※歩道舗装に適用する。		
						厚さ		− 9		− 3			
						幅		− 25		−			
			10		コンクリート舗装工						第 1 編 3 − 6 − 6 コンクリート舗装工に準ずる。		
			11		薄層カラー舗装工						第 1 編 3 − 6 − 7 薄層カラー舗装工に準ずる。		
			12	1	ブロック舗装工						第 1 編 3 − 6 − 8 ブロック舗装工に準ずる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	2 舗装	4 排水構造物工（路面排水工）	3 4		側溝工 （プレキャストU型側溝） （コルゲートフリューム） （自由勾配側溝） 管渠工			第2編1－9－9側溝工に準ずる。		
			5		集水桝（街渠工)･マンホール工			第2編1－9－10集水桝工に準ずる。		
			6		地下排水工			第2編3－5－5暗渠工に準ずる。		
			7		場所打水路工			第2編3－5－3側溝工に準ずる。		
			9		排水性舗装用路肩排水工	基準高 ▽	±30	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						延長 L	－200	1箇所／1施工箇所		
		5 緑石工	3		縁石工			第1編3－3－8縁石工に準ずる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	2 舗装	6 踏掛版工	4		踏掛版工 (コンクリート工)	基準高 ▽	± 20	1箇所／1踏掛版		
						各部の厚さ	± 20			
						各部の長さ	± 30			
					(ラバーシュー)	各部の長さ	± 20	全数		
						厚さ	－			
					(アンカーボルト)	中心のずれ	± 20	全数		
						アンカー長	± 20			
		7 防護柵工	3		路側防護柵工			第1編3－3－11路側防護柵工に準ずる。		
			4		防止柵工			第1編3－3－10防止柵工に準ずる。		
			5		ボックスビーム工			第1編3－3－11路側防護柵工に準ずる。		
			6		車止めポスト工			第1編3－3－10防止柵工に準ずる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	2 舗装	8 標識工	3		小型標識工			第1編3－3－9小型標識工に準ずる。		
			4	1	大型標識工（標識基礎工）	幅 w_1 ，w_2	－30	基礎一基毎	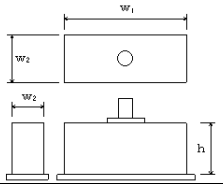	
						高　さ　h	－30			
			4	2	大型標識工（標識柱工）	設置高さ H	設計値以上	1箇所／1基	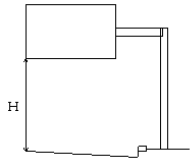	
		9 区画線工	2		区画線工			第1編3－3－12区画線工に準ずる。		
		11 道路付属物施設工	4		道路付属物工			第1編3－3－13道路付属物工に準ずる。		
			5	1	ケーブル配管工	埋設深　t	0～±50	接続部間毎に1箇所		
						延　長　L	－200	接続部間毎で全数		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	2 舗装	11 道路付属物施設工	5	2	ケーブル配管工（ハンドホール）	基準高 ▽		± 30	1箇所毎 ※印は、現場打ちのある場合	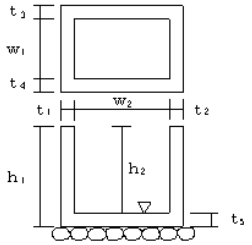	
						※厚さ t_1 ～ t_5		－ 20			
						※ 幅 w_1 , w_2		－ 30			
						※高さ h_1 , h_2		－ 30			
			11		照明工（照明柱基礎工）	幅 w_1 , w_2		－ 30	1箇所／1施工箇所	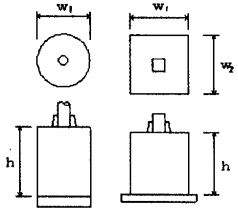	
						高さ h		－ 30			
	3 橋梁下部	3 工場製作工	2		刃口金物製作工				第2編5－3－3刃口金物製作工に準ずる。		
			3		鋼製橋脚製作工	部材	脚柱とベースプレートの鉛直度 δ (mm)	w／500	各脚柱、ベースプレートを測定。	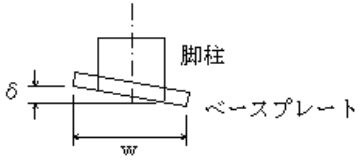	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	3 橋梁下部	3 工場製作工	3		鋼製橋脚製作工	部材	ベースプレート	孔の位置	± 2	全数を測定。	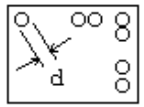	
								孔の径	0 ～ 5	全数を測定。		
						仮組立時		柱の中心間隔、対角長 L（m）	± 5 {L ≦ 10m} ± 10 {10 < L ≦ 20m} ± (10+(L-20)/10) {20m < L}	両端部及び片持ばり部を測定。	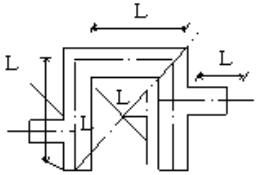	
								はりのキャンバー及び柱の曲がり δ（mm）	L/1,000	各主構の各格点を測定。	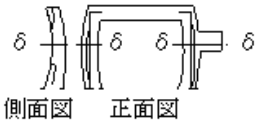	
								柱の鉛直度 δ（mm）	10 {H ≦ 10} H/1,000 {H > 10}	各柱及び片持ばり部を測定。	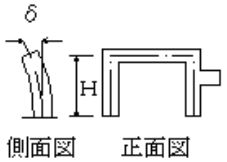	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	3 橋梁下部	3 工場製作工	4		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 δ_1（mm）	b／500	軸心上全数測定。	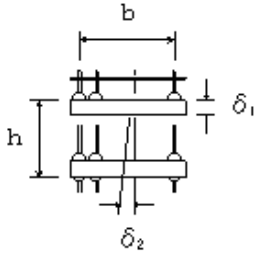	
							鉛直度 δ_2（mm）	h／500			
							高さ h（mm）	± 5			
			5		工場塗装工				第1編3－3－15工場塗装工に準ずる。		
		4 橋台工	3		既製杭工				第1編3－4－4既製杭工に準ずる。		
			4		場所打杭工				第1編3－4－5場所打杭工に準ずる。		
			5		深礎工				第1編3－4－6深礎工に準ずる。		
			6		オープンケーソン基礎工				第1編3－4－7オープンケーソン基礎工に準ずる。		
			7		ニューマチックケーソン基礎工				第1編3－4－8ニューマチックケーソン基礎工に準ずる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	3 橋梁下部	4 橋台工	8		橋台躯体工	基準高 ▽		± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については、「道路橋支承便覧」による。	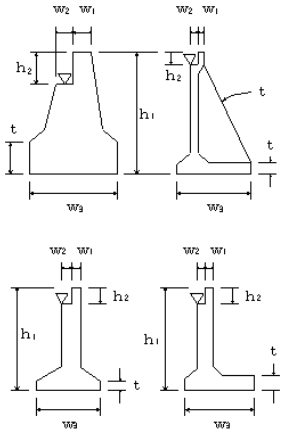	
						厚さ t		− 20			
						天端幅 w_1（橋軸方向）		− 10			
						天端幅 w_2（橋軸方向）		− 10			
						敷幅 w_3（橋軸方向）		− 50			
						高さ h_1		− 50			
						胸壁の高さ h_2		− 30			
						天端長 ℓ_1		− 50			
						敷長 ℓ_2		− 50			
						胸壁間距離 ℓ		± 30			
						支間長及び中心線の変位		± 50			
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	＋10 ～− 20			
							平面位置	± 20			
							アンカーボルト孔の鉛直度	1/50 以下			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	3 橋梁下部	5 RC橋脚工	3		既製杭工			第1編3－4－4既製杭工に準ずる。		
			4		場所打杭工			第1編3－4－5場所打杭工に準ずる。		
			5		深礎工			第1編3－4－6深礎工に準ずる。		
			6		オープンケーソン基礎工			第1編3－4－7オープンケーソン基礎工に準ずる。		
			7		ニューマチックケーソン基礎工			第1編3－4－8ニューマチックケーソン基礎工に準ずる。		
			8		鋼管矢板基礎工			第1編3－4－9鋼管矢板基礎工に準ずる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	3 橋梁下部	5 RC橋脚工	9	1	橋脚躯体工 （張出式） （重力式） （半重力式）	基準高 ▽		± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については、「道路橋支承便覧」による。	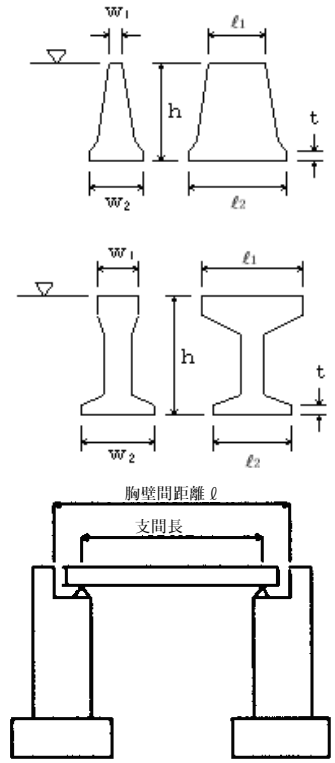	
						厚さ t		− 20			
						天端幅 w_1（橋軸方向）		− 20			
						敷幅 w_2（橋軸方向）		− 50			
						高さ h		− 50			
						天端長 ℓ_1		− 50			
						敷長 ℓ_2		− 50			
						橋脚中心間距離 ℓ		± 30			
						支間長及び中心線の変位		± 50			
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	＋10 ～− 20			
							平面位置	± 20			
							アンカーボルト孔の鉛直度	1/50 以下			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	3 橋梁下部	5 RC橋脚工	9	2	RC躯体工（ラーメン式）	基準高 ▽	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については、「道路橋支承便覧」による。	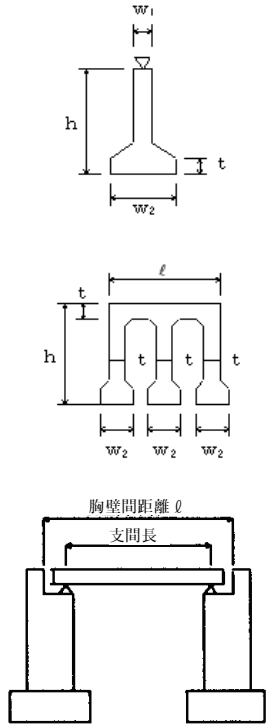	
						厚さ t	－ 20			
						天端幅 w_1	－ 20			
						敷幅 w_2	－ 20			
						高さ h	－ 50			
						長さ ℓ	－ 20			
						橋脚中心間距離 ℓ	± 30			
						支間長及び中心線の変位	± 50			
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	第6編3－5－9－1橋脚躯体工に準ずる。			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	3 橋梁下部	6 鋼製橋脚工	3		既製杭工			第１編３－４－４既製杭工に準ずる。		
			4		場所打杭工			第１編３－４－５場所打杭工に準ずる。		
			5		深礎工			第１編３－４－６深礎工に準ずる。		
			6		オープンケーソン基礎工			第１編３－４－７オープンケーソン基礎工に準ずる。		
			7		ニューマチックケーソン基礎工			第１編３－４－８ニューマチックケーソン基礎工に準ずる。		
			8		鋼管矢板基礎工			第１編３－４－９鋼管井筒基礎工に準ずる。		
			9	1	橋脚フーチング工（I型・T型）	基準高 ▽	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	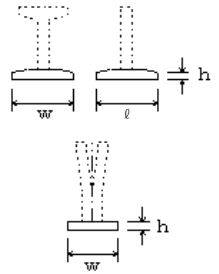	
						幅 w（橋軸方向）	－ 50			
						高さ h	－ 50			
						長さ ℓ	－ 50			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	3 橋梁下部	6 鋼製橋脚工	9	2	橋脚フーチング工（門型）	基 準 高 ▽	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	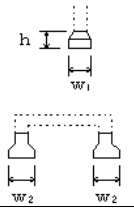	
						幅 w_1，w_2	－ 50			
						高　さ　h	－ 50			
			10	1	橋脚架設工（I 型・T 型）	基 準 高 ▽	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	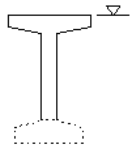	
						橋脚中心間距離 ℓ	± 30			
						支間長及び中心線の変位	± 50			
			10	2	橋脚架設工（門型）	基 準 高 ▽	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	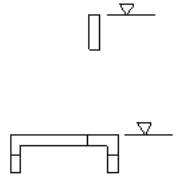	
						橋脚中心間距離 ℓ	± 30			
						支間長及び中心線の変位	± 50			
			11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ_1，δ_2（mm）	5 ※± 5	主桁、主構の全継手数の 1 ／ 2 を測定。 ※は耐候性鋼材（裸使用）の場合		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘要
6 道路編	3 橋梁下部	6 鋼製橋脚工	12		現場塗装工	塗　膜　厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定する。 1ロットの大きさは500m^{2}とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。		
		7 護岸基礎工	3		基礎工			第1編3－4－3基礎工（護岸）に準ずる。		
			4		矢板工			第1編3－3－4矢板工に準ずる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	3 橋梁下部	8 矢板護岸工	3		笠コンクリート工			第1編3－4－3基礎工(護岸)に準ずる。		
			4		矢板工			第1編3－3－4矢板工に準ずる。		
		9 法覆護岸工	2		コンクリートブロック工			第1編3－5－3コンクリートブロック工に準ずる。		
			3		護岸付属物工			第2編1－5－4護岸付属物工に準ずる		
			4		緑化ブロック工			第1編3－5－4緑化ブロック工に準ずる。		
			5		環境護岸ブロック工			第1編3－5－3コンクリートブロック工に準ずる。		
			6		石積（張）工			第1編3－5－5石積(張)工に準ずる。		
			7		法枠工			第1編3－3－5法枠工に準ずる。		
			8		多自然型護岸工			第2編1－5－9多自然型護岸工に準ずる。		
			9		吹付工			第1編3－3－6吹付工に準ずる。		
			10		植生工			第1編3－3－7植生工に準ずる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	3 橋梁下部	9 法覆護岸工	11		覆土工				第1編4－3－5整形仕上げ工に準ずる。		
			12		羽口工				第2編1－5－13羽口工に準ずる。		
		10 擁壁護岸工	3		場所打擁壁工				第2編1－6－3場所打擁壁工に準ずる。		
			4		プレキャスト擁壁工				第2編1－6－4プレキャスト擁壁工に準ずる。		
	4 鋼橋上部	3 工場製作工	3		桁製作工				第1編3－3－14－1桁製作工に準ずる。		
			4		検査路製作工	部材	部材長 ℓ (m)	±3 {$\ell \leqq 10$} ±4 {$\ell > 10$}	図面の寸法表示箇所で測定。		
			5		鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長 w (m)	0～＋30	製品全数を測定。	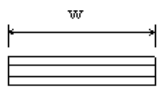	
						仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 δ_1 (mm)	設計値 ±4	両端及び中央部付近を測定。	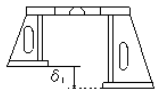	
							フィンガーの食い違い δ_2 (mm)	±2		(実測値) δ_2	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	6		落橋防止装置製作工	部材	部材長 ℓ (m)	± 3 {ℓ ≦ 10} ± 4 {ℓ ＞ 10}	図面の寸法表示箇所で測定。		
			7		鋼製排水管製作工	部材	部材長 ℓ (m)	± 3 {ℓ ≦ 10} ± 4 {ℓ ＞ 10}	図面の寸法表示箇所で測定。		
			8		橋梁用防護柵製作工	部材	部材長 ℓ (m)	± 3 {ℓ ≦ 10} ± 4 {ℓ ＞ 10}	図面の寸法表示箇所で測定。		
			9		橋梁用高欄製作工	部材	部材長 ℓ (m)	± 3 {ℓ ≦ 10} ± 4 {ℓ ＞ 10}	図面の寸法表示箇所で測定。		
			10		横断歩道橋製作工				第 3 編 3 － 3 － 14 桁製作工に準ずる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	11	1	鋳造費（金属支承工）	上下部構造物との接合用ボルト孔	孔の直径差		＋2 －0	製品全数を測定。		
							中心距離	センターボスを基準にした孔位置のずれ				
								≦1000mm	1以下			
								センターボスを基準にした孔位置のずれ				
								＞1000mm	1.5以下			
						アンカーボルト孔	孔の直径	≦100mm	＋3 －1			
								＞100mm	＋4 －2			
							孔の中心距離		JIS B 0403 CT13			
						センターボス	ボスの直径		＋0 －1			
							ボスの高さ		＋1 －0			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	11	1	鋳造費（金属支承工）	上沓の橋軸及び直角方向の長さ寸法		JIS B 0403 CT13	製品全数を測定。 ※1）：片面削り加工も含む。 ※2）：ただし、ソールプレート接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用する。		
						全移動量	ℓ ≦ 300mm	± 2			
							ℓ ＞ 300mm	± ℓ ／ 100			
						組立絶対高さ（H）	上、下面加工仕上げ	± 3			
							コンクリート構造用 H ≦ 300mm	± 3			
							コンクリート構造用 H ＞ 300mm	(H/200+3) 小数点以下切り捨て			
						普通寸法	鋳放し長さ寸法 ※1)、※2)	JIS B 0403 CT14			
							鋳放し肉厚寸法 ※1)	JIS B 0403 CT15			
							削り加工寸法	JIS B 0405 粗級			
							ガス切断寸法	JIS B 0417 B級			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	11	2	鋳造費（大型ゴム支承工）	幅w 長さL 直径D	w,L,D ≦ 500	0 ～＋ 5	製品全数を測定。 平面度：1 個のゴム支承の厚さ（t）の最大相対誤差	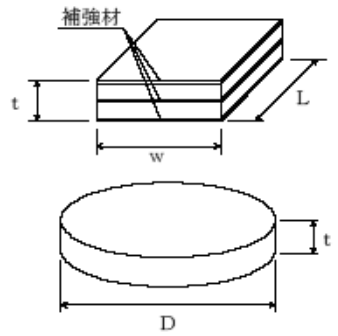	
							500 ＜ w,L,D ≦ 1500mm	0 ～＋ 1%			
							1500 ＜ w,L,D	0 ～＋ 15			
						厚さ t	t ≦ 20mm	± 0.5			
							20 ＜ t ≦ 160	± 2.5%			
							160 ＜ t	± 4			
						平面度		1			
			12		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 δ_1 (mm)	b ／ 500	軸心上全数測定。	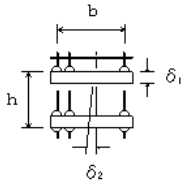	
							鉛直度 δ_2 (mm)	h ／ 500			
							高 さ h (mm)	±5			
			13		工場塗装工				第 1 編 3 － 3 － 15 工場塗装工に準ずる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	4 鋼橋上部	4 鋼橋架設工	4 5 6 7 8 9		架設工 (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	全長L（m）・支間長Ln（m）	±(20+L/5) ±(20+Ln/5) ※L,Lnはm単位	各桁毎に全数測定。	・仮組立検査を実施しない場合は、「主桁、主構の中心間距離B（m）」、「主桁の橋端における出入り差δ（mm）」、「主桁、主構の鉛直度δ（mm）」、「現場継手部のすき間δ1、δ2（mm）」についても計測。この場合の基準値は、第1編3－3－14－1桁製作工に準じる。	
						通り δ（mm）	±(10+2L/5) ※Lはm単位	L：主桁・主構の支間長（m）		
						そり δ（mm）	±(25+L/2) ※Lはm単位	主桁、主構を全数測定。 L：主桁・主構の支間長（m）		
			10 支承工	1	支承工 （鋼製支承）	据付け高さ 注1）	± 5	支承全数を測定。 B: 支承中心間隔（m） 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1）先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2）可動支承の遊間（La，Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3）可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
						可動支承の移動可能量 注2）	設計移動量 ±10以上			
						支承中心間隔（橋軸直角方向）	±5　4+0.5×(B－2)			
						下沓の水平度 橋軸方向	1／100			
						下沓の水平度 橋軸直角方向	1／100			
						可動支承の軸方向のずれ同一支承線上の相対誤差	5			
						可動支承の移動量 注3）	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	4 鋼橋上部	4 鋼橋架設工	10 支承工	2	支承工（ゴム支承）	据付け高さ 注 1)	± 5	支承全数を測定。 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が 300mm 以下の場合は、水平面の高低差を 1mm 以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注 1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注 2) 可動支承の遊間（La,Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注 3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照		
						可動支承の移動可能量 注 2)	設計移動量＋ 10 以上			
						支承中心間隔（橋軸直角方向）	＋ 5　4＋0.5 ×（B － 2）			
						支承の水平度 橋軸方向	1 ／ 300 以下、			
						支承の水平度 橋軸直角方向	1 ／ 300 以下、			
						可動支承の軸方向のずれ同一支承線上の相対誤差	5			
						可動支承の移動量 注 3)	温度変化に伴う移動量計算値の 1/2 以上			
			11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ_1、δ_2（mm）	5 ※ ±5	主桁、主構の全継手数の 1/2 を測定。 ※は耐候性鋼材（裸使用）の場合		
		5 橋梁現場塗工	3		現場塗装工	塗膜厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1 ロットの大きさは 500m² とする。 1 ロット当たりの測定数は 25 点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1 ロットの面積が 200m² に満たない場合は、10m² ごとに 1 点とする。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	4 鋼橋上部	6 床版工	2		床版工	基準高 ▽	±20	基準高は、1径間当たり2箇所（支点付近）で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3箇所、厚さは型枠設置時におおむね10m²に1箇所測定。 （床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）		
						厚さ t	－10～＋20			
						幅 w	0～±30			
						鉄筋の有効高さ	±10	1径間当たり3断面（両端及び中央）測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1箇所とする。		
						鉄筋のかぶり	設計値以上			
						鉄筋間隔	±20	1径間当たり3箇所（両端及び中央）測定。 1箇所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。		
							＋10 （上記､鉄筋の有効高さがマイナスの場合）			
		7 橋梁付属物工	2	1	伸縮装置工 （ゴムジョイント）	据付け高さ	±3	車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下。	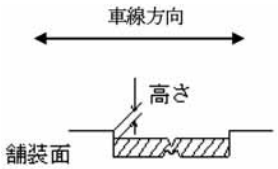	
						表面の凹凸	3			
						仕上げ高さ	舗装面に対し0～－2			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	4 鋼橋上部	7 橋梁付属物工	2	2	伸縮装置工（鋼フィンガージョイント）	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において車線方向に各3点計9点。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下。 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点。	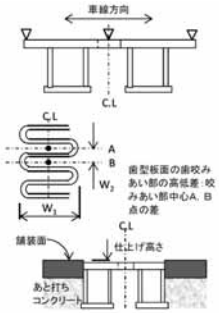	
							車線方向各点誤差の相対差	3			
						表面の凹凸		3			
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差		2			
						歯咬み合い部の縦方向間隔 w_1		±2			
						歯咬み合い部の横方向間隔 w_2		±5			
						仕上げ高さ		舗装面に対し 0～-2			
			5		地覆工	地覆の幅 w_1		−10～+20	1径間当たり両端と中央部の3箇所測定。	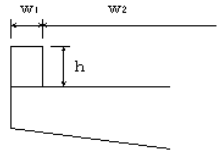	
						地覆の高さ h		−10～+20			
						有効幅員 w_2		0～+30			
			6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	幅		−5～+10	1径間当たり両端と中央部の3箇所測定。		
						高さ		−20～+30			
			8		検査路工	幅		±3	1ブロックを抽出して測定。		
						高さ		±4			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	4 鋼橋上部	8 歩道橋本体工	3		既製杭工			第1編3－4－4既製杭工に準ずる。		
			4		場所打杭工			第1編3－4－5場所打杭工に準ずる。		
			5		橋脚フーチング工（I型・T型）			第6編3－6－9橋脚フーチング工に準ずる。		
			6		歩道橋架設工			第6編第4章第4節鋼橋架設工に準ずる。		
			7		現場塗装工（歩道橋）			第6編4－5－3現場塗装工に準ずる。		
	5 コンクリート橋上部工	3 工場製作工	2		プレビーム用桁製作工			第1編3－3－14－1桁製作工に準ずる。		
			3		橋梁用防護柵製作工			第6編4－3－8橋梁用防護柵製作工に準ずる。		
			4		鋼製伸縮継手製作工			第6編4－3－5鋼製伸縮継手製作工に準ずる。		
			5		検査路製作工			第6編4－3－4検査路製作工に準ずる。		
			6		工場塗装工			第1編3－3－15工場塗装工に準ずる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	5 コンクリート橋上部工	4 PC橋工	2	1	プレテンション桁製作工（購入工）（けた橋）	桁長L（mm）	±L／1000	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に代えることができる。	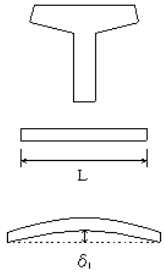	
						断面の外形寸法（mm）	±5			
						橋桁のそり δ_1（mm）	±8			
						横方向の曲がり δ_2（mm）	±10			
			2	2	プレテンション桁製作工（購入工）（スラブ橋）	桁長L（mm）	±10 {L≦10m} ±L／1000 {L＞10m}	桁全数について測定する。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に代えることができる。	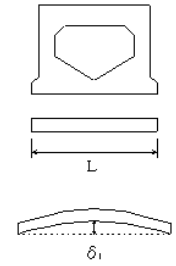	
						断面の外形寸法（mm）	±5			
						橋桁のそり δ_1（mm）	±8			
						横方向の曲がり δ_2（mm）	±10			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	5 コンクリート橋上部工	4 PC橋工	3		ポストテンション桁製作工	幅（上）w_1	＋10 －5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に代えることができる。 ℓ：支間長（m） 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25M2以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領」も併せて適用する。	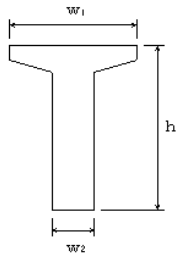	
						幅（下）w_2	±5			
						高さ h	＋10 －5			
						桁長 支間長ℓ	±10 {ℓ＜15} ±(ℓ－5)かつ －30mm以内 {ℓ≧15}			
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ			
			4		プレキャストセグメント製作工（購入工）	桁長 ℓ	－	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所で測定。		
						断面の外形寸法（mm）	－			
			5		プレキャストセグメント主桁組立工	桁長 ℓ スパン長	±10 {ℓ＜15} ±(ℓ－5)かつ －30mm以内 {ℓ≧15}	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 ℓ：支間長		
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	5 コンクリート橋上部工	4 PC橋工	6	1	支承工（鋼製支承）	据付け高さ 注1)		± 5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔（m） 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1）先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2）可動支承の遊間（L a,Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3）可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
						可動支承の移動可能量 注2)		設計移動量＋10以上			
						支承中心間隔（橋軸直角方向）		コンクリート橋 ± 5 鋼橋 4+0.5×(B-2)			
						下沓の水平度	橋軸方向	1 ／ 100			
							橋軸直角方向	1 ／ 100			
						可動支承の軸方向のずれ同一支承線上の相対誤差		5			
						可動支承の移動量 注3)		温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上			
			6	2	支承工（ゴム支承）	据付け高さ 注1)		± 5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔（m） 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1）先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2）可動支承の遊間（La,Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3）可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照		
						可動支承の移動可能量 注2)		設計移動量＋10以上			
						支承中心間隔（橋軸直角方向）		コンクリート橋 ± 5 鋼橋 4+0.5×(B-2)			
						支承の水平度	橋軸方向	1 ／ 300以下、			
							橋軸直角方向	1 ／ 300以下、			
						可動支承の軸方向のずれ同一支承線上の相対誤差		5			
						可動支承の移動量 注3)		温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	5 コンクリート橋上部工	4 PC橋工	9		床版・横組工	基準高 ▽	± 20	基準高は、1径間当たり2箇所（支点付近）で、1箇所当たり両端と中央部3点、幅は1径間当たり3箇所、厚さは型枠設置時におおむね10m²に1箇所測定。 （床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）		
						幅 w	0 ～＋ 30			
						厚さ t	－ 10 ～＋ 20			
						鉄筋の有効高さ	± 10	1径間当たり3断面（両端及び中央）測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1箇所とする。		
						鉄筋のかぶり	設計値以上			
						鉄筋間隔	± 20	1径間当たり3箇所（両端及び中央）測定。1箇所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。		
						上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	± 10			
			10		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定		
						アンカーボルト定着長	－ 20 以内かつ － 1D 以内	全数測定 D: アンカーボルト径（mm）		
		5 プレビーム桁橋工	2		プレビーム桁製作工(現場)	幅 w	± 5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 ℓ：スパン長（m）	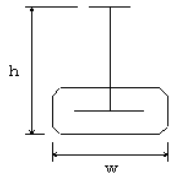	
						桁長 ℓ スパン長	± 10 {ℓ ＜ 15} ±（ℓ － 5）かつ－ 30mm 以内 {ℓ ≧ 15}			
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	5 コンクリート橋上部工	6－4 PC ホロースラブ製作工 7－4 RC 場所打ホロースラブ製作工 8－2 PC 版桁製作工				基準高	＋20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2箇所（支点付近）で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3箇所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第6編5-4-9床版・横組工に準ずる。 ℓ：桁長（m） 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25M2以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領」も併せて適用する。	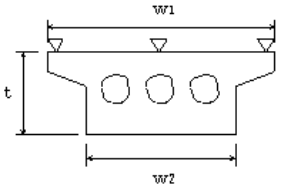	
						幅 w_1 ， w_2	－5～＋30			
						厚さ t	－10～＋20			
						桁長 ℓ	±10…{ℓ＜15} ±（ℓ－5）かつ－30mm以内…{ℓ≧15}			
		9－4 PC 箱桁製作工 10－2 PC 片持箱桁製作工				基準高	±20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2箇所（支点付近）で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3箇所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第6編5-4-9床版・横組工に準ずる。 ℓ：桁長（m） 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25M2以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領」も併せて適用する。	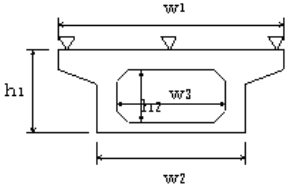	
						幅（上）w_1	－5～＋30			
						幅（下）w_2	－5～＋30			
						内空幅 w_3	±5			
						高さ h_1	＋10 －5			
						内空高さ h_2	＋10 －5			
						桁長 ℓ	±10…{ℓ＜15} ＋（ℓ－5）かつ－30mm以内…{ℓ≧15}			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	5 コンクリート橋上部工	11 PC押出し箱桁橋工	2		PC押出し箱桁製作工	幅（上） w_1	－5～＋30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第6編5-4-9床版・横組工に準ずる。 ℓ：桁長（m） 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25M2以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領」も併せて適用する。	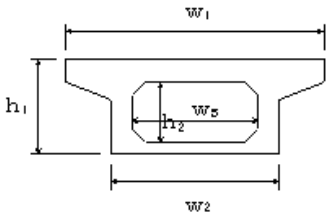	
						幅（下） w_2	－5～＋30			
						内空幅 w_3	±5			
						高さ h_1	＋10 －5			
						内空高さ h_2	＋10 －5			
						桁長 ℓ	±10 {ℓ＜15} ±(ℓ－5) かつ －30mm以内 {ℓ≧15}			
		4 5 6 7 9 10 11	架設工（コンクリート） （クレーン架設） （架設桁架設） 架設工支保工 （固定）（移動） 架設桁架設 （片持架設） （押出し架設）			全長・支間	－	各桁毎に全数測定。		
						桁の中心距離	－	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。		
						そり	－	主桁を全数測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	6 トンネル（NATM）	4 支保工	3		吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1／3以上を確保するものとする。	施工延長 40m 毎に図に示す。 （1）～（7）及び断面変化点の検測孔を測定。 注）良好な岩盤とは、道路トンネル技術基準（構造編）にいう地盤等級 A 又は B に該当する地盤とする。	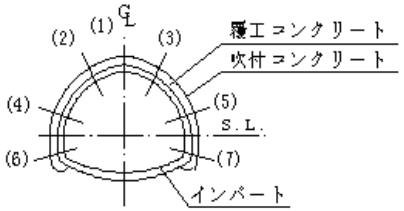	
			4		ロックボルト工	位置間隔	－	施工延長 40m 毎に断面全本数検測。		
						角度	－			
						削孔深さ	－			
						孔径	－			
						突出量	プレート下面から 10cm 以内			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	6 トンネル（NATM）	5 覆工	3 4		覆工コンクリート工 側壁コンクリート工	基準高（拱頂）	± 50	(1)基準高、幅、高さは、施工 40m につき 1 箇所。 (2)厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を 1 打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて 1 打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の（1）は 40m に 1 箇所、(2)～(3)は 100m に 1 箇所の割合で行う。 なお、トンネル延長が 100m 以下のものについては、1トンネル当たり 2 箇所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の 3 分の 1 以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。	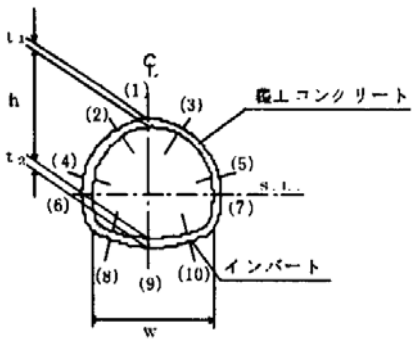	
						幅 w（全幅）	－ 50			
						高さ h（内法）	－ 50			
						厚　さ　t_1	設計値以上			
						延　長　L	－			
			5		床版コンクリート工	幅　　w	－ 50	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
						厚　さ　t	－ 30			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	6 トンネル（NATM）	6 インバート工	4		インバート本体工	幅 w（全幅）	－50	(1) 幅は、施工 40m につき 1 箇所。 (2) 厚さ （イ）コンクリート打設前の巻立空間を 1 打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 （ロ）コンクリート打設後、インバートコンクリートについて 1 打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。	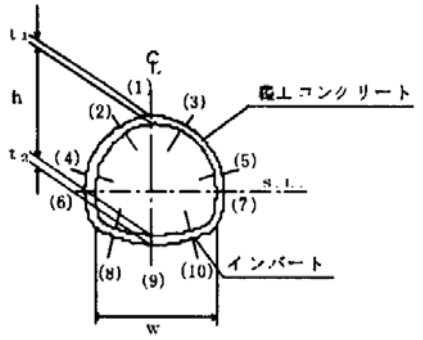	
						厚さ t_2	設計値以上			
						延長 L	－			
		7 坑内付帯工	5		地下排水工	基準高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所。 延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工につき 2 箇所。	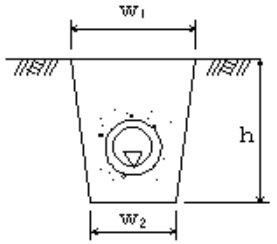	
						幅 w_1，w_2	－50			
						深さ h	－30			
						延長 L	－200	1 施工箇所毎		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	6 トンネル（NATM）	8 坑門工	4		坑門本体工	基準高 ▽		± 50	図面の主要寸法表示箇所で測定。	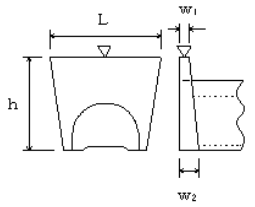	
						幅 w_1，w_2		− 30			
						高さ	h ＜ 3m	− 50			
							h ≧ 3m	− 100			
						延長 L		− 200			
			5		明り巻工	基準高（拱頂）		± 50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長 40m につき 1 箇所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。	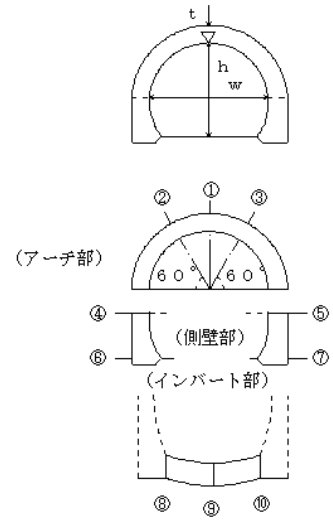	
						幅 w（全幅）		− 50			
						高さ h（内法）		− 50			
						厚さ t		− 20			
						延長 L		−			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	7 トンネル（矢板）	5 覆工	3		覆工コンクリート工	基準高（拱頂）	± 50	（1）基準高、幅、高さは、施工 40m につき 1 箇所。 （2）厚さ （イ）コンクリート打設前の巻立空間を 1 打設長の中間と終点を図に示す各点①～⑩で測定。 （ロ）コンクリート打設後、覆工コンクリートについて 1 打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点①～⑩の巻厚測定を行う。 ただし、上部半断面先進工法の場合④～⑦については上半のセントルの間隔程度でよい。 （ハ）せん孔による巻厚の測定は図の①は 40m に 1 箇所、②～③は 100m に 1 箇所の割合で行う。 なお、トンネル延長が 100m 以下のものについては、1 トンネル当たり 2 箇所以上のせん孔による測定を行う。 ただし、漏水の多い場合などで上記によることが好ましくない場合は、監督職員の指示により間隔を拡げることができる。	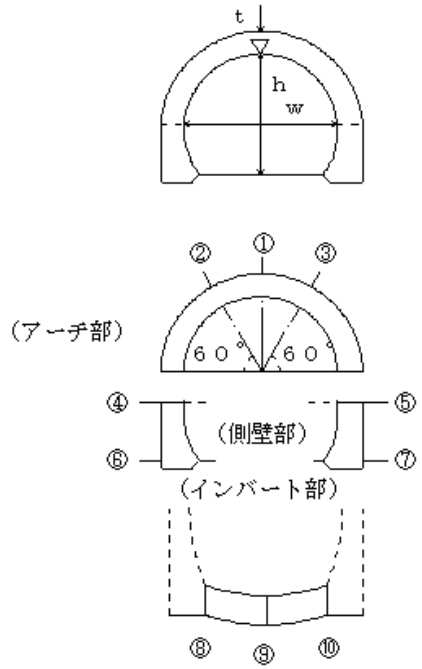	
						幅 w（全幅）	－ 70			
						高さ h（内法）	－ 70			
						厚　さ　t	設計値以上			
						延　長　L	－			
			4		床版コンクリート工			第 6 編 6 － 5 － 5 床版コンクリート工に準ずる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	7 トンネル（矢板）	6 インバート工	3		インバート本体工	幅 w（全幅）	－50	(1) 基準高、幅、高さは、施工 40m につき 1 箇所。 (2) 厚さ （イ）コンクリート打設前の巻立空間を 1 打設長の中間と終点を図に示す各点（1）～（10）で測定。 （ロ）コンクリート打設後、覆工コンクリートについて 1 打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点（1）～（10）の巻厚測定を行う。 ただし、上部半断面先進工法の場合（4）～（7）については上半のセントルの間隔程度でよい。 （ハ）せん孔による巻厚の測定は図の(1)は 40m に 1 箇所、(2) ～ (3) は 100m に 1 箇所の割合で行う。 なお、トンネル延長が 100m 以下のものについては、1 トンネル当たり 2 箇所以上のせん孔による測定を行う。 ただし、漏水の多い場合などで上記によることが好ましくない場合は、監督職員の指示により間隔を拡げることができる。	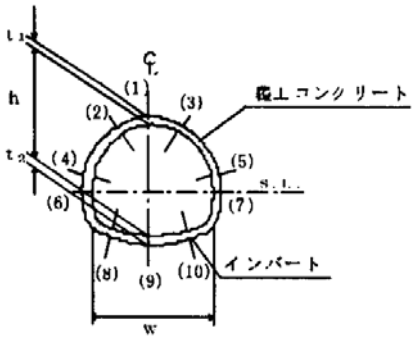	
						厚さ t_1, t_2	設計値以上			
						延長 L	－			
		7 坑内付帯工	4		地下排水工			第 6 編 6－7－5 地下排水工に準ずる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	12 共同溝	3 工場製作工	3		工場塗装工			第1編3－3－15 工場塗装工に準ずる。		
		5 現場打構築工	2		現場打躯体工	基準高 ▽	± 30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。	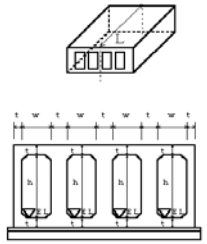	
						厚さ t	－ 20			
						内空幅 w	－ 30			
						内空高 h	± 30			
						ブロック長 L	－ 50			
			5		カラー継手工	厚さ t	－ 20	図面の寸法表示箇所で測定。	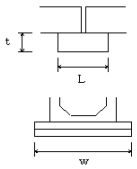	
						幅 w	－ 20			
						長さ L	－ 20			
			6	1	防水工（防水）	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版で測定。	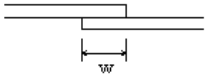	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	12 共同溝	5 現場打構築工	6	2	防水工（防水保護工）	厚さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」で測定。		
			6	3	防水工(防水壁)	高さ h	－20	図面の寸法表示箇所で測定。	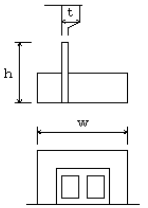	
						幅 w	±50			
						厚さ t	－20			
		6 プレキャスト構築工	2		プレキャスト躯体工	基準高 ▽	±30	施工延長 20m につき 1 箇所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。	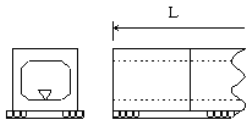	
						延長 L	－200	延長：1 施工箇所毎		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	13 電線共同溝	3 電線共同溝工	2		管路工	埋設深	0～＋50	接続部（地上機器部）間毎に1箇所。	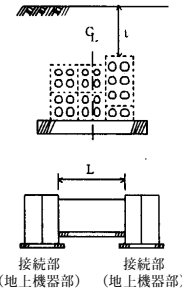	
						延長 L	－200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		
						通過試験	適正			
			3		プレキャストボックス工（特殊部）	基準高 ▽	±30	接続部（地上機器部）間毎に1箇所。	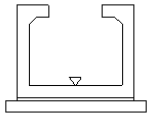	
			4		現場打ちボックス工（特殊部）			第6編12－5－2現場打躯体工に準ずる。		
		4 付帯設備工	2		ハンドホール工	基準高 ▽	±30	1箇所毎 ※は現場打部分のある場合	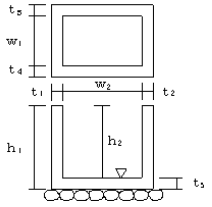	
						※厚さ t_1～t_5	－20			
						※幅 w_1，w_2	－30			
						※高さ h_1，h_2	－30			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値 個々の測定値（X）	規格値 平均の測定値（X_{10}）	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	15 道路維持	4 舗装工	3		路面切削工	厚さ t		－7	－2	厚さは20m毎に現舗装高さ切削後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。延長20m未満の場合は、2箇所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数、厚さを変えることが出来る。測定方法は自動横断測定法によることが出来る。	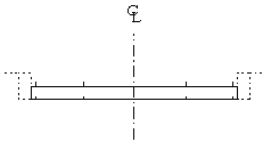	
						幅 w		－25	－			
			4		舗装打換え工	路盤工	厚さ t	該当工種		各層毎1箇所／1施工箇所	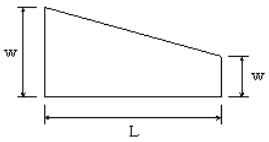	
							幅 w	－50				
							延長 L	－100				
						舗設工	厚さ t	該当工種				
							幅 w	－25				
							延長 L	－100				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値 個々の測定値（X）	規格値 平均の測定値（X_{10}）	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	15 道路維持	4 舗装工	5 6		切削オーバーレイ工 オーバーレイ工	厚さ t		－9		厚さは20m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、延長40m未満の場合は､2箇所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。	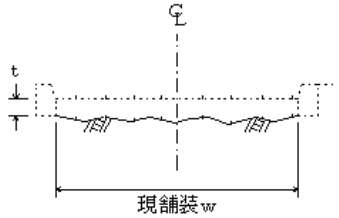 ･維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅 w		－25				
						延長 L		－100				
						平坦性		3mプロフィルメーター（σ） 2.4mm以下 直読式（足付き）（σ） 1.75mm以下				
			7		路上再生工	路盤工	厚さ t	－30		幅は延長40m毎に1箇所の割で測定。 厚さは､各車線100m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。	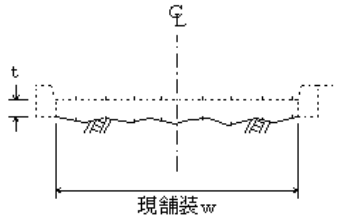	
							幅 w	－50				
							延長 L	－100				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要
								プレートガーター	トラス・アーチ等		
6 道路編	17 道路修繕	3 工場製作工	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	± 2 {w ≦ 0.5} ± 3 {0.5 < w ≦ 1.0} ± 4 {1.0 < w ≦ 2.0} ± (3 + w／2) {2.0 < w}	主桁・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。	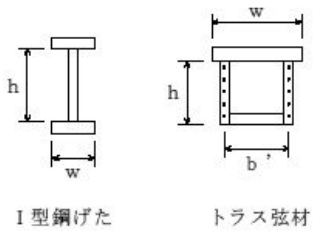	
								床組など	構造別に、5 部材につき 1 個抜き取った部材の中央付近を測定。		
						フランジの直角度 δ (mm)	w ／ 200	主桁	各支点及び各支間中央付近を測定。	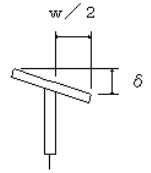	
						圧縮材の曲がり δ (mm)	ℓ ／ 1000		主要部材全数を測定。 ℓ：部材長 (mm)	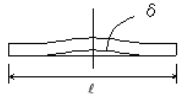	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
参考		耐震補強工			落橋防止工	アンカーボルト長	±20	全数	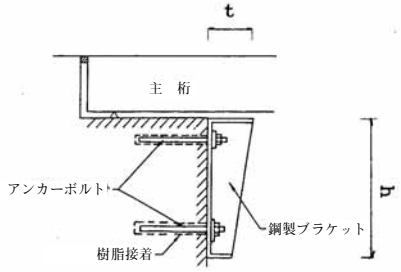	
						削孔長	設計値以上			
						鋼製ブラケット幅 w（mm）	±3	5部材につき1個		
						鋼製ブラケット高 h（mm）	±3			
						鋼製ブラケット厚 t（mm）	±3			
						高さ h	−30			
		組立歩道工		1	組立歩道工	基準高 ▽	±30	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	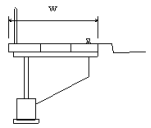	
						幅 w	−30			
						延長 L	−200	1施工箇所毎		
					組立歩道工（支柱基礎工）	幅 w	−30	1箇所／1施工箇所	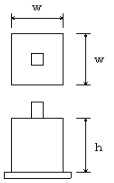	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 港湾				1 浚渫・床堀	浚渫	基準高	＋0 －規定しない、又は図面及び特記仕様書による	測定単位 10cm 測線間隔は図面及び特記仕様書による。	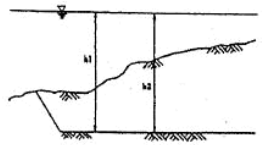	
						斜面勾配	＋0 －規定しない、又は図面及び特記仕様書による			
					床堀	底面基準高	± 30cm	測定単位 10cm 測線間隔は図面及び特記仕様書による。	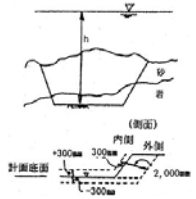	
						斜面 （直角に測定）	＋内側 30cm －外側 2m			
					埋立裏埋	地盤高（陸上部）	図面及び特記仕様書による。	測定単位 1cm 測線間隔 20m 以下 測点間隔 20m 以下		変化点は測定する。
						地盤高（水中部）	図面及び特記仕様書による。	測定単位 10cm 測線・測点間隔 20m 以下		
				2 地盤改良	置換え	天端高 天端幅 法面	陸上部 天端高± 50cm 又は図面及び特記仕様書による。 天端幅、法面勾配は図面・特記仕様書による。	測定単位天端高 1cm 天端幅 10cm 測線間隔 20m 以下 測点間隔 10m 以下	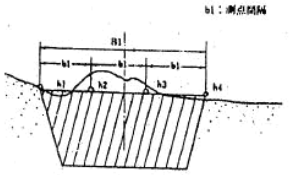	
							水中部 天端高± 50cm 又は図面及び特記仕様書による。 天端幅、法面勾配は図面・特記仕様書による。	測定単位 10cm 測線・測点間隔 20m 以下		
						延長	＋規定しない －0	測定単位 10cm		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 港湾				2 地盤改良	敷砂 砕石マット	延長	＋規定しない －0	測定単位 10cm		
						天端高 天端幅 法面勾配	陸上部 天端高 ±30cm 天端幅、法面勾配は図面・特記仕様書による。	測定単位天端高 1cm 天端幅 10cm 測線間隔 20m 以下 測点間隔 10m 以下	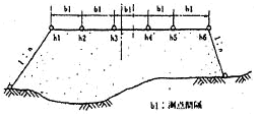	
							水中部 天端高 ±30cm 天端幅、法面勾配は図面・特記仕様書による。	測定単位 10cm 測線・測点間隔 20m 以下		
					サンドドレーン 砕石ドレーン ペーパードレーン	位置	±10cm	測定単位 1cm		
						天場高 先端深度	天端高：＋規定しない －0 先端深度： ＋0 －規定しない	測定単位 10cm 杭全数		
						砂の投入量（ペーパードレーンは砂の代わりにペーパーの打ち込み量とする）		測定単位 0.1m^3 杭全数		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 港湾				2 地盤改良	載荷	延長	＋規定しない － 0	測定単位 10cm 施工完了後	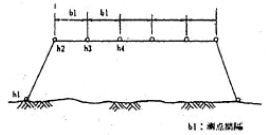	
						天場幅 法面勾配 天場高	（陸上部） 天端高± 50cm 天端幅法面勾配は図面・特記仕様書による。	（陸上部） 測定単位天端幅 10cm、天端高 1cm、 測線間隔 20m 以下 測点間隔 10m 以下		
							（水中部） 天端高± 50cm 天端幅法面勾配は図面・特記仕様書による。	（水中部） 測定単位 10cm、 測線間隔 20m 以下 測点間隔 20m 以下		
					サンドコンパクションパイル	位置	± 10cm	測定単位 1cm	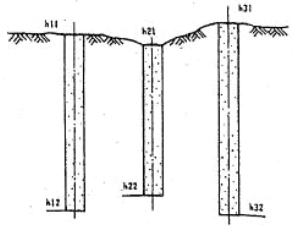	
						天端高 先端深度	天端高 ＋規定しない － 0 先端深度 ＋ 0 －規定しない	測定単位 10cm 杭全数		
						砂の投入量		測定単位 0.1m^3 杭全数		
						盛上り量		測定単位 10cm 完了後 測線・測点は図面・特記仕様書による		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 港湾				2 地盤改良	ロッドコンパクション	位置	±10cm	測定単位 10cm		
						充填材料の投入量		測定単位 1.0m^3		
						天端高	天端高 ＋規定しない － 0	測定単位 10cm 全数		
						先端深度	先端深度 －規定しない ＋ 0	測定単位 10cm 全数		
					深層混合処理	位置		測定単位 1cm 海上施工は改良杭全数 陸上施工は図面•特記仕様書による		
						鉛直度、接合	図面・特記仕様書による。	陸上施工は除く 1 分又は 1cm 単位 改良杭全数 深度方向に 2 ～ 5m 程度毎に測定（引き抜きと貫入時）		
						天端高 先端深度	天端高： ＋規定しない － 0 先端深度： ＋ 0 －規定しない	測定単位 1cm 改良杭全数		
						固化材吐出量		測定単位 1 リットル又は 1t 改良杭全数		
						盛上り量		測定単位 10cm 改良前、改良後		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 港湾				3 吸出し防止材・マット	アスファルトマット 繊維系マット 合成樹脂系マット ゴムマット	敷設位置	図面・特記仕様書による。	測定単位 10cm 始、終端及び変化する箇所毎並びに 20m に 1 箇所以上。	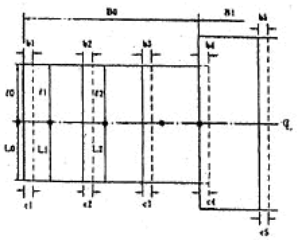	
						重ね幅	50cm 以上 合成樹脂マットの場合は、30cm 以上	測定単位 1cm 1 枚に 2 点		
						延長	＋規定しない － 10cm	測定単位 10cm マットの中心を区間毎及び全長。		
					摩擦増大用マット（アスファルトマットの場合）	敷設位置	図面・特記仕様書による。	測定単位 10cm 始・終端及び変化する箇所毎		
					（アスファルトマット以外の場合）	敷設位置	図面・特記仕様書による。	測定単位 10cm 始・終端及び変化する箇所毎		
					摩擦増大用マット（ケーソン制作時に施工する場合）	敷設位置	図面・特記仕様書による。	測定単位 10cm 始・終端及び変化する箇所毎		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 港湾				4 捨石及び均し	捨石 （均しを行わない面）	天端高	図面・特記仕様書による。	測定単位 10cm 測線及び測点間隔は 10m 以下。		
						法面	図面・特記仕様書による。	測定単位 10cm 測線間隔は 10m 以下、測点 3 点以上 但し、マウンド厚 2m 以下の場合は 2 点以上。		
						天端幅	図面・特記仕様書による。	測定単位 10cm 測線間隔 10m 以下。		
					捨石 （本ならし）	天端高	± 5cm	測定単位 1cm 測線及び測点間隔は 10m 以下。	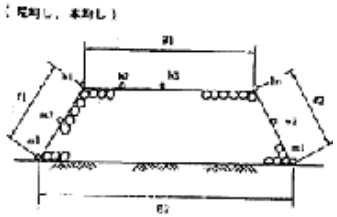	
						天端幅	＋規定しない － 10cm	測定単位 10cm 測線間隔 10m 以下。		
						延長	＋規定しない － 10cm	測定単位 10cm 法線上		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 港湾				4 捨石及び均し	捨石（荒ならし）	天端高	天端高 ±50cm 岸壁前面＋ 0、－ 20cm 又は図面及び特記仕様書による。 異形ブロック据付面（整積）の高さ（法面に直角）±30cm 又は図面及び特記仕様書による。(注1)	測定単位 10cm 測線及び測点間隔は 10m 以下。（注 1）係留施設・護岸・土留め壁等の背面については、荒均しを適用しない。	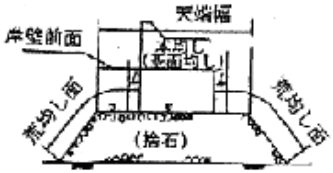	
						法面	天端高 ±50cm（法面に直角） 異形ブロック据付面（整積）の高さ（法面に直角）±30cm 又は図面及び特記仕様書による。(注2)	測定単位 10cm 測線間隔 10m 以下、測点 3 点以上 但し、マウンド厚 2m 以下の場合は 2 点以上。（注 2）係留施設・護岸・土留め壁等の背面については、荒均しを適用しない。		
						天端幅	＋規定しない － 10cm	測定単位 10cm 測線間隔 10m 以下。		
						延長	＋規定しない － 10cm	測定単位 10cm 法線上		

編	章	節	条	枝番	工　　種	測 定 項 目	規　　格　　値	測　定　基　準	測　　定　　箇　　所	摘要
7 港湾				4 捨石及び均し	被覆石及び根固	《被覆均し》 天端高	天端高± 50cm 岸壁前面＋ 0、－ 20cm 又は図面及び特記仕様書による。	測定単位 10cm 測線及び測点間隔は 10m 以下。	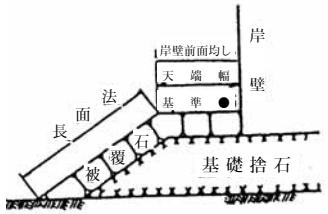	
						《被覆均し》 法面	天端高± 50cm（法面に直角）異形ブロック据え付け面（整積）の高さ（法面に直角）± 30cm 又は図面及び特記仕様書による。	測定単位 10cm 測線間隔 10m 以下、測点 3 点以上 但し、マウンド厚 2m 以下の場合は 2 点以上。		
						《被覆均し》 天端幅	＋規定しない － 20cm	測定単位 10cm 測線間隔 10m 以下。		
						《被覆均し》 延長	＋規定しない － 20cm	測定単位 10cm 天端中心上		
						均しを行わない天端高	図面及び特記仕様書による。	測定単位 10cm 測線及び測点間隔は 10m 以下。		
						根固め均し	《被覆均し》を適用する。			

編	章	節	条	枝番	工　　種	測 定 項 目	規　　格　　値	測　定　基　準	測　　定　　箇　　所	摘要
7 港湾				4 捨石及び均し	岸壁裏込め	天端高	± 20cm	測定単位（陸上）1cm （水中）10cm 測線及び測点間隔は 10m 以下。	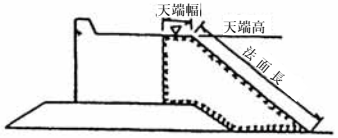	
						法面	± 20cm （法面に直角）	測定単位 10cm 測点は 3 点以上。		
						天端幅	＋規定しない － 10cm	測定単位 10cm 測線間隔は 10m 以下。		
						延長	＋規定しない － 10cm	測定単位 10cm 天端中心上		
						均しを行わない面（天端高）	図面及び特記仕様書による。	測定単位（陸上）1cm （水中）10cm 測線及び測点間隔は 10m 以下		
						均しを行わない面（法面）	図面及び特記仕様書による。	測定単位 10cm 測点は 3 点以上。		
						均しを行わない面（天端幅）	図面及び特記仕様書による。	測定単位 10cm 測線間隔は 10m 以下。		
						均しをしない（延長）	図面及び特記使用による。	測定単位 10cm 天端中心上		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 港湾				5 杭及び矢板	鋼杭	打ち込み記録		支持杭は全数 支持杭以外は 20 本に 1 本。	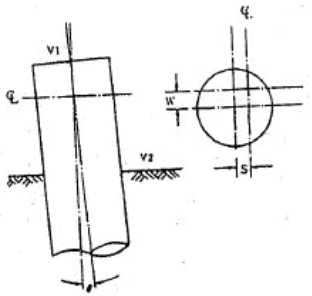	
						杭頭中心位置	10cm 以下	測定単位 1cm 打ち込み完了時、全数		
						杭天端高	± 5cm	測定単位 1cm 打ち込み完了時、全数		
						杭の傾斜	直杭 2° 以下 斜杭 3° 以下	1° 打ち込み完了時、全数		
					コンクリート杭	打ち込み記録		支持杭は全数 支持杭以外は 20 本に 1 本。		
						杭頭中心位置	10cm 以下	測定単位 1cm 打ち込み完了時、全数		
						杭天端高	± 5cm	測定単位 1cm 打ち込み完了時、全数		
						杭の傾斜	直杭 2° 以下 斜杭 3° 以下	1° 打ち込み完了時、全数		
					綱矢板	打ち込み記録		40 枚に 1 枚		
						矢板壁延長	＋矢板 1 枚幅 － 0	測定単位 1cm 施工中適宜 打ち込み完了時		
						矢板法線に対する出入り	± 10cm	測定単位 10cm 打ち込み完了時､20 枚に 1 枚及び計画法線の変化点		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 港湾				5 杭及び矢板	鋼矢板	矢板法線に対する傾斜	10/1,000 以下	測定単位 1/1,000 打ち込み完了時､20 枚に 1 枚及び計画法線の変化点	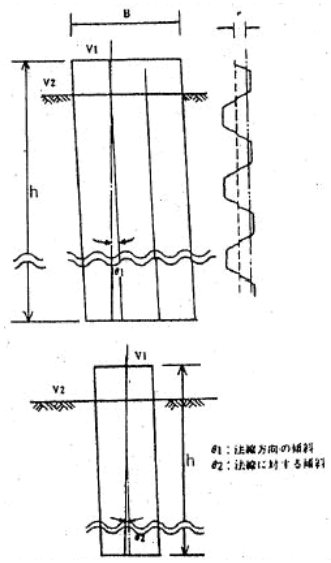	
						矢板法線方向の傾斜	上下の差が矢板 1 枚幅未満 10/1,000 以下	測定単位 1cm、1/1,000 施工中適宜 打ち込み完了時、(両端部)		
						矢板天端高	± 10cm	測定単位 1cm 打ち込み完了時、20 枚に 1 枚		
						矢板継ぎ手部の離脱		全数確認		
					鋼管矢板	打ち込み記録		20 本に 1 枚		
						矢板壁延長	図面及び特記仕様書による	測定単位 1cm 施工中適宜 打ち込み完了時		
						矢板法線に対する出入り	± 10cm	測定単位 1cm 打ち込み完了時､10 本に 1 本及び計画法線の変化点		
						矢板法線に対する傾斜	10/1,000 以下	測定単位 1/1,000 打ち込み完了時､全数確認後10本に 1 本及び計画法線の変化点		
						矢板法線方向の傾斜	上下の差が矢板 1 枚幅未満 10/1,000 以下	測定単位 1cm、1/1,000 施工中適宜 打ち込み完了時、(両端部)		
						矢板天端高	± 10cm	測定単位 1cm 打ち込み完了時、10 本に 1 本		
						矢板継ぎ手部の離脱		全数確認		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 港湾				5 杭及び矢板	コンクリート矢板	矢板壁延長	＋矢板1枚幅 －0	測定単位 1cm 施工中適宜 打ち込み完了時	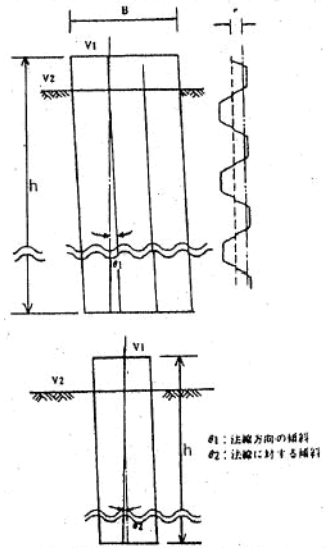	
						矢板法線に対する出入り	図面及び特記仕様書による	測定単位 1cm 打ち込み完了時､20枚に1枚及び計画法線の変化点		
						矢板法線に対する傾斜	図面及び特記仕様書による	測定単位 1/1,000 打ち込み完了時､20枚に1枚及び計画法線の変化点		
						矢板法線方向の傾斜	上下の差が矢板1枚幅未満 2/100以下	測定単位 1cm、1/1,000 施工中適宜 打ち込み完了時、(両端部)		
						矢板天端高	±5cm	測定単位 1cm 打ち込み完了時、20枚に1枚		
						矢板継ぎ手部の離脱		全数確認		
				6 控工	腹起し	取付高さ		測定単位 1cm 取付完了時、両端（継手毎）全数、		
						継手位置		取付完了時、全数、		
						ボルトの取り付け		取付完了時、全数、		
						矢板と腹起しとの密着度		タイロッド毎、全数		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 港湾				6 控工	タイロッド材（タイロッド取り付け）	取付高さ及び水平度		測定単位 1cm 締付後両端、全数		
						矢板法線に対する取付角度及び取付間隔		測定単位 1cm 締付後両端、全数		
						定着ナットの締付け	ねじ山が３つ山以上突き出していること。	全数		
						ターンバックルのねじ込み長さ	定着ナットの高さ以上	測定単位 1cm 全数		
						リングジョイントのコンクリートへの埋込み		全数		
						支保材の天端高		測定単位 1cm 適宜		
					（タイワイヤー取付け）	取付高さ		測定単位 1cm 締付後両端、全数		
						矢板法線に対する取付角度及び取付間隔		測定単位 1cm 締付後両端、全数		
						定着ナットの締付け	ねじ山が３つ山以上突き出していること。	全数		
						定着具全部の取付け		全数		
						トランペットシースの取付		全数		
					控工			プレキャスト壁はコンクリートブロックを適用、場所打コンクリートは上部コンクリートを適用する。杭及び矢板は杭及び矢板を適用する。		

編	章	節	条	枝番	工　　種	測 定 項 目	規　　格　　値	測　定　基　準	測　　定　　箇　　所	摘要
7 港湾				7 ケーソン	ケーソン製作	高さ	＋ 3cm － 1cm	測定単位 1cm 完成時、四隅	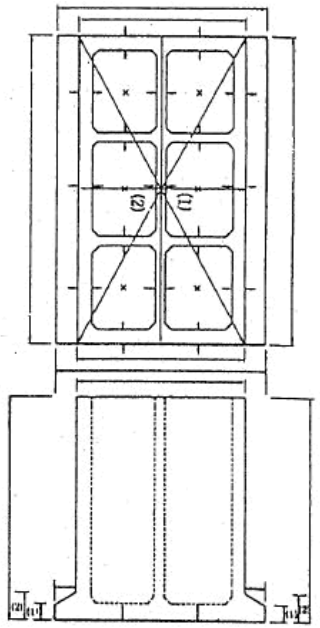	
						幅	＋ 3cm － 1cm	測定単位 1cm 各層完成時に中央部及び低版と天端は両端		
						長さ	＋ 3cm － 1cm	測定単位 1cm 各層完成時に中央部及び低版と天端は両端		
						壁厚	± 1cm	測定単位 1cm 各層完成時、各壁 1 箇所		
						低版厚さ	＋ 3cm － 1cm	測定単位 1cm 底版完成時、各室中央部 1 箇所		
						フーチング高さ	＋ 3cm － 1cm	測定単位 1cm 底版完成時、四隅		
						対角線	± 5cm	測定単位 1cm 底版完成時及び完成時		
						バラスト	砕石・砂　± 10cm コンクリート　± 5cm	測定単位 1cm 各室中央部 1 箇所		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 港湾				7 ケーソン	ケーソン据付	法線に対する出入り	防波堤　ケーソン質量 2,000t 未満± 20cm 2,000t 以上± 30cm 岸壁　ケーソン質量 2,000t 未満± 10cm 2,000t 以上± 15cm	測定単位 1cm 据付完了後、両端 2 箇所	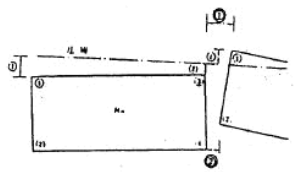	
						据え付け目地間隔	防波堤　ケーソン質量 2,000t 未満 20cm 以下 2,000t 以上 30cm 以下 岸壁　ケーソン質量 2,000t 未満 10cm 以下 2,000t 以上 20cm 以下	測定単位 1cm 据付完了後、天端 2 箇所		
						天端高さ		測定単位 1cm 据付完了後、四隅 中詰完了時、四隅		
						延長		測定単位 1cm 据付完了後、法線上		
				8 コンクリートブロック	コンクリートブロック製作 L 型ブロック、セルラーブロック、直立消波ブロック及び方塊	幅	＋ 2cm － 1cm	測定単位 1cm 測定個所は図面参照 型枠取り外し後全数 直立消波ブロック及び根固めに使用するブロックは 10 個に 1 個以上測定。	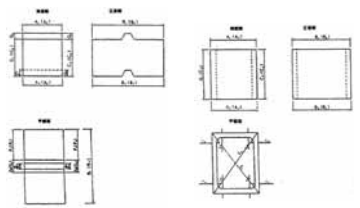	
						高さ	＋ 2cm － 1cm			
						長さ	＋ 2cm － 1cm			
						壁厚	± 1cm			
						対角線				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 港湾				8 コンクリートブロック	コンクリートブロック据え付け L型ブロック、セルラーブロック、直立消波ブロック及びブロック（方塊）	法線に対する出入り	± 5cm	測定単位 1cm 据付け後ブロック 1 個について 2 箇所（最下段、最上段）		
						隣接ブロックとの間隔	L 型ブロック、セルラーブロック 5cm 以下 直立消波ブロック及びブロック（方塊）3cm 以下	測定単位 1cm 据付け後ブロック 1 個について 2 箇所 （最下段、最上段）		
						延長		測定単位 1cm 据付完了後、法線上（最上段のみ）		
						天端高		測定単位 1cm 据付け後ブロック 1 個について 2 箇所 （最上段のみ）		
					異形ブロック製作	型枠形状寸法		型枠搬入後適宜		
						ブロック外観		全数		
				9 中詰	中詰	天端高	砂、石材、等： 陸上± 5cm 水中± 10cm コンクリート： 陸上± 3cm 水中± 5cm	測定単位 1cm 1 室につき 1 箇所（中心）	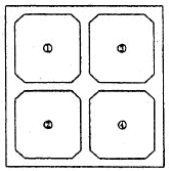	
						締固め（セル式構造物で中詰めの締固めを行う場合）		図面及び特記使用による		
					蓋コンクリート（現場打ち）	天端高	陸上± 3cm 水中± 5cm	測定単位 1cm 1 室につき 1 箇所（中心）		
					蓋コンクリート（プレキャスト）	天端高	陸上± 3cm 水中± 5cm	測定単位 1cm 1 室につき 1 箇所		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 港湾				10 上部コンクリート	防波堤	天端高又は厚さ	項目は図面及び特記仕様書による。 天端幅10m以下の場合は±2cm、 天端幅10mを越える場合は+5cm、 −2cm	測定単位 1cm 天端面は 1 スパン 4 箇所以上、 パラペット頂部は 1 スパン 2 箇所以上	注）本体がケーソンの場合 ケーソン質量 2,000t 未満　±200 2,000t 以上　±300 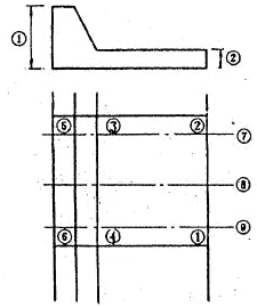	本体がケーソンの場合 ケーソン質量 2,000t 未満 ±20cm 2,000t 以上 ±30cm
						天端幅	天端幅 10m 以下の場合は± 3cm、天端幅 10m を越える場合は+ 5cm、− 3cm	測定単位 1cm 1 スパン 3 箇所		
						延長	＋規定しない。 − 0	測定単位 1cm 法線上		
						法線に対する出入り	± 5cm 又は、図面及び特記仕様書による。	測定単位 1cm 1 スパン 2 箇所		
					岸壁	天端高又は厚さ	項目は図面及び特記仕様書による。± 2cm	測定単位 1cm 1 スパン 3 箇所	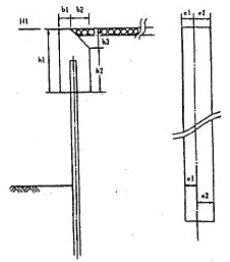	
						天端幅	± 2cm	測定単位 1cm 1 スパン 3 箇		
						延長	＋規定しない。 − 0	測定単位 1cm 法線上		
						法線に対する出入り	± 3cm	測定単位 1cm 1 スパン 2 箇所		
						防舷材ベッド		測定単位 1cm スパン毎		
					桟橋上部コンクリート	岸壁と同じ 梁（高さ、幅）、床版厚は型枠検査による。				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 港湾				11 舗装	路床	高さ	± 5cm	測定単位 1mm エプロン舗装は中心及び両端部の 3 点を延長 20m に 1 箇所 臨港道路舗装は中心及び両端部の 3 点を延長 40m に 1 箇所。		
						幅	＋規定しない。 － 10cm	測定単位 1cm エプロン舗装は延長 20m に 1 箇所 臨港道路舗装は延長 40m に 1 箇所。		
						延長	＋規定しない。 － 0	測定単位 1cm エプロン舗装は両端 2 箇所		
					路盤（下層）	高さ	コンクリート舗装± 4cm AS 舗装± 5cm	測定単位 1mm エプロン舗装は中心及び両端部の 3 点を延長 20m に 1 箇所 臨港道路舗装は中心及び両端部の 3 点を延長 40m に 1 箇所。		
						厚さ	＋規定しない。 － 4.5cm	測定単位 1mm エプロン舗装は 1,000m² に 1 箇所 臨港道路舗装は図面及び特記仕様書による。		
						幅	＋規定しない。 － 5cm	測定単位 1cm エプロン舗装は延長 20m に 1 箇所 臨港道路舗装は延長 40m に 1 箇所。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 港湾				11 舗装	路盤（下層）	延長	＋規定しない。 － 0	測定単位 1cm 両端 2 箇所		
					路盤（上層・粒調）	高さ	コンクリート舗装± 3cm AS 舗装± 3cm	測定単位 1mm エプロン舗装は中心及び両端部の 3 点を延長 20m に 1 箇所 臨港道路舗装は中心及び両端部の 3 点を延長 40 m に 1 箇所。		
						厚さ	コンクリート舗装 ＋規定しない。 － 2.5cm AS 舗装 ＋規定しない。 － 3cm	測定単位 1mm エプロン舗装は 1,000m² に 1 箇所 臨港道路舗装は、図面及び特記仕様書による。		
						幅	＋規定しない。 － 5cm	測定単位 1cm エプロン舗装は延長 20m に 1 箇所 臨港道路舗装は延長 40m に 1 箇所。		
						延長	＋規定しない。 － 0	測定単位 1cm 両端 2 箇所		
					路盤（上層 AS 安定処理）	高さ	コンクリート舗装± 3cm AS 舗装± 3cm	測定単位 1mm エプロン舗装は中心及び両端部の 3 点を延長 20m に 1 箇所 臨港道路舗装は中心及び両端部の 3 点を延長 40 m に 1 箇所。		
						厚さ	コンクリート舗装：＋規定しない。 － 2.5cm AS 舗装：＋規定しない。 － 3cm	測定単位 1mm エプロン舗装は 1,000m² に 1 箇所 臨港道路舗装は、図面及び特記仕様書による。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 港湾				11 舗装	路盤（上層 AS 安定処理）	幅	＋規定しない。 － 5cm	測定単位 1cm エプロン舗装は延長 20m に 1 箇所 臨港道路舗装は延長 40m に 1 箇所。		
						延長	AS 舗装：＋規定しない。 － 0	測定単位 1cm 両端 2 箇所		
					路盤（上層セメント安定処理）	高さ	コンクリート舗装 ±3cm AS 舗装 ±3cm	測定単位 1mm エプロン舗装は中心及び両端部の 3 点を延長 20m に 1 箇所 臨港道路舗装は中心及び両端部の 3 点を延長 40 m に 1 箇所。		
						厚さ	コンクリート舗装：＋規定しない。 － 2.5cm AS 舗装：＋規定しない。 － 3cm	測定単位 1mm エプロン舗装は 1,000m^2 に 1 箇所 臨港道路舗装は、図面及び特記仕様書による。		
						幅	＋規定しない。 － 5cm	測定単位 1cm エプロン舗装は延長 20m に 1 箇所 臨港道路舗装は延長 40m に 1 箇所。		
						延長	＋規定しない。 － 0	測定単位 1cm 両端 2 箇所		

編	章	節	条	枝番	工　　種	測 定 項 目	規　　格　　値	測　定　基　準	測　　定　　箇　　所	摘要
7 港湾				11 舗装	コンクリート版	高さ	± 3cm	測定単位 1mm エプロン舗装は中心及び両端部の 3 点を延長 20m に 1 箇所 臨港道路舗装は中心及び両端部の 3 点を延長 40m に 1 箇所。		
						厚さ	＋規定しない。 － 1cm	測定単位 1mm エプロン舗装は中心及び両端部の 3 点を延長 20m に 1 箇所。 臨港道路舗装は中心及び両端部の 3 点を延長 40m に 1 箇所。		
						幅	＋規定しない。 － 2.5cm	測定単位 1mm エプロン舗装は延長 20m に 1 箇所 臨港道路舗装は延長 40m に 1 箇所。		
						延長	＋規定しない。 － 0	測定単位 1cm エプロン舗装は両端 2 箇所		
						平坦性	機械舗設の場合 2mm 以下人力舗設の場合 3mm 以下	測定単位 1mm 各レーン毎全延長		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 港湾				11 舗装	アスファルトコンクリート(基層)	高さ	± 3cm	測定単位 1mm エプロン舗装は中心及び両端部の3点を延長 20m に 1 箇所 臨港道路舗装は中心及び両端部の3点を延長 40m に 1 箇所。		
						厚さ	＋規定しない。 － 1.2cm	測定単位 1mm エプロン舗装は 1,000m^2 に 1 箇所 臨港道路舗装は 1,000m^2 に 1 箇所		
						幅	＋規定しない。 － 2.5cm	測定単位 1mm エプロン舗装は延長 20m に 1 箇所 臨港道路舗装は延長 40m に 1 箇所。		
						延長	＋規定しない。 － 0	測定単位 1cm 両端 2 箇所		
					アスファルトコンクリート（表層）	高さ	± 3cm	測定単位 1mm エプロン舗装は中心及び両端部の3点を延長 20m に 1 箇所 臨港道路舗装は中心及び両端部の3点を延長 40 m に 1 箇所。		
						厚さ	＋規定しない。 － 9mm	測定単位 1mm エプロン舗装は 1,000m^2 に 1 箇所 臨港道路舗装は 1,000m^2 に 1 箇所		
						幅	＋規定しない。 － 2.5cm	測定単位 1mm エプロン舗装は延長 20m に 1 箇所 臨港道路舗装は延長 40m に 1 箇所。		
						延長	＋規定しない。 － 0	測定単位 1cm 両端 2 箇所		
						平坦性	2.4mm 以下	測定単位 1mm 各レーン毎全延長		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 港湾				11 舗装	縁石	高さ	± 3cm	測定単位 1cm 監督員の指示による。		
						総延長	＋規定しない。 － 5cm	測定単位 1cm 図面に記載する箇所		
					区画線	幅	± 1cm	測定単位 1cm 監督員の指示による。		
						長さ	± 10cm	測定単位 1cm 監督員の指示による。		
					道路標識	高さ	± 5cm	測定単位 1cm 1 箇所に 1 回		
					防護柵	高さ	＋ 3cm － 2cm	測定単位 1cm 監督員の指示による。		
						総延長	＋規定しない。 － 10cm	測定単位 1cm 図面に記載する箇所		
				12 土工	土工	基準高	図面及び特記仕様書による。	測定単位 1cm 法肩、法尻及び中心を延長 20m に 1 箇所以上		
						幅	図面及び特記仕様書による。	測定単位 10cm 延長 20m に 1 箇所以上		
						法長	図面及び特記仕様書による。	測定単位 10cm 延長 20m に 1 箇所以上		
						延長	図面及び特記仕様書による。	測定単位 10cm 両端及び中心		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 港湾				13 付属工	係船柱	天端高	曲柱± 2cm 直柱± 2cm	測定単位 1cm 据付完了時、中心部、全数	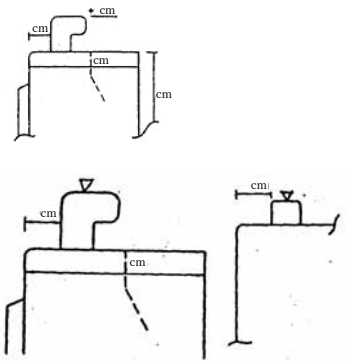	
						岸壁前面に対する出入り		測定単位 1cm 据付完了時、全数		
						中心間隔		測定単位 1cm 据付完了時、各スパン毎、中心部、各基		
						直柱基礎コンクリート（幅）		測定単位 1cm 完成時、全数、天端両端		
						同上（長さ）		測定単位 1cm 完成時、全数、前後面		
						同上（高さ）		測定単位 1cm 完成時、全数、中心点、		
					防舷材	取付高さ		測定単位 1cm 取付完了時、中心部、全数		
						中心間隔		測定単位 1cm 取付完了時、中心部、全数		
					車止め	天端高		測定単位 1cm 取付完了時、中心部、全数	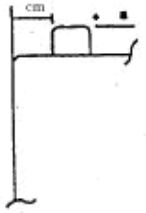	
						岸壁前面に対する出入り	± 3cm	測定単位 1cm 取付完了後中心部を 1 点		
						取付間隔		測定単位 1cm 上部工 1 スパンに 2 カ所		
						塗装		観察		
						警戒色（シマ模様）		完了時適宜		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 港湾				13 付属工	防食(電防陽極)	取付位置		取付完了後、全数 目視確認		
						電位測定	飽和かんこう電極基準:－770mV 海水塩化銀基準：－780mV 又は飽和硫酸銅電極基準：－850mV	測定単位 1mV 取付完了後、測定端子取付箇所毎		
					被覆防食	取付高さ		測定単位　図面及び特記仕様書による 取付完了後、上端高さ鋼管杭：全数 矢板：1 打設 3 箇所以上		
				14 溶接及び切断	アーク溶接	形状寸法（のど厚、脚長、溶接長など）	図面及び特記仕様書による。	測定単位 1mm 適宜		
						ひずみ		全数		
						有害な欠陥の有無		適宜		
					水中溶接	形状寸法（のど厚、脚長、溶接長など）	図面及び特記仕様書による。	測定単位 1mm、溶接長は 1cm 密度は適宜		
						外観		全数観察		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 港湾				14 溶接及び切断	ガス切断	形状寸法	図面及び特記仕様書による。	測定単位 1mm 全数観察		
						外観		全数観察		
					水中切断	形状寸法	図面及び特記仕様書による。	測定単位 1mm 全数観察		
						外観		全数観察		
				15 植生工	張芝工	材料の使用数量		施工完成後		
						長さ、幅（面積）	＋規定しない。 － 0	測定単位 10cm（0.1m^2） 施工完成後		
						植生状況		施工完成後、区域全体を観察		
					筋芝工	張り芝工を適用				
					播種工	材料の使用数量		搬入後、全数 施工完了後、		
						長さ、幅（面積）	＋規定しない。 － 0	施工完成後、 測定単位 10cm（0.1m^2）		
						植生状況	図面及び特記仕様書による。	図面及び特記仕様書による。		
					種子吹付工	播種工を適用				
					植栽工	材料の使用数量		搬入時、全数		
						樹高、枝張り、幅、幹周り	＋規定しない。 － 0	測定単位、樹高、枝張り幅 10cm、幹周り 1cm、		
						植付け状況		施工完成後、全本数		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道				1	開削工	延長	＋300 －50	概ね施工延長20mに1箇所（スパン中央及び両端部等）を測定する。	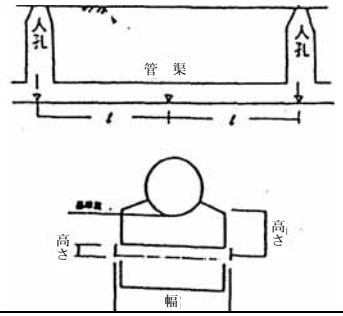	
						基準高	±30 D≦400：±10			
						蛇行（水平）	左右50			
						勾配	逆勾配不可			
						基礎工 幅	－20			
						基礎工 高さ	±30			
				2	推進工	延長	＋300 －50	概ね施工延長20mに1箇所（スパン中央及び両端部等）を測定する。		
						基準高	普通推進工±50 小口推進工±30			
						蛇行（水平）	左右50			
						勾配	逆勾配不可			
				3	シールド工	延長	＋300 －50	概ね施工延長20mに1箇所測定する。	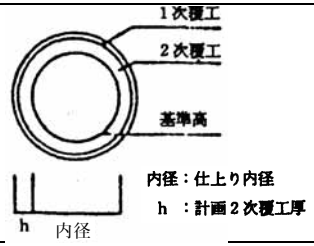	
						基準高	±50			
						蛇行（水平）	左右150			
						二次覆工厚	－20			
						仕上り内径	±10			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道				4	人孔工	基準高	± 30	各マンホールごとに測定する。	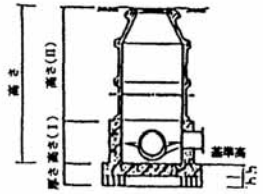 長さとは、主構造の全体にまたがらない部分的な小水路等の長手方向に距離をいう。 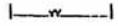	
						内径	± 20			
						高さ	± 20			
						底部基礎工幅	－ 20			
						底部基礎工高さ	－ 20			
						底部コンクリート工幅 w	－ 10			
						底部コンクリート工厚さ h	－ 10			
				5	ポンプ場・終末処理場の躯体工	基準高	± 30	1 池（又は 1 槽について、図面の主要な寸法表示箇所を測定する。 蛇行量は沈殿地（掻き寄せ機械箇所）等の池・槽を測定する。	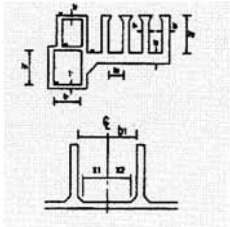 長さとは、主構造の全体にまたがらない部分的な小水路等の長手方向に距離をいう。 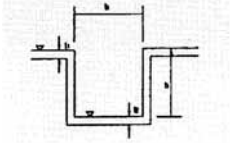	
						幅 b_1,b_2	± 30			
						高さ h_1,h_2	± 30			
						長さ L ＜ 20m	± 50			
						長さ L ≧ 20m	± 100			
						厚さ t_1,t_2	－20（床版部－10）			
						蛇行量 x_1,x_2	± 30			
						槽・基準高	± 20			
					池・槽の主要部	槽・幅	± 20			
						槽・高さ	± 20			
						槽・長さ	± 50			
						槽・厚さ t_1,t_2	± 10			

[4] 写 真 管 理

(適用範囲)

1　この写真管理基準は、土木工事施行管理基準７に定める土木工事の工事写真（電子媒体によるものを含む）の撮影に適用する。

(工事写真の分類)

2　工事写真は次のように分類する。

- 工事写真
  - 着手前及び完成写真（既済部分写真等を含む）
  - 施工状況写真
  - 安全管理写真
  - 使用材料写真
  - 品質管理写真
  - 出来形管理写真
  - 災害写真
  - 事故写真
  - その他（公害、環境、補償等）

(工事写真の撮影基準)

3　工事写真の撮影は以下の要領で行う。

⑴　撮影頻度

工事写真の撮影頻度は別紙撮影箇所一覧表のとおりとする。

⑵　撮影方法

写真撮影に当たっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読出来るよう被写体とともに写しこむものとする。

①　工事名及び工事番号
②　工種等
③　測点（位置）
④　設計寸法
⑤　実測寸法
⑥　略　図

なお、小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。

特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

(写真の省略)

4　工事写真は次の場合は省略するものとする。

⑴　品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。

⑵　出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況がわかる写真を細別ごと１回撮影し、後は撮影を省略するものとする

⑶　監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

(写真の色彩)

5　写真はカラーとする。

(写真の大きさ)

6　写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。但し、次の場合は別の大きさとすることが出来る。

⑴　着工前、完成写真等はキャビネ版またはパノラマ写真（つなぎ写真可）とすることができる。

⑵　監督職員が指示するものはその指示した大きさとする。

(工事写真帳の大きさ)

7　工事写真帳は、4 切版のフリーアルバム又は A4 版とする。

(工事写真の提出部数)

8　工事写真の提出は次によるものとする。

⑴　工事写真として、工事写真帳を工事完成時に各１部提出する。

⑵　原本として、ネガ（APS の場合はカートリッジフイルム）または電子媒体とする。

(工事写真の整理方法)

9　工事写真の整理方法は次によるものとする。

⑴　工事写真の原本をネガで提出する場合は密着写真とともにネガアルバムに、撮影内容がわかるように整理し提出する。APS のカートリッジフィルムで提出する場合はカートリッジフィルム内の撮影内容が分かるように明示し、インデックス・プリントとともに提出する

⑵　工事写真の整理については、工事毎に別紙撮影箇所一覧表の提出頻度に示すものを標準とする。なお、提出頻度とは受注者が撮影頻度に基づき撮影した工事写真のうち、工事写真帳として貼り付け整理し提出する枚数を示

したものである。

⑶　電子媒体での提出で、監督職員の承諾があれば工事写真帳の提出を省略出来る。

（電子媒体に記録する工事写真）

10　電子媒体に記録する工事写真の属性情報等については「熊本県電子納品運用ガイドライン（案）」によるものとする。

（留意事項等）

11　別紙撮影箇所一覧表の適用について、次の事項を留意するものとする。

⑴　撮影項目、撮影頻度等が工事内容により不適切な場合は、監督職員の指示により追加、削除するものとする。

⑵　施行状況の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。

⑶　不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。

⑷　撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図等をアルバムに添付する。

⑸　撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督職員の承諾を得て取扱いを定めるものとする。

⑹　共通写真

①着手前及び完成写真

・着手前写真と完成写真は同一構図となるよう撮影する。
・工事区間全体の状況が分かるよう撮影する。
・全景が同一画面に入らない場合は、つなぎ（パノラマ）写真又は追い写真とする。
・起終点位置や重要な中間点にはポール等を立てて撮影する。

②月毎施工状況写真

・着手前と同一構図で撮影する。

③安全管理写真

・標識等の設置状況及び交通指導員等の配置状況写真は、万一事故が発生した場合は原因調査資料及び安全管理状況の証明資料ともなるので、設置又は設置状況が変わればその都度撮影を行っておく。又、必

要に応じて夜間の設置状況の撮影も行っておく。

④環境対策写真

・必要に応じて事前調査状況を撮影しておく。

⑤仮設備写真

・労働者宿舎、火薬庫、電気設備については、当該施設周辺の状況がわかるように撮影する。

⑥図面との不一致等写真

・工事現場においては設計図書等と不一致等の問題が数多く発生するが、その撮影内容も画一的には決めがたい面があり、且つその対応策は設計変更の対象となる可能性が高いもので、必要に応じて、原因、状況、対策に則した撮影内容を、監督職員と協議して決定する必要がある。

⑵　工事写真

①着手前及び完成写真

・着手前と完成写真は同一構図になるように撮影する。数工種を一括施工する場合は、それぞれの工種の着手前写真は撮影しなくてよい。（例、下層路盤、上層路盤、基層、表層を一括受注の場合の下層路盤以外の工種）

②施工状況写真

・撮影の目的を十分理解し、目的に対応する写真撮影を行うこと。

　例えば、各施工段階における施工機械の稼働状況、人力による施工状況、工事材料の使用状況、規定された工法に対する施工状況、部分的な段階完了状況写真等を撮影する。

・施工状況等の写真については、ビデオカメラ等の活用ができるものとする。

③出来形（高）確認写真

　不可視部分の出来形（高）寸法を確認（証明）する為の写真撮影については、出来形（高）が明確に判明できるように計測器（箱尺、リボンテープ等）を設置し、被写体の映像及び目盛りを明確に撮影する。

　不可視部分と可視（明視）部分の解釈については、部分的な工事の完成時は可視であっても、全工事が完成した場合は、不可視部分と解釈して撮影を行う。

④品質管理写真

・品質管理の試験、測定の目的を十分理解し、目的に対応する写真撮影を行う。

⑤材料等の検収写真

・工事材料で使用後において、寸法、数量が確認できないものについては、現場搬入時に検収写真を撮影する。

検収写真は、寸法確認写真と数量確認写真に大別される。

対象材料の主なものは、鋼管杭、H型鋼、鋼矢板、コンクリート杭、沈石材、アスファルト乳材、塗料等がある。

⑶　災害写真

・この項で言う災害とは、工事請負契約約款第 27 条にいう一般的損害、 第 28 条にいう第三者に及ぼした損害、及び第 29 条にいう天災その他の不可効力による損害等全ての場合を指し、請負工事施工途中におけるこれらの災害についての費用負担区分の判定に必要な資料として、欠くことのできないものが災害写真である。

⑷　補償関係写真

・工事の施工に起因すると思われる補償問題があらかじめ予想される場合は、想定影響区域より相当広範囲の事物を対象に施工前の状況（必要に応じて箱尺等を置く）を撮影しておくことにより、事後の問題解決に役立てるものである。

⑸　段階写真、立会写真

・監督職員による段階確認、立会状況を撮影する。

⑹　その他

・撮影項目、撮影頻度等が工事内容により不適切な場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

・撮影箇所一覧表に記載のない工種については類似工種を準用するものとする。

安全・訓練等の実施状況を撮影する。

・建設副産物の処理状況を撮影する。

⑺　整　理

工事写真の編集順序は、下記を参考として編集する。

・着工写真と完成写真は対比できる様に整理し、各写真には起点、終点、必要な側点番号等の必要事項を朱書きで記入する。又、写真下側には、写真の説明（例：起点側より終点側を望む）を記入する。

・工事写真は、工種ごとに着工前、施工状況、完成写真と施工順に従って工事の流れがわかるように整理する。

・工種ごとの各種検査写真（段階検査、立会、検収等）を整理する。

・工種ごとの出来形（高）品質管理等にそれぞれ分類して整理する。

・その他安全管理、環境対策、災害、仮設備、安全・訓練等の実施状況、建設副産物の処理状況等をそれぞれ分類して整理する。

・アルバムにはインデックスを付して項目を明示し、アルバムには、必要に応じて縮小図面等を用いて簡単な内容説明を付しておく。

・写真の黒板の判読が困難となる場合、また撮影箇所がわかりにくい場合については、写真と同時に別紙に必要事項を記入し、又見取図等をアルバムに添付する。

・電子媒体による写真については、必要な文字、数値等の内容の判読ができる機能、精度を確保できる撮影機材を用いるものとする。（有効画素数 80 万画素数以上、プリンターはフルカラー 300dpi 以上、インク・用紙等は通常の使用条件のもとで 3 年間程度に顕著な劣化が生じない物とする。）

（検査写真等）

12　工事検査写真及び破壊検査復旧写真については次によるものとする

⑴　出来形検査、中間検査及び（一部）竣工検査の状況を撮影する。

⑵　破壊検査後の復旧状況及び復旧完了を箇所が確認できるような撮影をする。

・検査写真及び復旧状況写真は 1 部（写真帳 :A-4 版）（写真 : サービスサイズ）で検査終了後すみやかに提出する。

（その他）

14　用語の定義

①　代表箇所とは、当該工種の代表箇所を示すもので、監督職員の承諾した箇所をいう。

②　適宜提出とは、監督職員が指示した箇所を提出することをいう。

③　提出頻度の不要とは、原本は提出するが、工事写真帳として貼付整理し提出する必要のないことをいう。

目　的

工事写真の撮影は工事の施工記録と、工事完成後、外面から確認できない箇所の出来形確認資料として、また、各施工段階での使用機械、仮設工法、安全管理施設等を知るうえで重要なものである。

そこで本章は、土木工事の施工に際し、この工事写真がそれぞれの目的に合致した写真撮影のための基本事項［写真管理基準の「撮影箇所一覧表」を示したものである。

撮 影 箇 所 一 覧 表

（次頁より）

撮影箇所一覧表

区分	工種	摘要	頁
着手前・完成	着手前		2-383
	完成		
施工状況写真	工事施工中		
	仮設(指定仮設)		
	図面との不一致		
安全管理	安全管理		
使用材料	使用材料		
品質管理写真		別紙一覧表に記載	
出来形管理写真		別紙一覧表に記載	2-384
災害	被災状況		
事故	事故報告		
その他	補償関係		
	環境対策イメージアップ等		

品質管理写真撮影箇所一覧表目次

番　号	工　　種	摘　　要	頁
1	セメント・コンクリート		2-385
2	ガス圧接		
3	場所打杭工		
4	下層路盤工		
5	上層路盤工		
6	アスファルト安定処理路盤		2-386
7	セメント安定処理路盤(施工)		
8	アスファルト舗装(プラント)		
	アスファルト舗装(舗設現場)		
9	転圧コンクリート(施工)		
10	グースアスファルト舗装(プラント)		2-386
11	路床安定処理工		2-387
12	表層安定処理工		
13	固結工		
14	アンカー工		
15	補強土壁工		
16	吹付工(施工)		
17	現場吹付法枠工		
18	河川海岸土工(施工)		2-388
19	砂防土工		
20	道路土工(施工)		
21	捨石工		
22	コンクリートダム(材料)		
	コンクリートダム(施工)		2-389
23	覆工コンクリート(NATM 施工)		
24	吹付コンクリート(NATM)		
25	ロックボルト(NATM)		2-390
26	路上再生路盤工(材料)		
	路上再生路盤工(施工)		
27	路上表層再生工(材料)		
	路上表層再生工(施工)		
28	排水性舗装工・透水性舗装工(プラント)		
	排水性舗装工・透水性舗装工(舗設現場)		
29	プラント再生舗装工(プラント)		
	プラント再生舗装工(舗設現場)		2-391
30	ガス切断工		
31	溶接工		
32	工場製作工		

品質管理写真撮影箇所一覧表

【第１編　共　通　編】

章、節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第３章　一般施工				
第３節 共通的工種	3-3-4 矢板工	鋼矢板		2-392
		コンクリート矢板		
		幅広鋼矢板		
		可とう矢板		
	3-3-5 法枠工	現場打法枠工		
		現場吹付法枠工		
		プレキャスト法枠工		
	3-3-6 吹付工	コンクリート （モルタル）		
	3-3-7 植生工	種子吹付工		
		張芝工		
		筋芝工		
		市松芝工		
		植生ネット工		
		種子帯工		
		人工張芝工		
		植生穴工		
		厚層基材吹付工		
		客土吹付工		
	3-3-8 縁石工	縁石・アスカーブ		
	3-3-9 小型標識工			2-393
	3-3-10 防止柵工	立入防止柵		
		転落（横断）防止柵		
		車止めポスト		
	3-3-11 路側防護柵工	ガードレール		
		ガードケーブル		
	3-3-12 区画線工			
	3-3-13 道路付属物工	視線誘導標		
		距離標		
	3-3-14 桁製作工	仮組立による検査を実施する場合		
		シミュレーション仮組立検査を行う場合		
		仮組立による検査を実施しない場合		

【第１編　共　通　編】

章、節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第３節 共通的工種	3-3-14 桁製作工	鋼製ダム製作工（仮組立時）		
	3-3-15 工場塗装工			
	3-3-16 ｺﾝｸﾘｰﾄ面塗装工			
第４節　基礎工	3-4-1 一般事項	切込砂利		2-393
		砕石基礎工		
		割ぐり石基礎工		
		均しコンクリート		
	3-4-3 基礎工（護岸）	現場打		
		プレキャスト		
	3-4-4 既製杭工	既製コンクリート杭		
		鋼管杭		
		H 鋼杭		
	3-4-5 場所打杭工			
	3-4-6 深礎工			2-394
	3-4-7 オープンケーソン基礎工			
	3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工			
	3-4-9 鋼管矢板基礎工			
第５節 石・ブロック積（張）工	3-5-3 コンクリートブロック工	コンクリートブロック積み		2-395
		コンクリートブロック張り		
		連節ブロック張り		
		天端保護ブロック		
	3-5-4 緑化ブロック工			
	3-5-5 石積（張）工			
第６節 一般舗装工	3-6-5 ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	下層路盤工		
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		
		上層路盤工(ｾﾒﾝﾄ(石灰)安定処理工)		2-396
		加熱アスファルト安定処理工		
		基層工		
		表層工		
	3-6-6 コンクリート舗装工	下層路盤工		
		粒度調整路盤工		
		セメント(石灰・瀝青)安定処理工		

【第１編　共　通　編】

章、節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第６節 一般舗装工	3-6-6 コンクリート舗装工	アスファルト中間層		2-397
		コンクリート舗装版工		
		転圧ｺﾝｸﾘｰﾄ版工(下層路盤工)		
		転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）		
		転圧コンクリート版工（セメント(石灰・瀝青)安定処理工）		
		転圧コンクリート版工(アスファルト中間層)		
		転圧コンクリート版工		2-398
	3-6-7 薄層カラー舗装工	下層路盤工		
		上層路盤工(粒度調整路盤工)		
		上層路盤工(ｾﾒﾝﾄ(石灰)安定処理工)		
		加熱アスファルト安定処理工		
		基層工		
	3-6-8 ブロック舗装工	下層路盤工		2-399
		上層路盤工(粒度調整路盤工)		
		上層路盤工(ｾﾒﾝﾄ(石灰)安定処理工)		
		加熱アスファルト安定処理工		
		基層工		
第７節 地盤改良工	3-7-2 路床安定処理工			
	3-7-3 置換工			
	3-7-4 表層安定処理工	サンドマット	第１編 3-7-6 サンドマット	
		サンドマット海上		
	3-7-5 パイルネット工			
	3-7-6 サンドマット工			
	3-7-7 バーチカルドレーン工	サンドドレーン工		
		ペーパードレーン工		
		袋詰式サンドドレーン工		
	3-7-8 締固め改良工	サンドコンパクションパイル工		
	3-7-9 固結工	粉体噴射撹拌工		2-400
		高圧粉体撹拌工		
		スラリー撹拌工		

【第1編　共　通　編】

章、節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第７節 地盤改良工	3-7-9 固結工	生石灰パイル工		2-400
第 10 節　仮設工	3-10-5 土留・仮締切工	H 鋼杭		
		鋼矢板		
		アンカー工		
		連節ブロック張り工		
		締切盛土		
		中詰盛土		
	3-10-9 地中連続壁工(壁式)			
	3-10-10 地中連続壁工(柱列式)			
	3-10-21 法面吹付工			
第４章　土工				
第３節 河川・海岸・砂防土工	4-3-2 掘削工			2-400
	4-3-3 盛土工			
	4-3-4 盛土補強工	補強土(テールアルメ)壁工法		
		多数アンカー式補強土工法		
		ジオテキスタイルを用いた補強土工法		
	4-3-5 法面整形工			2-401
	4-3-6 堤防天端工			
第４節　道路土工	4-4-2 掘削工			
	4-4-3 路体盛土工			
	4-4-4 路床盛土工			
	4-4-5 法面整形工(盛土工)			
第５章　無筋・鉄筋コンクリート				
第７節　鉄筋工	5-7-4 組立て			2-401

【第２編　河　川　編】

章、節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第１章　築堤・護岸				
第３節 護岸基礎工	1-3-3 基礎工		第１編 3-4-3 基礎工(護岸)	
	1-3-4 矢板工		第１編 3-3-4 矢板工	
第４節　矢板護岸工	1-4-3 笠コンクリート工		第１編 3-4-3 基礎工(護岸)	

【第２編　河 川 編】

章、節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第４節　矢板護岸工	1-4-4 矢板工		第１編 3-3-4 矢板工	
第５節 法覆護岸工	1-5-3 コンクリートブロック工		第１編 3-5-3 コンクリートブロック工	
	1-5-4 護岸付属物工			2-402
	1-5-5 緑化ブロック工		第１編 3-5-4 緑化ブロック工	
	1-5-6 環境護岸ブロック工		第１編 3-5-3 コンクリートブロック工	
	1-5-7 石積(張)工		第１編 3-5-5 石積(張)工	
	1-5-8 法枠工		第１編 3-3-5 法枠工	
	1-5-9 多自然型護岸工	巨石張り		
		巨石積み		2-402
		かごマット		
	1-5-10 吹付工		第１編 3-3-6 吹付工	
	1-5-11 植生工		第１編 3-3-7 植生工	
	1-5-12 覆土工		第１編 4-3-5 整形工	
	1-5-13 羽口工	じゃかご		
		ふとんかご		2-402
		かご枠		
		連節ブロック張り	第１編 3-5-3 コンクリートブロック工	
第６節 擁壁護岸工	1-6-3 場所打擁壁工			
	1-6-4 プレキャスト擁壁工			
第７節　根固め工	1-7-3 根固めブロック工			2-402
	1-7-5 沈床工			
	1-7-6 捨石工			
	1-7-7 かご工	じゃかご	第２編 1-5-13 羽口工	
		ふとんかご		
第８節　水制工	1-8-3 沈床工		第２編 1-7-5 沈床工	
	1-8-4 捨石工		第２編 1-7-6 捨石工	
	1-8-5 かご工	じゃかご	第２編 1-5-13 羽口工	
		ふとんかご		
	1-8-8 杭出し水制工			2-402
第９節　付帯道路工	1-9-3 路側防護柵工		第１編 3-3-11 路側防護柵工	

【第２編　河　川　編】

章、節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第９節 付帯道路工	1-9-5 アスファルト舗装工		第１編 3-6-5 アスファルト舗装工	
	1-9-6 コンクリート舗装工		第１編 3-6-6 コンクリート舗装工	
	1-9-7 薄層カラー舗装工		第１編 3-6-7 薄層カラー舗装工	
	1-9-8 ブロック舗装工	下層路盤工	第１編 3-6-8 ブロック舗装工	
		上層路盤工(粒度調整路盤工)		
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		
		加熱アスファルト安定処理工		
		基層工		
	1-9-9 側溝工	プレキャスト U 型側溝		
		L 型側溝		
		自由勾配側溝		2-402
		管渠		
	1-9-10 集水桝工			
	1-9-11 縁石工			
	1-9-12 区画線工			
第 10 節 付帯道路施設工	1-10-3 道路付属物工		第１編 3-3-13 道路付属物工	
	1-10-4 標識工		第１編 3-3-9 小型標識工	
第２章　浚渫(河川)				
第2節 浚渫工(ポンプ浚渫船)	2-2-2 浚渫船運転工(民船,官船)			
第3節 浚渫工(グラブ浚渫船)	2-3-2 浚渫船運転工			2-403
第4節 浚渫工(バックホウ浚渫船)	2-4-2 浚渫船運転工		第２編 2-4-2 浚渫船運転工	
第３章　樋門・樋管				
第３節 樋門・樋管本体工	3-3-3 既製杭工		第１編 3-4-4 既製杭工	
	3-3-4 場所打杭工		第１編 3-4-5 場所打杭工	
	3-3-5 矢板工		第１編 3-3-4 矢板工	
	3-3-6 函渠工	本体工		
		ヒューム管		
		PC 管		
		コルゲートパイプ		2-403
		ダクタイル鋳鉄管		
		PC 函渠		
	3-3-7 翼壁工			

【第２編　河　川　編】

章、節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第３節 樋門・樋管本体工	3-3-8 水叩工			2-403
第４節　護床工	3-4-3 根固めブロック工			
	3-4-5 沈床工		第２編 1-7-5 沈床工	
	3-4-6 捨石工		第２編 1-7-6 捨石工	
	3-4-7 かご工	じゃかご	第２編 1-5-13 羽口工	
		ふとんかご		
第５節　水路工	3-5-3 側溝工			2-404
	3-5-4 集水桝工		第２編 1-9-9 集水桝工	
	3-5-5 暗渠工			2-404
	3-5-6 樋門接続暗渠工		第２編 3-3-6 函渠工	
第６節 付属物設置工	3-6-3 防止柵工		第１編 3-3-10 防止柵工	
	3-6-7 階段工	（現場打階段）		2-404
		（プレキャスト階段）		
第４章　水門				
第３節 工場製作工	4-3-3 桁製作工		第６編 4-3-3 桁製作工	
	4-3-4 鋼製伸縮継手製作工			
	4-3-5 落橋防止装置製作工			
	4-3-6 鋼製排水管製作工			
	4-3-7 橋梁用防護柵製作工			
	4-3-8 鋳造費	金属支承		
		大型ゴム支承工		
	4-3-9 仮設材製作工			
	4-3-10 工場塗装工		第１編 3-3-15 工場塗装工	
第４節 水門本体工	4-4-4 既製杭工		第１編 3-4-4 既製杭工	
	4-4-5 場所打杭工		第１編 3-4-5 場所打杭工	
	4-4-6 矢板工（遮水矢板）		第１編 3-3-4 矢板工	
	4-4-7 床版工			
	4-4-8 堰柱工			
	4-4-9 門柱工			2-404
	4-4-10 ゲート操作台工			
	4-4-11 胸壁工			
	4-4-12 翼壁工		第２編 3-3-7 翼壁工	

【第２編　河　川　編】

章、節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第４節　水門本体工	4-4-13 水叩工		第２編 3-3-7 水叩工	
第５節　護床工	4-5-5 沈床工		第２編 1-7-5 沈床工	
	4-5-6 捨石工		第２編 1-7-6 捨石工	
	4-5-7 かご工	じゃかご	第２編 1-5-13 羽口工	
		ふとんかご		
第６節 付属物設置工	4-6-3 防止柵工		第１編 3-3-10 防止柵工	
	4-6-8 階段工		第２編 3-6-7 階段工	
第７節 鋼管理橋上部工	4-7 架設工	クレーン架設	第６編 4-4 鋼橋架設工	
		ケーブルクレーン架設		
		ケーブルエレクション架設		
		架設桁架設		
		送出し架設		
		トラベラークレーン架設		
	4-7-10 支承工		第６編 4-4-10 支承工	
	4-7-11 現場継手工		第６編 4-4-11 現場継手工	
第８節 橋梁現場塗装工	4-8-2 現場塗装工		第６編 4-5-3 現場塗装工	
第９節　床版工	4-9-2 床版工		第６編 4-6-2 床版工	
第 10 節 橋梁付属物工（鋼管理橋）	4-10-2 伸縮装置工		第６編 4-7-2 伸縮装置工	
	4-10-4 地覆工		第６編 4-7-5 地覆工	
	4-10-5 橋梁用防護柵工		第６編 4-7-6 橋梁用防護柵工	
	4-10-6 橋梁用高欄工		第６編 4-7-7 橋梁用高欄工	
	4-10-7 検査路工		第６編 4-7-8 検査路工	
第 12 節 コンクリート管理橋上部工（PC 橋）	4-12-2 プレテンション桁製作工（購入工）		第６編 5-4-2 プレテンション桁製作工（購入工）	
	4-12-3 ポストテンション桁製作工		第６編 5-4-3 ポストテンション桁製作工	
	4-12-4 プレキャストセグメント製作工（購入工）		第６編 5-4-4 プレキャストセグメント製作工（購入工）	
	4-12-5 プレキャストセグメント主桁組立工		第６編 5-4-5 プレキャストセグメント主桁組立工	
	4-12-6 支承工		第６編 5-4-6 支承工	
	4-12-7 架設工（クレーン架設）		第６編 4-4 鋼橋架設工	
	4-12-8 架設工（架設桁架設）		第６編 4-4 鋼橋架設工	

【第２編　河　川　編】

章、節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第 12 節 コンクリート管理橋上部工(PC 橋)	4-12-9 床版・横組工		第６編 5-4-9 床版・横組工	
	4-12-10 落橋防止装置工		第６編 5-4-10 落橋防止装置工	
第 13 節 コンクリート管理橋上部工（PC ホロースラブ橋）	4-13-2 架設工支保工		第６編 5-6-2 架設工支保工	
	4-13-3 支承工		第６編 5-4-6 支承工	
	4-13-4 落橋防止装置工		第６編 5-4-10 落橋防止装置工	
	4-13-5PC ホロースラブ製作工		第６編 5-6-4PC ホロースラブ製作工	
第 14 節 橋梁付属物工（コンクリート管理橋）	4-14-2 伸縮装置工		第６編 4-7-2 伸縮装置工	
	4-14-4 地覆工		第６編 4-7-5 地覆工	
	4-14-5 橋梁用防護柵工		第６編 4-7-6 橋梁用防護柵工	
	4-14-6 橋梁用高欄工		第６編 4-7-7 橋梁用高欄工	
	4-14-7 検査路工		第６編 4-7-8 検査路工	
第 14 節　舗装工	4-16-5 アスファルト舗装工		第１編 3-6-5 アスファルト舗装工	
	4-16-6 半たわみ性舗装工		第６編 2-3-6 半たわみ性舗装工	
	4-16-7 排水性舗装工		第６編 2-3-7 排水性舗装工	
	4-16-8 透水性舗装工		第６編 2-3-9 透水性舗装工	
	4-16-9 グースアスファルト舗装工		第６編 2-3-8 グースアスファルト舗装工	
	4-16-10 コンクリート舗装工		第１編 3-6-6 コンクリート舗装工	
	4-16-11 薄層カラー舗装工		第１編 3-6-7 薄層カラー舗装工	
	4-16-12 ブロック舗装工		第１編 3-6-8 ブロック舗装工	
第５章　堰				
第３節 工場製作工	5-3-3 刃口金物製作工			2-404
	5-3-4 桁製作工		第１編 3-3-14 桁製作工	
	5-3-5 検査路製作工		第６編 4-3-4 検査路製作工	
	5-3-6 鋼製伸縮継手製作工		第６編 4-3-5 鋼製伸縮継手製作工	
	5-3-7 落橋防止装置製作工		第６編 4-3-6 落橋防止装置製作工	
	5-3-8 鋼製排水管製作工		第６編 4-3-7 鋼製排水管製作工	
	5-3-9 プレビーム用桁製作工		第６編 5-3-2 プレビーム用桁製作工	
	5-3-10 橋梁用防護柵製作工		第６編 4-3-8 橋梁用防護柵製作工	
	5-3-11 鋳造費		第６編 4-3-11 鋳造費	
	5-3-12 アンカーフレーム製作工		第６編 4-3-12 アンカーフレーム製作工	
	5-3-13 仮設材製作工		第２編 4-3-9 仮設材製作工	

【第２編　河　川　編】

章、節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第３節 工場製作工	5-3-14 工場塗装工		第１編 3-3-15 工場塗装工	
第４節 可動堰本体工	5-4-3 既製杭工		第１編 3-4-4 既製杭工	
	5-4-4 場所打杭工		第１編 3-4-5 場所打杭工	
	5-4-5 オープンケーソン基礎工		第１編 3-4-7 オープンケーソン基礎工	
	5-4-6 ニューマチックケーソン基礎工		第１編 3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	
	5-4-7 矢板工		第１編 3-3-4 矢板工	
	5-4-8 床版工			
	5-4-9 堰柱工			
	5-4-10 門柱工			
	5-4-11 ゲート操作台工			
	5-4-12 水叩工			
	5-4-13 開門工			2-404
	5-4-14 土砂吐工			
	5-4-15 取付擁壁工		第２編 1-6-3 場所打擁壁工	
第５節 固定堰本体工	5-5-3 既製杭工		第１編 3-4-4 既製杭工	
	5-5-4 場所打杭工		第１編 3-4-5 場所打杭工	
	5-5-5 オープンケーソン基礎工		第１編 3-4-7 オープンケーソン基礎工	
	5-5-6 ニューマチックケーソン基礎工		第１編 3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	
	5-5-7 矢板工		第１編 3-3-4 矢板工	
	5-5-8 堰本体工			
	5-5-9 水叩工			2-404
	5-5-10 土砂吐工			
	5-5-11 取付擁壁工		第２編 1-6-3 場所打擁壁工	
第６節　魚道工	5-6-3 魚道本体工			
第７節 管理橋下部工	5-7-2 管理橋橋台工			2-404
第８節 鋼管理橋上部工	5-8 架設工	クレーン架設 ケーブルクレーン架設 ケーブルエレクション架設	第６編 4-4 鋼橋架設工	

【第2編　河　川　編】

章、節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第 8 節 鋼管理橋上部工	5-8 架設工	架設桁架設	第 6 編 4-4 鋼橋架設工	
		送出し架設		
		トラベラークレーン架設		
	5-8-10 支承工		第 6 編 4-4-10 支承工	
	5-8-11 現場継手工		第 6 編 4-4-11 現場継手工	
第 9 節 橋梁現場塗装工	5-9-2 現場塗装工		第 6 編 4-5-3 現場塗装工	
第 10 節　床版工	5-10-2 床版工		第 6 編 4-6-2 床版工	
第 11 節　橋梁付属物工(鋼管理橋)	5-11-2 伸縮装置工		第 6 編 4-7-2 伸縮装置工	
	5-11-4 地覆工		第 6 編 4-7-5 地覆工	
	5-11-5 橋梁用防護柵工		第 6 編 4-7-6 橋梁用防護柵工	
	5-11-6 橋梁用高欄工		第 6 編 4-7-7 橋梁用高欄工	
	5-11-7 検査路工		第 6 編 4-7-8 検査路工	
第 13 節　コンクリート管理橋上部工(PC 橋)			第 2 編 4-12 コンクリート管理橋上部工(PC 橋)を参照	
第14節　ｺﾝｸﾘｰﾄ管理橋上部工(PC ﾎﾛｰｽﾗﾌﾞ橋)			第 2 編 4-13 ｺﾝｸﾘｰﾄ管理橋上部工(PC ﾎﾛｰｽﾗﾌﾞ橋)を参照	
第15節　コンクリート管理橋上部工(PC 箱桁橋)	5-15-2架設工支保工(固定)		第 6 編 5-6-2 架設工支保工	
	5-15-3 支承工		第 6 編 5-4-6 支承工	
	5-15-5PC 箱桁製作工		第 6 編 5-9-4PC 箱桁製作工	
	5-15-4 落橋防止装置工		第 6 編 5-4-10 落橋防止装置工	
第 16 節　橋梁付属物工（コンクリート管理橋）	5-16-2 伸縮装置工		第 6 編 4-7-2 伸縮装置工	
	5-16-4 地覆工		第 6 編 4-7-5 地覆工	
	5-16-5 橋梁用防護柵工		第 6 編 4-7-6 橋梁用防護柵工	
	5-16-6 橋梁用高欄工		第 6 編 4-7-7 橋梁用高欄工	
	5-16-7 検査路工		第 6 編 4-7-8 検査路工	
第 6 章　排水機場				
第 3 節 機場本体工	6-3-3 既製杭工		第 1 編 3-4-4 既製杭工	
	6-3-4 場所打杭工		第 1 編 3-4-5 場所打杭工	
	6-3-5 矢板工		第 1 編 3-3-4 矢板工	
	6-3-6 本体工			2-404
	6-3-7 燃料貯油槽工			
第 4 節　沈砂池工	6-4-3 既製杭工		第 1 編 3-4-4 既製杭工	

【第2編　河　川　編】

章、節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第 4 節　沈砂池工	6-4-4 場所打杭工		第 1 編 3-4-5 場所打杭工	
	6-4-5 矢板工		第 1 編 3-3-4 矢板工	
	6-4-6 場所打擁壁工		第 2 編 1-6-3 場所打擁壁工	
	6-4-7 ｺﾝｸﾘｰﾄ床版工			2-404
	6-4-8 ブロック床版工		第 2 編 1-7-3 根固めブロック工	
	6-4-9 現場打水路工		第 2 編 3-5-3 側溝工	
第 5 節 吐出水槽工	6-5-3 既製杭工		第 1 編 3-4-4 既製杭工	
	6-5-4 場所打杭工		第 1 編 3-4-5 場所打杭工	
	6-5-5 矢板工		第 1 編 3-3-4 矢板工	
	6-5-6 本体工		第 2 編 6-3-6 本体工	
第 7 章　床止め・床固め				
第 3 節　床止め工	7-3-4 既製杭工		第 1 編 3-4-4 既製杭工	
	7-3-5 矢板工		第 1 編 3-3-4 矢板工	
	7-3-6 本体工	床固め本体工		2-405
		植石張り	第 1 編 3-5-5 石積(張)工	
		根固めブロック	第 2 編 1-7-3 根固めブロック	
	7-3-7 取付擁壁工		第 2 編 1-6-3 場所打擁壁工	
	7-3-8 水叩工	水叩工		2-405
		巨石張り	第 2 編 1-5-9 多自然型護岸工(巨石張り)	
		根固めブロック	第 2 編 1-7-3 根固めブロック	
第 4 節　床固め工	7-4-4 本堤工		第 2 編 7-3-6 本体工	
	7-4-5 垂直壁工		第 2 編 7-3-6 本体工	
	7-4-6 側壁工			2-405
	7-4-7 水叩工		第 2 編 7-3-8-1 水叩工	
第 5 節 山留擁壁工	7-5-3 ｺﾝｸﾘｰﾄ擁壁工		第 2 編 1-6-3 場所打擁壁工	
	7-5-4 ﾌﾞﾛｯｸ積擁壁工		第 1 編 3-5-3 ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工	
	7-5-5 石積み擁壁工		第 1 編 3-5-5 石積(張)工	
	7-5-6 山留擁壁基礎工		第 1 編 3-4-3 基礎工	
第 8 章　河川維持				
第 7 節 路面補修工	8-7-3 不陸整性工		第 1 編 4-3-6 堤防天端工	
	8-7-4 ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装補修工		第 1 編 3-6-6 ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工	
	8-7-5 ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装補修工		第 1 編 3-6-5 ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	

【第２編　河　川　編】

章、節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第９節 付属物設置工	8-9-3 防護柵工		第１編 3-3-11 路側防護柵工	
	8-9-5 付属物設置工		第１編 3-3-13 付属物設置工	
第 11 節　植栽維持工	8-11-3 樹木・芝生管理工		第１編 3-3-7 植生工	
第９章　河川修繕				
第３節　腹付工	9-3-2 覆土工		第１編 4-3-5 法面整形工	
	9-3-3 植生工		第１編 3-3-7 植生工	
第４節　側帯工	9-4-2 縁切工	じゃかご工	第２編 1-5-11 刃口工	
		連節ブロック張り	第1編3-5-3コンクリートブロック工	
		コンクリートブロック張り	第1編3-5-3コンクリートブロック工	
		石張工	第１編 3-5-5 石積(張)工	
	9-4-3 植生工		第１編 3-3-7 植生工	
第5節　堤脚保護工	9-5-3 石積み工		第１編 3-5-5 石積(張)工	
	9-5-4コンクリートブロック工		第1編3-5-3コンクリートブロック工	
第６節 管理用通路工	9-6-2 防護柵工		第１編 3-3-11 路側防護柵工	
	9-6-4 路面切削工		第６編 15-4-3 路面切削工	
	9-6-5 舗装打換え工		第６編 15-4-3 舗装打換え工	
	9-6-6 オーバーレイ工		第６編 15-4-3 オーバーレイ工	
	9-6-7 排水構造物工	プレキャストＵ型側溝管(函)渠	第２編 1-9-9 側溝工	
		集水桝工	第２編 1-9-10 集水桝工	
	9-6-8 道路付属物工		第１編 3-3-8 縁石工	
第７節 現場塗装工	9-7-3 付属物塗装工			2-405
	9-7-4コンクリート面塗装工		第1編3-3-16コンクリート面塗装工	

【第３編　海　岸　編】

章、節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第１章　堤防・護岸				
第３節 護岸基礎工	1-3-4 捨石工			2-406
	1-3-5 場所打コンクリート工			
	1-3-6海岸コンクリートブロック工			
	1-3-7 笠コンクリート工	笠コンクリート	第１編 3-4-3 基礎工	
		プレキャスト笠コンクリート		
	1-3-4 基礎工	基礎工	第１編 3-4-3 基礎工	
		プレキャスト法留基礎工		

【第３編　海　岸　編】

章、節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第3節　護岸基礎工	1-3-　矢板工		第１編 3-3-4 矢板工	
第４節　護岸工	1-4-3 石積(張)工		第１編 3-5-5 石積(張)工	
	1-4-4海岸コンクリートブロック工			2-406
	1-4-5コンクリート被覆工			
第５節　擁壁工	1-5-3 現場打擁壁工		第２編 1-6-3 コンクリート擁壁工	
第6節　天端被覆工	1-6-2コンクリート被覆工			2-406
第７節　波返工	1-7-3 波返工			
第８節 裏法被覆工	1-8-2 石積(張)工		第１編 3-5-5 石積(張)工	
	1-8-3コンクリートブロック工		第1編3-5-3コンクリートブロック工	
	1-8-4コンクリート被覆工		第３編 1-4-5 コンクリート被覆工	
	1-8-5 法枠工		第１編 3-3-5 法枠工	
第９節 カルバート工	1-9-3 プレキャストカルバート工	プレキャストパイプ		2-406
		プレキャストボックス		
第 10 節 排水構造物工	1-10-3 側溝工	プレキャストＵ型側溝		
		自由勾配側溝		
	1-10-4 集水桝工		第２編 3-5-4 集水桝工	
	1-10-5 管渠工		第２編 3-5-5 暗渠工	
	1-10-6 場所打水路工		第２編 6-4-9 現場打水路工	
第 11 節 付属物設置工	1-11-3 防止柵工		第１編 3-3-10 防止柵工	
	1-11-6 階段工		第２編 3-6-7 階段工	
第 12 節 付帯道路工	1-12-3 路側防護柵工		第１編 3-3-11 路側防護柵工	
	1-12-5 アスファルト舗装工		第１編 3-6-5 アスファルト舗装工	
	1-12-6 コンクリート舗装工		第１編 3-6-6 コンクリート舗装工	
	1-12-7 薄層カラー舗装工		第１編 3-6-7 薄層カラー舗装工	
	1-12-8 側溝工			
	1-12-9 集水桝工		第２編 3-5-4 集水桝工	
	1-12-10 縁石工		第１編 3-3-8 縁石工	
	1-12-11 区画線工		第１編 3-3-12 区画線工	
第 13 節 付帯道路施設工	1-13-3 道路付属物工		第１編 3-3-13 道路附属物工	
	1-13-4 小型標識工		第１編 3-3-9 小型標識工	
第２章　突堤・人工岬				
第３節 突堤基礎工	2-3-4 捨石工		第１編 1-3-4 捨石工	
	2-3-5 吸出し防止工			2-406

【第３編　海　岸　編】

章、節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第４節 突堤本体工	2-4-2 捨石工			
	2-4-5 海岸コンクリートブロック工			
	2-4-6 既製杭工		第１編 3-4-4 既製杭工	
	2-4-7 詰杭工（既製コンクリート杭）		第１編 3-4-4 既製杭工	
	2-4-8 矢板工		第１編 3-3-4 矢板工	
	2-4-9 石枠工			
	2-4-10 場所打コンクリート工			
	2-4-11 ケーソン工	ケーソン工製作		
		ケーソン工据付		
		突堤上部工 （場所打コンクリート） （海岸コンクリートブロック）		2-407
	2-4-12 セルラー工	セルラー工製作		
		セルラー工据付		
		突堤上部工 （場所打コンクリート） （海岸コンクリートブロック）		
第５節　根固め工	2-5-2 捨石工			
	2-5-3 根固めブロック工			2-408
第６節　消波工	2-6-2 捨石工			
	2-6-3 消波ブロック工			
第３章　海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）				
第３節 海域堤基礎工	3-3-3 捨石工			
	3-3-4 吸出し防止工		第３編 2-3-5 吸出し防止工	
第４節 海域堤本体工	3-4-2 捨石工		第３編 1-3-4 捨石工	
	3-4-3 海岸コンクリートブロック工		第３編 2-4-5 海岸コンクリートブロック工	
	3-4-4 ケーソン工		第３編 2-4-11 ケーソン工	
	3-4-5 セルラー工		第３編 2-4-12 セルラー工	
	3-4-6 場所打コンクリート工		第３編 2-4-10 場所打コンクリート工	

【第３編　海　岸　編】

章、節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第４章　浚渫（海岸）				
第２節　浚渫工（ポンプ浚渫船）	4-2-2 浚渫船運転工		第２編 2-2-2 浚渫船運転工	
第３節　浚渫工（グラブ浚渫船）	4-3-2 浚渫船運転工		第２編 2-3-2 浚渫船運転工	
第５章　養 浜				
第２節　砂止工	5-2-1 根固めブロック工		第２編 1-7-3 根固めブロック工	

【第４編　砂　防　編】

第１章　砂防ダム				
章、節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第３節 工場製作工	1-3-3 鋼製堰堤製作工（仮組立時）		第１編 3-3-14-3 桁制作工	
	1-3-4 鋼製堰堤仮設材製作工			
	1-3-5 工場塗装工		第１編 3-3-15 工場塗装工	
第４節　法面工	1-4-2 植生工		第１編 3-3-7 植生工	
	1-4-3 法面吹付工		第１編 3-3-6 吹付工	
	1-4-4 法枠工		第１編 3-3-5 法枠工	
	1-4-6 アンカー工		第６編 1-4-6 アンカー工	
	1-4-7 かご工	じゃかご	第２編 1-5-13 羽口工	
		ふとんかご		
第６節 コンクリート堰堤工	1-6-4 コンクリート堰堤本体工			
	1-6-5 コンクリート副堰堤工			
	1-6-6 コンクリート側壁工			2-409
	1-6-8 水叩工			
第７節 鋼製堰堤工	1-7-5 鋼製堰堤本体工	不透過型		
		透過型		
	1-7-6 鋼製側壁工			
	1-7-7 コンクリート側壁工		第４編 1-6-6 コンクリート側壁工	
	1-7-8 水叩工		第４編 1-6-8 コンクリート水叩工	
	1-7-10 現場塗装工			2-409

【第４編　砂　防　編】

章、節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第８節 護床工・根固め工	1-8-4 根固めブロック工		第２編 1-7-3 根固めブロック工	
	1-8-6 沈床工		第２編 1-7-4 沈床工	
	1-8-7 かご工	じゃかご工	第２編 1-7-5 かご工	
		ふとんかご工		
第９節　砂防堰堤 付属物設置工	1-9-3 防止柵工		第１編 3-3-10 防止柵工	
第 10 節　付帯道路工	1-10-3 路側防護柵工		第１編 3-3-11 路側防護柵工	
	1-10-5 アスファルト舗装工		第１編 3-6-5 アスファルト舗装工	
	1-10-6 コンクリート舗装工		第１編 3-6-6 コンクリート舗装工	
	1-10-7 薄層カラー舗装工		第１編 3-6-7 薄層カラー舗装工	
	1-10-8 側溝工		第２編 3-5-3 側溝工	
	1-10-9 集水桝工		第２編 1-9-9 集水桝工	
	1-10-10 縁石工		第１編 3-3-8 縁石工	
	1-10-11 区画線工		第１編 3-3-12 区画線工	
第 11 節 付帯道路施設工	1-11-3 道路付属物工		第１編 3-3-13 道路付属物工	
	1-11-4 小型標識工		第１編 3-3-9 小型標識工	
第２章　流　路				
第３節 流路護岸工	2-3-4 基礎工(護岸)		第１編 3-4-3 基礎工(護岸)	
	2-3-5 コンクリート擁壁工		第４編 1-6-4 コンクリート堰堤本体工	
	2-3-6 ブロック積擁壁工		第１編 3-5-3 コンクリートブロック工	
	2-3-7 石積擁壁工		第１編 3-5-5 石積(張)工	
	2-3-8 護岸付属物工		第１編 3-3-5 法枠工	
	2-3-9 植生工		第１編 3-3-7 植生工	
第４節　床固め工	2-4-4 床固め本体工		第４編 1-6-4 コンクリート堰堤本体工	
	2-4-5 垂直壁工		第４編 1-6-4 コンクリート堰堤本体工	
	2-4-6 側壁工		第４編 1-6-6 コンクリート側壁工	
	2-4-7 水叩工		第４編 1-6-6 水叩工	
	2-4-8 魚道工		第４編 1-6-4 コンクリート堰堤本体工	
第５節 根固め・水制工	2-5-4 根固めブロック工		第２編 1-7-3 根固めブロック工	
	2-5-6 捨石工		第２編 1-7-6 捨石工	
	2-5-7 かご工	じゃかご工	第２編 1-5-13 羽口工	
		ふとんかご工		

【第４編　砂　防　編】

章、節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第５節 根固め・水制工	2-5-7 かご工	かごマット工	第２編 1-5-9-2 多自然型護岸工(かごマット)	
第６節　流路付属 物設置工	2-6-2 階段工		第２編 3-6-7 階段工	
	2-6-3 防止柵工		第１編 3-3-10 防止柵工	
第３章　斜面対策				
第３節　法面工	3-3-2 植生工		第１編 3-3-7 植生工	
	3-3-3 吹付工		第１編 3-3-6 吹付工	
	3-3-4 法枠工		第１編 3-3-5 法枠工	
	3-3-5 かご工	じゃかご工	第２編 1-5-13 羽口工	
		ふとんかご工		
	3-3-6 アンカー工(プレキャストコンクリート板)		第６編 1-4-6 アンカー工	
	3-3-6 抑止アンカー工		第６編 1-4-6 アンカー工	
第４節　擁壁工	3-4-3 既製杭工		第１編 3-4-4 既製杭工	
	3-4-4 場所打擁壁工		第２編 1-6-3 場所打擁壁工	
	3-4-5 プレキャスト擁壁工		第２編 1-6-4 プレキャスト擁壁工	
	3-4-6 補強土壁工			2-409
	3-4-7 井桁ブロック工			
	3-4-8 落石防護工			
第５節　山腹水路工	3-5-3 山腹集水路・排水路工		第４編 1-10-8 側溝工	
	3-5-4 山腹明暗渠工			2-409
	3-5-5 山腹暗渠工		第２編 3-5-5 暗渠工	
	3-5-6 現場打水路工		第２編 3-5-3 側溝工	
	3-5-7 集水桝工		第２編 1-9-10 集水桝工	
第６節 地下水排除工	3-6-4 集排水ボーリング工			2-409
	3-6-5 集水井工			
第７節 地下水遮断工	3-7-3 現場打擁壁工		第２編 1-6-3 場所打擁壁工	
	3-7-4 固結工		第１編 3-7-9 固結工	
	3-7-5 矢板工		第１編 3-3-4 矢板工	
第８節　抑止杭工	3-8-2 既製杭工		第１編 3-4-4 既製杭工	

【第４編　砂　防　編】

章、節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第８節　抑止杭工	3-8-3 場所打杭工		第１編 3-4-5 場所打杭工	
	3-8-4 シャフト工（深礎工）		第１編 3-4-6 深礎工	
	3-8-5 合成杭工			2-410

【第５編　ダ　ム　編】

章、節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第１章　コンクリートダム				
第４節 ダムコンクリート工	1-4 コンクリートダム工(本体)			2-411
	1-4 コンクリートダム工(水叩)			
	1-4 コンクリートダム工(副ダム)			
	1-4 コンクリートダム工(導流壁)			
第２章　フィルダム				
第３節　盛立工	2-3-5 コアの盛立			2-411
	2-3-6 フィルターの盛立			
	2-3-7 ロックの盛立			
	2 フィルダム(洪水吐)			
第３章　基礎グラウチング				
第３節　ボーリング工	3-3 ボーリング工			2-411

【第６編　道　路　編】

章、節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第１章　道路改良				
第３節 工場製作工	1-3-2 遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		
		工場塗装工	第１編 3-3-15 工場塗装工	
第４節　法面工	1-4-2 植生工		第１編 3-3-7 植生工	
	1-4-3 法面吹付工		第１編 3-3-6 吹付工	
	1-4-4 法枠工		第１編 3-3-5 法枠工	
	1-4-6 アンカー工			

【第６編　道　路　編】

章、節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第４節　法面工	1-4-7 かご工	じゃかご工	第２編 1-5-13 羽口工	
		ふとんかご工		
第５節　擁壁工	1-5-3 既製杭工		第１編 3-4-4 既製杭工	
	1-5-4 場所打杭工		第１編 3-4-5 場所打杭工	
	1-5-5 場所打擁壁工		第２編 1-6-3 場所打擁壁工	
	1-5-6 プレキャスト擁壁工		第２編 1-6-4 プレキャスト擁壁工	
	1-5-7 補強土壁工		第４編 3-4-6 補強土壁工	
	1-5-8 井桁ブロック工		第４編 3-4-7 井桁ブロック工	
第６節　石・ブロック積(張)工	1-6-3 コンクリートブロック工		第１編 3-5-3 コンクリートブロック工	
	1-6-4 石積(張)工		第１編 3-5-5 石積(張)工	
第７節 カルバート工	1-7-4 既製杭工		第１編 3-4-4 既製杭工	
	1-7-5 場所打杭工		第１編 3-4-5 場所打杭工	
	1-7-6 場所打函渠工			
	1-7-7 プレキャストカルバート工		第２編 3-3-6 函渠工	
第８節 排水構造物工 (小型水路工)	1-8-3 側溝工		第２編 1-9-9 側溝工	
	1-8-4 管渠工		第２編 1-9-9 側溝工	
	1-8-5 集水桝・マンホール工		第２編 1-9-10 集水桝工	
	1-8-6 地下排水工		第２編 3-5-5 暗渠工	
	1-8-7 場所打水路工		第２編 3-5-3 側溝工	
	1-8-8 排水工（小段排水・縦排水）		第２編 1-9-9 側溝工	
第９節 落石雪害防止工	1-9-4 落石防止網工			2-412
	1-9-5 落成防護柵工			
	1-9-6 防雪柵工			
	1-9-7 雪崩防柵工			
第 10 節　遮音壁工	1-10-4 遮音壁基礎工			
	1-10-5 遮音壁本体工			
第２章　舗　装				
第３節　舗装工	2-3-5 アスファルト舗装工	（歩道路盤工、歩道舗装工）	第１編 3-6-6 アスファルト舗装工	

【第６編　道　路　編】

章、節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第３節　舗装工	2-3-6 半たわみ性舗装工	下層路盤工		2-412
		上層路盤工(粒度調整路盤工)		2-413
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		
		加熱アスファルト安定処理工		
		基層工		
		表層工		
	2-3-7 排水性舗装工	下層路盤工		
		上層路盤工(粒度調整路盤工)		
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		2-414
		加熱アスファルト安定処理工		
		基層工		
		表層工		
	2-3-8 グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		
		基層工		
		表層工		
	2-3-9 透水性舗装工	路盤工		
		表層工		2-415
	2-3-10 コンクリート舗装工		第１編 3-6-6 コンクリート舗装工	
	2-3-11 薄層カラー舗装工		第１編 3-6-7 薄層カラー舗装工	
	2-3-12 ブロック舗装工		第１編 3-6-8 ブロック舗装工	
第４節　排水構造物工（路面排水工）	2-4-3 側溝工		第２編 1-9-9 側溝工	
	2-4-4 管渠工		第２編 1-9-9 側溝工	
	2-4-5 集水桝（街渠桝）・マンホール工		第２編 1-9-10 集水桝工	
	2-4-6 地下排水工		第２編 3-5-5 暗渠工	
	2-4-7 現場打水路工		第２編 3-5-3 側溝工	
	2-4-8 排水工（小段排水・縦排水）		第２編 1-9-9 側溝工	
	2-4-9 排水性舗装用路肩排水工			2-415

【第６編　道　路　編】

章、節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第５節　縁石工	2-5-3 縁石工		第１編 3-3-8 縁石工	
第６節　踏掛版工	2-6-4 踏掛版工	コンクリート工		2-415
		ラバーシュー		
		アンカーボルト		
第７節　防護柵工	2-7-3 路側防護柵工		第１編 3-3-11 路側防護柵工	
	2-7-4 防止柵工		第１編 3-3-10 防止柵工	
	2-7-5 ボックスビーム工		第１編 3-3-11 路側防護柵工	
	2-7-6 車止めポスト工		第１編 3-3-10 防止柵工	
第８節　標識工	2-8-3 小型標識工		第１編 3-3-9 小型標識工	
	2-8-4 大型標識工	標識基礎工		2-415
		標識柱工		
第９節　区画線工	2-9-2 区画線工		第１編 3-3-12 区画線工	
第 11 節　道路付属施設工	2-11-4 道路付属物工		第１編 3-3-13 道路付属物工	
	2-11-5 ケーブル配管工			2-415
		ハンドホール		
	2-11-6 照明工	照明柱基礎工		
第３章　橋梁下部				
第３節　工場製作工	3-3-2 刃口金物製作工		第２編 5-3-3 刃口金物製作工	
	3-3-3 鋼製橋脚製作工			2-415
	3-3-4 アンカーフレーム製作工			
	3-3-5 工場塗装工		第１編 3-3-15 工場塗装工	
第４節　橋台工	3-4-3 既製杭工		第１編 3-4-4 既製杭工	
	3-4-4 場所打杭工		第１編 3-4-5 場所打杭工	
	3-4-5 深礎工		第１編 3-4-6 深礎工	
	3-4-6 オープンケーソン基礎工		第１編 3-4-7 オープンケーソン基礎工	
	3-4-7 ニューマチックケーソン基礎工		第１編 3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	
	3-4-8 橋台躯体工			2-415
第５節　RC 橋脚工	3-5-3 既製杭工		第１編 3-4-4 既製杭工	
	3-5-4 場所打杭工		第１編 3-4-5 場所打杭工	
	3-5-5 深礎工		第１編 3-4-6 深礎工	

【第6編　道　路　編】

章、節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第5節　RC橋脚工	3-5-6 オープンケーソン基礎工		第1編3-4-7 オープンケーソン基礎工	
	3-5-7 ニューマチックケーソン基礎工		第1編3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	
	3-5-8 鋼管矢板基礎工		第1編3-4-9 鋼管矢板基礎工	
	3-5-9 橋脚躯体工	張出式		2-416
		重力式	第6編3-5-9 橋脚躯体工	
		半重力式	第6編3-5-9 橋脚躯体工	
		ラーメン式		2-416
第6節 鋼製橋脚工	3-6-3 既製杭工		第1編3-4-4 既製杭工	
	3-6-4 場所打杭工		第1編3-4-5 場所打杭工	
	3-6-5 深礎工		第1編3-4-6 深礎工	
	3-6-6 オープンケーソン基礎工		第1編3-4-7 オープンケーソン基礎工	
	3-6-7 ニューマチックケーソン基礎工		第1編3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	
	3-6-8 鋼管矢板基礎工		第1編3-4-9 鋼管矢板基礎工	
	3-6-9 橋脚フーチング工	I型・T型		2-416
		門型		
	3-6-10 橋脚架設工	I型・T型		
		門型		
	3-6-11 現場継手工			
	3-6-12 現場塗装工			
第7節 護岸基礎工	3-7-3 基礎工		第1編3-4-3 基礎工(護岸)	
	3-7-4 矢板工		第1編3-3-4 矢板工	
第8節 矢板護岸工	3-8-3 笠コンクリート工		第1編3-4-3 基礎工(護岸)	
	3-8-4 矢板工		第1編3-3-4 矢板工	
第3章　橋梁下部				
第9節 法覆護岸工	3-9-2コンクリートブロック工		第1編3-5-3コンクリートブロック工	
	3-9-3 護岸付属物工		第2編1-5-4 護岸付属物工	
	3-9-4 緑化ブロック工		第1編3-5-4 緑化ブロック工	
	3-9-5 環境護岸ブロック工		第1編3-5-3コンクリートブロック工	
	3-9-6 石積(張)工		第1編3-5-5 石積(張)工	

【第6編　道　路　編】

章、節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第9節 法覆護岸工	3-9-7 法枠工		第1編3-3-5 法枠工	
	3-9-8 多自然型護岸工		第2編1-5-9 多自然型護岸工	
	3-9-9 吹付工		第1編3-3-6 吹付工	
	3-9-10 植生工		第1編3-3-7 植生工	
	3-9-11 覆土工		第1編4-3-5 整形仕上げ工	
	3-9-12 羽口工		第2編1-5-13 羽口工	
第10節 擁壁護岸工	3-10-3 場所打擁壁工		第2編1-6-3 場所打擁壁工	
	3-10-4 プレキャスト擁壁工		第2編1-6-4 プレキャスト擁壁工	
第4章　鋼橋上部				
第3節 工場製作工	4-3-3 桁製作工		第1編3-3-14-1 桁製作工	
	4-3-4 検査路製作工			
	4-3-5 鋼製伸縮継手製作工			
	4-3-6 落橋防止装置製作工			
	4-3-7 鋼製排水管製作工			2-416
	4-3-8 橋梁用防護柵製作工			2-417
	4-3-9 橋梁用高欄製作工			
	4-3-10 横断歩道橋製作工		第3編3-3-14 桁製作工	
	4-3-11 鋳造費			
	4-3-12 アンカーフレーム製作工			2-417
	4-3-13 工場塗装工		第1編3-3-15 工場塗装工	2-417
第4節 鋼橋架設工	4-4-4 架設工(クレーン架設)			
	4-4-5 架設工（ケーブルクレーン架設）			2-417

【第６編　道　路　編】

章、節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第４節 鋼橋架設工	4-4-6 架設工(ケーブルエレクション架設)			2-417
	4-4-7 架設工（架設桁架設）			
	4-4-8 架設工（送出し架設）			
	4-4-9 架設工(トラベラークレーン架設)			
	4-4-10 支承工	鋼製支承		
		ゴム支承		
	4-4-11 現場継手工			
第５節 橋梁現場塗装工	4-5-3 現場塗装工			
第６節　床版工	4-6-2 床版工			2-418
第７節 橋梁付属物工	4-7-2 伸縮装置工	ゴムジョイント		
		鋼フィンガージョイント		
	4-7-5 地覆工			
	4-7-6 橋梁用防護柵工			
	4-7-7 橋梁用高欄工			
	4-7-8 検査路工			
第８節 歩道橋本体工	4-8-3 既製杭工		第１編 3-4-4 既製杭工	
	4-8-4 場所打杭工		第１編 3-4-5 場所打杭工	
	4-8-5 橋脚フーチング工		第６編 3-6-9 橋脚フーチング工	
	4-8-6 歩道橋（側道橋）架設工		第６編第４章第４節鋼橋架設工	
	4-8-7 現場塗装工（歩道橋）		第６編 4-5-3 現場塗装工	
第５章　コンクリート橋上部				
第３節 工場製作工	5-3-2 プレビーム用桁製作工		第１編 3-3-14-1 桁製作工	
	5-3-3 橋梁用防護柵製作工		第６編 4-3-8 橋梁用防護柵製作工	

【第６編　道　路　編】

章、節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第３節 工場製作工	5-3-4 鋼製伸縮継手製作工		第６編 4-3-5 鋼製伸縮継手製作工	
	5-3-5 検査路製作工		第６編 4-3-4 検査路製作工	
	5-3-6 工場塗装工		第１編 3-3-15 工場塗装工	
第４節　PC 橋工	5-4-2 プレテンション桁製作工(購入工)	けた橋		2-418
		スラブ橋		
	5-4-3 ポストテンション T(I)桁製作工			
	5-4-4 プレキャストセグメント製作工(購入工)			
	5-4-5 プレキャストセグメント主桁組立工			
	5-4-6 支承工			
	5-4-7 架設工(クレーン架設)			
	5-4-8 架設工（架設桁架設）			
	5-4-9 床版・横組工			
	5-4-10 落橋防止装置製作工			
第５節 プレビーム桁橋工	5-5-2 プレビーム桁製作工(現場)			2-419
	5-5-3 支承工		第６編 5-4-6 支承工	
	5-5-4 架設工(クレーン架設)			
	5-5-5 架設工（架設桁架設）			
	5-5-6 床版・横組工		第６編 5-4-9 床版・横組工	
	5-5-7 落橋防止装置製作工		第６編 5-4-10 落橋防止装置製作工	

【第6編　道　路　編】

章、節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第6節 PCホロースラブ橋工	5-6-2架設工支保工(固定)			
	5-6-3 支承工		第6編5-4-6 支承工	
	5-6-4 PCホロースラブ製作工			2-419
	5-6-5落橋防止装置製作工		第6編5-4-10落橋防止装置製作工	
第7節 RCホロースラブ橋工	5-7-2 架設工支保工(固定)			
	5-7-3 支承工		第6編5-4-6 支承工	
	5-7-4RC場所打ホロースラブ製作工			
	5-7-5 落橋防止装置製作工		第6編5-4-10落橋防止装置製作工	
第8節　PC版桁橋工	5-8-2PC 版桁製作工			
第9節　PC箱桁橋工	5-9-2 架設工支保工(固定)			
	5-9-3 支承工		第6編5-4-6 支承工	
	5-9-4PC 箱桁製作工			
	5-9-5 落橋防止装置製作工		第6編5-4-10落橋防止装置製作工	
第10節 PC片持箱桁橋工	5-10-2PC 片持箱桁製作工			
	5-10-3 支承工		第6編5-4-6 支承工	
	5-10-4 架設工(片持架設)			
第11節 PC押出し箱桁橋工	5-11-2 PC 押出し箱桁製作工			2-419
	5-11-3 架設工（押し出架設）			
第12節 橋梁付属物工	5-12-2 伸縮装置工		第6編4-7-2 伸縮装置工	
	5-12-4 地覆工		第6編4-7-5 地覆工	
	5-12-5 橋梁用防護柵工		第6編4-7-6 橋梁用防護柵工	

【第6編　道　路　編】

章、節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第12節 橋梁付属物工	5-12-6 橋梁用高欄工		第6編4-7-7 橋梁用高欄工	
第6章　トンネル(NATM)				
第4節　支保工	6-4-3 吹付工			
	6-4-4 ロックボルト工			
第5節　覆工	6-5-3 覆工ｺﾝｸﾘｰﾄ工			
	6-5-4 側壁ｺﾝｸﾘｰﾄ工			
	6-5-5 床版ｺﾝｸﾘｰﾄ工			2-420
第6節　インバート工	6-6-4 インバート本体工			
第7節　坑内付帯工	6-7-5 地下排水工			
第8節　坑門工	6-8-4 坑門本体工			
	6-8-5 明り巻工			
第7章　トンネル(矢板)				
第5節　覆工	7-5-3 覆工ｺﾝｸﾘｰﾄ工			2-421
	7-5-4 床版ｺﾝｸﾘｰﾄ工		第6編6-5-5 床版コンクリート工	
第6節　インバート工	7-6-4 インバート本体工			2-421
第7節　坑内付帯工	7-7-5 地下排水工		第6編6-7-5 地下排水工	
第12章　共同溝				
第3節　工場製作工	12-3-3 工場塗装工		第1編3-3-15 工場塗装工	
第5節 現場打構築工	12-5-2 現場打躯体工			
	12-5-4 カラー継手工			
	12-5-5 防水工	防水		
		防水保護工		2-421
		防水壁工		
第6節 プレキャスト構築工	12-6-2 プレキャスト躯体工			
第13章　電線共同溝				
第5節 電線共同溝工	13-5-2 管路工(管路部)			
	13-5-3 プレキャストボックス工(特殊部)			
	13-5-4 現場打ちボックス工(特殊部)		第6編12-5-2 現場打躯体工	

【第６編　道　路　編】

章、節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第６節 付帯設備工	13-6-2 ハンドホール工			
第 14 章　情報ボックス工				
第３節 情報ボックス工	14-3-3 管路工(管路部)		第６編 113-5-2 管路工(管路部)	
第４節　付帯設備工	14-4-2 ハンドホール工		第６編 113-6-2 ハンドホール工	
第 15 章　道路維持				
第４節　舗装工	15-4-3 路面切削工			2-422
	15-4-4 舗装打換え工			
	15-4-5 切削オーバーレイ工			
	15-4-6 オーバーレイ工			
	15-4-7 路上再生工			
	15-4-8 薄層カラー舗装工		第１編 3-6-7 薄層カラー舗装工	
	15-4-11 グルービング工			2-422
第５節 排水構造物工	15-5-3 側溝工		第２編 1-9-9 側溝工	
	15-5-4 管渠工		第２編 1-9-9 側溝工	
	15-5-5 集水桝・マンホール工		第２編 1-9-10 集水桝工	
	15-5-6 地下排水工		第２編 3-5-5 暗渠工	
	15-5-7 現場打水路工		第２編 3-5-3 側溝工	
	15-5-8 排水工		第２編 1-9-9 側溝工	
第６節　防護柵工	15-6-3 路側防護柵工		第１編 3-3-11 路側防護柵工	
	15-6-4 防止柵工		第１編 3-3-10 防止柵工	
	15-6-5 ボックスビーム工		第１編 3-3-11 路側防護柵工	
	15-6-6 車止めポスト工		第１編 3-3-10 防止柵工	
第７節　標識工	15-7-3 小型標識工		第１編 3-3-9 小型標識工	
	15-7-4 大型標識工		第６編 2-8-4 大型標識工	
第８節 道路付属施設工	15-8-4 道路付属物工		第１編 3-3-13 道路付属物工	
	15-8-5 ケーブル配管工		第６編 2-11-5 ケーブル配管工	
	15-8-6 照明工		第６編 2-11-6 照明工	
第９節　擁壁工	15-9-3 場所打擁壁工		第２編 1-6-3 場所打擁壁工	

【第６編　道　路　編】

章、節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第９節　擁壁工	15-9-4 プレキャスト擁壁工		第２編 1-6-4 プレキャスト擁壁工	
第 10 節 石・ブロック積(張)工	15-10-3 コンクリートブロック工		第１編 3-5-3 コンクリートブロック工	
	15-10-4 石積(張)工		第１編 3-5-5 石積(張)工	
第 11 節 カルバート工	15-11-4 場所打函渠工		第６編 1-7-6 場所打函渠工	
	15-11-5 プレキャストカルバート工		第２編 3-3-6 函渠工	
第 12 節　法面工	15-12-2 植生工		第１編 3-3-7 植生工	
	15-12-3 法面吹付工		第１編 3-3-6 吹付工	
	15-12-4 法枠工		第１編 3-3-5 法枠工	
	15-12-6 アンカー工		第６編 1-4-6 アンカー工	
	15-12-7 かご工	じゃかご工	第２編 1-5-13 羽口工	
		ふとんかご工		
第 14 節 橋梁付属物工	15-14-2 伸縮継手工		第６編 4-7-2 伸縮装置工	
	15-14-4 地覆工		第６編 4-7-5 地覆工	
	15-14-5 橋梁用防護柵工		第６編 4-7-6 橋梁用防護柵工	
	15-14-6 橋梁用高欄工		第６編 4-7-7 橋梁用高欄工	
	15-14-7 検査路工		第６編 4-7-8 検査路工	
第 16 節 橋梁現場塗装工	15-16-6 コンクリート面塗装工		第１編 3-3-16 コンクリート面塗装工	
第 17 章　道路修繕				
第３節 工場製作工	17-3-4 桁補強材製作工			2-422
	17-3-5 落橋防止装置製作工		第６編 4-3-6 落橋防止装置製作工	
第４節　舗装工	17-4-3 路面切削工		第６編 15-4-3 路面切削工	
	17-4-4 舗装打換え工		第６編 15-4-4 舗装打換え工	
	17-4-5 切削オーバーレイ工		第６編 15-4-5 切削オーバーレイ工	
	17-4-6 オーバーレイ工		第６編 15-4-6 オーバーレイ工	
	17-4-7 路上再生工		第６編 15-4-7 路上再生工	
	17-4-8 薄層カラー舗装工		第６編 15-4-8 薄層カラー舗装工	

【第６編　道　路　編】

章、節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第４節　舗装工	17-4 歩道舗装修繕工		第６編 2-3 舗装工（歩道路盤工、歩道舗装工）	
第５節 排水構造物工	17-5-3 側溝工		第２編 1-9-9 側溝工	
	17-5-4 管渠工		第２編 1-9-9 側溝工	
	17-5-5 集水桝・マンホール工		第２編 1-9-10 集水桝工	
	17-5-6 地下排水工		第２編 3-5-5 暗渠工	
	17-5-7 現場打水路工		第２編 3-5-3 側溝工	
	17-5-8 排水工		第２編 1-9-9 側溝工	
第６節　縁石工	17-6-3 縁石工		第１編 3-3-8 縁石工	
第７節　防護柵工	17-7-3 路側防護柵工		第１編 3-3-11 路側防護柵工	
	17-7-4 防止柵工		第１編 3-3-10 防止柵工	
	17-7-5 ボックスビーム工		第１編 3-3-11 路側防護柵工	
	17-7-6 車止めポスト工		第１編 3-3-10 防止柵工	
第８節　標識工	17-8-3 小型標識工		第１編 3-3-9 小型標識工	
	17-8-4 大型標識工		第６編 2-8-4 大型標識工	
第９節　区画線工	17-9-2 区画線工		第１編 3-3-12 区画線工	
第 11 節 道路付属施設工	17-11-4 道路付属物工		第１編 3-3-13 道路付属物工	
	17-11-5 ケーブル配管工		第６編 2-11-5 ケーブル配管工	
	17-11-6 照明工		第６編 2-11-6 照明工	
第 12 節　擁壁工	17-12-3 場所打擁壁工		第２編 1-6-3 場所打擁壁工	
	17-12-4 プレキャスト擁壁工		第２編 1-6-4 プレキャスト擁壁工	
第 13 節 石・ブロック積(張)工	17-13-3 コンクリートブロック工		第１編 3-5-3 コンクリートブロック工	
	17-13-4 石積(張)工		第１編 3-5-5 石積(張)工	
第 14 節 カルバート工	17-14-4 場所打函渠工		第６編 1-7-6 場所打函渠工	
	17-14-5 プレキャストカルバート工		第２編 3-3-6 函渠工	
第 15 節　法面工	17-15-2 植生工		第１編 3-3-7 植生工	
	17-15-3 法面吹付工		第１編 3-3-6 吹付工	
	17-15-4 法枠工		第１編 3-3-5 法枠工	
	17-15-6 アンカー工		第６編 1-4-6 アンカー工	

【第６編　道　路　編】

章、節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
第 15 節　法面工	17-15-7 かご工	じゃかご工	第２編 1-5-13 羽口工	
		ふとんかご工		
第 16 節 落石雪害防止工	17-16-4 落石防止網工		第６編 1-9-4 落石防止網工	
	17-16-5 落石防護柵工		第６編 1-9-5 落石防護柵工	
	17-16-6 防雪柵工		第６編 1-9-6 防雪柵工	
	17-16-7 雪崩防柵工		第６編 1-9-7 雪崩防柵工	
第 18 節　鋼桁工	17-18-3 鋼桁補強工		第６編 17-3-4 桁補強材製作工	
第 19 節 鋼橋支承工	17-19-3 鋼橋支承工		第６編 4-4-10 支承工	
	17-19-3PC 橋支承工		第６編 5-4-6 支承工	
第 20 節 橋梁付属物工	17-20-3 伸縮継手工		第６編 4-7-2 伸縮装置工	
	17-20-4 落橋防止装置製作工		第６編 5-4-10 落橋防止装置製作工	
	17-20-6 地覆工		第６編 4-7-5 地覆工	
	17-20-7 橋梁用防護柵工		第６編 4-7-6 橋梁用防護柵工	
	17-20-8 橋梁用高欄工		第６編 4-7-7 橋梁用高欄工	
	17-20-9 検査路工		第６編 4-7-8 検査路工	
第 21 節 橋梁現場塗装工	17-23-3 橋梁現場塗装工		第６編 4-5-3 現場塗装工	
	17-23-6 コンクリート面塗装工		第１編 3-3-16 コンクリート面塗装工	
その他	舗装関係			2-423
	ダム工関係			
	トンネル工関係			
	維持修繕工関係			2-424

【第７編　港　湾　編】

章、節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
港　湾	浚渫			2-428
	床堀			
	埋立裏埋			
	置換え			2-429
	敷砂、砕石マット			
	サンドドレーン			2-429

【第７編　港　湾　編】

章、節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
港　湾	砕石ドレーン、ペーパードレーン			2-429
	載荷			
	サンドコンパクション			
	ロッドコンパクション			
	深層混合処理			
	アスファルトマット、繊維系マット合成樹脂系マット、ゴムマット			
	摩擦増大用マット（アスファルトマットの場合）			
	（アスファルトマット以外の場合）			2-431
	捨　石(均しをしない面)			
	捨　石（本ならし）			
	捨　石（荒ならし）			
	被覆石及び根固			
	岸壁裏込め			
	鋼杭			
	コンクリート杭			2-432
	鋼矢板			
	鋼管矢板			
	コンクリート矢板			
	腹起し			
	タイロッド材（タイロッド取り付け）			
	ケーソン製作			2-433
	ケーソン据付			
	コンクリートブロック製作	Ｌ型ブロック、セルラーブロック、直立消波ブロック及び方塊		2-436
	コンクリートブロック据え付け	同上		2-437
	異形ブロック製作			2-438

【第７編　港　湾　編】

章、節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
港　湾	中詰			2-439
	蓋コンクリート(現場打ち)			
	蓋コンクリート(プレキャスト)			
	防波堤			
	岸壁			
	桟橋上部コンクリート			
	路床			2-441
	路盤（下層）			
	路盤（上層・粒調）			
	路盤(上層AS安定処理)			
	路盤（上層セメント安定処理）			
	コンクリート版			
	アスファルトコンクリート(基層)			
	アスファルトコンクリート(表層)			
	縁石			
	区画線			
	道路標識			
	防護柵			
	土工			2-442
	係船柱			2-443
	防舷材			
	車止め			
	防食(電防陽極)			2-444
	被覆防食			
	アーク溶接			2-445
	水中溶接			
	ガス切断			
	水中切断			
	張芝工			
	筋芝工			

【第７編　港　湾　編】

章、節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
港　湾	播種工			2-446
	種子吹付工			
	植栽工			

【第８編　下 水 道 編】

章、節	条	枝　　番	準用する出来形管理基準	頁
下　水　道	開削工			
	推進工			
	シールド工			
	人孔工			
	ポンプ場・終末処理場の躯体工			
	池・槽の主要部			

撮影箇所一覧表

区　　分	工　　種	写真管理項目			摘　　要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前１回〔着手前〕	着手前１枚	
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後１回〔完成後〕	施工完了後１枚	
施工状況写真	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月１回〔月末〕	不要	
		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜〔施工中〕	適宜	
			創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜〔施工中〕	不要	創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付
	仮設（指定仮設）	使用材料、仮設状況、形状寸法	1施工箇所に1回〔施工前後〕	代表箇所１枚	
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて〔発生時〕	不要	工事打合簿に添付する
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に１回〔設置後〕	全景１枚	
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に１回〔設置後〕		
		監視員交通整理状況	各１回〔作業中〕		
		安全訓練等の実施状況	実施毎に１回〔実施中〕	不要	実施状況資料に添付する
使用材料	使用材料	形状寸法、使用数量、保管状況	各品目毎に１回〔使用前〕	不要	品質証明に添付する
		品質証明（JISマーク表示）	各品目毎に１回		
		検査実施状況	各品目毎に１回〔検査時〕		
品質管理写真		別添　撮影箇所一覧表(品質管理)に準じて撮影			
		不可視部分の施工	適宜	適宜	
		出来形管理基準が定められていない	監督職員と協議事項		

区　　分	工　　種	写真管理項目			摘　　要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
出来形管理写真	別添出来形管理写真撮影箇所一覧表に記載				
災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度 〔被災前〕 〔被災直後〕 〔被災後〕	適宜	
事故	事故報告	事故の状況	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	適宜	発生前は付近の写真でも可
補償関係外	補償関係	被害又は損害状況等	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	適宜	
	環境対策イメージアップ等	各施設設置状況	各種毎1回 〔設置後〕		

品質管理写真撮影箇所一覧

番号	工　　種	写真管理項目			摘　　要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）（施工）	塩化物総量規制	コンクリートの種類毎に１回（試験実施中）	不要	
		スランプ試験	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの		
		コンクリート圧縮強度試験			
		空気量測定	品質に変化が見られた場合（試験実施中）		
		コンクリート曲げ強度試験	コンクリートの種類毎に１回（試験実施中）		コンクリート舗装の場合
		コアによる強度試験	品質に異常が見られた場合（試験実施中）		
		コンクリートの洗い分析試験			
	同上（施工後試験）	ひび割れ調査	対象構造物毎１回（試験実施中）		
		テストハンマーによる強度推定調査			
		コアによる強度試験	テストハンマー試験により必要が認められた時（試験実施中）		
2	ガス圧接	外観検査	検査毎に１回〔検査実施中〕	不要	
		超音波探傷検査			
3	既製杭工	外観検査	検査毎に１回〔検査実施中〕	不要	
		浸透探傷試験	試験毎に１回〔試験実施中〕		
		放射線透過試験			
		超音波探傷試験			
		水セメント比試験			
		セメントミルク圧縮強度試験			
4	下層路盤工	現場密度測定	各種路盤毎に１回〔試験実施中〕	不要	
		プルフローリング	路盤毎に１回〔試験実施中〕		
		平板載荷試験	各種路盤毎に１回〔試験実施中〕		
		骨材ふるい分け試験	品質に異常が認められた場合（試験実施中）		
		土の液性限界・塑性限界試験			
		含水比試験			
5	上層路盤工	現場密度測定	各種路盤毎に１回〔試験実施中〕	不要	
		粒度			
		平板載荷試験			

番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
5	上層路盤工	土の液性限界・塑性限界試験	観察により異常が認められた場合（試験実施中）	不要	
		含水比試験			
6	アスファルト安定処理路盤	アスファルト舗装に準拠		不要	
7	セメント安定処理路盤（施工）	粒度	各種路盤毎（試験実施中）	不要	
		現場密度測定			
		含水比試験	観察により異常が認められた場合（試験実施中）		
		セメント量試験	品質に異常が認められた場合（試験実施中）		
8	アスファルト舗装（プラント）	粒度	合材の種別毎に1回〔試験実施中〕	不要	
		アスファルト量抽出粒度分析試験			
		温度測定			
		水浸ホイールトラッキング試験			
		ホイールトラッキング試験			
		ラベリング試験			
	アスファルト舗装（舗設現場）	現場密度の測定	合材の種別毎に1回〔試験実施中〕	不要	
		温度測定			
		外観検査			
		すべり抵抗試験			
9	転圧コンクリート（施工）	コンシステンシーVC試験	コンクリートの種類毎に1回〔試験実施中〕	不要	
		マーシャル突き固め試験			
		ランマー突き固め試験			
		コンクリートの曲げ強度試験			
		温度測定（コンクリート）	コンクリートの種類毎に1回〔温度測定中〕		
		現場密度の測定	コンクリートの種類毎に1回〔試験実施中〕		
		コアによる密度試験			
10	グースアスファルト舗装（プラント）	貫入試験40℃	合材の種類毎に1回〔試験実施中〕	不要	
		リュエル流動性試験240℃			
		ホイールトラッキング試験			
		曲げ試験			
		粒度			

番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
10	グースアスファルト舗装（プラント）	アスファルト量抽出粒度分析試験	合材の種類毎に1回〔試験実施中〕	不要	
		温度測定			
	グースアスファルト舗装（舗設現場）	温度測定	合材の種類毎に1回〔試験実施中〕	不要	
11	路床安定処理工	現場密度の測定	路床毎に1回〔試験実施中〕	不要	
		プルフローリング			
		平板載荷試験			
		現場CBR試験			
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合〔試験実施中〕		
		たわみ量	プルーフローリングの不良箇所について実施〔試験実施中〕	不要	
12	表層安定処理工（表層混合処理）	含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合〔試験実施中〕	不要	
		現場密度の測定	材質毎に1回〔試験実施中〕		
		プルーフローリング	工種毎に1回〔試験実施中〕		
		平板載荷試験	材質毎に1回〔試験実施中〕		
		現場CBR試験			
		たわみ量	プルーフローリングの不良箇所について実施〔試験実施中〕		
13	固結工	土の一軸圧縮試験	材質毎に1回〔試験実施中〕	不要	
14	アンカー工	モルタルのフロー値試験	適宜〔試験実施中〕	不要	
		モルタルの圧縮強度試験			
		多サイクル確認試験			
		1サイクル確認試験			
15	補強土壁工	現場密度の測定	土質毎に1回〔試験実施中〕	不要	
16	吹付工（施工）	塩化物総量規制	配合毎に1回〔試験実施中〕	不要	
		コンクリートの圧縮強度試験			
		スランプ試験	品質に変化が見られた場合〔試験実施中〕		モルタルを除く
		空気量測定			
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合〔試験実施中〕		
17	現場吹付法枠工	コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回〔試験実施中〕	不要	
		塩化物総量規制			

番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
17	現場吹付法枠工	コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 (試験実施中)	不要	
		スランプ試験	品質に変化が見られた場合 〔試験実施中〕		
		空気量測定			
		ロックボルトの引き抜き試験	試験毎に1回〔試験実施中〕		
18	河川海岸土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		土の含水比試験	含水比に変化が認められた場合〔試験実施中〕		
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合〔試験実施中〕		
19	砂防土工	現場密度の測定	土質毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
20	道路土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		プルーフローリング	工種毎に1回 〔試験実施中〕		
		現場CBR試験	土質毎に1回 〔試験実施中〕		
		平板載荷試験			
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 〔試験実施中〕		
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 〔試験実施中〕		
		たわみの量	プルーフローリングの不良箇所について実施 〔試験実施中〕		
21	捨石工	岩石の見掛比重	産地又は岩質毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		岩石の吸水率			
		岩石の圧縮強さ			
		岩石の形状			
22	コンクリートダム (材料)	アルカリ骨材反応対策	採取地毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		骨材の密度及び吸水率試験			
		骨材のふるい分け試験			
		砂の有機不純物試験	砂質毎に1回 〔試験実施中〕		
		モルタルの圧縮強度による砂の試験			
		骨材の微粒分量試験	骨材毎に1回 〔試験実施中〕		
		粗骨材の軟石量試験			
		骨材中の粘土塊量の試験			

番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
22	コンクリートダム（材料）	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	骨材毎に1回〔試験実施中〕	不要	
		粗骨材のすりへり試験			
		骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験			
		錬り混ぜ水の水質試験			
	コンクリートダム（施工）	塩化物総量規制	配合毎に1回〔試験実施中〕	不要	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの
		スランプ試験	品質に変化が認められた場合〔試験実施中〕		
		空気量測定			
		コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回〔試験実施中〕		
		温度測定（気温・コンクリート）			
		コンクリートの単位容積質量試験			
		コンクリートの洗い分析試験			
		コンクリートのブリージング試験			
		コンクリートの引張強度試験			
		コンクリートの曲げ強度試験			
23	覆工コンクリート（NATM）	スランプ試験	品質に変化が認められた場合〔試験実施中〕	不要	
		コンクリートの圧縮強度試	配合毎に1回〔試験実施中〕		
		塩化物総量規制			
		空気量測定	品質に変化が認められた場合〔試験実施中〕		
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合〔試験実施中〕		
		コンクリートの洗い分析試験			
24	吹付けコンクリート（NATM）	塩化物総量規制	配合毎に1回〔試験実施中〕	不要	
		コンクリートの圧縮強度試験			
		スランプ試験	品質に変化が認められた場合〔試験実施中〕		
		空気量測定			
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合〔試験実施中〕		

番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
25	ロックボルト（NATM）	モルタルの圧縮強度試験	配合毎に1回〔試験実施中〕	不要	
		モルタルのフロー値試験			
		ロックボルトの引抜き試験	適宜		
26	路上再生路盤工（材料）	修正CBR試験	材料毎に1回〔試験実施中〕	不要	
		土の粒度試験			
		土の含水比試験			
		土の液性限界・塑性限界試験			
	路上再生路盤工（施工）	現場密度の測定	材料毎に1回〔試験実施中〕		
		土の一軸圧縮試験			
		CAEの一軸圧縮試験			
		含水比試験			
27	路上表層再生工（材料）	旧アスファルト針入度	材料毎に1回〔試験実施中〕	不要	
		旧アスファルトの軟化点			
	路上表層再生工（施工）	現場密度の測定	材料毎に1回〔試験実施中〕		
		温度測定			
		かきほぐし深さ			
		粒度			
		アスファルト量抽出粒度分析試験			
28	排水性舗装工・透水性舗装工（プラント）	粒度	合材の種類毎に1回〔試験実施中〕	不要	
		アスファルト量抽出粒度分析試験			
		温度測定			
		水浸ホイールトラッキング試験			
		ホイールトラッキング試験			
		ラベリング試験			
		カンタブロ試験			
	排水性舗装工・透水性舗装工（舗設現場）	温度測定			
		現場透水試験			
		現場密度の測定			
		外観検査			
29	プラント再生舗装工（プラント）	粒度	合材の種類毎に1回〔試験実施中〕	不要	
		再生アスファルト量			
		水浸ホイールトラッキング試験			
		ホイールトラッキング試験			
		ラベリング試験			

番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
29	プラント再生舗装工 (舗設現場)	外観検査	合材の種類毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		温度測定			
		現場密度の測定			
30	ガス切断工	表面粗さ	試験毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		ノッチ深さ			
		スラグ			
		上縁の溶け			
		平面度			
		ベベル精度			
		真直度			
31	溶接工	引張試験	試験毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		型曲げ試験			
		衝撃試験			
		マクロ試験			
		非破壊試験			
		突合せ継ぎ手の内部欠陥に対する検査			
		外観試験			
		曲げ試験			
		ハンマー打撃試験	外観検査が不合格となったスタッドジベルについて 〔試験実施中〕		
32	工場製作工	外観検査	1橋に1回又は1工事に1回 (現場照合時)	不要	
		在庫品切出	当初の物件で1枚 (切出時) ※他は焼き増し		
		機械試験	1橋に1回又は1工事に1回 〔試験実施中〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	根入長	40m 又は 1 施工箇所に 1 回〔打込前後〕	代表箇所各 1 枚	
						変位	40m 又は 1 施工箇所に 1 回〔打込後〕		
						数量	全数量〔打込後〕		
			5	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 幅 高さ 枠中心間隔	200m 又は 1 施工箇所に 1 回〔施工後〕	代表箇所各 1 枚	
				2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法長	200m 又は 1 施工箇所に 1 回〔施工後〕		
			6		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	清掃状況	200m 又は 1 施工箇所に 1 回〔清掃後〕	代表箇所各 1 枚	
						ラス鉄網の重ね合せ寸法	200m 又は 1 施工箇所に 1 回〔吹付前〕		
						法長	200m 又は 1 施工箇所に 1 回〔施工後〕		
						厚さ (検測孔)	200m² 又 は 1 施工箇所に 1 回〔吹付後〕		
			7	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工、植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	材料 使用量	1 工事に 1 回〔混合前〕	代表箇所各 1 枚	
						土羽土の厚さ	200m 又は 1 施工箇所に 1 回〔施工中〕		
						法長	200m 又は 1 施工箇所に 1 回〔施工後〕		
				2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	清掃状況	200m 又は 1 施工箇所に 1 回〔清掃後〕		
						ラス鉄網の重ね合せ寸法	200m 又は 1 施工箇所に 1 回〔吹付前〕		
						厚さ (検測孔)	200m² 又 は 1 施工箇所に 1 回〔吹付後〕		
						法長	200m 又は 1 施工箇所に 1 回〔施工後〕		
						材料 使用量	1 工事に 1 回〔混合前〕		
			8		縁石工 (縁石・アスカーブ)	出来ばえ	種別毎に 1 回〔施工後〕	不要	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	9		小型標識工	基礎幅 基礎高さ 根入れ長	基礎タイプ毎5箇所に1回 〔施工後〕	不要	
			10		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	※基礎幅 ※基礎高さ	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある場合) 〔施工後〕	不要	
						パイプ取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
			11	1	路側防護柵工 (ガードレール)	※基礎幅 ※基礎高 ※配筋状況	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある場合) 〔施工後〕	不要	
						ビーム取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
				2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	※基礎幅 ※基礎高 ※基礎延	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある場合) 〔施工後〕		
						ケーブル取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
			12		区画線工	材料使用量	全数量 〔施工前後〕	不要	
						出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕		
			13		道路附属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	不要	
		4 基礎工	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 厚さ	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	不要	
			3	1	基礎工護岸 (現場打)	幅 高さ	40m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所各1枚	
				2	基礎工護岸 (プレキャスト)	据付状況	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
			4		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	偏心量	1施工箇所に1回 〔打込後〕	代表箇所各1枚	
						根入長	1施工箇所に1回 〔打込前〕		
						数量	全数量〔打込後〕		
						杭頭処理状況	1施工箇所に1回 〔処理前、中、後〕		
			5		場所打杭工	根入長	1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所各1枚	
						偏心量	1施工箇所に1回 〔打込後〕		
						数量、杭径	全数量　杭頭余盛部の撤去前、杭頭処理後 〔打込後〕		
						杭頭処理状況	1施工箇所に1回 〔処理前、中、後〕		

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	鉄筋組立状況	1施工箇所に1回〔組立後〕	代表箇所各1枚	
			6		深礎工	根入長	全数量〔掘削後〕	代表箇所各1枚	
						偏心量数量	全数量〔施工後〕		
						ライナープレート設置状況	1施工箇所に1回〔掘削後〕		
						土質	土質の変わる毎に1回〔掘削中〕		
						鉄筋組立状況	全数量〔組立後〕		
			7		オープンケーソン基礎工	沓	1基毎に1回〔据付後〕	全枚数	
						ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況	1ロットに1回〔設置後及び型枠取外し後〕		
						載荷状況	1基に1回〔載荷時〕		
						封鎖コンクリート打設状況 中埋状況	1基に1回〔施工時〕		
			8		ニューマチックケーソン基礎工	沓	1基に1回〔据付後〕	全枚数	
						ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況	1ロットに1回〔設置後及び型枠取外し後〕		
						載荷状況	1基に1回〔載荷時〕		
						封鎖コンクリート打設状況 中埋状況	1基に1回〔施工時〕		
			9		鋼管矢板基礎工	沓	1基に1回〔据付後〕	全枚数	
						根入長 偏心量 鉄筋組立状況	1基に1回〔設置後〕		

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	載荷状況	1基に1回 〔載荷時〕	全枚数	
						封鎖コンクリート打設状況 中埋状況	1基に1回 〔施工時〕		
		5 石・ブロック積(張)工	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	厚さ (裏込)	120m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						法長 厚さ (ブロック積張)	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
				2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回		
				4	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	幅	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
			4		緑化ブロック工	厚さ (裏込)	120m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						法長 厚さ (ブロック)	120m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回		
			5		石積(張)工	厚さ (裏込)	120m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						法長 厚さ (石積・張)	120m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回		
		6 一般舗装工	5	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
				2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) (粒度調整路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	3	アスファルト舗装工（上層路盤工）（セメント（石灰）安定処理工）	敷均し厚さ転圧状況	各層毎200mに1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
						整正状況	各層毎200mに1回〔整正後〕		
						厚さ	1,000m²に1回〔整正後〕		
						幅	各層毎40mに1回〔整正後〕		
				4	アスファルト舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	敷均し厚さ転圧状況	各層毎200mに1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
						整正状況	各層毎200mに1回〔整正後〕		
						幅	各層毎40mに1回〔整正後〕		
				5	アスファルト舗装工（基層工）	整正状況	200mに1回〔整正後〕	代表箇所各1枚	
						タックコートプライムコート	各層毎に1回〔散布時〕		
						幅	各層毎40mに1回〔整正後〕		
				6	アスファルト舗装工（表層工）	整正状況	200mに1回〔整正後〕	代表箇所各1枚	
						タックコートプライムコート	各層毎に1回〔散布時〕		
						平坦性	1工事1回〔実施中〕		
			6	1	コンクリート舗装工（下層路盤工）	敷均し厚さ転圧状況	各層毎200mに1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
						整正状況	各層毎200mに1回〔整正後〕		
						厚さ	各層毎100mに1回〔整正後〕		
						幅	各層毎40mに1回〔整正後〕		
				2	コンクリート舗装工（粒度調整路盤工）	敷均し厚さ転圧状況	各層毎200mに1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
						整正状況	各層毎200mに1回〔整正後〕		
						厚さ	各層毎100mに1回〔整正後〕		
						幅	各層毎40mに1回〔整正後〕		
				3	コンクリート舗装工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）	敷均し厚さ転圧状況	各層毎200mに1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
						整正状況	各層毎200mに1回〔整正後〕		
						厚さ	1,000m²に1回〔整正後〕※コアを採取した場合写真不要		
						幅	各層毎40mに1回〔整正後〕		

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	4	コンクリート舗装工（アスファルト中間層）	整正状況	200mに1回〔整正後〕	代表箇所各1枚	
						タックコート プライムコート	各層毎に1回〔散布時〕		
						幅	各層毎40mに1回〔整正後〕		
				5	コンクリート舗装工（コンクリート舗装版工）	石粉 プライムコート	各層毎に1回〔散布時〕	代表箇所各1枚	
						スリップバー タイバー寸法位置	40mに1回〔据付後〕		
						鉄網寸法位置	40mに1回〔据付後〕		
						平坦性	1工事1回〔実施中〕		
						厚さ	各層毎100mに1回〔型枠据付後〕		
						目地段差	1工事1回		
				6	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎200mに1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
						整正状況	各層毎200mに1回〔整正後〕		
						厚さ	各層毎100mに1回〔整正後〕		
						幅	各層毎40mに1回〔整正後〕		
				7	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎200mに1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
						整正状況	各層毎200mに1回〔整正後〕		
						厚さ	各層毎100mに1回〔整正後〕		
						幅	各層毎40mに1回〔整正後〕		
				8	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）セメント（石灰・瀝青）安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎200mに1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
						整正状況	各層毎200mに1回〔整正後〕		
						厚さ	1,000m²に1回〔整正後〕		
						幅	各層毎40mに1回〔整正後〕		
				9	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）アスファルト中間層	整正状況	200mに1回〔整正後〕	代表箇所各1枚	
						タックコート プライムコート	各層毎に1回〔散布時〕		
						幅	各層毎40mに1回〔整正後〕		

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	10	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）	敷均し厚さ転圧状況	200mに1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
						厚さ	各層毎100mに1回〔型枠据付後〕		
						平坦性	1工事1回〔実施中〕		
			7	1	薄層カラー舗装工（下層路盤工）	敷均し厚さ転圧状況	各層毎200mに1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
						整正状況	各層毎200mに1回〔整正後〕		
						厚さ	各層毎100mに1回〔整正後〕		
						幅	各層毎40mに1回〔整正後〕		
				2	薄層カラー舗装工（上層路盤工）粒度調整路盤工	敷均し厚さ転圧状況	各層毎200mに1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
						整正状況	各層毎200mに1回〔整正後〕		
						厚さ	各層毎100mに1回〔整正後〕		
						幅	各層毎40mに1回〔整正後〕		
				3	薄層カラー舗装工（上層路盤工）セメント（石灰）安定処理工	敷均し厚さ転圧状況	各層毎200mに1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
						整正状況	各層毎200mに1回〔整正後〕		
						厚さ	1,000m²に1回〔整正後〕※コアを採取した場合写真不要		
						幅	各層毎40mに1回〔整正後〕		
			7	4	薄層カラー舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	敷均し厚さ転圧状況	各層毎200mに1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
						整正状況	各層毎200mに1回〔整正後〕		
						幅	各層毎40mに1回〔整正後〕		
				5	薄層カラー舗装工（基層工）	整正状況	200mに1回〔整正後〕	代表箇所各1枚	
						タックコート プライムコート	各層毎に1回〔散布時〕		
						厚さ	1,000m²に1回〔整正後〕		
						幅	各層毎40mに1回〔整正後〕		
			8	1	ブロック舗装工（下層路盤工）	敷均し厚さ転圧状況	各層毎200mに1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
						整正状況	各層毎200mに1回〔整正後〕		
						厚さ	各層毎100mに1回〔整正後〕		
						幅	各層毎40mに1回〔整正後〕		

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	8	2	ブロック舗装工（上層路盤工）粒度調整路盤工	敷均し厚さ転圧状況	各層毎200mに1回〔施工中〕	代表箇所各１枚	
						整正状況	各層毎200mに1回〔整正後〕		
						厚さ	各層毎100mに1回〔整正後〕		
						幅	各層毎40mに1回〔整正後〕		
				3	ブロック舗装工（上層路盤工）セメント(石灰)安定処理	敷均し厚さ転圧状況	各層毎200mに1回〔施工中〕		
						整正状況	各層毎200mに1回〔整正後〕		
						厚さ	各層毎100mに1回〔整正後〕※コアを採取した場合写真不要		
						幅	各層毎40mに1回〔整正後〕		
				4	ブロック舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	敷均し厚さ転圧状況	各層毎200mに1回〔施工中〕		
						整正状況	各層毎200mに1回〔整正後〕		
						幅	各層毎40mに1回〔整正後〕		
				5	ブロック舗装工（基層工）	整正状況	各層毎200mに1回〔整正後〕		
						タックコートプライムコート	各層毎に１回〔散布時〕		
		7 地盤改良工	2		路床安定処理工	施工厚さ幅	40mに１回〔施工後〕	代表箇所各１枚	
			3		置換工	置換厚さ幅	40m又は１施工箇所に１回〔施工後〕		
			4		表層安定処理工	施工厚さ幅	40m又は１施工箇所に１回〔施工後〕		
			5		パイルネット工	厚さ幅	40m又は１施工箇所に１回〔施工後〕		
			6		サンドマット工	施工厚さ天端幅	40m又は１施工箇所に１回〔施工後〕		
			7		バーチカルドレーン工（サンドドレーン工）	打込長さ	200m^{2}又は１施工箇所に１回〔打込み前後〕	代表箇所各１枚	
			8		（ペーパードレーン工）（袋詰式サンドドレーン工）締固め改良工（サンドコンパクションパイル工）	杭径位置・間隔	200m^{2}又は１施工箇所に１回〔打込後〕		
						砂の投入量	全数量〔打込前後〕		

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	9		固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径 深度	1施工箇所に1回〔打込後〕 1施工箇所に1回〔打込前後〕	代表箇所各1枚	
		10 仮設工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	変位 根入長	40m又は1施工箇所に1回〔打込前〕	代表箇所各1枚	
						数量	全数量〔打込後〕		
				2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さ	1施工箇所に1回〔削孔後〕		
						配置誤差	1施工箇所に1回〔施工後〕		
				3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法長	200m又は1施工箇所に1回〔施工後〕但し、根入部は40mに1回		
				4	土留・仮締切工 (締切盛土)	天端幅 法長	100m又は1施工箇所に1回〔施工後〕		
				5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	出来ばえ	100m又は1施工箇所に1回〔施工後〕		
			9		地中連続壁工 (壁式)	連壁の長さ変位	40m又は1施工箇所に1回〔施工後〕		
			10		地中連続壁工 (柱列式)	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所に1回〔施工後〕		
	4 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回〔掘削中〕	代表箇所各1枚	
						法長	40m又は1施工箇所に1回〔掘削後〕		
			3		盛土工	巻出し厚	200mに1回〔巻出し時〕		
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回〔締固め時〕		
						法長 幅	200m又は1施工箇所に1回〔施工後〕		
			4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	厚さ	100m又は1施工箇所に1回〔施工後〕	代表箇所各1枚	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
1 共通編	4 土工	3 河川・海岸・砂防土工	5		法面整形工（盛土部）	仕上げ状況 厚さ	100m 又は 1 施工箇所に 1 回〔仕上げ時〕	代表箇所各 1 枚	
			6		堤防天端工	厚さ 幅	200m に 1 回〔施工後〕		
		4 道路土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に 1 回〔掘削中〕	代表箇所各 1 枚	
						法長	40m 又は 1 施工箇所に 1 回〔掘削後〕		
			3 4		路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	200m に 1 回〔巻出し時〕		
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に 1 回〔締固め時〕		
						法長 幅	200m 又は 1 施工箇所に 1 回〔施工後〕		
			5		法面整形工（盛土部）	仕上げ状況 厚さ	100m 又は 1 施工箇所に 1 回〔仕上げ時〕		
	5 無筋・鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4	1	組立て	平均間隔	コンクリート打設毎に 1 回（重要構造物かつ主鉄筋について適用）	代表箇所各 1 枚	
						かぶり			
				2	組立て ※新設のコンクリート橋構造物の内、橋梁上部工事と下部工事	非破壊試験（電磁誘導法、電磁波レーダー法）	試験毎に 1 回（試験実施中）		

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
2 河川編	1 築堤・護岸	5 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			9	1 2	多自然型護岸工 (巨石張り) (巨石積み)	胴込裏込厚	100m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						法長	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
				3	多自然型護岸工(かごマット)	高さ 法長	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
			13	1	羽口工 (じゃかご)	法長 厚さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
				2 3	羽口工 (ふとんかご) (かご枠)	高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
		6 擁壁護岸工	3		場所打擁壁工	裏込厚さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕		
			4		プレキャスト擁壁工	据付状況	100m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕		
		7 根固め工	3		根固めブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	
						ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕		
			5		沈床工	格子寸法 厚さ 割石状況 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
			6		捨石工	幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
		8 水制工	8		杭出し水制工	径 杭長	1施工箇所に1回 〔打込み前〕	代表箇所 各1枚	
						幅 方向	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
		9 付帯道路工	9	1 2 3 4	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	据付状況	100m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	代表箇所 各1枚	
			10		集水桝工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
2 河川編	2 浚渫(河川)	2 浚渫工(ポンプ浚渫船)	2		浚渫船運転工	運転状況	1施工箇所に1回〔施工後〕	代表箇所各1枚	
		3 浚渫工(グラブ浚渫船)	2		浚渫船運転工	運転状況	1施工箇所に1回〔施工後〕	代表箇所各1枚	
		4 浚渫工(バックホウ浚渫船)	2		浚渫船運転工	運転状況	1施工箇所に1回〔施工後〕	代表箇所各1枚	
	3 樋門・樋管	3 樋門・樋管本体工	6	1	函渠工(本体工)	厚さ 幅 内空幅 内空高	1施工箇所に1回〔型枠取外し後〕	代表箇所各1枚	
				2 3 4 5	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	据付状況	100m又は1施工箇所に1回〔巻立前〕	不要	
				6	プレキャストボックスカルバート	据付状況 ※幅 ※高さ	100m又は1施工箇所に1回 (※印は場所打部分のある場合) 〔埋戻し前〕		
			7		翼壁工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回〔型枠取外し後〕	代表箇所各1枚	
			8		水叩工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回〔型枠取外し後〕	代表箇所各1枚	
		4 護床工	3		根固めブロック工	数量	全数量〔製作後〕	代表箇所各1枚	
						ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1回〔製作後〕		

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
2 河川編	3 樋門・樋管	5 水路工	3		側溝工	厚さ 幅 高さ	100m 又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所各1枚	
			5		暗渠工	幅 深さ	100m 又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	不要	
		6 付属物設置工	7		階段工	幅 高さ 長さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所各1枚	
	4 水門	4 水門本体工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所各1枚	
	5 堰	3 工事製作工	3		刃口金物製作工	刃口高さ 外周長	1施工箇所に1回 〔仮組立時〕	代表箇所各1枚	
		4 可動堰本体工	2 13 14		閘門工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ 延長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所各1枚	
		5 固定堰本体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所各1枚	
		6 魚道工	3		魚道本体工	厚さ 幅 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所各1枚	
		7 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	厚さ 天端幅 (橋軸方向) 敷幅 (橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所各1枚	
	6 排水機場	3 機場本体工	6		本体工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所各1枚	
			7		燃料貯油槽工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	適宜	
		4 沈砂池工	7		コンクリート床版工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所各1枚	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
2 河川編	6 排水機場	5 吐出水槽工	6		本体工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
	7 床止め・床固め	3 床止め工	6	1	本体工 (床固め本体工)	天端幅 堤幅 水通し幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			8	1	水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
		4 床固め工	6		側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
	9 河川修繕	7 現場塗装工	3		付属物塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	代表箇所 各1枚	
						ケレン状況 (塗替)	スパン毎、部材別 〔施工前後〕		
						塗装状況	各層毎1スパンに1回 〔塗装後〕		

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
3 海岸編	1 堤防・護岸	3 護岸基礎工	4		捨石工	法長 天端幅	40m 又は 1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	
			5		場所打コンクリート工	幅 高さ	40m 又は 1 施工箇所に 1 回 〔型枠取外後〕	代表箇所 各 1 枚	
			6		海岸コンクリートブロック工	数量	全数量〔製作後〕	代表箇所 各 1 枚	
						ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に 1 回 〔製作後〕		
						据付状況	40m 又は 1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕		
		4 護岸工	4		海岸コンクリートブロック工	数量	全数量〔製作後〕	代表箇所 各 1 枚	
						ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に 1 回 〔施工後〕		
						法長 厚さ	40m 又は 1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕		
			5		コンクリート被覆工	法長 厚さ	40m 又は 1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	
						裏込材厚	40m 又は 1 施工箇所に 1 回 〔施工中〕		
		6 天端被覆工	2		コンクリート被覆工	幅 厚さ	40m 又は 1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	
						基礎厚	40m 又は 1 施工箇所に 1 回 〔施工中〕		
		7 波返工	3		波返工	幅 高さ	40m 又は 1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	
		9 カルバート工	3	1 2 3	プレキャストカルバート工 (プレキャストパイプ) (プレキャストボックス)	据付状況 ※幅 ※高さ	100m 又は 1 施工箇所に 1 回 〔埋戻し前〕 (※印は現場打部分のある場合)	代表箇所 各 1 枚	
		10 排水構造物工	3	1	側溝工 (プレキャスト U 型側溝)	据付状況	100m 又は 1 施工箇所に 1 回 〔埋戻し前〕	代表箇所 各 1 枚	
				2	側溝工 (自由勾配側溝)	据付状況	100m 又は 1 施工箇所に 1 回 〔埋戻し前〕		
	2 突堤・人工岬	3 突堤基礎工	5		吸出し防止工	幅	40m 又は 1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
3 海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤本体工	3		海岸コンクリートブロック工	数量	全数量〔製作後〕	代表箇所 各1枚	
						ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1回〔製作後〕		
						天端幅	40m又は1施工箇所に1回〔施工後〕		
			9		石枠工	厚さ 高さ	40m又は1施工箇所に1回〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
						間詰石状況	1施工箇所に1回〔施工後〕		
			10		場所打コンクリート工	幅 高さ	40m又は1施工箇所に1回〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			11	1	ケーソン工（ケーソン工製作）	壁厚 幅 高さ 長さ 底版厚さ フーチング高さ	1基毎に1回〔製作後〕	代表箇所 各1枚	
				2	ケーソン工（ケーソン工据付）	据付状況	1施工箇所に1回〔据付後〕		
				3	ケーソン工（突堤上部工）（場所打コンクリート）（海岸コンクリートブロック）	厚さ 幅	1施工箇所に1回〔施工後〕		
			12	1	セルラー工（セルラー工製作）	壁厚 幅 高さ	1基に1回〔製作後〕	代表箇所 各1枚	
				2	セルラー工（セルラー工据付）	据付状況	1施工箇所に1回〔据付後〕		
				3	セルラー工（突堤上部工）（場所打コンクリート）（海岸コンクリートブロック）	厚さ 幅	1施工箇所に1回〔施工後〕		

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
3 海岸編	2 突堤・人工岬	5 根固め工	3		捨石工	法長 天端幅	40m 又は 1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	
			4		根固めブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	代表箇所 各 1 枚	
						ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に 1 回 〔製作後〕		
		6 消波工	2		捨石工	法長 天端幅	40m 又は 1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	
			3		消波ブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	代表箇所 各 1 枚	
						ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に 1 回 〔製作後〕		

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
4 砂防編	1 砂防堰堤	6 コンクリート堰堤工	4 5		コンクリート堰堤本体工 コンクリート副堰堤工	骨材採取 製造 コンクリート製造 運搬	月に1回 〔施工中〕	各月1回	
						打継目処理 打込・養生	4リフト毎に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						天端幅 堤幅 水通しの幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕		
			6		コンクリート側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			8		水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
		7 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本体工 (不透過型)	長さ 幅 下流側倒れ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
				2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長 堤幅 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕		
			6		鋼製側壁工	長さ 幅 下流側倒れ 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			10		現場塗装工	材料 使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	代表箇所 各1枚	
						ケレン状況 (塗替)	スパン毎、部材別 〔施工前後〕		
						塗装状況	各層毎1スパンに1回 〔塗装後〕		
	3 斜面対策	4 擁壁工	6		補強土壁工	高さ 鉛直度	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			7		井桁ブロック工	裏込厚さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						法長 厚さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
			9		落石防護柵工	高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
		5 山腹水路工	3		山腹明暗渠工	厚さ 幅 高さ 深さ	100m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	不要	
		6 地下水排除工	4		集排水ボーリング工	削孔深さ 配置誤差	1施工箇所に1回 〔施工後〕	不要	
			5		集水井工	偏心量 長さ 巻立て幅 巻立て厚さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	不要	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
4 砂防編	3 斜面対策	8 抑止杭工	5		合成杭工	偏心量	1施行箇所に1回〔施工後〕	代表箇所各1枚	
						数量	全数量〔打込後〕		

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
5 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工（本体）	天端幅 ジョイント間隔 リフト高 堤幅	測定箇所毎に1回〔施工後〕	適宜	
					コンクリートダム工（水叩）	ジョイント間隔 幅 長さ	測定箇所毎に1回〔施工後〕	適宜	
						打継目処理	奇数ブロック毎に岩着部中間リフトに1回		
					コンクリートダム（副ダム）	ジョイント間隔 リフト高 堤幅 堤長	測定箇所毎に1回〔施工後〕	適宜	
					コンクリートダム（導流壁）	ジョイント間隔 リフト高 厚さ	測定箇所毎に1回〔施工後〕	適宜	
	2 フィルダム	3 盛立工	5 コアの盛立		コアの盛立	外側境界線	測定箇所毎に1回〔施工後〕	適宜	
			6 フィルターの盛立		フィルターの盛立	外側境界線盛立幅	測定箇所毎に1回〔施工後〕	適宜	
			7 ロックの盛立		ロックの盛立	外側境界線	測定箇所毎に1回〔施工後〕	適宜	
					フィルダム（洪水吐）	ジョイント間隔 厚さ 幅 リフト高さ	測定箇所毎に1回〔施工後〕	適宜	
	3 基礎グラウチング	3 ボーリング工			ボーリング工	ボーリング状況 水押テスト状況 グラウト状況 深度 配置誤差	ブロック毎に1回〔施工中〕	適宜	
						コアー	地質変化毎全数量〔抜取後〕		

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
6 道路編	1 道路改良	3 工場製作工	2	1	遮音壁支柱製作工	部材長	1施工箇所に1回〔製作後〕	代表箇所各1枚	
		6 カルバート工	6		現場打函渠工	厚さ 幅(内空) 高さ	100m又は1施工箇所に1回〔型枠取外し後〕	代表箇所各1枚	
		9 落石雪害防止工	4		落石防止網工	幅	1施工箇所に1回〔施工後〕	代表箇所各1枚	
			6		防雪柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ	200m又は1施工箇所に1回〔施工後〕		
			7		雪崩予防柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ アンカー長	1施工箇所に1回〔施工後〕		
		10 遮音壁工	4		遮音壁基礎工	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回 (施工前は必要に応じて) 〔施工前後〕	代表箇所各1枚	
			5		遮音壁本体工	支柱間隔 支柱ずれ 支柱倒れ 高さ	1施工箇所に1回〔施工後〕		
	2 舗装	3 舗装工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎200mに1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
						整正状況	各層毎200mに1回〔整正後〕		
						厚さ	各層毎100mに1回〔整正後〕		
						幅	各層毎40mに1回〔整正後〕		
					歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	整正状況	200mに1回〔整正後〕	代表箇所各1枚	
						タックコート プライムコート	各層毎に1回〔散布時〕		
						平坦性	1工事1回〔実施中〕		
			6	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎200mに1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
						整正状況	各層毎200mに1回〔整正後〕		
						厚さ	各層毎100mに1回〔整正後〕		
						幅	各層毎40mに1回〔整正後〕		

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
6 道路編	2 舗装	3 舗装工	6	2	半たわみ性舗装工（上層路盤工）粒度調整路盤工	敷均し厚さ転圧状況	各層毎200mに1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
						整正状況	各層毎200mに1回〔整正後〕		
						厚さ	各層毎100mに1回〔整正後〕		
						幅	各層毎40mに1回〔整正後〕		
				3	半たわみ性舗装工（上層路盤工）セメント（石灰）安定処理工	敷均し厚さ転圧状況	各層毎200mに1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
						整正状況	各層毎200mに1回〔整正後〕		
						厚さ	各層毎100mに1回〔整正後〕		
						幅	各層毎40mに1回〔整正後〕		
				4	半たわみ性舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	敷均し厚さ転圧状況	各層毎200mに1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
						整正状況	各層毎200mに1回〔整正後〕		
						幅	各層毎40mに1回〔整正後〕		
				5	半たわみ性舗装工（基層工）	整正状況	200mに1回〔整正後〕	代表箇所各1枚	
						タックコートプライムコート	各層毎に1回〔散布時〕		
				6	半たわみ性舗装工（表層工）	整正状況	200mに1回〔整正後〕	代表箇所各1枚	
						タックコートプライムコート	各層毎に1回〔散布時〕		
						浸透性ミルク注入状況	200mに1回〔注入時〕		
						平坦性	1工事1回〔実施中〕		
			7 排水性舗装工	1	排水性舗装工（下層路盤工）	敷均し厚さ転圧状況	各層毎200mに1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
						整正状況	各層毎200mに1回〔整正後〕		
						厚さ	各層毎100mに1回〔整正後〕		
						幅	各層毎40mに1回〔整正後〕		
				2	排水性舗装工（上層路盤工）粒度調整路盤工	敷均し厚さ転圧状況	各層毎200mに1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
						整正状況	各層毎200mに1回〔整正後〕		
						厚さ	各層毎100mに1回〔整正後〕		
						幅	各層毎40mに1回〔整正後〕		

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
6 道路編	2 舗装	3 舗装工	7 排水性舗装工	3	排水性舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ転圧状況	各層毎200mに1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
						整正状況	各層毎200mに1回〔整正後〕		
						厚さ	各層毎100mに1回〔整正後〕		
						幅	各層毎40mに1回〔整正後〕		
				4	排水性舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ転圧状況	各層毎200mに1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
						整正状況	各層毎200mに1回〔整正後〕		
						幅	各層毎40mに1回〔整正後〕		
				5	排水性舗装工(基層工)	整正状況	200mに1回〔整正後〕	代表箇所各1枚	
						タックコートプライムコート	各層毎に1回〔散布時〕		
				6	排水性舗装工(表層工)	整正状況	200mに1回〔整正後〕	代表箇所各1枚	
						タックコートプライムコート	各層毎に1回〔散布時〕		
						平坦性	1工事1回〔実施中〕		
			8	1	グースアスファルト舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ転圧状況	各層毎200mに1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
						整正状況	各層毎200mに1回〔整正後〕		
						幅	各層毎40mに1回〔整正後〕		
				2	グースアスファルト舗装工(基層工)	整正状況	200mに1回〔整正後〕	代表箇所各1枚	
						タックコートプライムコート	各層毎に1回〔散布時〕		
					グースアスファルト舗装工(表層工)	整正状況	200mに1回〔整正後〕	代表箇所各1枚	
						タックコートプライムコート	各層毎に1回〔散布時〕		
						平坦性	1工事1回〔実施中〕		
			9		透水性舗装工路盤工	敷均し厚さ転圧状況	各層毎200mに1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
						整正状況	各層毎200mに1回〔整正後〕		
						厚さ	各層毎100mに1回〔整正後〕		
						幅	各層毎40mに1回〔整正後〕		

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
6 道路編	2 舗装	3 舗装工	9		透水性舗装工 表層工	整正状況	200m に 1 回 〔整正後〕	代表箇所 各 1 枚	
						タックコート プ ラ イ ム コート	各層毎に 1 回 〔散布時〕		
						平坦性	1 工事 1 回 〔実施中〕		
		4 排水構造物工	9		排水性舗装用路肩排水工	据付状況	200m 又は 1 施工箇所に 1 回 〔施工中〕	不要	
		6 踏掛版工	4		踏掛版工 (コンクリート工)	各部の厚さ 各部の長さ	1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	
					踏掛版工 (ラバーシュー)	各部の長さ 厚さ			
					踏掛版工 (アンカーボルト)	中心のずれ アンカー長			
		8 標識工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 高さ	1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕	適宜	
				2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ	1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕		
		11 道路付属物施設工	5	1	ケーブル配管工	配管状況	100m 又は 1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕	不要	
				2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	厚さ 幅 高さ	100m 又は 1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕		
			6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 高さ	基礎タイプ毎 5 箇所に 1 回 (施工前は必要に応じて) 〔施工前後〕	適宜	
	3 橋梁下部	3 工場製作工	3		鋼製橋脚製作工	原寸状況	1 脚に 1 回又は 1 工事に 1 回 〔原寸時〕	代表箇所 各 1 枚	
						製作状況	適宜 〔製作中〕		
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1 脚に 1 回又は 1 工事に 1 回 〔仮組立時〕		
			4		アンカーフレーム製作工	仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1 橋に 1 回又は 1 工事に 1 回 〔仮組立時〕	代表箇所 各 1 枚	
		4 橋台工	8		橋台躯体工	厚さ 天端幅 (橋軸方向) 敷幅 (橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各 1 枚	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
6 道路編	3 橋梁下部	5 RC橋脚工	9	1	橋脚躯体工(張出式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	
				2	橋脚躯体工(ラーメン式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外し後〕		
		6 鋼製橋脚工	9	1	橋脚フーチング工 (I型) (T型)	幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外後〕	代表箇所 各1枚	
				2	橋脚フーチング工 (門型)	幅 高さ	全数量 〔型枠取外後〕		
			10	1	橋脚架設工 (I型) (T型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	代表箇所 各1枚	
				2	橋脚架設工 (門型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕		
			11		現場継手工	継手部のすき間	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			12		現場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	代表箇所 各1枚	
						ケレン状況 (塗替)	スパン毎、部材別 〔施工前後〕		
						塗装状況	各層毎1スパンに1回 〔塗装後〕		
			4		検査路製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	
						製作状況	適宜 〔製作中〕		
			5		鋼製伸縮継手製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	
						製作状況	適宜 〔製作中〕		
						仮組立寸法	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕		
			6		落橋防止装置製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	
						製作状況	適宜 〔製作中〕		
	4 鋼橋上部	3 工場製作工	7		鋼製排水管製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	
						製作状況	適宜 〔製作中〕		

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
6 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	8		橋梁用防護柵製作工	原寸状況	1 橋に 1 回又は 1 工事に 1 回〔原寸時〕	代表箇所各 1 枚	
						製作状況	適宜〔製作中〕		
			9		橋梁用高欄製作工	原寸状況	1 橋に 1 回又は 1 工事に 1 回〔原寸時〕	代表箇所各 1 枚	
						製作状況	適宜〔製作中〕		
			11	1	鋳造費(金属支承工)	製作状況	適宜〔製作中〕	代表箇所各 1 枚	
			11	2	鋳造費(大型ゴム支承工)	製作状況	適宜〔製作中〕		
			12		アンカーフレーム製作工	仮組立寸法(撮影項目は適宜)	1 橋に 1 回又は 1 工事に 1 回〔仮組立時〕		
			13		工場塗装工	材料使用量(塗装缶)	全数量〔使用前後〕	代表箇所各 1 枚	
						ケレン状況(塗替)	スパン毎、部材別〔施工前後〕		
						塗装状況	各層毎 1 スパンに 1 回〔塗装後〕		
		4 鋼橋架設工	4 5 6 7 8 9		架設工(クレーン架設)(ケーブルクレーン架設)(ケーブルエレクション架設)(架設桁架設)(送出し架設)(トラベラークレーン架設)	架設状況	架設工法が変わる毎に 1 回〔架設中〕	代表箇所各 1 枚	
			10	1	支承工(鋼製支承)	支承取付状況	1 スパンに 1 回〔取付後〕	代表箇所各 1 枚	
				2	支承工(ゴム支承)	支承取付状況	1 スパンに 1 回〔取付後〕		
			11		現場継手工	継手部のすき間	1 スパンに 1 回〔架設後〕	代表箇所各 1 枚	
		5 橋梁現場塗装工	3		現場塗装工	材料使用量(塗料缶)	全数量〔使用前後〕	代表箇所各 1 枚	
						ケレン状況(塗替)	スパン毎、部材別〔施工前後〕		
						塗装状況	各層毎 1 スパンに 1 回〔塗装後〕		

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
6 道路編	4 鋼橋上部	6 床版工	2		床版工	床版の厚さ 床版の幅 鉄筋の有効高さ 鉄筋のかぶり 鉄筋間隔	1スパンに1回〔打設前後〕	代表箇所各1枚	
		7 橋梁付属物工	2	1	伸縮装置工(ゴムジョイント)	設置状況	1スパンに1回〔設置後〕	代表箇所各1枚	
				2	伸縮装置工(鋼製フィンガージョイント)	設置状況	1スパンに1回〔設置後〕		
			5		地覆工	地覆の幅 地覆の高 有効幅員	1施工箇所に1回〔施工後〕	代表箇所各1枚	
			6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	幅 高さ	1施工箇所に1回〔施工後〕	代表箇所各1枚	
			8		検査路工	幅 高さ	1施工箇所に1回〔施工後〕	代表箇所各1枚	
	5 コンクリート橋上部工	4 PC橋工	2	1	プレテンション桁購入工(けた橋)	断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	全数量〔製作後〕	代表箇所各1枚	
			2	2	プレテンション桁購入工(スラブ橋)	断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	全数量〔製作後〕	代表箇所各1枚	
			3		ポストテンション桁製作工	シース、PC鋼材配置状況	桁毎に1回〔打設前〕	代表箇所各1枚	
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回〔型枠取外後〕		
						中詰め及びグラウト状況	1スパンに1回〔施工時〕		
			4		プレキャストセグメント桁購入工	断面の外形寸法	全数量〔製作後〕	代表箇所各1枚	
			5		プレキャストセグメント桁組立工	組立状況	1スパンに1回〔組立時〕	代表箇所各1枚	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
6 道路編	5 コンクリート橋上部工	5 プレビーム桁橋工	2		プレビーム桁製作工（現場）	原寸状況	1 橋に 1 回又は 1 工事に 1 回〔原寸時〕	代表箇所各 1 枚	
						製作状況	適宜〔製作中〕		
						仮組立寸法（撮影項目は適宜）	1 橋に 1 回又は 1 工事に 1 回〔仮組立時〕		
						幅 高さ	桁毎に 1 回〔型枠取外し後〕		
		6 PC ホロースラブ橋工	4		PC ホロースラブ製作工	シース、PC 鋼材配置状況	桁毎に 1 回〔打設前〕	代表箇所各 1 枚	
						幅 厚さ	桁毎に 1 回〔型枠取外し後〕		
						中詰め及びグラウト状況	1 スパンに 1 回〔施工時〕		
		8 PC 箱桁橋工	4		PC 箱桁製作工	シース、PC 鋼材配置状況	桁毎に 1 回〔打設前〕	代表箇所各 1 枚	
						幅（上） 幅（下） 高さ	桁毎に 1 回〔型枠取外し後〕		
						内空幅 内空高さ	桁毎に 1 回〔型枠設置後〕		
						中詰め及びグラウト状況	1 スパンに 1 回〔施工時〕		
		11 PC 押出し箱桁橋工	2		PC 押出し箱桁製作工	シース、PC 鋼材配置状況	桁毎に 1 回〔打設前〕	代表箇所各 1 枚	
						幅（上） 幅（下） 高さ	桁毎に 1 回〔型枠取外し後〕		
						内空幅 内空高さ	桁毎に 1 回〔型枠設置後〕		
						中詰め及びグラウト状況	1 スパンに 1 回〔施工時〕		
	5 コンクリート橋上部工	架設工	1 2 3 4 5 6		架設工（クレーン架設）（ケーブルクレーン架設）（ケーブルエレクション架設）（架設桁架設）（送出し架設）（トラベラークレーン架設）	架設状況	架設工法の変わる毎に 1 回〔架設中〕	代表箇所各 1 枚	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
6 道路編	6 トンネル（ＮＡＴＭ）	4 支保工	3		吹付工	岩質	岩質の変わる毎に1回及び1日1回〔掘削中〕	代表箇所 各1枚	
						湧水状況	適宜〔掘削中〕		
						吹付面の清掃状況	20m毎に1回〔清掃後〕		
						金網の重合せ状況	20m毎に1回〔2次吹付前〕		
						吹付け厚さ（検測孔）	20m毎に1回〔吹付後〕		
			4		ロックボルト工	位置間隔 角度 削孔深さ 孔径 突出量	施工パターン毎又は40mに1断面〔穿孔中〕	代表箇所 各1枚	
						ロックボルト注入状況	施工パターン毎又は40mに1断面〔注入中〕		
						ロックボルト打設後の状況	施工パターン毎又は40mに1断面〔打設後〕		
		5 覆工	3 4		覆工コンクリート工 側壁コンクリート工	覆工（巻立空間）	1セントルに1回〔型枠組立後〕	代表箇所 各1枚	
						覆工（厚さ）	1セントルに1回〔型枠取外し後〕		
						幅 高さ	100m又は1施工箇所に1回〔施工後〕		
			5		床版コンクリート	幅 高さ	100m又は1施工箇所に1回〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
		6 インバート工	4		インバート工	インバート（厚さ）	40m又は1施工箇所に1回〔埋戻し前〕	代表箇所 各1枚	
						幅（全幅）	100m又は1施工箇所に1回〔施工後〕		
		7 坑内付帯工	5		地下排水工	幅 深さ	100m又は1施工箇所に1回〔埋戻し前〕	代表箇所 各1枚	
						管接合据付状況	100m又は1施工箇所に1回〔設置後〕		
						フィルター厚さ	100m又は1施工箇所に1回〔投入前後〕		
6 道路編	7 トンネル（ＮＡＴＭ）	8 坑門工	4		坑門本体工	幅 高さ	1施工箇所に1回〔埋戻し前〕	代表箇所 各1枚	
			5		明り巻工	覆工（巻立空間）	1セントルに1回〔型枠組立後〕	代表箇所 各1枚	
						覆工（厚さ）	1セントルに1回〔型枠取外し後〕		
						幅（全幅） 高さ（内法）	100m又は1施工箇所に1回〔施工後〕		

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
6 道路編	7 トンネル(矢板)	5 覆工	3		覆工コンクリート工	巻立空間	1 セントルに 1 回〔型枠組立後〕	代表箇所各 1 枚	
						覆工厚さ	1 セントルに 1 回〔型枠取外し後〕		
						インバート厚さ	40m 又は 1 施工箇所に 1 回〔埋戻し前〕		
						幅(全幅) 高さ(内法)	100m 又は 1 施工箇所に 1 回〔施工後〕		
		6 インバート工	4		インバート本体工	厚さ	40m 又は 1 施工箇所に 1 回〔埋戻し前〕	代表箇所各 1 枚	
						幅	100m 又は 1 施工箇所に 1 回〔施工後〕		
	12 共同溝	5 現場打構築工	2 現場打躯体工		現場打ち躯体工	厚さ 内空幅 内空高	100m 又は 1 施工箇所に 1 回〔型枠取外し後〕	代表箇所各 1 枚	
			5 カラー継手工		カラー継手工	厚さ 幅 長さ	1 施工箇所に 1 回〔設置後〕	代表箇所各 1 枚	
			6	1	防水工(防水)	幅	100m 又は 1 施工箇所に 1 回〔施工後〕	代表箇所各 1 枚	
				2	防水工(防水保護工)	厚さ	100m 又は 1 施工箇所に 1 回〔施工後〕		
				3	防水工(防水壁工)	高さ 幅 厚さ	1 施工箇所に 1 回〔施工後〕		
		6 プレキャスト構築工	2		プレキャスト躯体工	据付状況	100m 又は 1 施工箇所に 1 回〔埋戻し前〕	代表箇所各 1 枚	
	13 電線共同溝	3 電線共同溝工	2		管路工(管路部)	敷設状況	100m 又は 1 施工箇所に 1 回〔敷設後〕	代表箇所各 1 枚	
			3		プレキャストボックス工(特殊部)	据付状況	100m 又は 1 施工箇所に 1 回〔据付後〕	代表箇所各 1 枚	
		4 付帯設備工	2		ハンドホール工	厚さ 幅 高さ	1 施工箇所に 1 回〔型枠取外し後〕	不要	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
6 道路編	15 道路維持	4 舗装工	3		路面切削工	幅 厚さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			4		舗装打換え工	幅 延長 厚さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			5		切削オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
						タックコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						整正状況	200mに1回 〔施工後〕		
			6		オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
						タックコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						整正状況	200mに1回 〔施工後〕		
			7		路上再生路盤工	敷均厚 転圧状況	各層毎200mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						整正状況 厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
					路上表層再生工	整正状況	200mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕		
			11		グルービング工	出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕	不要	
	17 道路修繕	3 工場製作工	4		桁補強材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	
						製作状況	適宜 〔製作中〕		
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕		
		20 橋梁付属物工			落橋防止装置工	長さ、径、材質	1橋に1回又は1工事に1回 〔材料搬入時〕	代表箇所 各1枚	
						出来ばえ	適宜 〔施工中〕		

編	章	節	条	枝番	工種		写真管理項目			摘要
							撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
その他					舗装工関係	橋面防水工	塗布又は設置状況	1施工箇所に1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
					ダム工関係	仮排水路	厚さ 高さ	100m又は1施工箇所に1回〔型枠取外し後〕	適宜	
						仮締切(土石)	巻出し厚	100m又は1施工箇所に1回〔巻だし時〕	適宜	
							転圧状況	転圧機械が変わる毎に1回〔締固時〕		
						仮締切(コンクリート)	厚さ 高さ	100m又は1施工箇所に1回〔型枠取外し後〕	適宜	
						基礎掘削	組合せ機械	組合せ機械変わる毎に1回〔施工中〕	適宜	
							土質 岩質	土質、岩質変わる毎に1回〔掘削中〕		
							岩盤清掃状況	1施工箇所に1回〔清掃前後〕		
						堤体コンクリート打設	骨材採取製造 コンクリート製造 運搬	月に1回〔施工中〕	適宜	
							打継目処理 打込養生	8リフト毎に1回〔施工中〕		
						堤体止水	止水板の厚さ 幅 埋設位置 岩着及び溶接	各ブロック毎、先行ブロックについて4リフト毎に1回〔据付後〕	適宜	
						堤体排水工	排水孔の位置 箱抜断面 配水管取付箇所	各ブロック毎、先行ブロックについて4リフト毎に1回〔据付後〕	適宜	
						堤体冷却工	配管間隔 通水状況	5リフト毎に1回〔据付後〕	適宜	
						堤体埋設計器	器種 位置 間隔	1施工箇所に1回〔据付後〕	適宜	
					トンネル工関係	トンネル坑門	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回〔埋戻し前〕	代表箇所各1枚	
						トンネル(矢板工法)	岩質	岩質の変わる毎に1回〔掘削中〕	代表箇所各1枚	
							湧水状況	適宜〔掘削中〕		

編	章	節	条	枝番	工種		写真管理項目			摘要
							撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
その他					トンネル工関係	トンネル(矢板工法)	埋設支保工(建込間隔、寸法、基数)	100m又は1施工箇所に1回〔建込後〕	代表箇所各1枚	
							湧水処理工設置状況	全数量〔設置後〕		
							集水渠(幅、高さ、位置)	100m又は1施工箇所に1回〔設置後〕	代表箇所各1枚	
							地下排水工(管接合据付状況)			
							地下排水工(フィルター厚さ)	100m又は1施工箇所に1回〔投入前後〕	代表箇所各1枚	
							矢板設置状況	岩質の変わる毎に1回〔設置後〕		
							グラウト材料使用量	全数量〔使用前後〕		
					トンネル関係	シールド	掘削の地山状態	地質の変化の毎に1回〔掘削中〕	代表箇所各1枚	
							セグメント組立状態	1工事に1回〔組立後〕		
							二次覆工(セグメント清掃状況)	1工事に1回〔清掃後〕		
							二次覆工の厚さ	1スパンに1回〔型枠取外し後〕		
					維持修繕工関係	アスファルト舗装	打換パッチング	施工日に1回〔施工前後〕	不要	
						コンクリート舗装	目地掃除	1,000m² に 1 回〔施工前後〕	不要	
							目地充填	1,000m² に 1 回〔施工後〕		
							注入工削孔状況(位置、間隔)	1,000m² に 1 回〔削孔後〕		
							注入工注入圧	1,000m² に 1 回〔注入時〕		
							目地亀裂防止材張付け状況	1,000m² に 1 回〔張付け後〕		
							局部打換各層厚さ	各層毎20m又は1施工箇所に1回〔施工前後〕		
						路肩、路側路盤工	厚さ	20m又は1施工箇所に1回〔施工後〕	代表箇所各1枚	
						道路除草	出来ばえ	1kmに1回〔施工前後〕	適宜	

編	章	節	条	枝番	工種		写真管理項目			摘要
							撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
その他					維持修繕工関係	路肩整正	出来ばえ	1kmに1回	適宜	
						新設、更新、修理防護柵類	出来ばえ	1施工箇所に1回（施工前は必要に応じて）〔施工前後〕	適宜	
						新設、更新、修理標識類	基礎幅 深さ 出来ばえ	基礎タイプ毎5箇所に1回（施工前は必要に応じて）〔施工前後〕	適宜	
						新設、更新、修理照明灯	基礎幅 深さ 出来ばえ	基礎タイプ毎5箇所に1回（施工前は必要に応じて）〔施工前後〕	適宜	
						視線誘導標	出来ばえ	施工日に1回〔施工後〕	適宜	
						清掃（路面、標識、側溝、集水桝）	出来ばえ	施工日に1回〔施工前後〕	適宜	
						区画線路面表示	出来ばえ	施工日に1回〔施工前後〕	適宜	
							材料使用量	全数量〔施工前後〕	適宜	
						街路樹植樹	出来ばえ	適宜〔施工前後〕	適宜	
						街路樹補強補植	出来ばえ	適宜〔施工前後〕	適宜	
						街路樹剪定	出来ばえ	街路樹10本1回、グリーンベルト100m1回〔施工前後〕	適宜	
						街路樹消毒、施肥	出来ばえ	街路樹10本1回、グリーンベルト100m1回〔施工中〕	適宜	
						街路樹雪囲	出来ばえ	適宜〔施工後〕	適宜	
						排雪除雪	施工状況 機種	施工日に1回〔施工中〕	適宜	
						凍結防止剤散布	出来ばえ	施工日に1回〔施工中〕	適宜	
							材料使用量	全数量〔施工前後〕		
						河川除草	出来ばえ 刈草処理状況	200mに1回（1回刈毎）〔施工前後〕	適宜	
						鉄筋・無筋コンクリート関係 配筋	位置 間隔 継手寸法	打設ロット毎に1回又は1施工箇所に1回〔組立後〕	適宜	
						コンクリート打設	打継目処理 締固施工状況	工種種別毎に1回〔施工時〕	1施工ブロック各1枚	

編	章	節	条	枝番	工種			写真管理項目			摘要
								撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
その他					維持修繕工関係	鉄筋・無筋コンクリート関係	養生	養生状況	工種種別毎に1回、養生方法毎に1回 〔養生時〕	1施工ブロック 各1枚	
その他						開削工		基礎幅 深さ 施工状況 等	1測点に1回 (施工前は必要に応じて) 〔施工前後〕		
						推進工		施工状況	施工日に1回 〔施工後〕		
						シールド工		施工状況	施工日に1回 〔施工前後〕		
								施工状況	施工日に1回 〔施工前後〕		
								材料使用量	全数量 〔施工前後〕		
								施工状況	適宜 〔施工前後〕		
						人孔工		施工状況	適宜 〔施工前後〕		

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
下水道偏					開削工	幅 深さ 施工状況 等	1測点に1回 〔施工前後〕		
					推進工	施工中状況 施工後状況	立坑毎に1回		
					シールド工	掘削地山状況 掘削中	地質変化毎		
						セグメント組み立て後状況	1測点に1回 〔組み立て後〕		
						二次覆工	1スパンに1回 (セグメント清掃状況)		
						二次覆工の厚さ	1スパンに1回 (型枠外した後)		
					人孔工	基礎幅・厚さ・高さ施工状況	人工毎 〔施工前後〕		
					ポンプ場・終末処理場の躯体工	各施工段階測定状況 主要箇所の幅・厚さ・高さ等完成状況			
					池・槽の主要部	各施工段階測定状況 完成状況			

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
港湾編		1 浚渫工			浚渫工 (使用船舶器械等)	作業現場	現地搬入前または現地搬入時	全景及び数量が判明できること。
					浚渫工 (ポンプ浚渫)	浚渫位置測量状況	測量時	法線又は区域標識を入れる。
						排砂管設置、撤去	布設撤去の作業時	設置状況が判明できるよう撮影
						零号、中継船設置、撤去	設置撤去の作業時	
						浚渫状況	浚渫作業時、作業船毎	浚渫位置が判明できる背景を入れる。
						排砂状況	排砂時	
						海洋汚染防止対策	余水吐における濁り防止処置、設置及び状態	図面及び特記仕様書の内容に対応させる。
					浚渫工 (グラブ等浚渫)	浚渫位置測量状況	測量時	法線又は区域標識を入れる。
						浚渫状況	浚渫作業時、作業船毎	船団の配置及び浚渫位置が判明できる背景を入れる。
						土質状況	浚渫作業時	位置、深度又は層を明記する。
						浚渫土砂の運搬状況	運搬時積載状況	
						浚渫土砂の土捨状況	土捨時指定区域内	土捨位置が判明できる背景を入れる。
						海洋汚染防止対策	対策を講じた時	土捨区域を示す浮標灯などを入れる。
					浚渫工 (障害物除去)	障害物積込状況	積込時	
						運搬船に積込まれた状態	積込完了時、運搬毎適宜	運搬個数が判明できるように撮影、或いは障害物の大きさが判明できるようにテープ等を同時に撮影、など障害物の状況に応じ撮影
						障害物捨込状況	捨込時	
					浚渫工 (出来形の確認)	測定状況	測量作業時	全景については位置が判明できる背景を入れる。
					床堀			1) 浚渫を適用する。

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
港湾編		2 地盤改良工			置き換え工(使用船舶器械等)	運搬船舶機械	投入時	全景が判明できるように撮影
						均し船舶機械	均し作業時	均し用具は、作業前に撮影
					置き換え工(その他)	海洋汚染防止対策	対策を講じた時	
						飛砂防止対策	対策を講じた時	
					置き換え工(材料の確認)	材料	現場搬入時 (種類、品質及び形状寸法の異なる毎)	
						品質試験状況	試験時	
					置き換え工(出来形の確認)	測定状況	測定時	全景については、位置が判明できる背景を入れる。
					床堀			1) 置換えを適用する。
					サンドコンパクション、サンドドレーン、ペーパードレーン(使用船舶機械等)	杭打船舶機械	組立完了後船舶機械 毎打設時	
						記録計器	打設時	
						測量櫓等	測量中、櫓等毎	
						砂運搬船舶機械	運搬中	
					サンドコンパクション、サンドドレーン、ペーパードレーン(材料の確認)	材料	現場搬入時 (種類、品質及び形状寸法の異なる毎)	
						品質試験状況	試験時	
					深層混合処理(使用船舶器械等)	改良船、材料運搬船、潜水士船、引船、揚錨船	搬入時、船舶機械毎	
					深層混合処理(施工状況)	測量櫓設置、撤去状況	測量櫓設置時、改良船位誘導時	
						障害物撤去状況	障害物調査、撤去時	
						改良杭打設状況	試験杭打時作業時	
						海洋汚染防止対策	対策を講じた時	
						改良船計器類代表的計器	計測時	
					深層混合処理(材料の確認)	硬化材料	現場搬入時、材料毎	
						品質管理試験状況	試験時、試験種類毎	
					載荷(使用船舶器械等)	砂運搬船、機械	運搬時、船舶機械毎	
						排砂管設備	敷設時	
							排砂中	
						浚渫船(採取船)	浚渫中	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
港湾編		2 地盤改良工			載荷（その他）	海洋汚染防止対策	対策を講じた時	
					載荷（材料の確認）	材料	現場搬入時（種類、品質及び形状寸法の異なる毎）	
						品質試験状況	試験時	
					載荷（出来形の確認）	測定状況	測定時	全景については位置が判明できる背景を入れる。
					ロッドコンパクション（使用施工機械）	振動体（バイブロ）	現場搬入時、組立時、機械毎	全景
					ロッドコンパクション（その他）	ロッド、リーダー、トラクターショベル、発動発電機、ショベルローダー	現場搬入時、組立時、機械毎	全景
					ロッドコンパクション（施工状況）		施工時	全景
					ロッドコンパクション（材料の確認）	品質試験状況	試験時	全景
						材料置場	現場搬入時	全景
					砕石ドレーン（施工機械）	クローラクレーン	現場搬入時、組立時、機械毎	全景
					砕石ドレーン（その他）	アースオーガマシン、リーダーオーガ、発動発電機、コンプレッサ、トラクターショベル	現場搬入時、組立時、機械毎	全景
					砕石ドレーン（施工状況）		施工時	全景
					砕石ドレーン（材料の確認）	品質試験状況	試験時	全景
						材料置場	現場搬入時	全景
		3 マット工			マット（マット類の確認）	補強材セット状況	作業中、完了時	作業状況が判明できるように撮影
						アス・コン打設状況	アス・コン打設時	
						搬入仮置	搬入仮置時	
						アンカー取付け、加工	取付加工時	
						運搬	運搬時	
					マット（敷設状況）	敷設状況と使用船舶機械	敷設時	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
港湾編		3 マット工			マット（材料の確認）	試験状況	試験時、試験毎	
						測定状況	測定時	
					マット（マット類の形状寸法）	測定状況	測定時	
					マット（アンカーの形状寸法）	測定状況	測定時	
					マット（出来形の確認）	敷設位置、重ね幅、延長及びジョイントの確認	敷設完了時	確認箇所が分る背景を入れる。
		4 捨石及び均し工			基礎工（準備、仮設）	ストックヤード、仮設道路等	仮設道路、ストックヤード使用前後	
					基礎工（陸上運搬）	ストック、積込み、運搬状況	運搬時	作業機械作業状況等が判明できるように撮影
					基礎工（捨石投入）	投入状況	投入時、捨石規格毎及び作業船種毎	
					基礎工（捨石均し）	均し状況	規格及び作業船毎	
					基礎工（材料試験）	試験状況	試験時	公的機関が実施する場合は省略できる。
					基礎工（材料の確認）	産地・規格毎	搬入時	スタッフ、テープ等を同時撮影
					基礎工（出来形の確認）	測量状況	測量作業時	
					被覆及び根固め			1）基礎捨石を適用する。
					裏込め			1）基礎捨石を適用する。
		5 杭工及び矢板工			鋼杭（杭の保管）	保管状況	保管時	全景及びまくら木、くさび等の変形、転落防止措置を撮影
					鋼杭（杭の積込み）	吊上げ及び積込状況	作業時	使用機械器具、積込方法が判明できるように撮影
					鋼杭（杭の運搬）	運搬状況	作業時	荷くずれ防止措置、台船への積載状況、使用船舶機械等が判明できるように撮影
					鋼杭（導材の設置）	導材の設置状況	作業時	使用材料及び船舶機械、導枠の構造が判明できるように撮影
					鋼杭（杭の建込み）	建込状況（位置出し、吊込み、建込み等）	作業時	作業状況が判明できるように撮影

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
港湾編		5 杭工及び矢板工			鋼杭（杭の打込み）	打込状況	作業時	杭打船等の全景、打込み方法、順序等が判明できるように撮影
						ハンマーの種類、型式等	適宜	
						打込記録中	測定時	
						飛油、騒音防止対策	対策を講じた時	飛油対策、騒音防止対策等を行った場合
					鋼杭（杭の規格、外観、形状寸法）	観察、測定状況	観察、測定時	種類、形状寸法が変る毎にテープ等を同時撮影
					鋼杭（出来形の確認）	測定作業状況	施工中及び打込完了時	
					コンクリート杭、鋼矢板、鋼管矢板及びコンクリート矢板			鋼杭を適用する。異形矢板及び継手部の離脱については監督職員の指示による。
		6 控工			控工（腹起しの取付け）	取付け及び締付状況腹起し継手部の施工状況	施工中及び完了時	
					控工（タイロッドの受杭）			港湾工事写真管理基準－5 杭及び矢板を適用する。
					控工（タイロッド、タイワイヤーの組立て、取付けプレキャストコンクリート控壁控杭、控矢板控頭部コンクリート、場所打コンクリート控壁	組立て及び取付状況	施工時	港湾工事写真管理基準－9 コンクリートブロックを適用する。 港湾工事写真管理基準－5 杭及び矢板を適用する。港湾工事写真管理基準－11 上部コンクリートを適用する。
					控工（腹起し材、タイロッド、タイワイヤーの規格、外観、形状寸法）	観察、測定状況	観察、測定時	種類、形状寸法が変る毎にテープ等を同時撮影
					控工（タイロッド、タイワイヤーの試験杭、矢板の品質、コンクリートの品質）	引張試験の状況	試験時	港湾工事写真管理基準－5 杭及び矢板を適用する。港湾工事写真管理基準－11 上部コンクリートを適用する。
					控工（出来形の確認）	測定状況、完成状況	施工中及び取付完了時	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
港湾編		7 ケーソン			ケーソン（ヤード等）	ヤード及び設備	着工時全景	ヤード全景及び改備判明できるように撮影
					ケーソン（使用船舶機械等）	引船、起重機船、運搬船、クレーン運搬機械等	作業時、船舶機械毎	使用する船舶、機械の種類が判明できるように撮影
					ケーソン（函台）	製作函台	着工時及び作業時	函台、函台の平坦性（敷砂等）及び剥離材（ルーフィング等）の敷設状況を撮影
					ケーソン（棒鋼）	保管状況	荷降し後	まくら木の配置、覆いの状態等を撮影
						保管状況	加工後	まくら木の配置、覆いの状態等を撮影
						組立て、及び結束	組立時	組立、結束状態が確認できるように撮影
						吊筋	取付後	吊降しケーソンの場合に適用する。
					ケーソン（型枠）	製作及び大組製作の状況	製作時	
						組立状況	組立時	
						取外状況	取外時	内枠、外枠、隔壁の取外状況を撮影
						型枠清掃状況	清掃時	
					ケーソン（足場）	作業足場	組立時	内足場及び外足場の組立状況を撮影
						昇り足場	同上	足場の構造、安全ネット等が判明できるように撮影
						壁継ぎ	同上	
						足場スペース	同上	
						解体状況	解体時	
					ケーソン（コンクリート）	打設準備	打設前	打設面の不純物除去、散水状況等を撮影
						コンクリート打設	打設時	ポンプ、スキップ、シュート、コンペア等の打設方法及び打込状態、締固状態等を撮影
						仕上状況	表面仕上時	天端均し仕上状況を撮影
						レイタンス除去状況	施工時	レイタンス除去状況を撮影

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
港湾編		7 ケーソン			ケーソン（コンクリート）	養生	養生時	打設後（底版、打継各層、天端）の養生状況を撮影
					ケーソン（棒鋼）	試験状況	試験時、試験毎	製造工場及び監督職員の承諾する試験機関で行う場合は省略することができる。 撮影項目は「港湾工事品質管理基準」による。 港湾工事写真管理基準－7 コンクリートを適用する。
						加工状況	加工時	
					ケーソン（コンクリート）			
					ケーソン（鉄筋）	組立て底版	組立段階確認時	組立完了状況が判明できるように撮影
						フーチング	組立段階確認時	
						外壁（側壁）	各層　組立段階確認時	
						隔壁	各層　組立段階確認時	
						ハンチ部	上段　組立段階確認時	
						吊筋等	上段　組立段階確認時	
						かぶり	各層　組立段階確認時	鉄筋と型枠の間隔が判明できるように撮影
					ケーソン（型枠）	組立て底版	組立段階確認時	
						フーチング	組立段階確認時	
						外壁（側壁）	各層　組立段階確認時	
						隔壁	各層　組立段階確認時	組立完了状況が判明できる方法で撮影
						ハンチ部	上段　組立段階確認時	
					ケーソン（コンクリート）	形状寸法、外観	打設後、各層	打設完了状況が判明できるように撮影
					ケーソン（完成）	完成品全景	完成時、各函毎	ケーソン番号、吃水マーク等入れて撮影
					ケーソン進水（蓋（ネットを含む））	蓋の設置状況	進水時	曳航の場合で蓋の取付状況又は取付完了状態を撮影
					ケーソン進水（バラスト投入）	バラスト材投入状況	投入時	バラスト投入方法及び材料が判明できるように撮影
					ケーソン進水（進水）	進水方法	進水時	斜路式、ドライドック、FD、吊降し等の方法が判明できるように撮影

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
港湾編		7 ケーソン			ケーソン進水（進水）	進水設備	進水時	設備（吊降しの場合、起重機船、吊具を含む。）が判明できるように撮影
						進水状況	進水時	漏水がある場合は漏水状況及び処置状況を撮影
					ケーソン進水（浮上）	浮上又は吊り上げ完了状況	進水（吊上げ）完了時	計画吃水であることが確認できるように撮影
					ケーソン仮置（使用船舶器械等）	起重機船、発電機、ポンプ等設置状況	設置時	使用する船舶機械等の種類が判明できるように撮影
					ケーソン仮置（仮設作業）	沈設状況	仮置時	沈設作業（注水を含む）が判明できるように撮影
					ケーソン仮置（仮設作業）	係留状況	仮置時	係留作業（係留アンカーを含む。）が判明できるように撮影
					ケーソン仮置（仮設完了）	沈設完了状況	完了時、各函毎	沈設仮置完了状態が判明できるように撮影
					ケーソン仮置（仮設完了）	係留完了状況	完了時、各函毎	係留完了状態（係留ロープを含む。）が判明できるように撮影
					ケーソン曳航（使用船舶）	引船全景	曳航開始時	形象物等が判明できるように撮影
					ケーソン曳航（曳航用ロープ）	取付状況及び、吊具取付状況	曳航開始時	曳航用ロープの取付位置及び状況について撮影
					ケーソン曳航（曳航）	曳航姿勢	曳航時	曳航の姿勢が判明できるように撮影
					ケーソン曳航（寄港避難）	寄港及び避難の状況	寄港時及び避難時、各函毎	途中寄港した場合には、その係留等の状態が判明できるように撮影
					曳航完了	完了（目的地着）状況	曳航完了時	曳航が完了したことが判明できるように撮影（付近の背景を同時撮影）
					ケーソン回航（蓋の設置状況）	完了状況	完了時、各函毎	蓋の設置状況以外は 4）ケーソン曳航を適用する。

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
港湾編		7 ケーソン			ケーソン回航(使用船舶)	引船全景	回航開始時	形象物等が判明できるように撮影
					ケーソン回航(回航用ロープ)	取付状況及び吊具取付状況	回航開始時	回航用ロープの取付位置及び状況について撮影
					ケーソン回航(回航)	回航姿勢	回航時	回航姿勢が判明できるように撮影
					ケーソン回航(寄港避難)	寄港及び避難の状況	寄港時及び避難時	途中寄港した場合には、その係留等の状況が判明できるように撮影
					ケーソン回航(回航完了)	完了（目的地着）状況	回航完了時	回航が完了したことが判明できるように撮影（付近の背景を同時撮影）
					ケーソン据付(使用船舶機械等)	起重機船、発電機、ポンプ等配置状況	作業時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
					ケーソン据付(据付作業)	据付作業状況	据付時、各函毎	据付作業が判明できるように撮影
					ケーソン据付(据付位置)	前面又は背面の確認	据付時、各函毎	配筋が非対象の場合に適用する。
					ケーソン据付(出来形の確認)	据付完了状況	完了時	据付完了が判明できるように撮影
					ケーソン据付(据付目地)	据付完了状況	完了時	代表的な部分撮影
					ケーソン据付(据付法線の出入)	据付完了状況	完了時	完成法線が判明できるように撮影（延長方向へ撮影）
		8 コンクリートブロック			ブロック製作、運搬、仮置（ヤード等)	ヤード及び設備	着工時全景	港湾工事写真管理基準－8 ケーソン 1) ケーソン製作の関連事項を適用する。
					ブロック製作、運搬、仮置（使用船舶器械等)	クレーン等	作業時	
					ブロック製作、運搬、仮置(函台)	製作函台	着工時	
					ブロック製作、運搬、仮置(棒鋼)	保管状況	搬入後	
					ブロック製作、運搬、仮置(鉄筋)	保管状況	加工後	
						組立て、結束	組立時	
						吊筋	取付後	
					ブロック製作、運搬、仮置(型枠)	製作	製作時	
						組立て	組立時	
						取外し	取外時	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
港湾編		8 コンクリートブロック			ブロック製作、運搬、仮置（型枠）	型枠清掃	清掃時	港湾工事写真管理基準 －8 ケーソン 1) ケーソン製作の関連事項を適用する。
					ブロック製作、運搬、仮置（コンクリート）	打設準備	打設前	
						コンクリート打設	打設時	
						モルタル	施工時	
						仕上状況	表面仕上時 穴埋時	
						養生	養生時	
					ブロック製作、運搬、仮置（足場）	組立て	組立時	
						解体	解体時	
					ブロック製作、運搬、仮置（棒鋼）	試験状況	試験時	試験の状況及び試験成績の代表的なもの。（製造工場、公的機関の行う試験は省略）
						加工状況	加工時	
					ブロック製作、運搬、仮置（コンクリート）			港湾工事写真管理基準－7 コンクリートを適用する。
					ブロック製作、運搬、仮置（鉄筋）	組立て 底盤 フーチング壁 ハンチ部 吊筋等 かぶり	組立完了時	港湾工事写真管理基準 －8 ケーソン 1) ケーソン製作の関連事項を適用する。
					ブロック製作、運搬、仮置（型枠）	組立完了	組立確認時	
					ブロック製作、運搬、仮置（コンクリート）	形状寸法、外観	打設後	番号等を入れて撮影
					ブロック製作、運搬、仮置（完成）	完成品	完成時	個数が確認できれば1枚に複個数入れて撮影 （全個数確認必要枚数撮影）
						仮置状況	仮置時	積重ね段数が判明できるように撮影
					ブロック据付（使用船舶機械等）	起重機船、台船等	作業時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
					ブロック据付（据付作業）	据付作業状況	据付時	据付作業が判明できるように撮影
					ブロック据付（出来形の確認）	測定状況	目地測定時及び法線出入の測定時	据付けの全体が判明できるように撮影

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
港湾編		8 コンクリートブロック			異形ブロック製作運搬、仮置(ヤード等)	ヤード及び設備	着工時全景	港湾工事写真管理基準 －8 ケーソン 1) ケーソン製作の関連事項を適用する。
					異形ブロック製作運搬、仮置(使用船舶機械等)	クレーン等	作業時	
					異形ブロック製作運搬、仮置(棒鋼)	保管状況	搬入時	
						保管状況 組立て、結束 吊筋	加工後 組立時 取付後	
					異形ブロック製作運搬、仮置(型枠)	組立て 取外し 型枠清掃	組立時 取外時 清掃時	
					異形ブロック製作運搬、仮置(コンクリート)	コンクリート打設 仕上状況 養生	打設時 表面仕上時 養生時	
					異形ブロック製作運搬、仮置(足場)	組立て 解体	組立時 解体時	
					異形ブロック製作運搬、仮置(棒鋼)	試験状況	試験時	試験の状況及び試験成績の代表的なもの。 (製造工場、公的機関の行う試験は省略) ㊭－7 コンクリートを適用する。
						加工状況	加工時	
					異形ブロック製作運搬、仮置(コンクリート)			
					異形ブロック製作運搬、仮置(鉄筋)	組立て かぶり	組立完了時	港湾工事写真管理基準－8 ケーソン 1) ケーソン製作の関連事項を適用する。
					異形ブロック製作運搬、仮置(型枠)	組立完了	組立完了時	
					異形ブロック製作運搬、仮置(コンクリート)	形状寸法、外観	打設後	
					異形ブロック製作運搬、仮置(完成)	完成品	完成時	番号等を入れて撮影、個数が確認できれば1枚に複個数入れて撮影(全個数確認必要枚数撮影)
						仮置状況	仮置時	積重ね段数が判明できるように撮影
					異形ブロック製作運搬、仮置(使用船舶器械等)	起重機船、台船等	作業時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
					異形ブロック製作運搬、仮置(据付作業)	据付作業状況	据付時	据付作業が判明できるように撮影
					異形ブロック製作運搬、仮置(出来形の確認)	据付完了状況	据付完了時	据付けの全体が判明できるように撮影

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
港湾編		9 中詰			中詰工 (使用船舶機械等)	運搬船等	施工時	作業状況が判明できるように撮影
					中詰工(投入)	投入状況	施工時	
					中詰工(均し)	均し状況	施工時	
					中詰工(締固め)	締固状況	施工時	
					中詰工 (品質試験)	品質試験状況	試験項目毎	テープ等を同時撮影
					中詰工 (材料の確認)	材料及び作業船等	搬入時に適宜	
					中詰工 (出来形の確認)	測定状況	均し完了後	中詰材の天端とケーソン天端との高低差が判明できるようにテープ等を同時撮影
					中詰工 (使用船舶機械等)	コンクリートミキサー船及び付属船	コンクリート打設前	コンクリートミキサー船及び付属船の形状が分るよう前方、側面からそれぞれ撮影
					中詰工 (ルーフィング敷設)	中詰上面	コンクリート打設前	
					中詰工 (コンクリート積込運搬状況)	陸上及び海上	コンクリート打設前	作業状況が判明できるように撮影
					中詰工 (コンクリート打設状況)		打設時	プレキャストコンクリートを使用する場合はコンクリートブロックの撮影基準を適用する。
					中詰工 (天端仕上状況)		仕上時	
					中詰工 (養生状況)		養生時	
					中詰工 (コンクリート)			港湾工事写真管理基準 －7 コンクリートを適用する。
					中詰工 (出来形の確認)	測定状況	打設完了後	蓋コンクリートの施工天端とケーソン又はセルラーブロックの天端との差が判明できるようにテープ等を同時撮影

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
港湾編		10 上部コンクリート			上部コンクリート（準備仮設）	プラント仮設、コンクリートミキサー船回航、仮設道路、登坂路等	着手前後作業中及び跡片付後	
						仮設プラント、ヤード等	仮設作業時、設置後及び撤去後	ヤード全景及び設備が判明できるように撮影
						コンクリートミキサー船回航	回航開始時、終了時及び作業時	使用船舶、回航の状況等が判明できるように撮影
						仮設道路、登坂路等	仮設作業時、設置後及び撤去時	路線状況が判明できるように撮影
					上部コンクリート（打継処理）	処理作業	作業時	作業方法が判明できるように撮影
					上部コンクリート（型枠）	型枠の構造	作業時	作業機械、船舶、作業方法が判明できるように撮影
						型枠組立、取外及び運搬状況	組立、取外及び運搬時	
						目地材等の取付状況	作業時	
						型枠清掃状況	清掃時	
					上部コンクリート（鉄筋）	鉄筋の仮置、溶接、組立作業	作業時	
						保管状況	保管後	保管状況が判明できるように撮影
						組立て、結束及び溶接	組立時	
					上部コンクリート（コンクリート）	コンクリートの運搬、打設、養生作業	作業時	
						打設準備	打設前、作業毎	打設面の不純物除去、散水状況等を撮影
						コンクリート運搬及び打設	運搬及び打設時	運搬方法、打設方法及び打込状態、締固状態等を撮影
						仕上状況	表面仕上時	天端均し仕上状況を撮影
							穴埋時	型枠取外後の締付材等の穴埋状況を撮影
						養生	養生時	打設後の養生状況を撮影
					上部コンクリート（足場）	組立状況	組立時	
						解体状況	解体時	
					上部コンクリート（その他）	灯台基礎、電柱穴、階段等	作業時	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
港湾編		10 上部コンクリート			上部コンクリート(コンクリート)			港湾工事写真管理基準－7コンクリートを適用する。
					上部コンクリート(棒鋼)	試験状況	試験時、試験毎	製造工場及び監督職員の承諾する試験機関で行う場合は、省略することができる。 撮影項目は、「港湾工事品質管理基準」による。
					上部コンクリート(出来形の確認)	測定状況	測定時	測定作業が判明できるように撮影
		11 舗装			舗装(路床)	土の掘削、運搬、まき出し、締固め	作業中	各作業が判明できるように撮影
					舗装(路盤)	路盤材料均し、転圧、締固め	上層、下層作業中	
					舗装(コンクリート舗装)	型枠据付時の路盤確認 型枠組立、組外しコンクリート運搬及び打設	作業時	
						締固め及び表面仕上		
						スリップバー、タイバー目地材及び鉄網の設置		
						養生		
					舗装(アスファルト舗装)	型枠組立	作業時	
						タックコート、プライムコート散布		
						舗設、締固め		
					舗装(縁石)	据付け、目地材の設置	作業時	
					舗装(区画線)	舗装状況	作業時	
					舗装(道路標識)	基礎幅、深さ、標識設置状況	作業時	
					舗装(防護柵)	設置穴の状況、防護柵設置状況	作業時	
					舗装(材料の確認)	試験及び検査	試験及び検査時	主要資材については「港湾工事品質管理基準」の項目による試験及び検査の状況が判明できるように撮影
					舗装(出来形の確認)	測定状況	測定時	路床、路盤の厚さ、コンクリート舗装の鉄網、目地及び舗設厚さが判明できるように撮影

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
港湾編		12土工			土工（使用機械）	主要機械	作業時、機械毎	使用機械の種類が判明できるように撮影
					土工（土取場及び土捨場）	土取り及び土捨状況	作業時、機械毎	各作業状況が判明出来るように撮影
					土工(低開)	伐開、除根状況	作業時、機械毎	
					土工(切土)	切土、芽孔及び発破状況	作業時、機械毎	埋没物等は、その状況が判明できるように撮影 各作業状況が判明できるように撮影
					土工(盛土)	盛土及び各層の転圧状況		
					土工(掘削)	掘削、穿孔及び発破状況		
					土工(法面)	切取り及び盛土状況		
					土工(運搬)	土砂の搬入、搬出状況		
					土工(埋戻し及び裏込め)	材料の投入及び均し状況		
					土工（材料の確認）	試験及び搬入状況	試験及び搬入時	主要材料並びに試験及び搬入の状況が判明できるように撮影項目は港湾工事品質管理基準－4による。
					土工（出来形の確認）	測定状況	測定時、作業毎	盛土の各層の仕上り厚さ及び裏込めの出来形測定状況が判明できるように撮影
		13付属工			係船柱（使用船舶器械等）	杭打機、クレーン車(船)、トラック等	設置時	使用機械、船舶等が判明できるように撮影
					係船柱(施工)	基礎工施工状況	施工時	基礎施工状況（杭打ち、基礎石投入、均し及びコンクリート打設等）を撮影（押込ボルトを含む。）
					係船柱(据付け)	本体据付状況	据付時	据付状況が判明できるように撮影
					係船柱（搬入数量の確認）	係船柱	搬入時	搬入数量及び所定の規格表示が判明できるように撮影
					係船柱(杭)	基礎杭	杭打完了時	基礎杭打込完了状況が判明できるように撮影

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
港湾編		13 付属工			係船柱（石材投入、均し）	基礎右投入均し完了状況	均し完了時	基礎石均しが判明できるように撮影
					係船柱(型枠)	型枠組立完了状況	組立完了時	打設前の型枠、埋込ボルト検査状態
					係船柱（基礎完成）	基礎完成状況	完成時	完成が判明できるように撮影
					係船柱（据付完成）	本体据付確認状況	完成時	据付完了状態が判明できるように撮影
					防舷材（使用船舶器械等）	台船、クレーン船、トラッククレーン	取付時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
					防舷材（取付け）	取付位置の状況	取付前	埋込（取付け）ボルトの部分及び全景取付状況の撮影
						取付状況	取付時	
					防舷材（搬入数量の確認）	防舷材	搬入時	搬入数量及び所定の規格表示が判明できるように撮影
					防舷材（出来形の確認）	取付完了状態	取付完了時	取付完了状態の部分（1基）及び正面全体と延長方向全景
					車止め（縁金物を含む）（使用船舶機械）	台船、溶接機、クレーン	取付時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
					車止め（縁金物を含む）（取付け）	取付状況	取付時	取付状況（取付け、溶接、コンクリート打設）
						塗装状況	塗装時、各層毎	各層毎の塗装状況（警戒色塗装を含む。）
					車止め（縁金物を含む）（形状寸法）	測定状況	測定時	
					車止め（縁金物を含む）（塗料）	塗料の種類毎	搬入時	塗料の種類別に内容が判明できるもの
					車止め（縁金物を含む）（取付け）	取付完了状態	取付完了時	取付完了状態の部分（1基）及び正面全体と法線方向全景
					電気防食（使用船舶機械等）	曳船、台船、潜水士船、溶接機	取付時	使用する船舶、機械等が判明できるように撮影

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
港湾編		13付属工			電気防食(製品)(陽極)	取付陽極	取付前	取付陽極の部分（1組）及び取付陽極全体
					電気防食(取付け)(陽極)(電位測定値)	取付状況	取付時	取付状況（水中写真）
						設置状況	取付時	測定用端子の設置状況
					電気防食(形状寸法)	測定状況	測定時	
					電気防食(出来形の確認)(陽極)(電位測定値)	取付完了状態	取付完了時	潜水士船による確認検査状況
						電位測定	測定時	電位差測定の状況
					防食塗装(使用船舶機械等)	使用船舶、機械類	施工時	曳船、台船、コンプレッサー等が判明できるように撮影
					防食塗装(塗装)	施工状況	施工時、各層毎	
					防食塗装(出来形の確認)	塗装完了状態	完了時	完了の部分（1箇所） 及び正面全体と延長方向を撮影
					被覆防食(使用船舶機械等)	使用船舶、機械類	施工時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
					被覆防食(施工状況)	施工状況	施工時	
					出来形の確認	被覆防食完了状態	完了時	完了の部分（1箇所） 及び正面全体と延長方向を撮影
		14溶接及び切断			溶接(開先の加工)	加工状況	作業中	使用機械器具が判明できるように撮影
					溶接(溶接)	作業状況	作業中	
					溶接（水中溶接)	作業状況	作業中	
					溶接（溶接棒、溶接ワイヤー）	図面及び特記仕様書の品質であることの表示	使用前	包装の表示が判明できるように撮影
					溶接(外観、形状寸法)	観察、測定状況	測定時	
						形状寸法	測定時	ゲージを同時撮影
					溶接(試験)	試料の採取状況	採取前及び採取時	
						強度試験の状況	試験時	
						非破壊試験の状況		
						カラーチェックの結果		

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
港湾編		14 溶接及び切断			切断(切断)	作業状況	作業中	使用機械器具が判明できるように撮影
					切断 (水中切断)	作業状況	作業中	
					切断(酸素ガス及び溶解アセチレン)	図面及び特記仕様書の品質であることの表示	使用前	ボンベの表示等が判明できるよう撮影
					切断(外観、形状寸法)	観察、測定状況	測定時	
						形状寸法	測定時	ゲージを同時撮影
		15 植生工			張芝工 (使用機械器具等)	転圧機械、打固め器具等	搬入時	使用機器の規格、形状等が判明できるよう撮影
					張芝工 (施工状況)	材料の管理	施工時	材料の管理状況が判明できるよう撮影
						土の敷均し、肥料の散布状況	施工時	土の敷均し厚、肥料の散布状況が判明できるよう撮影
						芝の張付け	施工時	剥離しやすい箇所の固定、ローラ等による鎮圧状況が判明できるよう撮影
					張芝工 (使用材料)	土、芝、肥料	搬入時	芝、肥料の種類、土の性状等が判明できるよう撮影
港湾編		15 植生工			張芝工 (植生状況)	施工前区域	施工前、全体区域及び部分	全体区域、部分的に施工前及び完成の状況が判明できるよう撮影
						完成区域	施工完了後、全体区域及び部分	
					筋芝工			1) 張芝工を適用する。
					播種工 (使用機械器具等)	整地、鎮圧、散布機等	搬入時	使用機器の規格、形状等が判明できるよう撮影
					播種工 (施工状況)	材料の管理	施工時	材料の管理状況が判明できるよう撮影
						種子の播き付け、土の敷均し等	施工時、工程毎	作業状況が判明できるよう撮影
					播種工 (使用材料)	土、種子、肥料、土壌改良剤、養生剤等	搬入時	種子、肥料等材料の種類、品質が判明できるよう撮影
					播種工 (植生状況)	施工前区域	施工前、全体区域及び部分	全体区域、部分的に施工前及び完成の状況が判明できるよう撮影

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
港湾編		15植生工			播種工 (植生状況)	完成区域	施工完了後、全体区域及び部分	全体区域、部分的に施工前及び完成の状況が判明できるよう撮影
					種子吹付工			3) 播種工を適用する。
					植栽工 (使用機械器具等施工状況)	掘削機械、締固め器具運搬機械、材料管理	搬入時	使用機器の規格、形状が判明できるよう撮影　材料の管理状況が判明できるよう撮影
						土の敷均し、肥料の散布状況	施工前	土の敷均し、肥料の散布状況が判明できるよう撮影
						根回し、運搬、植穴、植付け、名札等の状況	施工時、工程毎	植樹の施工状況が判明できるよう撮影
					植栽工 (使用材料)	土、肥料等	搬入時	土の性状、肥料の種類が判明できるよう撮影
						樹木	搬入時、種類毎	樹木の形状が判明できるよう撮影
港湾編		15植生工			植栽工 (植樹状況)	施工前区域	施工前、全体区域及び部分	全体区域、部分的に施工前及び完成状況が判明できるよう撮影
						完成区域	施工完了後、全体区域及び部分	
		16その他	1汚濁防止膜工		汚濁防止膜工 (取り付け、組立て)	取付け、組立状況	組立時、全体及び部分	カーテンの接続、アンカー等の取付状況が判明できるよう撮影
					汚濁防止膜工 (設置)	設置状況	設置時	作業状況が判明できるよう使用船舶機械を配慮し撮影
					汚濁防止膜工 (撤去)	撤去状況	撤去時	
					汚濁防止膜工 (カーテンの種類、形状)	カーテン	組立時、種類及び形状毎	カーテンの種類、規格、形状等が判明できるよう撮影
					汚濁防止膜工 (汚濁防止膜の構造)	アンカー、フロート、ワイヤー等	組立時、種類及び形状毎	アンカー、フロート、ワイヤー等の規格形状専が判明できるよう撮影
					汚濁防止膜工 (設置位置)	設置状況	設置完了後	正面、側面等全体の設置状況が判明できるよう撮影

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
港湾編		16 その他	2 コンクリート工		レディーミクスコンクリート、コンクリートミキサー船、現場練コンクリート(材料の貯蔵)	セメント、混和材料及び骨材の貯蔵状況	貯蔵時	但し JIS 工場の場合は施工管理を省略する。
					レディーミクスコンクリート、コンクリートミキサー船、現場練コンクリート（プラントの設備）	全景及び細部	施工時	
					レディーミクスコンクリート、コンクリートミキサー船、現場練コンクリート(材料の計量及び練り混ぜ)	計量及び練り混ぜ状況	施工時	
					レディーミクスコンクリート、コンクリートミキサー船、現場練コンクリート(運搬)	コンクリートの運搬状況	運搬時	
					レディーミクスコンクリート、コンクリートミキサー船、現場練コンクリート（試験練り）	試験状況、供試体作成及び養生状況	試験時、養生時	設計基準強度 σ 28 のみとする。
					レディーミクスコンクリート、コンクリートミキサー船、現場練コンクリート（強度試験）	試験状況	試験時	設計基準強度 σ 28 のみとする。
					レディーミクスコンクリート、コンクリートミキサー船、現場練コンクリート（現場試験）	スランプ、空気量、温度測定状況	供試体作成時	
					レディーミクスコンクリート、コンクリートミキサー船、現場練コンクリート（出来形管理）			撮影基準は港湾工事写真管理基準－8 ケーソン 港湾工事写真管理基準－9 コンクリートブロック 港湾工事写真管理基準－10 中詰 港湾工事写真管理基準－11 上部コンクリート 港湾工事写真管理基準－12 舗装を適用する。

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
港湾編		16 その他	2 コンクリート工		水中コンクリート(型枠)	型枠組立状況	施工時	レディーミクストコンクリートの関連事項を適用する。トレミー、コンクリートポンプ、底開き箱、底開き袋等
					水中コンクリート(打設)	打設状況	施工時	
					水中コンクリート(打設用機械器具等)	打設状況	施工時	
					水中コンクリート(品質管理)			1) レディーミクストコンクリートを適用する。
					水中コンクリート(型枠)	出来形寸法等の測定状況	出来形測定時	
					暑中コンクリート、寒中コンクリート（施工状況）	セメント､骨材､水の温度の管理状況	測定時	1) レディーミクストコンクリートの関連事項を適用する。 コンクリートの温度保護を必要とした場合
						打設面の状況 打設状況	打設直前 運搬装置、防護処置等	
						打設中及び打設完了後の保護状況	打設時及び施工完了時	
					暑中コンクリート、寒中コンクリート（品質管理）			1) レディーミクストコンクリートを適用する
					暑中コンクリート、寒中コンクリート（出来形管理）			1) レディーミクストコンクリートを適用する
					暑中コンクリート、寒中コンクリート（型枠状況一般）	型枠組立、建込状況	施工時	
					暑中コンクリート、寒中コンクリート（骨材の投入）	骨材洗浄、投入状況	施工時	
					暑中コンクリート､寒中コンクリート(プラントの設備)	設備の全景及び細部	施工時	
					暑中コンクリート、寒中コンクリート（注入管及び検査管）	管の配置状況	モルタル注入前	配置間隔が判明できるようにテープ等を同時撮影
					暑中コンクリート、寒中コンクリート(モルタル注入管)	注入状況	注入時	注入の状態が判明できるよう全景を撮影
					暑中コンクリート、寒中コンクリート（各種試験）	圧縮強度､フロー値､膨張率､ブリージング率等の試験状況	試験時	
					暑中コンクリート、寒中コンクリート（出来形の確認）	出来形寸法等の測定状況､岩盤かき均し状況等	測定時	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
16 その他		16 その他	3 埋立及び裏埋		埋立（使用船舶機械）	主要船舶機械	作業時、船舶機械毎	使用する船舶機械の種類が判明できるように撮影
					埋立（施工状況一般）	埋立材の採取状況	採取作業時	
						埋立材運搬の状況	運搬作業時	
						埋立材整地状況	整地作業時	
						余水吐の設置及び撤去	設置作業時及び撤去時	余水吐が判明できるように撮影
						公害防止対策	防止処置作業時	
					埋立（材料の品質管理状況）	図面及び特記仕様書に定められた品質管理の作業状況	品質管理作業時、品質管理内容毎	撮影項目は港湾工事品質管理基準－4による。
					埋立（出来形の確認）	測定状況	測定時	
					裏埋			1) 埋立を適用する。

3. そ の 他

1 テストハンマーによるコンクリート強度推定要領

土 技 第 1 6 7 号
平成 25 年 7 月 1 日

本要領は、「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法（案）」（2010 制定コンクリート標準示方書［規準編］、JSCE-G 504-2007）及び「テストハンマーによる強度推定調査の 6 つのポイント」（平成 13 年、独立行政法人土木研究所）を参考に作成したものです。

1. 適 用

1. 本要領は、熊本県土木部が発注したコンクリート構造物に適用します。
2. 受注者が施工管理基準に基づき、テストハンマーによる強度推定調査を行う場合は、本要領によるものとします。
3. しゅん工検査時等におけるテストハンマーによるコンクリート強度の推定は、本要領によるものとします。

2. 調査の流れ

調査の流れとポイントを次に示します。

① 測定装置の準備 *POINT !*

⇩

・測定前にテストアンビル（検定器）を打撃し、正しく調整されたテストハンマーであることを確認して使用してください。

② 調査箇所・調査日の選定 *POINT !*

⇩

・コンクリート表面が乾いた状態で測定してください。
※どうしても濡れている面での測定が避けられない場合は、別途定める方法で補正してください。
・材齢 28 日～91 日の間で測定してください。
※上記材齢の範囲外での測定が避けられない場合は、別途定める方法で補正してください。

③　反発度の測定　　*POINT !*

・測定面に対して垂直となるようにして、勢いをつけずにゆっくりと操作してください。
・1箇所の測定点数は､縁部から50mm以上離れたコンクリート面で互いに30～50mmの間隔を持った20点とします｡(参考図A)
・測定値の偏差が平均の20%以上になる点がある場合は、その測定値を捨て、これに代わる測定値を補います。

④ 強度の推定　　*POINT !*

・強度の推定式は、材料学会提案の換算式を用いて強度の推定を行います。※他の換算式を用いてはいけません。
・推定の方法は、「3. 強度の推定方法」を参照してください。

⑤ 推定結果の評価　　*POINT !*

・強度の推定結果からコンクリート構造物の品質評価を行います。
・評価方法は、「4. 測定結果の評価方法」を参照してください。

⑥ 報　告　　*POINT !*

・調査の結果をとりまとめて、監督員に報告します。

参考図A

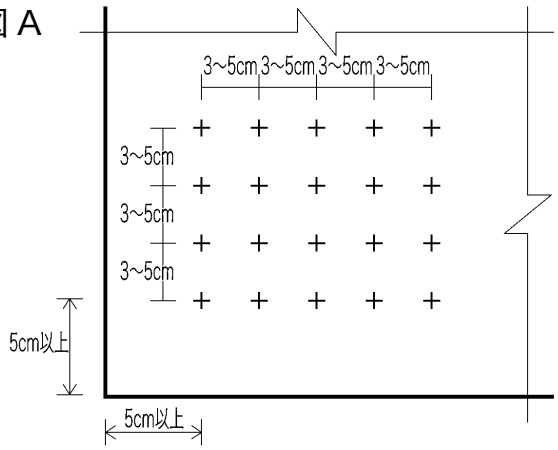

3. 強度の推定方法

テストハンマーによる強度推定調査は、次のフローにより実施することとします。

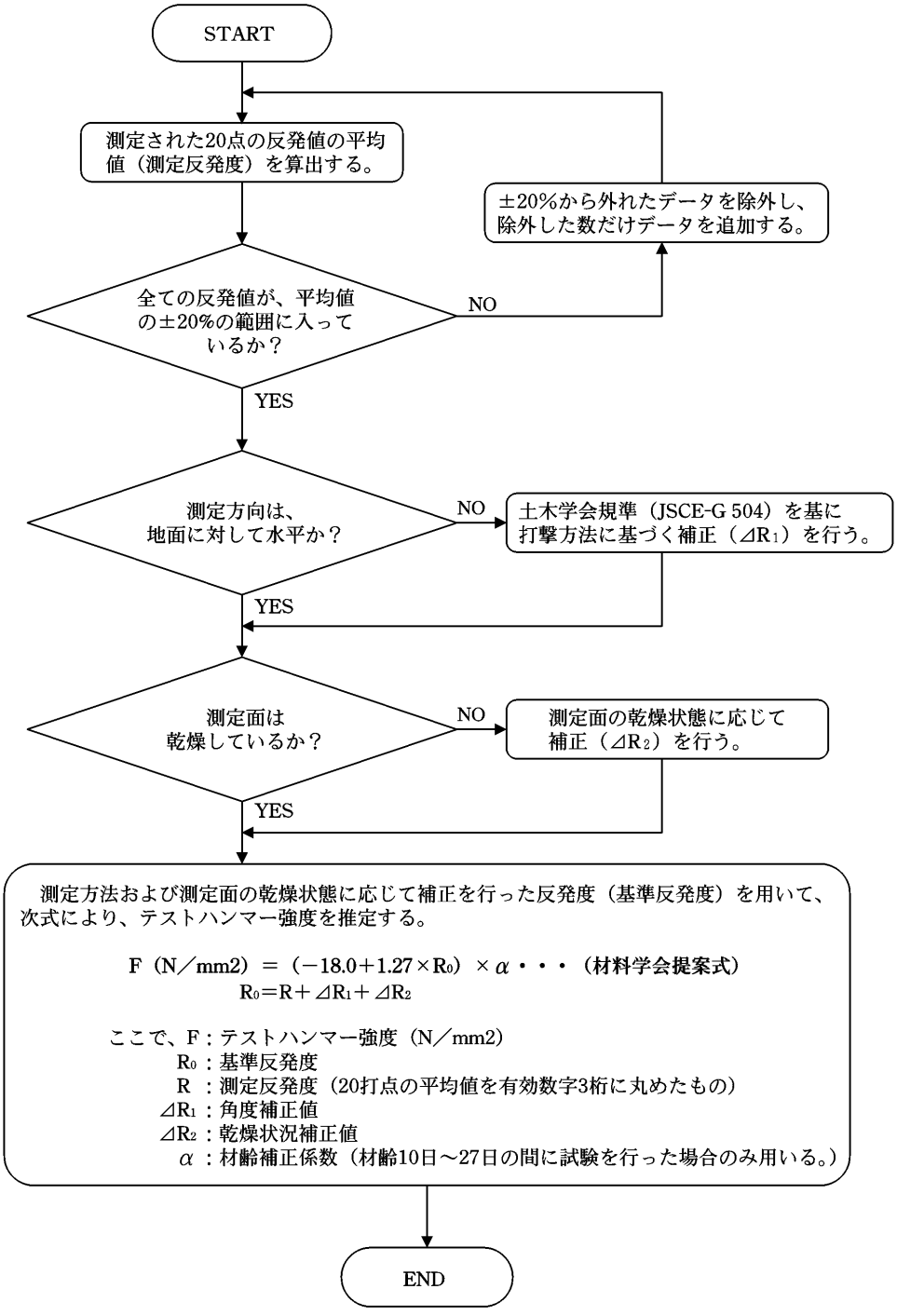

4. 測定結果の評価方法

テストハンマーを用いた強度の推定結果に基づき、コンクリートの品質評価を次のフローにより行うこととします。

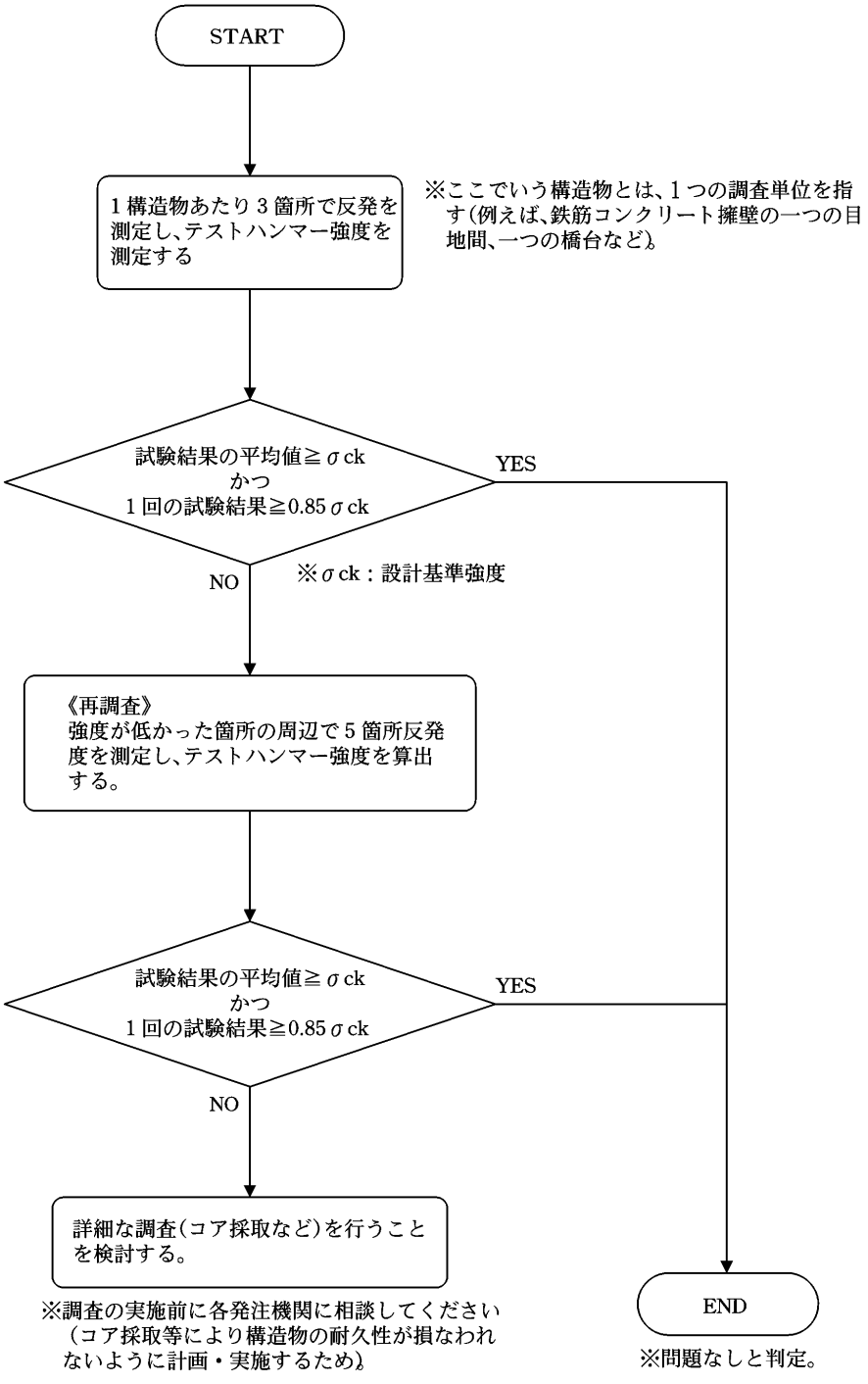

「資料－ 1」　　角度補正値（⊿R1）

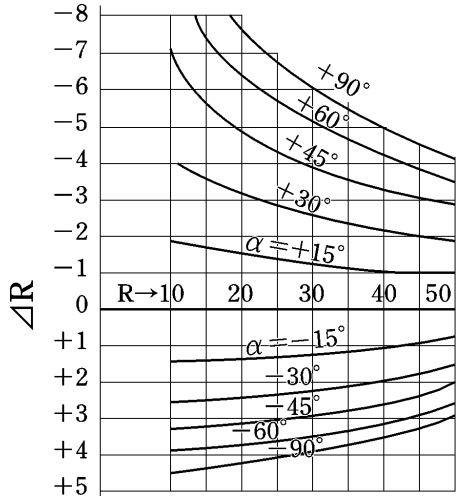

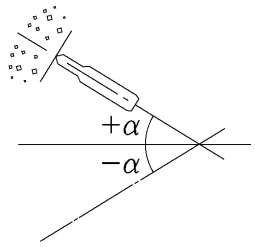

本表は、土木学会「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法（JSCE-G 504)」中の、日本材料学会の強度推定式で用いる角度補正図（下図：)）を数値化し、早見表として整理したものです。

反発度	補正値（⊿R1）										
	+90°	+60°	+45°	+30°	+15°	±0°	−15°	−30°	−45°	−60°	−90°
10.0			−7.0	−4.0	−1.8	0.0	1.4	2.5	3.2	3.9	4.5
10.1			−7.0	−4.0	−1.8	0.0	1.4	2.5	3.2	3.9	4.5
10.2			−6.9	−4.0	−1.8	0.0	1.4	2.5	3.2	3.9	4.5
10.3			−6.9	−4.0	−1.8	0.0	1.4	2.5	3.2	3.9	4.5
10.4			−6.9	−4.0	−1.8	0.0	1.4	2.5	3.2	3.9	4.5
10.5			−6.9	−4.0	−1.8	0.0	1.4	2.5	3.2	3.9	4.5
10.6			−6.8	−3.9	−1.8	0.0	1.4	2.5	3.2	3.9	4.5
10.7			−6.8	−3.9	−1.8	0.0	1.4	2.5	3.2	3.9	4.5
10.8			−6.8	−3.9	−1.8	0.0	1.4	2.5	3.2	3.9	4.5
10.9			−6.7	−3.9	−1.8	0.0	1.4	2.5	3.2	3.9	4.5
11.0			−6.7	−3.9	−1.8	0.0	1.4	2.5	3.2	3.9	4.5
11.1			−6.7	−3.9	−1.8	0.0	1.4	2.5	3.2	3.9	4.5
11.2			−6.7	−3.9	−1.8	0.0	1.4	2.5	3.2	3.9	4.5
11.3			−6.6	−3.9	−1.8	0.0	1.4	2.5	3.2	3.9	4.4
11.4			−6.6	−3.9	−1.8	0.0	1.4	2.5	3.2	3.9	4.4
11.5			−6.6	−3.9	−1.8	0.0	1.4	2.5	3.2	3.9	4.4
11.6			−6.6	−3.8	−1.8	0.0	1.4	2.5	3.2	3.9	4.4
11.7			−6.5	−3.8	−1.8	0.0	1.4	2.5	3.2	3.9	4.4
11.8			−6.5	−3.8	−1.8	0.0	1.4	2.5	3.2	3.9	4.4
11.9			−6.5	−3.8	−1.8	0.0	1.4	2.5	3.2	3.9	4.4
12.0			−6.4	−3.8	−1.8	0.0	1.4	2.5	3.2	3.9	4.4
12.1			−6.4	−3.8	−1.8	0.0	1.4	2.5	3.2	3.9	4.4
12.2			−6.4	−3.8	−1.8	0.0	1.4	2.5	3.2	3.9	4.4
12.3			−6.4	−3.8	−1.8	0.0	1.4	2.5	3.2	3.9	4.4
12.4			−6.3	−3.8	−1.8	0.0	1.4	2.5	3.2	3.9	4.4
12.5			−6.3	−3.8	−1.8	0.0	1.4	2.5	3.2	3.9	4.4
12.6			−6.3	−3.7	−1.7	0.0	1.4	2.5	3.1	3.8	4.4
12.7			−6.2	−3.7	−1.7	0.0	1.4	2.5	3.1	3.8	4.4
12.8			−6.2	−3.7	−1.7	0.0	1.4	2.5	3.1	3.8	4.4
12.9			−6.2	−3.7	−1.7	0.0	1.4	2.5	3.1	3.8	4.4
13.0			−6.2	−3.7	−1.7	0.0	1.4	2.5	3.1	3.8	4.4
13.1			−6.1	−3.7	−1.7	0.0	1.4	2.5	3.1	3.8	4.4
13.2			−6.1	−3.7	−1.7	0.0	1.4	2.5	3.1	3.8	4.4
13.3			−6.1	−3.7	−1.7	0.0	1.4	2.5	3.1	3.8	4.4
13.4			−6.0	−3.7	−1.7	0.0	1.4	2.5	3.1	3.8	4.4
反発度	+90°	+60°	+45°	+30°	+15°	±0°	−15°	−30°	−45°	−60°	−90°

反発度	補正値(⊿R)										
	+90°	+60°	+45°	+30°	+15°	±0°	−15°	−30°	−45°	−60°	−90°
13.5			−6.0	−3.7	−1.7	0.0	1.4	2.5	3.1	3.8	4.4
13.6			−6.0	−3.6	−1.7	0.0	1.4	2.5	3.1	3.8	4.4
13.7			−6.0	−3.6	−1.7	0.0	1.4	2.5	3.1	3.8	4.4
13.8			−5.9	−3.6	−1.7	0.0	1.4	2.5	3.1	3.8	4.3
13.9			−5.9	−3.6	−1.7	0.0	1.4	2.5	3.1	3.8	4.3
14.0			−5.9	−3.6	−1.7	0.0	1.4	2.5	3.1	3.8	4.3
14.1			−5.9	−3.6	−1.7	0.0	1.4	2.5	3.1	3.8	4.3
14.2			−5.8	−3.6	−1.7	0.0	1.4	2.5	3.1	3.8	4.3
14.3			−5.8	−3.6	−1.7	0.0	1.4	2.5	3.1	3.8	4.3
14.4			−5.8	−3.6	−1.7	0.0	1.4	2.5	3.1	3.8	4.3
14.5			−5.7	−3.6	−1.7	0.0	1.4	2.5	3.1	3.8	4.3
14.6			−5.7	−3.5	−1.7	0.0	1.4	2.5	3.1	3.8	4.3
14.7			−5.7	−3.5	−1.7	0.0	1.4	2.5	3.1	3.8	4.3
14.8			−5.7	−3.5	−1.7	0.0	1.4	2.5	3.1	3.8	4.3
14.9			−5.6	−3.5	−1.7	0.0	1.4	2.5	3.1	3.8	4.3
15.0		−7.5	−5.6	−3.5	−1.7	0.0	1.4	2.5	3.1	3.8	4.3
15.1		−7.5	−5.6	−3.5	−1.7	0.0	1.4	2.5	3.1	3.8	4.3
15.2		−7.5	−5.6	−3.5	−1.7	0.0	1.4	2.5	3.1	3.8	4.3
15.3		−7.4	−5.6	−3.5	−1.7	0.0	1.4	2.5	3.1	3.8	4.3
15.4		−7.4	−5.5	−3.5	−1.7	0.0	1.4	2.5	3.1	3.8	4.3
15.5		−7.4	−5.5	−3.5	−1.7	0.0	1.4	2.5	3.1	3.8	4.3
15.6		−7.4	−5.5	−3.5	−1.7	0.0	1.4	2.5	3.1	3.8	4.3
15.7		−7.3	−5.5	−3.5	−1.7	0.0	1.4	2.5	3.1	3.8	4.3
15.8		−7.3	−5.5	−3.5	−1.7	0.0	1.4	2.5	3.1	3.8	4.3
15.9		−7.3	−5.5	−3.4	−1.7	0.0	1.4	2.5	3.1	3.8	4.3
16.0		−7.3	−5.4	−3.4	−1.7	0.0	1.4	2.5	3.1	3.8	4.3
16.1		−7.3	−5.4	−3.4	−1.7	0.0	1.4	2.5	3.1	3.8	4.3
16.2		−7.2	−5.4	−3.4	−1.7	0.0	1.4	2.5	3.1	3.8	4.3
16.3		−7.2	−5.4	−3.4	−1.6	0.0	1.4	2.5	3.1	3.8	4.3
16.4		−7.2	−5.4	−3.4	−1.6	0.0	1.4	2.5	3.1	3.8	4.3
16.5		−7.2	−5.4	−3.4	−1.6	0.0	1.4	2.5	3.1	3.8	4.3
16.6		−7.1	−5.3	−3.4	−1.6	0.0	1.4	2.5	3.1	3.8	4.3
16.7		−7.1	−5.3	−3.4	−1.6	0.0	1.4	2.5	3.1	3.8	4.3
16.8		−7.1	−5.3	−3.4	−1.6	0.0	1.4	2.5	3.1	3.8	4.3
16.9		−7.1	−5.3	−3.4	−1.6	0.0	1.4	2.5	3.1	3.8	4.3
17.0		−7.1	−5.3	−3.4	−1.6	0.0	1.4	2.5	3.1	3.8	4.3
17.1		−7.0	−5.3	−3.4	−1.6	0.0	1.4	2.5	3.1	3.8	4.3
17.2		−7.0	−5.2	−3.4	−1.6	0.0	1.4	2.5	3.1	3.8	4.3
17.3		−7.0	−5.2	−3.4	−1.6	0.0	1.4	2.5	3.1	3.8	4.3
17.4		−7.0	−5.2	−3.4	−1.6	0.0	1.4	2.5	3.1	3.8	4.3
17.5		−7.0	−5.2	−3.4	−1.6	0.0	1.4	2.5	3.1	3.8	4.3
17.6		−6.9	−5.2	−3.3	−1.6	0.0	1.3	2.4	3.1	3.7	4.2
17.7		−6.9	−5.2	−3.3	−1.6	0.0	1.3	2.4	3.1	3.7	4.2
17.8		−6.9	−5.2	−3.3	−1.6	0.0	1.3	2.4	3.1	3.7	4.2
17.9		−6.9	−5.1	−3.3	−1.6	0.0	1.3	2.4	3.1	3.7	4.2
18.0		−6.8	−5.1	−3.3	−1.6	0.0	1.3	2.4	3.1	3.7	4.2
18.1		−6.8	−5.1	−3.3	−1.6	0.0	1.3	2.4	3.1	3.7	4.2
18.2		−6.8	−5.1	−3.3	−1.6	0.0	1.3	2.4	3.1	3.7	4.2
18.3		−6.8	−5.1	−3.3	−1.6	0.0	1.3	2.4	3.1	3.7	4.2
18.4		−6.8	−5.1	−3.3	−1.6	0.0	1.3	2.4	3.1	3.7	4.2
18.5		−6.7	−5.0	−3.3	−1.6	0.0	1.3	2.4	3.1	3.7	4.2
18.6		−6.7	−5.0	−3.3	−1.6	0.0	1.3	2.4	3.1	3.7	4.2
18.7		−6.7	−5.0	−3.3	−1.6	0.0	1.3	2.4	3.1	3.7	4.2
18.8		−6.7	−5.0	−3.3	−1.5	0.0	1.3	2.4	3.1	3.7	4.2
18.9		−6.6	−5.0	−3.3	−1.5	0.0	1.3	2.4	3.1	3.7	4.2
19.0		−6.6	−5.0	−3.3	−1.5	0.0	1.3	2.4	3.1	3.7	4.2
19.1		−6.6	−4.9	−3.3	−1.5	0.0	1.3	2.4	3.1	3.7	4.2
19.2		−6.6	−4.9	−3.2	−1.5	0.0	1.3	2.4	3.1	3.7	4.2
19.3		−6.6	−4.9	−3.2	−1.5	0.0	1.3	2.4	3.1	3.7	4.2
19.4		−6.5	−4.9	−3.2	−1.5	0.0	1.3	2.4	3.1	3.7	4.2
19.5		−6.5	−4.9	−3.2	−1.5	0.0	1.3	2.4	3.1	3.7	4.2
反発度	+90°	+60°	+45°	+30°	+15°	±0°	−15°	−30°	−45°	−60°	−90°

反発度	補正値(⊿R$_1$)										
	+90°	+60°	+45°	+30°	+15°	±0°	−15°	−30°	−45°	−60°	−90°
19.6		−6.5	−4.9	−3.2	−1.5	0.0	1.3	2.4	3.1	3.7	4.2
19.7		−6.5	−4.8	−3.2	−1.5	0.0	1.3	2.4	3.1	3.7	4.2
19.8		−6.4	−4.8	−3.2	−1.5	0.0	1.3	2.4	3.1	3.7	4.2
19.9		−6.4	−4.8	−3.2	−1.5	0.0	1.3	2.4	3.1	3.7	4.2
20.0	−7.6	−6.4	−4.8	−3.2	−1.5	0.0	1.3	2.4	3.1	3.7	4.2
20.1	−7.6	−6.4	−4.8	−3.2	−1.5	0.0	1.3	2.4	3.1	3.7	4.2
20.2	−7.6	−6.4	−4.8	−3.2	−1.5	0.0	1.3	2.4	3.1	3.7	4.2
20.3	−7.6	−6.4	−4.8	−3.2	−1.5	0.0	1.3	2.4	3.1	3.7	4.2
20.4	−7.5	−6.3	−4.8	−3.2	−1.5	0.0	1.3	2.4	3.1	3.7	4.2
20.5	−7.5	−6.3	−4.7	−3.2	−1.5	0.0	1.3	2.4	3.1	3.7	4.2
20.6	−7.5	−6.3	−4.7	−3.2	−1.5	0.0	1.3	2.4	3.1	3.7	4.2
20.7	−7.5	−6.3	−4.7	−3.1	−1.5	0.0	1.3	2.4	3.1	3.7	4.2
20.8	−7.5	−6.3	−4.7	−3.1	−1.5	0.0	1.3	2.4	3.1	3.7	4.2
20.9	−7.5	−6.3	−4.7	−3.1	−1.5	0.0	1.3	2.4	3.1	3.7	4.2
21.0	−7.4	−6.3	−4.7	−3.1	−1.5	0.0	1.3	2.4	3.1	3.7	4.2
21.1	−7.4	−6.2	−4.7	−3.1	−1.5	0.0	1.3	2.4	3.1	3.7	4.2
21.2	−7.4	−6.2	−4.7	−3.1	−1.5	0.0	1.3	2.4	3.1	3.7	4.2
21.3	−7.4	−6.2	−4.6	−3.1	−1.5	0.0	1.3	2.4	3.1	3.6	4.2
21.4	−7.4	−6.2	−4.6	−3.1	−1.5	0.0	1.3	2.4	3.1	3.6	4.2
21.5	−7.4	−6.2	−4.6	−3.1	−1.5	0.0	1.3	2.4	3.1	3.6	4.2
21.6	−7.3	−6.2	−4.6	−3.1	−1.5	0.0	1.3	2.4	3.1	3.6	4.2
21.7	−7.3	−6.2	−4.6	−3.1	−1.5	0.0	1.3	2.4	3.1	3.6	4.2
21.8	−7.3	−6.1	−4.6	−3.1	−1.5	0.0	1.3	2.4	3.1	3.6	4.2
21.9	−7.3	−6.1	−4.6	−3.0	−1.5	0.0	1.3	2.4	3.1	3.6	4.2
22.0	−7.3	−6.1	−4.6	−3.0	−1.5	0.0	1.3	2.4	3.1	3.6	4.2
22.1	−7.3	−6.1	−4.5	−3.0	−1.5	0.0	1.3	2.4	3.1	3.6	4.2
22.2	−7.2	−6.1	−4.5	−3.0	−1.5	0.0	1.3	2.4	3.1	3.6	4.2
22.3	−7.2	−6.1	−4.5	−3.0	−1.5	0.0	1.3	2.4	3.1	3.6	4.2
22.4	−7.2	−6.1	−4.5	−3.0	−1.5	0.0	1.3	2.4	3.1	3.6	4.2
22.5	−7.2	−6.1	−4.5	−3.0	−1.5	0.0	1.3	2.4	3.1	3.6	4.2
22.6	−7.2	−6.0	−4.5	−3.0	−1.4	0.0	1.3	2.3	3.0	3.6	4.1
22.7	−7.2	−6.0	−4.5	−3.0	−1.4	0.0	1.3	2.3	3.0	3.6	4.1
22.8	−7.2	−6.0	−4.5	−3.0	−1.4	0.0	1.3	2.3	3.0	3.6	4.1
22.9	−7.1	−6.0	−4.5	−3.0	−1.4	0.0	1.3	2.3	3.0	3.6	4.1
23.0	−7.1	−6.0	−4.4	−3.0	−1.4	0.0	1.3	2.3	3.0	3.6	4.1
23.1	−7.1	−6.0	−4.4	−3.0	−1.4	0.0	1.3	2.3	3.0	3.6	4.1
23.2	−7.1	−6.0	−4.4	−2.9	−1.4	0.0	1.3	2.3	3.0	3.6	4.1
23.3	−7.1	−5.9	−4.4	−2.9	−1.4	0.0	1.3	2.3	3.0	3.6	4.1
23.4	−7.1	−5.9	−4.4	−2.9	−1.4	0.0	1.3	2.3	3.0	3.6	4.1
23.5	−7.0	−5.9	−4.4	−2.9	−1.4	0.0	1.3	2.3	3.0	3.6	4.1
23.6	−7.0	−5.9	−4.4	−2.9	−1.4	0.0	1.3	2.3	3.0	3.6	4.1
23.7	−7.0	−5.9	−4.4	−2.9	−1.4	0.0	1.3	2.3	3.0	3.6	4.1
23.8	−7.0	−5.9	−4.3	−2.9	−1.4	0.0	1.3	2.3	3.0	3.5	4.1
23.9	−7.0	−5.9	−4.3	−2.9	−1.4	0.0	1.3	2.3	3.0	3.5	4.1
24.0	−7.0	−5.8	−4.3	−2.9	−1.4	0.0	1.3	2.3	3.0	3.5	4.1
24.1	−6.9	−5.8	−4.3	−2.9	−1.4	0.0	1.3	2.3	3.0	3.5	4.1
24.2	−6.9	−5.8	−4.3	−2.9	−1.4	0.0	1.3	2.3	3.0	3.5	4.1
24.3	−6.9	−5.8	−4.3	−2.9	−1.4	0.0	1.3	2.3	3.0	3.5	4.1
24.4	−6.9	−5.8	−4.3	−2.8	−1.4	0.0	1.3	2.3	3.0	3.5	4.1
24.5	−6.9	−5.8	−4.3	−2.8	−1.4	0.0	1.3	2.3	3.0	3.5	4.1
24.6	−6.9	−5.8	−4.2	−2.8	−1.4	0.0	1.3	2.3	3.0	3.5	4.1
24.7	−6.8	−5.7	−4.2	−2.8	−1.4	0.0	1.3	2.3	3.0	3.5	4.1
24.8	−6.8	−5.7	−4.2	−2.8	−1.4	0.0	1.3	2.3	3.0	3.5	4.1
24.9	−6.8	−5.7	−4.2	−2.8	−1.4	0.0	1.3	2.3	3.0	3.5	4.1
25.0	−6.8	−5.7	−4.2	−2.8	−1.4	0.0	1.3	2.3	3.0	3.5	4.1
25.1	−6.8	−5.7	−4.2	−2.8	−1.4	0.0	1.3	2.3	3.0	3.5	4.1
25.2	−6.8	−5.7	−4.2	−2.8	−1.4	0.0	1.3	2.3	3.0	3.5	4.1
25.3	−6.8	−5.7	−4.2	−2.8	−1.4	0.0	1.3	2.3	3.0	3.5	4.1
25.4	−6.7	−5.7	−4.2	−2.8	−1.4	0.0	1.3	2.3	3.0	3.5	4.1
25.5	−6.7	−5.6	−4.2	−2.8	−1.4	0.0	1.3	2.3	3.0	3.5	4.1
25.6	−6.7	−5.6	−4.2	−2.8	−1.4	0.0	1.3	2.3	3.0	3.5	4.1
反発度	+90°	+60°	+45°	+30°	+15°	±0°	−15°	−30°	−45°	−60°	−90°

反発度	補正値(⊿R₁)										
	+90°	+60°	+45°	+30°	+15°	±0°	−15°	−30°	−45°	−60°	−90°
25.7	−6.7	−5.6	−4.1	−2.8	−1.4	0.0	1.3	2.3	3.0	3.5	4.1
25.8	−6.7	−5.6	−4.1	−2.8	−1.4	0.0	1.3	2.3	3.0	3.5	4.1
25.9	−6.7	−5.6	−4.1	−2.8	−1.4	0.0	1.3	2.3	3.0	3.5	4.1
26.0	−6.6	−5.6	−4.1	−2.8	−1.4	0.0	1.3	2.3	3.0	3.5	4.1
26.1	−6.6	−5.6	−4.1	−2.8	−1.4	0.0	1.3	2.3	3.0	3.5	4.1
26.2	−6.6	−5.6	−4.1	−2.8	−1.4	0.0	1.3	2.3	3.0	3.5	4.1
26.3	−6.6	−5.5	−4.1	−2.7	−1.4	0.0	1.3	2.3	2.9	3.5	4.0
26.4	−6.6	−5.5	−4.1	−2.7	−1.4	0.0	1.3	2.3	2.9	3.5	4.0
26.5	−6.6	−5.5	−4.1	−2.7	−1.4	0.0	1.3	2.3	2.9	3.5	4.0
26.6	−6.5	−5.5	−4.1	−2.7	−1.4	0.0	1.3	2.3	2.9	3.5	4.0
26.7	−6.5	−5.5	−4.1	−2.7	−1.4	0.0	1.3	2.3	2.9	3.5	4.0
26.8	−6.5	−5.5	−4.1	−2.7	−1.4	0.0	1.3	2.3	2.9	3.5	4.0
26.9	−6.5	−5.5	−4.0	−2.7	−1.4	0.0	1.3	2.3	2.9	3.5	4.0
27.0	−6.5	−5.5	−4.0	−2.7	−1.4	0.0	1.3	2.3	2.9	3.5	4.0
27.1	−6.5	−5.4	−4.0	−2.7	−1.4	0.0	1.3	2.3	2.9	3.5	4.0
27.2	−6.4	−5.4	−4.0	−2.7	−1.4	0.0	1.3	2.3	2.9	3.5	4.0
27.3	−6.4	−5.4	−4.0	−2.7	−1.4	0.0	1.3	2.3	2.9	3.5	4.0
27.4	−6.4	−5.4	−4.0	−2.7	−1.4	0.0	1.3	2.3	2.9	3.5	4.0
27.5	−6.4	−5.4	−4.0	−2.7	−1.4	0.0	1.3	2.3	2.9	3.5	4.0
27.6	−6.4	−5.4	−4.0	−2.7	−1.3	0.0	1.2	2.2	2.9	3.4	4.0
27.7	−6.4	−5.4	−4.0	−2.7	−1.3	0.0	1.2	2.2	2.9	3.4	4.0
27.8	−6.4	−5.4	−4.0	−2.7	−1.3	0.0	1.2	2.2	2.9	3.4	4.0
27.9	−6.3	−5.4	−4.0	−2.7	−1.3	0.0	1.2	2.2	2.9	3.4	4.0
28.0	−6.3	−5.3	−4.0	−2.7	−1.3	0.0	1.2	2.2	2.9	3.4	4.0
28.1	−6.3	−5.3	−4.0	−2.7	−1.3	0.0	1.2	2.2	2.9	3.4	4.0
28.2	−6.3	−5.3	−3.9	−2.7	−1.3	0.0	1.2	2.2	2.9	3.4	4.0
28.3	−6.3	−5.3	−3.9	−2.7	−1.3	0.0	1.2	2.2	2.9	3.4	4.0
28.4	−6.3	−5.3	−3.9	−2.7	−1.3	0.0	1.2	2.2	2.9	3.4	4.0
28.5	−6.2	−5.3	−3.9	−2.7	−1.3	0.0	1.2	2.2	2.9	3.4	4.0
28.6	−6.2	−5.3	−3.9	−2.7	−1.3	0.0	1.2	2.2	2.9	3.4	4.0
28.7	−6.2	−5.3	−3.9	−2.7	−1.3	0.0	1.2	2.2	2.9	3.4	4.0
28.8	−6.2	−5.2	−3.9	−2.6	−1.3	0.0	1.2	2.2	2.8	3.4	3.9
28.9	−6.2	−5.2	−3.9	−2.6	−1.3	0.0	1.2	2.2	2.8	3.4	3.9
29.0	−6.2	−5.2	−3.9	−2.6	−1.3	0.0	1.2	2.2	2.8	3.4	3.9
29.1	−6.1	−5.2	−3.9	−2.6	−1.3	0.0	1.2	2.2	2.8	3.4	3.9
29.2	−6.1	−5.2	−3.9	−2.6	−1.3	0.0	1.2	2.2	2.8	3.4	3.9
29.3	−6.1	−5.2	−3.9	−2.6	−1.3	0.0	1.2	2.2	2.8	3.4	3.9
29.4	−6.1	−5.2	−3.8	−2.6	−1.3	0.0	1.2	2.2	2.8	3.4	3.9
29.5	−6.1	−5.2	−3.8	−2.6	−1.3	0.0	1.2	2.2	2.8	3.4	3.9
29.6	−6.1	−5.1	−3.8	−2.6	−1.3	0.0	1.2	2.2	2.8	3.4	3.9
29.7	−6.0	−5.1	−3.8	−2.6	−1.3	0.0	1.2	2.2	2.8	3.4	3.9
29.8	−6.0	−5.1	−3.8	−2.6	−1.3	0.0	1.2	2.2	2.8	3.4	3.9
29.9	−6.0	−5.1	−3.8	−2.6	−1.3	0.0	1.2	2.2	2.8	3.4	3.9
30.0	−6.0	−5.1	−3.8	−2.6	−1.3	0.0	1.2	2.2	2.8	3.4	3.9
30.1	−6.0	−5.1	−3.8	−2.6	−1.3	0.0	1.2	2.2	2.8	3.4	3.9
30.2	−6.0	−5.1	−3.8	−2.6	−1.3	0.0	1.2	2.2	2.8	3.4	3.9
30.3	−6.0	−5.1	−3.8	−2.6	−1.3	0.0	1.2	2.2	2.8	3.4	3.9
30.4	−6.0	−5.1	−3.8	−2.6	−1.3	0.0	1.2	2.2	2.8	3.4	3.9
30.5	−6.0	−5.1	−3.8	−2.6	−1.3	0.0	1.2	2.2	2.8	3.4	3.9
30.6	−5.9	−5.0	−3.8	−2.6	−1.3	0.0	1.2	2.2	2.8	3.4	3.9
30.7	−5.9	−5.0	−3.8	−2.6	−1.3	0.0	1.2	2.2	2.8	3.4	3.9
30.8	−5.9	−5.0	−3.8	−2.6	−1.3	0.0	1.2	2.2	2.8	3.4	3.9
30.9	−5.9	−5.0	−3.7	−2.6	−1.3	0.0	1.2	2.2	2.8	3.4	3.9
31.0	−5.9	−5.0	−3.7	−2.6	−1.3	0.0	1.2	2.2	2.8	3.4	3.9
31.1	−5.9	−5.0	−3.7	−2.6	−1.3	0.0	1.2	2.2	2.8	3.4	3.9
31.2	−5.9	−5.0	−3.7	−2.6	−1.3	0.0	1.2	2.2	2.8	3.4	3.9
31.3	−5.9	−5.0	−3.7	−2.5	−1.2	0.0	1.2	2.2	2.8	3.3	3.9
31.4	−5.9	−5.0	−3.7	−2.5	−1.2	0.0	1.2	2.2	2.8	3.3	3.9
31.5	−5.9	−5.0	−3.7	−2.5	−1.2	0.0	1.2	2.2	2.8	3.3	3.9
31.6	−5.8	−4.9	−3.7	−2.5	−1.2	0.0	1.2	2.2	2.8	3.3	3.9
31.7	−5.8	−4.9	−3.7	−2.5	−1.2	0.0	1.2	2.2	2.8	3.3	3.9
反発度	+90°	+60°	+45°	+30°	+15°	±0°	−15°	−30°	−45°	−60°	−90°

反発度	補正値(⊿R)										
	+90°	+60°	+45°	+30°	+15°	±0°	−15°	−30°	−45°	−60°	−90°
31.8	−5.8	−4.9	−3.7	−2.5	−1.2	0.0	1.2	2.2	2.8	3.3	3.9
31.9	−5.8	−4.9	−3.7	−2.5	−1.2	0.0	1.2	2.2	2.8	3.3	3.9
32.0	−5.8	−4.9	−3.7	−2.5	−1.2	0.0	1.2	2.2	2.8	3.3	3.9
32.1	−5.8	−4.9	−3.7	−2.5	−1.2	0.0	1.2	2.2	2.8	3.3	3.9
32.2	−5.8	−4.9	−3.7	−2.5	−1.2	0.0	1.2	2.2	2.8	3.3	3.9
32.3	−5.8	−4.9	−3.7	−2.5	−1.2	0.0	1.2	2.2	2.8	3.3	3.9
32.4	−5.8	−4.9	−3.7	−2.5	−1.2	0.0	1.2	2.2	2.8	3.3	3.9
32.5	−5.8	−4.9	−3.7	−2.5	−1.2	0.0	1.2	2.2	2.8	3.3	3.9
32.6	−5.7	−4.8	−3.6	−2.5	−1.2	0.0	1.1	2.1	2.7	3.3	3.8
32.7	−5.7	−4.8	−3.6	−2.5	−1.2	0.0	1.1	2.1	2.7	3.3	3.8
32.8	−5.7	−4.8	−3.6	−2.5	−1.2	0.0	1.1	2.1	2.7	3.3	3.8
32.9	−5.7	−4.8	−3.6	−2.5	−1.2	0.0	1.1	2.1	2.7	3.3	3.8
33.0	−5.7	−4.8	−3.6	−2.5	−1.2	0.0	1.1	2.1	2.7	3.3	3.8
33.1	−5.7	−4.8	−3.6	−2.5	−1.2	0.0	1.1	2.1	2.7	3.3	3.8
33.2	−5.7	−4.8	−3.6	−2.5	−1.2	0.0	1.1	2.1	2.7	3.3	3.8
33.3	−5.7	−4.8	−3.6	−2.5	−1.2	0.0	1.1	2.1	2.7	3.3	3.8
33.4	−5.7	−4.8	−3.6	−2.5	−1.2	0.0	1.1	2.1	2.7	3.3	3.8
33.5	−5.7	−4.8	−3.6	−2.5	−1.2	0.0	1.1	2.1	2.7	3.3	3.8
33.6	−5.6	−4.7	−3.6	−2.5	−1.2	0.0	1.1	2.1	2.7	3.3	3.8
33.7	−5.6	−4.7	−3.6	−2.5	−1.2	0.0	1.1	2.1	2.7	3.3	3.8
33.8	−5.6	−4.7	−3.6	−2.4	−1.1	0.0	1.1	2.1	2.7	3.2	3.8
33.9	−5.6	−4.7	−3.6	−2.4	−1.1	0.0	1.1	2.1	2.7	3.2	3.8
34.0	−5.6	−4.7	−3.6	−2.4	−1.1	0.0	1.1	2.1	2.7	3.2	3.8
34.1	−5.6	−4.7	−3.6	−2.4	−1.1	0.0	1.1	2.1	2.7	3.2	3.8
34.2	−5.6	−4.7	−3.5	−2.4	−1.1	0.0	1.1	2.1	2.7	3.2	3.8
34.3	−5.6	−4.7	−3.5	−2.4	−1.1	0.0	1.1	2.1	2.7	3.2	3.8
34.4	−5.6	−4.7	−3.5	−2.4	−1.1	0.0	1.1	2.1	2.7	3.2	3.8
34.5	−5.6	−4.7	−3.5	−2.4	−1.1	0.0	1.1	2.1	2.7	3.2	3.8
34.6	−5.5	−4.6	−3.5	−2.4	−1.1	0.0	1.1	2.1	2.7	3.2	3.8
34.7	−5.5	−4.6	−3.5	−2.4	−1.1	0.0	1.1	2.1	2.7	3.2	3.8
34.8	−5.5	−4.6	−3.5	−2.4	−1.1	0.0	1.1	2.1	2.7	3.2	3.8
34.9	−5.5	−4.6	−3.5	−2.4	−1.1	0.0	1.1	2.1	2.7	3.2	3.8
35.0	−5.5	−4.6	−3.5	−2.4	−1.1	0.0	1.1	2.1	2.7	3.2	3.8
35.1	−5.5	−4.6	−3.5	−2.4	−1.1	0.0	1.1	2.1	2.7	3.2	3.8
35.2	−5.5	−4.6	−3.5	−2.4	−1.1	0.0	1.1	2.1	2.7	3.2	3.8
35.3	−5.5	−4.6	−3.5	−2.4	−1.1	0.0	1.1	2.1	2.7	3.2	3.8
35.4	−5.5	−4.6	−3.5	−2.4	−1.1	0.0	1.1	2.1	2.7	3.2	3.8
35.5	−5.5	−4.6	−3.5	−2.4	−1.1	0.0	1.1	2.1	2.7	3.2	3.8
35.6	−5.4	−4.6	−3.5	−2.4	−1.1	0.0	1.1	2.1	2.7	3.2	3.8
35.7	−5.4	−4.5	−3.5	−2.4	−1.1	0.0	1.1	2.1	2.7	3.2	3.8
35.8	−5.4	−4.5	−3.5	−2.4	−1.1	0.0	1.1	2.1	2.7	3.2	3.8
35.9	−5.4	−4.5	−3.4	−2.4	−1.1	0.0	1.1	2.1	2.7	3.2	3.7
36.0	−5.4	−4.5	−3.4	−2.4	−1.1	0.0	1.1	2.1	2.7	3.2	3.7
36.1	−5.4	−4.5	−3.4	−2.4	−1.1	0.0	1.1	2.1	2.7	3.2	3.7
36.2	−5.4	−4.5	−3.4	−2.4	−1.1	0.0	1.1	2.1	2.7	3.2	3.7
36.3	−5.4	−4.5	−3.4	−2.3	−1.1	0.0	1.1	2.0	2.6	3.2	3.7
36.4	−5.4	−4.5	−3.4	−2.3	−1.1	0.0	1.1	2.0	2.6	3.2	3.7
36.5	−5.4	−4.5	−3.4	−2.3	−1.1	0.0	1.1	2.0	2.6	3.2	3.7
36.6	−5.3	−4.5	−3.4	−2.3	−1.1	0.0	1.1	2.0	2.6	3.2	3.7
36.7	−5.3	−4.5	−3.4	−2.3	−1.1	0.0	1.1	2.0	2.6	3.2	3.7
36.8	−5.3	−4.5	−3.4	−2.3	−1.1	0.0	1.1	2.0	2.6	3.2	3.7
36.9	−5.3	−4.4	−3.4	−2.3	−1.1	0.0	1.1	2.0	2.6	3.2	3.7
37.0	−5.3	−4.4	−3.4	−2.3	−1.1	0.0	1.1	2.0	2.6	3.2	3.7
37.1	−5.3	−4.4	−3.4	−2.3	−1.1	0.0	1.1	2.0	2.6	3.2	3.7
37.2	−5.3	−4.4	−3.4	−2.3	−1.1	0.0	1.1	2.0	2.6	3.2	3.7
37.3	−5.3	−4.4	−3.4	−2.3	−1.1	0.0	1.1	2.0	2.6	3.2	3.7
37.4	−5.3	−4.4	−3.4	−2.3	−1.1	0.0	1.1	2.0	2.6	3.2	3.7
37.5	−5.3	−4.4	−3.4	−2.3	−1.1	0.0	1.1	2.0	2.6	3.2	3.7
37.6	−5.2	−4.4	−3.3	−2.3	−1.0	0.0	1.0	2.0	2.6	3.1	3.6
37.7	−5.2	−4.4	−3.3	−2.3	−1.0	0.0	1.0	2.0	2.6	3.1	3.6
37.8	−5.2	−4.4	−3.3	−2.3	−1.0	0.0	1.0	2.0	2.6	3.1	3.6
反発度	+90°	+60°	+45°	+30°	+15°	±0°	−15°	−30°	−45°	−60°	−90°

反発度	補正値(⊿R₁)										
	+90°	+60°	+45°	+30°	+15°	±0°	−15°	−30°	−45°	−60°	−90°
37.9	−5.2	−4.4	−3.3	−2.3	−1.0	0.0	1.0	2.0	2.6	3.1	3.6
38.0	−5.2	−4.4	−3.3	−2.3	−1.0	0.0	1.0	2.0	2.6	3.1	3.6
38.1	−5.2	−4.4	−3.3	−2.3	−1.0	0.0	1.0	2.0	2.6	3.1	3.6
38.2	−5.2	−4.3	−3.3	−2.3	−1.0	0.0	1.0	2.0	2.6	3.1	3.6
38.3	−5.2	−4.3	−3.3	−2.3	−1.0	0.0	1.0	2.0	2.6	3.1	3.6
38.4	−5.2	−4.3	−3.3	−2.3	−1.0	0.0	1.0	2.0	2.6	3.1	3.6
38.5	−5.2	−4.3	−3.3	−2.3	−1.0	0.0	1.0	2.0	2.6	3.1	3.6
38.6	−5.1	−4.3	−3.3	−2.3	−1.0	0.0	1.0	2.0	2.6	3.1	3.6
38.7	−5.1	−4.3	−3.3	−2.3	−1.0	0.0	1.0	2.0	2.6	3.1	3.6
38.8	−5.1	−4.3	−3.3	−2.2	−1.0	0.0	1.0	1.9	2.5	3.1	3.6
38.9	−5.1	−4.3	−3.3	−2.2	−1.0	0.0	1.0	1.9	2.5	3.1	3.6
39.0	−5.1	−4.3	−3.3	−2.2	−1.0	0.0	1.0	1.9	2.5	3.1	3.6
39.1	−5.1	−4.3	−3.3	−2.2	−1.0	0.0	1.0	1.9	2.5	3.1	3.6
39.2	−5.1	−4.3	−3.2	−2.2	−1.0	0.0	1.0	1.9	2.5	3.1	3.5
39.3	−5.1	−4.3	−3.2	−2.2	−1.0	0.0	1.0	1.9	2.5	3.1	3.5
39.4	−5.1	−4.2	−3.2	−2.2	−1.0	0.0	1.0	1.9	2.5	3.1	3.5
39.5	−5.1	−4.2	−3.2	−2.2	−1.0	0.0	1.0	1.9	2.5	3.1	3.5
39.6	−5.0	−4.2	−3.2	−2.2	−1.0	0.0	1.0	1.9	2.5	3.1	3.5
39.7	−5.0	−4.2	−3.2	−2.2	−1.0	0.0	1.0	1.9	2.5	3.1	3.5
39.8	−5.0	−4.2	−3.2	−2.2	−1.0	0.0	1.0	1.9	2.5	3.1	3.5
39.9	−5.0	−4.2	−3.2	−2.2	−1.0	0.0	1.0	1.9	2.5	3.1	3.5
40.0	−5.0	−4.2	−3.2	−2.2	−1.0	0.0	1.0	1.9	2.5	3.1	3.5
40.1	−5.0	−4.2	−3.2	−2.2	−1.0	0.0	1.0	1.9	2.5	3.1	3.5
40.2	−5.0	−4.2	−3.2	−2.2	−1.0	0.0	1.0	1.9	2.5	3.1	3.5
40.3	−5.0	−4.2	−3.2	−2.2	−1.0	0.0	1.0	1.9	2.5	3.1	3.5
40.4	−5.0	−4.2	−3.2	−2.2	−1.0	0.0	1.0	1.9	2.5	3.1	3.5
40.5	−5.0	−4.2	−3.2	−2.2	−1.0	0.0	1.0	1.9	2.5	3.1	3.5
40.6	−4.9	−4.2	−3.2	−2.2	−1.0	0.0	1.0	1.9	2.5	3.1	3.5
40.7	−4.9	−4.1	−3.2	−2.2	−1.0	0.0	1.0	1.9	2.5	3.1	3.5
40.8	−4.9	−4.1	−3.2	−2.2	−1.0	0.0	1.0	1.9	2.5	3.1	3.5
40.9	−4.9	−4.1	−3.2	−2.2	−1.0	0.0	1.0	1.9	2.5	3.0	3.4
41.0	−4.9	−4.1	−3.2	−2.2	−1.0	0.0	1.0	1.9	2.5	3.0	3.4
41.1	−4.9	−4.1	−3.2	−2.2	−1.0	0.0	1.0	1.9	2.5	3.0	3.4
41.2	−4.9	−4.1	−3.2	−2.2	−1.0	0.0	1.0	1.9	2.5	3.0	3.4
41.3	−4.9	−4.1	−3.1	−2.1	−1.0	0.0	1.0	1.8	2.4	3.0	3.4
41.4	−4.9	−4.1	−3.1	−2.1	−1.0	0.0	1.0	1.8	2.4	3.0	3.4
41.5	−4.9	−4.1	−3.1	−2.1	−1.0	0.0	1.0	1.8	2.4	3.0	3.4
41.6	−4.8	−4.1	−3.1	−2.1	−1.0	0.0	1.0	1.8	2.4	3.0	3.4
41.7	−4.8	−4.1	−3.1	−2.1	−1.0	0.0	1.0	1.8	2.4	3.0	3.4
41.8	−4.8	−4.1	−3.1	−2.1	−1.0	0.0	1.0	1.8	2.4	3.0	3.4
41.9	− 4.8	− 4.0	− 3.1	− 2.1	− 1.0	0.0	1.0	1.8	2.4	3.0	3.4
42.0	− 4.8	− 4.0	− 3.1	− 2.1	− 1.0	0.0	1.0	1.8	2.4	3.0	3.4
42.1	− 4.8	− 4.0	− 3.1	− 2.1	− 1.0	0.0	1.0	1.8	2.4	3.0	3.4
42.2	− 4.8	− 4.0	− 3.1	− 2.1	− 1.0	0.0	1.0	1.8	2.4	3.0	3.4
42.3	− 4.8	− 4.0	− 3.1	− 2.1	− 1.0	0.0	1.0	1.8	2.4	3.0	3.4
42.4	− 4.8	− 4.0	− 3.1	− 2.1	− 1.0	0.0	1.0	1.8	2.4	3.0	3.4
42.5	−4.8	−4.0	−3.1	−2.1	−1.0	0.0	1.0	1.8	2.4	3.0	3.4
42.6	−4.7	−4.0	−3.1	−2.1	−1.0	0.0	0.9	1.8	2.4	2.9	3.3
42.7	−4.7	−4.0	−3.1	−2.1	−1.0	0.0	0.9	1.8	2.4	2.9	3.3
42.8	−4.7	−4.0	−3.1	−2.1	−1.0	0.0	0.9	1.8	2.4	2.9	3.3
42.9	−4.7	−4.0	−3.1	−2.1	−1.0	0.0	0.9	1.8	2.4	2.9	3.3
43.0	−4.7	−4.0	−3.1	−2.1	−1.0	0.0	0.9	1.8	2.4	2.9	3.3
43.1	−4.7	−4.0	−3.1	−2.1	−1.0	0.0	0.9	1.8	2.4	2.9	3.3
43.2	−4.7	−3.9	−3.1	−2.1	−1.0	0.0	0.9	1.8	2.4	2.9	3.3
43.3	−4.7	−3.9	−3.1	−2.1	−1.0	0.0	0.9	1.8	2.4	2.9	3.3
43.4	−4.7	−3.9	−3.1	−2.1	−1.0	0.0	0.9	1.8	2.4	2.9	3.3
43.5	−4.7	−3.9	−3.1	−2.1	−1.0	0.0	0.9	1.8	2.4	2.9	3.3
43.6	−4.6	−3.9	−3.1	−2.1	−1.0	0.0	0.9	1.8	2.4	2.9	3.3
43.7	−4.6	−3.9	−3.1	−2.1	−1.0	0.0	0.9	1.8	2.4	2.9	3.3
43.8	−4.6	−3.9	−3.0	−2.0	−1.0	0.0	0.9	1.7	2.3	2.9	3.3
43.9	−4.6	−3.9	−3.0	−2.0	−1.0	0.0	0.9	1.7	2.3	2.9	3.3
反発度	+90°	+60°	+45°	+30°	+15°	±0°	−15°	−30°	−45°	−60°	−90°

反発度	補正値(⊿R₁)										
	+90°	+60°	+45°	+30°	+15°	±0°	−15°	−30°	−45°	−60°	−90°
44.0	−4.6	−3.9	−3.0	−2.0	−1.0	0.0	0.9	1.7	2.3	2.9	3.3
44.1	−4.6	−3.9	−3.0	−2.0	−1.0	0.0	0.9	1.7	2.3	2.9	3.3
44.2	−4.6	−3.9	−3.0	−2.0	−1.0	0.0	0.9	1.7	2.3	2.8	3.2
44.3	−4.6	−3.9	−3.0	−2.0	−1.0	0.0	0.9	1.7	2.3	2.8	3.2
44.4	−4.6	−3.8	−3.0	−2.0	−1.0	0.0	0.9	1.7	2.3	2.8	3.2
44.5	−4.6	−3.8	−3.0	−2.0	−1.0	0.0	0.9	1.7	2.3	2.8	3.2
44.6	−4.5	−3.8	−3.0	−2.0	−1.0	0.0	0.9	1.7	2.3	2.8	3.2
44.7	−4.5	−3.8	−3.0	−2.0	−1.0	0.0	0.9	1.7	2.3	2.8	3.2
44.8	−4.5	−3.8	−3.0	−2.0	−1.0	0.0	0.9	1.7	2.3	2.8	3.2
44.9	−4.5	−3.8	−3.0	−2.0	−1.0	0.0	0.9	1.7	2.3	2.8	3.2
45.0	−4.5	−3.8	−3.0	−2.0	−1.0	0.0	0.9	1.7	2.3	2.8	3.2
45.1	−4.5	−3.8	−3.0	−2.0	−1.0	0.0	0.9	1.7	2.3	2.8	3.2
45.2	−4.5	−3.8	−3.0	−2.0	−1.0	0.0	0.9	1.7	2.3	2.8	3.2
45.3	−4.5	−3.8	−3.0	−2.0	−1.0	0.0	0.9	1.7	2.3	2.8	3.2
45.4	−4.5	−3.8	−3.0	−2.0	−1.0	0.0	0.9	1.7	2.3	2.8	3.2
45.5	−4.5	−3.8	−3.0	−2.0	−1.0	0.0	0.9	1.7	2.3	2.8	3.2
45.6	−4.5	−3.8	−3.0	−2.0	−1.0	0.0	0.9	1.7	2.3	2.8	3.2
45.7	−4.4	−3.8	−3.0	−2.0	−1.0	0.0	0.9	1.7	2.3	2.8	3.2
45.8	−4.4	−3.8	−3.0	−2.0	−1.0	0.0	0.9	1.7	2.3	2.8	3.2
45.9	−4.4	−3.7	−3.0	−2.0	−1.0	0.0	0.9	1.7	2.2	2.7	3.1
46.0	−4.4	−3.7	−3.0	−2.0	−1.0	0.0	0.9	1.7	2.2	2.7	3.1
46.1	−4.4	−3.7	−3.0	−2.0	−1.0	0.0	0.9	1.7	2.2	2.7	3.1
46.2	−4.4	−3.7	−3.0	−2.0	−1.0	0.0	0.9	1.7	2.2	2.7	3.1
46.3	−4.4	−3.7	−3.0	−2.0	−1.0	0.0	0.8	1.6	2.2	2.7	3.1
46.4	−4.4	−3.7	−3.0	−2.0	−1.0	0.0	0.8	1.6	2.2	2.7	3.1
46.5	−4.4	−3.7	−3.0	−2.0	−1.0	0.0	0.8	1.6	2.2	2.7	3.1
46.6	−4.4	−3.7	−3.0	−2.0	−1.0	0.0	0.8	1.6	2.2	2.7	3.1
46.7	−4.4	−3.7	−3.0	−2.0	−1.0	0.0	0.8	1.6	2.2	2.7	3.1
46.8	−4.4	−3.7	−3.0	−2.0	−1.0	0.0	0.8	1.6	2.2	2.7	3.1
46.9	−4.3	−3.7	−3.0	−2.0	−1.0	0.0	0.8	1.6	2.2	2.7	3.1
47.0	−4.3	−3.7	−3.0	−2.0	−1.0	0.0	0.8	1.6	2.2	2.7	3.1
47.1	−4.3	−3.7	−3.0	−2.0	−1.0	0.0	0.8	1.6	2.2	2.7	3.1
47.2	−4.3	−3.7	−3.0	−2.0	−1.0	0.0	0.8	1.6	2.2	2.7	3.1
47.3	−4.3	−3.7	−3.0	−2.0	−1.0	0.0	0.8	1.6	2.2	2.7	3.1
47.4	−4.3	−3.7	−3.0	−2.0	−1.0	0.0	0.8	1.6	2.2	2.7	3.1
47.5	−4.3	−3.7	−3.0	−2.0	−1.0	0.0	0.8	1.6	2.2	2.7	3.1
47.6	−4.3	−3.6	−2.9	−1.9	−0.9	0.0	0.8	1.6	2.1	2.6	3.0
47.7	−4.3	−3.6	−2.9	−1.9	−0.9	0.0	0.8	1.6	2.1	2.6	3.0
47.8	−4.3	−3.6	−2.9	−1.9	−0.9	0.0	0.8	1.6	2.1	2.6	3.0
47.9	−4.3	−3.6	−2.9	−1.9	−0.9	0.0	0.8	1.6	2.1	2.6	3.0
48.0	−4.3	−3.6	−2.9	−1.9	−0.9	0.0	0.8	1.6	2.1	2.6	3.0
48.1	−4.3	−3.6	−2.9	−1.9	−0.9	0.0	0.8	1.6	2.1	2.6	3.0
48.2	−4.2	−3.6	−2.9	−1.9	−0.9	0.0	0.8	1.6	2.1	2.6	3.0
48.3	−4.2	−3.6	−2.9	−1.9	−0.9	0.0	0.8	1.6	2.1	2.6	3.0
48.4	−4.2	−3.6	−2.9	−1.9	−0.9	0.0	0.8	1.6	2.1	2.6	3.0
48.5	−4.2	−3.6	−2.9	−1.9	−0.9	0.0	0.8	1.6	2.1	2.6	3.0
48.6	−4.2	−3.6	−2.9	−1.9	−0.9	0.0	0.8	1.6	2.1	2.6	3.0
48.7	−4.2	−3.6	−2.9	−1.9	−0.9	0.0	0.8	1.6	2.1	2.6	3.0
48.8	−4.2	−3.6	−2.9	−1.9	−0.9	0.0	0.7	1.5	2.1	2.6	3.0
48.9	−4.2	−3.6	−2.9	−1.9	−0.9	0.0	0.7	1.5	2.1	2.6	3.0
49.0	−4.2	−3.6	−2.9	−1.9	−0.9	0.0	0.7	1.5	2.1	2.6	3.0
49.1	−4.2	−3.6	−2.9	−1.9	−0.9	0.0	0.7	1.5	2.1	2.6	3.0
49.2	−4.2	−3.5	−2.9	−1.9	−0.9	0.0	0.7	1.5	2.0	2.5	2.9
49.3	−4.2	−3.5	−2.9	−1.9	−0.9	0.0	0.7	1.5	2.0	2.5	2.9
49.4	−4.1	−3.5	−2.9	−1.9	−0.9	0.0	0.7	1.5	2.0	2.5	2.9
49.5	−4.1	−3.5	−2.9	−1.9	−0.9	0.0	0.7	1.5	2.0	2.5	2.9
49.6	−4.1	−3.5	−2.9	−1.9	−0.9	0.0	0.7	1.5	2.0	2.5	2.9
49.7	−4.1	−3.5	−2.9	−1.9	−0.9	0.0	0.7	1.5	2.0	2.5	2.9
49.8	−4.1	−3.5	−2.9	−1.9	−0.9	0.0	0.7	1.5	2.0	2.5	2.9
49.9	−4.1	−3.5	−2.9	−1.9	−0.9	0.0	0.7	1.5	2.0	2.5	2.9
50.0	−4.1	−3.5	−2.9	−1.9	−0.9	0.0	0.7	1.5	2.0	2.5	2.9
反発度	+90°	+60°	+45°	+30°	+15°	±0°	−15°	−30°	−45°	−60°	−90°

「資料－２」　　乾燥状況による補正値（⊿R_2）

区　　分		補正値（⊿R_2）
測定装置のマニュアルに補正方法の記載がある場合		マニュアルに従う
補正方法が定かでない場合	測定位置が湿っており、打撃の跡が黒点になる場合	+3.0
	測定位置が濡れている場合	+5.0

材齢による補正係数（α）

テストハンマーによる強度推定試験は、材齢 28 日～91 日の間で測定することを原則とし、この範囲外での測定が避けられない場合は、次の補正係数（α）を用いて評価します。

材齢	補正係数（α）
0 ～ 9 日	適切な評価が困難であることから、試験を実施しない。
10 日	1.55
11 日	1.51
12 日	1.46
13 日	1.42
14 日	1.38
15 日	1.34
16 日	1.29
17 日	1.25
18 日	1.21
19 日	1.16
20 日	1.12
21 日	1.11
22 日	1.09
23 日	1.08
24 日	1.06
25 日	1.05
26 日	1.03
27 日	1.02
28 日	1.00
28 ～ 91 日	【標準試験期間】 補正なし
92 日以降	補正なし

⑴　材齢 9 日以前の測定は、適切な評価が困難であることから、実施しない。
⑵　材齢 10 日で試験を行う場合は、算出された推定強度を 1.55 倍して評価する。
⑶　材齢 20 日で試験を行う場合は、算出された推定強度を 1.12 倍して評価する。
⑷　材齢 28 日から材齢 91 日に試験を行う場合は、補正を行わない。
⑸　材齢 92 日以降に試験を行う場合にも、推定強度の補正は行わない。
⑹　材齢 10 日から 28 日の間の中間値は、前後の補正値を比例配分して得られた補正係数を用いて評価する。

※左の表は、上記⑴～⑸を早見表として整理したものです。

2　レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）

土検第７１１号
平成18年12月11日

1. 適用範囲

本要領は、レディーミクストコンクリートの単位水量測定について、測定方法及び管理基準値等を規定するものである。

この要領は、水中コンクリート、転圧コンクリート等の特殊なコンクリートによる施工を除き、コンクリート種別ごとの１日当たり使用量が100m^{3}以上の施工に係るコンクリート工及び重要構造物（別表）に係る工事を対象とする。

2. 測定機器

レディーミクストコンクリートの単位水量測定機器については、エアメータ法又はそれと同程度若しくはそれ以上の精度を有する測定機器を使用することとし、受注者は施工計画書に記載するとともに、事前に機器諸元表、単位水量算定方法を監督職員に提出するものとする。

また、使用する機器はキャリブレーションされた機器を使用することとする。

3. 品質の管理

受注者は、施工現場において、打設直前のレディーミクストコンクリートの単位水量を本要領に基づき測定しなければならない。

4. 単位水量の管理記録

受注者は、測定結果をその都度記録（プリント出力機能がある測定機器を使用した場合は、プリント出力）・保管するとともに、測定状況写真を撮影・保管し、監督職員等の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

また、１日のコンクリート打設量は単位水量の管理シート（別添）に記載するものとする。

5. 測定頻度

単位水量の測定頻度は、次の⑴～⑷による。

⑴ コンクリート打設（コンクリート種別ごと）を午前から午後にかけて行う場合は、2回／日（午前1回、午後1回）とする。

午前又は午後のみ打設を行う場合は、1回／日とする。

⑵ コンクリート種別ごとの1日当たり使用量が100m³を超える場合は、100m³毎に1回とする。

⑶ 荷卸し時に品質の変化が認められたときは、その都度。

⑷ ⑴～⑶のうち、測定回数が多いものを採用する。

6. 管理基準値・測定結果と対応

⑴ 管理基準値

現場で測定した単位水量の管理基準値は次のとおりとして扱うものとする。

区分	単位水量（kg/m³）
管理値	配合設計 ±15 kg/m³
指示値	配合設計 ±20 kg/m³

注）示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20～25mmの場合は175 kg/m³、40mmの場合は165kg/m³を基本とする。

⑵ 測定結果と対応

a 管理値内の場合（配合設計 ±15kg/m³以内）

測定した単位水量が管理値内の場合は、そのまま打設してよい。

b 管理値を超え、指示値内の場合

（配合設計 ±15超～ ±20kg/m³以内）

測定した単位水量が管理値を超え指示値内の場合は、そのまま打設してよいが、受注者は水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善の指示をしなければならない。

その後、管理値内に安定するまで、運搬車の3台ご

とに１回、単位水量の測定を行うこととする。

なお、「管理値内に安定するまで」とは、２回連続して管理値内の値を観測することをいう。

c　指示値を超える場合（配合設計 ±20kg/m^3 超）

測定した単位水量が指示値を超える場合は、その運搬車のコンクリートは打設せずに持ち帰らせるとともに、受注者は水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示しなければならない。

その後、単位水量が管理値内になるまで全運搬車の測定を行う。

なお、管理値または指示値を超える場合は１回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は２回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さいほうの値で評価してよい。

別表　レディーミクストコンクリート単位水量測定における重要構造物

No.	名　　称
1	擁壁（H ＝ 5m 以上）
2	ボックスカルバート（内空断面積 25m^2 以上）
3	橋梁（上・下部・床版） （B 活荷重 A 活荷重設計橋を対象とする）
4	トンネル
5	ダム
6	~~砂防堰堤（H ＝ 10m 以上）~~
7	用・排水機場 （下部工の床面積 100m^2 以上を対象とする。建物を除く）
8	堰・水門（H ＝ 3m 以上）
9	樋門・樋管（内空断面積 10m^2 以上）
10	洞門
11	その他測定が必要と認められる重要構造物

※１：プレキヤスト製品を除く。

※２：コンクリート使用量が１日当たり 100m^3 未満の場合でも、上記の１～11 に該当する場合は、単位水量測定を実施するものとする。

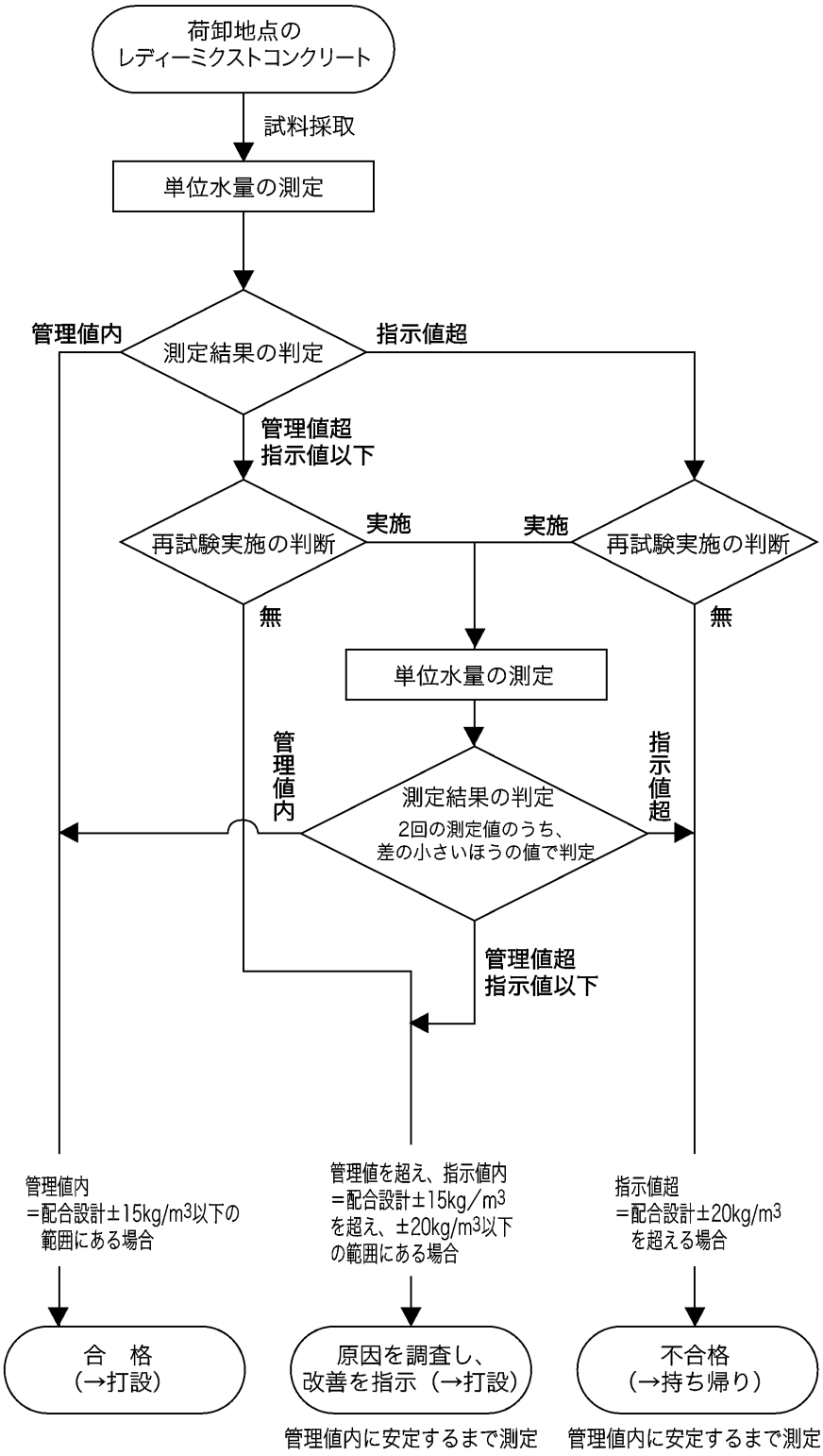

レディーミクストコンクリートの単位水量測定の管理フロー図

レディーミクストコンクリートの
単位水量測定の管理図（kg/m3）

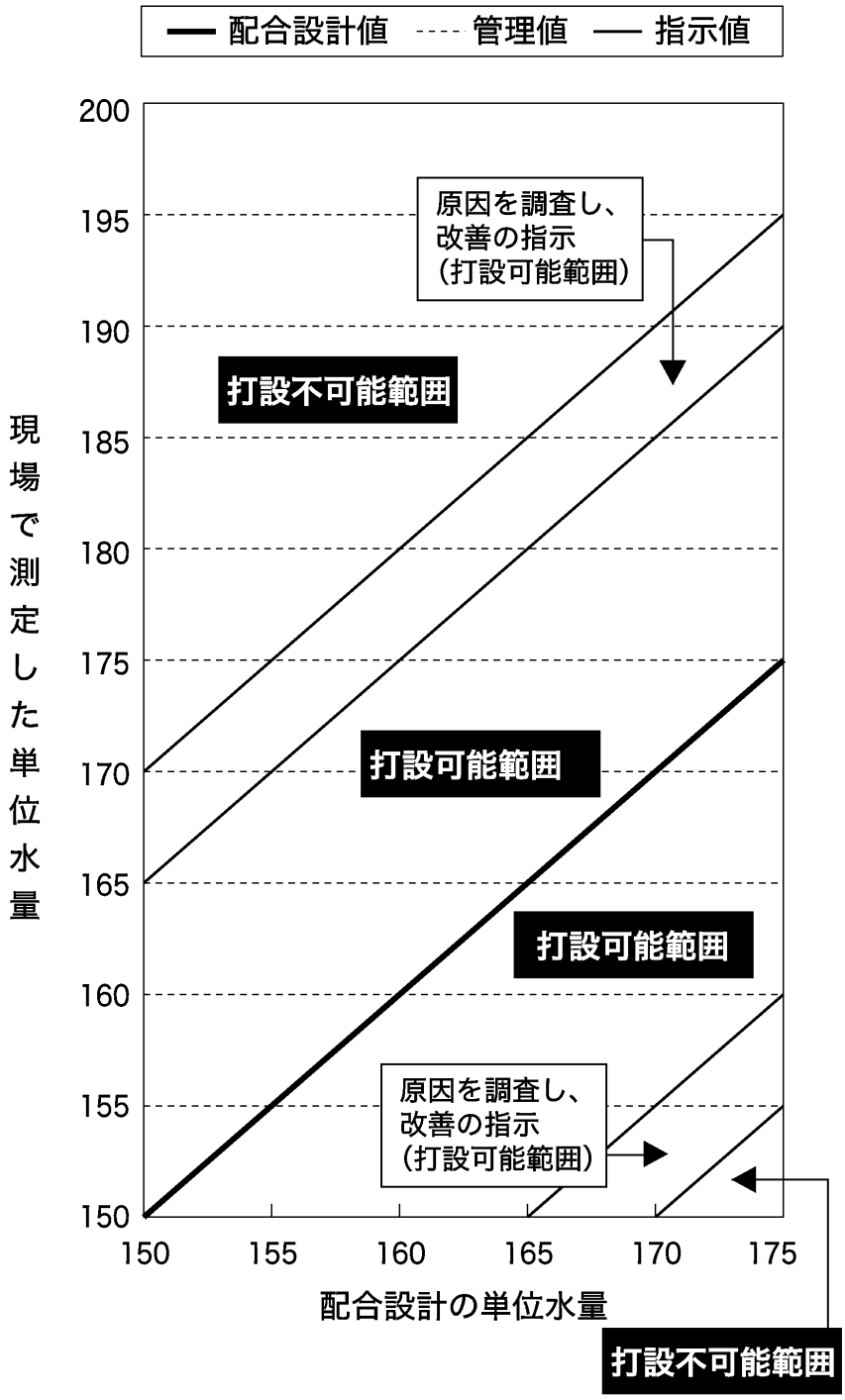

3　コンクリートの耐久性確保に係る措置について

コンクリート中の塩化物総量規制基準

土 検 第 5 9 9 号
昭和 62 年 1 月 8 日

1. 適　用

土木の鉄筋構造物に使用されるコンクリート（工場製品を含む。）及びグラウトに適用する。

ただし、仮設構造物のように長期の耐久性を期待しなくてもよい場合は除く。

2. 塩化物量規制値

フレッシュコンクリート中の塩化物量については、次のとおりとする。

2. 1　鉄筋コンクリート部材、ポストテンション方式のプレストレストコンクリート部材（シース内のグラウトを除く。）及び用心鉄筋を有する無筋コンクリート部材における許容塩化物量は、0.3kg ／ m^3（C ℓ^-重量）とする。

2. 2　プレテンション方式のプレストレストコンクリート部材、シース内のグラウト及びオートクレープ養生を行う製品における許容塩化物量は、0.30kg ／ m^3(C ℓ^-重量）とする。

2. 3　アルミナセメントを用いる場合、電食のおそれのある場合等は、試験結果等から適宜定めるものとし、特に資料が無い場合は、0.30kg ／ m^3(C ℓ^-重量）とする。

3. 塩化物の検査

3. 1　検査は、コンクリートの打設前あるいはグラウトの注入前に原則としてコンクリート打設場所で工事施工業者が行う。

なお、検査時間を考慮すると、従来よりフレッシュコンクリートが配送されてから、打設するまで時間が多少長くなるので、工場の選定、運搬計画、打設計画を十分検討すると共に、検査は最初の生コン車で行うこと。（JISA5308 では運搬時間について、練混ぜ開始から荷卸しまで、ミキサー車の場合 1.5 時間以内となっている。）

また、やむをえず工場で行う場合は、発注者の了解を得て、必ず監督職員の立会いのもとに実施すること。

3. 2　検査は、コンクリート打設が午前と午後にまたがる場合は、1日につき2回以上（午前、午後)、コンクリート打設前に行うものとする。ただし、打設量が少量で、半日で打設が完了するような場合には、1回でもよい。また、コンクリートの種類（材料及び配合等）や工場が変わる場合については、その都度、1回以上の検査を行うものとする。

なお、コンクリート二次製品のうち次に示す二次製品は工場の品質管理データによって検査を行ってもよい。その場合、塩化物量の試験は、海砂を使用する場合は1回／日以上、海砂以外の砂を使用する場合は1回／週以上行うものとする。

1　コンクリートヒューム管	2　コンクリート杭
3　プレキャスト桁	4　プレキャスト擁壁
5　コンクリート函渠	6　シールドセグメント
7　コンクリートブロック	8　コンクリート矢板
9　U型側溝	10　その他

3. 3　検査結果の判定は検査ごとに行うものとし、それぞれの検査における3回の測定の平均値が、2項に示している塩化物量以下であることをもって合格とする。

なお、検査の結果不合格となった場合は、その運搬車のコンクリートの受け取りを拒否するとともに次の運搬車から、毎回試験を行い、それぞれ結果が規制値を下回ることを確認した後、そのコンクリートを用いるものとする。ただし、この場合、塩分量が安定して規制値を下回ることが確認できれば、その後の試験は通常の頻度で行ってよいものとする。

3. 4　検査の結果は、とりまとめのうえ、しゅん工（出来形）書類として提出する。

なお、様式は下表による。

No.

コンクリート中の塩分測定表

工 事 名

請負社名

請負社名

測定者氏名	印			試験番号	試験値（%）又は測定器によっては空欄	塩分量 (kg/m³)
立会者氏名	印					
測定年月日	. . 時刻 :			1		
工 種		種 別		2		
コンクリートの種類				3		
コンクリートの製造会社名				計		
セメントの種類				平均値＝（測定値）		
測定器名						

コンクリート配合表（kg/m³）

セメント	水	細骨材	粗骨材	混和材（種類も記入）	水セメント比	細骨材率
					%	%

備考：測定結果に対する処置を講じた事項等を記入する。

注）1 塩分濃度を（%）で測定した場合は、次式で塩分量を求める。

塩分量（kg/m³）＝単位数量（kg/m³）×測定値÷100

2 確認できる写真を貼付すること。

（二次製品）　　No.

コンクリート中の塩分測定表

コンクリートの製造会社名		試験番号	試験値（%）又は測定器によっては空欄	塩分量 (kg/m³)	
測定者氏名	印				
立会者氏名	印	1			
測定年月日	．　．　時刻　：	2			
工　種		3			
コンクリートの　種　類		計			
セメントの種類		平均値＝（測定値）			
測定器名					

コンクリート配合表（kg/m³）						
セメント	水	細骨材	粗骨材	混和材（種類も記入）	水セメント比	細骨材率
					%	%

備考：測定結果に対する処置を講じた事項等を記入する。

注）1　塩分濃度を（%）で測定した場合は、次式で塩分量を求める。

塩分量（kg/m³）＝単位数量（kg/m³）×測定値÷100

2　確認できる写真を貼付すること。

3　試験機関が発行した成績表をコピーとして提出する場合は、そのコピー発行者が写しである旨の証明をコピー余白部に行うこと。

本書は原本と相違ないことを証明する。

平成　　年　　月　　日

○○コンクリート株式会社　印

塩化物量測定管理表

年　月　日

コンクリートの製造会社名						コンクリートの種類						測定器名					
日		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
試験番号	1																
	2																
	3																
計																	
平均値 (kg/m^3)																	
0.8																	
0.7																	
0.6																	
0.5																	
0.4																	
0.3																	
0.2																	
0.1																	
不検出																	

日		17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
試験番号	1																
	2																
	3																
計																	
平均値 (kg/m^3)																	
0.8																	
0.7																	
0.6																	
0.5																	
0.4																	
0.3																	
0.2																	
0.1																	
不検出																	

コンクリート配合表 (kg/m^3)	日付	セメント	水	細骨材			粗骨材			混和材・混和剤 (種類も記入)	水セメント比	粗骨材率
備　考												

4　測定器具及び測定方法については、以下による。

4. 1　測定器具

測定器は、その性能について（財）国土開発技術研究センターの評価を受けたもの下表に示すものを使用しなければならない。

塩分濃度計機器名	製造会社名
MODEL CS － 10A	東亜電波工業㈱
U － 7CL（ソルテスター）	㈱堀場製作所
ソルターC － 6 型	吉川産業㈱
カンタブ	㈱小野田
SALT － 99	㈱東興化学研究所
SALT － 911	〃

4. 2　容器、その他の器具

測定に用いる容器その他の器具は、コンクリート中のアルカリ等に侵されずまた測定結果に悪い影響を及ぼさない材質を有し、塩化物の付着等がないように洗浄した後表面の水分を取り除いたものを用いなければならない。

4. 3　測定方法

⑷　試料の採取

試料は、JISA1115（まだ固まらないコンクリートの試料採取方法）に従い必要量採取するものとする。

⑹　測　定

採取した試料は、さじ等を用いて十分かくはんした後、それぞれ測定に必要な量を採り分ける。

（1 回の検査に必要な測定回数は、3 回とし、判定はその平均値で行う。）

⑹　コンクリート中の塩化物含有量の計算方法

3 回の測定値の平均値と、示方配合に示された単位水量により、コンクリート中の塩化物含有量を次式を用いて計算する。

$Cw = K \cdot Ww \cdot X / 100$

Cw：フレッシュコンクリート単位体積当たりの塩化物含有量
（kg ／ m^3、Cl 重量換算）

K ：測定器に表示される換算物質の違いを補正するための係数
（Cl では 1.00、NaCl では 0.607）

Ww： 示方配合に示された単位水量（kg ／ m^3）

X：3 回の測定値の平均値
（ブリージング水の Cl 又は NaCl 換算塩化物濃度（%）

土技第 785 号の 1
平成14年9月20日

土木部各課長
熊本土木事務所長
各地域振興局土木部長
土木部各出先機関長
様

土木部長

アルカリ骨材反応抑制対策について（通知）

このことについては、昭和 62 年 1 月 8 日付け土検第 599 号「コンクリートの耐久性向上対策について」（平成元年 9 月 27 日付け土検第 294 号で一部改定）で通知していますが、アルカリ骨材反応抑制対策について、一部改定しましたので別添のとおり通知します。

なお、平成元年 4 月 12 日付け土検第 29 号で通知した「コンクリートの耐久性向上対策について」は、廃止します。

また、本通知は、平成 14 年 10 月 1 日より実施します。

さらに、関係市町村及び関係団体等については、別途通知したので申し添えます。

アルカリ骨材反応抑制対策（土木・建築共通）（別紙）

1. 適用範囲

熊本県土木部等[注)①]が建設する構造物に使用されるコンクリートおよびコンクリート工場製品に適用する。ただし、仮設構造物のように長期の耐久性を期待しなくともよいものは除く。

2. 抑制対策

構造物に使用するコンクリートは、アルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。なお、土木構造物については2.1、2.2を優先する。

2. 1　コンクリート中のアルカリ総量の抑制

アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1 m^3に含まれるアルカリ総量をNa_2O換算で3.0 kg以下にする。

2. 2　抑制効果のある混合セメント等の使用

JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント〔B種またはC種〕あるいはJISR 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント〔B種またはC種〕、もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。

2. 3　安全と認められる骨材の使用

骨材のアルカリシリカ反応性試験（化学法またはモルタルバー法）[注)②]の結果で無害と確認された骨材を使用する。

なお、海水または潮風の影響を受ける地域において、アルカリ骨材反応による損傷が構造物の安全性に重大な影響を及ぼすと考えられる場合（2.3の対策をとったものは除く）には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置を講ずることが望ましい。

注）① 熊本県土木部等とは、「熊本県土木部、熊本土木事務所、各地域振興局土木部、土木部各出先機関」をいう。

② 試験方法は、JIS A 1145 骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）または JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）の付属書 7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法)」、JIS A 1146 骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）または、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）の付属書 8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法)」による。

アルカリ骨材反応抑制対策（土木構造物）実施要領（別紙）

アルカリ骨材反応抑制対策について、一般的な材料の組合わせのコンクリートを用いる際の実施要領を示す。特殊な材料を用いたコンクリートや特殊な配合のコンクリートについては別途検討を行う。

1. 現場における対処の方法

a. 現場でコンクリートを製造して使用する場合

現地における骨材事情、セメントの選択の余地等を考慮し、2.1 ～ 2.3 のうちどの対策を用いるかを決めてからコンクリートを製造する。

b. レディーミクストコンクリートを購入して使用する場合

レディーミクストコンクリート生産者と協議して 2.1 ～ 2.3 のうちどの対策によるものを納入するかを決めそれを指定する。

なお、2.1、2.2 を優先する。

c. コンクリート工場製品を使用する場合

プレキャスト製品を使用する場合製造業者に 2.1 ～ 2.3 のうちどの対策によっているかを報告させ適しているものを使用する。

2. 検査・確認の方法

2. 1　コンクリート中のアルカリ総量の抑制

試験成績表に示されたセメントの全アルカリ量の最大値のうち直近 6 ケ月の最大の値（Na_2O 換算値%）／ 100× 単位セメント量（配合表に示された値 kg ／ m^3）＋ 0.53×（骨材中の NaCl %）／ 100×（当該単位骨材量 kg ／ m^3）＋混和剤中のアルカリ量 kg ／ m^3 が 3.0 kg ／ m^3 以下であることを計算で確かめるものとする。

防錆剤等使用量の多い混和剤を用いる場合には、上式を用いて計算すればよい。

なお、AE 剤、AE 減水剤等のように、使用量の少ない混和剤を用いる場合には、簡易的にセメントのアル

カリ量だけを考えて、セメントのアルカリ量 × 単位セメント量が 2.5 kg ／ m^3 以下であることを確かめればよいものとする。

2. 2　抑制効果のある混合セメント等の使用

高炉セメントＢ種（スラグ混合比 40%以上）またはＣ種、もしくはフライアッシュセメントＢ種（フライアッシュ混合比 15%以上）またはＣ種であることを試験成績表で確認する。

また、混和材をポルトランドセメントに混入して対策をする場合には、試験等によって抑制効果を確認する。

2. 3　安全と認められる骨材の使用

JIS A 1145 骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）または JIS A 5308（レディミクストコンクリート）の付属書 7「骨材のアルカリシリカ反応性試験（化学法)」による骨材試験は、工事開始前、工事中１回／６ケ月かつ産地がかわった場合に信頼できる試験機関 注)①で行い、試験に用いる骨材の採取には請負者が立ち会うことを原則とする。また、JIS A 1146 骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）または JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）の付属書 8「骨材のアルカリシリカ反応性試験（モルタルバー法)」による骨材試験の結果を用いる場合には、試験成績表により確認するとともに、信頼できる試験機関 注)①において、JIS A 1804「コンクリート生産工程管理用試験方法－骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（迅速法)」で骨材が無害であることを確認するものとする。この場合、試験に用いる骨材の採取には請負者が立ち会うことを原則とする。

なお、2 次製品で既に製造されたものについては、請負者が立会い、製品に使用された骨材を採取し、試験を行って確認するものとする。

フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材等の人工骨材および石灰石については、試験成績表による確認を行えばよい。

注）① 公的機関またはこれに準ずる機関（大学、都道府県の試験機関、公益法である民間試験機関、その他信頼に値する民間の試験機関、人工骨材については製造工場の試験成績表でよい。）なお、県内では、財団法人建材試験センター八代支所（昭和61年12月11日付け土検第553号で通知済み。）

3. 外部からのアルカリの影響について

2.1および2.2の対策を用いる場合には、コンクリートのアルカリ量をそれ以上に増やさないことが望ましい。

そこで、下記のすべてに該当する構造物に限定して、塩害防止も兼ねて塗装等の塩分浸透を防ぐための措置を行うことが望ましい。

1）既に塩害による被害を受けている地域で、アルカリ骨材反応を生じるおそれのある骨材を用いる場合

2）2.1、2.2の対策を用いたとしても、外部からのアルカリの影響を受け、被害を生じると考えられる場合

3）橋桁等、被害をうけると重大な影響をうける場合

アルカリ骨材反応抑制対策（建築物）実施要領（別紙）

アルカリ骨材反応抑制対策について、一般的な材料の組合わせのコンクリートを用いる際の実施要領を示す。特殊な材料を用いたコンクリートや特殊な配合のコンクリートについては別途検討を行う。

1. 現場における対処の方法

a. 現場でコンクリートを製造する場合

現地における骨材事情、セメントの選択の余地等を考慮し、2.1 ～ 2.3 のうちどの対策を用いるかを決めてからコンクリートを製造する。

b. レディーミクストコンクリートを購入して使用する場合

2.1 ～ 2.3 による。なお、必要と判断する場合は 2.3 を優先する。

c. コンクリート工場製品を使用する場合

プレキャスト製品を使用する場合、製造業者に 2.1 ～ 2.3 のうちどの対策によるものかを報告させ、適した対処方法か確認し使用する。ただし、構造上主要な部分以外または少量の場合は、試験成績表による確認に替えることができる。

2. 検査・確認の方法

2. 1　コンクリート中のアルカリ総量の抑制

建築工事共通仕様書（平成 13 年版）6.5.4 塩化物量及びアルカリ総量（b）（6.5.1 式）または下式を用いてアルカリ総量を計算し、その値が 3.0 kg ／ m^3 以下であることを確認する。なお、算定式中のセメントのアルカリ量は、試験成績表に示されたセメントのアルカリ量の最大値のうち直近 6 ケ月の最大の値を使用する。

セメントのアルカリ量（Na_2O 換算値％）／ 100 × 単位セメント量（配合表に示された値 kg ／ m^3）＋ 0.53 ×（骨材中の NaCl ％）／ 100 ×（当該単位骨材量 kg ／ m^3）＋混和剤中のアルカリ量 kg ／ m^3••••（式）

2. 2　抑制効果のある混合セメント等の使用

高炉セメントＢ種またはＣ種、もしくはフライアッシュセメントＢ種（フライアッシュ混合比15%以上）またはＣ種であることを試験成績表で確認する。

なお、高炉セメントＢ種を使用する場合は、建築工事共通仕様書（平成13年版）6章16節による。

また、混和材をポルトランドセメントに混入して対策をする場合には、試験等によって抑制効果を確認する。

2. 3　安全と認められる骨材を使用する場合

骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）(注1)による骨材試験は、施行着手前、工事中１回／６ケ月かつ産地が変わった場合に信頼できる試験機関（注2）で行い、試験に用いる骨材の採取には請負者が立ち会うことを原則とする。

また、骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）(注1)による骨材試験の結果を用いる場合には、コンクリート生産工程管理用試験方法－骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（迅速法）(注1)で骨材が無害であることを確認する。この場合も、施工着手前、工事中１回／６ケ月かつ産地が変わった場合に信頼できる試験機関(注2)で行い、試験に用いる骨材の採取には請負者が立ち会うことを原則とする。

なお、2次製品で既に製造されたものについては、請負者が立会い、製品に使用された骨材を採取し、試験を行って確認するものとする。

フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材等の人工骨材および石灰石については、試験成績表による確認を行えばよい。

（注 1）　試験方法は、JIS A 1145 骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）または JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）の付属書 7「骨材のアルカリシリカ反応性試験（化学法）」JIS A 1146 骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）または JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）の付属書 8「骨材のアルカリシリカ反応性試験（モルタルバー法）」による骨材試験の結果を用いる場合には、JIS A 1804「コンクリート生産工程管理用試験方法－骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（迅速法）」による。

（注 2）　公的機関又はこれに準ずる機関（大学、都道府県の試験機関、公益法人である民間試験機関、その他信頼に値する民間試験機関、人工骨材については製造工場の試験成績表でよい。）なお、県内では、財団法人建材試験センター八代支所（昭和 61 年 12 月 11 日付け土検第 553 号で通知済み。）

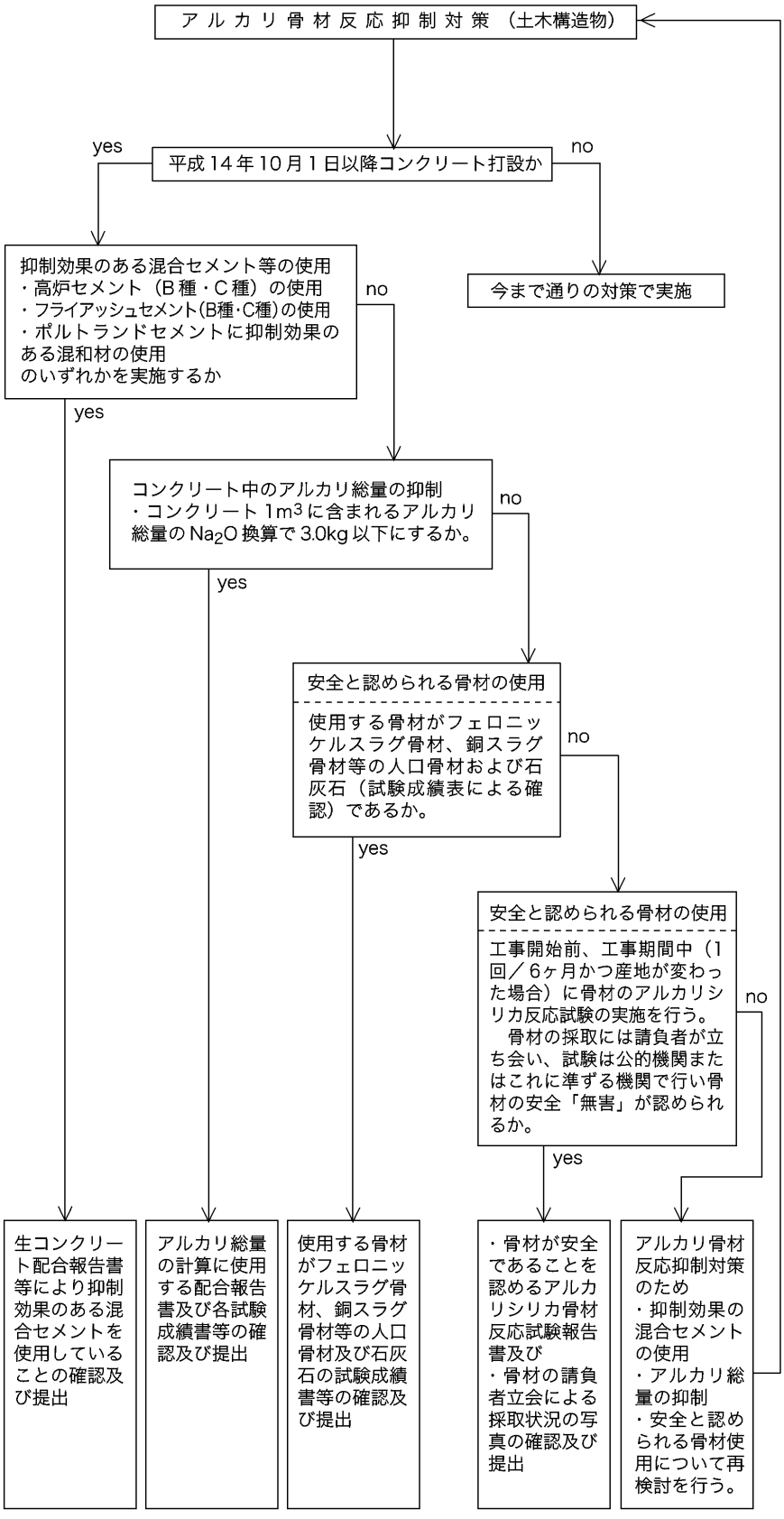
アルカリ骨材反応抑制対策（土木構造物）
平成14年10月1日以降コンクリート打設か
yes
no
今まで通りの対策で実施
抑制効果のある混合セメント等の使用
・高炉セメント（B種・C種）の使用
・フライアッシュセメント(B種･C種)の使用
・ポルトランドセメントに抑制効果のある混和材の使用
のいずれかを実施するか
no
yes
コンクリート中のアルカリ総量の抑制
・コンクリート 1m3 に含まれるアルカリ総量の Na2O 換算で 3.0kg 以下にするか。
no
yes
安全と認められる骨材の使用
使用する骨材がフェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材等の人口骨材および石灰石（試験成績表による確認）であるか。
no
yes
安全と認められる骨材の使用
工事開始前、工事期間中（1回／6ヶ月かつ産地が変わった場合）に骨材のアルカリシリカ反応試験の実施を行う。
骨材の採取には請負者が立ち会い、試験は公的機関またはこれに準ずる機関で行い骨材の安全「無害」が認められるか。
no
yes
生コンクリート配合報告書等により抑制効果のある混合セメントを使用していることの確認及び提出
アルカリ総量の計算に使用する配合報告書及び各試験成績書等の確認及び提出
使用する骨材がフェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材等の人口骨材及び石灰石の試験成績書等の確認及び提出
・骨材が安全であることを認めるアルカリシリカ骨材反応試験報告書及び
・骨材の請負者立会による採取状況の写真の確認及び提出
アルカリ骨材反応抑制対策のため
・抑制効果の混合セメントの使用
・アルカリ総量の抑制
・安全と認められる骨材使用について再検討を行う。

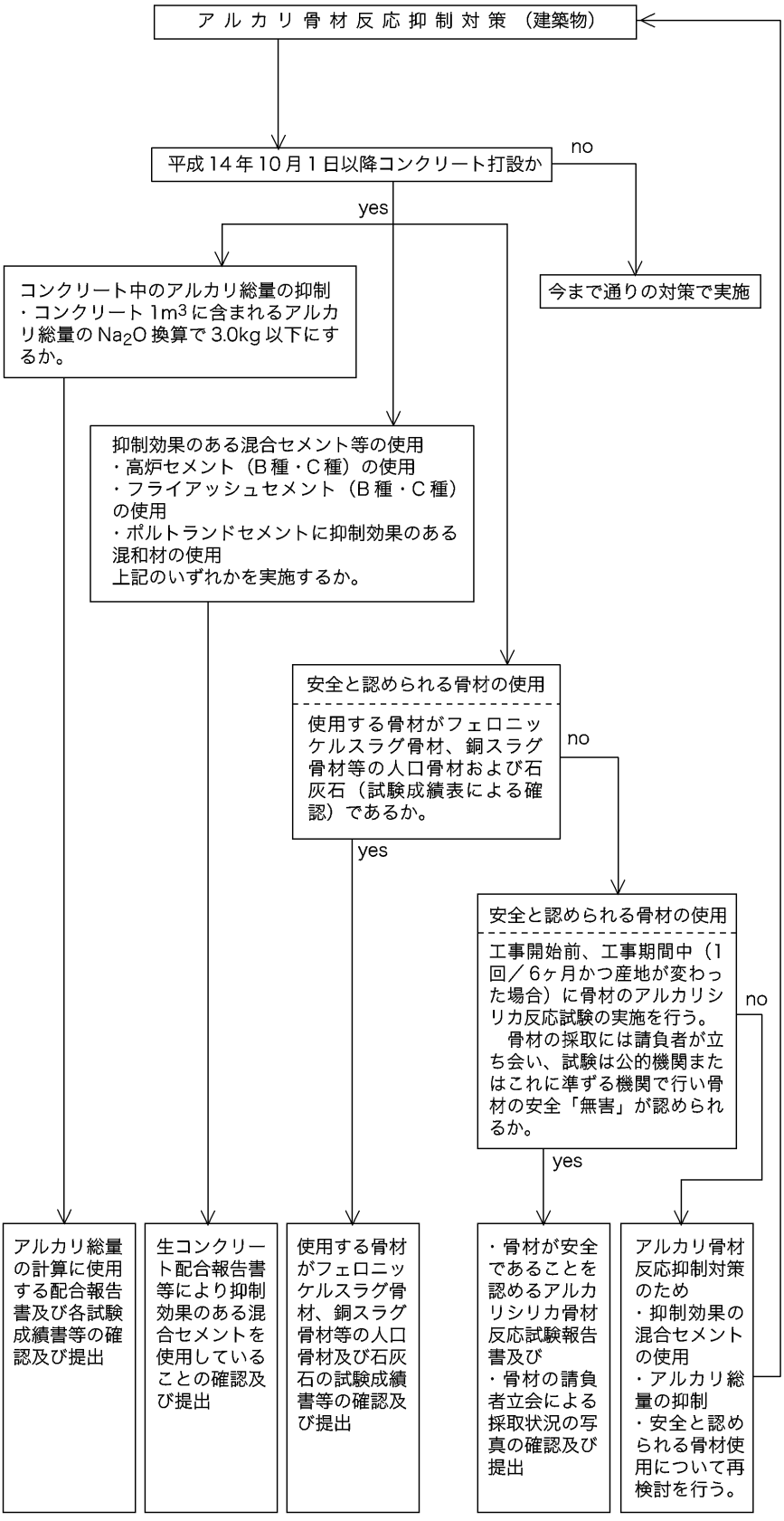
アルカリ骨材反応抑制対策（建築物）
平成14年10月1日以降コンクリート打設か
no
yes
今まで通りの対策で実施
コンクリート中のアルカリ総量の抑制
・コンクリート1m3に含まれるアルカリ総量のNa2O換算で3.0kg以下にするか。
抑制効果のある混合セメント等の使用
・高炉セメント（B種・C種）の使用
・フライアッシュセメント（B種・C種）の使用
・ポルトランドセメントに抑制効果のある混和材の使用
上記のいずれかを実施するか。
安全と認められる骨材の使用
使用する骨材がフェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材等の人口骨材および石灰石（試験成績表による確認）であるか。
no
yes
安全と認められる骨材の使用
工事開始前、工事期間中（1回／6ヶ月かつ産地が変わった場合）に骨材のアルカリシリカ反応試験の実施を行う。
骨材の採取には請負者が立ち会い、試験は公的機関またはこれに準ずる機関で行い骨材の安全「無害」が認められるか。
no
yes
アルカリ総量の計算に使用する配合報告書及び各試験成績書等の確認及び提出
生コンクリート配合報告書等により抑制効果のある混合セメントを使用していることの確認及び提出
使用する骨材がフェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材等の人口骨材及び石灰石の試験成績書等の確認及び提出
・骨材が安全であることを認めるアルカリシリカ骨材反応試験報告書及び
・骨材の請負者立会による採取状況の写真の確認及び提出
アルカリ骨材反応抑制対策のため
・抑制効果の混合セメントの使用
・アルカリ総量の抑制
・安全と認められる骨材使用について再検討を行う。

4　道路工事現場における標識、標示施設の設置要項

土 技 第 4 8 2 号
平成 18 年 9 月 12 日

1. 道路工事現場には、次の命令及び通達によって標識及び標示施設を設置しなければならない。

① 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令
（昭和 35 年 12 月 17 日総理府・建設省　令第 3 号）

② 道路工事現場における標示施設等の基準について
（平成 18 年 3 月 31 日　国道利　第 37 号　道路局長
国道国防　第 205 号

2. 道路工事現場に設置しなければならない標識及び標示施設

① 道路標識
（別紙様式 1 参照）

◎本標識

分　類	標識の種類	設　置　場　所
案内標識	待避所あり	待避所を示す必要がある地点の路端
	ま わ り 道	まわり道を示す必要がある交差点の手前の左側の路端
警戒標識	道路工事中	道路における工事中又は作業中である区間の両面及びその手前 50 メートルから 1 キロメートルまでの地点における左側の路端
	その他の危険	車両又は路面電車の運転上注意の必要があると認められる箇所の手前 30 メートルから 200 メートルまでの地点における左側の路端
規制標識	通 行 止 め	歩行者、車両及び路面電車の通行を禁止する区域、道路の区間若しくは場所の前面又は区域、道路の区間若しくは場所内の必要な地点における道路の中央又は左側の路端
	車両通行止め	車両の通行を禁止する区域、道路の区間若しくは場所の前面又は区域、道路の区間若しくは場所内の必要な地点における道路の中央又は左側の路端
	車両進入禁止	車両の進入を禁止する地点における左側の路端

分　類	標識の種類	設　置　場　所
規制標識	二輪の自動車以外の自動車通行止め	二輪の自動車以外の自動車の通行を禁止する区域、道路の区間若しくは場所の前面又は区域、道路の区間若しくは場所内の必要な地点における道路の中央又は左側の路端
	車両(組合せ)通行止め	標示板の記号によって表示される車両の通行を禁止する区域、道路の区間若しくは場所の前面又は区域、道路の区間若しくは場所内の必要な地点における道路の中央又は左側の路端
	危険物積載車両通行止め	危険物を積載する車両の通行を禁止する道路の区間の前面における左側の路端
	重量制限	標示板に表示される重量をこえる総重量の車両の通行を禁止する道路の区間又は場所の前面における左側の路端
	高さ制限	標示板に表示される高さをこえる高さ（積載した貨物の高さを含む）の車両の通行を禁止する道路の区間の前面における左側の路端
	最大幅	最大幅をこえる幅の車両の通行が禁止されていることを特に明示する必要があると認められる道路の区間の前面及び区間内の必要な地点における左側の路端
	一方通行	一定の方向にする車両の通行を禁止する道路の区間の入口及び道路の区間内の必要な地点における路端
	徐行	車両及び路面電車が徐行すべきことを指定する道路の区間又は場所の前面及び道路の区間又は場所内の必要な地点における左側の路端

◎補助標識

種　類	表示する意味	補助標識が附置される本標識
距離・区域	本標識が表示する施設若しくは場所までの距離、本標識が表示する交通の規制が行われている区間、若しくは場所についての必要な距離又は本標識が表示する交通の規制が行われている区域を示すこと。	案内標識 警戒標識 規制標識 指示標識
日・時間	本標識が表示する交通の規制が行われている日又は時間を示すこと。	規制標識 指示標識
車両の種類	本標識が表示する交通の規制の対象となる車両を特定するため必要な事項を示すこと。	規制標識 指示標識
始　ま　り	本標識が表示する交通の規制が行われている区間内の始まりであることを示すこと。	規制標識 指示標識
区　間　内	本標識が表示する交通の規制が行われている区間内であることを示すこと。	規制標識 指示標識
終　　り	本標識が表示する交通の規制が行われている区間の終りを示すこと。	規制標識 指示標識
注意事項	本標識が表示する意味を補足するため必要な事項を示すこと。	警戒標識
方　　向	本標識が表示する路線施設又は場所の方向を示すこと。	案内標識

②道路工事標示施設

道路工事現場における標示施設等の設置基準

道路利用者に対し道路工事に関する情報をわかりやすく提供することなどにより、円滑な道路交通を確保するため、道路工事（道路占有工事にかかわるものを含む。以下同じ。）現場における標示施設、防護施設の設置及び管理の取扱を下記のとおり定める。

記

（道路工事の標示）

1　道路工事を行う場合は、必要な道路標識を設置するほか、原則として次に示す事項を表示する標示板を工事区間の起終点に設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事や自動車専用道路などの高速走行を前提とする道路における工事については、この限りではない。

なお、標示板の設置にあたっては、別紙様式２を参考とするものとする。

⑴　工事内容

工事の内容、目的等を標示するものとする。

⑵　工事期間

交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯等を標示するものとする。

⑶　工事種別

工事種別（舗装修繕工事等）を標示するものとする。

⑷　施工主体

施工主体及びその連絡先を標示するものとする。

⑸　施工業者

施工業者及びその連絡先を標示するものとする。

（防護施設の設置）

２　車両等の進入を防ぐ必要のある工事箇所には、両面にバリケードを設置し、交通に対する危険の程度に応じて赤ランプ、標注等を用いて工事現場を囲むものとする。（参考⑴を参照）

（迂回路の標示）

３　道路工事のため迂回路を設ける場合は、当該迂回路を必要とする時間中、迂回路の入口に迂回路の地図等を標示する標示板を設置し、迂回路の途中の各交差点（迷い込むおそれのない小分岐を除く。）において、道路標識「まわり道」（120-A、120-B）を設置するものとする。（参考⑵及び参考⑶を参照）

なお、標示板の設置にあたっては、別紙様式３を参考とするものとする。

（色　彩）

４　道路工事現場において、防護施設に色彩を施す場合

は、黄色と黒色の斜縞模様（各縞の幅10cm）を用いるものとする。

（管　理）

5　道路工事現場における標示施設及び防護施設は、堅固な構造として所定の位置に整然と設置して、修繕、塗装、清掃等の維持を常時行うほか、夜間においては遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。

3. 道路標識、標示施設及び保安施設の設置並びに確認について

①安全費…設計書に計上してある安全費は、本要綱による標識、標示施設の設置並びに保安施設、及び交通誘導員を含むものである。（注：積上積算等…現場条件により交通誘導員の配置）

②工事期間中は、現場代理人を配置し、工事現場の安全に関する巡視、点検、連絡調整等工事地域内全般の監視あるいは連絡を行わせ、安全管理に努めなければならない。

③道路工事を施工するときは道路標識、工事標示、保安施設、交通誘導員等の設置位置の見取平面図を作製して提出し土木事務所長の承認を受けるものとする。（様式は別紙様式 6、B5）

④道路標識、工事標示、保安施設等は、着工前に設置し監督員の確認を受けるものとする。なお、確認時写真撮影し、すみやかに提出すること。

別紙様式２

（1）色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「舗装修繕工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「○○○○をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
（2）縁の余白は 2cm、縁線の太さは 1cm とする。

（参　考）

工事標示板の工事種別及び工事内容記載例

道路関係

道路改良工事･･･道路を広げて安全で通りやすくしています
･･･道路のバイパスをつくっています
･･･交差点形状を改良して安全にしています
歩道新設工事･･･歩道を新しく造っています
･･･歩道の幅を広げて歩きやすくしています
･･･歩道の段差をなおしています
道路防災工事･･･落石対策を行っています
舗装新設工事･･･新たに舗装を行っています
舗装修繕工事･･･傷んだ舗装をなおしています
橋梁工事･･･････新たな橋を造っています
･･･古くなった橋を架け替えています
橋梁補強工事･･･地震対策のため補強を行っています
橋梁修繕工事･･･傷んだ橋梁をなおしています
電線共同溝工事･･･電線を地中化する準備工事を行っています
道路維持工事･･･〇〇の修繕を行っています
側溝工事･･･････側溝を新しくしています。
照明灯修繕工事･･･老朽化した照明灯を新しくしています
標識修繕工事･･･老朽化した標識を新しくしています
路面清掃工事･･･路面の清掃を行っています
道路除草工事･･･草刈をして通りやすくしています

河川関係

河川改修工事･･･川幅を広げて流れやすくしています
･･･取水堰を改築しています
河川維持工事･･･〇〇の修繕を行っています
･･･茂った雑草を刈り取っています
河床整理工事･･･堆積した土砂を取り除いています
水門修繕工事･･･傷んだ水門をなおしています
ダム保全工事･･･傷んだ〇〇設備をなおしています
砂防工事･･･････土砂をうけるダムを造っています

砂防維持修繕工事･･･〇〇の修繕を行っています
がけ崩れ対策工事･･･崖崩れを防ぐ工事をしています
地すべり対策工事･･･地すべりを防ぐ工事をしています

港湾関係

港湾改修工事･･･岸壁の建設を行っています
･･･物揚場の建設を行っています
･･･浮桟橋を設置する工事を行っています
･･･防波堤を設置する工事を行っています
港湾環境整備工事･･･緑地を整備する工事を行っています
港湾維持修繕工事･･･〇〇の修繕を行っています
高潮等対策工事･･･防潮壁を設置する工事を行っています
･･･護岸を補強する工事を行っています
海岸侵食対策工事･･･離岸堤の設置を行っています
･･･侵食対策のための養浜を行っています

公園関係

公園工事･･･〇〇公園を造っています
公園施設修繕工事･･･老朽化した〇〇をなおしています

下水関係

下水道工事･･･下水道管の新設を行っています
･･･ポンプ場の建設を行っています

その他

植樹工事･･･〇〇の植え付けを行っています
植栽管理工事･･･植栽の剪定を行っています

注 1）上表の例を参考に、各現場に合った工事種別、工事内容を標示するものとする。
注 2）工事内容については、簡潔でわかりやすい標示に努めるものとする。
また、文字数によって複数行（3 行までを目安）となる場合、行毎に文字の大きさを変える等、視認性の向上に努めるものとする。

道路工事現場の標示施設等の設置要領

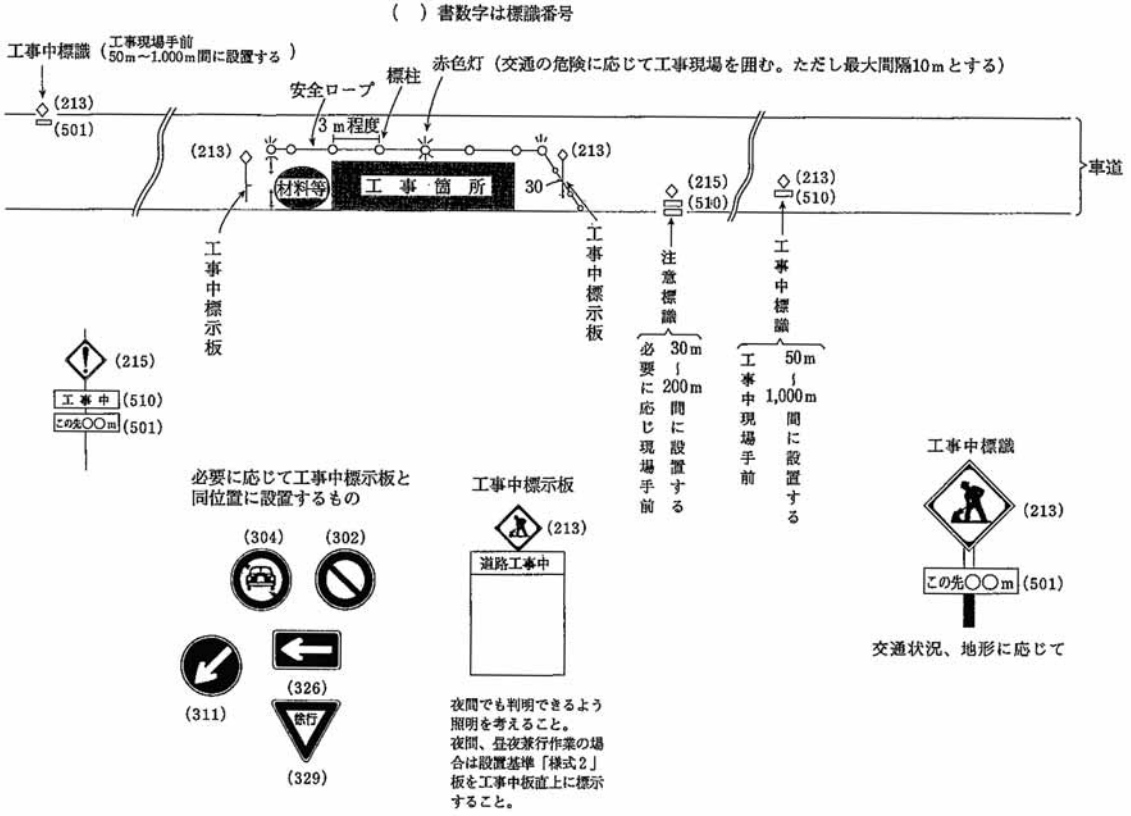

○道路工事保安施設設置基準

（昭和 47 年 2 月　道路局）

保安施設設置標準図一覧表

呼称	適用条件				
	工　種	車線数	昼夜別	作業箇所	摘要
A-1 型	車道打換舗装	4 車線	夜間作業	片側全車線	
A-2	〃	2 〃	〃	〃	
A-3	〃	4 車線以上	〃	片側一部車線	
A-4	〃		〃	片側全車線	路面軌道のある場合
B-1	作業休止	4 車線以上	昼夜間	〃	
B-2	〃	2 車線	〃	〃	
C-1	局部打換（小規模）	2 車線	夜間作業	〃	工事箇所が短時間で移動
C-2	カットカバー、パッチング等	4 車線以上	〃	片側一部車線	〃
D-1	目地シール		昼間作業	片側全車線	〃
D-2	〃		〃	片側一部車線	〃
E	レーンマーク作業		〃	車道区間線	
F-1	路面清掃		夜間作業	車道	
F-2	路側作業（機械）		〃	路側	
F-3	短時間の路側作業（人力）		〃	路側路肩又は歩道	
G	長時間の路側工事		〃	路側歩道	

（注）例示のない場合は適用条件の類似のもとに準じて処理すること。
（以下、標準図省略）

保安施設等の設置目的

施　　設	記号	交通の誘導	立入防止	場所の明示予告	交通指導	その他
ア イ ラ ン プ				○		
保　　安　　灯	○	○		○		
歩　　道　　柵			○	○		
バ リ ケ ー ド			○	○		
セ フ テ ィ コ ー ン	○	○	○	○		
掲示板（工事予告）	①			○		
警戒標識（213）	②			○		
規制標識（311-E）	③	○		○	○	
規制標識（329）	④			○	○	
掲　　示　　板 (昼夜間道路工事中)	⑤					○
掲　　示　　板 (御通行中の皆様へ)	⑥					○
掲　　示　　板 （工　事　中）	⑦					○
掲　　示　　板 （国土交通省）	⑩			○		
保　安　要　員		○	○		○	○
交 通 整 理 員		○			○	
作業車（またはこれに代行するもの）			○			

保安施設標準様式図

番号	1	2	3	4
記号	①	②	③	④
様式および標準寸法（単位㎜）	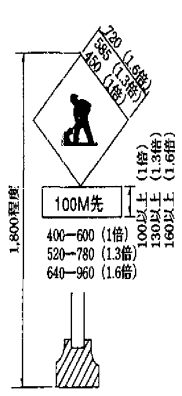 警戒標識（213）	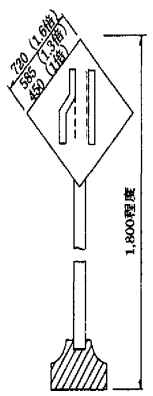 警戒標識（211）	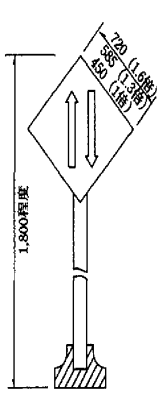 警戒標識（212―2）	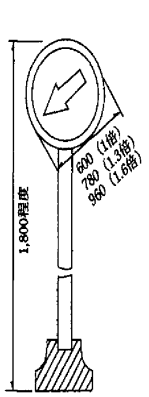 規制標識（311―E）
注	拡大率1.6倍を標準とするが、場所によって1倍または1.3倍を用いることができる。 補助標識必要とするときは、50m先100m先100～500m先を現場の状況に応じて使用する。	拡大率1.6倍を標準とするが、場所によって1倍または1.3倍を用いることができる。	拡大率1.6倍を標準とするが、場所によって1倍または1.3倍を用いることができる。	拡大率1.6倍を標準とするが、場所によって1倍または1.3倍を用いることができる。

番号	5	6	7	8
記号	⑤	⑥	⑦	⑧
様式および標準寸法（単位㎜）	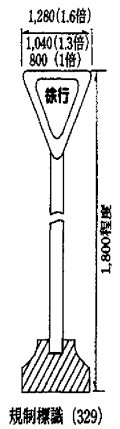 規制標識（329）	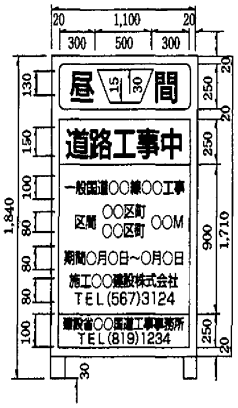	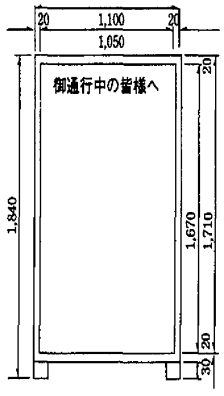	
注	拡大率1.6倍を標準とするが、場所によって1倍または1.3倍を用いることができる。交通量および現場の状況により、適宜設置すること。	(1)色彩は、「道路工事中」を赤色、その他の文字、線を青色、地を白色とする。「昼夜間」のうち「昼」「間」は白銀スコッチテープ、地は青色とし、「夜」は青色、地は白色スコッチテープとする。 (2)縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。	(1)白地に黒文字とする。 (2)記載内容は発破時間、作業時間、巡回路等通行規制の内容を表示するものとする。	(1)視認距離夜間150m以上の効果をもつものであること。 (2)保安灯の設置間隔は3～5m以内とする。

番号	9	10	11
記号	⑨	⑩	⑪
様式および標準寸法（単位㎜）	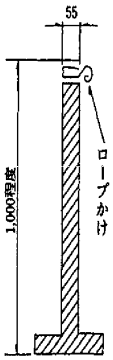	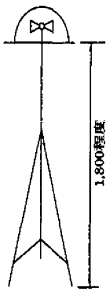	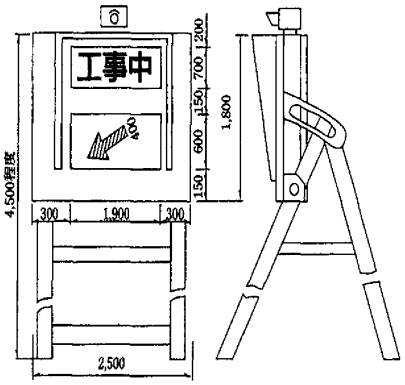
注	⑴柱およびロープは黒黄の縞をほどこすものとする。 ⑵ロープの外径は12mm以上とする。 ⑶柱間隔は3～5mとする。	⑴視認距離200m以上の効果をもつ黄色の回転灯とする。	⑴色彩は、「工事中」を黒色、地は黄色、矢印「←」は赤色とし、表示方法はいずれもアクリル板にスクリーン印刷し、内部照明する。また矢印「←」は点滅式とする。 ⑵標識板頭部には確認距離200m以上の効果をもつ点滅式黄色または赤色注意灯を設置すること。 ⑶構造形式は任意とする。

番号	12	13	14	15
記号	⑫	⑬	⑭	⑮
様式および標準寸法（単位㎜）	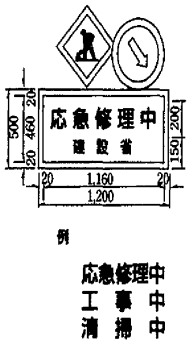	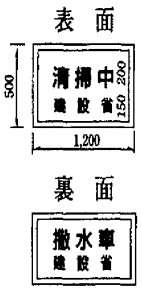	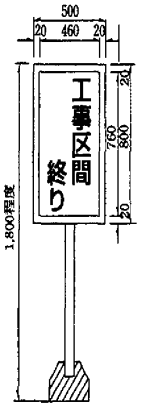	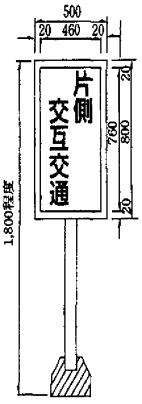
注	⑴字体はゴシック体とし、文字及び縁線は、白色スコッチライト、地色は青色とする。 ⑵文字標示板は、作業に応じて使い分けること。 ⑶標識車として使用するときは、作業車等の屋根の上に設置し、黄色回転灯も設置する。	⑴字体、文字、地色は⑫に同じ。 ⑵作業中は表面を通常は裏面を表示する。	⑴一字の大きさは150mmとし、字体はゴシック体とする。文字および縁線は白色スコッチライト、地色は青色とする。	⑴一字の大きさは150mmとし、字体はゴシック体とする。文字および縁線は白色スコッチライト、地色は青色とする。

A-1 型標準図	4 車線　　片側全車線閉塞　　夜間作業

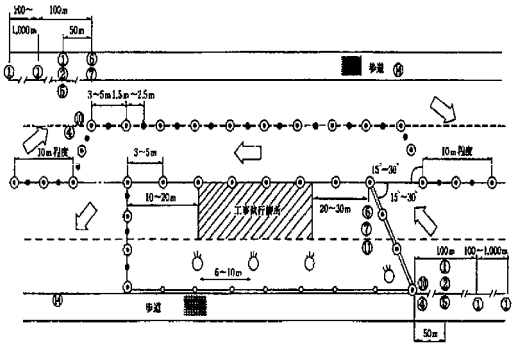

注⑴　①の設置数、距離については、交通量その他、現地の状況によって定めること。
　⑵　昼間作業は照明灯と保安灯を除く。
　⑶　作業箇所が隣接している場合には最初の箇所の対面箇所や⑥⑦を最後の箇所の後端に⑭を設置するものとする。

A-2 型標準図	2 車線　　片側全車線閉塞　　夜間作業

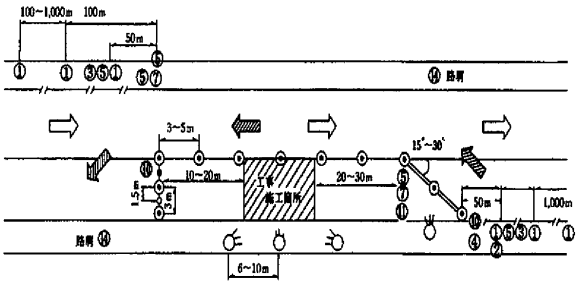

注⑴　①の設置数、距離については、交通量その他、現地の状況によって定めること。
　⑵　昼間作業は、照明灯と保安灯除く。
　⑶　工事区間長、および交通量に応じて両端に適宜交通誘導員もしくは自動信号機をおく。

A-3 型標準図	4 車線以上　　片側一車線以上通行可　　夜間作業

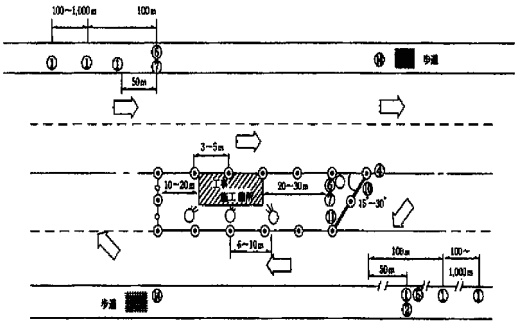

注⑴　①の設置数、距離については、交通量その他現地の状況によって定めること。
　⑵　昼間作業は照明灯、保安灯を除く。
　⑶　作業休止のある工事では、休止中はバリケードを半固定式とする。

A-4 型標準図	4 車線以上　片側全線閉塞　軌道のある場合　夜間作業

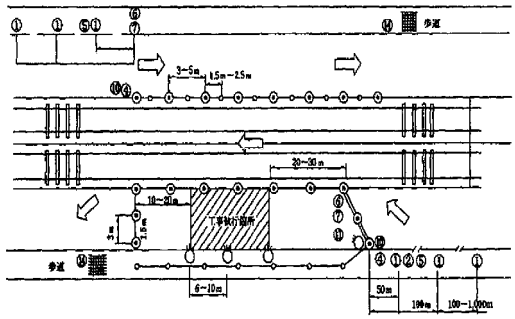

注⑴　①の設置数については、交通量その他、現地の状況によって定めること。
　⑵　昼間作業は照明灯、保安灯を除く。

B-1 型標準図	4 車線以上　作業休止中　路面占用して片側通行　昼夜間

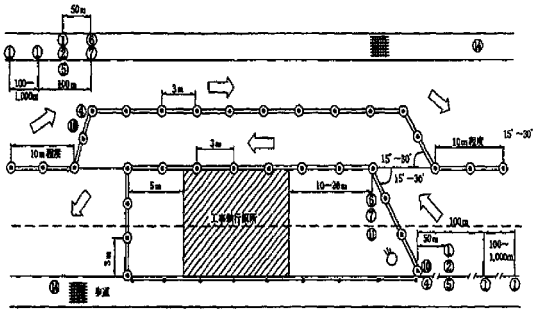

注⑴　①の設置数、距離については、交通量その他現地の状況によって定めること。
　⑵　歩道に防護棚が設置してある場合には歩道棚は不要。
　⑶　交通量に応じ交通誘導員をおく。

B-2 型標準図	4 車線以上　作業休止中　路面占用して片側通行　昼夜間

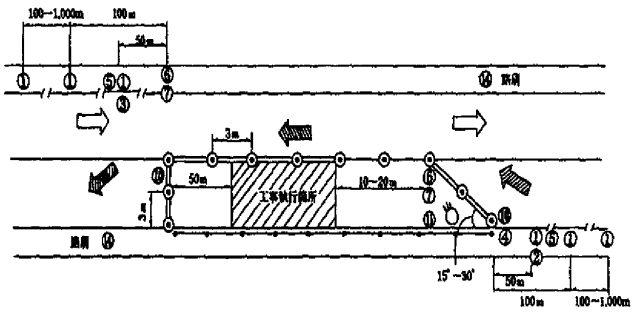

注⑴　①の設置数、距離については、交通量その他現地の状況によって定めること。
　⑵　工事区間長および交通量に応じ、両端に適宜交通誘導員もしくは自動信号機をおく。
　⑶　路肩に通行者のないとき、または防護棚が設置してあるときは歩道棚は不要。

C-1 型標準図	2 車線　片側全車線閉塞　局部打換(小規模)ｶｯﾄｶﾊﾞｰ等　夜間作業

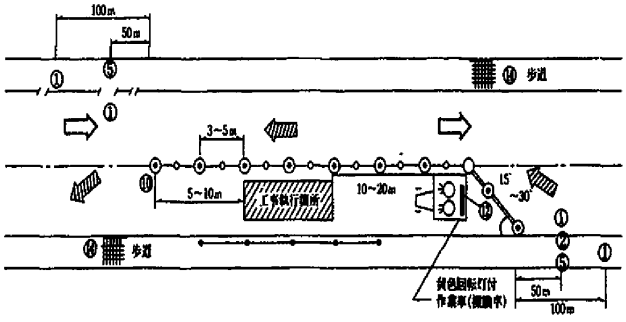

注(1)　①の設置数、距離については、交通量その他、現地の状況によって定めること。
(2)　昼間作業は保安灯をセーフティコーンとし照明灯は除くこと。
(3)　工事区間長、および交通量に応じて、両端に適宜交通誘導員もしくは自動信号機をおく。

C-2 型標準図	4 車線以上　片側一車線以上通行可　局部打換(小規模)ｶｯﾄｶﾊﾞｰ等　夜間工事

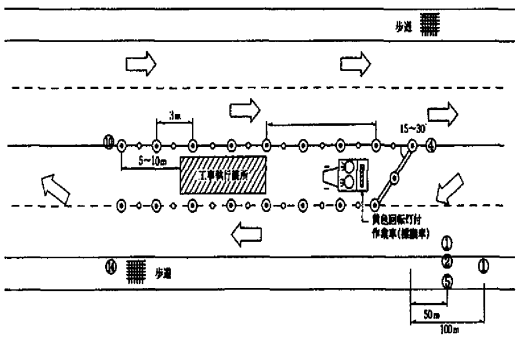

注(1)　①の設置数、距離については、交通量その他現地の状況によって定めること。
(2)　昼間作業は保安灯をセーフティコーンとし照明灯は除くこと。

D-1 型標準図	目地シール作業等(比較的短時間に作業箇所の移動をする場合)　夜間作業

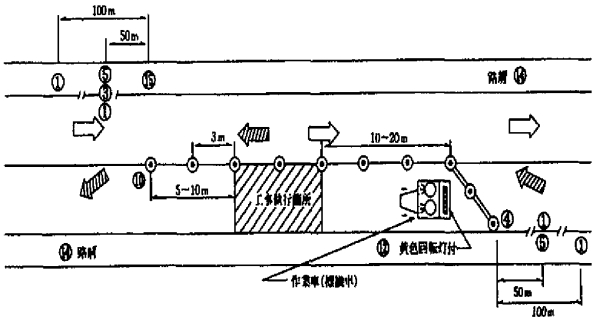

注(1)　路肩に通行者のある場合は必要に応じ歩道棚を設けること。
(2)　昼間作業は保安灯をセーフティコーンとし、照明灯は除く。
(3)　工事区間長、および交通量に応じて、両端に適宜交通誘導員もしくは自動信号機をおく。

D-2 型標準図	目地シール作業１車線以上確保(比較的短時間に作業箇所移動)	夜間作業

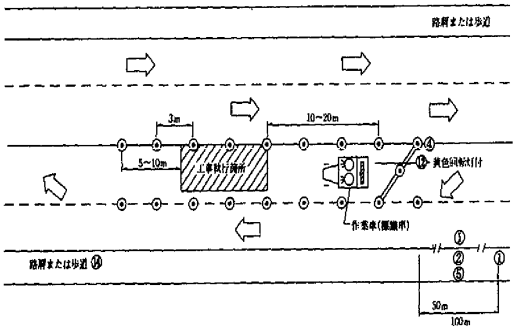

注⑴　昼間作業は、保安灯をセーフティコーンとし、照明灯は除く。

E 型標準図	レーンマーク作業	昼間作業

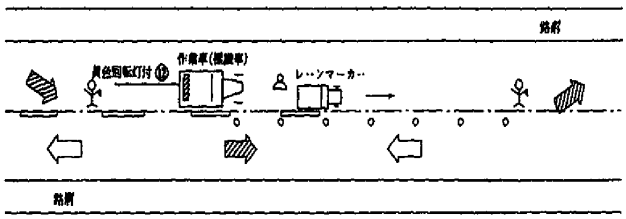

注⑴　作業実施には、防護用に作業車を使用する。

F-1 型標準図	路面清掃	夜間作業

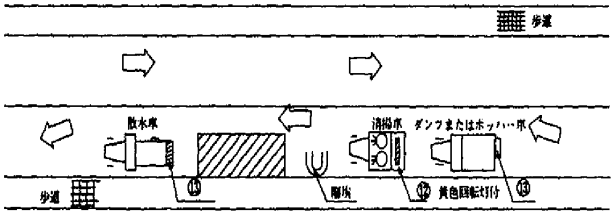

注⑴　昼間作業は清掃車の上の照明灯は除く。
⑵　必要に応じ交通誘導員を配置する。

F-2 型標準図	路側作業（機械）	夜間作業

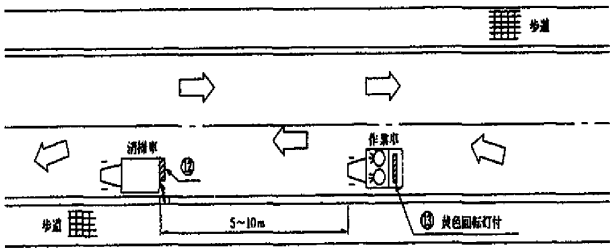

注⑴　昼間作業は作業車の照明灯は除く。
　⑵　必要に応じ交通誘導員を配置する。

F-3 型標準図	短時間の路側作業（人力）	夜間作業

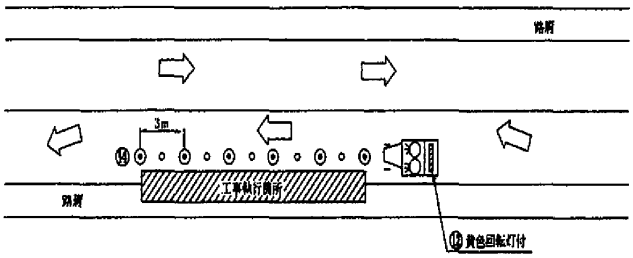

注⑴　昼間作業は保安灯をセーフティコーンとする。
　⑵　路肩に通行者のある場合は必要に応じ歩道棚を設けること。

G 型標準図	長時間の路側工事	夜間作業

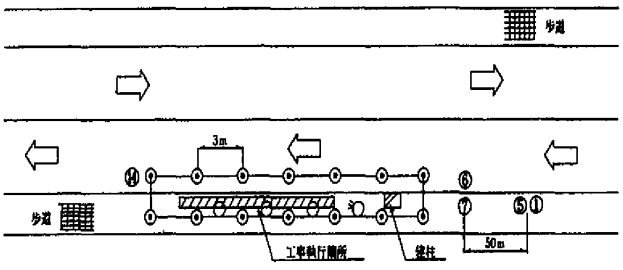

注⑴　昼間作業は保安灯をセーフティコーンに置換える。

様式２

工 事 中 標 識 設 置 届

平成　　年　　月　　日

様

住　　所
商号又は名称
代表者氏名

下記工事については、添付のとおり工事中標識及び保安施設を設置したので届けます。

記

１　工事番号		
２　工 事 名		
３　工事場所		
４　工事期間	自 平成　　年　　月　　日	
	至 平成　　年　　月　　日	
５　片側通行止の期間	自 平成　　年　　月　　日	
	至 平成　　年　　月　　日	
６　前面通行止の期間	自 平成　　年　　月　　日	
	至 平成　　年　　月　　日	

＊工事期間の始期は、契約工期ではなく測量等準備期間を除く期間とする。

様式３

標 識 設 置 状 況 写 真

起　点　側

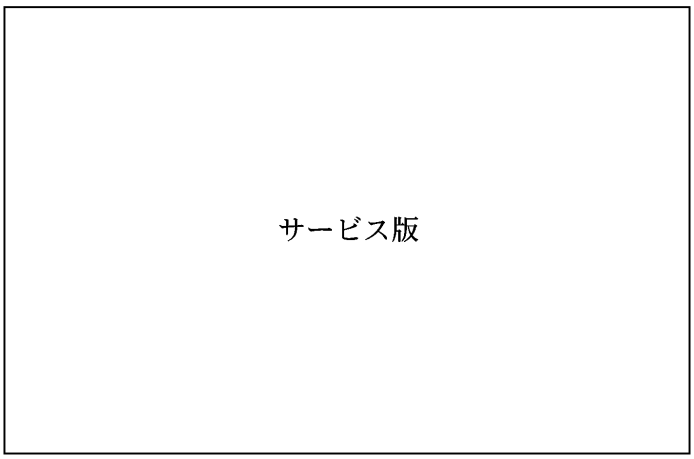

終　点　側

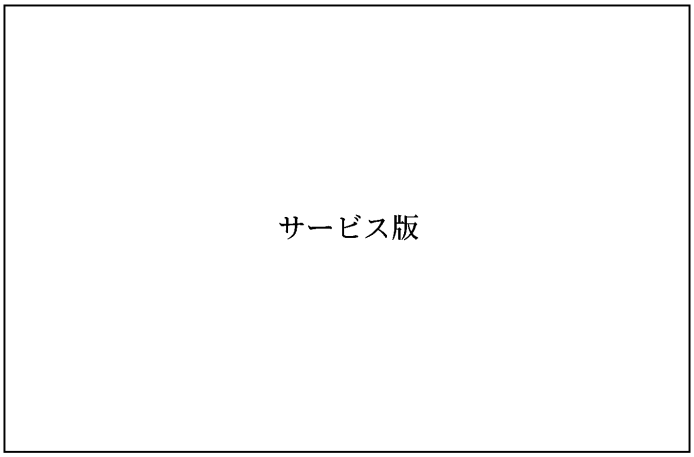

備　考

1　本届書は工事着手前にすみやかに提出すること。
2　迂回路標示については標示箇所毎の写真を添付すること。
3　建設業法第 40 条に定める許可票を提示していることが分かる写真を添付すること。
4　必要に応じて「標識・標示・保安施設・誘導員設置位置図」、「標示施設等の設置状況写真」を添付すること。

様式 4

標識・標示・保安施設・誘導員設置位置図

1　工事番号
2　工 事 名

3　工事場所

平　　面　　図

様式５

標示施設等の設置状況写真

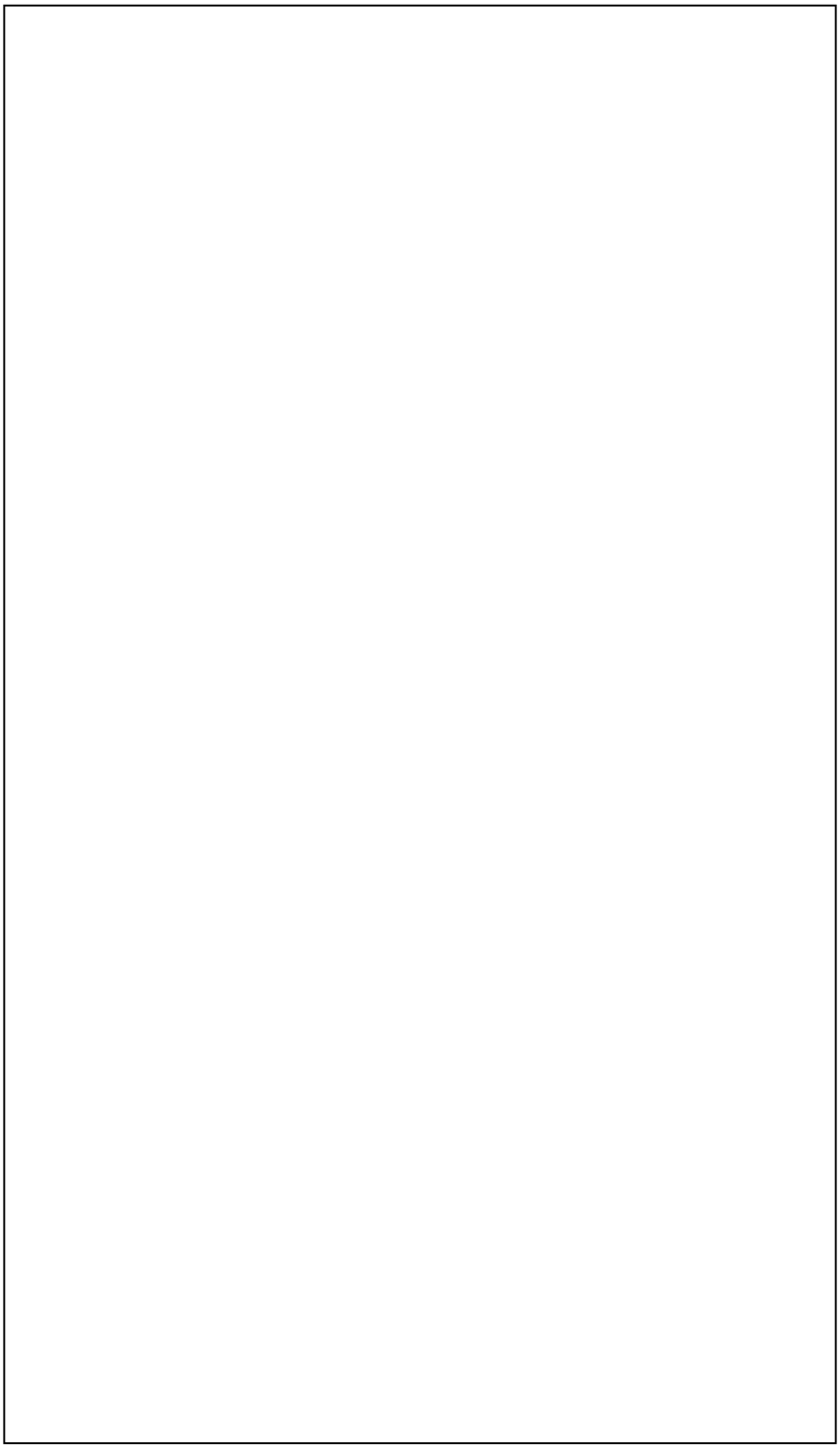

5　ブロック積（石積）設計基準について

1．設計基準の留意事項

1-1 ブロック積

1）ブロック積の直高（H）は5mまでを原則とする。

2）ブロック背面が切土の場合の取扱い

ア　路側（路面と天端が同一又は路面より下）には使用しない。

イ　ブロック背面の地山が安定していること。

ウ　裏込土がある場合、ブロックと接する背面の地山の崩壊角度θが60°以上であること。

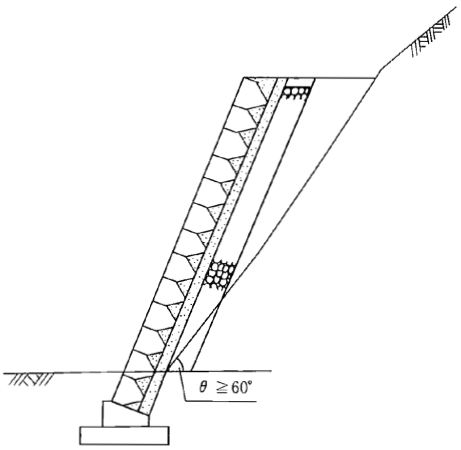

3）ブロック積の前面勾配（N1）は最大直高（H）の勾配とし、伸縮目地は10m以下とする。裏込コンクリートは伸縮目地間を同一厚とする。

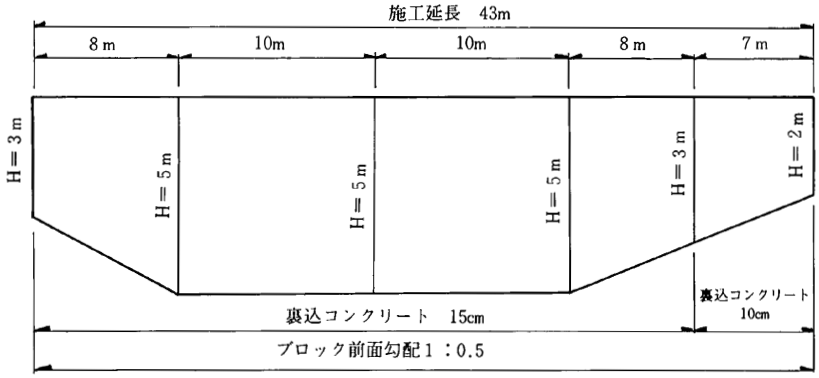

4）標準断面図

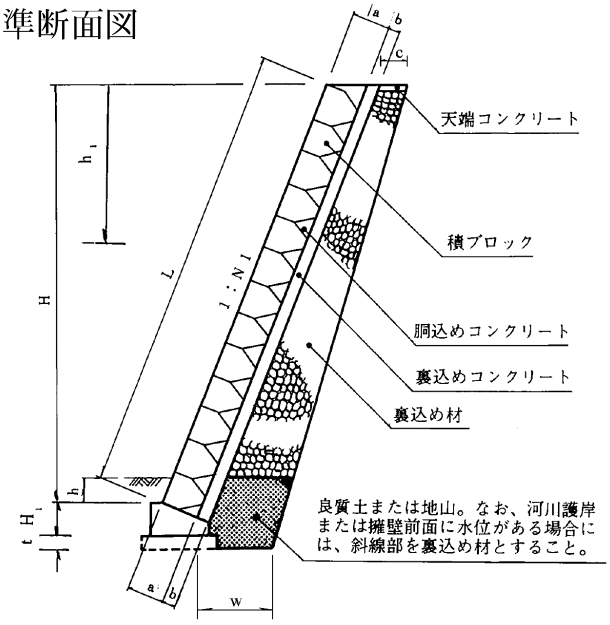

1-2　裏込材

1）裏込材は、ブロック積の勾配を 1:N とした場合に、地山と接する面の傾斜が 1:(N-1）となるよう設置する。

2）裏込材 C は水平幅とする。

1-3　裏込土

1）裏込土が良好は、礫質土

2）裏込土が普通は、砂質土

1-4　基礎材

基礎材は原則として施工する。ただし、軟弱地盤または硬質地盤等の場合は別途考慮すること。

（平成 10 年 3 月 11 日、土検第 1244 号参照）

1-5　その他

空ブロック積は直高 H=3m までとし、下記により行う。

ア　ブロック前面勾配 1:0.3 の場合

盛土部　　直高 H=1.5m まで

切土部　　直高 H=3.0m まで

イ　ブロック前面勾配 1:0.4 の場合

盛土部　　直高 H=3.0m まで

ウ　裏込材量は、別添表による。

2. ブロック積の裏込材選定フロー

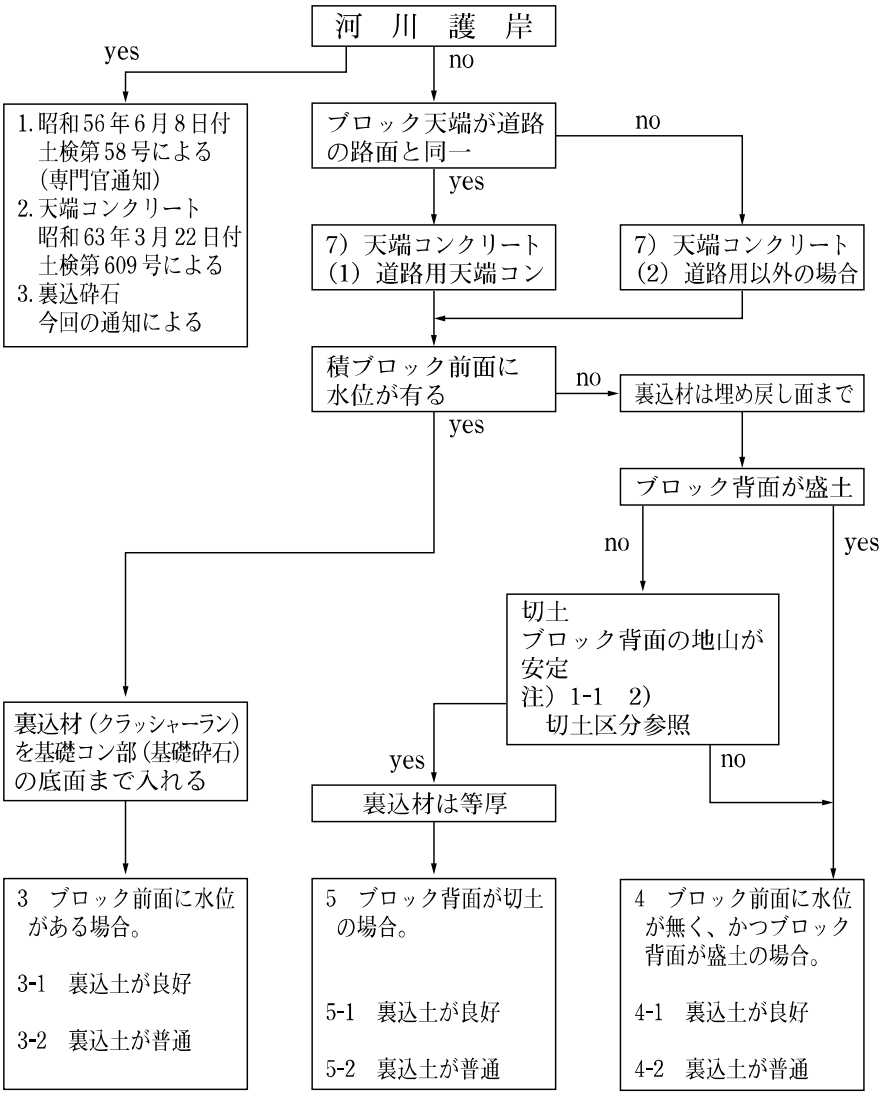

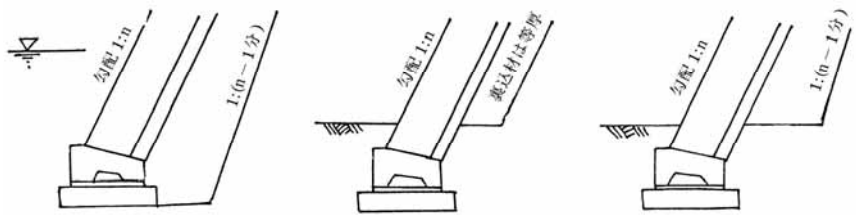

3. ブロック前面に水位があり、ブロック積背面が盛土の場合

3-1 裏込土が良好（礫質土）

直高 H（m）	法長 前面法勾配 N1			控長 a (m)	裏込コンクリート b（m）
	3分	4分	5分		
1.00	1.044	1.077	1.118	0.35	0.10
1.10	1.148	1.184	1.229	0.35	0.10
1.20	1.252	1.292	1.341	0.35	0.10
1.30	1.357	1.400	1.453	0.35	0.10
1.40	1.461	1.057	1.565	0.35	0.10
1.50	1.566	1.615	1.677	0.35	0.10
1.60		1.723	1.788	0.35	0.10
1.70		1.830	1.900	0.35	0.10
1.80		1.938	2.012	0.35	0.10
1.90		2.046	2.124	0.35	0.10
2.00		2.154	2.236	0.35	0.10
2.10		2.261	2.347	0.35	0.10
2.20		2.369	2.459	0.35	0.10
2.30		2.477	2.571	0.35	0.10
2.40		2.584	2.683	0.35	0.10
2.50		2.692	2.795	0.35	0.10
2.60		2.800	2.906	0.35	0.10
2.70		2.907	3.018	0.35	0.10
2.80		3.015	3.130	0.35	0.10
2.90		3.123	3.242	0.35	0.10
3.00		3.231	3.354	0.35	0.10
3.10			3.465	0.35	0.15
3.20			3.577	0.35	0.15
3.30			3.689	0.35	0.15
3.40			3.801	0.35	0.15
3.50			3.913	0.35	0.15
3.60			4.024	0.35	0.15
3.70			4.136	0.35	0.15
3.80			4.248	0.35	0.15
3.90			4.360	0.35	0.15
4.00			4.472	0.35	0.15
4.10			4.583	0.35	0.15
4.20			4.695	0.35	0.15
4.30			4.807	0.35	0.15
4.40			4.919	0.35	0.15
4.50			5.031	0.35	0.15
4.60			5.142	0.35	0.15
4.70			5.254	0.35	0.15
4.80			5.366	0.35	0.15
4.90			5.478	0.35	0.15
5.00			5.590	0.35	0.15

注）裏込材有りの場合の裏込材は、基礎材厚さ　t = 15cm として計算してい

（基礎コンクリートを二次製品とした場合）

裏込材厚			裏込材量　1m 当 (m³)		
上部	下　　部				
	基　礎　材		基礎材あり		
c	有　w	無　w	V		
(m)	(m)	(m)	3 分	4 分	5 分
0.20	0.35	0.33	0.32	0.31	0.30
0.20	0.36	0.34	0.36	0.35	0.34
0.20	0.37	0.35	0.39	0.38	0.37
0.20	0.38	0.36	0.43	0.42	0.41
0.20	0.39	0.37	0.46	0.45	0.44
0.20	0.40	0.38	0.50	0.49	0.48
0.20	0.41	0.39		0.53	0.52
0.20	0.42	0.40		0.57	0.56
0.20	0.43	0.41		0.62	0.61
0.20	0.44	0.42		0.66	0.65
0.20	0.45	0.43		0.70	0.69
0.20	0.46	0.44		0.75	0.74
0.20	0.47	0.45		0.79	0.78
0.20	0.48	0.46		0.84	0.83
0.20	0.49	0.47		0.89	0.88
0.20	0.50	0.48		0.93	0.92
0.20	0.51	0.49		0.98	0.97
0.20	0.52	0.50		1.03	1.02
0.20	0.53	0.51		1.09	1.08
0.20	0.54	0.52		1.14	1.13
0.20	0.55	0.53		1.19	1.18
0.20	0.56	0.54			1.26
0.20	0.57	0.55			1.31
0.20	0.58	0.56			1.37
0.20	0.59	0.57			1.43
0.20	0.60	0.58			1.48
0.20	0.61	0.59			1.54
0.20	0.62	0.60			1.60
0.20	0.63	0.61			1.67
0.20	0.64	0.62			1.73
0.20	0.65	0.63			1.79
0.20	0.66	0.64			1.86
0.20	0.67	0.65			1.92
0.20	0.68	0.66			1.99
0.20	0.69	0.67			2.06
0.20	0.70	0.68			2.12
0.20	0.71	0.69			2.19
0.20	0.72	0.70			2.26
0.20	0.73	0.71			2.34
0.20	0.74	0.72			2.41
0.20	0.75	0.73			2.48

（河川専門官通知により、裏コンクリート無しを適用した場合）

裏込コンクリート b (m)	裏込材厚 上部 c (m)	裏込材厚 下部 基礎材 有 w (m)	裏込材厚 下部 基礎材 無 w (m)	裏込材量 1m 当 (m^3) 基礎材あり V 3分	4分	5分
0.00	0.20	0.34	0.33	0.29	0.28	0.27
	0.20	0.35	0.34	0.32	0.31	0.30
	0.20	0.36	0.35	0.36	0.35	0.34
	0.20	0.37	0.36	0.39	0.38	0.37
	0.20	0.38	0.37	0.43	0.42	0.41
	0.20	0.39	0.38	0.47	0.46	0.45
	0.20	0.40	0.39		0.50	0.49
	0.20	0.41	0.40		0.54	0.53
	0.20	0.42	0.41		0.58	0.57
	0.20	0.43	0.42		0.62	0.61
	0.20	0.44	0.43		0.67	0.66
	0.20	0.45	0.44		0.71	0.70
	0.20	0.46	0.45		0.75	0.74
	0.20	0.47	0.46		0.80	0.79
	0.20	0.48	0.47		0.85	0.84
	0.20	0.49	0.48		0.90	0.89
	0.20	0.50	0.49		0.95	0.94
	0.20	0.51	0.50		1.00	0.99
	0.20	0.52	0.51		1.05	1.04
	0.20	0.53	0.52		1.10	1.09
	0.20	0.54	0.53		1.15	1.14
	0.20	0.55	0.54			1.20
	0.20	0.56	0.55			1.25
	0.20	0.57	0.56			1.31
	0.20	0.58	0.57			1.37
	0.20	0.59	0.58			1.42
	0.20	0.60	0.59			1.48
	0.20	0.61	0.60			1.54
	0.20	0.62	0.61			1.61
	0.20	0.63	0.62			1.67
	0.20	0.64	0.63			1.73
	0.20	0.65	0.64			1.80
	0.20	0.66	0.65			1.86
	0.20	0.67	0.66			1.93
	0.20	0.68	0.67			1.99
	0.20	0.69	0.68			2.06
	0.20	0.70	0.69			2.13
	0.20	0.71	0.70			2.20
	0.20	0.72	0.71			2.27
	0.20	0.73	0.72			2.35
	0.20	0.74	0.73			2.42

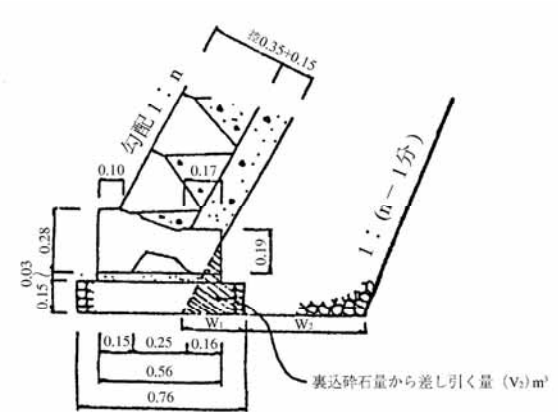

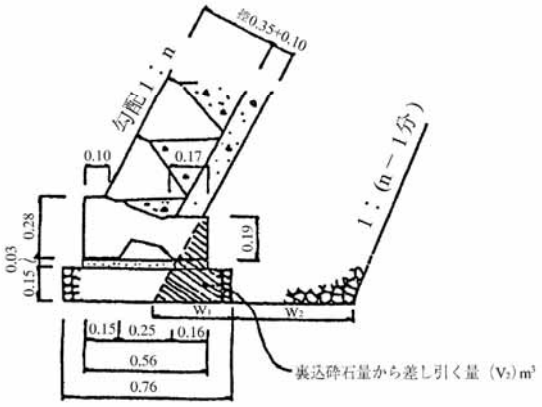

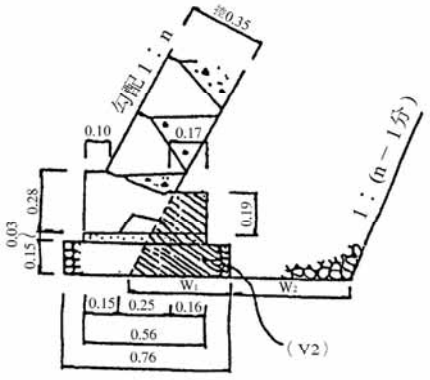

裏込材から基礎部分を差し引く量（斜線部分）

裏コン	差引き	3分	4分	5分
t = 0.15	w 1（m）	0.19	0.24	0.30
t = 0.15	（V2）m^3	0.03	0.04	0.05
t = 0.10	w 1（m）	0.24	0.29	0.34
t = 0.10	（V2）m^3	0.05	0.06	0.07
t = 0	w 1（m）	0.34	0.38	0.43
t = 0	（V2）m^3	0.08	0.09	0.10

3. ブロック前面に水位があり、ブロック積背面が盛土の場合

3-2 裏込土が普通（砂質土）

直高 H (m)	法長 前面法勾配 N1			控長 a (m)	裏込コンクリート b (m)
	3分	4分	5分		
1.00	1.044	1.077	1.118	0.35	0.10
1.10	1.148	1.184	1.229	0.35	0.10
1.20	1.252	1.292	1.341	0.35	0.10
1.30	1.357	1.400	1.453	0.35	0.10
1.40	1.461	1.057	1.565	0.35	0.10
1.50	1.566	1.615	1.677	0.35	0.10
1.60		1.723	1.788	0.35	0.10
1.70		1.830	1.900	0.35	0.10
1.80		1.938	2.012	0.35	0.10
1.90		2.046	2.124	0.35	0.10
2.00		2.154	2.236	0.35	0.10
2.10		2.261	2.347	0.35	0.10
2.20		2.369	2.459	0.35	0.10
2.30		2.477	2.571	0.35	0.10
2.40		2.584	2.683	0.35	0.10
2.50		2.692	2.795	0.35	0.10
2.60		2.800	2.906	0.35	0.10
2.70		2.907	3.018	0.35	0.10
2.80		3.015	3.130	0.35	0.10
2.90		3.123	3.242	0.35	0.10
3.00		3.231	3.354	0.35	0.10
3.10			3.465	0.35	0.15
3.20			3.577	0.35	0.15
3.30			3.689	0.35	0.15
3.40			3.801	0.35	0.15
3.50			3.913	0.35	0.15
3.60			4.024	0.35	0.15
3.70			4.136	0.35	0.15
3.80			4.248	0.35	0.15
3.90			4.360	0.35	0.15
4.00			4.472	0.35	0.15
4.10			4.583	0.35	0.15
4.20			4.695	0.35	0.15
4.30			4.807	0.35	0.15
4.40			4.919	0.35	0.15
4.50			5.031	0.35	0.15
4.60			5.142	0.35	0.15
4.70			5.254	0.35	0.15
4.80			5.366	0.35	0.15
4.90			5.478	0.35	0.15
5.00			5.590	0.35	0.15

注）裏込材有りの場合の裏込材は、基礎材厚さ　t = 15cm として計算してい

（基礎コンクリートを二次製品とした場合）

裏込材厚			裏込材量　1m 当 (m^3)		
上部	下　　部				
	基　礎　材		基礎材あり		
c	有　w	無　w	V		
(m)	(m)	(m)	3 分	4 分	5 分
0.30	0.45	0.43	0.46	0.45	0.44
0.30	0.46	0.44	0.50	0.49	0.48
0.30	0.47	0.45	0.55	0.54	0.53
0.30	0.48	0.46	0.59	0.58	0.57
0.30	0.49	0.47	0.64	0.63	0.62
0.30	0.50	0.48	0.69	0.68	0.67
0.30	0.51	0.49		0.73	0.72
0.30	0.52	0.50		0.78	0.77
0.30	0.53	0.51		0.83	0.82
0.30	0.54	0.52		0.88	0.87
0.30	0.55	0.53		0.94	0.93
0.30	0.56	0.54		0.99	0.98
0.30	0.57	0.55		1.05	1.04
0.30	0.58	0.56		1.11	1.10
0.30	0.59	0.57		1.16	1.15
0.30	0.60	0.58		1.22	1.21
0.30	0.61	0.59		1.28	1.27
0.30	0.62	0.60		1.34	1.33
0.30	0.63	0.61		1.40	1.39
0.30	0.64	0.62		1.47	1.46
0.30	0.65	0.63		1.53	1.52
0.30	0.66	0.64			1.60
0.30	0.67	0.65			1.67
0.30	0.68	0.66			1.74
0.30	0.69	0.67			1.80
0.30	0.70	0.68			1.87
0.30	0.71	0.69			1.94
0.30	0.72	0.70			2.01
0.30	0.73	0.71			2.08
0.30	0.74	0.72			2.16
0.30	0.75	0.73			2.23
0.30	0.76	0.74			2.30
0.30	0.77	0.75			2.38
0.30	0.78	0.76			2.46
0.30	0.79	0.77			2.53
0.30	0.80	0.78			2.61
0.30	0.81	0.79			2.69
0.30	0.82	0.80			2.77
0.30	0.83	0.81			2.86
0.30	0.84	0.82			2.94
0.30	0.85	0.83			3.02

（河川専門官通知により、裏コンクリート無しを適用した場合）

裏込コンクリート b (m)	裏込材厚 上部 c (m)	裏込材厚 下部 基礎材 有 w (m)	裏込材厚 下部 基礎材 無 w (m)	裏込材量 1m 当 (m^3) 基礎材あり V 3分	4分	5分
0.00	0.30	0.45	0.43	0.43	0.42	0.41
	0.30	0.46	0.44	0.47	0.46	0.45
	0.30	0.47	0.45	0.52	0.51	0.50
	0.30	0.48	0.46	0.56	0.55	0.54
	0.30	0.49	0.47	0.61	0.60	0.59
	0.30	0.50	0.48	0.66	0.65	0.64
	0.30	0.51	0.49		0.70	0.69
	0.30	0.52	0.50		0.75	0.74
	0.30	0.53	0.51		0.80	0.79
	0.30	0.54	0.52		0.85	0.84
	0.30	0.55	0.53		0.91	0.90
	0.30	0.56	0.54		0.96	0.95
	0.30	0.57	0.55		1.02	1.01
	0.30	0.58	0.56		1.08	1.07
	0.30	0.59	0.57		1.13	1.12
	0.30	0.60	0.58		1.19	1.18
	0.30	0.61	0.59		1.25	1.24
	0.30	0.62	0.60		1.31	1.30
	0.30	0.63	0.61		1.37	1.36
	0.30	0.64	0.62		1.44	1.43
	0.30	0.65	0.63		1.50	1.49
	0.30	0.66	0.64			1.55
	0.30	0.67	0.65			1.62
	0.30	0.68	0.66			1.69
	0.30	0.69	0.67			1.75
	0.30	0.70	0.68			1.82
	0.30	0.71	0.69			1.89
	0.30	0.72	0.70			1.96
	0.30	0.73	0.71			2.03
	0.30	0.74	0.72			2.11
	0.30	0.75	0.73			2.18
	0.30	0.76	0.74			2.25
	0.30	0.77	0.75			2.33
	0.30	0.78	0.76			2.41
	0.30	0.79	0.77			2.48
	0.30	0.80	0.78			2.56
	0.30	0.81	0.79			2.64
	0.30	0.82	0.80			2.72
	0.30	0.83	0.81			2.81
	0.30	0.84	0.82			2.89
	0.30	0.85	0.83			2.97

4. ブロック前面に水位がなく、ブロック積背面が盛土の場合

4-1　裏込土が良好（礫質土）

1）ブロック法勾配 3 分

直高 H (m)	法長 前面法勾配 N1			控長 a (m)	裏込コンクリート b (m)	裏込材厚 上部 c (m)	裏込材厚 下部 基礎材 有 w (m)	裏込材厚 下部 基礎材 無 w (m)
	3 分	4 分	5 分					
1.00	1.044			0.35	0.10	0.20		
1.10	1.148			0.35	0.10	0.20		
1.20	1.252			0.35	0.10	0.20		
1.30	1.357			0.35	0.10	0.20		
1.40	1.461			0.35	0.10	0.20		
1.50	1.566			0.35	0.10	0.20		

4-1　裏込土が良好（礫質土）

2）ブロック法勾配 4 分

直高 H (m)	法長 前面法勾配 N1			控長 a (m)	裏込コンクリート b (m)	裏込材厚 上部 c (m)	裏込材厚 下部 基礎材 有 w (m)	裏込材厚 下部 基礎材 無 w (m)
	3 分	4 分	5 分					
1.00		1.077		0.35	0.10	0.20		
1.10		1.184		0.35	0.10	0.20		
1.20		1.292		0.35	0.10	0.20		
1.30		1.400		0.35	0.10	0.20		
1.40		1.057		0.35	0.10	0.20		
1.50		1.615		0.35	0.10	0.20		
1.60		1.723		0.35	0.10	0.20		
1.70		1.830		0.35	0.10	0.20		
1.80		1.938		0.35	0.10	0.20		
1.90		2.046		0.35	0.10	0.20		
2.00		2.154		0.35	0.10	0.20		
2.10		2.261		0.35	0.10	0.20		
2.20		2.369		0.35	0.10	0.20		
2.30		2.477		0.35	0.10	0.20		
2.40		2.584		0.35	0.10	0.20		
2.50		2.692		0.35	0.10	0.20		
2.60		2.800		0.35	0.10	0.20		
2.70		2.907		0.35	0.10	0.20		
2.80		3.015		0.35	0.10	0.20		
2.90		3.123		0.35	0.10	0.20		
3.00		3.231		0.35	0.10	0.20		

（基礎コンクリートを二次製品とした場合）

裏　込　材　量　1m 当　　V（m^3）								
埋め戻し面から基礎コンクリート上面までの高さ　h（m）								
0	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8
0.23	0.20	0.18	0.15	0.12	0.09	0.07	0.05	0.02
0.27	0.23	0.20	0.18	0.15	0.12	0.09	0.07	0.05
0.30	0.27	0.23	0.20	0.18	0.15	0.12	0.09	0.07
0.33	0.30	0.27	0.23	0.20	0.18	0.15	0.12	0.09
0.36	0.33	0.30	0.27	0.23	0.20	0.18	0.15	0.12
0.40	0.36	0.33	0.30	0.27	0.23	0.20	0.18	0.15

（基礎コンクリートを二次製品とした場合）

裏　込　材　量　1m 当　　V（m^3）								
埋め戻し面から基礎コンクリート上面までの高さ　h（m）								
0	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8
0.23	0.20	0.18	0.15	0.12	0.09	0.07	0.05	0.02
0.27	0.23	0.20	0.18	0.15	0.12	0.09	0.07	0.05
0.30	0.27	0.23	0.20	0.18	0.15	0.12	0.09	0.07
0.33	0.30	0.27	0.23	0.20	0.18	0.15	0.12	0.09
0.36	0.33	0.30	0.27	0.23	0.20	0.18	0.15	0.12
0.40	0.36	0.33	0.30	0.27	0.23	0.20	0.18	0.15
0.44	0.40	0.36	0.33	0.30	0.27	0.23	0.20	0.18
0.47	0.44	0.40	0.36	0.33	0.30	0.27	0.23	0.20
0.51	0.47	0.44	0.40	0.36	0.33	0.30	0.27	0.23
0.55	0.51	0.47	0.44	0.40	0.36	0.33	0.30	0.27
0.59	0.55	0.51	0.47	0.44	0.40	0.36	0.33	0.30
0.63	0.59	0.55	0.51	0.47	0.44	0.40	0.36	0.33
0.67	0.63	0.59	0.55	0.51	0.47	0.44	0.40	0.36
0.72	0.67	0.63	0.59	0.55	0.51	0.47	0.44	0.40
0.76	0.72	0.67	0.63	0.59	0.55	0.51	0.47	0.44
0.80	0.76	0.72	0.67	0.63	0.59	0.55	0.51	0.47
0.85	0.80	0.76	0.72	0.67	0.63	0.59	0.55	0.51
0.90	0.85	0.80	0.76	0.72	0.67	0.63	0.59	0.55
0.95	0.90	0.85	0.80	0.76	0.72	0.67	0.63	0.59
0.99	0.95	0.90	0.85	0.80	0.76	0.72	0.67	0.63
1.04	0.99	0.95	0.90	0.85	0.80	0.76	0.72	0.67

4-1　裏込土が良好（礫質土）

3）ブロック法勾配５分

直高 H（m）	法長 前面法勾配 N1			控長 a (m)	裏込コンクリート b（m）	裏込材厚 上部 c（m）	裏込材厚 下部 基礎材 有 w（m）	裏込材厚 下部 基礎材 無 w（m）
	3分	4分	5分					
1.00			1.118	0.35	0.10	0.20		
1.10			1.229	0.35	0.10	0.20		
1.20			1.341	0.35	0.10	0.20		
1.30			1.453	0.35	0.10	0.20		
1.40			1.565	0.35	0.10	0.20		
1.50			1.677	0.35	0.10	0.20		
1.60			1.788	0.35	0.10	0.20		
1.70			1.900	0.35	0.10	0.20		
1.80			2.012	0.35	0.10	0.20		
1.90			2.124	0.35	0.10	0.20		
2.00			2.236	0.35	0.10	0.20		
2.10			2.347	0.35	0.10	0.20		
2.20			2.459	0.35	0.10	0.20		
2.30			2.571	0.35	0.10	0.20		
2.40			2.683	0.35	0.10	0.20		
2.50			2.795	0.35	0.10	0.20		
2.60			2.906	0.35	0.10	0.20		
2.70			3.018	0.35	0.10	0.20		
2.80			3.130	0.35	0.10	0.20		
2.90			3.242	0.35	0.10	0.20		
3.00			3.354	0.35	0.10	0.20		
3.10			3.465	0.35	0.15	0.20		
3.20			3.577	0.35	0.15	0.20		
3.30			3.689	0.35	0.15	0.20		
3.40			3.801	0.35	0.15	0.20		
3.50			3.913	0.35	0.15	0.20		
3.60			4.024	0.35	0.15	0.20		
3.70			4.136	0.35	0.15	0.20		
3.80			4.248	0.35	0.15	0.20		
3.90			4.360	0.35	0.15	0.20		
4.00			4.472	0.35	0.15	0.20		
4.10			4.583	0.35	0.15	0.20		
4.20			4.695	0.35	0.15	0.20		
4.30			4.807	0.35	0.15	0.20		
4.40			4.919	0.35	0.15	0.20		
4.50			5.031	0.35	0.15	0.20		
4.60			5.142	0.35	0.15	0.20		
4.70			5.254	0.35	0.15	0.20		
4.80			5.366	0.35	0.15	0.20		
4.90			5.478	0.35	0.15	0.20		
5.00			5.590	0.35	0.15	0.20		

（基礎コンクリートを二次製品とした場合）

裏 込 材 量 1m 当 V（m^3）								
埋め戻し面から基礎コンクリート上面までの高さ h（m）								
0	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8
0.23	0.20	0.18	0.15	0.12	0.09	0.07	0.05	0.02
0.27	0.23	0.20	0.18	0.15	0.12	0.09	0.07	0.05
0.30	0.27	0.23	0.20	0.18	0.15	0.12	0.09	0.07
0.33	0.30	0.27	0.23	0.20	0.18	0.15	0.12	0.09
0.36	0.33	0.30	0.27	0.23	0.20	0.18	0.15	0.12
0.40	0.36	0.33	0.30	0.27	0.23	0.20	0.18	0.15
0.44	0.40	0.36	0.33	0.30	0.27	0.23	0.20	0.18
0.47	0.44	0.40	0.36	0.33	0.30	0.27	0.23	0.20
0.51	0.47	0.44	0.40	0.36	0.33	0.30	0.27	0.23
0.55	0.51	0.47	0.44	0.40	0.36	0.33	0.30	0.27
0.59	0.55	0.51	0.47	0.44	0.40	0.36	0.33	0.30
0.63	0.59	0.55	0.51	0.47	0.44	0.40	0.36	0.33
0.67	0.63	0.59	0.55	0.51	0.47	0.44	0.40	0.36
0.72	0.67	0.63	0.59	0.55	0.51	0.47	0.44	0.40
0.76	0.72	0.67	0.63	0.59	0.55	0.51	0.47	0.44
0.80	0.76	0.72	0.67	0.63	0.59	0.55	0.51	0.47
0.85	0.80	0.76	0.72	0.67	0.63	0.59	0.55	0.51
0.90	0.85	0.80	0.76	0.72	0.67	0.63	0.59	0.55
0.95	0.90	0.85	0.80	0.76	0.72	0.67	0.63	0.59
0.99	0.95	0.90	0.85	0.80	0.76	0.72	0.67	0.63
1.04	0.99	0.95	0.90	0.85	0.80	0.76	0.72	0.67
1.10	1.04	0.99	0.95	0.90	0.85	0.80	0.76	0.72
1.15	1.10	1.04	0.99	0.95	0.90	0.85	0.80	0.76
1.20	1.15	1.10	1.04	0.99	0.95	0.90	0.85	0.80
1.25	1.20	1.15	1.10	1.04	0.99	0.95	0.90	0.85
1.31	1.25	1.20	1.15	1.10	1.04	0.99	0.95	0.90
1.37	1.31	1.25	1.20	1.15	1.10	1.04	0.99	0.95
1.42	1.37	1.31	1.25	1.20	1.15	1.10	1.04	0.99
1.48	1.42	1.37	1.31	1.25	1.20	1.15	1.10	1.04
1.54	1.48	1.42	1.37	1.31	1.25	1.20	1.15	1.10
1.60	1.54	1.48	1.42	1.37	1.31	1.25	1.20	1.15
1.66	1.60	1.54	1.48	1.42	1.37	1.31	1.25	1.20
1.72	1.66	1.60	1.54	1.48	1.42	1.37	1.31	1.25
1.79	1.72	1.66	1.60	1.54	1.48	1.42	1.37	1.31
1.85	1.79	1.72	1.66	1.60	1.54	1.48	1.42	1.37
1.91	1.85	1.79	1.72	1.66	1.60	1.54	1.48	1.42
1.98	1.91	1.85	1.79	1.72	1.66	1.60	1.54	1.48
2.05	1.98	1.91	1.85	1.79	1.72	1.66	1.60	1.54
2.12	2.05	1.98	1.91	1.85	1.79	1.72	1.66	1.60
2.18	2.12	2.05	1.98	1.91	1.85	1.79	1.72	1.66
2.25	2.18	2.12	2.05	1.98	1.91	1.85	1.79	1.72

4. ブロック前面に水位がなく、ブロック積背面が盛土の場合

4-2　裏込土が普通（砂質土）

1）ブロック法勾配 3 分

直高 H (m)	法長 前面法勾配 N1			控長 a (m)	裏込コンクリート b (m)	裏込材厚 上部 c (m)	裏込材厚 下部 基礎材 有 w (m)	裏込材厚 下部 基礎材 無 w (m)
	3 分	4 分	5 分					
1.00	1.044			0.35	0.10	0.30		
1.10	1.148			0.35	0.10	0.30		
1.20	1.252			0.35	0.10	0.30		
1.30	1.357			0.35	0.10	0.30		
1.40	1.461			0.35	0.10	0.30		
1.50	1.566			0.35	0.10	0.30		

4-2　裏込土が普通（砂質土）

2）ブロック法勾配 4 分

直高 H (m)	法長 前面法勾配 N1			控長 a (m)	裏込コンクリート b (m)	裏込材厚 上部 c (m)	裏込材厚 下部 基礎材 有 w (m)	裏込材厚 下部 基礎材 無 w (m)
	3 分	4 分	5 分					
1.00		1.077		0.35	0.10	0.30		
1.10		1.184		0.35	0.10	0.30		
1.20		1.292		0.35	0.10	0.30		
1.30		1.400		0.35	0.10	0.30		
1.40		1.057		0.35	0.10	0.30		
1.50		1.615		0.35	0.10	0.30		
1.60		1.723		0.35	0.10	0.30		
1.70		1.830		0.35	0.10	0.30		
1.80		1.938		0.35	0.10	0.30		
1.90		2.046		0.35	0.10	0.30		
2.00		2.154		0.35	0.10	0.30		
2.10		2.261		0.35	0.10	0.30		
2.20		2.369		0.35	0.10	0.30		
2.30		2.477		0.35	0.10	0.30		
2.40		2.584		0.35	0.10	0.30		
2.50		2.692		0.35	0.10	0.30		
2.60		2.800		0.35	0.10	0.30		
2.70		2.907		0.35	0.10	0.30		
2.80		3.015		0.35	0.10	0.30		
2.90		3.123		0.35	0.10	0.30		
3.00		3.231		0.35	0.10	0.30		

（基礎コンクリートを二次製品とした場合）

裏　込　材　量　1m 当　　V（m^3）								
埋め戻し面から基礎コンクリート上面までの高さ　h（m）								
0	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8
0.32	0.28	0.25	0.21	0.17	0.13	0.10	0.07	0.03
0.37	0.32	0.28	0.25	0.21	0.17	0.13	0.10	0.07
0.41	0.37	0.32	0.28	0.25	0.21	0.17	0.13	0.10
0.45	0.41	0.37	0.32	0.28	0.25	0.21	0.17	0.13
0.49	0.45	0.41	0.37	0.32	0.28	0.25	0.21	0.17
0.54	0.49	0.45	0.41	0.37	0.32	0.28	0.25	0.21

（基礎コンクリートを二次製品とした場合）

裏　込　材　量　1m 当　　V（m^3）								
埋め戻し面から基礎コンクリート上面までの高さ　h（m）								
0	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8
0.32	0.28	0.25	0.21	0.17	0.13	0.10	0.07	0.03
0.37	0.32	0.28	0.25	0.21	0.17	0.13	0.10	0.07
0.41	0.37	0.32	0.28	0.25	0.21	0.17	0.13	0.10
0.45	0.41	0.37	0.32	0.28	0.25	0.21	0.17	0.13
0.49	0.45	0.41	0.37	0.32	0.28	0.25	0.21	0.17
0.54	0.49	0.45	0.41	0.37	0.32	0.28	0.25	0.21
0.59	0.54	0.49	0.45	0.41	0.37	0.32	0.28	0.25
0.63	0.59	0.54	0.49	0.45	0.41	0.37	0.32	0.28
0.68	0.63	0.59	0.54	0.49	0.45	0.41	0.37	0.32
0.73	0.68	0.63	0.59	0.54	0.49	0.45	0.41	0.37
0.78	0.73	0.68	0.63	0.59	0.54	0.49	0.45	0.41
0.83	0.78	0.73	0.68	0.63	0.59	0.54	0.49	0.45
0.88	0.83	0.78	0.73	0.68	0.63	0.59	0.54	0.49
0.94	0.88	0.83	0.78	0.73	0.68	0.63	0.59	0.54
0.99	0.94	0.88	0.83	0.78	0.73	0.68	0.63	0.59
1.04	0.99	0.94	0.88	0.83	0.78	0.73	0.68	0.63
1.10	1.04	0.99	0.94	0.88	0.83	0.78	0.73	0.68
1.16	1.10	1.04	0.99	0.94	0.88	0.83	0.78	0.73
1.22	1.16	1.10	1.04	0.99	0.94	0.88	0.83	0.78
1.27	1.22	1.16	1.10	1.04	0.99	0.94	0.88	0.83
1.33	1.27	1.22	1.16	1.10	1.04	0.99	0.94	0.88

4-2　裏込土が普通（砂質土）

3）ブロック法勾配５分

直高 H（m）	法長			控長 a (m)	裏込コンクリート b（m）	裏込材厚		
	前面法勾配 N1					上部 c（m）	下部 基礎材	
							有 d（m）	無 d（m）
	3分	4分	5分					
1.00			1.118	0.35	0.10	0.30		
1.10			1.229	0.35	0.10	0.30		
1.20			1.341	0.35	0.10	0.30		
1.30			1.453	0.35	0.10	0.30		
1.40			1.565	0.35	0.10	0.30		
1.50			1.677	0.35	0.10	0.30		
1.60			1.788	0.35	0.10	0.30		
1.70			1.900	0.35	0.10	0.30		
1.80			2.012	0.35	0.10	0.30		
1.90			2.124	0.35	0.10	0.30		
2.00			2.236	0.35	0.10	0.30		
2.10			2.347	0.35	0.10	0.30		
2.20			2.459	0.35	0.10	0.30		
2.30			2.571	0.35	0.10	0.30		
2.40			2.683	0.35	0.10	0.30		
2.50			2.795	0.35	0.10	0.30		
2.60			2.906	0.35	0.10	0.30		
2.70			3.018	0.35	0.10	0.30		
2.80			3.130	0.35	0.10	0.30		
2.90			3.242	0.35	0.10	0.30		
3.00			3.354	0.35	0.10	0.30		
3.10			3.465	0.35	0.15	0.30		
3.20			3.577	0.35	0.15	0.30		
3.30			3.689	0.35	0.15	0.30		
3.40			3.801	0.35	0.15	0.30		
3.50			3.913	0.35	0.15	0.30		
3.60			4.024	0.35	0.15	0.30		
3.70			4.136	0.35	0.15	0.30		
3.80			4.248	0.35	0.15	0.30		
3.90			4.360	0.35	0.15	0.30		
4.00			4.472	0.35	0.15	0.30		
4.10			4.583	0.35	0.15	0.30		
4.20			4.695	0.35	0.15	0.30		
4.30			4.807	0.35	0.15	0.30		
4.40			4.919	0.35	0.15	0.30		
4.50			5.031	0.35	0.15	0.30		
4.60			5.142	0.35	0.15	0.30		
4.70			5.254	0.35	0.15	0.30		
4.80			5.366	0.35	0.15	0.30		
4.90			5.478	0.35	0.15	0.30		
5.00			5.590	0.35	0.15	0.30		

（基礎コンクリートを二次製品とした場合）

裏　込　材　量　1m 当 V（m^3）								
埋め戻し面から基礎コンクリート上面までの高さ　h（m）								
0	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8
0.32	0.28	0.25	0.21	0.17	0.13	0.10	0.07	0.03
0.37	0.32	0.28	0.25	0.21	0.17	0.13	0.10	0.07
0.41	0.37	0.32	0.28	0.25	0.21	0.17	0.13	0.10
0.45	0.41	0.37	0.32	0.28	0.25	0.21	0.17	0.13
0.49	0.45	0.41	0.37	0.32	0.28	0.25	0.21	0.17
0.54	0.49	0.45	0.41	0.37	0.32	0.28	0.25	0.21
0.59	0.54	0.49	0.45	0.41	0.37	0.32	0.28	0.25
0.63	0.59	0.54	0.49	0.45	0.41	0.37	0.32	0.28
0.68	0.63	0.59	0.54	0.49	0.45	0.41	0.37	0.32
0.73	0.68	0.63	0.59	0.54	0.49	0.45	0.41	0.37
0.78	0.73	0.68	0.63	0.59	0.54	0.49	0.45	0.41
0.83	0.78	0.73	0.68	0.63	0.59	0.54	0.49	0.45
0.88	0.83	0.78	0.73	0.68	0.63	0.59	0.54	0.49
0.94	0.88	0.83	0.78	0.73	0.68	0.63	0.59	0.54
0.99	0.94	0.88	0.83	0.78	0.73	0.68	0.63	0.59
1.04	0.99	0.94	0.88	0.83	0.78	0.73	0.68	0.63
1.10	1.04	0.99	0.94	0.88	0.83	0.78	0.73	0.68
1.16	1.10	1.04	0.99	0.94	0.88	0.83	0.78	0.73
1.22	1.16	1.10	1.04	0.99	0.94	0.88	0.83	0.78
1.27	1.22	1.16	1.10	1.04	0.99	0.94	0.88	0.83
1.33	1.27	1.22	1.16	1.10	1.04	0.99	0.94	0.88
1.40	1.33	1.27	1.22	1.16	1.10	1.04	0.99	0.94
1.46	1.40	1.33	1.27	1.22	1.16	1.10	1.04	0.99
1.52	1.46	1.40	1.33	1.27	1.22	1.16	1.10	1.04
1.58	1.52	1.46	1.40	1.33	1.27	1.22	1.16	1.10
1.65	1.58	1.52	1.46	1.40	1.33	1.27	1.22	1.16
1.72	1.65	1.58	1.52	1.46	1.40	1.33	1.27	1.22
1.78	1.72	1.65	1.58	1.52	1.46	1.40	1.33	1.27
1.85	1.78	1.72	1.65	1.58	1.52	1.46	1.40	1.33
1.92	1.85	1.78	1.72	1.65	1.58	1.52	1.46	1.40
1.99	1.92	1.85	1.78	1.72	1.65	1.58	1.52	1.46
2.06	1.99	1.92	1.85	1.78	1.72	1.65	1.58	1.52
2.13	2.06	1.99	1.92	1.85	1.78	1.72	1.65	1.58
2.21	2.13	2.06	1.99	1.92	1.85	1.78	1.72	1.65
2.28	2.21	2.13	2.06	1.99	1.92	1.85	1.78	1.72
2.35	2.28	2.21	2.13	2.06	1.99	1.92	1.85	1.78
2.43	2.35	2.28	2.21	2.13	2.06	1.99	1.92	1.85
2.51	2.43	2.35	2.28	2.21	2.13	2.06	1.99	1.92
2.59	2.51	2.43	2.35	2.28	2.21	2.13	2.06	1.99
2.66	2.59	2.51	2.43	2.35	2.28	2.21	2.13	2.06
2.74	2.66	2.59	2.51	2.43	2.35	2.28	2.21	2.13

5. ブロック背面が切土の場合（裏込材は等厚）

5-1　法長・裏込コンクリート厚・裏込材厚　　5-2　裏コン・裏込材厚

直高 H（m）	法長 前面法勾配 N1			控長 a (m)	裏込土が良好（礫質土）		裏込土が普通（砂質土）	
					裏込	裏込材厚	裏込	裏込材厚
					コン厚ｂ	上部・下部	コン厚ｂ	上部・下部
	3分	4分	5分		（m）	ｃ　ｗ（m）	（m）	ｃ　ｗ（m）
1.00	1.044	1.077		0.35	0.10	0.20	0.10	0.30
1.10	1.148	1.185		0.35	0.10	0.20	0.10	0.30
1.20	1.253	1.292		0.35	0.10	0.20	0.10	0.30
1.30	1.357	1.400		0.35	0.10	0.20	0.10	0.30
1.40	1.462	1.508		0.35	0.10	0.20	0.10	0.30
1.50	1.566	1.616		0.35	0.10	0.20	0.10	0.30
1.60	1.044	1.723		0.35	0.10	0.20	0.10	0.30
1.70	1.775	1.831		0.35	0.10	0.20	0.10	0.30
1.80	1.879	1.939		0.35	0.10	0.20	0.10	0.30
1.90	1.984	2.046		0.35	0.10	0.20	0.10	0.30
2.00	2.088	2.154		0.35	0.10	0.20	0.10	0.30
2.10	1.044	2.262		0.35	0.10	0.20	0.10	0.30
2.20	2.297	2.369		0.35	0.10	0.20	0.10	0.30
2.30	2.401	2.477		0.35	0.10	0.20	0.10	0.30
2.40	2.506	2.585		0.35	0.10	0.20	0.10	0.30
2.50	2.610	2.693		0.35	0.10	0.20	0.10	0.30
2.60	1.044	2.800		0.35	0.10	0.20	0.10	0.30
2.70	2.819	2.908		0.35	0.10	0.20	0.10	0.30
2.80	2.923	3.016		0.35	0.10	0.20	0.10	0.30
2.90	3.028	3.123		0.35	0.10	0.20	0.10	0.30
3.00	3.132	3.231		0.35	0.10	0.20	0.10	0.30
3.10		3.339		0.35	0.15	0.20	0.15	0.30
3.20		3.446		0.35	0.15	0.20	0.15	0.30
3.30		3.554		0.35	0.15	0.20	0.15	0.30
3.40		3.662		0.35	0.15	0.20	0.15	0.30
3.50		3.770		0.35	0.15	0.20	0.15	0.30
3.60		3.877		0.35	0.15	0.20	0.15	0.30
3.70		3.985		0.35	0.15	0.20	0.15	0.30
3.80		4.093		0.35	0.15	0.20	0.15	0.30
3.90		4.200		0.35	0.15	0.20	0.15	0.30
4.00		4.308		0.35	0.15	0.20	0.15	0.30
4.10		4.416		0.35	0.15	0.20	0.15	0.30
4.20		4.523		0.35	0.15	0.20	0.15	0.30
4.30		4.631		0.35	0.15	0.20	0.15	0.30
4.40		4.739		0.35	0.15	0.20	0.15	0.30
4.50		4.847		0.35	0.15	0.20	0.15	0.30
4.60		4.954		0.35	0.15	0.20	0.15	0.30
4.70		5.062		0.35	0.15	0.20	0.15	0.30
4.80		5.170		0.35	0.15	0.20	0.15	0.30
4.90		5.277		0.35	0.15	0.20	0.15	0.30
5.00		5.385		0.35	0.15	0.20	0.15	0.30

6. 天端コンクリート

1）ブロック天端が道路の路面と同一の場合

ア　ガードレール（ガードパイプ）を設置する場合は、原則として防護柵設置要綱による。

イ　補強鉄筋は、別途計上する。

ウ　裏込材量は、前記表の裏込材量から高さ50（30）cm－10cmの裏込材量を差し引く。

エ　ガードレール（ガードパイプ）を設置しない場合も、天端コンクリートは同一とする。

図

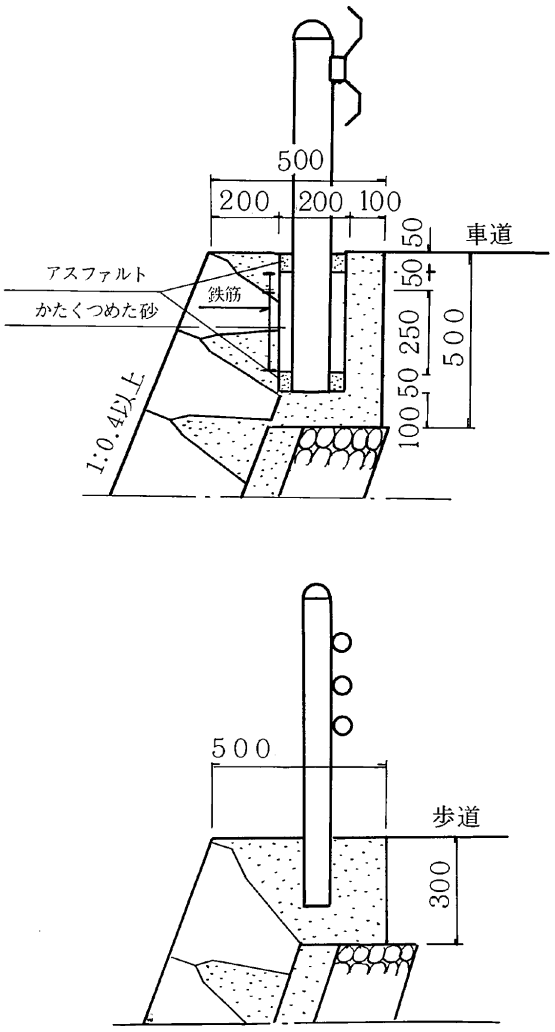

材料表

（1m当り）

ブロック前面勾配 ＼ 裏込コンクリート厚(cm)		1：0.4			1：0.5		
		天端コンクリート (m^3)	型枠 (m^2)	天端幅 下幅 高さ(cm)	天端コンクリート (m^3)	型枠 (m^2)	天端幅 下幅 高さ(cm)
車道（ガードレール）	0	0.11	0.50	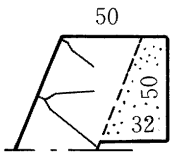	0.11	0.50	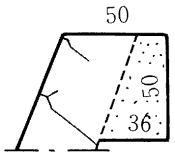
	10	0.05	0.50	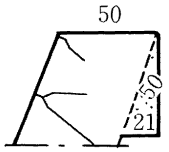	0.06	0.50	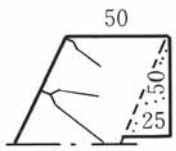
	15				0.03	0.38	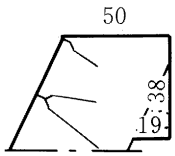
歩道（ガードパイプ）	0	0.05	0.30	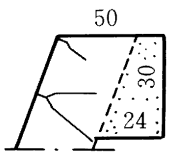	0.05	0.30	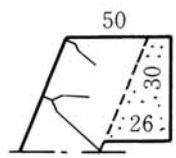
	10	0.02	0.30	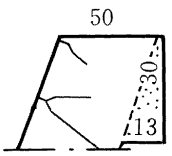	0.02	0.30	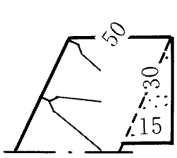
	15				0.004	0.18	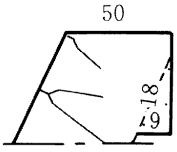

注）勾配 1:0.3 は、車道（ガードレール無）で裏コン 0cm（10）の時のコンクリート 0.1m^3 (0.05)、型枠 0.5m^2、歩道で裏コン 0cm（10）の時コンクリート 0.05m^3 (0.02)、型枠 0.3m^2 である。

2） 1）以外の場合

図

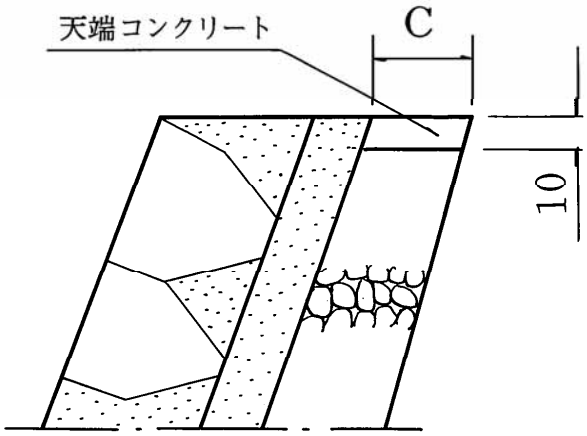

材量表　　（1ｍ当り）

裏込土	盛　土　部		切　土　部	
	天　端 コンクリート (m^3)	型　枠 (m^2)	天　端 コンクリート (m^3)	型　枠 (m^2)
良好	0.02	—	0.03	—
普通	0.03	—	0.03	

天端コンクリート

一般部（河川等）

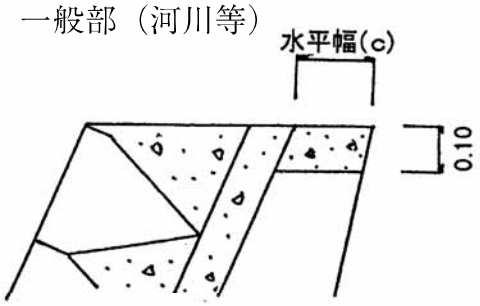

水平幅（C）	裏込砕石量から差し引く量（V1）		
0.20m	—	m^3	
0.30m	—	m^3	

道路用（1）歩道部

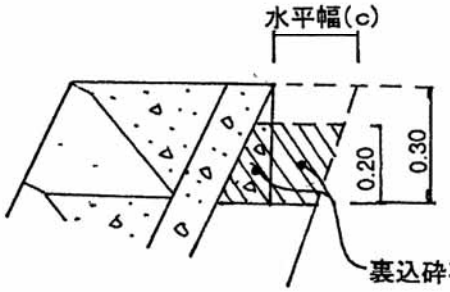

水平幅（C）	裏込砕石量から差し引く量（V1）		
0.20m	0.04	m^3	
0.30m	0.06	m^3	

道路用（2）車道部

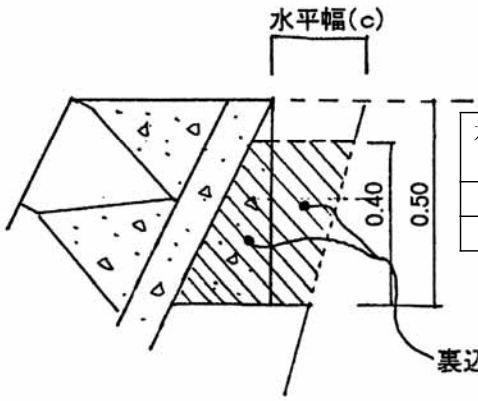

水平幅（C）	裏込砕石量から差し引く量（V1）		
0.20m	0.07	m^3	
0.30m	0.11	m^3	

7. 基礎コンクリート

1）寸法表および材量表

控長 a (mm)	裏　込 コンクリート厚 b (mm)	寸　法　表　(mm)				材　量　表	
		B1	B2	H1	H2	コンクリート (m^3)	型　枠 (m^2)
350	0	430	100	250	100	0.08	0.35
	100	520	100	300	100	0.11	0.40
	150	550	100	350	100	0.13	0.45

2）詳細図

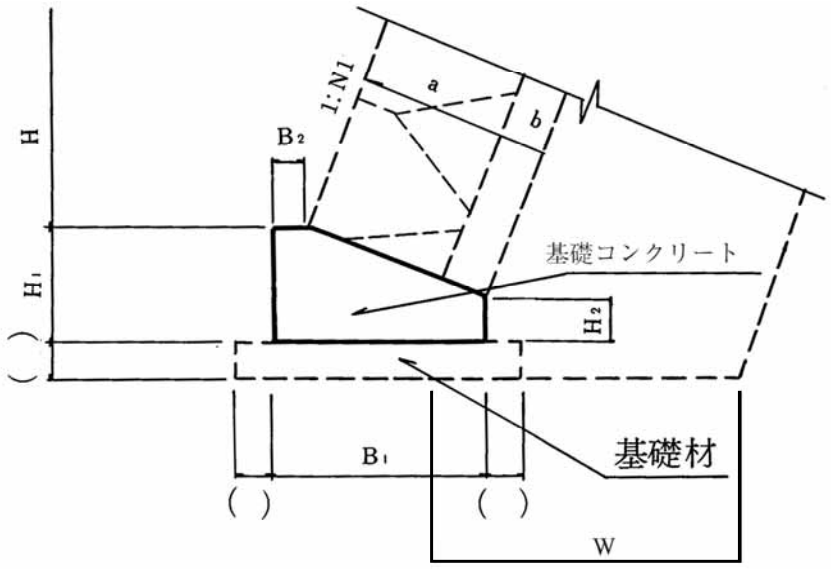

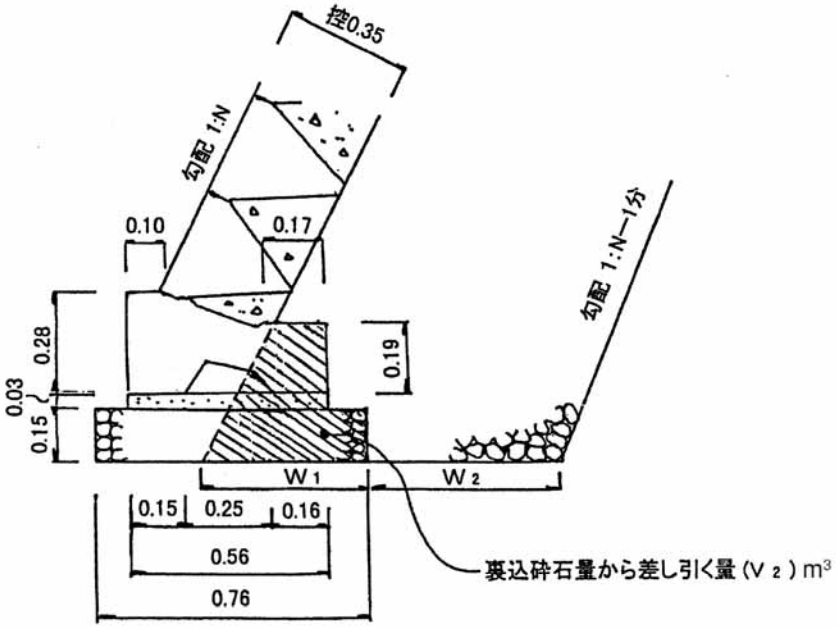

基礎コン（二次製品）の裏込砕石差し引き計算量 v2				
控 35	3 分	4 分	5 分	単位
w 1	0.34	0.38	0.43	m
v 2	0.08	0.09	0.10	m^3

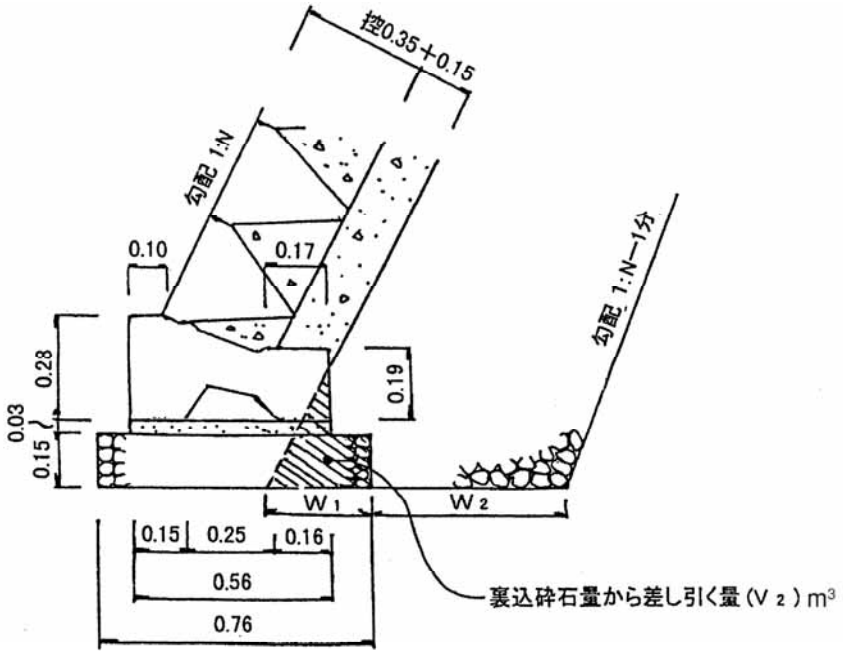

基礎コン（二次製品）の裏込砕石差し引き計算量 v2				
控 35 + 15	3 分	4 分	5 分	単位
w 1	0.19	0.24	0.30	m
v 2	0.03	0.04	0.05	m^3

6 鉄　筋　工

6－1　ガス圧接

鉄筋のガス圧接は、ガス圧接工事標準仕様書（社団法人日本圧接協会）による。

6－2　鉄筋かぶり

受注者は、鉄筋のかぶりを保つようコンクリート製あるいはモルタル製のスペーサーを配置するものとし、これ以外のスペーサーを使用する場合は、使用前に監督職員の承諾を得なければならない。

また、結束線の施工にあたっては、かぶり部分に入らないように内側に曲げるとともに緩みのないように結束するものとする。

【参　考】最小かぶりの算出

鉄筋の組立（出来形管理基準表１－５－７－４）

測定項目	規　格　値	測定基準
平均間隔 d	± ϕ	d=D/n-1　D：本間の長さ n：10 本程度、ϕ：鉄筋径
かぶり t	± ϕかつ最小かぶり	

最小かぶり（*Cmin*）

$Cmin = \alpha \times C0$

α：コンクリートの設計基準強度 *f'ck* に応じた値

設計基準強度 *f'ck*	α
f'ck ≦ 18 N/mm^2 の場合	1.2
18 N/mm^2 ＜ *f'ck* ＜ 34 N/mm^2 の場合	1.0
34 N/mm^2 ≦ *f'ck* の場合	0.8

C0：基本のかぶりで、部材の種類および環境条件に応じた値（mm）

環境条件＼部　材	スラブ	はり	柱
一般の環境	25	30	35
腐食性環境	40	50	60
特に厳しい腐食性環境	50	60	70

鋼材の腐食に対する環境条件の区分

一般の環境	塩化物イオンが飛来しない通常の屋外の場合、土中の場合等
腐食性環境	1. 一般の環境に比較し、乾湿の繰返しが多い場合および特に有害な物質を含む地下水位以下の土中の場合等鋼材の腐食に有害な影響を与える場合等 2. 海洋コンクリート構造物で海水中や特に厳しくない海洋環境にある場合等
特に厳しい腐食性環境	1. 鋼材の腐食に著しく有害な影響を与える場合等 2. 海洋コンクリート構造物で干満帯や飛沫帯にある場合及び厳しい潮風を受ける場合等

※資料：土木学会発行
「コンクリート標準示方書［構造性能照査編］」

鉄筋のかぶりと間隔

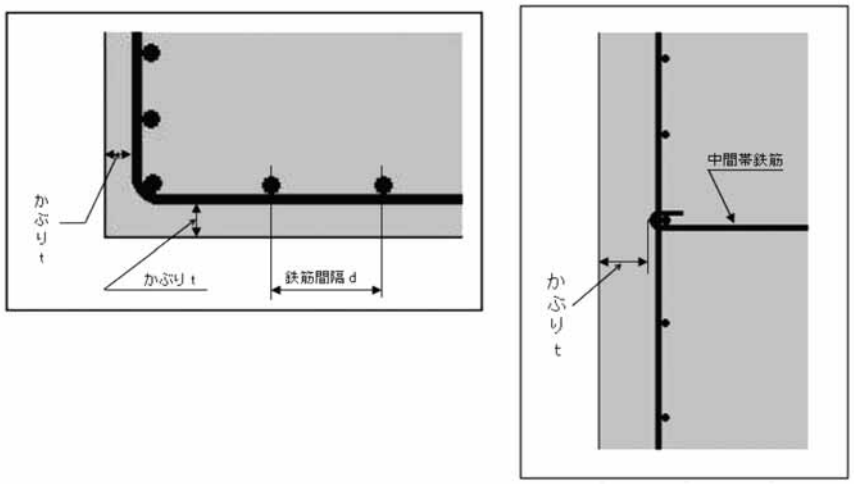

7　提出書類の様式等

「重大なもの」

第　　号
平成　　年　　月　　日

様

局（所）長　　印

工事変更の指示について（通知）

工事番号		工事名		工事場所	

上記工事について、下記のとおり変更しますので通知します。

記

指示内容	理由	備考

「軽微なもの」

指　示　書

整理番号　　平成　　年　　月　　日 工事番号　　工事名 工事場所 受注者　　監督員　　印	
指　示　事　項	
受　領　者	現場代理人　　印

段階確認・立会願

段階確認 下記の　　を願いたい 立　　会			
年月日	平成　　年　　月　　日	現場代理人	
工事番号		請負業者名	
工事名			
検査又は立会項目			
工種	種別	細別	位置、数量、項目等
記事欄			

実施年月日	主管課長	係長	監督員	
平成　　年　　月　　日				

不要な文字は＝＝＝で消すこと。

報告・協議書

下記について別紙、別図のとおり報告・協議します。

工事番号　　工事名 工事場所 整理番号　平成　年　月　日 会社名 現場代理人　印						
報告・協議の内容						
処理又は回答						
	受領者	現場代理人　印				
確認欄	平成　年　月　日					
	監督員　印					
	主管課長	係長	監督員			

不要な文字は═══で消すこと。

報告・協議書

下記について別紙、別図のとおり報告・協議します。

<table>
<tr><td colspan="6">工事番号　　工事名
工事場所
整理番号　　平成　年　月　日
会社名
現場代理人　　印</td></tr>
<tr><td colspan="6">報告・協議の内容</td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="6">審査及び検討事項</td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">現場技術業務委託者
平成　年　月　日</td><td>管理技術者</td><td>現場技術者</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="6">処理又は回答</td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td>受領者</td><td colspan="2">現場代理人　　印</td></tr>
<tr><td rowspan="2">平成　年　月　日</td><td>主管課長</td><td>係　長</td><td>監督員</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

不要な文字は═══で消すこと。

8　土木工事における書類チェックリスト

No.1

作業過程	書類の名称	書類の作成者	必要の有無	適用	チェック欄 有	チェック欄 無
積算	合併承認申請書 H16.3.30 ～	発注者		繰越予算に係る溝工工事の発注及び支払い事務の取扱いについて（H16.3.30　監第 2965 号、土技第 2472 号） 未契約繰越予算と現年予算を合併する場合は事前に本庁事業主管課の承認が必要		
	照査項目一覧表（当初積算発注段階） H16.3.25 ～	発注者	必須	公共（土木）工事設計書照査要領（H16.3.25） 予算の合併についての項目追加 発注者支援システムで作成し設計書に添付		
	工事設計書の添付順 施行伺い 特記仕様書 本工事費内訳表、科目内訳表 工事数量総括表（土積計算書、数量計算） 図面	発注者	必須	工事工種体系導入にともなう工事数量総括表の取り扱いについて（H10.11.5）		
	閲覧設計書 工事数量総括表（土積計算書、数量計算） 見積り参考資料（工事内訳表、単価表） 図面	発注者	必須	工事工種体系導入にともなう閲覧設計書の取り扱いについて（H10.9.30　土検第 706 号）		
	施行伺い 運用、H18.1.10 ～	発注者		次期工事進行管理システム運用開始及び操作研修会の開催について（H17.11.7　土技第 660 号）		
	建設リサイクル法の対象工事の有無を工事進行管理システムに入力する。 （H14.5.30 ～） 契約後、別途決裁をとる。H15.1.6 ～	発注者	必須	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に係る対象建設工事の契約手続き 第 2 条 請負代金額 5 百万円以上		
	工期の設定 H8.12.1 決裁～	発注者		公共工事における標準工期の設定について（H8.11.13　土検第 85 号）		

＊注意　必要の有無欄は、○×を記入。チェック欄は有の場合、月／日を記入

作業過程	書類の名称	書類の作成者	必要の有無	適用	チェック欄 有	チェック欄 無
積算	年度末に係る工期の設定 H12.6.5 起案～			年度末に係る工期の設定について（H12.5.12　監第 268 号） 必要な検査期間を確保できる完成予定日を設定すること （H12 年度の場合は、H13.3.26）		
	コスト縮減調書 内訳書	発注者	必須	土木部公共工事コスト縮減対策実施要領 発注者支援システムで作成し設計書に添付 内訳書はエクセルで作成		
	建設副産物対策計画書 改訂、H15.4.1 ～	発注者		公共工事における建設副産物の再生利用実施要領 7（H15.4.1） 発注者支援システムで作成し設計書に添付		
	再資源化施設の検索及び現場から再資源化施設までの道のり及び距離の算出 改訂、H18.8.1 ～			建設副産物情報交換システムの運用及び運営要領の改訂について （H18.7.21　土技第 380 号） 建設副産物情報交換システム運用要領 2（1）		
	建設発生土情報交換システムの「予定情報登録」を終えておく H14.5.1 ～	発注者		建設発生土情報交換システムの入力について（H.15.5.7　土技第 216 号） 対象土量 100m^3 以上		
	土木部所管工事への工事工種体系の導入について 全面移行、H11.4.1 ～	発注者		土木部所管工事への工事工種体系の導入について （H.10.6.2　土検第 257-1 号）		
	単価の決定 適用、H18.10.1 ～	発注者		土木工事実施設計の積算に使用する単価の決定方法の改定について（H.18.6.13　土技第 245 号） 施工単価→市場単価→土木部単価表→建設物価と積算資料の平均値（公表価格は割引後）→特別調査による単価→見積りによる単価 平均値の場合は有効 3 桁（4 桁以降切り捨て）		
	単価・施工歩掛の見積りの徴収 適用、H18.4.1 ～	発注者		単価・施行歩掛の見積り徴収方法の改訂について （H.18.3.16　土技第 902 号） 一般競争入札等における見積徴収方法の追加 見積決定方法の一部変更		

＊注意　必要の有無欄は、○×を記入。チェック欄は有の場合、月／日を記入

作業過程	書類の名称	書類の作成者	必要の有無	適用	チェック欄 有	チェック欄 無
積算	数量算出	発注者		土木工事数量算出要領について（H.14.9.18　土技第 761 号）		
	図面の着色 H15.7.1 ～	発注者	必須	図面の着色要領について		
	産業廃棄物税相当額 H17.4.1 ～	発注者		熊本県産業廃棄物税条例施行にあたっての設計積算の取扱いについて（H.17.2.28　土技第 1001 号）		
特記仕様書（工事発注者支援システムで出力）	土木工事発注支援システムの使用 H16.5.10 ～	発注者	必須			
	施工条件の明示 H14.10.1 ～	発注者	必須	土木、建築工事施工条件の明示について （H14.9.18 土技第 762 号）		
	イメージアップ費用の計上	発注者		建設省所管事業に係るイメージアップの運用について （H5.11.1　6 土検第 781 号）		
	建設発生土 （捨土箇所の提出、処分状況の記録） H14.10.1 ～	発注者		公共工事における建設発生物の再生利用実施要領 6 記載例　特記仕様書第 2 条		
	建設副産物（建設発生土を除く） （建設廃棄物処理実施計画書） H14.10.1 ～	発注者		公共工事における建設発生物の再生利用実施要領 6 記載例　特記仕様書第 3 条		

＊注意　必要の有無欄は、○×を記入。チェック欄は有の場合、月／日を記入

作業過程	書類の名称	書類の作成者	必要の有無	適用	チェック欄 有	チェック欄 無
特記仕様書（工事発注者支援システムで出力）	再生資材の使用 （再生資材の使用願い） （再生資材使用証明書）	発注者		公共工事における建設発生物の再生利用実施要領 6 記載例　特記仕様書第 4 条		
	廃棄物処理量 （当初設計時、概略数量で計上する場合）	発注者		設計に計上する廃棄物処分量の取り扱いについて （H11.9.14 土検第 649 号）		
	建設副産物情報交換システムへの入力 （建設副産物情報交換システム工事登録証明） （再生資源利用（促進）計画書［実施書］） 改定、H18.8.1 ～	発注者		建設副産物情報交換システムの運用及び運営要領の改訂について （H18.7.21　土技第 380 号） 建設副産物情報交換システム運営要領 2（7）		
	木製工事標示板の使用 （設計額 2 千万円以上の県単独事業）	発注者		木製工事標示板の使用について (H11.12.13　土検第 957 号)		
	工事現場における建設機械等のアイドリングストップの点検記録表	発注者		公共事業における環境配慮への取組みについて (H13.11.8 土技第 898 号の 2)		
	余裕期間	発注者		余裕期間を見込んだ早期契約制の採用について （H3.6.7 土検第 128 号 , 土木工事積算資料Ⅱ-1-6-31）		
	指定仮設の指定	発注者		土木工事積算資料Ⅱ-2-2-18		

＊注意　必要の有無欄は、○×を記入。チェック欄は有の場合、月／日を記入

作業過程	書類の名称	書類の作成者	必要の有無	適用	チェック欄 有	チェック欄 無
特記仕様書（工事発注者支援システムで出力）	過積載防止 H15.12.1 ～	発注者		土木部発注工事におけるダンプトラック等の過積載防止対策要領 第 3 条 (2)（H15.11.27 土技第 2144 号） 別紙 2 を閲覧設計書に添付		
	枠組足場への手すり先行工法に関するガイドラインの適用 H17.4.1 ～	発注者		建設工事事故防止の重点対策の実施について （H17.3.31 土技第 1111 号） 枠組足場に手すり先行工法、2 段手すり、幅木を義務付ける。 土木工事積算資料Ⅱ-1-3-23 土木工事共通仕様書第 1 編 3-10-22 、P134		
	安全訓練 用途外使用に関する研修の実施 建設機械使用時の誘導者の配置、立入禁止措置、合図者の配置に関する研修の実施 H17.4.1 ～	発注者		建設工事事故防止の重点対策の実施について （H17.3.31 土技第 1111 号） 土木工事積算資料Ⅱ-1-3-23		
	契約後 VE 特記仕様書、VE 様式 1 号～ 3 号 H16.8.10 ～	発注者		契約後 VE 方式実施要領（案）（P41 ～ 46） （設計金額 4 千万円以上の工事は原則として全て対象）		
	アスファルト混合物の品質証明 H17.10.1 ～	受注者		アスファルト混合物の事前審査要領の制定について （H17.9.7 農建 504 号、林政 725 号、土技第 510 号） 審査されたアスファルト混合物については、事前審査認定証の写しを工事前に提出することで品質証明に代えることができる。		
	粉塵対策	発注者		ずい道等建設工事における粉塵対策に関するガイドライン（労働省） ずい道工事における換気技術指針		

＊注意　必要の有無欄は、○×を記入。チェック欄は有の場合、月／日を記入

作業過程	書類の名称	書類の作成者	必要の有無	適用	チェック欄 有	チェック欄 無
契約直後	通知書 建設リサイクル法第 11 条関係様式 決裁追加、H15.1.6 ～	発注者		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に係る対象 建設工事の契約手続き第 9 条（土木施工管理基準 P5-32） 別記様式第 3 総務課からもらって担当課長決裁後、企画調査課へ		
	支払い承認伺い H16.3.30 ～	発注者		繰越予算に係る公共工事の発注及び支払い事務の取扱いについて（H.16.3.30　監第 2965 号、土技第 2472 号） 出先支払いは出先事業担当課長、本庁支払いは本庁事業担当課長の承認必要		
	建設発生土情報交換システムの「発注処理」を行う 登録工事番号を請負者に通知 H14.5.1 ～	発注者		建設発生土情報交換システムの入力について(H.15.5.7　土技第 216 号) 対象土量 100m^3 以上		
契約前	入札時、契約時に必要な書類	受注者	必須	土木工事関係書類等参考資料　P155 ～ 168		
	説明書、契約書別紙 建設リサイクル法第 12 条関係様式 H14.5.30 ～	受注者		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に係る対象建設工事の契約手続き第 6 条 ,7 条 土木工事関係書類等参考資料　P52 ～ 58 主管課長決裁後、総務課へ		
着手前Ⅰ	着　工　届	受注者	必須	土木工事関係書類等参考資料　P169		
	実施計画工程表	受注者	必須	工事請負請負契約約款第 3 条、契約後 14 日以内		

＊注意　必要の有無欄は、○×を記入。チェック欄は有の場合、月／日を記入

作業過程	書類の名称	書類の作成者	必要の有無	適用	チェック欄 有	チェック欄 無
着手前 I	現場代理人・主任（監理）技術者通知書 受注者に所属する者であることが確認できる書類 （健康保険被保険者証の写し等） 取扱いの統一、H15.2.27 ～	受注者	必須	工事請負契約約款第 10 条 土木工事関係書類等参考資料　P170 熊本県不良不適格業者排除対策実施要領第 2 条（3）① 主任（監理）技術者及び現場代理人の取扱いについて 2.（3）、3.（3）及び 4.（3）により受付印を押印		
	基準日以前に直接かつ連続して 3 ヶ月以上の雇用関係を有することの確認 H.17.8.31 ～	受注者		建設工事に係る配置技術者の雇用関係の確認について （H.17.8.31　監第 677 号） 予定価格が 2500 万円以上の工事		
	請求書（工事前払金）	受注者		土木工事関係書類等参考資料　P171		
	受注時工事カルテ受領書の写し 改訂、H17.8.1 ～	受注者		土木工事共通仕様書 1-1-7（P5） 工事請負額 5 百万円以上は契約から 10 日以内に工事実績情報システムへ登録 熊本県不良不適格業者排除対策実施要領第 2 条（3）② 監督職員確認		
	建設副産物情報交換システムへの入力 改訂、H18.8.1 ～	受注者	必須	全て入力対象		
	施工条件チェックリスト 改訂、H14.10.1 ～	受注者	必須	土木、建築工事施工条件の明示についてのガイドライン第 6 条 土木工事関係書類等参考資料　P172 ～ 173 資料－ 2　　主任監督員へ提出		
	契約後 VE 提案書（VE 様式 1 号～ 3 号、その他詳細資料及び図面） H16.8.10 ～	受注者		（VE 提案に係る部分の施行に着手する 35 日前まで）		
	契約後 VE 提案採否通知書 H16.8.10 ～	発注者		契約後 VE 特記仕様書 （VE 提案の受理後、原則として 14 日以内）		

＊注意　必要の有無欄は、○×を記入。チェック欄は有の場合、月／日を記入

作業過程	書類の名称	書類の作成者	必要の有無	適用	チェック欄 有	チェック欄 無
施工計画書	(1) 工事概要	受注者	必須	土木工事共通仕様書 1-1-6（P4）		
	(2) 計画工程表	受注者	必須	土木工事共通仕様書 1-1-6（P4）		
	(3) 現場組織表（作業主任者の選任等）	受注者	必須	土木工事共通仕様書 1-1-6（P4）		
	(4) 指定機械 排出ガス対策型建設機械の使用を記載 H14.10.1 ～	受注者	必須	建設工事における排出ガス対策型建設機械の使用の取り扱いについて（H14.9.18 土技第 759 号） 土木工事共通仕様書 1-1-34（P19） 土木工事関係書類等参考資料　P100 ～ 104		
	(5) 主要船舶・機械	受注者	必須	土木工事共通仕様書 1-1-6（P4）		
	(6) 主要資材	受注者		土木工事共通仕様書 1-1-6（P4）		
	(7) 施工方法（作業手順等）	受注者	必須	土木工事共通仕様書 1-1-6（P4）		
	(8) 施工管理計画	受注者	必須	土木工事共通仕様書 1-1-27（P15） 土木工事施工管理基準 P1		

＊注意　必要の有無欄は、○×を記入。チェック欄は有の場合、月／日を記入

作業過程	書類の名称	書類の作成者	必要の有無	適用	チェック欄 有	チェック欄 無
施工計画書	(9) 安全管理	受注者	必須	土木工事共通仕様書 1-1-30（P16）		
	(10) 緊急時の体制及び対応	受注者	必須	土木工事共通仕様書 1-1-6（P4） 閉庁時も発注者・請負者がお互いに連絡が取れる体制		
	(11) 交通管理	受注者	必須	土木工事共通仕様書 1-1-36（P20）		
	(12) 環境対策	受注者	必須	土木工事共通仕様書 1-1-34（P19）		
	(13) 現場作業環境の整備	受注者	必須	土木工事共通仕様書 1-1-30-7（P17）		
	(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 ・建設副産物情報交換システム工事登録証明書 ・再生資源利用計画書（工事 ID 記載） ・再生資源利用促進計画書（ 〃 ） 改訂、H18.8.1 ～	受注者	必須	土木工事共通仕様書 1-1-21-4,5（P9,10） 全ての工事が対象 建設リサイクル統合データシステム（CREDAS）で入力し提出 土木工事関係書類等参考資料　P85 ～ 87		
	(15) その他（安全、訓練等の活動計画等）	受注者	必須	土木工事共通仕様書 1-1-31-8,9（P17） 土木工事関係書類等参考資料　P25 の「施工計画の作成」		

＊注意　必要の有無欄は、○×を記入。チェック欄は有の場合、月／日を記入

作業過程	書類の名称	書類の作成者	必要の有無	適用	チェック欄 有	チェック欄 無
工事着手前	工事中標識設置届 標示施設等の設置状況写真 標識・標示・保安施設・誘導員設置位置図 標識設置状況写真	受注者	必須	道路標識、区画線及び道路標示に関する命令 道路工事現場における表示施設等の設置基準 道路工事保安施設設置基準（案） 土木工事関係書類等参考資料　P108 ～ 140		
	測量結果	受注者	必須	土木工事共通仕様書 1-1-41（P25）		
	下請報告書 元請・下請関係内容表 下請契約書等の写し　2 部 改正、H15.4.1 ～	受注者		工事契約約款第 7 条 土木工事共通仕様書 1-1-13（P6） 下請契約報告事務取扱要領（30 万円以上） 土木工事関係書類等参考資料　P146 ～ 150 契約日 7 日以内、受付し部長決裁		
	施工体制台帳 下請人に関する事項 施工体系図	受注者		下請契約額の総額 3,000 万円以上 土木工事共通仕様書 1-1-13（P6） 土木工事関係書類等参考資料　P151 ～ 154		
	建設廃棄物処理実施計画書 建設廃棄物処理委託契約書（全て）の写し、運搬経路図 運搬車輌の写真・車検証の写し	受注者		建設廃材が発生する工事 運搬・処理契約後 2 週間以内に提出。主管課長決裁後、1 部返す。 契約書の写しで再生品として売却される計画となっているか確認する。 土木工事関係書類等参考資料　P88 ～ 96		
	再生資材使用願 県建設技術センター等の 6 ヶ月以内の試験成績表の写し 確認項目追加、H16.2.1 証明～	受注者		建設副産物の再生利用指針第 6 条、特記仕様書 再生資材を使用する工事、報告・協議書を使用 土質試験結果総括表の記載事項の確認について（H16,1,21　土技第 2270 号） 備考欄に再生骨材の購入元が記載されているか確認		

＊注意　必要の有無欄は、○×を記入。チェック欄は有の場合、月／日を記入

作業過程	書類の名称	書類の作成者	必要の有無	適用	チェック欄 有	チェック欄 無
工事着手前	アスファルト混合物の品質証明（事前審査） H17.10.1 ～	受注者		アスファルト混合物の事前審査要領の制定について （H17.9.7 農建 504 号、林政 725 号、土技第 510 号） 審査されたアスファルト混合物については、事前審査認定証の写しを工事前に提出することで品質証明に代えることができる。		
	アスファルト混合物の品質証明（一般） 改定、H18.6.22 ～	受注者		アスファルト混合物配合設計用総括表の様式変更承認について （H18,6,22　土技第 293 号） 事前審査用の様式に合わせた。		
施工中	書類の整理 H17.7.1 ～	発注者		熊本県土木部工事監督要領の制定について（H17,6,27 土技第 298 号） 熊本県土木部工事監督要領第 4 条 監督職員は、常に書類を整理し、工事の施工過程を明らかにしておくこと		
	工事等の監督 H17.7.1 ～	発注者		熊本県土木部工事監督要領の制定について（H17,6,27 土技第 298 号） 熊本県土木部工事監督要領第 5 条 現場の不一致、疑義・・・主任監督員→総括監督員への意見を付して報告 受注者への指示・・・事前に主任監督員→総括監督員への協議 変更設計を伴う指示・・・監督職員→上司へ事由を付して報告 異常があった場合・・・監督職員→上司へ書面により報告		

＊注意　必要の有無欄は、○×を記入。チェック欄は有の場合、月／日を記入

作業過程	書類の名称	書類の作成者	必要の有無	適用	チェック欄 有	チェック欄 無
施工中	問題（工事目的物の異常）を確認 H17.6.20 ～	発注者及び受注者		工事関係で生じた問題点の取扱いについて(H17,6,20 土技第278号) やりとりは全て書面に残す。 補修の要否や工法の判断は、発注者の組織で判断。		
	高度に技術的な問題が発生 H15.10.29 ～	発注者		土木部現場技術検討会要領の制定について（H15,10,29 土技第 2089 号） 土木部現場技術検討会を必要に応じて設置し、対応方針案を諮問		
	施工プロセスのチェックリストへの記入 H15.4.1 契約～	発注者		熊本県請負工事成績評定要領第 3 条 熊本県土木工事成績評定実施要領第 5 条 7 別紙-5　　請負金額 250 万円以上 検査要請書に添付		
	報告・協議書	受注者		土木工事関係書類等参考資料　P144 ～ 145		
	段階確認・立会願	受注者		土木工事共通仕様書 1-1-22（P10 ～ 13） 土木工事関係書類等参考資料　P143		
	工事変更の指示書 内容変更、H9.1.20 ～	発注者		工事変更の指示について（H9,1,17 土検第 838 号） 工事変更の指示についての取扱いについて（H12,9,12） 土木工事積算資料Ⅱ-1-6-25,26 土木工事関係書類等参考資料　P141		
	工事現場立入点検調査票	発注者	必須	工事現場立入点検実施要領 月 1 回　　別記様式 1		
	履行報告書 （実施工程計画表に記録）	受注者	必須	工事請負契約約款第 11 条 土木工事共通仕様書 1-1-28（P16） 土木工事施工管理基準 [1]（4）P3 毎月末日現在を実測し、記録しておく		

＊注意　必要の有無欄は、○×を記入。チェック欄は有の場合、月／日を記入

作業過程	書類の名称	書類の作成者	必要の有無	適用	チェック欄 有	チェック欄 無
施工中	建設発生土情報交換システムの「発注後情報」データの修正・更新 H.16.4.30 ～	発注者		建設発生土情報交換システムの入力について(H.15.5.7　土技第 216 号) 建設発生土の利用と処理指針の改定について(H.16.4.30　土技第 130 号) 対象土量 100m³ 以上 土木工事積算資料Ⅱ-1-2-140		
	建設副産物情報交換システム工事登録証明書 再生資源利用計画（工事 ID 記載） 再生資源利用促進計画（　〃　） 改訂、H18.8.1 ～	受注者		土木工事関係書類等参考資料　P82 ～ 87 登録情報の変更が生じたとき		
	事故の連絡 　第一報 　様式 2（1 ～ 3）一般 , 墜落 , 重機 , 交通 　様式 1	発注者 発注者 発注者 発注者		土木工事共通仕様書 1-1-33（P18） 建設工事にかかる事故報告について（H13.12.25 土技第 1054 号） 土木工事関係書類等参考資料　P26 ～ 30 事故報告書入力システム（インターネット）		
	現場代理人・主任（監理）技術者変更通知書 取扱いの統一、H15.2.27 ～	受注者		工事請負契約約款第 10 条 土木工事関係書類等参考資料　P174、別記様式 7 主任（監理）技術者及び現場代理人の取扱いについて 2.（3）、3.（3）及び 4.（3）により受付印を押印		
	変更時工事カルテ受領書の写し（技術者変更） H17.8.1 ～	受注者		土木工事共通仕様書 1-1-7（P5） 技術者変更通知から 10 日以内に登録、監督職員確認		
	監督員変更通知書	発注者		工事請負契約約款第 10 条		
変更	出来形数量 完成図	受注者	必須	土木工事共通仕様書 1-1-23（P14）		
	工期変更の事前協議	受注者		土木工事共通仕様書 1-1-18-1（P8）		

＊注意　必要の有無欄は、○×を記入。チェック欄は有の場合、月／日を記入

作業過程	書類の名称	書類の作成者	必要の有無	適用	チェック欄 有	チェック欄 無
変更	工期変更の協議書 変更日数の算出根拠 変更工程表 その他必要な資料	受注者		工事請負契約約款第 23 条 土木工事共通仕様書 1-1-18-2（P8）		
	工事中止	発注者		工事請負契約約款第 20 条 土木工事共通仕様書 1-1-16（P8）		
	変更設計書の作成（変更契約）	発注者		工事請負契約約款第 19 条		
	変更理由書	発注者		公共工事変更理由書作成の留意点について（H12.4.18 土検第 107 号） 土木工事積算資料Ⅱ-1-6-28		
	契約後 VE 変更理由書、VE 管理費算出表 H16.8.10 ～	発注者		VE 方式運用アニマル（案）（P42 ～ 44）		
	照査項目一覧表（変更契約段階） H16.3.25 ～	発注者		公共（土木）工事設計書照査要領（H16.3.25） 予算の合併についての項目追加 別記様式 2		
	変更した「契約書別紙」 建設リサイクル法第 12 条関係様式 H14.5.30 ～	受注者		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に係る対象建設工事の契約手続き第 8 条 土木工事関係書類等参考資料　P52 ～ 58、別記様式第 1,2, 別表 3 主管課長決裁後、総務課へ		
	変更計画工程表	受注者		工事請負契約約款第 3 条 （元計画は黒、変更計画は赤）		
	変更時工事カルテ受領書の写し H17.8.1 ～	受注者		土木工事共通仕様書 1-1-7（P5） 工期変更、2,500 万円を超える金額変更の契約から 10 日以内に工事実績情報システムへの登録、監督職員確認		

＊注意　必要の有無欄は、○×を記入。チェック欄は有の場合、月／日を記入

作業過程	書類の名称	書類の作成者	必要の有無	適用	チェック欄 有	チェック欄 無
変更	施工計画書の変更	受注者		土木工事共通仕様書 1-1-6-2（P4）		
中間前金払	認定請求書（中間前金払の請求） 工事履行報告書 工程表 H11.10.1 ～	受注者		工事請負契約約款第 34 条 4 項 土木工事共通仕様書 1-1-25-7（P15） 公共工事の代価の中間前金払の取扱いについて(H11.9.13 監第 1042 号) 別記様式 1,2,3 土木工事関係書類等参考資料　P175 ～ 178		
	認定調書 出来形算定内訳書	発注者		工事請負契約約款第 34 条 4 項 土木工事共通仕様書 1-1-26-7（P14） 公共工事の代価の中間前金払の取扱いについて(H11.9.13 監第 1042 号) 別記様式 4,5		
	支払い承認伺い H16.3.30 ～	発注者		繰越予算に係る公共工事の発注及び支払い事務の取扱いについて （H.16.3.30　監第 2965 号、土技第 2472 号） 出先支払いは出先事業担当課長、本庁支払いは本庁事業担当課長の承認必要		
	請求書（工事中間前払金）	受注者		工事請負契約約款第 34 条 3 項		
中間検査	中間検査願	受注者		工事請負契約約款第 37 条 土木工事共通仕様書 1-1-24（P14） 土木工事関係書類等参考資料　P179		
	中間部分完成写真（キャビネサイズ）等 その他はしゅん工書類を参照	受注者		土木工事共通仕様書 1-1-24-2（P14）		
	工事中間検査要請書、復命書	発注者		工事検査規程第 11 条、13 条 工事検査規程取扱要領第 5 条		

＊注意　必要の有無欄は、○×を記入。チェック欄は有の場合、月／日を記入

作業過程	書類の名称	書類の作成者	必要の有無	適用	チェック欄 有	チェック欄 無
中間検査	中間検査の対象を明確に表示した図面	発注者				
	工事成績評定表 工事成績採点表 細目別評定点採点表 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表 （検査員用のみ） H15.4.1 契約～	発注者		熊本県請負工事成績評定要領第 3 条 熊本県土木工事成績評定実施要領第 6 条 別記様式第 1 ～ 3、別紙-3 請負金額 250 万円超 検査員のみ評定 主任監督員及び総括監督員は評定しない		
出来形部分検査	出来形部分確認請求書 （工事出来形部分認定書・明細書）	受注者		工事請負契約約款第 37 条 2 項 土木工事共通仕様書 1-1-25-1（P15） 土木工事関係書類等参考資料　P180		
	工事の出来高に関する資料 出来高部分完成写真（キャビネサイズ）等 その他はしゅん工書類を参照	受注者		土木工事共通仕様書 1-1-26-2（P15）		
	工事出来形部分検査要請書 , 復命書 工事出来形部分認定調書、2 部	発注者		工事請負契約約款第 37 条 3 項 工事検査規程第 11 条、13 条 工事検査規程取扱要領第 6 条 請求から 14 日以内に検査		
	工事成績評定表 工事成績採点表 細目別評定点採点表 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表 （検査員用のみ） H15.4.1 契約～	発注者		熊本県請負工事成績評定要領第 3 条 熊本県土木工事成績評定実施要領第 6 条 別記様式第 1 ～ 3、別紙-3 請負金額 250 万円超 検査員のみ評定 主任監督員及び総括監督員は評定しない		

＊注意　必要の有無欄は、○×を記入。チェック欄は有の場合、月／日を記入

作業過程	書類の名称	書類の作成者	必要の有無	適用	チェック欄 有	チェック欄 無
出来形部分検査	支払い承認伺い H16.3.30 ～	発注者		繰越予算に係る公共工事の発注及び支払い事務の取扱いについて（H.16.3.30　監第 2965 号、土技第 2472 号） 出先支払いは出先事業担当課長、本庁支払いは本庁事業担当課長の承認必要		
	請求書（部分払）	受注者		工事請負契約約款第 37 条 5 項 土木工事関係書類等参考資料　P181 請求から 14 日以内に支払		
一部しゅん工検査	指定部分に係る工事完成通知書	受注者		工事請負契約約款第 38 条 ,31 条 土木工事共通仕様書 1-1-25-1（P15）		
	一部しゅん工及び工事中の写真、その他必要な資料 一部しゅん工写真（キャビネサイズ）等 その他はしゅん工書類を参照	受注者		工事検査規程第 11 条 2 項		
	工事一部しゅん工検査要請書 , 復命書 一部しゅん工認定調書、2 部	発注者		工事請負契約約款第 38 条、第 31 条 2 項 工事検査規程第 11 条、13 条 工事検査規程取扱要領第 4 条 請求から 14 日以内に検査		
	工事成績評定表 工事成績採点表 細目別評定点採点表 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表 （検査員用のみ） H15.4.1 契約～	発注者		熊本県請負工事成績評定要領第 3 条 熊本県土木工事成績評定実施要領第 6 条 別記様式第 1 ～ 3、別紙-3 請負金額 250 万円超 検査員のみ評定 主任監督員及び総括監督員は評定しない		

＊注意　必要の有無欄は、○×を記入。チェック欄は有の場合、月／日を記入

作業過程	書類の名称	書類の作成者	必要の有無	適用	チェック欄 有	チェック欄 無
一部しゅん工検査	指定部分に係る工事目的物引渡し申出書	受注者		工事請負契約約款第 38 条 ,31 条 土木工事共通仕様書 1-1-25-1（P15）		
	請求書（部分引渡しに係る）	受注者		工事請負契約約款第 38 条 2 項 請求から 14 日以内に支払		
しゅん工書類	(1) 工事完成通知書（しゅん工届） 取扱いの統一、H15.2.27 ～	受注者	必須	工事請負契約約款第 31 条 1 項 土木工事共通仕様書 1-1-24（P14） 土木工事関係書類等参考資料　P182 主任（監理）技術者及び現場代理人の取扱いについて 2.（3）、3.（3）及び 4.（3）により受付印を押印		
	(2) 着工前・しゅん工写真 （キャビネサイズ）	受注者	必須	土木工事施工管理基準 P9 起終点・測点・施工延長を朱書き旗揚げ		
	(3) 実施工程表	受注者	必須	竣工書類（計画は黒、実績は赤）		
	(4) 工事技術管理報告書	受注者	必須	土木工事施工管理基準 P4-2		
	(5) 技術管理表	受注者	必須	土木工事施工管理基準 P4-3（様式 1）		
	(6) 出来形管理総括表	受注者	必須	土木工事施工管理基準 P4-4		

＊注意　必要の有無欄は、○×を記入。チェック欄は有の場合、月／日を記入

作業過程	書類の名称	書類の作成者	必要の有無	適用	チェック欄 有	チェック欄 無
しゅん工書類	(7) 品質管理総括表	受注者	必須	土木工事施工管理基準 P4-5		
	(8) 工事写真 砂防工事岩盤状況、橋梁塗装状況、不可視部分で重要な部分の確認写真 その他必要箇所 2 億円以上は施工内容がわかる程度の写真（ダイジェスト） (9) 工事写真 (8) 以外の写真	受注者	必須	土木工事施工管理基準 P9 ～ 13 サービスサイズ デジタルカメラの場合、JPEG 形式 有効 100 万画素以上、プリンター 300dpi 以上 インク用紙 3 年程度劣化がないもの		
	(10) 出来形管理 工程能力図、出来高図、測定結果一覧表、写真等	受注者	必須	土木工事施工管理基準 P4-6 ～ 8 等		
	(11) 品質管理等 試験（測定）結果報告書、試験成績表、記録表、配合報告書、検査規格書、写真等	受注者	必須	土木工事施工管理基準 P4-9 ～ 24 等		
	(12) 高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況、説明資料 H15.4.1 契約～	受注者	必須	熊本県土木工事成績評定実施要領第 5 条 7 別紙様式　　請負金額 250 万円超 土木工事関係書類等参考資料　P183 ～ 185		
	(13) 安全・訓練等の実施状況報告書 実施毎の日報、状況写真、資料	受注者	必須	1 ヶ月に半日以上実施。 土木工事共通仕様書 1-1-30-10（P17） 土木工事関係書類等参考資料　P24		

＊注意　必要の有無欄は、○×を記入。チェック欄は有の場合、月／日を記入

作業過程	書類の名称	書類の作成者	必要の有無	適用	チェック欄 有	チェック欄 無
しゅん工書類	(14) 完成時工事カルテ受領書の写し H17.8.1 ～	受注者		土木工事共通仕様書 1-1-7、P5 工事請負額 2,500 万円以上は竣工から 10 日以内に工事実績システムへ登録 監督職員確認し係長まで供覧		
	(15) 建設発生土の処理処分状況記録 地図（処分地への経路表示） 処分地の着工前・状況・竣工時の写真	受注者		対象土量 100m^3 以上で、地図・写真添付 様式は自由		
	(16) 再資源化等報告書 建設リサイクル法第 18 条関係様式 H14.5.30 ～	受注者		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に係る対象建設工事の契約手続き第 10 条（土木工事関係書類等参考資料　P59） 別紙様式第 4、設計書に綴じる		
	(17) 建設副産物情報交換システムへの入力 建設副産物情報交換システム工事登録証明書 改訂、H18.8.1 ～	受注者		土木工事関係書類等参考資料　P85 土木工事共通仕様書 1-1-21-4,5（P10）		
	(18) 再生資源利用計画書の実積	受注者		土木工事共通仕様書 1-1-21-6（P10） 公共工事における建設副産物の再生利用実施要領 8		
	(19) 再生資源利用促進計画書の実積 （工事 ID 記載） 改訂、H18.8.1 ～			土木工事関係書類等参考資料　P86 ～ 87 建設リサイクル統合データシステムで入力し提出		
	(20) 建設系廃棄物処理実績集計表	受注者		建設系廃棄物の搬出の集計表 検査時にマニュフェスト伝票と照合 土木工事関係書類等参考資料　P93		
	(21) 再生資材使用証明書	受注者		再生資材使用時の搬入証明 土木工事関係書類等参考資料　P186		

＊注意　必要の有無欄は、○×を記入。チェック欄は有の場合、月／日を記入

作業過程	書類の名称	書類の作成者	必要の有無	適用	チェック欄 有	チェック欄 無
しゅん工書類	(22) 工事現場における建設機械等のアイドリングストップの点検記録表	受注者		公共事業における環境配慮への取組みについて (H13.11.8 土技第 898 号の 2) 様式 1 (月集計用)、様式 2 (日常点検用) 土木工事関係書類等参考資料　P106 ～ 107		
	(23) 道路台帳補正完了証明書	受注者		道路台帳補正は、H10. 2. 19 事務連絡 道路維持課課長補佐通知により執行 土木工事関係書類等参考資料　P187		
	(24) イメージアップ費用の確認のための見積書	受注者		土木工事積算資料Ⅱ-2-2-9、計上項目を見積書により確認し、設計書に添付する		
	(25) VE 提案の実施結果報告 H16.8.10 ～	受注者				
	※設計額 2 億円以上の工事の検査要請書及び復命書の本庁提出時には、上記のうち (1) ～ (8) を添付すること。					
検査前	工事しゅん工検査要請書	発注者	必須	工事検査規程第 11 条		
	平面図 (A3,A4 程度) ポンチ絵、一般図、標準断面図 H14.5.1 任命復命	発注者		工事検査に伴う任命及び復命時の添付資料について (H14.4.26 土技第 181 号) 局及び熊本土木事務所は設計額 2 億円以上の工事、その他の出先機関は設計額 1 億円以上の工事 検査対象箇所を着色し提出		
	工事進行管理システムの検査要請の「グリーン」画面及び「環境配慮」画面への入力 H16.4.1 完成工事～	発注者	必須	公共事業における環境配慮への取組みについて (H16.3.15 土技第 2418 号) 公共事業における環境配慮への取組み状況の把握について (H14.3.11 土技第 1298 号) 「公共事業における環境配慮への取組み調査手順書」 「公共工事における環境配慮推進調査入力票」		

＊注意　必要の有無欄は、○×を記入。チェック欄は有の場合、月／日を記入

作業過程	書類の名称	書類の作成者	必要の有無	適用	チェック欄 有	チェック欄 無
検査前	工事成績評定表 工事成績採点表 細目別評定点採点表 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表 施工プロセスのチェックリスト H15.4.1 契約～	発注者		熊本県請負工事成績評定要領第 3 条 熊本県土木工事成績評定実施要領第 6 条 別記様式第 1 ～ 3、別紙-1 ～ 3,5 請負金額 250 万円超		
	工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（主任監督員、総括監督員用）のシステム化	発注者		工事成績評定の一部システム化について（H17.7.1 土技第 309 号）		
	加点（電子納品） H15.12.1 ～ H20.3.31 契約	発注者		工事成績評定における電子納品関係の配点について （H15.10.31 土技第 2091 号）		
	加点（電子納品パイロット事業 B 及び情報共有システム利用） H17.8.1 ～ H20.3.31 契約	発注者		工事成績評定における電子納品パイロット事業 B 及び情報共有システム利用の配点について（H17.8.1 土技第 393 号）		
	加点（VE 提案工事） H16.12.1 契約～	発注者		工事成績評定における VE 提案工事の加点について （H16.11.9 土技第 715 号）		
	加点（安全・訓練） H17.7.1 完成～	発注者		工事成績評定における安全・訓練等の加点について （H17.6.2 土技第 227 号） 工事成績評定における安全・訓練等の加点に関する補足説明ついて （H17.12.14 事務連絡）		
検査後	工事目的物引渡し申出書 取扱いの統一、H15.2.27 ～	受注者	必須	工事請負契約約款第 31 条 4 項 土木工事関係書類等参考資料　P188 主任（監理）技術者及び現場代理人の取扱いについて 2.（3）、3.（3）及び 4.（3）により復命日の受付印を押印		
	検査写真	受注者	必須			

＊注意　必要の有無欄は、○×を記入。チェック欄は有の場合、月／日を記入

作業過程	書類の名称	書類の作成者	必要の有無	適用	チェック欄 有	チェック欄 無
検査後	破壊検査箇所復築完了届	受注者		工事検査規程取扱要領第 8 条 2 項 土木工事関係書類等参考資料　P189		
	工事代金請求書	受注者	必須	工事請負契約約款第 32 条 1 項 土木工事関係書類等参考資料　P190 請求から 40 日以内に支払		
	工事しゅん工検査復命書	発注者	必須	工事検査規程第 13 条 工事検査規程取扱要領第 3 条		
	工事しゅん工認定書	発注者	必須	工事請負契約約款第 31 条 2 項		
	契約後 VE 縮減額証明証 H16.8.10 ～	発注者		契約後 VE 方式実施要領（案）(P49,50) （VE 提案に基づく設計変更を行った場合、しゅん工認定書に併せて発行する。）		
	工事成績（修正）評定通知書 項目別評定点 H15.4.1 契約～	発注者		熊本県土木部等工事成績評定通知実施要領第 3 条 別記様式第 1、別表 1		
	工事成績評定についての説明請求 H15.4.1 契約～	受注者		熊本県土木部等工事成績評定通知実施要領第 4 条 評定点に疑問がある場合、通知から 14 日以内		
	工事成績評定にかかる説明書 H15.4.1 契約～	発注者		熊本県土木部等工事成績評定通知実施要領第 6 条 別記様式第 2		
	建設発生土情報交換システムの「完了処理、完了情報、実績入力」のデータ入力 H14.5.1 ～	発注者		建設発生土情報交換システムの導入及び同システムの使用手引書（H.14.4.19 土技第 65 号） 対象土量 100m^3 以上		

＊注意　必要の有無欄は、○×を記入。チェック欄は有の場合、月／日を記入

【 資 料 編 】

資料編は、土木工事に関する一般的事項について記載したものであり、工事の施工等を拘束するものではなく、実施の際は関係法令、共通仕様書、施工管理基準、設計図書等に基づき施工を行う必要がある。

1. 技術者制度と施工体制等について

1. 技術者の配置

建設工事を施工するときは、施工の技術上の管理をつかさどる者（主任技術者・監理技術者）を置かなければならない

ア　主任技術者

対象…監理技術者を置かなければならない場合を除き、元請・下請、金額の大小にかかわらず、請け負った建設工事を施工するすべての場合

役割…施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び従事者の技術上の指導監督

イ　監理技術者

対象…発注者から直接請け負った者（元請）で、3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上を下請契約して施工する場合

役割…主任技術者の役割に加え、施工を担当する全ての下請業者を適切に指導監督するという総合的な役割

2. 監理技術者と主任技術者

<table>
<tr><td colspan="2">許可の種類</td><td colspan="2">特定建設業</td><td>一般建設業</td></tr>
<tr><td colspan="2">元請工事における下請金額合計</td><td>3,000万円以上</td><td>3,000万円未満</td><td>3,000万円以上は契約できない</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工事現場の技術者</td><td>置くべき技術者</td><td>監理技術者</td><td colspan="2">主任技術者</td></tr>
<tr><td>技術者の資格要件</td><td>①1級国家資格者
②主任技術者資格＋指導監督実務経験者
③国交大臣認定者</td><td colspan="2">①指定学科卒業後の実務経験者
②10年実務経験者
③国家資格者
（1･2級施工管理技士､技能士等）</td></tr>
</table>

※建築一式工事の場合は、3,000万円以上を4,500万円以上に読み替え。
※指定建設業（土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装、造園）の監理技術者は、実務経験者及び実務経験者と同等認定者を除く。

＊自社が下請の場合は、常に主任技術者

3. 工事現場専任期間

技術者を工事現場に専任で配置すべき期間は、契約期間が基本

⑴ 元請の場合→契約期間の中で専任する必要のない期間

①技術者通知書の受理後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。）

②工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

③橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

④工事完成通知書の受理後、検査、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

※下線部は熊本県の取扱い。

ただし、いずれの場合も、設計図書、打合せ記録等の書面により明確になっている場合に限る。

⑵ 下請の場合

施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、下請工事が実際に施工されている期間

4. 営業所専任技術者と現場技術者の関係

営業所専任技術者は、原則として現場の技術者となれない

⑴ 営業所専任技術者

建設業許可の要件のひとつで、営業所に常勤し、請負契約の締結にあたり技術面からサポートする者

⑵ 現場技術者

工事現場において、施工の技術上の管理をつかさどる者

特例として、次の要件を全て満たす工事の場合は、現

場の技術者になることができる

①工事一件の請負金額が 2,500 万円（建築一式工事の場合は 5,000 万円）を超えない工事

②勤務する営業所において請負契約が締結された建設工事

③現場と営業所が近接し、常時連絡を取りうる体制であること

④所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること

5. 専門技術者

次の場合には、専門技術者（専門工事に関し一定の実務経験又は一定の資格を有する者）を、工事現場に配置

⑴ 一式工事を請け負い、各専門工事を自ら施工する場合

住宅建築工事（建築一式工事）を施工する場合に、その内容の一部である屋根工事、電気工事等（専門工事）を自ら施工するときには、専門技術者を置く。自ら施工しない場合は、専門工事の許可業者に下請させる。

⑵ 附帯工事を自ら施工する場合

建築物の電気配線の改修（主たる工事）に伴い、必要が生じた内装仕上げ工事等（附帯工事）を自ら施工する場合には、専門技術者を置く。自ら施工しない場合は、専門工事の許可業者に下請けさせる。

※一式工事や主たる工事の技術者が当該専門工事に係る専門 技術者の資格を有している場合は兼務が可能

6. 監理技術者資格者証

公共工事の専任の監理技術者は

①監理技術者資格者証の交付を受けている者で

②監理技術者講習を過去 5 年以内に受講した者

監理技術者資格者証は、公共工事について、
①本人が専任で従事しているかどうか
②所定の資格を有しているか
③建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であるか
　等を、発注者が容易に確認するために活用

工事現場に専任で配置された監理技術者は、常に監理技術者資格者証や監理技術者講習修了証を携帯し、発注者から請求があったときは提示しなければならない。

所属会社が変わった場合は、（財）建設業技術者センターで資格者証に変更について裏書きをしてもらうこと。

7. 監理技術者資格者証

8. 監理技術者講習修了証

9. 現場代理人と現場技術者との違い

工事現場には、技術者とは別に、請負契約約款の定めにより現場代理人が配置されることがある

⑴ 現場技術者

建設業法に基づき配置される技術者で、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理を行う者。一定の国家資格者又は実務経験者のみ

⑵ 現場代理人

請負契約に基づき配置される者で、工事現場で請負業者（代表者）の代わりに権限を行使する者。事務従業員でも可能

⑶ 現場代理人の他の現場との兼任

現場代理人については、原則として他の主任（監理）技術者又は現場代理人との兼任を認めない。ただし、現場の施工管理上差し支えない場合は、兼任を認めるものとし、その場合においては、『現場代理人・主任（監理）技術者通知書』(変更の場合は変更通知書）の裏面に、兼任する工事名等を記入させるものとする。

現場代理人の常駐要件緩和（熊本県）

専任の主任技術者の配置を要しない小規模な工事のみを施工する場合で、以下に掲げる条件をいずれも満たすもの

- 3つまでの同一管内（振興局等）の県又は市町村の発注工事

  ただし、市町村が市町村発注工事において、県発注工事と現場代理人の兼任を認める場合に限る。

- 請負金額の合計が税込 2,500 万円未満の工事

10. 施工体制台帳等の作成

建設工事の施工は、各種専門工事の総合的な組み合わせにより成り立っているため、多様化し、かつ、重層化した下請構造

⬇

建設工事の適正な施工を確保するためには、発注者から直接工事を請け負った（元請）建設業者が、直接の契約関係にある下請業者のみならず、施工に関わるすべての者を監督しつつ工事全体の施工を管理することが必要

⬇

公共工事、民間工事を問わず、特定建設業者が発注者から直接建設工事を請け負った場合（元請）において、下請契約の総額が 3,000 万円（建築一式工事は 4 ,500 万円）以上となるときは、「施工体制台帳」及び「施工体系図」を作成

11. 施工体制台帳等の範囲

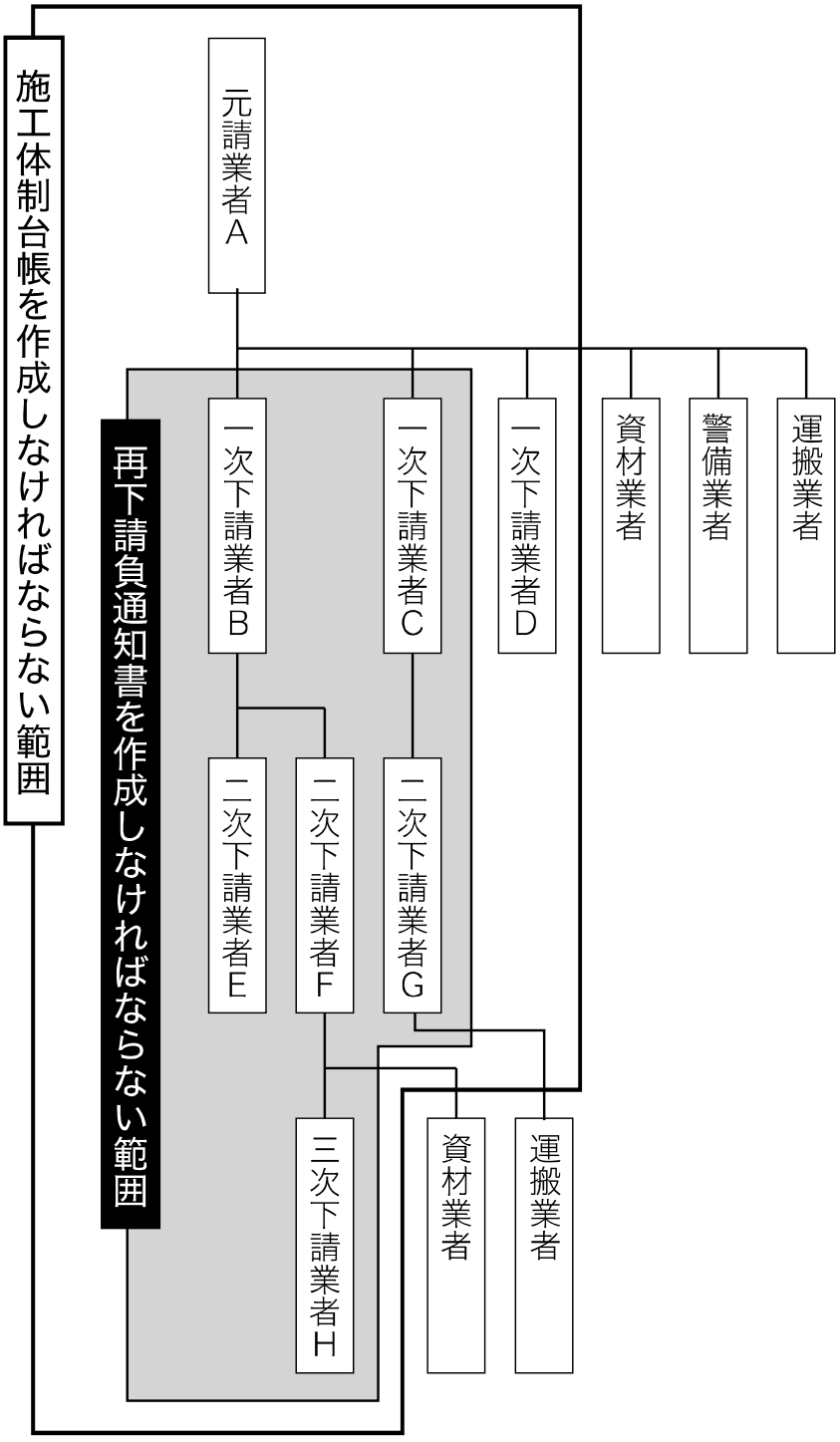

下請負人は、請け負った建設工事を更に他の建設業者に請け負わせたときは、再下請通知書を作成し、元請業者に提出しなければならない。

12. 施工体制台帳の記載事項

⑴　自社に関すること
- ●商号又は名称、許可番号
- ●許可を受けている建設業の種類

⑵　自社が発注者と締結した契約に関する事項
- ●工事の名称、内容、工期
- ●契約日、発注者の名称、住所、契約を締結した自社の営業所の名称と所在地
- ●発注者の監督員の氏名
- ●自社の現場代理人、監理技術者、専門技術者の氏名
- ★請負契約書（写）
- ★監理技術者資格者証（写）
- ★保険証（写）　　等

⑶　下請業者に関する事項
- ●下請業者の商号又は名称、住所
- ●下請業者の許可番号、施工に必要な許可業種
- ●健康保険等の加入状況

⑷　自社が下請業者と締結した契約に関する事項
- ●工事の名称、内容、工期
- ●配置された技術者の氏名など
- ★下請契約書（写）

＋

再下請負通知書
- ●二次（三次）下請に関する事項
- ★再（再々）下請契約書（写）

13. 施工体系図のイメージ

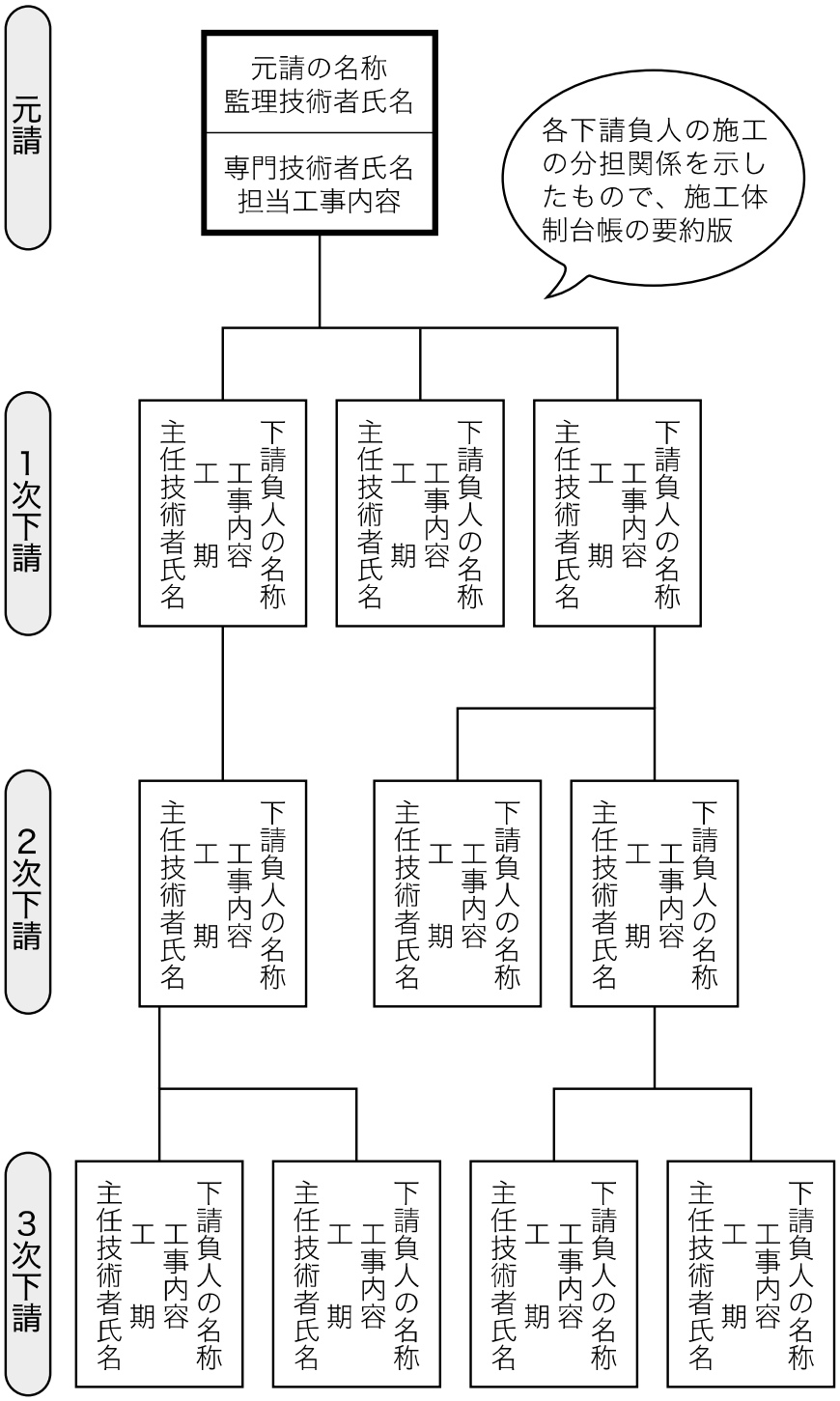

14. 施工体制台帳等の提示

	施工体制台帳		施工体系図	
	公共工事	民間工事	公共工事	民間工事
建設業法	作　成（発注者から請求があれば閲覧）	作　成（発注者から請求があれば閲覧）	作成・掲示（工事現場の見やすい場所）	作成・掲示（工事現場の見やすい場所）
入札契約適正化法	写しを提出		作成・掲示（工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所）	

2. 工事現場に掲げる標識について

㈠ 標識の意義

建設業法においては工事現場における標識の掲示が義務付けられているが、標識は次のような意義を持っている。

① 建設工事の施工が建設業法による許可を受けた適法な業者によってなされていることを対外的に明らかにする。

② 工事現場が移動的で多数の下請請負人が同時に施工に携わり、安全施工、災害防止等の責任が曖昧になりがちである建設工事の責任主体を明確にする。

（参考 建設業法第 40 条）

建設業者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見易い場所に、国土交通省令の定めるところにより、許可を受けた別表第一の下欄の区分による建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

㈡ 標識の記載内容

標識の記載内容は、以下のように定められている（施行規則第 25 条）。

① 一般建設業又は特定建設業の別

② 許可年月日、許可番号及び許可を受けた建設業

③ 商号又は名称

④ 代表者の氏名

⑤ 主任技術者又は監理技術者の氏名

㈢ 標識の様式の改正

建設業法の改正に合わせて、標識の様式を改正し、次の事項を付加した。

① 専任の有無

② 有する資格

③　資格者証交付番号

新様式の標識の掲示の推進を図ることにより、建設工事現場における適正な技術者配置の確保に資する。

㈡　資格者証制度の運用開始に伴う標識掲示の徹底について

平成２年６月６日から資格者証制度の運用が開始される。

これに伴い、新様式の実質的な効果が現われることとなるため、適正な技術者配置の確保のために、新様式の標識の掲示の徹底を図ってゆくものとする。

㈢　標　　識

様式第二十九号（第二十五条関係）

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

建設業の許可票		
商号又は名称		
代表者の氏名		
主任技術者の氏名	専任の有無	
資格名	資格者証交付番号	
一般建設業又は特定建設業の別		
許可を受けた建設業		
許可番号		国土交通大臣 知事 許可（　　）第　　号
許可年月日		

記載要領

1「主任技術者の氏名」の欄は、法第 26 条第 2 項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。

2「専任の有無」の欄は、法第 26 条第 3 項の規定に該当する場合に、「専任」と記載すること。

3「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第 7 条第 2 号ハ又は法第 15 条第 2 号イに該当する者であ

る場合に、その者が有する資格等を記載すること。

4「資格者交付番号」の欄は、法第 26 条第 4 項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。

5「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業法を記載すること。

6「国土交通大臣知事」については、不要のものを消すこと。

※参考（変更はない）

様式第二十八号（第二十五条関係）

建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合

様式第二十八号（第二十五条関係）

建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合

35cm 以上

建　設　業　の　許　可　票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許　可　番　号	許可年月日
		国土交通大臣 熊本県知事 許可(　)第　号	
		国土交通大臣 熊本県知事 許可(　)第　号	
この店舗で営業している建設業			

40cm 以上

記載要領

「国土交通大臣
　熊本県知事」については、不要のものを消すこと。

3. 安全管理について

⑴　異常気象時の工事現場では、標識等の転倒又は、工事用の材料の散乱等による事故も発生するおそれもあるため、パトロールを実施し、安全施設の再整備を点検しておくこと。

⑵　工事現場において施工業者は、工事用材料土砂等の整理の万全を期すとともに工事現場における規定の標識を設置する一方、迂回路等の標示についても、いかんのないよう措置すること特に水道、電話線ケーブル等の地下埋設工事現場は、占用事業者の立会い又は共同パトロール等を行って事故の防止の万全を期すること。

⑶　関係機関との連絡調整

以上のように事故の未然防止を期することは勿論であるが万一かかる事故が発生した場合には、関係機関との連絡を密にして万全の対策が講じられるようかねての連絡調整を図っておくこと。

⑷　適正円滑なる事故処理

この種の事故等が発生した場合には単に刑事事件的な刑法や道路交通法上の問題のみならず民事的な問題に発展することにもなるので警察署の実地検証時の立会い等を行うとともに被害者に対する賠償対策等についてもいかんのないよう適正円滑なる事故処理を期すること。尚工事現場における災害などに伴う補償対策については契約約款の主旨を認識のうえ必要な対策を講ずること。

4. 土木工事安全施工技術指針（抜すい）

⑴　着用を命ぜられた安全帽、命綱、マスク、メガネ、救命胴衣等の保護具は必ず着用し、破損したり、消耗してきた不良品は直ちに交換して、安全なものを使用すること。

⑵　仮設材料は必ず検査し、不良品は使用しないこと。

⑶　高さ2m以上の作業場所には幅40cm以上の丈夫な作業床を設け、その床材間のすき間の間は3cm以下とし床桁、床板は、ずれたり、天びんにならぬようにすること。なお墜落の危険があるところは、囲い、手すり、（高さ75cm以上）副木等を設けなければならない。

⑷　登り桟橋の勾配は30度以内、幅は75cm以上とし、勾配が、15度をこえるものは、すべり止めの踏桟を打つこと。

⑸　歯車、ベルト、チェーン、フライホール等、接触による危険があるものは覆や、柵を設けること。

⑹　クレーン、デリック、ウインチ等の機械には定格荷重等を明示し、指名された者が運転し、取扱主任者、又は係員の氏名を見やすい箇所に標示すること。

⑺　機械運転の場合には、定められた合図や信号は、作業員に周知し、確実に守らせること。

⑻　作業中ウインチ等を停止した時は必ず逆転防止の歯止めの装置をかけること。

⑼　つり上げ作業は、つり上荷重5㌧以上のクレーン、デリック等を使用する場合には運転士免許を受けた者、5㌧未満の場合は指名された者以外は運転を行わないこと、又、つり上げ作業中は荷の下やワイヤーロープ内側には立入らないこと。

⑽　つり上げ荷重1㌧以上のクレーンや、デリック等の玉掛けは玉掛技能講習修了者、1㌧未満の場合には特別な教育を受講した者以外は玉掛作業を行わないこと。

⑾　電気工事は受電及び配電設備の計画に従い、必ず電

気に関する有資格者の監督のもとに知識、経験を有する電気工が行うこと。

⑿　運搬作業は、積込場、土捨場、崖縁、見通しのきかない場所、一般用道路と交叉する箇所、又は他の作業箇所に接近する箇所等には誘導員を配置し又、バック運転は必ず誘導員の合図により行わせること。

⒀　あらかじめ地山の含水、湧水の状態を調査し、地山周辺の排水工、落石防護工等を計画しておくこと。又、ガス管、上下水道、ケーブル等の地下埋設物等も調査し、その所有者と、工事施工の各段階における保安上必要な措置を協議決定のうえ、作業計画をたて施工しなければならない。

⒁　深さ1.5m以上の掘削(土砂の直掘り)で掘削幅が、せまいときは、土止め支保工を設けること。

⒂　その日の作業をする前に作業現場をよく点検し、次に掲げる事項について必要な措置を講じてから作業を行うこと。

①退避場の設定。
②立入禁止地区の設定。
③通路の安全標識の設定。
④柵、囲い等の設置。
⑤照明設備。
⑥危い表土、浮石、樹木等の除去。
⑦湧水、たまり水等の排水。
⑧作業床の敷設。
⑨保安帽の着用。
⑩命綱の使用。
⑪のり尻付近では休息、食事等をしないこと。
⑫十分な経験のある監視員を見通しがよいところに必ず配置すること。
⑬法肩の防護を十分にし、重量物を置かぬようにすること。

⑯　高所で鉄骨の組立作業を行う時は必ず、命綱を使用するか、安全な作業床又は、ネットを設けること。又鉄筋の組立箇所では鉄筋上に歩み板を敷くなど通路を確保すること。

⑰　コンクリート打設中は、形枠、支保工、シュート下、ホッパー下等の状態をときどき点検し、安全であることを確かめること。

⑱　舗装工事では次の場所で機械運転するときは、見張人又は、誘導員をおくこと。運転手は、他の作業員又は、通行者の位置に絶えず注意し、特にバックは必要に応じて誘導員を配置し、その指示に従うこと。

①他の作業員の働いている附近。

②土石の落下、崩壊のおそれがある場所。

③見通しの利かない場所、及び、一般交通用道路と交叉する箇所。

④崖縁

⑲　水替えに際して締切りを行って作業する場合には、急激な水位の上昇ヒービング、ボイリング等により締切りが破壊しないように十分検討の上計画し、かつ常に点検を怠らないこと。

明り掘削の作業

（手掘り）　（則第356.357.362条）

地山及対象物	くっさく面の高さ及勾配		
すかし掘	全面禁止		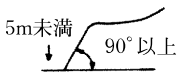
岩盤又は堅粘土からなる地山	高さ……5米未満 高さ……5米以上	90度以下 75度以下	
発破等による崩壊しやすい状態	高さ……2米未満	又は45度以下	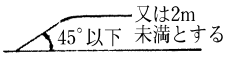
砂からなる地山	高さ……5米未満	又は35度以下	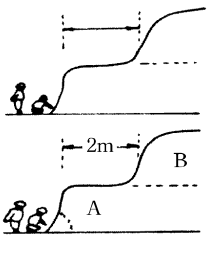
その他の地山	高さ……2米未満 高さ……5米未満 高さ……5米以上	90度以下 75度以下 60度以下	
埋没物・コンクリート塀擁壁等の建設物に近接する箇所での掘さく	埋沿所 壁、塀、水道管、ケーブル、ガス管、下水管	措置 補強　1時撤去 しゃ断	
掘さく面の上部に水平段が奥行2米以上ある時は別な勾配として計算する(A.B)			

5. 作業主任者（有資格者）の選任を必要とする業務一覧表（令６条）

NO.1

選任配置すべき者	業　　務　　内　　容	資　格　用　件	規　則　条　文
高圧室内作業主任者	高圧室内作業（潜函工法その他の圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業）	免　　許　　者	高圧則　10
ガス溶接作業主任者	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業	免　　許　　者	安衛則　314 316
エックス線作業主任者	放射線業務に係る作業	免　　許　　者	電離則　46、47
ガンマ線透過写真撮影作業主任者	ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の作業	免　　許　　者	電離則　52-2 52-3
木材加工用機械作業主任者	丸のこ盤､帯のこ盤等木材加工用機械を５台以上有する事業場における当該機械による作業	技能講習修了者	安衛則　129 130
コンクリート破砕器作業主任者	コンクリート破砕器を使用する破砕の作業	技能講習修了者	安衛則　321-3 321-4
地山の掘削作業主任者	掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削作業	技能講習修了者	安衛則　359、360
土止め支保工作業主任者	土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしの作業	技能講習修了者	安衛則　374 375
ずい道等の掘削作業主任者	ずい道等の掘削、ずり積み、ずい道支保工の組立て、ロックボルトの取付け又はコンクリート等の吹付けの作業	技能講習修了者	安衛則　383-2 383-3
ずい道等の覆工作業主任者	型わく支保工の組立て、移動、解体、コンクリートの打設等ずい道等の覆工の作業	技能講習修了者	安衛則　383-4 383-5
採石のための掘削作業主任者	掘削面の高さが2m以上となる岩石の採取のための掘削の作業	技能講習修了者	安衛則　403、404

選任配置すべき者	業　　務　　内　　容	資　格　用　件	規　則　条　文
はい作業主任者	高さが2m以上のはいのはい付け又ははいくずしの作業	技能講習修了者	安衛則 428、429
型わく支保工の組立て等作業主任者	型わく支保工の組立て又は解体の作業	技能講習修了者	安衛則 246、247
足場の組立て等作業主任者	つり足場、張出し足場又は高さが5m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業	技能講習修了者	安衛則 565、566
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるもの（その高さが5m以上であるものに限る。）の組立て、解体又は変更の作業	技能講習修了者	安衛則 517-4 517-5
鋼橋架設等作業主任者	橋梁の上部構造であって、金属製の部材により構成されるもの（その高さが5m以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30m以上である部分に限る。）の架設、解体又は変更の作業	技能講習修了者	安衛則 517-8 517-9
木造建築物の組立て等作業主任者	軒高5m以上の木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地、外壁下地の取付けの作業	技能講習修了者	安衛則 517-12 517-13
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	高さ5m以上のコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業	技能講習修了者	安衛則 517-17 517-18
コンクリート橋架設等作業主任者	橋梁の上部構造であって、コンクリート造のもの（その高さが5m以上のもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30m以上である部分に限る。）の架設又は変更の作業	技能講習修了者	安衛則 517-22 517-23
特定科学物質等作業主任者	特定化学物質等を製造し、又は取り扱う作業	技能講習修了者	特化則 27、28
鉛作業主任者	鉛業務に係る作業	技能講習修了者	鉛則 33、34
第1種及び第2種酸素欠乏危険作業主任者	第1種及び第2種酸素欠乏危険場所における作業	技能講習修了者	酸欠則 11
有機溶剤の取扱い等作業主任者	屋内作業場、タンク等で有機溶剤とそれの含有量が5%を超えるものを取扱う作業	技能講習修了者	有機則 19、19-2

（注　建設業に関係の少ないものを除く。）

6. 危険有害業務に従事する労働者で資格（又は特別教育）を必要とする者の一覧表

NO.1

	労働者	業務内容	資格（又は教育）要件	規則条文
クレーン等	クレーン運転士	つり上げ荷重が５ｔ以上のクレーンの運転	免許者（クレーン運転士）	安衛令　20（6） クレーン則　22
		つり上げ荷重が５ｔ以上の床上で運転し、かつ、運転者が荷の移動とともに移動する方式のクレーン	免許者（クレーン運転士）又は技能講習修了者	安衛令　20（6） クレーン則　22
		1.つり上げ荷重が５ｔ未満のクレーンの運転 2.つり上げ荷重が５ｔ以上の跨線テルハの運転	特別教育修了者	安衛則　36（15） クレーン則　21
	移動式クレーン運転士	つり上げ荷重が５ｔ以上の移動式クレーンの運転	免許者（移動式クレーン運転士）	安衛令　20（7） クレーン則　68
		つり上げ荷重が１ｔ以上５ｔ未満の移動式クレーンの運転	免許者（移動式クレーン運転士）又は技能講習修了者	安衛令　20（7） クレーン則　68
		つり上げ荷重が1t未満の移動式クレーンの運転	特別教育修了者	安衛則　36（16） クレーン則　67
	建設用リフト運転士	建設用リフトの運転の業務	特別教育修了者	安衛則　36（18） クレーン則　183
	デリック運転士	つり上げ荷重が5t以上のデリックの運転	免許者（デリック運転士）	安衛令　20（8） クレーン則　108
		つり上げ荷重が５ｔ未満のデリックの運転	特別教育修了者	安衛則　36（17） クレーン則　107
	玉掛作業者	つり上げ荷重が1t以上のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛け	技能講習修了者	安衛令　20（16） クレーン則　221
		つり上げが荷重1t未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛け	特別教育修了者	安衛則　36（19） クレーン則　222

	労働者	業務内容		資格（又は教育）要件	規則条文
ゴンドラ	ゴンドラ操作者	ゴンドラの操作		特別教育修了者	安衛則 36（20） ゴンドラ則 12
巻上げ機	巻上げ機運転者	動力駆動の巻上げ機（電気ホイスト、エアーホイスト及びこれら以外の巻上げ機でゴンドラに係るものを除く。）の運転		特別教育修了者	安衛則 36（11）
グラインダー	研削といし取替試運転作業者	研削といしの取替え又は取替え時の試運転		特別教育修了者	安衛則 36（1）
溶接	ガス溶接作業者	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務		技能講習修了者	安衛令 20（10）
	アーク溶接作業者	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務		特別教育修了者	安衛則 36（3）
電気	電気取扱者（高圧又は低圧）	充電電路又はその支持物の敷設、点検、修理、操作、充電部分が露出した開閉器の操作		特別教育修了者	安衛則 36（4）
火薬	発破技士	発破の業務（せん孔、装てん、結線、点火並びに不発の装薬又は残薬の点検及び処理）		発破技士免許者	安衛令 20（1） 安衛則 318
酸欠	酸素欠乏危険作業者	酸素欠乏危険作業に係る業務		特別教育修了者	安衛則 36（26） 酸欠則 12
粉じん	特定粉じん作業者	常時特定粉じん作業に係る業務		特別教育修了者	安衛則 36（29） 粉じん則 22
建設機械等	車両系建設機械運転者（整地、運搬、積込み及び掘削用）	機体重量３ｔ以上のもの	動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転の業務、ただし、道路上の走行運転を除く。	技能講習修了者	安衛令 20（12）
		機体重量3t未満のもの		特別教育修了者	安衛則 36（9）

	労働者	業務内容		資格（又は教育）要件	規則条文
建設機械等	車両系建設機械運転者（基礎工事用）	機体重量３ｔ以上のもの	動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転の業務、ただし、道路上の走行運転を除く。	技能講習修了者	安衛令　20（12）
		機体重量3t未満のもの		特別教育修了者	安衛則　36（9）
	基礎工事用建設機械運転者	動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの以外のものの運転の業務		特別教育修了者	安衛則　36（9-2）
	車両系建設機械（基礎工事用）の作業装置の操作を行う者	動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの作業装置の操作（車体上の運転席における操作を除く。）		特別教育修了者	安衛則　36（9-3）
	車両系建設機械（締固め用）運転者	ローラー運転の業務（道路上の走行運転を除く。）		特別教育修了者	安衛則　36（10）
	車両系建設機械（コンクリート打設用）の作業装置の操作を行う者	コンクリート打設用機械の作業装置の操作の業務		特別教育修了者	安衛則36（10の2）
	車両系建設機械（解体用）運転者	機体重量3t以上のもの	動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転の業務、ただし、道路上の走行運転を除く。	技能講習修了者	安衛令　20（12）
		機体重量3t未満のもの		特別教育修了者	安衛則　36（9）
	ボーリングマシン運転者	ボーリングマシンの運転の業務		特別教育修了者	安衛則36（10の3）
	高所作業車運転者	作業床の高さが10m以上の運転の業務（道路上を走行させる運転を除く）		技能講習修了者	安衛令　20（15）
		作業床の高さが10m未満の運転の業務（道路上を走行させる運転を除く）		特別教育修了者	安衛則36（10の4）
	不整地運搬車運転者	最大積載量が1t以上の運転の業務（道路上を走行させる運転を除く）		技能講習修了者	安衛則　20（14）
		最大積載量が1t未満の運転の業務（道路上を走行させる運転を除く）		特別教育修了者	安衛則 36(5の3)

	労働者	業務内容	資格（又は教育）要件	規則条文
建設機械等	フォークリフト運転者	最大荷重が1t以上のフォークリフトの運転の業務（道路上の走行運転を除く）	技能講習修了者	安衛令　20（11）
		最大荷重が1t未満のフォークリフトの運転の業務（道路上の走行運転を除く）	特別教育修了者	安衛則　36（5）
	ショベルローダー等運転者	最大荷重が1t以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務（道路上の走行運転を除く）	技能講習修了者	安衛令　20（13）
		最大荷重が1t未満のショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務（道路上の走行運転を除く）	特別教育修了者	安衛則　36（5-2）
	軌道動力車運転者	軌条により人又は荷を運搬する動力車の巻上げ装置の運転の業務	特別教育修了者	安衛則　36（13）
高気圧作業	圧縮機操作係員	作業室及び気こう室へ送気するため空気圧縮機を運転する業務	特別教育修了者	安衛則　36（20-2） 高圧則　11
	送気調節係員	作業室又は潜水作業者への送気の調節を行うためのバルブ又はコックの操作	特別教育修了者	安衛則　36(12、23) 高圧則　11
	加減圧係員	気こう室への送気又は気こう室からの排気の調節を行うバルブ又はコックの操作	特別教育修了者	安衛則　36（22） 高圧則　11
	再圧室操作係員	再圧室を操作する業務	特別教育修了者	安衛則　36（24） 高圧則　11
	高圧室内作業者	高圧室内作業に係る業務	特別教育修了者	安衛則 36(24の2) 高圧則　11
	潜水士	潜水器を用い、かつ、空気圧縮機もしくは手押しポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて、水中において行う業務	免許者	安衛令　20（9） 高圧則　12
ずい道	ずい道内作業者	ずい道等の掘削、覆工等の作業	特別教育修了者	安衛則　36（30）

（建設業に関係の少ないものを除く。）

7. 作業指揮者を選任すべき業務の一覧表

NO.1

業務の名称	業務内容	規則条文
車両系荷役運搬機械作業指揮者	車両系荷役運搬機械を用いて行う作業（運行経路、作業方法）について作業の計画に基づき行う作業	安衛則　151の4
車両系荷役運搬機械修理作業指揮者	車両系荷役運搬機械等の修理又はアタッチメントの装着、取り外し作業	安衛則　151の15
不整地運搬車の荷の積卸し作業指揮者	一の荷で100kg以上のものを不整地運搬車に積卸しする作業	安衛則　151の48
構内運搬車の荷の積卸し作業指揮者	一の荷で100kg以上のものを構内運搬車に積卸しする作業	安衛則　151の62
貨物自動車の荷の積卸し作業指揮者	一の荷で100kg以上のものを貨物自動車に積卸しする作業	安衛則　151の70
車両系建設機械修理等作業指揮者	車両系建設機械の修理又はアタッチメントの装着及び取り外しの作業	安衛則　165
コンクリートポンプ車の輸送管等の組立て等作業指揮者	輸送管等の組立て又は解体の作業	安衛則　171の3
くい打（抜）機又はボーリングマシンの組立て等作業指揮者	くい打機、くい抜機又はボーリングマシンの組立て、解体、変更又は移動の作業	安衛則　190
高所作業車作業指揮者	高所作業車を用いて行う作業（作業場所の状況、種類・能力等）について作業の計画を定め、これに基づき行う作業	安衛則　194の6
高所作業車の修理等作業指揮者	高所作業車の修理又は作業床の装置若しくは取り外しの作業	安衛則　194の14
危険物取扱作業指揮者	危険物を製造し、又は取り扱う作業	安衛則　257
導火線発破作業指揮者	導火線発破作業（ただし、免許必要）	安衛則　319
電気発破作業指揮者	電気発破作業（ただし、免許必要）	安衛則　320
停電、活線又は活線近接作業指揮者	停電作業又は高圧、特別高圧の電路の活線若しくは活線近接作業	安衛則　350

業務の名称	業務内容	規則条文
ガス導管防護作業指揮者	明り掘削作業により露出したガス導管のつり防護、受け防護等の防護の作業	安衛則　362
ずい道内ガス溶接作業指揮者	ずい道等の内部で可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業	安衛則　389の3
貨車の荷の積卸し作業指揮者	一の荷で100kg以上のものを貨車に積卸しする作業	安衛則　420
墜落防止作業指揮者	建築物、橋梁、足場等の組立て、解体又は変更の作業で墜落の危険のある作業（ただし、作業主任者の選任を要する作業を除く。）	安衛則　529
天井クレーン等の点検等作業指揮者	天井クレーン等に近接する建物、機械、設備等の点検、補修、塗装等の作業	クレーン則30の2
クレーンの組立て等作業指揮者	クレーンの組立て又は解体の作業	クレーン則　33
移動式クレーンのジブの組立等作業指揮者	移動式クレーンのジブの組立て又は解体の作業	クレーン則75の2
デリックの組立て等作業指揮者	デリックの組立て又は解体の作業	クレーン則　118
エレベーター組立て等作業指揮者	屋外に設置するエレベーターの昇降路塔又はガイドレール支持塔の組立て又は解体の作業	クレーン則　153
建設用リフト組立て等作業指揮者	建設用リフト組立て又は解体の作業	クレーン則　191

8. 監視人（誘導者）等の配置を必要とする業務の一覧表

NO.1

該当箇所	規則条文
車両系荷役運搬機械等の転倒又は転落防止（誘導者）	安衛則　151の6
車両系荷役運搬機械等又はその荷の接触防止（誘導者）	安衛則　151の7
車両系建設機械の転倒又は転落防止（誘導者）	安衛則　157
車両系建設機械の接触防止（誘導者）	安衛則　158
高所作業車の作業床への搭乗制限等（誘導者）	安衛則　194の16
ずい道等の内部における動力車による後押し運転（誘導者）	安衛則　224
停電作業を行う場合	安衛則　339
特別高圧活線近接作業	安衛則　345
架空電線等近接の工作物の建設、解体の作業、くい打（抜）機、移動式クレーン等を使用する作業	安衛則　349
明り掘削において運搬機械等が後進して作業箇所に接近するとき、又は転落のおそれがあるとき（誘導者）	安衛則　365
ずい道建設において運搬機械等が後進して作業箇所に接近するとき、又は転落のおそれがあるとき（誘導者）	安衛則　388
採石作業において運搬機械等の運搬経路の補修、保持の作業	安衛則　413

該　当　箇　所	規　則　条　文
採石作業において運搬機械等の運行経路上での岩石の小割又は加工の作業	安衛則　414
採石作業で、運搬機械等が後進して作業箇所に接近するとき、又は転落のおそれがあるとき（誘導者）	安衛則　416
3m 以上の高所から物体を投下するとき	安衛則　536
道路と交わる軌道で車両を使用するとき	安衛則　550
軌道上又は軌道近接作業	安衛則　554
酸素欠乏危険場所における作業	酸欠則　13
ずい道建設におけるずい道等の内部の火気又はアーク使用状況の監視及び残火の始末の確認（防火担当者）	安衛則　389 の 4

9. 立入禁止の措置等一覧表

NO.1

作　業　別	該　当　箇　所	必要な措置	規　則　条　文
不整地運搬車	一の荷が100kg以上のものを不整地運搬車に積卸しをする作業箇所	関係者以外立入禁止	安衛則　151 の 48
構内運搬車	一の荷が100kg以上のものを構内運搬車に積卸しする作業箇所	〃	安衛則　151 の 62
貨物自動車	一の荷が100kg以上のものを貨物自動車に積卸しする作業箇所	〃	安衛則　151 の 70
車両系荷役運搬機械	フォーク、ショベル、アーム等及びこれらにより支持されている荷の下	立入禁止	安衛則　151 の 9
車両系建設機械	運転中に接触危険の箇所	〃	安衛則　158
	一定条件下で荷のつり上げを行った場合の、つり上げた荷との接触又はつり上げた荷の落下する危険のある箇所	〃	安衛則　164
コンクリートポンプ車	コンクリート等の吹出し箇所	〃	安衛則　171 の 2
車両系建設機械（解体用）	工作物の解体若しくは破壊の作業又はコンクリート、岩石等の破砕の作業を行う箇所	関係者以外立入禁止	安衛則　171 の 4
くい打（抜）機又はボーリングマシン	ずい道等の著しく狭あいな場所で作業を行う場所で、巻上げ用ワイヤロープの切断による危険がある箇所	立入禁止	安衛則　180
くい打（抜）機又はボーリグマシン	巻上げ用ワイヤーロープの屈曲部の内側	〃	安衛則　187
軌道装置	建設中のずい道等の内部で動力車による後押し運転区間	〃	安衛則　224
型わく支保工	組立て又は解体を行う区域	関係者以外立入禁止	安衛則　245

作　業　別	該　当　箇　所	必要な措置	規　則　条　文
危険物の取扱	火災又は爆発の危険がある箇所	火気の使用を禁止する表示と不必要者の立入禁止	安衛則　288
アセチレン溶接装置	発生器室	係員以外の立入禁止と表示	安衛則　312
ガス集合溶接装置	ガス装置室	〃	安衛則　313
電気取扱業務	配電盤室、変電室等区画された場所	電気取扱者以外立入禁止	安衛則　329
明り掘削	地山の崩壊又は土石の落下のおそれがある箇所	立入禁止、土止め支保工、防護網の設置	安衛則　361
土止め支保工	切りばり又は腹おこしの取付け又は取り外しを行う箇所	関係者以外立入禁止	安衛則　372
ずい道掘削	こそく作業中の箇所又はその下方の危険箇所	〃	安衛則　386
ずい道支保工	補強又は補修作業箇所で落盤又は肌落ちの危険箇所	〃	安衛則　386
ずい道内	ずい道等内部の可燃性ガス濃度が爆発下限界値の30%未満確認まで	〃	安衛則　389の8
地山の崩壊箇所	岩石の採取のため掘削作業中の土石の落石危険箇所	立入禁止	安衛則　411
採石作業	運転中の運搬機械、小割機械等に接触危険箇所	〃	安衛則　415
貨物取扱作業等	一の荷が100kg以上のものを貨車に積卸しする作業箇所	関係者以外立入禁止	安衛則　420
はい付け又ははいくずしの作業	はいの崩壊又は荷の落下による危険箇所	関係者以外立入禁止	安衛則　433

作　業　別	該　当　箇　所	必要な措置	規　則　条　文
建築物等の鉄骨の組立て等	作業区域内	関係者以外立入禁止	安衛則　517 の 3
鋼橋の架設等	作業区域内	〃	安衛則　517 の 7
木造建築物の組立て等	作業区域内	〃	安衛則　517 の 11
コンクリート造の工作物の解体等	作業区域内	〃	安衛則　517 の 15
コンクリート橋の架設等	作業区域内	〃	安衛則　517 の 21
墜落の危険のある箇所	同左	〃	安衛則　530
物体落下による危険箇所	同左	防網の設備、立入禁止	安衛則　537
足場の組立て等	つり足場、張出し足場、又は高さが 5m 以上の足場の組立て、解体又は変更の作業区域内	関係者以外立入禁止	安衛則　564
衛生上有害作業	酸欠やガス、粉じんの発散等衛生上有害な場所	必要ある者以外の立入禁止と表示	安衛則　585
事業場に附属する炊事場等	同左	関係者以外立入禁止	安衛則　630
ボイラー	ボイラー室その他ボイラー設置場所	〃	ボイラー則　29
有機溶剤の取扱い	有機溶剤により汚染され、中毒のおそれのある事故現場	立入禁止（汚染が除去されるまで）	有機則　27
クレーン	ケーブルクレーンのワイヤロープの内角側	立入禁止	クレーン則　28
	特定のつり上げ方法によりつり上げられた荷の下	〃	クレーン則　29
	組立て又は解体の作業区域	関係者以外立入禁止と表示	クレーン則　33

作　業　別	該　当　箇　所	必要な措置	規　則　条　文
移動式クレーン	上部旋回体に接触するおそれのある箇所	立入禁止	クレーン則　74
	特定のつり上げ方法によりつり上げられた荷の下	〃	クレーン則74 の 2
	ジブの組立て又は解体の作業区域	関係者以外立入禁止と表示	クレーン則75 の 2
デリック	ワイヤロープの内角側	立入禁止	クレーン則　114
	特定のつり上げ方法によりつり上げられた荷の下	〃	クレーン則　115
	組立て又は解体の作業区域	関係者以外立入禁止と表示	クレーン則　118
エレベーター（屋外設置のもの）	昇降路塔又はガイドレール支持塔の組立て又は解体の作業区域	〃	クレーン則　153
建設用リフト	搬器の昇降によって危険のある箇所	立入禁止	クレーン則　187
	ワイヤロープの内角側	〃	クレーン則　187
	組立て又は解体の作業区域	関係者以外立入禁止と表示	クレーン則　191
ゴンドラ	作業箇所の下方	関係者以外立入禁止と表示	ゴンドラ則　18
高圧室作業	気閘室及び作業室	必要ある者以外の立入禁止と表示	高圧則　13
	再圧室設置場所及びその操作場所	〃	高圧則　43
酸素欠乏危険作業	酸素欠乏危険作業場所又はこれに隣接する場所	関係者以外立入禁止と表示	酸欠則　9
	圧気シールド工法等で酸素欠乏の空気が漏出している場所	立入禁止	酸欠則　24

（注）作業によっては、規則の条文ごとにその他の措置が併設されているのでそれぞれの条文を参照すること。

10. 表示の設定箇所一覧表

NO.1

表示	該当箇所	法規則条文
重量トン	一の貨物で重量が１トン以上のもの（包装されていない貨物で、一見してその重量が明らかなものはこの限りでない。）	安衛法　35
安全衛生推進者の氏名	選任したときは、作業場の見やすい箇所	安衛則　12の4
作業主任者の氏名等	作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所	安衛則　18
運転停止	機械の掃除、給油、検査又は修理の作業を行うため運転を停止したとき、当該機械の起動装置に	安衛則　107
信号装置	軌道装置に信号装置を設けたとき、表示方法を定め周知	安衛則　219
火気使用禁止	火災又は爆発の危険場所	安衛則　288
アセチレン溶接装置の発生器の諸元	アセチレン溶接装置の発生器の種類、形式、ガス発生算定量、カーバイト送給量等を発生器室内の見やすい箇所	安衛則　312
火気厳禁	発生器から5m以内又は発生器室から3m以内	安衛則　312
ガス集合溶接装置のガスの名称等	ガス集合溶接装置で使用するガスの名称及び最大ガス貯蔵量を、ガス装置室の見やすい箇所	安衛則　313
持込禁止	測定の結果、可燃性ガスが存在するとき、ずい道出入口の見やすい場所（マッチ、ライター等の持込禁止）	安衛則　389
	気閘室の外部の見やすい場所（マッチ、ライター等の発火のおそれのあるものの持込み禁止）	高圧則　25の2
	再圧室の入口（発火、爆発物、高温となって可燃性の点火源となる物の持込み禁止）	高圧則　46
	ボイラー室（引火しやすい物の持込み禁止）	ボイラー則　29

表示		該当箇所	法規則条文
連絡方法		高圧室内作業者及び空気圧縮機運転者と連絡員との通話装置の故障の場合、両室及び気閘室付近	高圧則 21
通電禁止		停電作業中、開閉器に	安衛則 339
接近限界距離		特別高圧活線近接作業の際（当該充電電路に接近限界距離を保つ見やすい個所）	安衛則 345
運搬機械等の運行経路		採石作業における運搬機械等の運行経路等の必要な箇所	安衛則 413
作業中		上欄の運行経路の補修作業箇所	安衛則 413
		運搬機械等の運行経路上での岩石の小割又は加工作業の箇所	安衛則 414
安全通路		作業場に通ずる場所及び作業場内の主要通路	安衛則 540
避難用出入口		常時使用しない避難用の出入口、通路又は避難用器具	安衛則 549
最大積載荷重		足場の作業床及び作業構台の作業床	安衛則 562 安衛則 575の4
有害物集積箇所		有害物、病源体等の集積場所	安衛則 586
事故現場		有機溶剤等による事故現場等があるとき、その事故現場に（表示の標識を統一）	安衛則 640
名称、成分等		ベンゼン等有害物について成分、含有量等を容器等に表示	安衛則 57 安衛則 31
有機溶剤	取扱注意区分表示	屋内作業場、タンク、坑内、ずい道の内部等において有機溶剤業務を行うとき（見やすい場所）	有機則 24
		上欄の場合　第一種 …… 赤 第二種 …… 黄 第三種 …… 青	有機則 25

表　　示	該　　当　　箇　　所	法規則条文
巻　過　防　止	巻過防止装置を具備しないクレーン、デリック及び建設用リフトの巻上げ用ワイヤロープ	クレーン則 19、106、182
運　転　禁　止	天井クレーン等の点検等の作業を行うときは、操作部分に	クレーン則30の2
取扱作業主任者氏名	ボイラー（資格及び氏名を設置場所に）	ボイラー則　29
	第一種圧力容器（氏名を設置場所に）	ボイラー則　66
最　高　使　用　圧　力	ボイラーの圧力計又は水高計	ボイラー則　28
	第一種圧力容器の圧力計	ボイラー則　65
	第二種圧力容器の圧力計	ボイラー則　87
みだりに作動の禁止	地下室その他通風が不十分な場所に備える消火器等で炭酸ガスを使用するもの	酸欠則　19
不活性気体の名称、開放の禁止及び開閉の方向	ボイラー、タンク等の内部で炭酸ガス等の不活性気体を送給する配管のバルブ、コック等	酸欠則　22
立　入　禁　止	酸素欠乏危険作業場所で酸素欠乏等のおそれが生じたときの酸素欠乏危険作業場所	酸欠則　14 安衛則 640-第1項の4

11. 特定自主検査（事業内検査）の資格一覧表

NO.1

資格の種別			規則条文	備考
事業内検査者	フォークリフト		安衛則第151条-24第2項	機械の能力、機体重量等には関係ない。
	不整地運搬車		安衛則第151条-56第2項	
	車両系建設機械	（整地、運搬、積込み及び掘削用、解体用）	安衛令 別表第7の1、2、6	
	車両系建設機械	（基礎工事用）	安衛令 別表第7の3	安衛則第169条-2 第2項～第5項
	車両系建設機械	（締固め用）	安衛令 別表第7の4	
	車両系建設機械	（コンクリート打設用）	安衛令 別表第7の5	
	高所作業車		安衛則第194条-22第2項	

＜参考＞車両系建設機械とは、労働安全衛生法施行令別表第７（下表）のうち、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。

労働安全衛生法施行令別表第７

建設機械

一　整地・運搬・積込み用機械
1　ブル・ドーザー
2　モーター・グレーダー
3　トラクター・ショベル
4　ずり積機
5　スクレーパー
6　スクレープ・ドーザー
7　1から6までに掲げる機械に類するものとして労働省令で定める機械

二　掘削用機械
1　パワー・ショベル
2　ドラグ・ショベル
3　ドラグライン
4　クラムシェル
5　バケット掘削機
6　トレンチャー
7　1から6までに掲げる機械に類するものとして労働省令で定める機械

三　基礎工事用機械
1　くい打機
2　くい抜機
3　アース・ドリル
4　リバース・サーキュレーション・ドリル
5　せん孔機（チュービングマシンを有するものに限る。）
6　アース・オーガー
7　ペーパー・ドレーン・マシン
8　1から7までに掲げる機械に類するものとして労働省令で定める機械

四　締固め用機械
1　ローラー
2　1に掲げる機械に類するものとして労働省令で定める機械

五　コンクリート打設用機械
1　コンクリートポンプ車
2　1に掲げる機械に類するものとして労働省令で定める機械

六　解体用機械
1　ブレーカ
2　1に掲げる機械に類するものとして労働省令で定める機械

12. 路側用ガードレール

埋め込み	型　　式	ビ　ー　ム		
		厚さ×製品幅×長さ		単　重
土中用	Gr － A － 4E	4.0 × 350 × 4,330		64.1
	Gr － A － 4ES			
	Gr － B － 4E	3.2 × 350 × 4,330		45.5
	Gr － B － 4ES			
	Gr － C － 4E	2.3 × 350 × 4,330		32.9
	Gr － C － 4ES			
	Gr － S － 2E	上段	4.0 × 350 × 4,330	64.1
		下段	2.3 × 350 × 4,330	32.9
コンクリート用	Gr － A － 2B	4.0 × 350 × 4,330		64.1
	Gr － A － 2BS			
	Gr － B － 2B	3.2 × 350 × 4,330		45.5
	Gr － B － 2BS			
	Gr － C － 2B	2.3 × 350 × 4,330		32.9
	Gr － C － 2BS			
	Gr － S － 1B	上段	4.0 × 350 × 4,330	64.1
		下段	2.3 × 350 × 4,330	32.9

単位、寸法（mm）重量（kg）

支　　柱		プラケット		製品1m当り重量
外径×厚さ×長さ	単 重	厚さ×幅×長さ	単 重	
139.8 × 4.5 × 2,350	36.1	4.5 × 70 × 300	0.93	26.0
139.8 × 4.5 × 2,450	37.6			26.4
114.3 × 4.5 × 2,200	27.4	4.5 × 70 × 300	0.93	19.0
114.3 × 4.5 × 2,300	28.6			19.3
114.3 × 4.5 × 2,100	26.1	4.5 × 70 × 300	0.93	15.6
114.3 × 4.5 × 2,200	27.4			15.9
139.8 × 4.5 × 2,550	39.2	4.5 × 70 × 300	0.93	46.2
139.8 × 4.5 × 1,100	17.1	4.5 × 70 × 300	0.93	25.8
139.8 × 4.5 × 1,110	17.3			25.9
114.3 × 4.5 × 1,100	13.8	4.5 × 70 × 300	0.93	1.93
114.3 × 4.5 × 1,110	13.9			19.4
114.3 × 4.5 × 1,100	13.8	4.5 × 70 × 300	0.93	16.2
114.3 × 4.5 × 1,110	13.9			16.3
139.8 × 4.5 × 1,300	20.2	4.5 × 70 × 300	0.93	48.4

道路の区　分	設　計速　度(km/h)	一般区間		重大な被害が発生する恐れのある区間		新幹線などと交差または近接する区間	
		種 別	衝撃度(kJ)	種 別	衝撃度(kJ)	種 別	衝撃度(kJ)
高　速・自専道	100 以上	A	130	SB	280	SS	650
	80						
	60 以下			SC	160	SA	420
その他道　路	60 以上	B	60	A	130	SB	280
	50 以下	C	45	B 注)	60		

●高速道路（高速自動車道）、自専道（自動車専用道路）
注）設計速度 40km/h 以下の道路では C，Cm，Cp を使用することができる。

13. 法勾配及び角度対照表

勾配	垂直１に対し		水平１に対し		仰角度	
	法長	水平長	法長	垂直長		
0.05	1.00123	0.04978	20.11207	20.08719	87°	09
0.10	1.00496	0.09981	10.06489	10.01870	84°	18
0.15	1.01115	0.14774	6.75232	6.67786	81	9
0.20	1.01975	0.19981	5.10344	5.00451	78	42
0.25	1.03083	0.25025	4.11914	3.99572	75	57
0.30	1.04403	0.30001	3.47994	3.33317	73	18
0.35	1.05943	0.34986	3.02810	2.85821	70	43
0.40	1.07702	0.39977	2.69274	2.50017	68	12
0.45	1.09649	0.44976	2.43790	2.22237	65	47
0.50	1.11803	0.50112	2.28204	1.99550	63	23
0.55	1.14115	0.54975	2.07574	1.81897	61	12
0.60	1.16622	0.60006	1.94348	1.66537	59	02
0.65	1.19258	0.64982	1.83525	1.53888	56	59
0.70	1.22077	0.70020	1.74344	1.42814	55	00
0.75	1.24994	0.74911	1.66679	1.33349	53	08
0.80	1.28074	0.80019	1.60054	1.24969	51	20
0.85	1.31248	0.85006	1.54398	1.17638	49	38
0.90	1.34536	0.89987	1.49495	1.11126	48	01
0.95	1.37897	0.94951	1.45229	1.05316	46	29
1.00	1.41421	1.00000	1.41421	1.00000	45	00
1.10	1.48680	1.10072	1.35131	0.90909	42	16
1.20	1.56223	1.20023	1.30160	0.83333	39	48
1.30	1.64019	1.30009	1.26414	0.76923	37	34
1.40	1.72064	1.40022	1.22883	0.71428	35	32
1.50	1.80309	1.50038	1.20175	0.66666	33	41
1.60	1.88707	1.60033	1.17917	0.62500	32	00
1.70	1.97224	1.69992	1.16019	0.58823	30	28
1.80	2.05942	1.80034	1.14390	0.55555	29	03
1.90	2.14769	1.90068	1.12995	0.52631	27	45
2.00	2.23594	2.00000	1.11804	0.50000	26	34
2.10	2.32565	2.09968	1.10762	0.47619	25	28
2.20	2.41604	2.19938	1.09851	0.45454	24	27
2.30	2.50784	2.29984	1.09044	0.43474	23	30
2.40	2.60034	2.40037	1.08330	0.41666	22	37
2.50	2.69274	2.50017	1.07702	0.40000	21	48

14. カーブ表

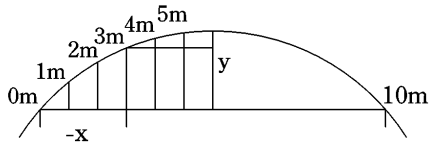

曲線長 10m 縦横距表（単位 m）

R / 弧長	R=10m		R=20m		R=30m		R=40m		R=50m	
	x	y	x	y	x	y	x	y	x	y
m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m
1	0.90	0.435	0.97	0.223	1	0.149	1	0.112	1	0.090
2	1.84	0.779	2.00	0.397	2	0.266	2	0.200	2	0.160
3	2.82	1.029	3.00	0.522	3	0.349	3	0.262	3	0.209
4	3.83	1.182	4.00	0.598	4	0.399	4	0.300	4	0.240
5	4.85	1.237	5.00	0.624	5	0.415	5	0.313	5	0250

R / 弧長	R=60m		R=70m		R=80m		R=90m		R=100m	
	x	y	x	y	x	y	x	y	x	y
1	1	0.075	1	0.064	1	0.056	1	0.050	1	0.045
2	2	0.133	2	0.114	2	0.100	2	0.089	2	0.080
3	3	0.175	3	0.150	3	0.131	3	0.117	3	0.105
4	4	0.200	4	0.171	4	0.150	4	0.133	4	0.120
5	5	0.208	5	0.179	5	0.156	5	0.139	5	0.125

R / 弧長	R=120m		R=140m		R=160m		R=180m		R=200m	
	x	y	x	y	x	y	x	y	x	y
1	1	0.038	1	0.032	1	0.028	1	0.025	1	0.022
2	2	0.067	2	0.057	2	0.050	2	0.044	2	0.040
3	3	0.087	3	0.075	3	0.066	3	0.058	3	0.053
4	4	0.102	4	0.086	4	0.071	4	0.066	4	0.060
5	5	0.104	5	0.089	5	0.078	5	0.070	5	0.063

R / 弧長	R=250m		R=300m		R=350m		R=400m		R=500m	
	x	y	x	y	x	y	x	y	x	y
1	1	0.018	1	0.015	1	0.013	1	0.011	1	0.009
2	2	0.032	2	0.027	2	0.023	2	0.020	2	0.016
3	3	0.04	3	0.035	3	0.030	3	0.026	3	0.021
4	4	0.048	4	0040	4	0.034	4	0.030	4	0.024
5	5	0.050	5	0.042	5	0.036	5	0.031	5	0.025

15. 三　角　法　公　式

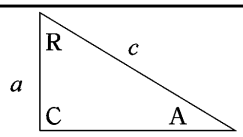

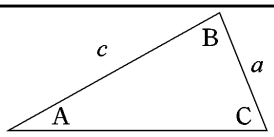

$s = \frac{a+b+c}{2}$

F＝面　積

既　知	未　知	公　　式
		直　角　三　角　形
a. *c*	A.B.*b*	$\sin A = \frac{a}{c}$　　$\cos B = \frac{a}{c}$　　$b = \sqrt{c - a}$
	F	$F = \frac{a}{2}\sqrt{c^2 - a^2}$
a. *b*	A.B.*c*	$\tan A = \frac{a}{b}$　　$\tan B = \frac{b}{a}$　　$c = \sqrt{a^2 + b^2}$
	F	$F = \frac{ab}{2}$
A. *a*	B.*b*.*c*	$B = -90° - A$　　$b = a\cot A$　　$C = \frac{a}{\sin A}$
	F	$F = \frac{a^2 \cot A}{2}$
A. *b*	B.*a*.*c*	$B = -90° - A$　　$b = b\tan A$　　$C = \frac{b}{\cos A}$
	F	$F = \frac{b^2 \tan A}{2}$
A. *c*	B.*a*.*b*	$B = 90° - A$　　$a = c\sin A$　　$b = c\cos A$
	F	$F = \frac{c^2 \sin A \cos A}{2} = \frac{c^2 \sin 2A}{4}$
		一　般　三　角　形
a.*b*.*c*	A	$\sin\frac{A}{2} = \sqrt{\frac{(s-b)(s-c)}{bc}}$　$\cos\frac{A}{2} = \sqrt{\frac{s(s-a)}{bc}}$　$\tan\frac{A}{2} = \sqrt{\frac{(s-b)(s-c)}{s(s-a)}}$
	B	$\sin\frac{B}{2} = \sqrt{\frac{(s-a)(s-c)}{ac}}$　$\cos\frac{B}{2} = \sqrt{\frac{s(s-b)}{bc}}$　$\tan\frac{B}{2} = \sqrt{\frac{(s-a)(s-c)}{s(s-b)}}$
	C	$\sin\frac{C}{2} = \sqrt{\frac{(s-a)(s-b)}{ac}}$　$\cos\frac{C}{2} = \sqrt{\frac{s(s-c)}{ab}}$　$\tan\frac{C}{2} = \sqrt{\frac{(s-a)(s-b)}{s(s-c)}}$
	F	$F = \sqrt{s(s-a)(s-b)(s-c)}$
a.A.B	*b*.*c*	$b = \frac{a\sin B}{\sin A}$　　$C = \frac{a\sin C}{\sin A} = \frac{a\sin(A+B)}{\sin A}$
	F	$F = \frac{1}{2}ab\sin C = \frac{a^2 \sin B \sin C}{2\sin A}$
a.*b*.A	B	$\sin B = \frac{b\sin A}{a}$
	C	$c = \frac{a\sin C}{\sin A} = \frac{b\sin C}{\sin B} = \sqrt{a^2 + b^2 - 2ab\cos C}$
	F	$F = \frac{1}{2}ab\sin C$
a.*b*.*c*	A	$\tan A = \frac{a\sin C}{b - a\cos C}$　　$\tan\frac{A-B}{2} = \frac{a-b}{a+b}\cot\frac{C}{2}$
	C	$c = \sqrt{a^2 + b^2 - 2ab\cos C} = \frac{a\sin C}{\sin A}$
	F	$F = \frac{1}{2}ab\sin C$

16. 法勾配と角度との関係（三角関数）

右の図は、安全規則に示された角度と法勾配の関係である。

直角三角形で斜辺と底辺の開きを角度で示された場合に、角度と勾配の関係は、直接には計算できないので、三角関数を利用することになる。

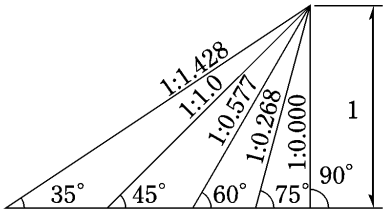

〔参考〕 安全規則の勾配

法 切 安 全 勾 配

地山の種類	掘削面の高さ（m）	掘削面の勾配（度）	法勾配
岩盤または、堅い粘土	5 未満 5 以上	90° 75°	1 : 0.000 1 : 0.268
その他	2 未満 5 以上 5 未満 5 以上	90° 75° 60°	1 : 0.000 1 : 0.268 1 : 0.577
砂	掘削面の勾配 35° 以下または高さ 5m 未満		1 : 0.428
発破などで崩壊しやすい状態になっている地山	掘削面の勾配 45° 以下または高さ 2m 未満		1 : 1.000

注　表は安全規則で定められている地山の種類と、掘削面の高さに応じた安全勾配が角度で示されている（安全規則 163 － 8）。

三 角 関 数 表
三角関数、真数及びラジアン表

θ		sin θ	cos θ	tan θ	cot θ	sec θ	cosec θ		
度	ラジアン								
0	.0000	.0000	1.0000	.0000	∞	1.0000	∞	1.5708	90
1	.0175	.0175	.9998	.0175	57.2900	1.0002	57.2987	1.5533	89
2	.0349	.0349	.9994	.0349	28.6363	1.0006	28.6537	1.5359	88
3	.0524	.0523	.9986	.0524	19.0811	1.0014	19.1073	1.5184	87
4	.0698	.0698	.9976	.0699	14.3007	1.0024	14.3356	1.5010	86
5	.0873	.0872	.9962	.0875	11.4301	1.0038	11.4737	1.4835	85
6	.1047	.1045	.9945	.1051	9.5144	1.0055	9.5668	1.4661	84
7	.1222	.1219	.9925	.1228	8.1443	1.0075	8.2055	1.4486	83
8	.1396	.1392	.9903	.1405	7.1154	1.0098	7.1853	1.4312	82
9	.1571	.1564	.9877	.1584	6.3138	1.0125	6.3925	1.4137	81
10	.1745	.1736	.9848	.1763	5.6713	1.0154	5.7588	1.3963	80
11	.1920	.1908	.9816	.1944	5.1446	1.0187	5.2408	1.3788	79
12	.2094	.2079	.9781	.2126	4.7046	1.0223	4.8097	1.3614	78
13	.2269	.2250	.9744	.2309	4.3315	1.0263	4.4454	1.3439	77
14	.2444	.2419	.9703	.2493	4.0108	1.0336	4.1336	1.3265	76
15	.2618	.2588	.9659	.2679	3.7321	1.0353	3.8637	1.3090	75
16	.2793	.2756	.9613	.2867	3.4874	1.0403	3.6280	1.2915	74
17	.2967	.2924	.9563	.3057	3.2709	1.0457	3.4203	1.2741	73
18	.3142	.3090	.9511	.3249	3.0777	1.0515	3.2361	1.2566	72
19	.3316	.3256	.9455	.3443	2.9042	1.0576	3.0716	1.2392	71
20	.3491	.3420	.9397	.3640	2.7475	1.0642	2.9238	1.2217	70
21	.3665	.3584	.9336	.3839	2.6051	1.0712	2.7904	1.2043	69
22	.3840	.3746	.9272	.4040	2.4751	1.0785	2.6695	1.1868	68
23	.4014	.3907	.9205	.4245	2.3559	1.0864	2.5593	1.1694	67
24	.4189	.4067	.9135	.4452	2.2460	1.0946	2.4586	1.1519	66
25	.4363	.4226	.9063	.4663	2.1445	1.1034	2.3662	1.1345	65
26	.4538	.4384	.8988	.4877	2.0503	1.1126	2.2815	1.1170	64
27	.4712	.4540	.8910	.5095	1.9626	1.1223	2.2027	1.0996	63
28	.4887	.4695	.8829	.5317	1.8807	1.1326	2.1301	1.0821	62
29	.5061	.4848	.8746	.5543	1.8040	1.1434	2.0627	1.0647	61
30	.5236	.5000	.8660	.5774	1.7321	1.1547	2.0000	1.0472	60
31	.5411	.5150	.8572	.6009	1.6643	1.1666	1.9416	1.0297	59
32	.5585	.5299	.8480	.6249	1.6003	1.1792	1.8871	1.0123	58
33	.5760	.5446	.8387	.6494	1.5399	1.1924	1.8361	.9948	57
34	.5934	.5592	.8290	.6745	1.4826	1.2062	1.7883	.9774	56
35	.6109	.5736	.8192	.7002	1.4281	1.2208	1.7435	.9599	55
36	.6283	.5878	.8090	.7265	1.3764	1.2361	1.7013	.9425	54
37	.6458	.6018	.7986	.7536	1.3270	1.2521	1.6616	.9250	53
38	.6632	.6157	.7880	.7913	1.2799	1.2690	1.6243	.9076	52
39	.6807	.6293	.7771	.8098	1.2349	1.2868	1.5890	.8901	51
40	.6981	.6428	.7660	.8391	1.1918	1.3054	1.5557	.8727	50
41	.7156	.6561	.7547	.8693	1.1504	1.3250	1.5243	.8552	49
42	.7330	.6691	.7431	.9004	1.1106	1.3456	1.4945	.8378	48
43	.7505	.6820	.7314	.9325	1.0724	1.3673	1.4663	.8203	47
44	.7679	.6947	.7193	.9657	1.0355	1.3902	1.4396	.8029	46
45	.7854	.7071	.7071	1.0000	1.0000	1.4142	1.4142	.7854	45
		cos θ	sin θ	cot θ	tan θ	cosec θ	sec θ	ラジアン	度
								θ	

17. 度量衡算表及び計算単位単化換算表

長さ及び距離

	分	寸	尺	間	センチ	メートル	キロメートル	インチ	フィート
1 分 =		0.1	0.1	—	0.30303	—	—	0.1193	—
1 寸 =	10		—	—	3.030	—	—	1.193	0.099
1 尺 =	100	10		0.1667	30.303	—	—	11.930	0.994
1 間 =	600	60	6		—	1.818	—	71.583	5.965
1 センチ =	3,300	0.330	0.033	—		0.01	—	0.394	0.033
1 メートル =	330.0	33.0	3.30	0.550	100		—	39.371	3.280
1 キロメートル =	330.000	33,000	—	550	—	—		—	—
1 インチ =	8.382	0.838	—	—	2.540	0.025	—		—
1 フィート =	100.584	10.058	1.006	—	39.479	0.305	—	12.0	

面積及び地積

	平方尺	坪	反	町	m^2	km^2	アール	エーカー
1 平方尺 =		0.0278	—	—	0.0918	—	—	—
1 坪 =	36		0.003	—	3.3060	—	0.0330	—
1 反 =	—	300		0.1	991.736	0.00099	9.9170	0.2450
1 町 =	—	3,000	10		9,917.36	0.0099	99.174	2.451
$1m^2$=	10.890	0.3025	0.001	—		—	0.010	—
$1km^2$=	—	302,500	1,008.3	100.833	—		10,000	247.114
1 アール =	1,089	30,250	0.1008	0.0101	100	0.0001		0.0247
1 エーカー =	—	1,224.12	4.080	0.408	4,046.71	0.0040	40.467	

容積及び体積

	勺	合	升	斗	石	cm^3	m^3	ℓ	ガロン(英)	ガロン(米)
1 勺 =		0.1	0.01	—	—	18.039	—	0.0180	0.00397	0.00477
1 合 =	10		0.1	0.01	0.001	180.390	0.00018	0.18039	0.0397	0.0477
1 升 =	100			0.1	0.01	1,803.90	0.00180	1.8039	0.3968	0.4765
1 斗 =	1,000	100	10		0.10	18,039.0	0.0180	18.0391	3.9682	4.7654
1 石 =	10,000	1,000	100	10		180.390	0.1804	180.391	39.682	47.654
$1cm^3$=	0.0554	0.0055	—	—	—		—	0.001	—	—
$1m^3$=	55,435.2	5.543.52	554.35	55.435	5.543	—		1,000	220.216	264.186
1 ℓ =	55.435	5.543	0.554	0.0554	0.0055	1000	0.001		0.220	0.2642
1 ガロン = (英)	251,730	25.173	2.517	0.252	0.0252	4,549.63	0.004545	4.546		1.2010
1 ガロン = (米)	209.833	20.983	2.098	0.2098	0.02098	3,785.43	0.003785	3.7852	83,270	

重さ及び質量

	匁	貫	カラット	グラム	キログラム	トン	ポンド
1 匁 =		0.001	18.750	3.750	0.00375	—	0.0083
1 貫 =	100		18,750	3,750	3.750	0.00375	8.267
1 カラット =	0.0533	—		0.2	—	—	0.0004
1 グラム =	0.2667	—	5		0.001	—	0.0022
1 キログラム =	266.667	0.2667	5.000	—		0.001	2.2046
1 トン =	—	266.667	—	—	1,000		2,204.6
1 ポンド =	120.958	0.12096	—	—	0.4536	—	

18. 棒　　鋼

1. 丸　鋼

直径 D (mm)	断面積 (cm^2)	単位重量 (kg/m)
6	0.2827	0.222
7	0.3848	0.302
8	0.5027	0.395
9	0.6362	0.499
10	0.7854	0.617
11	0.9503	0.746
12	1.131	0.888
13	1.327	1.04
14	1.539	1.21
15	1.767	1.39
16	2.011	1.58
17	2.270	1.78
18	2.545	2.00
19	2.835	2.23
20	3.142	2.47
21	3.464	2.72
22	3.801	2.98
23	4.155	3.26
24	4.524	3.55
25	4.909	3.85
26	5.309	4.17
28	6.158	4.83
30	7.069	5.55
32	8.042	6.31

2. 異形棒鋼

呼び名	単位重量 kg/m	公称直径 (d) mm	公称断面積 (S) cm^2	公称周長 (ℓ) cm
D 6	0.249	6.35	0.3167	2.0
D10	0.560	9.53	0.7133	3.0
D13	0.995	12.7	1.267	4.0
D16	1.56	15.9	1.986	5.0
D19	2.25	19.1	2.865	6.0
D22	3.04	22.2	3.871	7.0
D25	3.98	25.4	5.067	8.0
D29	5.04	28.6	6.424	9.0
D32	6.23	31.8	7.942	10.0
D35	7.51	34.9	9.566	11.0
D38	8.95	38.1	11.40	12.0
D41	10.5	41.3	13.40	13.0

備考

表２の数字の算出方法はつぎによる。

公称断面積（S）$= \frac{0.7854 \times d^2}{100}$: 0 でない数字の上位から４けたに丸める。

公称周長（ℓ）=0.3142 × d : 小数点以下１けたに丸める。

単　位　重　量 =0.785 × S : 0 でない数字の上位から３けたに丸める。

定尺（m）直径≦ 25mm : 3.5, 4.0, 4.5, 5.0, 5.5, 6.0, 7.0, 7.5, 8.0, 8.5, 10.5

直径 <25mm : 3.5, 4.0, 4.5, 5.0, 5.5, 6.0

3. 鉄筋種類を区別する表示

種類を区別する表示方法

種類の記号	種類を区別する表示方法	
	圧延マークによる表示	色別塗色による表示
SR 235	適用しない	赤(片断面)
SR 295		白(片断面)
SD 295 A	圧延マークなし	適用しない
SD 295 B	1又は　丨	白(片断面)
SD 345	突起の数1個(・)	黄(片断面)
SD 390	突起の数2個(・・)	緑(片断面)
SD 490	突起の数3個(・・・)	青(片断面)

図1　異形鉄筋の種類ごとの圧延マークの例

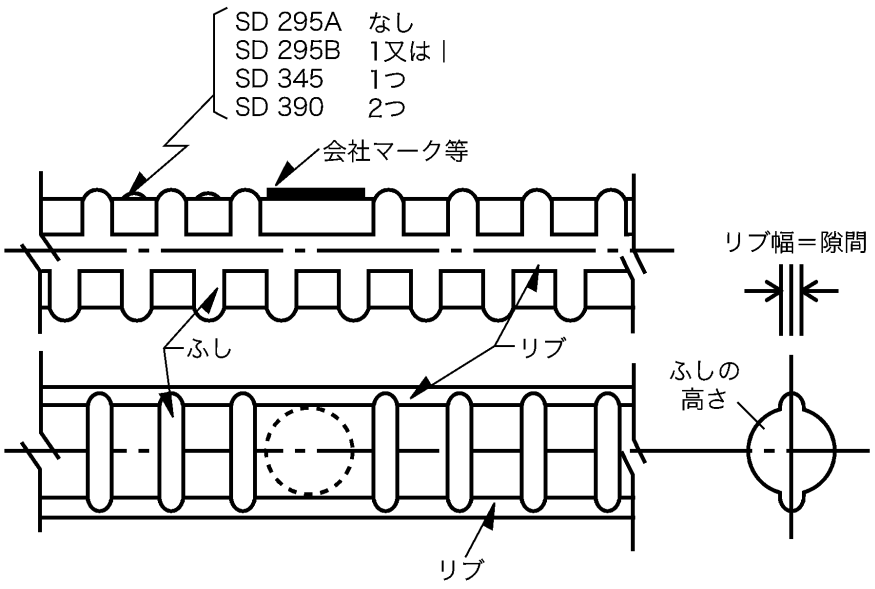

土木工事施工管理基準　平成27年4月30日　改訂版
土木工事共通仕様書　平成26年3月19日　改訂版
土木工事施工管理基準　平成26年3月14日　改訂版
土木工事施工管理基準　平成25年7月　1日　改訂版

不許複製

土木工事現場必携

（平成30年11月・電子版 ver 1.1）

平成26年3月 初版 第1刷 発行
平成26年7月 初版 第2刷 発行
平成30年11月 電子版 ver.1.1 作成

発　　行　一般財団法人 熊本県建設技術センター
〒861-4214
熊本市南区城南町舞原東194
電話（0964）28－6926㈹
印 刷 所　株式会社　太　陽　社
熊本市中央区新大江2－5－18
電話（096）366－1251